の淺義によれば、佛を以て本地と爲し、神道を以て垂跡となせども、もし隠幽の密義によれば、神を以て本地と爲し、佛を以て垂跡と爲す、密に秘密隠密の二義ありて、眞言教の知きは、秘密にして尚淺く、神道は隠密にして極めて深し、神道には、相傳、傳授、面授、口訣の四重あり、また影像、光氣、向上、底下の四位ありて、顯より密に至り、密の中にまた淺深あり、故にもし其人にあらざれば、淺略の分も傳ふべからずとす、而して其授くる所は、神道護摩、宗源行事、十八神道の類にして、之を切紙傳授と稱し、後には、傳授料として若干の錢を要するに至る、按ずるに此說は、後土御門天皇の時、卜部兼倶が、其祖兼延の說なりと稱して、創する所なりといへり、卜部氏は吉田神社の祠官にして、家を吉田と稱するを以て、之を吉田流の神道といひ、大に世人の耳目を聳動せしめたるのみならず、其流行の結果は、敢て我が敬神の風を增損する事はなかりしと雖も、而も神道をして愈々宗教の範圍に陷らしめ、爲めに其本源の旨を失ひたり、江戸時代に入りては、德川義直神祇寶典を著はし、林羅山神社考を著して、本地垂迹の說を破し、吉田家の所傳を駁せる等の事ありしも、尙一般には唯一、兩部の二神道說盛んに行はれ、德川家康の知きも、僧梵舜より吉田家神道の傳授を受けて、其高妙を歎したりといへり、寛文延寶の際に及びて吉川惟足あり、一魚商より起り、萩原兼經の門に入り、吉田神道を學びて、別に一派を爲し、德川頼宣、保科正之等の優待を受け、遂に幕府に徵されて神道方となれり、山崎闇齋また同時に出でゝ、朱子派の儒學を修めしが、後ち惟足及び出口延佳に就きて神道を學び、所謂垂加流の神道を創む、垂加とは、神道五部書に「神垂以二祈禱一爲レ先、冥加以二正直一爲

（垂加神道）

レ本」とあるに基く、闇齋、延佳、並に陰陽五行の理を以て、神道を說き、或は之に混するに、周易の說を以てし、或は之を輔くるに、朱子の學を以てし、日本紀の神代卷を以て一箇の教訓書となしたり、爾來吉田の門下及び其他より出でゝ、別に神道の一派を立てたるもの頗る多し、黑住、神習、禊、金光、天理、蓮門の法教のごときは其著きものとなす、黑住教は備前の人黑住宗忠の創むる所なり、宗忠夙に垂加流の神道を究め、「神明の心を測り神明の行を想ふに、其目的人間に幸福を與へんとするに外ならず、されば己れ神明たらんとするには、先づ世人の喜ぶことをなさゞるべからず」と稱し、惡を避け善を修し、身心を淸め、精心を凝めて太陽を拜したりしが、文化十一年十一月十三日拜日の際、天地生々の靈機を自得し、これを以て天照大神の恩德とし、每年一度伊勢に詣づることを怠らず、翌て京都に出でゝ神書を講じ、禁厭の法を行ふ、宗忠能く氣息を吹きて人の病を癒し、信徒最も多し、後ち其教基を定めて曰く、「學旨を二類に分ち、一を實行學とし、一を研究學とす、實行學は我を離れ、氣を養ひ、心氣を鎭め、無我無念となり、禁厭を施し、神德靈驗の表章を主とす、之れを中人以上の目的とする、倫理を明にし、諸教に涉るといふ點に於ては、殊に見るべきものなかりしが、中人以下の目的たる、禁厭を施し、神德靈驗の表章を主とする方面に於て大に勢力を得、安政三年には宗忠大明神の號を賜はり、慶應元年には其祭祀所を以て勅願所とせられ、明治九年十月黑住講社を黑住派と唱へ、別派を公認す、十

（黑住教）

二年には備前に宗忠神社と崇めらるゝに至れり、

（神習教）

神習教はもと烏傳神道といふ、加茂規清の創むる所なり、陽明學並に國學を應用し、神道をして純然たる一種の宗教たらしめんとせるものにして、其說に曰く「予は天地の理を究め、之が決著を求めんとて、空理を練ること二十年に至り、始めて生身の國常立尊に拜謁を遂げたり、茲に於て漸く安樂の恩ひを爲しめ、叔人々彼の心理を得んと覺さば、靜座肝要なり、若し靜座を爲さゞれば、いつも口先の論のみにて、實に天地の妙用を我が物と爲すこと難し、斯くの知く心の妙體を大悟せば、道は遠きに求むるに及ばず（中略）人間に五常の道備はるも、皆其元は、天地の道の人間に含る所にして、決して私の此體に妙あるにあらず、凡て天地の神の爲す所の道なり、斯の知き道を、我國にて神道と號する所以は、皆既に天照大神の道なるが故なり」（中臣祓講釋）と、明治十五年五月神習教會を神習派と唱へ、別派を公認す、

（禊教）

又是と前後して出でたるを井上正鐵の禊教とす、正鐵は神祇伯白川家の門に入て、塞心惟神の大道を學び、「飲食を斷ち、木食を爲し、水を浴み、禪座をして觀念を凝らすといへども、悟り得ることなし、力盡きて空しく過すに、四十歲の春、觀念の床に夢幻の知く、一人の若き女子我れに大道を傳へんとて、明玉を口に授け入ると覺えて、眠りより起き、爾後始めて惑ふ所なし」とて、信神の一句を本として、「トホカミエミタメ」の法を傳ふ、遠近これを信するもの多し、幕府終にこれを三宅島に流す、正鐵島に在りて晝夜の別なく、「トホカミエミタメ」を口唱して、終に禊の奧義に達し、許されて江戸に歸るや、「トホカミ」の一派を起し、禊の教を說く、其教義に曰く、「トホカミエミタメ」を何十何百遍となく唱へ看よ、精神意息全

く疲勞して、無念無想の觀に入らん、此時我れを知り神を知るを得るは、これ全く此調か、他の祓詞や祓に勝ぐれし所あるに由るにて、皆なこれ禊大神の威靈著るしき證なり」と、諸種禁厭の法を行ひ、大に俗間の信仰を博せり、

（金光教）

金光教は、備中淺口郡の農夫なり、嘉永五年十一月、神より金光大神の稱を與へられたりと稱し、姓を金光と改め、金光大神は、他の神達と遙ひ、靈驗最も著しければ、能くこれを信ずる人は、決して災厄凶禍に罹るの憂ひなし、若し未だ金光大神を信ぜずして、疾病に惱み災禍を受け居る人と雖も、一たび金光大神を信ずる時は、忽ち病に癒え禍は消散せんと稱し、愚民の信仰を得たり、

（天理教）

天理教は、天保九年十月廿六日、大和國山邊郡中山善兵衛の妻ミキが唱道したる所にして、國常立神、面足神、國狹槌神、月讀神、雲讀神、惶根神、大房邊神、帝釋天神、伊弉諾神、伊弉冉神の十柱が其身體に乘移りたまへりとて、此十柱を天理王命と稱し、「惡きを攘ひ助けたまへ天理王命」といひて、男女相混じ神前に舞踏を爲し、或は音曲を交へて、「チョイト話し、神の言所聞てくれ、惡きなことは言んでナ、天と地とを象りて、夫婦を拵へ子を設け、之れを此世の始めとし、天理王の命」と口唱し、旦つ盛んに禁厭を行ふ、

（蓮門教）

蓮門教は、豐前小倉の人島村ミキと云ふ者によつて組織せらる、此教は「事の妙法」といへるものを本尊とし、神前に於て、事の妙法南無妙法蓮華經など唱へ、又中臣祓禊祓等を用ふる等のことあり、蓋し德川氏に於て禁ぜられたる不受不施の信徒が、密かに神に託してこれを信ぜしを、終には一派の宗教として、神佛混淆の蓮門教なるものを生ぜしにはあらざるか、而して天理蓮門共に、「お籠り」と稱し、男女混淆の弊ありといふ（因にいふ、天理教は切支丹の殘徒水野軍記によつて傳へられ、中山ミキに至りて發表せられたるなりといふ說あり、考ふべし）神道ほかくの知く、世の下るに共に益々變遷し、遂に半ば淆祠に頓するものを出し、本旨を去ること遠からんとするに際し、一方に於ては、古學復興の氣運漸く盛大となり、契冲、賀田春滿、賀茂眞淵等輩出し、本居宣長に至りて其說大に備はる、尋で平田篤胤あり、宣長等の說を繼述して、專ら佛教儒學を排斥せん事を力めたり、此一派はみな國史の研究を以て、神道を闡明せんとしたるものにして、今日神道を說くものは、本居平田の流を汲めるもの、十中の八九を占む、明治維新の元年、朝廷は、菩薩權現等の神號を留め、佛像を以て神體と爲すを禁じ、僧侶の社務に服する者をして蓄髮せしめ、日蓮宗の三十番神の號を停むる等、千年以來の兩部の流弊を一洗し、神佛混淆の習俗を改革し、二年國是の大基礎を確定し、皇道の復興せんとの叡旨より、神祇官に行幸して、天神地祇及び列祖の神靈を祭り、給ひ、宣教使なおきて大教を宣布せしめ、三年諸藩に宣教掛を置き、政教一致の旨を說かしめ、五年教部省を置きて、全國の神社寺院に關する事件並に教義の事を掌らしめ、又教導職をおき、神官僧侶及び宣教に意ある者を以て之に宛てしが、十年教部省を廢して、其事務を內務省に移し、十七年また教導職を廢したり、もくのごとく神佛混淆の禁ありしより、神道また面目を改めたれども、宗教的性質を帶びたるものは決して其迹を絕たず、各々一派を爲して管長をおき、布教に從事せるもの、現今にては、大社教、扶桑教、大成教、實行教、黑住教、修成教、神習教、禊教、神理教、御嶽教、金光教、神道本局の十二派あり、なほ別に神道本局に屬し、獨立せざるものに天理教、蓮門教あり、皆完全の要素を備へざる宗教なりと見ること當を得たるに似たり（史學雜誌「神道」、古事類苑神祇部、日本風俗史、日本教育史）

シンタウイツシンリウ　神道一心流

櫛淵彌兵衛宣根の創めたる劍術の流派○宣根は江戸の人、父宣久につきて天眞神道流を習ひ、後ち諸流を學びて其妙旨を究め、遂に神道一心流と稱す、文政二年九月死、年七十三、飯篠長威齋より世々其術を傳ふ（武術流祖錄）

シンタウカタ　神道方

江戸幕府の職名、神書を修め、祭事の舊典を掌る、內密にて伊勢へ派出する事あり、吉川惟足以來、其家にて世襲す、家祿百石、手付出役あり、寺社奉行の所管（官制沿革略史）

シンタウゴフノシヨ　神道五部書

五卷、國史大系第七卷に收む　傳姫命世紀（一名太神宮本紀）天照坐伊勢二所皇太神宮御鎭座次第記（一名阿波良波記）豐受皇太神宮御鎭座本紀（一名飛鳥本紀）伊勢二所皇太神宮御鎭座傳記（一名太田傳記）造伊勢二所太神宮寶基本紀の五部を集む、度會延佳この書に頭註を加へて異本を考證せり、又國史大系本は吉見幸和度會延佳其他の頭註あり、これ等の書の僞書なることは、吉見幸和の五部書說辯に詳かに見えたれば、參看すべし、

シンタウジフニブノシヨ　神道十二部書

寫本十二卷　傳姫世紀、御鎭座次第記、御鎭座本紀、御鎭座傳記、寶基本紀、天口事書、古老口實傳、御奉仕記、御鎭座本紀、機殿規式帳、心御柱記、神風鈔の十二部を集む、以上十二部は禁河の書と號して、宮河の外に出だすことを許さゞりきと云ふ、此等の書の僞作なること吉見幸和の五部書說辨に詳しく見えたれば、參看すべし、

シンタウミヤウモクル井ジユウセウ

神道名目類聚抄 【巻数】六巻 【内容】神道に關する官社、神寶、祭器、幣帛、冠服衣衾より社司の職等に至る迄の名目を類聚して、一々注釋圖説したるものにして最も便利の書なり、正德四年正月刊行 【出典】野殿業、元祿己卯(十二年)六月の自序あり(神道名目類聚抄、群書一覽)

シンタウムネンリウ　神道無念流 福井兵右衛門嘉平の創めたる劍術の流派○嘉平、初め川上善大夫と號す、野州に生る、天明年間の人なり、田中權内につき一圓流の刀術を學び、其妙を得、後諸國に修行し、信濃に至り飯綱權現に祈り遂に奥旨を悟り、自ら神道無念流と號す(武術流祖錄)

シンタウリウ　新當流 神尾織部の創めたる馬術の流派○織部は何國の人たるを詳かにせず、馬術の神妙を得、新當流と號す、寛延中水戸家の人大田原和泉守政通、四世の正統を繼ぐ、精妙と稱せらる、其子師正、其傳を繼ぐ(武術流祖錄)

シンタウリウ　神道流 飯篠若狭守盛近の創めたる槍術の一派○盛近之を長威入道に傳へ、其妙を得、子孫相繼て其業を傳ふ(武藝小傳、武術流祖錄)

○盛近——長威齋——盛信——盛綱——穴澤雲齋

「櫻原後重(櫻原流祖)——木川正信——」

「梅田治忠(本心鏡智流祖)——」

シンタウリウ　神道流 飯篠長威齋家直の創めたる劍術の流派、また天眞正傳神道流ともいふ○家直は下總國香取郡飯篠村の人、山城守と號す、幼より刀槍の術を好み、精妙を得、尚其技術を天下に顯はさんとし、鹿島香取の神宮に祈願し、遂に絶妙を悟る、中興刀槍の始祖となる、從遊の士甚だ多く、諸國一羽、塚原土佐守、松本備前守政信、井島巨雲爲信等傑出しいづれも一流を開く(武藝小傳、武術流祖錄)

○飯篠家直——諸國一羽(一刀齋)——塚原土佐守(卜傳)——塚原卜傳

——松本政信(備前守)——有馬乾信——柏原盛重

——井島爲信(壮次)

シンタク　神託 託宣(メイセン)を見よ、

シンタラウセウシヤウ　新太郎少將 池田光政(イケダミツマサ)を見よ、

シンチ　神地 宗廟山陵及び官國幣社、府縣社の所在地をいふ、此地は地券を發せず、其廣狹を地方官の帳簿に記載す、明治六年三月之を制定し、翌年十一月改正して官有地の第一種に屬せしむ(大日本租稅志)

シンチ　神痔 「カンダヂ」を見よ、

ジンチウ　淨頭 禪宗の僧役、厠の掃除等を掌る、厠は不淨の處なるが故に、これを掌る者をして清淨ならしむる義なり(禪林象器等)

シンチオンジ　新知恩寺 【所在】武藏國東京下谷○神田山と號す、【宗派】淨土宗、關東十八檀林の一○本尊阿彌陀如來 【起源沿革】慶長九年、德川氏の招待に因り、智響上人隨意江戸に出で、神田駿河臺に之を創建す、因て智響を開山と爲す、後ち今の地に移す、坊舍七箇寺、所化寮四十八軒あり、寺領五十石を領す(和漢三才圖會、江戸名所圖會)

シンヂシ　神庤司 「カンダヂ」を見よ、

ジンチヤウ　人長 神樂(カグラ)を見よ、

ジンチヤウカグラ　人長神樂 雅樂の神樂を云ふ、神樂は人長先づ舞ひ、舞人を指揮して奏するが故に、ふか稱するならん、明月記に、建久十年八月四日出京參二日吉、於二大宮寶前一被行二御神樂一(俗稱二人長神樂、有二和琴等一)と見えたり、「カグラ」參看、

シンチユウクワモン井ン　新中和門院 【名稱】藤原尙子 【系統】攝政近衛家熙の女、母は、從三位町尻兼量の女量子 【事蹟】中御門天皇の女御、櫻町天皇の御母、元祿十五年三月生れ、享保元年十一月十三日入內、同日女御となる、同五年正月二十日三宮に准じ、院號を賜ふ、同日薨す(實は昨夜薨す)二月六日泉涌寺に葬る、十三年六月皇太后を贈る(門院傳、國母表)

シンチユウゲンジゼニ　眞鍮元字錢 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、徑八分弱、重八分、寛文元字穿上に在り、其樣二種二樣、一文を以て當時行錢の三に當てしむ、寛保の初、京都の商人請うて鑄造す(新寛永錢譜)

シンチユウゼニ　眞鍮錢 【名稱】江戸時代に行はれたる錢貨の一種、眞鍮にて作りたるを以て此名あり、また、其價一枚を以て四文に換ふるを以て四文錢或は當四錢といふ 【性質】二種あり、背に波形ありて少なきもの、經九分五厘、重一匁四分(茅窓漫錄に、錢背に波少きは、同六年以後の鑄物なりといへり)、一は波形多くして徑九分、重一匁と爲す、寛文面平地、永波の紋あり、面は寛永の號を用ふ、初め波二十一ありしが、後減じて十一波と爲す、其貨率ほ、明和年度の分、凡そ銅六十八、亞鉛二十四、白目八、文政年度の分、銅六十五、亞鉛十五、鉛十、安政年度の分、銅六十五、亞鉛十五、鉛二十とす 【起源沿革】明和五年五月、江戸亀井戸村銀座に於て、始めて之を鑄る、一枚を以て惡錢四文に換ふ、一箇年鑄造高、五萬五千貫文と定めらる、此後屢々鑄造高を減ぜらる、天明八年十二月に至て吹方を止め、

永代通寶の令あり、但吹高五百五十三萬六千三百八十貫二百八文(一文を一枚にして算す)、文政四年十一月より同八年まで五箇年間、銀座にて眞鍮錢吹增の事あり、鑄造高七萬九千七百貫文、安政四年また之を鑄造す、貨幣(クワヘイ)參看(貨幣慈錄、新寛永錢譜、大日本貨幣史)

シンチヨウグミ　新徵組 【起源】江戸幕府が、浪士中の才藝あるものを徵集して組織したる警備隊、江戸に置きて海防及び非常の備に充つ 【事蹟】徵集のはじめ取扱をおき、鶴殿鳩翁を以て之に補し、在職資給米三百俵を與ふ、尋で隊伍を編するに及び、改めて支配と稱し、鶴殿の外、松平上總介、中條金之助等之に補す 【起源沿革】文久二年十二月、幕府時勢に鑑みる所あり、廣く浪士を徵募し、翌年四月隊伍を編成して新徵組といふ、然るに隊士中兇暴無賴の徒多く、擴夷の實と稱して富豪を脅迫する等の弊害ありしを以て、元治元年五月之を廢したり(德川禁令考、官制沿革略史)

シンチヨクセンワカシフ　新勅撰和歌集 【巻数】二十巻、歌凡千三百五十三首、或は千三百七十一首 【内容】二十一代集の一、四季、賀、戀旅、神祇、釋教、戀雜に分つ、今川了俊は、新勅撰は花實を兼れたる集と云ひ、烏丸光廣は、新古今の花に過ぎたりとて、新勅撰を定家のくすみてあまれたり」と云へり、後鳥羽、土御門、順德三天皇の御詠を一首も入れず、武士の歌を多く入れしは、定家が北條氏の武威を恐れて、關東におもねりし故なるべし、故を以て本集を宇治川集とも云ふ、武士を八十うぢ川と云ふによれるなり○評釋に、新勅撰契冲案二卷、新勅撰集抄三卷、新勅撰雜註三卷(以上契冲著)新勅撰抄二十卷(僧慶眞註釋)等あり 【考】先期河天皇貞永元年六月、藤原定家(フヂハラノサダイヘ)を見よ)勅を奉じて撰集し、天福二年之を奏覽す(歷代和歌勅撰考)

ジンツウノカブラヤ　神通鏑矢 上差の矢を云ふと云へども、伊勢貞丈は、田村草紙に神通の鏑矢とあるによりて、後世の妄作したるなりと云へり、從ふべし、尙ほ貞丈雜記弓矢の條を見よ、

シンデン　神田 【名稱】神社の用途に充つる田地、又ミトシロと云ふ、御戸代、御刀代、神戸田地と書す、トは田の轉なり、單純なるものと、神戸内のものと二種あり、共に不輸租田にて賣買を禁ず、單純なるは地子田なる云ひ、神戸内は多く口分田にて、地子田或は神社に自ら耕作するもあり、其田租は貯藏して神稅と稱し、祭祀修造の用途、神祇官人及び社司の俸祿に充つ 【起源沿革】仲哀天皇九年四月、神田を定めて倒らしめたるを始めとす、持統天皇四年正月畿內の天神地祇に幣を班ち、神戸田地を增す、大寶令の制、神田は收授加授せざる事と定む、大同元年太宰府八幡及び八幡大神比咩社に神位田を寄せ、又天平勝寶二年二月、賀茂御祖大社に神戸代田一町を寄せしが、承和十五年二月一町を增し、同三月山崎明神に二町を寄せたり、寛治四年七月には、賀茂上下社に不輸田六百町を寄せ、供御田とす、神稅不足に依てなり、此後神田の名見ゆる事稀にて、多くは神領と稱し、社司等之を掌りて、租賦を徵收し、以て祭祀造營の諸費に充て、其所用に從て、日供料所、御供料所、朔幣田、年中行事領、臨時祭料所、放生會料所等の名あり(シンリヤウ)參看(書紀、令義解、續後紀、延喜式、三代格、古事類苑神祇部)

シンデンカイホツ　新田開發 墾田(コンデン)を見よ、

シンデンカタ　新田方 江戸幕府の職名、下勘定所の分科にて、舊來の山野池沼等を開發して、田畠となして高入(タカイリ)を爲し、又は之を檢地することを掌る、即ち新田畑開發の吟味、並に代金取立、御勘定組、石盛何、檢地帳、年廷何等のことを掌る(地方凡例錄、德川氏官制)

シンデンチダイキン　新田地代金 江戸時代、臨時納物の一にて、新田畑を開墾する時、其地代として納むべき金をいふ、地方凡例錄に「是は新田畑等に可なる地所見立、其村々より願出るか、又他所の者にても場所見立、地元の村方へ懸合、障なければ開發願、其地所御料なれば、公儀私領とも領主地頭へ地代金相納むる、段當は定法無し、之を開發の場所善惡、起し手間人夫入用等の多少により地代金多少あり、大概一通の處なれば、一段歩に金二分位、又開發雜所にて手間多くかゝり、其上土地宜からざれば金一分にも極る、若し開發入用もかゝらず、地面宜しければ三分一兩其上も差出處もあり、畑方なれば田方地代金半分、又三分二位に極る、右納め高は秋下年季に割合せ、年季中に相納むし」といへり、

シンデンツクリ　寢殿作 【名稱】王朝時代の中葉(所謂藤原時代)攝神の邸宅として用ひられたる建築形式を云ふ、其主要なる建築を寢殿と云ふより名づく、寢殿とは正殿を云ふなり、爾雅の釋宮に、周制、王公六寢、路寢一、小寢五、路寢治事之所、小寢燕息地也、又公羊傳に、路寢所正寢也、史記樂書に、凡居室皆曰寢、とあり、後世寢間なるが故に寢殿と云へるは誤なり 【沿革】寢殿は大さ七間四面、又は五間四面なり(一間は通例凡一丈)之れを身舍(母屋)とし、その周圍に廂を繞らし(廂の一間なるを廣廂とも廣緣とも云ふ)廂の外に更に檐を繞らし、高欄を附す、正面及び左右に階あり、屋蓋は四注にして檜皮を以て

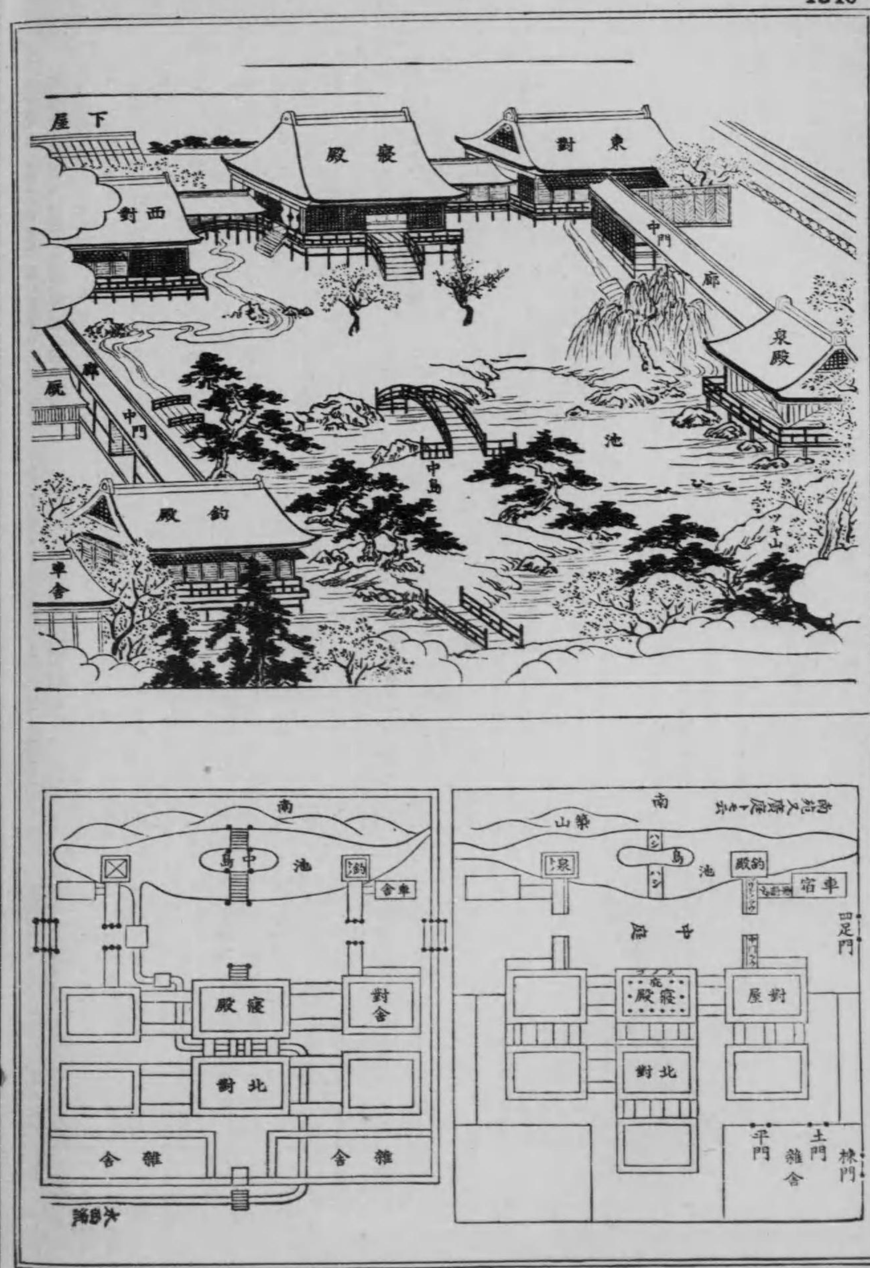

之れを葺く、身舍は幾多の室に區劃せられ、主人の起臥する處とす、寢殿より北、東、西（寢殿は南面し、南は庭に向ふ）に廊を作り、北、東、西の對の屋に到る、對の屋は家族の起居する所なり、東西對の屋より南方に廊を出し、その盡る所に東に泉殿、西に釣殿を建つ、泉殿、釣殿は寢殿と共に南庭を包みて池に臨めり、門は四面に四脚門を開き、釣殿と西の對との間なる廊を貫通して、寢殿の前に出づべからしむ、寢殿内部の設置は身舍及び廂の外面に格子あり、格子の内面には帷を垂る、身舍は障子にて適宜の數室に區劃せられ、その主室には中央に帳臺を据ゑ、左右に置疊を設け、三尺几帳を立つ、帳臺は寢床として用ひられ、置疊は起座の時に用ふ、座の傍には二階厨子を置き、日用の雜具を載せたり（起原沿革）桓武天皇都を平安に定め、皇居を造營するや、宮殿庭園の配置悉く支那の式を摸したり、後の寢殿作は蓋し此の樣式の轉化せしものなり、藤原時代を通じて盛に行はれ、源頼朝幕府を鎌倉に開くや、寢殿作を更に轉化して、武家造の樣式起り、尋で禪宗盛に弘まるに及びて、室町時代に至り書院造出來て、寢殿造りは京都の一部に存するのみなりき（家屋雜考、日本美術略史稿）

シンデンヒキ　神田引　江戸時代免租の一、村里鎮守の社地は、概れ除地なれども、拔地後、事故有て社地と爲し、又は祭田と稱して、田畠を神社に喜捐し、又は墾闢の落成を祈るが爲め、喜捐する等の地租を除くないふ（地方凡例錄、大日本租稅志）

ジンドウ　神頭　矢の根の名、「ナジリ」を見よ、

シンドウジ　神童寺　（所在）山城國相樂郡高船村字神童寺○北吉野山と號す、又金剛蔵院とも云ふ、初め瓜生山觀世音教寺と號す（來歷）眞言宗新義派○本尊千手觀音（起原沿革）傳に云、厩戸皇子の草創と、白鳳四年九月、役小角當寺慶々峯の山嶺に於て研修精勵し、感得の像を安置して、神童教護國寺と改稱す、本尊金剛藏王菩薩卽ち是なり、其後泰澄、行基、頁辨、鑑眞等の高僧、勵精修法せし遺跡今猶存す、空海の作不動明王石像壁岩の内に在り、又北吉野山と號するは、大和吉野山に對するの稱なり、爾後廢壞せしを、興福寺の願安再興し、法相眞言兼學の道場となす、治承の變殿堂悉く燒亡す、後鳥羽天皇の宣旨により、源頼朝再興舊觀に復し、丹波國桑田郡篠村を寄す、元弘元年九月再び兵火に罹り衰廢せしが、應永十三年に至り、興福寺の官務懷乘藏王堂を建立す、寺祿は四百石にして、豐臣氏德川氏之に仍る（山城名勝志、平安通志）

シントククワン　進德館　舊高遠藩の學校（所在）信濃國伊那郡高遠城内三ノ丸（起原沿革）萬延元年三月創立、天明年間藩士坂本天山文武を兼修し、單身海内を周遊し名聲あり、藩士星野嵩山中村中條松田永安等其門に出づ、藩の文學興起の原因、此等先輩者の薫陶に據る、爾後藩主内藤頼直の時、特に儒學を尊崇し、藩學を設立し、子弟の教育を奬勵す（日本教育史資料）

シントククワン　進德館　舊鯖江藩の學校（所在）越前國今立郡鯖江中小路（起原沿革）天明八年、藩主間部詮熙の代、儒員芥川左民に命じ、藩の子弟の家塾に教授せしめ、文化十一年五月校舍を敕立し、進德館と名づく、間部詮房に至り大に之を更革す、文政六年八月、始めて文宣王畫像を館に祭り、嘉永三年銅像を納む（日本教育史資料）

シントククワン　進德館　舊綾部藩の學校（所在）丹波國何鹿郡綾部屋敷町（起原沿革）正德五年創立、天保年間藩主九鬼式部少輔隆都、朱子學を修し、大に學事を擴張せんとす、慶應元年藩主九鬼大隅守隆備尊で朱子學を修し、學校を增營せしめ、藩士近藤勝直をして之を總督せしむ、又鄕學校を興し農民の子弟をして普く就學せしむるの制を立つ（日本教育史資料）

シントクダウ　振德堂　舊飫肥藩の學校（所在）日向國南那珂郡飫肥板敷（起原沿革）寛政の頃、學問所ありし由なれど、詳かならず、享和元年十一月、藩主伊東祐民八幡馬場明智院屋敷を學問所とし、學事を奬む、文政十一年祐相入國の際改造の意あり、遂に天保二年に竣功す、是を振德堂と稱す、明治後普通學科に改め、飫肥小學校とし、後又飫肥學校と改稱す（現況）坪數千四百六十八坪、家屋二百七十三坪（日本教育史資料）

シントクダウ　振德堂　舊篠山藩の學校（所在）丹波國多紀郡篠山城南門外の西堀端（起原沿革）明和三年に創立す、初め藩主青山下野守忠朝、學舍を新築し、藩内の士民及び生徒をして校に入り業を受け、專ら漢學を修めしむ、天明年間藩主忠裕、更に學士教導職を置き、子弟は幼時必ず學に入るべきの制を定め、學舍を增設し、之に養正齋成始齋の稱を與へ、漢學を教授せしむ、次で筆算暦禮等の科を置く、又弓馬劍槍兵學砲術柔術捕方等の武術科を設け、演習場を師範者の舍内に構設し、藩士及び子弟をして業を受けしむ、又文武司、文武方等を置き、藩政に參するものなして、毎に之を兼知監督せしむ、文化以後藩主幕府の執政となり、封に就かざること殆ど四十年、其間特に藩老に命じて學事を綜理せしむ、嘉永年間藩主忠耳、渡邊亮太郎を學士となし、一

に天明以降の規模に據り、藩内の教育を布き、明治維新に至る（日本教育史資料）

シンドリ　後取　朝廷に於て、歳首に能く酒を飲む者の撰ばれて、御齒固に侍候するをいふ、江次第に、後取、歳人式云、侍臣堪二大飲一者参二仕後取一云々、四位五位多非職之雲客也、元日不レ用、近衛次將閑腋帶劍無二便故也一雲客所役抄に、行事侍中定二其人三人一書二紙屋紙一、元日四位、二日五位、三日六位勸二此役一、或又令堪二大飲一者云々」又雲圖抄に據れば、舊年晦日に上圖の如く切紙に姓名を記して、之を殿上の角柱に押すといふ、

後取	
元日	
、、朝臣	
二日	
、、、、	
三日	
、、、、	

シントリリ　新鳥蘇　舞楽　高麗樂、壹越調三十四曲中の一、一名納序曲とも稱す、（吹奏の曲譜によりて名づく）新樂にて大曲○舞者六人、番舞皇帝破陣樂　起源沿革　作者詳かならず、高麗笛師下春、始めて之を傳へたる由なれど、何れの頃なるかを知らず、此曲を奏するには、先づ納序を吹き、次に古彈を吹くを例とす、されど古彈ばいつしか絶えたり、三位清政より兵庫允公賴といふ人此譜を傳ふ、當時尾張國に得業といへる人あり、此道を好みて其蘊奥を極めたりしかば、公賴、得業に示すに此譜を以てし、且つ師説のありのまゝを聞かせしかば、ふきととのへたりといふ、古鳥蘇（コトリソ）条看（禮樂志、歌舞音樂略史）

シンナイブシ　新内節　浄瑠璃節の一種、寶暦の頃より大に流行す、鶴賀新内の語り創めたるより此名あり○新内は富士松薩摩掾の門人にして、江戸深川馬橋の邊に住したる御家人なり、始め富士松の門に入り、加賀八大夫と稱して、若狭掾と共に此曲を傳へしが、後ち若狭掾獨立するに及び、新内も亦獨立して一派を開く、男を加賀吉と云ふ、門弟加賀齋二代目を相續し、其門人島大夫又三代目なつき、常盤津に次で盛に流行し、今一般に行はれたり（聲曲類纂、浄瑠璃史）

シンニシユキン　新二朱金　萬延二朱金（マンエンニシユキン）を見よ、

シンニシユギン　新二朱銀　安政二朱銀（アンセイニシユギン）を見よ、

シンニブキン　新二分金　萬延二分金（マンエンニブキン）を見よ、

シンニヨ　神女　琵琶の名器、今出川公規所傳の重器なり、槽は桑にて、撥の面に茎を畫けり（樂器考）

シンニヨ　眞如　高岳親王入道後の名なり、「タカヲカシンヨ」を見よ、

シンニヨジ　眞如寺　所在　山城國葛野郡○尼寺　起源沿革　弘安八年、尼如大、佛光國師塔所の爲めに創建し、正脈庵と號す、康永元年夢想國師、高師直に勸め、之を重修して眞如寺と改む、足利氏制して、禪家尼寺の第三に班せしも、後水尾天皇の御宇之を再興し、皇女月院尼公の住所と爲し給ふ（山城名勝志、京華要誌）

シンニヨダウ　眞如堂　眞正極樂寺（シンショウゴクラクジ）を見よ、

シンネン　眞然　学問　弘法大師に事へて密乘を學び、又眞言に灌頂を受く、弘法大師入寂に臨み、眞然に語りて曰く、我此山を以て汝に附囑す、汝其志を勵し誓構して、鎮護の靈區、眞言の教場となせと、蓋し此時金剛峯寺未だ成らず、故に此遺訓あり、茲に於て眞然心を造營に盡す、幾干ならずして成る、寛平十二年僧正となる、三年九月十一日寂す（元亨釋書）

シンバウカタ　神寶方　江戸幕府の職名、下勘定所の役にて、日光其他の神社佛寺、又は靈屋の器物等を掌る、卽ち諸國神社佛閣御普請所の分、同寺社莊嚴飾物御道具類を取扱ふなり（明良帶錄、德川氏官制）

シンハウヘイガシラ　新砲兵頭　職掌　江戸幕府の職名、鐵砲の事を掌る　起源沿革　慶應二年十二月始めて置き、高千石の職となし、老中の管下に屬す、同月、新砲兵差圖役頭取、及び差圖役を置く、頭取は高四百石、差圖役は三百石の職にして、共に陸軍奉行の配下とす、同三年六月、大砲役と改稱す（官制沿革略史）

シンハカセ　針博士　典藥寮の職員、「チンナクレウ」を見よ、

シンハセデラ　新長谷寺　所在　相模國鎌倉郡長谷村○海光山と號す、俗に長谷觀音堂と以て世に著はる、本尊十一面觀音、長二丈六尺、大和國長谷の觀音と同材にて構なりと云ふ　起源沿革　元正天皇の御世、德道上人大和國長谷山中に、楠の巨木を得て二體の觀音を造り、一體は其地に留め、一體は有縁の地に出て、衆生を濟度せよとて海中に投ず、十六年の後天平八年六月、當國三浦郡長井村の海上に著く、此事叡聞に達し、勅命により當地に一宇を草建し、德道を開山とし、新長谷寺と號すと云ふ　沿革　康永元年三月足利尊氏佛體を修飾し、妙相を修治して、莊嚴を加へ、明德三年十二月義光後背を造立し、行基作の同像を前立とし、傳に勢至如意輪開山等の像を置く、後ち北條氏之れを信仰し、天文十六年十月當寺敕地

二貫文を寄附す、天正十九年十一月、德川家康寺領二貫文の御朱印地を給ふ、慶長五年關ヶ原役の際、家康全諜して勝を祈る、十二年更に命あり、堂宇を修理す、正保二年酒井讃岐守忠勝資財を抛て、再び修復を加ふ、現今の堂宇是なり、中興を春宗（慶安元年寂）再中興を辨秋（元祿七年三月寂す）と云ふ、坂東札所第四なり、毎年六月法會を行ふ、堂上長谷寺の額あり、手純の書と傳ふ○鐘楼に文永元年鑄造の鐘を掛く（鎌倉志、鎌倉攬勝考、新編相模國風土記稿）

シンハチデウリウ　新八條流　關口信重の創めたる馬術の流派○信重は八右衛門と稱す、元和年間の人にて、八條流の妙旨を得、更に工夫を加へて一流を起す、其術を以て水戸威公に仕ふ、其子六助信通其業を繼ぐ（武術流派錄）

シンバン　親藩　江戸時代、幕府の支族たる諸藩をいふ、例へば三家、越前家等の如きをいふ、

シンバン　新番　編制　江戸幕府の職名、又近習番とも云ふ、兩番と同じく警衛を掌り、將軍駕行の時、其先に供奉す、營中勝手時計の間に衛所あり○若年寄の所管なり　編制沿革　番頭八人、二千石高、營中ノ口に宿直し、三番頭よりも、資格遠に下れり、或説に、家光の時、上臈女房の功勞有る者の子弟、及び場從兄弟を擢でゝ、之れを置くと云へり、組頭各一人、六百石高、桔梗の間に詰む、番衆各廿人、五人づつ營中に交番す、二百五十俵高なり　起源沿革　寛永二十年八月、始めて四組を置き、新番頭を定め、玉蟲宗茂、安西元貞、中根正賴、遠山景重を以て之に充つ、慶安元年番頭二人を增して六組と爲す、承應三年八月、新番頭指物の色を定めて、五色の吹流と爲す、一番組は赤、二番組は淺黄、三番組は黑白交互、四番組は黄、五番組は白、六番組は黑とす、享保八年六月高二千石の職となす、同九年十一月、始めて四丸新番頭二人を置く、慶應二年十二月此組を廢し、番衆を以て一隊となす（明良帶錄、柳營祕鑑、吏徵、官制沿革略史）

シンヒエノジンジヤ　新日吉神社　所在　山城國京都下京區阿彌陀峯上り口、舊地今の西南日吉坂の邊　祭神　大山咋神同荒魂、賀茂玉依比賣命同荒魂、田心比賣命、菊理比賣命を祭り、素盡嗚命、大年神を配す　起源沿革　永曆元年十月、後白河上皇始めて社を東山に建て、近江日吉の神を移し祭る、因て號を新日吉といふ、應保二年四月、始めて祭を行ひ恒式と爲す、高倉天皇治承二年、小五月會を行ひ競馬を奉る、是より五月九日を恒例とし、建暦二年五月九日、後鳥羽上皇幸して小五月會を行ひ、これより上皇必ず臨幸あり、後ち其禮久しく絶えたり、寶治元年五月に至て、後嵯峨上皇臨幸し再び之を興す、是日競馬及び獅子田舞等あり、又關東に勅して流鏑馬射手を召す、應仁中當社大半破壞し、豐國社創建の時悉く亡ぶ、後ち妙法院堯然法親王、後水尾天皇の旨を奉じて再造す、智積院の北に在りしが、明治三十年阿彌陀峰豐國廟修築につき、社地を讓りて現今の地に移る、今府社に列す、樓門、本社、拜殿、神樂殿等あり、末社四社あり（平安通志、京都名勝記）

シンプ　神符　神社より出す守札の類をいふ、御守とも、守札とも云ふ、

シンプウレン　神風連　地名　また敬神黨とも稱す、明治九年十月、熊本縣士族大野鐵平（大田黑伴雄）、加屋齊堅、上野藤吾等、平常神道を尊び守舊の説を持し、明治政府の改新に對し不平を抱き、徒黨二百人を集めて亂を爲す　起源沿革　二十四日夜火を放ちて熊本鎮臺を襲ひ、陸軍中佐高島茂德以下六十四人を殺し、更に司令長官種田政明、縣令安岡良亮、參事小關敬直等の居宅を襲ひ、政明を殺し、良亮敬直等を傷け、猶進て縣廳にせまり、屬青木安弘等五人を殺す、勢頗猛なり　結果　翌日鎮臺兵を發して賊を討し、大野上野等を殺す、餘黨或は自首し、或は逃亡して遂に平ぐ（血史、明治歷史）

シンプシヤウ　信部省　中務省の改稱、當時の詔文中に「中務省、宜二傳勅語一、必可レ有レ信、故改爲二信部省一」と見ゆ、淳仁天皇の天平寶字二年藤原仲麻の議によりて改めしが、同八年仲麻誅に伏するに及び、令制に復す、「ナカツカサシヤウ」參看（續紀）

ジンプシヤウ　仁部省　民部省の改稱、當時の詔文中に「民部省施二政於民一、量用惟仁、故改爲二仁部省一云々」と見ゆ、淳仁天皇の天平寶字二年藤原仲麻の議によりて改めしが、同八年仲麻誅に伏するに及び令制に復す、「ミンブシヤウ」參看（續紀）

シンプツメンヒキ　神佛免引　江戸時代免租の一、八幡免、天神免、荒神免、觀音免、阿彌陀免、藥師免等と稱し、社地、堂下、神佛森林等の内、三畝もしくは五畝の地租を除くをいふ（地方凡例錄、大日本租稅志）

シンベツ　神別　天神地祇の胄裔たる氏族をいふ、大化以前の創、連姓を賜ふこと通例なりしがごとし、尙ほ氏（ウヂ）姓（カバネ）の兩條を合せ見るべし（古事類苑姓名部）

シンベンカマクラシ　新編鎌倉志　著者　八卷、八冊　鎌倉の地誌にして、北は本

郷、東は金澤(武藏)西は國瀨、南は杜戸を限れり、此の諸村中に在る神社、佛閣及び舊跡名勝等を悉く網羅したるものにして、卷首には鎌倉の總圖を附して一覽に便し、每條大意を揭げ、次に境内の勝跡寶物を記し、次に舊跡を錄し、人を以て治亂興亡の迹を曉り易からしむ、鎌倉の地理歷史を研究せんとするものに在、缺くべからざる良書なり 考證 水戸光圀の命によりて力石忠一の著はす所なり、初め延寶二年光圀鎌倉に至り、家臣を以て見聞する所を記せしめ、四年更に河井友水を鎌倉に遣して古跡を調査せしむ、未だ成らずして死す、力石忠一命を奉じて鎌倉に赴き、古翁に質し、野老に問ひ、古を酌み、今を量り、古記斷簡得るに從て採錄し、友水の闕たるを補ひ、譌れるを糺すこと、前後十年、貞享元年に至りて成ると云ふ(新編鎌倉志)

シンペンサガミノクニフドキカウ　新編相模國風土記稿 考證 百二十五卷、明治十七年觸刻して洋釘本五册とす 内容 一卷圖說、二卷建置沿革、三卷山川名所產物、四卷より十一卷迄藝文、十二卷より百二十五卷まで各郡村志とす、首に凡例並に前後編纂に與かりし人名を擧ぐ、總て新編武藏國風土記稿に倣ひ、相模國に於ける、地理及び歷史地理的事項は網羅せざるなく、特に武藏風土記稿以來熟練を積みしを以て、前書に比すれば、煩を省き、冗を削り、旨約にして意通ず、考證正確にして、學者の必ず參考すべき眞書なり、但し三浦郡池子村は闕て錄せず、是れ水戸藩の管する鎌倉英勝寺の領にして、吏員の捜索を許さゞりしによるなり 考證 林衡の幕府に建議して、總裁となり、昌平黌地理局にて編纂する所なり、愚條間宮士信、松崎純庸、三鳴六三郎行政等をして專ら事に當らしめ、前後九年總て二十七人の多に及ぶ、天保元年新編武藏風土記を奉りし後、續て稿を起し、天保十一年に至りて成る(新編相模國風土記稿、本邦地誌考)

シンペンムサシノクニフドキカウ　新編武藏國風土記稿 考證 寫本二百六十五卷、近時譌刻して八十册とす 内容 一卷總圖說、二卷より四卷建置沿革、五卷任國沿革表、六七卷山川名所、八卷藝文、九卷以下二百六十五卷まで各郡村志にて、首に例義一卷、尾に附錄一卷を附す、武藏國に於ける地理及び歷史地理的事項は殆ど網羅せざるなく、名山大川神祠佛閣の見るべきものは、勝概を繪にし社寺の寶物を揭げて書の及ばざる所を補ひ、古文書鐘銘皆影寫して考證に資す、相模風土記と共に學者の必ず參考すべきものなり、例義によれば、江戸城は職く臣下の議すべきにあらざるを以て、便宜材料を蒐集し、本篇編輯人神谷岩三郎信順等に命じて、府内備考六十七册、同續編百五十册を編輯せしめ、正篇は各市街地名沿革を記し、續篇は神社佛閣の境内緣起沿革を集めたり、後ち此の志料により、新編府内風土記數十卷(凡百册)を編纂せしが、明治六年五月皇城炎上の時燒失したり 考證 林衡、幕府に建議して總裁となり、編纂する所なり、昌平黌に地理局を置き、文化七年稿を起し、其屬條間宮庄五郎士信、松崎右衛門純庸等に命じ、之を分擔して編輯に從事せしむ、前後十餘年間、交替或は死亡して、事に關するもの四十餘人に及ぶ、文政九年成り、後ち少しく訂正する所あり、天保元年を以て幕府に奉る(新編武藏國風土記稿、本邦地誌考)

シンボク　神木 神社の境内に在りて常に注連を引き、櫛を設けて、特に敬長崇重する樹、又靈木とも稱す、神木は其神に緣故あるもの、又は原より其社地に在る木を以て充つ、一社一木を常とす、稀には一社にて數種なるあり、或は社邊の樹木を總稱するもあり、一二の例を擧れば稻荷社、石上神社、三輪大明神は榊、大原野、北野、住吉等は松、春日神社は全山の榊を神木とする類にして、蓋し植物崇拜の遺風なり(古事類苑神祇部)後ちには神木を神體に擬し、捧持するに至る、之を神木動座といふ、春日社、日前宮のごときは其著名なるものとす、前者は興福寺の僧徒、春日神人等意に滿ざる事あらば、直ちに神木を捧げ入洛して敎訴す(「カスガノシンボク」を見よ)日前宮神木動座は、紀伊國造職讓歩の時に捧持す、應永四年行文讓補之記に、正月十八日今夜御神木御鉢自入母秀連宿所一奉入之、國造下向、庭上御鉢御神木奉立白沙壇上こと見えたり、

(神木動座)

シンボクニフラク　神木入洛 春日神木(カスガノシンボク)を見よ、

シンボチ　新發意 新たに佛門に入りたるものゝ稱、發意とは、無上菩提を求むる意を發する義にて、卽ち菩薩なり、又「ジボチ」とも云ふ、梵語、阿爽恬と言ふ、新學と譯す、法華經に、新發意菩薩供養無數佛と見ゆ、我國にては多田滿仲始めて多田新發意と稱す、神皇正統記筬家出家の條に、執政の人出家の始めなり、其頃出家の人なかりしかば、入道殿となん申けるによりて、源滿仲出家したりしなも、憚りて新發意と言ひけろ云々、榮花物語見はてぬ夢の條に、この二位の新發意(高階成忠)をまどはして御いのりをし、いみじき事どもなす云々」と見えたり、然れども、尊卑分脈に、滿仲の出家は筬家の前なる事明なれば、正統記に、滿仲の出家を、筬家に憚りて新發意と云ひしとは誤なり、

シンマカ　新眞鞨 高麗樂、眞鞨一に

廢鞨に作る、壹越調三十四曲中の一、小曲なり○唐拍子十六、舞者四人、其風腰して舞ふ拜禮、舞蹈の體なりと、古式には更に紫袍一人前立てり、是を王といふ、番舞採桑老、大史二人(赤衣)小史二人(紫袍)とす 起原沿革 此樂は北胡靺鞨國より出づ、故に其名を以て樂名とせり、承曆中白河天皇、法勝寺供養の時、藤原俊綱に勅して舞を作らしむ、蓋し改作か、新の字恩ふべし、永保二年中宮賀茂行啓の時に五人舞とあり(禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖說)

シンマゼマル　新交丸 笙の名器、豐原時元、和唐の竹を比て、交丸を移して之を作りしものなり、其音甚だ妙なり、殆ど藍よりも青き體なりといふ、後には傳はりて中院内府雅定の許に在り(樂器考)

シンミダウドノ　新御堂殿 足利滿隆(アシカガミツタカ)を見よ、

ジンムテンワウ　神武天皇 名稱 御諱は狹野、又神日本磐余彥彥火々出見尊天皇と稱す 系譜 彥波瀲武鸕鷀茅葺不合尊の第四皇子、母は海神の女、玉依姬、第一代の天皇 事蹟 瓊々杵尊以來世々日向國高千穗宮に在はして四方を統治し給ひしが、天皇の時に及び皇兄五瀨命と議して天業を恢弘せん事を圖り、挙に都を東國に移すの策を決し、卽ち舟師を率ゐて日向を發し、豐國宇佐を經て、筑紫岡田宮に在ます事一年、安藝多祢理に在ます事七年にして、更に海路より浪速を過ぎ日下の墓津に至り、土會長髓彥と戰うて利あらず、五瀨命また流矢に中たる、挙に於て天皇卽ち舟師を轉じて、紀伊國竈山に至りしが、五瀨命は其傷重くして遂に此處に薨ず、かくて天皇は、逆んで丹敷戸畔を誅し、更に大和の菟田に入りて兄猾を誅し、弟猾を降し、次でまた兄磯城等を誅して、兵威頓に振ふ、饒速日命之を聞き大に懼れ、長髓彥を殺して降服す、尋で土蜘蛛、新城戸畔、居勢祝、猪祝等皆誅に服し、中州全く平定す、挙に於て都を大和國畝傍橿原に營め、はじめて天皇の位に卽く、是れ我國初代の天皇にして、實に紀元元年辛酉の歲と爲す、建國の大業茲に成る、天皇また卽位の翌年を以て功を定め賞を行ひ、道臣命には宅地を築坂邑に賜ひて寵遇し、大來目命を畝傍山の西に居らしめて護衛に供し、珍彥を倭國造に、弟猾を菟田邑の縣主に、弟磯城を磯城縣主に、劍根を葛城國造とす、其他凡河内、伊勢、紀伊、宇佐等の諸國造等を任補す、尋で天種子命をして天ツ罪國ツ罪の事を解除せしむ、また饗時を鳥見山に立て、天富命をして、皇祖天神を祭りて神祇の恩に答へしめ、且つ三種神器を同殿共床に奉祀して天祖の神靈とし、以て天下に臨み給へり、當時官物神物未だ分れず、宮内に藏を立て、齋藏と名付け、齋部氏をして長く其職に任ぜしむ、輔弼の大臣には中臣氏の祖なる天兒屋命あり、二氏共に世々祭事を司りて朝政に參與す、其他大伴氏の祖なる道臣命、久米氏の祖なる大久米命、物部氏の祖なる可美眞手命あり、此三氏また武衛の任として、其職を世々にしかの國造縣主等と內外相維持して、國家を經營したりき、かく天皇の時に至り、經營の業漸くなりしが、位に在すこと七十六年(空位三年)にして崩じ給へり、聖壽百二十七(或は三十七に作る)、大和國高市郡山本村畝傍山東北陵に葬る(大日本史、陵墓一覽、大日本通史)

ジンムテンワウサイ　神武天皇祭 名稱 每年四月三日、卽ち神武天皇崩御の日を以て、天皇の德業を追念し、報本反始の誠を致し給ふ祭典を云ふ、大祭の一なり 起原沿革 萬延年間御陵祭の式始めて行はれ、年の三月十一日孝明天皇清凉殿の東庭に出御まし〳〵、遙拜の式を行ひ給ひてより以來、年々の御例となれり、明治元年三月十一日宣命使を御陵に發遣し、三年三月十一日神祇官に於て御親祭の典を行ひ、且つ勅使を山陵に遣はし給ふ、四年三月七日の布告に、神武天皇御祭典の儀、海內一同遊行被二仰出一候條、每年三月十一日各地方官に於て遙拜式可二執行一事とあり、改曆以後は、陰曆三月十一日を以て、陽曆の四月三日に相當する者と定め、年々變更することなし、また神祇官廢せられてより以來、宮中に於て此儀を行ひ給ふ(法令全書、官報、祝祭日講義)

シンムロマチ井ン　新室町院 名稱 瑚子 系譜 後伏見天皇の第一皇女、母は廣義門院 事蹟 應長元年六月十五日內親王と爲り、文保二年二月廿一日一品に叙せられ、元弘三年十二月七日中宮となり、建武四年正月十六日院號を賜ふ、同年五月十二日薨ず、年二十七(女院小傳)

ジンメ　神馬 名稱 神の駕乘に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黑毛馬、新晴には赤毛馬を獻ずる例なりと云ふ、神馬には永く神厩に飼養するものと、一旦進獻し、擧りて後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾には四手を付く、四手は鬚髮の中と左右と合せて三ツ、トリ髮に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後ち神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

には天皇神馬を御覽ずるなり、春日吉田祭等にに攝政關白より神馬十列を獻ず 起源沿革 始め詳かならず、常陸國風土記に、地則名に豐香島之宮（中略）其後至二初國所知美麻貴天皇（崇神）之世一、奉幣（中略）馬一匹、鞍一具」、とあるを初見とす、其後寶龜元年八月使を遣して、幣帛及び赤毛馬二匹を伊勢大神宮に、鹿毛馬を若狭彦神、八幡神宮に各一匹を獻じ、三年八月大風雨あり、伊勢月讀神祭を爲すとし、毎年九月荒祭神に准じて馬を奉ること〻せり、大同三年五月黑馬を丹生川上雨師神に奉りて雨を祈り、承和二年八月朝雨霽れしにより、祈禱に報賽し、丹生川上社に白馬一匹を進獻す、元慶二年三月幣馬を賀茂御祖、別雷、松尾、石清水、稻荷、住吉、平野、大原野、梅宮に分遣し、養和二年正月源頼朝大神宮に神馬十疋を奉り、文治五年六月十五日出雲國杵築大社に神馬を獻じ賜勝を祈る、應永以後は朝廷より幣馬を獻ずる事廢せられたり、大神宮儀式解に、應永の比より幣馬も略ぜられ、古の如くならず、仍て饗の時々注進すれば奉下さる（中略）今の世朝廷より、時々の幣馬奉らるゝ事も廢れ、奉幣あるの時、又九月御祭の馬すら、料銀を以て奉られ、一國宜より馬をかり寄進して、その行事を遂れば、常に立置べき馬なき故に、尾張名古屋城主、紀伊若山城主より、かりに奉らる云云」、と見えたり（貞丈雜記、古事類苑神祇部）

シンメイチヤウ　神名帳　諸國の神社の名又は位記を記載したる帳簿ないふ、我國特に神祇を崇奉したれば、神祇官及び諸國に神名帳を置きて神社の名を記したり、神祇官の神名帳は一に神祇官記とも、神祇官帳とも云ふ、大寶の制ありしならんも、後世傳はらず、延喜式に神名帳を收め、天神地祇三千一百廿二座を載せたり（神祇志料、古事類苑神祇部）

シンメイムサウアヅマリウ　神明無想東流　東下野守元治の創めたる劍術の流派○元治は東國の人、刀術を好み其妙諦を究む、鹿島香取の神宮に祈り、夢想に神傳を得、故に此號あり、門人田宮重正其宗を得（武術流祖錄）

シンメブギヤウ　神馬奉行 職名 室町幕府の職名、日吉社禮拜講の日に、將士の獻ずる所の馬を掌る、社司社僧を以て之に充つ 起源沿革 禮拜講は古く萬壽年間に始まる、大永七年、義稙將軍日吉社に謁し、特に此式を行ふ、馬及び費用を大名に課す、奉行、神馬を上中下の廿一社に分配して之を進る（官制沿革略史）

シンモツドコロ　進物所 職名 天皇の御膳を調進することを掌る、内膳司に屬す 職員 大内程月華門の外、兵衛陣の北 職員 別當一人、公卿より補す、多くは近衛の次將を以て之に補す、預一人、奉膳を以て之に補す、執事一人、地下を以て之に補す、膳部六人 起源沿革 始め詳かならず、元慶七年十月進物所を停めて、近江員外贄人を置きしが、後ち再び進物を復す、後世、院、女院、女御等にも進物所を置きて御膳を調進せしめたり、職員は朝廷に準じて置き、院司、家司等を以て之に補す（延喜式、西宮記、玉葉、拾芥抄、職原抄後附）

シンモツトリツギバン　進物取次番　江戸幕府大奥の職名（但し男子なり）諸進物の事を掌る、御家人なり、物によりて自ら選ぶことあれども、多くは下番（シタバン）に命じて出入せしむ、下番は御家人にして進物取次番に附屬す、取次番を支配するもの を番頭といふ、御三家御三卿其他御家門より獻上する進物を受け、取次番をして之を表使の方へ遞送せしめ、又大奥よりの贈物を使番より引受け、取次番に命じて種違方を取計らしむ、御家人之を勤む、留守居の支配にて百俵持扶持とす（明良帶錄、當中大概順、千代田城大奥）

シンモツバン　進物番 職名 江戸幕府の職名、大名旗下より、進獻の物を周旋し、式によりて布置する事を掌る、故に歳始を始め、規式には、大紋を著用す、又賜與物の事にも關係す、五番あり、各番の人員同じからず、率ね十人前後なり、兩御番より人を選び出役せしむ、無祿にして、若年寄の所管なり 起源沿革 寛永九年十一月、始めて之を置く、慶應二年十二月廢す（官制沿革略史）

シンモツフギヤウ　進物奉行　鎌倉室町の兩時代、武家に於て進獻物を掌る職員、共に臨時の職なりと雖も、前時代には幕府の職員たり、後時代には諸藩の職員たるとの別あり、贈遺を掌る贈物奉行といへり、鎌倉時代には進物とは、内裏仙洞若くは親王大臣家などに進むるを云ひ、贈物とは同等以下へ贈るべき物を云ふ、建久元年源頼朝上洛の時、賀金以下進物の事は、民部丞行政、法橋昌寛之を奉行し、六波羅御亭、並に諸方贈物の事は、掃部頭親能奉行せしを始めとす、室町時代には諸侯より將軍に獻ずる物を進物と云ひ、將軍が諸侯の邸宅へ赴きし時、諸侯より將軍に獻ずべき物を掌ろを進物奉行と稱したり、幕府にては別に進物奉行を置かず、贈物料の金銀は折紙方と云ひて政所の掌る所なり（武家名目抄）

シンモン　神文　誓を立て〻神に告ぐる文を云ふ、

シンモンジキン　眞文字金　元文小判（ゲンブンコバン）を見よ、

シンモンジチヤウギン　眞文字丁銀

名目抄 江戸時代に行はれたる銀貨の一種 特徴 縱三寸二分、横一寸一分五厘、重量未詳、貨率は大凡百分中銀三十六分、銅六十四分なり 起源沿革 文政三年七月改鑄し、新文字銀（丁銀豆板銀共）鑄造の總額二十二萬四千九百八十一貫九百目、後年改鑄の額二十萬七千百六十五貫目なり、文政三年より天保八年までを鑄造の年限とす（大日本貨幣史）

シンモンジマメイタギン　新文字豆板銀　江戸時代に行はれたる銀貨の一種、縱六分五厘、横七分五厘、重三匁五分五厘、沿革は新文字丁銀に同じ、「シンモンヅチヤウギン」を見よ、

シンモンニフキン　眞文二分金　文政二分金をいふ、金貨の裏に極印ぜる文の字、眞字（アヅチ）なるを以てかく名づく、是れ文政小判一分判を草文小判一分判といへるに對していふ、「アンセイニブキン」を見よ、

シンヤウメイモン井ン　新陽明門院 名目 藤原位子、法名覺隆 系統 亀山天皇の妃、天皇讓位の後ち文永十一年六月廿八日宮に入り、十二年二月女御と爲り、同月二十二日從三位に叙せられ、准三宮となる、三月廿八日院號を賜ふ、正應三年四月廿六日尼と爲り、永仁四年正月廿二日薨ず、年廿五（女院小傳）

シンヤクシジ　新藥師寺 場所 大和國添上郡奈良市高畠井之上町○一名香藥寺と云ふ 沿革 薬殿宗、東大寺末○本尊藥師、行基の作と云ふ、又十二神將あり、岩淵寺廢亡以後當堂に安置すと云ふ、共に國寶たり 起源沿革 聖武天皇の后光明皇后、天皇の御眼病平癒の爲めに、行基に託して建立し給ひ、東大寺別院となす、孝謙天皇天平勝寶六年勅して寺領五百町を賜ふ、三年勅して新藥師に四十九の僧侶を屬して、太上天皇（聖武）の平癒を祈らしむ、寶龜十一年賞災にて金堂以下燒失す、延暦十二年勅して東大寺封一百戸を割て、本寺の修理料となす、延喜の時修法料を定め、德川氏寺領百石を寄す、本堂は天平年間、東大寺造立の餘材を以て建立したるものにて、創造當時のまゝ今に現存せりとし、特別保護建造物に屬せり、然れども寶龜十一年燒失せしと明なれば、其後の建築たるや明なり、傍に地藏院あり、鎌倉時代の建造物なり○寶物に、聖武天皇御新念佛と稱する、藥師如來銅像、千手觀音像、絹本の佛涅槃圖あり（續紀、東大寺要錄、平城坊目考、大和志料、大和巡）

シンラ　新羅三郎　源義光（ミナモトノヨシミツ）を見よ、

シンラサブラウ　親鸞 名目 幼名松若麿、出家して範宴、綽空、善信等と號し、更に親鸞と改む、勅諡して見眞大師といふ 系統 藤原有範の子 事蹟 浄土眞宗の教祖、本願寺の開山なり、承安三年四月一日（後天台に歸し淳有といふ）と共に、伯父範綱に養はる、八歳にして其母死し、哀慕の情禁じ難く、漸く離塵の志あり、明年終に青蓮院慈圓僧正の門に至りて出家し、法名を範宴と號す、叡山に居ること十年、更に南部に赴き、三論、法相、諸宗の學を研き、次いで復た山上に遁る、時に深く心に感發する所あり、親鸞に冥助を仰き、專ら心を苦めて出離の要道を求め、世榮を避け、隱遁を希ふの情漸く深し、建仁元年正月、頂法寺六角堂に、參籠すること一百日、曾て途に聖觀に遇ひ、始めて法然上人の念佛易行の法門を弘通するを聞き、明日直ちに法然上人に吉水に謁し、其教を承り、名を改めて綽空といひ、後、善信と稱し、岡崎に住す、建仁三年、廿一歳にして藤原兼實の女玉日を娶る、明年法然上人より「選擇」の付囑を受け、承元元年二月住蓮、安樂の事あるや、また之に連坐し、待に死一等を減じて越後國府に配せらる、名を藤井善信（ヨシザネ）と改む、時に年廿五、配所に至りて自ら愚禿親鸞と稱す、居ること五年、建暦元年十一月赦を蒙り、明年四月將さに京に歸らんとし、途にして法然上人の既に入滅せるを聞き、再び化を東北諸國に布かんと欲し、更に越後より常陸に赴き、（或は云く、八月越後を出で〻歸京し、十月更に京を出で、常陸に赴くと）下妻小島等に居ること數年、後ち稻田に住すること十年許、元仁元年正月、稻田の坊に在りて始めて「教行信證文類」六卷を撰す、之を浄土眞宗の開闢とす、時に其妻玉日既に京都に死せるを以て乃ち更に三善爲教の女を迎ふ、慧信尼是なり、慧信尼、性醇厚、親鸞の東化の効、慧信興りて力あり、親鸞常野の間に在ること凡そ十餘年、後ち京都に歸らんとし、相模の足柄江津に到るや、道俗留まらんことを請ふもの多く、之が爲め、滯在殆ど七年に及ぶ、既にして江津を發し、美濃近江の諸州を過ぎ、嘉禎元年八月を以て漸く京に入る、承元流罪の年、齢廿五にして北地に赴きしより、此に至るまで前後廿八年なり、京都岡崎より移りて西ノ洞院に居り、爾後二十餘年、專ら述作を事とし、東國の門人、亦常に來り省す、弘長二年八月、尋有の富小路の善法院に轉じ、十月病を得、十一月廿八日に至り、西向稱名安祥にして寂す、壽九十歳、明治九年、今上天皇勅して諡を見眞大師と賜ふ 事蹟 教行信證文類、和讃、浄土文類聚鈔、墨光鈔、入出二門偈等（日本佛教史綱）

○按ずるに、親鸞の名號系統事蹟に至りては、文書

（浄土眞宗の開闢）

記錄等の正確なる史料に缺くを以て、疑ふべき點少からずと雖も、今は舊說中最も善く調ひたりと認めたる史綱によりて略傳を示すのみ、

ジンリヤウ　神領　名義　神社の所領を云ふ、中古は神戸、御厨、御園、神田、神奴等の種類ありしが、後世には其制大に頽れ、稀には神田の名存せる者あるも、多くは神領又は社領の名を用ひて、神宮修理料、祭祀供料地及び神主禰宜等の領する地をも總稱せり、神領は大寶の制不輸租なりしが、室町時代には半不輸とし、江戸時代は無稅地としたり○大寶の制、天社國社の神稅は三分し、二分を供神料、二分を神主に給す、神戸の調庸田租は神宮の造營供神の用途に充つ、其稅を貯ふる法は、義倉に准じて出擧せず、國司之を檢校す　起原沿革　委しくは各條目の下に述べたれば、こゝには概略を述ぶべし、垂仁天皇の御時、倭姫命大神宮を伊勢に遷し給ふや、伊勢國造其地を獻じて大神宮領とす、これを神國と云ふ、是れ神領の見えたる最も古きものなり、孝德天皇の御時、神國を改めて神郡とし、又神國内に在る神戸を改めて御厨となす、是れ御厨の始めにして、後ち諸社にも之を置く、神宮雜例集によれば、伊勢のみにて御厨御園四百五十餘處に及べり、以て全國諸社に於ける數の多きを知るべし、神田は仲哀天皇の御代神田を定めたるを始めとす、爾來歷代の天皇神田を寄すること多し、神戸は文武天皇大寶令に規定せられたるを初見とす、大同元年の新抄格勅符抄によれば、此の時封戸四千八百七十六戸にして、之に太宰府の神戸を加ふる時は、七千有餘の封戸ありしが如し、平安朝中葉以後諸社の勢あるもの、人民を賺りて墾墾田を起し、或は諸人の寄進を受けて、莊園神領增大せり、故を以て屢々勅して諸社の土地兼併を停むと雖も、然かもよく行はれず、寛治年間には賀茂社の不輸田六百餘町、石清水の如きは保元三年には莊園三百餘所の多きに達したりき、以て諸社神領の莫大なりしことを推察すべきなり、故を以て諸社神人等勢に任せて、暴威を振ひ、動もすれば嗷訴等を企てたりき、石清水春日社の如き是なり、平清盛政を專にするに及び、諸社神領を沒收して、其勢を殺ぎしも、源頼朝起るに及びて、神領再び舊に復したりき、然れども平家沒官地には、神領地と雖も地頭を置きしを以て、地頭等神領を押領して、亦昔時の如くならざりき、茲に於て、諸社幕府に請ひて、神領地に武士の入部を禁じ、是を守護不入の地と稱せり、此時に當り神田神戸等の名は一局部にのみ存し、其多くは神領と稱して實は莊園なりき、南北朝以後に至りては、大半武士の押領する所となり、室町時代の末葉には、殆ど有名無實となれり、織田信長起りて天下を大半領す、これを朱印地と稱す、豐臣秀吉、文祿中全國の土地を檢せしめしが、神領は之を施行せざるのみならず、更に朱印を以て新地を寄せたる所もありき、德川氏亦織田豐臣の所爲に倣ひ、殊に尊崇する所は、朱印を以て所領を多く寄せ、祭祀を嚴にしたり、明治維新に至り、境内の外は、總て上地せしめしを以て神領全く亡ぶ、尙ほ「シンデン」、「カンベ」、「ミクリヤ」等を見るべし（田制篇、大日本租稅志、古事類苑神祇部）今江戸時代の神領卽ち朱印地を、寛文朱印帳によりて示せば左の如し、

三千五百四十石	皇大神宮
七千百十四石	清水社
二千五百七十二石	賀茂神社
五千九百九十九石七斗七升	春日神社
千七十一石	石上神社
二千六十石	住吉神社
千石	宇佐神社
八百四十貫文	鶴岡神社

諸國神領合高

一萬三千六百七十三石一斗四升八合二千八百四十二石二斗七升	山城
二百二十八石三斗	大和
百四十八石三斗	和泉
二千三百六十石	河内
七千四百二十九石三斗	攝津
二千三百四十三石六斗餘	伊勢
二千五百十七石五斗餘	尾張
二千八百九十五石餘	三河
四千三百四十八石二斗七升餘	遠江
八百八十三石九斗餘	駿河
千百三十石三百五十一石一斗餘	甲斐
八百六十五貫二百文	伊豆
二千六百二十七石	相模
二百八十石七斗二百九十三石	武蔵
千四百十四石三千二百四十七石五斗餘	安房
千九十四石三斗餘	上總
	下總
	常陸
	近江
六百五十二石七斗餘	美濃
二千八百石三百七十六石八斗	信濃
千七百八十石	上野
千百石五千五百三十四石餘	下野
千百石石餘	陸奥
三百石	出羽
二百石	若狹
千石	越前
三百石	加賀
千三百五十石	越中
九十石	越後
四十五石	佐渡
六十三石	丹波
三百石	但馬
五千六百石	伯耆
三百六十石餘	出雲
三百五十五石五斗餘	石見
千石	播磨
百六十石	備前
二千石	備中
五百三十石餘	紀伊
二千石	讃岐
千石	筑前
百石	豐前
	肥前

シンル井アヅケ親王　名義　天皇の兄弟姉妹及び皇子皇女をいふ、天皇に最親しき王の義なり　種類　親王、內親王、入道親王、法親王の別あり、皇兄弟皇子にして親王たるものを、單に親王といひ、皇姉妹皇女にして親王たるものを、內親王といひ、親王にして出家したるものを、入道親王といひ、又皇兄弟皇子が出家したる後、親王となれるものを法親王といふ　起原沿革　上古は、皇親の男子は、凡て某尊某命又は某皇子と稱し、女子は某稚某姬、又は某皇女と稱し、いまだ親王の稱なし、蓋し親王の稱は、隋唐の制に據りたるものにして、早く天武天皇の時より見えたれども、名の下に連書することは、續日本紀文武天皇四年の條に、刑部親王とあるを始めとす、大寶令に至り、親王は、皇兄弟姉妹及び皇子皇女を稱することゝし、其制始めて定まる、內親王の稱は、日本書紀持統天皇五年の條に初見し、名の下に連書するは、續日本紀文武天皇の大寶元年の條に、泉內親王とあるを始めとす、爾來某親王又は某內親王のごとく、名の下に連稱することゝなれり、親王の座次は、常に諸王諸臣の上に在りて、諸王諸臣は朝堂にては座を避け、途上にては步を讓る、親王罪を犯せば、其罪を議せんことを奏請して裁可を請ひ、大罪あれば先づ爵籍を削る、伊豫親王の幽せられたる、不破內親王が流に處せられし時のごときこれ也、但し多くは姓を賜ひて庶人とし、然る後罰するを例とす、其薨する時は、天皇爲めに朝を廢し喪物を賜ひ、使を遣して葬事を監せしめ給ふ等、待遇極めて優渥なり、其位階は品と稱して、諸王諸臣に分ち、一品より四品に至る、品に叙せられざるを無品親王と云ふ、陸奥守は初め從四位下に叙せらるゝを例とす、官は大臣、太宰帥、八省卿等に任じ、或は彈正尹、三國大守等にも任ぜらる、是れ親王は、人臣の下に立たざる制なるを以て、長官たるを得れども、大官たるべからざるが故なり、俸祿には品田、食封あり、時服及び季祿あり、所屬の職員には、文學、家令、家扶、家從、書吏及び帳內等あり、中古以降は勅別當、家司、職事、藏人、侍者、御監等を置き、特に內舍人、大舍人等を賜ふものあり、是等の俸祿職員は、其品位により官職によりて多寡均しからず、又男女によりて其數を異にし、大抵內親王は、男親王の半を減じて賜ふを定例とす、後世に至りては、封戸の制多く行れず、年官年爵を以て俸祿に代ふるに至れり、皇子皇女は、もと生れながらにして親王たりしが、淳仁天皇以後親王宣下と云ふこと始まれり、蓋し淳仁天皇は、皇孫を以て入て大統を繼ぎたまひし故、自ら斯ることの起りしなり、爾來皇子皇女は、宣下によりて始めて親王たるか得る院天皇の皇女良宮の如き、及び後世攝て比丘尼御所と稱するもの、如きは、共に親王宣下を得ずして、諸王たるものなり、而して孫王といへども、宣下を蒙れば、或は親王たることを得るなり、孫王にして、親王宣下の初例とも見るべきは、小一條院の王子敦貞敦元の二王、及び儀子嘉子の二女王とす、然れども二王は三條天皇の皇子に准じて親王と爲し、二女王は天皇の養女として、內親王の宣下ありしなり、又內親王が臣下に降嫁せることは、ぎくは醍醐天皇の皇女勤子內親王、及び韶子內親王が、藤原師輔、源清蔭等に降嫁せり、近くは後陽成天皇の皇女清子、貞子の兩內親王が、廣司信尙及二條康道に降嫁せる類是なり、後世攝關には、其例甚だ多けれども、其他には、只德川氏に一二の例あるのみにて、靈元天皇の皇女吉子內親王が、七代將軍家繼に結納の儀あり、仁孝天皇の皇女親子內親王が、十四代將軍家茂に降嫁ありしにすぎず、又親王にして入道せるを入道親王と稱し、出家の後親王たるを法親王と號す、是よりも先き、親王にて出家せざるものあり、親王たらざる皇子には、光仁天皇の皇子開成、花山天皇の皇子深觀、覺源の如きあり、然れども未だ入道親王又は法親王と稱せず、入道親王の稱は、三條天皇の皇子帳宮入道親王、法親王の稱は、白河天皇の皇子覺行法親王を始めとす、孫王にして法親王たりしものは、後鳥羽天皇の皇孫澄覺法親王、順德天皇の皇曾孫承鎭法親王の類にして、此等の皇子皇孫は、何れも一旦天皇の猶子となりて、然る後法親王たるを例とし、普通の事にあらず、中世以後、皇親の制度漸く衰へ、武家の權勢盛なるに及びては、諸王ほもとより、皇子皇女等、多くは落髮して僧尼となり寺門に入り、皇子の住職し給ふべき寺を宮門跡（「モンゼキ」參看）と唱へ、皇女の寺を比丘尼御所（「ビクニゴショ」參看）と稱し、何れも十數箇寺ありしなり、かく皇子皇女が出家せる結果として親王の數も甚だ少なく、遂に世襲の親王家を生じ、其家の嫡流のみ世々親王たるに至れり、世襲の親王家は、古くは常盤井宮、木寺宮のみなりしが、江戸時代に及びては、伏見、桂、有栖川、閑院の諸宮家に限られ、これを四親王家と稱せり、但し世襲親王家に嗣なくして、皇子の入て其家に嗣となり給ふ時は、多くは宮號を改め、新たに其家を興すを例とす、八條宮の常盤井と改め、再び京極と改稱し、更に改めて桂宮と稱せしが如きこれ也、世襲親王は、天皇の猶子たらざれば、親王たることを得ず、而して世襲親王の子の宮門跡たるには、天皇の猶子あり、養子あり、或は又初め天皇の猶子となり、更に將軍の猶子となりて、然る後親王宣下あるもありて一樣ならず、明治に至り親王の制を改め、皇子より皇玄孫までは、男は親王、女は內親王と稱し、且つ入道親王、法親王の稱を止め、宮門跡、比丘尼御所、並に品位を廢し、婚嫁は、皇族もしくは特に勅許せられたる華族の女子に限り、

（王號法）（王號遞入）

（四親王宮）

又養子を爲すことを禁ぜり、但し天皇、支系より入りて大統を承くる時は、皇兄弟姉妹の王、女王たる者に、特に親王、内親王の號を宣賜すと規定せり、尙ほ皇親の條を參看すべし(古事類苑帝王部、皇室典範)

シンワウキフ　親王給　名義 親王に給ふ年給を云ふ、給數は二分一人、一分一人なり　起原沿革 詳かならざれども、延暦以後に起り、貞觀中盛に行はれ、終に巡給の制を立て、宇多天皇寛平元年に至りて給數を一定す　引證 別給、別巡給、巡給の三に分るゝ(ネンキフ)參看(年給考)

ジンワウシャウトウキ　神皇正統記　巻數 六卷、群書類從第廿九卷、經濟雜誌社本第二輯に收む　内容 神代より後村上天皇吉野にて踐祚に至るまでの間における歷代の大要を記し、皇統の由て來る處、國家の治亂興亡等を說き、南朝の天皇が卽ち神皇の正統なるを論じたるものにして、議論頗る溫健なり、此書の奧書に依れば一卷の參考書なく、童蒙に示さんが爲めに、延元四年秋作り、興國四年秋七月讒謗のある處を修正せりと云ふ、櫻雲記卷中には興國元年(北朝暦應二年)之を作りて吉野へ獻上すといへり　考證 北畠親房、「キタバタケチカフサ」を見よ(群書一覽、櫻雲記)

シンワウハチンラク　秦王破陣樂　名義 唐樂、乞食調四曲中の一、常には破陣樂の三字を略す、一名神功破陣樂、また齊正破陣樂、大定破陣樂、大定太平樂、天策上將樂、七德舞とも號す、新樂にて中曲、或は古樂大曲ともいふ○舞者四人、答舞皇仁　起原沿革 唐太宗秦王たりし時、劉武周を破る、軍中其勇武を稱し、此曲を作る、太宗卽位後、宴會には必ず之を奏せしめ、曰く、發揚蹈厲の狀は文容に異なりと雖も、功業これに由れり、樂章に示すは、其本を忘れざるが爲めなりと、既にして又躍然自ら省み、朕は武功を以て興るも、終に文德を以て海内を綏ぜんと、更に舞容を改め、樂工百二十人、銀甲を被り劍を佩び、戟を執り、四陣を作り、擊刺往來の狀を奏せしむ、其後綫徵、褚遂亮、虞世南、李百藥に命じ、更に歌辭を製し七德舞と改稱し、元日冬至の慶賀に奏舞せしむ、後更に神功破陣樂と號す、三大舞の一なり、舞曲口傳に依れば、玄牝三祓四天に渡りし時、大王の宮殿にて一曲を奏せ給へと成めしよし見えたり、我國に傳來せしは、何れの頃なるかを詳かにせず、慶安二年九月樂所よりの申狀には既に絕樂の部に入れり、但、其用ひし甲冑魚袋等は太平樂に徒り、僅に舞面を存するのみ(續樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖說)

シメ　注連　「シメナハ」を見よ、

シメ四目　矢ノ根の名、「ヤジリ」を見よ、

シメイ井ン　志明院　起原沿革 山城國愛宕郡雲ヶ畑村字岩屋　内容 眞言宗、仏和寺末に屬す○本尊不動明王　起原沿革 相傳ふ、白雄元年の創立なりと、天長六年七月淳和天皇の願願により、沙門空海登山して堂宇を再建し、專ら鎭護國家を祈禱す、王城乾隅の勅願寺と定められし靈地なりしも、其後衰して、今は坊舍一宇を殘すのみ(山城名跡志、平安通志)

ジメイシヨウ　自鳴鐘　江戸時代、時計の事をいふ、自ら鳴りて時を報するが故に名づく、「トケイ」を見よ、

シメナハ　注連縄(標繩、七五三)　名義 祭具の名、汚穢を界隔するに用ふるもの、門戸又は社殿の四周に引き繞らす、もとは、端出縄(シリクメナハ)と云ふ、略して、シメナハ又はシメと云ふ、藁の尻を斷去りして其まゝ込め置たる縄の義、一說に尻は後方(シリヘ)の意、久米は限目の意なりと　起原沿革 真丈雜記に、しめ縄の事、わらにて左縄になふなり、なひながら所々に七五三のわらを下ぐるなり、三筋下げて、間を置きて五筋さげ、又間を置きて七筋下げ、又間を置きて三五七、三五七とさげるなり、縄の兩端をば切りそろふる事なし、其のまゝ置くなり、是れ取りつくろはず直なる姿なり、七五三のわらの間々には、ゆふしでを下ぐるなり、(ゆふしでは紙なり)ゆふしでは紙を、眞中を取りて上へ折り上ぐれば、

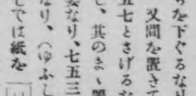

如此切目を入れて、如此なるなり、紙二枚重れて切るなり、細き紙四ツ下ぐるなり、神馬にもしで付くるなり、しめ縄長サ太さ七五三の間の寸法、下げ所の數等法式無之」、とあり　起原沿革 天照大神の天岩屋より出御し給ひし時、其新殿に端出縄を引き渡せるを初見とす、古事記神代卷に、布刀玉命、以二尻久米縄一控二度其御後一、白言、從レ此以内不レ得二還入一云々、書紀に則奉レ承二天照大神之手一、引而奉二出、於是中臣神忌部神、則界以二端出之縄一、乃請曰、勿復還幸云々、古語拾遺に、以二日御綱一(今縣利久迷縄、是日影之像也)廻二懸其殿一云々、とあり、古事記傳には、日御綱は一名なるべし、なほ日影之條と云へるは附會の說なり云々」といへり(倭名抄、世諺問答、古事記傳、古今神學類編)

シモイシハ　下石派　下石三正の創めたる槍術の流派○三正は平右衛門と稱す、後道二と改む、初め山田瀨兵衛と號し、松平忠明に仕ふ、壯年より槍術を好み、南都に赴き寶藏院胤舜に從つて、鎌槍の術を學び其宗を得、又茶を嗜む、後ち奧州白河に赴き、松平直矩に仕へ、五百石を領す、後致仕して江戸に住し、下石と改む、槍術を以て大に鳴る、播磨赤穗城下に

於て死す、門人森勘右衛門義豐、旅川彌右衛門政羽等傑出す、旅川一流を起し、旅川流と稱す(武藝小傳、武術流祖錄)

シモカンヂヤウシヨ　下勘定所　江戸幕府の役所、大手門の内二ノ丸に在りて、勘定組頭以下の諸吏勤務する所、もと本多正純の宅なりといふ、本多氏亡びて後、便宜の地といひ、且つ本多氏の取扱ひしもの、多くは下勘定所にて後に取扱ひし事務に似たること多きを以て、下勘定所と定めたるものなるべし、下勘定所にては、大綱御取筒方、中之間の別ありて、其中また、數科に分つ、御取筒方には、組頭一人、勘定支配、勘定これに屬す、差出方、廻米方、御普請方、新田方、道中方、知行割の六科あり、中之間には、組頭四人(内二人は何方、二人は幟面調方)、勘定支配、勘定之に屬す、何方、運上方、御鷹方、幟面調、證文調、林方、國役方、神寶方、諸入用方、起合印方の十科あり、外に林奉行、漆奉行の詰所あり(德川氏官制)

シモダテジヤウ　下館城　所在地 常陸國眞壁郡下館○北部を本丸とし東西南北各四十間、二之丸は東西八十間、南北廿五間、三之丸は東西百間、南北六十五間　起原沿革 天慶の亂、藤原秀郷三館を築き、下館を此地に置く、其後鎌倉幕府の頃、地頭伊佐爲宗再興し、子孫世々之に住す、延元三年行朝、親房を迎へて賊軍と戰ひ、遂に結城氏に降る、文明十年結城の長臣水谷勝氏本城に入り、伊佐氏に代る、慶長五年勝俊に至り三萬石を加賜せらる、寛永十六年七月水谷氏を備前松山に移し、水戸城主賴房の子賴重を封す、其後增山正榮(寛文三年七月三萬石)、井上正岑(元祿十五年九月三千石加賜)、黑田直邦(元祿十六年正月)等相繼で之に治す、享保十七年三月に至り、石川總茂二萬石(眞壁郡内三十箇村及び河内國飛地石川郡内十八箇村古市郡内四十箇村)に封ぜられ、此の地を管し、明治維新に至れり(新編常陸國誌、德川加除封錄、藩制錄、分限帳)

シモダフギヤウ　下田奉行　江戸幕府の職名、下田に駐在して、下田地方の事務を掌る、二人あり、高二千石、役料千俵、支配組頭は、役料二百俵、役金百兩宛を給す、天保十三年、浦賀奉行小笠原加賀守之に任ず(明良帶錄)

シモタヤ　仕舞タ屋(シメタヤ)　江戸時代、多くの町屋敷を所持し、その店賃を取りものをいふ(官中要錄)

シモツアガタノコホリ　下縣郡　所在地 筑前國　起原沿革 古の朝倉の地なり、書紀齊明天皇七年五月の條に初めて見えたり、下座の名は、延喜式に初見す　沿革 書紀朝倉に作り、延喜式下座に作りて「シモツクラ」と唱ふ、僕名抄に、馬田(ムマタ)、青木(アヲキ)筌簗(クハヤ)三城(ミツキ)立石(タテシ)等の郷あり、郡名考「ゲザ」と稱し、地誌提要「ゲザ」「シモツアサクラ」兩樣に唱ふ、明治二十九年上座夜須の二郡と合して朝倉郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シモツアガタノコホリ　下座郡　所在地 筑前國　起原沿革 古の朝倉の地なり、書紀齊明天皇七年五月の條に初めて見えたり、下座の名は、延喜式に初見す　沿革 書紀朝倉に作り、延喜式下座に作りて「シモツクラ」と唱ふ、僕名抄に、馬田(ムマタ)、青木(アヲキ)筌簗(クハヤ)三城(ミツキ)立石(タテシ)等の郷あり、郡名考「ゲザ」と稱し、地誌提要「ゲザ」「シモツアサクラ」兩樣に唱ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シモツキ　霜月　陰暦十一月の和名、異名を「ナカノ冬」「ツユコモリノ八月」、雪待月、神陰月、雪見月、神樂月、子月とも云ふ、淺名を仲冬、黃鍾、暢月、奉、畢率、章月、天泉月、逢月、周正、廣寒月、復月と云へり、名義に三說あり、(一)奧義抄に霜類に降る故に霜降月の意なりと、東雅、倭訓栞、日本歲時記、歲時語苑皆この說に隨へり、(二)十二月名の解に、此月は草木皆凋むを以て、シボミツキなりと、(三)古今要覽稿に、下の月の義なり、十より一にかへりて、十一、十二と數をとれば、十一は下にかへる義にてシモ月と云ふなり、左傳に十は盈數也と見えたるにても義明かなり」と云へり○神武天皇紀に、冬十有一月とあるを「シモツキ」とよみ、又萬葉集にも十一月を「シモツキ」とよみたり、これ書に見えたる始めにて、祕藏抄に「見るまゝに雪ぶけの空と成にけりさらぬにさゆるしもつきの空」とあるは、歌によめる始めなるべし(古今要覽稿)

シモヅケコクシ　下野國誌　巻數 十二卷、刊本　内容 下野の地誌にて一卷名義、二卷名所勝地、三四卷神祇寺座及聖廟學校、五卷より八卷迄佛閣僧坊、九卷より十一卷迄古城盛衰、系圖、姓氏書像、十二卷は古碑壞墓、國產名物等の目に分類して考證す、地理歷史的事項は、大概漏さず記したれば學者の必ず參考すべきものなり、嘉永元年の自序あり、同三年刻成る　沿革 河野守弘、守弘は下野芳賀郡大道泉の里正にして、通稱伊右衛門と云ふ、幼より學を好み、長じて自國の地誌なきを慨し、自ら國中を歷遊し、二十餘年を積み、嘉永元年に至り、始

めて成ると云ふ(下野國誌、本邦地誌考)

シモツケノウヂ　下毛野氏　皇別、崇神天皇の皇子、豐城入彦命より出づ、朝臣姓、左京に貫す、公姓、國造あり、又川内朝臣、宿見公、靜戸公、陸奥公の姓あり、倶に下毛野を冠す、仁德天皇の時毛野を分て二となす、豐城入彦四世の孫奈良別を以て下毛野國造となす、天武天皇の十二年下毛野君朝臣を賜ふ、稱德天皇の時、陸奥行方郡の人外正七位下下毛野公田主等に、桓武天皇の時從五位下吉彌侯横刀、同姓正八位下夜須麻呂等に、仁明天皇の時近江人從五位下下志賀忌寸田舍麻呂等に、執も下毛野朝臣を賜ふ、公姓、聖武天皇の時骨廣逮あり、姓下毛野公、上總武射郡の人、桓武天皇の時、外正八位上吉彌侯間人、總麻呂、下毛野公を賜ふ、仁明天皇の時下野芳賀郡大麻續部緯持の子嗣吉、並に下毛野公を賜ふ、川内朝臣、文武天皇の時、從四位下下毛野朝臣古麻呂、同族石代の姓を改めて下毛野川内朝臣となさんと請ふ、之を許す、宿見公、靜戸公、稱德天皇の時陸奥玉造郡の人外正七位上吉彌侯部念丸等下毛野宿見公を賜ふ、信夫郡の人吉彌侯部廣國下毛野靜戸公を賜ふ、仁明天皇の時陸奥の人大部繼成等下毛野陸奥公を賜ふ、上毛野、下毛野二氏、後世多く衛府の官たり(氏族志)

シモヅケノクニ　下野國　現今の東は常陸、西は上野、南は上野武藏下總、北は岩代磐城に至る、東西十九里、南北二十五里、東山道に屬す　形勢　大山脈北西の二方を界し、西方最嶮峻、日光に至て其秀拔を極む、國の中央地勢平衍、官道砥の如く、鬼川貫流す、但地味半は磽瘠　起原沿革　古へ毛野國を二分し其一を下毛野國と爲し、後に下野と改む、天武天皇紀五年五月の條に初見す、國府を都賀郡に置く(今の國府村)、天慶中藤原秀郷、州の介を以て平將門を誅す、功を以て世々國の守介に任じ、押領使を兼ね、都賀郡小山城に居る、十二世朝政、州の望族宇都宮朝綱那須宗隆等と倶に源頼朝に從て功あり、宗隆那須一郡を賜ひ、朝綱子孫宇都宮に居り、小山氏と相代て國守に任じ、紀清兩黨皆其下に隷く、朝政の弟宗政、芳賀郡長沼に城き、子孫之に居て長沼と稱す、源義家の孫義康、足利郡に食す、八世の孫尊氏、元弘の末兵を率ゐて西上し、官軍に降り京都を復す、朝綱八世の孫公綱建武中勤王、本州守護を賜ふ、既にして公綱の子氏綱足利氏に附す、小山朝氏(朝政八世の孫)嗣り官軍に屬し、孫義政に至るまで宇都宮氏と接戰數次、弘和二年足利氏滿の軍と戰て敗死す、足利氏結城基光の二子泰朝をして小山氏を繼がしむ(祇園城に居る、天正の末記絶ゆ)後に小山宇都宮長沼那須及び下總の結城氏八館の列に班す、足利成氏兩上杉氏と相鬩ぐに及び、長沼成宗成氏を援ひ、兵敗れて出亡す、宇都宮氏獨り兵威日に强く、終に國守と稱す、壬生山田諸族皆來り屬す、天文中那須氏と戰て大に敗れ(那須氏那須郡烏山城に居る)諸族稍々那須氏に歸す、北條氏亦州の南境を略し、宇都宮氏益々衰ふ、豐臣氏東征の際、那須氏の地を收めて、那須家臣大國高增を黑羽に、大田原晴清を大田原に封し、那須氏なして僅に福原に食せしむ(德川氏に至り黑羽大田原食邑故の如し)、宇都宮國綱獨り其舊封を全うせしが(十八萬七千餘石)慶長二年罪あり、封を收めて蒲生秀行に賜ふ、六年德川氏秀行を會津に徙し、奥平家昌之に代り、又數姓轉封の後、寶永中戸田忠眞を封す(後に島原に轉封、曾我忠寛復封)其餘、封を受くる者、烏山(初松下重綱、後に大久保常春)壬生(初日根野正吉、後に島居忠英)足利(戸田忠利)佐野(堀田正敎)吹上(有馬氏部)最後戸田氏の支族忠至を高徳に封す(後に下總曾我野に徙す)凡て九藩、明治維新日光縣を置き、既にして皆改めて縣となし、又廢して櫟木に併す　沿革　古より管郡の變遷左表の如し、詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)

六國史	延喜式	古圖	明治沿革	新都區編制	舊都區編制
安蘇	倭名抄	郡名考	地誌提要		
足利	拾芥抄	元祿圖	天保郷帳	足利	足利
梁田	同	寛知集	同	同	同
都賀	同	同	同	上都賀	下都賀
河内	同	同	同	同	同
寒川	寒河寒川	寒河寒川	寒河寒川	同	同
芳賀	同	同	同	同	同
塩屋	同	塩屋塩谷	塩屋塩谷	同	同
那須	同	同	同	同	同

シモツマジヤウ　下妻城　常陸國眞壁郡下妻　形勢　善城は起源詳かならず、新城は康正中結城の臣多賀谷氏の築く所　沿革　善城は初め大掾氏の治所なりしが、源頼朝之を小山朝政に與ふ、即ち下妻氏の祖なり、延元四年政泰賊兵と抗爭し、其死後城亦廢す、新城は初め多賀谷氏世々居城となしゝが、慶長五年石田三成に奪せしを以て、所領を沒收せら

れ、佐竹氏に從て羽後に徙る、並に壬て城一時廢せしも、賴房之に封ぜられ、後正德二年井上遠江守此に移りしより、城郭を再建し、世々其城主となり、子孫相繼ぎて明治維新に至る(新編常陸國誌、明治政覽)

シモツマノコホリ　下妻郡　所在地　筑後國　形勢　古へ上妻と共に八女(ヤツマ)國と稱す、蓋し神名、八女津媛より起りし事、書紀景行天皇十八年秋七月の條に見ゆ、後ち下陽咩郡と稱し、和銅以後下妻に改む　沿革　倭名抄に、新居(ニヒキ)鹿持、村部(ムラ)等の郷あり、地誌提要「シモヅマ」と稱し、今之に從ふ、明治二十九年上妻生葉(一部)の二郡と合し八女郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シモツミケノコホリ　下毛郡　所在地　豐前國　沿革　古へ上毛と共に御木(ミケ)と稱す、景行天皇西征の時、賊耳垂此地に據て誅せらる、後ち分て上毛下毛の二郡となす　沿革　書紀下毛、延喜式又下毛に作り「シモヅケ」と稱す、倭名抄に、山國、大家(オホヤケ)麻布(アサフ)野仲(ノナカ)諫山(イサヤマ)穴石、小椋、ぞの郷あり、郡名考「シモゲ」と稱し、地誌提要「シモゲ」「シモツミケ」兩樣に唱ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シモツミチノコホリ　下道郡　所在地　備中國　沿革　古へ川嶋縣苑縣の地なり、應神天皇御友別の長子稻速別に川嶋縣を賜ふ、即ち下道臣の祖なり　沿革　延喜式又下道に作る、倭名抄に、穗北(ホイタ)八田(ヤタ)邇磨(ニマ)曾能(ソノ)秦原(ハタハラ)水内(ミノチ)釧代(クシロ)近似(チカノリ)成羽(ナシハ)弟翁(セ)穴田(アナタ)湯野(ユノ)河邊(カハノヘ)吳妹(クレセ)田上(タカミ)等の郷あり、後ち北境の地を割て河上郡を置く、拾芥抄之に仍る、之を以て考ふれば、蓋し其分置讓倉以前にあるべし、郡名考下道と訓し、地誌提要「カダウ」「シモツミチ」兩樣に唱ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シモツミチノマビ　下道真備　吉備(キビノマミ)を見よ、

シモノスハノジンジヤ　下諏訪神社　「スハノジンジヤ」を見よ、

シモノセキシヤウキン　下ノ關償金　下ノ關の戰(シモノセキノタタカヒ)を見よ、

シモノセキノタタカヒ　下ノ關戰　所在地　豐前と長門との間に在り、古は早鞆の瀬戸の末年に當り、長州藩は盛に攘夷の說を唱へて遂に朝廷を動かし、文久三年五月十日を期して攘夷を實行せんことを幕府に約せしめたり、並に於て藩士久坂玄瑞、山田顯義、山縣有朋等、世子を奉じて國に歸り、自ら其魁を爲さんとす、即ち前田、壇ノ浦、彦島、阿彌陀寺、觀音寺、豐浦等の海岸要地に十餘箇の砲臺を築き、且つ庚申、壬戌、癸亥の三軍艦を以て沿海の警衛に備ふ　関係地　同五月十日米國の商船ペンブローク號、下ノ關海峽を通過せんとす、時會々攘夷實行の期日たりしかば、長藩士等以て好機會とし、突然砲臺より之を攻擊し、庚申、癸亥の二艦亦是に迫る、然れども此日濃霧ありて、米船の所在明ならず、從つて砲擊も多く功を奏せざりしが故に、米船は應戰しつゝ、全速力を以て遁走せり、尋で二十三日佛國郵船キャンチン號の同海峽内に前進するや、壇ノ浦、前田、豐浦等の諸砲臺より發砲し、庚申、癸亥の二艦よりも、劇烈なる砲擊を加へたり、佛船敵することはずして退却し、長崎に赴くの途、和蘭軍艦メデユース號が、横濱に赴かんとして來れるに會し、遭難の顚末を語りしも、闇樓は敢て意に介せず、二十五日の早曉下ノ關海峽に入るや、諸砲臺望見して直に戰を開き、壬戌、癸亥、庚申の三艦亦砲擊を加ふ、闇船應戰して庚申を傷けしと雖も、海水淺くして逃走せり、會々米國公使ブルノーキンは、ペンブローク號遭難のことを聞きて大に怒り、横濱に寄港中なるカイオミンゲ號に命じ、急航下ノ關に赴き、砲擊の事を詰問せしむ、同號は六月一日下ノ關に逸し、海峽に入らんとするや、豐浦砲臺より發砲せりと雖も應戰せず、進んで峽内に入る、時に庚申、癸亥、壬戌の三艦、軸艦相含んで海上に在り、米艦之を見て捕獲せんとしたれど、意の如くならざるを以て、陸上に對して戰を開き、遂に一砲臺を沈默せしめ、進んで庚申、癸亥の二艦に肉薄し、尋で壬戌に迫る、兩軍奮鬪して互に死傷あり、既にして壬戌は傷き、庚申、癸亥は沈沒し、陸上の砲擊亦微弱なるに至れり、米艦即ち戰を中止し、東方に向つて去る、此日米艦も死傷十餘人を出し、船體も亦二十餘處を傷けらる、是より先、キャンチン號砲擊の報告、佛國水師提督ジョーンの許に達するや、提督は旗艦セミラセスに乘し、タングレット號を率ゐ、同四日下ノ關に到り、砲臺を攻擊し、且つ陸戰隊を組織して前田村の東方に上陸し、艦隊掩護の下に、前田砲臺を占領して之を破壞せり、前田の敗報下ノ關に達するや、藩主毛利元徳自ら將として、戰地に向ふ、然れども佛艦は前田砲臺を破壞し、且つ諸砲臺に多大の損害を與へて、元徳等の著するに先だち、既に歸途に就き、九日横濱に著せり、この時に當り、佛國公使は郵船砲擊に關し、幕府と交渉を開きしも、要領を得ざるを以て、更に英米蘭の公使と議し、四國聯合して長藩を襲ふに決し、軍艦及び武裝せる商船十七艘を以て聯合艦隊を編し、英國水

第一圖

（ルッセル氏「日本海岸海戰記」所載）

第二圖

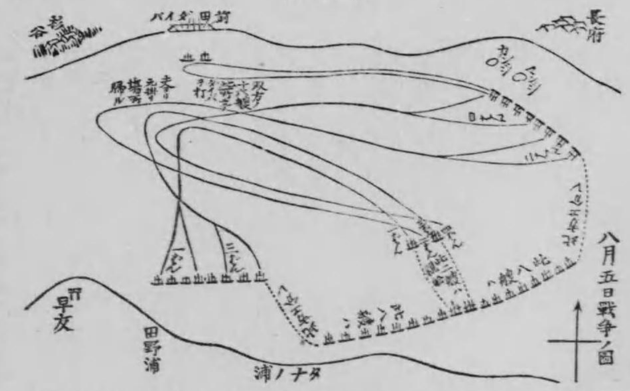

第三圖

【考備】

參考圖は、孰も櫻木章氏の所藏本に據る、就中第二圖第三圖は、共に當時の見取圖なり、

【第三圖符號】（イ）此所申下刻異人陸軍、前田砲臺ヨリ此山ノ後手ヘ廻リ角田陣屋ヲ燒ク（ロ）申下刻著發（ハ）申下刻前落（ニ）申刻七分ニ燒（ホ）異人陸軍旗國號不分（ヘ）此端船已ノ上刻ヨリ上陸戰ニナル、申下刻海邊マテ引取（ト）此所前田流ノ洲有之、是ハ朝ヨリ乘上ケタ刻七合形（チ）此近所長州勢群集ト見エ、異船ヨリ悉打込（リ）此所陸軍ノ進退砲發（ヌ）此山陸異船數艘アルト見エ前田所々不絶炮發（ル）此所已ノ中刻頃ヨリ端船數艘繫上陸ノ戰トナリ未ノ中刻凱陣、前田手ト加ル（ヲ）此所午下刻未上刻迄ニ三度著發致サセ共格別ヤケズ（ワ）此所禮浦ニ在ル端船數艘ノ内二艘上陸午ノ中刻火ヲ擧ル尤此迄所ダケ燒失○陸上海邊ノ黑點ハ陸軍歩兵尤赤衣裝ニ無之白又藍ヨリ上黑色兵モ有之、

師提督クーパーを司令長官とし、八月五日下ノ關に至り、まづ角田砲臺を攻擊して淡默せしめ、超えて六日進んで壇ノ浦砲臺を攻擊して、且つ諸砲臺と對戰す、既にして城山、關見、前田の諸臺皆破壞せられ、長兵は臺を捨てゝ遁走せり、茲に於て四國の陸戰隊二千六百餘人上陸し、遂に洲崎、杉谷の諸臺を陷れ、尋で赤壇ノ浦砲臺を占領せり、翌七日山縣有朋、高杉晋作、山田顯義等奮戰せしと雖も遂に大敗し、八日に及んで和を請ふの已むを得ざるに至れり【第三圖】長藩は高杉晋作、井上馨、伊藤博文等をして交涉の任に當らしめ、九日左の書面を發せり、

昨年來朝命幕令に從ひ、於二下ノ關一外國船を及二砲擊一候處、豈圖らん慢發の名を蒙り、遂二背朝命一するの姿と相成候折柄、家來歸便を以て、懇論の趣有レ之候二付、朝旨伺定度、長門守發駕に及ぶの處、未著中京師變動差起、不得已中途より歸國、不レ得レ果二其意一過る三日貴國軍艦姫島來着の由に付、下ノ關通航差障無之段、可レ及二應接一と家臣兩人に書翰持參申付候得共、御出帆後に付猶又下ノ關に於て可レ及二應接一の處、時刻相移、終に戰爭に至り、遺憾の至りに候、素より宿怨は無之、數萬の國民を苦しめ候儀、不本意の事に付、和議を莫ひ候外、無二外事一候、此儀宜敷御酌量被下度、委細家老毛利出雲等可二申述一候、以上、

元治元年八月九日　　松平大膳大夫花押

越えて十四日、國老宍戸備前、毛利出雲等を遣はしクーパーと正式の談判を開き、次の箇條を結び、且つ償金に關しては到底拂ふべき餘裕なきことを陳疏したるを以て免れたり、

長州條約書一札

一此節の雜費相償候事

一長州瀬戸内各國船通行の義不二妨候事

一薪水石炭其外入用の諸品當浦濱に於て相當の價を以て可二賣渡一候事

一新規臺場築造不レ致候事

一舊臺場築造不レ致候事

一舊臺場修覆不レ加大砲不二備付一候事

一過料金高は政府と各國公使之裁判に可レ任候事

八月

クーパー等は江戸に赴きて更に交涉を開くべきに決して下ノ關を去り、横濱に歸航して、在留公使に顚末を報告せり、茲に於て四國の公使等は、幕府に數回の交涉を重ねたる後、三百萬弗の償金を幕府より出すことゝして、其局を結びたり（下關砲擊顚末、德川十五代史、德川太平記、鬼薊遺稿）

シモノヘヤ　下部屋　上部屋（カミノヘヤ）

を見よ、

シモフサノクニ　下總國　上總國

西は武藏上野、南は上總及び海、北は常陸下野に接し、東西凡二十二里、南北凡十七里餘、東海道に屬す【地形】國内山無く、原野四分の一に居る、利根川分派して西北二方を界し、漕輸頗る便なりと雖も、沿川の地時に水患を被る、其土は赤壤石少なく五穀皆宜し【起原沿革】古へ總國の地、後上下二國と爲る、文武天皇大寶元年九月始めて見ゆ、稀德天皇の御宇結城郡と常陸國新治郡との境界を定む、國府を葛飾郡に置く（今の國府臺村是なり）、承平中高望王の子良兼、介を以て國事を司る、從子將門（其將の子）豐田郡に居り、猛獸制を受けず、天慶二年良兼卒す、將門遂に謀叛し、猿島郡磨雨を以て京都に擬し、僞宮を營して八州（本州及び上總安房武藏相模上野下野常陸）を煽動す、明年誅に伏す、將門の從兄忠常（良文の孫忠頼の子）州の介に任じ、海上郡に居り、長元元年亂を作し、四年にして法に伏す、後ち其子常將を宥して介に任じ、始めて千葉城に居り、子孫任を襲ぎ千葉と稱す、玄孫常胤、結城朝光と源頼朝に從ひ、常胤本國守護となり、子孫に傳へ、後上總の北境を併有す、朝光治承の末、結城郡を領し結城に居り、後常陸眞壁郡下野芳賀郡を兼領す、建武中興足利尊氏を守護とす、尊氏の叛する時千葉貞胤（常胤七世の孫）結城直朝（朝光六世の孫）皆之に屬す、千葉氏介を以て守護を兼ぬる故の如し、鎌倉管領足利持氏の亡ぶるや、直朝の曾孫氏朝、其遺孤を奉じて結城に據る、上杉氏將軍義教の令を以て來り伐ち、城陷て氏朝自盡す、寶德の初め持氏の子成氏管領となり、氏朝の遺胤成朝をして結城に歸復せしむ、既にして成氏其執事兩上杉氏を伐つ、克たずして退て古河を保つ、時に貞胤の玄孫胤直、上杉氏に黨す、其叔父馬加城主康胤、胤直を殺し、千葉城に據て印旛以東の地を領し、（臼井佐倉多古小見川皆領邑なり）結城氏と倶に成氏を翼戴し、關東八館皆古河に聚す、既にして上杉氏、胤直が從子實胤を胤直の後とし武藏石濱に居らしむ、千葉氏是より兩宗となり、爭戰やまず（石濱の千葉、後ち北條氏に屬し、天正の末認絶ゆ）、天文中里見氏、本國を侵して東境を略取す、千葉結城漸く衰へて自立する能はず、遂に北條氏に屬す、二十三年北條氏康成氏の曾孫晴氏を關宿に幽し、其子義氏をして僅に古河に食しむ（義氏子なし、小弓義明の孫國朝嗣となる、慶長中其嗣賴氏封を下野に受く喜連川氏之なり）、天正十八年豐臣氏東征、成朝の玄孫晴朝欵を納れ封を全し、德川氏の庶子秀康を養て嗣とす、康胤九世の孫重胤、北條氏に從て小田原に在り、豐臣氏亡ぶ、既にして德川氏關東に遷るや、小笠原秀政を

古河に(後に土井利里)、松平康元を岡宿に(後に久世重之)、久能宗能を佐倉に(後に堀田正亮)封じ、慶長中秀康を越前に徙し、結城城を廢す、其後國内封を受る者生實(森川重俊)高岡(井上政重)小見川(内田正信)結城(水野勝長)多古(松平勝以)凡て八藩、明治維新下野の高徳藩(戸田忠至)を曾我野に徙す、既にして皆改めて縣とし、尋で之を併せて印旛縣を置く、又改めて千葉縣を置き、上總安房を兼治す 沿革概略 古より管郡の變遷左表の如し、詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)

	六國史	延喜式(エン)	倭名抄(ワ)	拾芥抄	古圖郡名考(グ)	元祿(ロク)國(コク)寛知集(ク)	天保(ホウ)郷帳(チ)	明治沿革郡地誌提要(チ)	郡區編制	新郡區編制
			千葉	同	同	同	同	同	同	同
下總	可都思(ツ)可豆思(ツ)	可都思(ツ)蔦飾(カツシカ)	狭島(サンマ)	狭島	同	同	同	同	狭島	狭島
		加止(ト)志加(ハ)加止(ト)志加(ハ)	結城(ユフキ)	葛飾	同	同	同	同	結城	結城
			豐田		同	同	同	同	豐田	豐田
					同	岡田(コウダ)	同	同	同	同
		相馬(サウマ)	相馬		同	同	同	同	南相馬	東葛飾
印旛	印波(ハ)	印幡(バ)	印幡		同	印幡(ハ)	印幡(ハ)	同	北相馬	同
埴生	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
埴生(ヤ)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
						同(カツシカ)	同(カツシカ)	同(カツシカ)カド(チ)	中葛飾	東葛飾
									北葛飾	同
									狭島	同

概取(ガイ)香取(カトリ) 同 同 同(カントリ)(ク) 同(カトリ)(チ) 同 同

下菟上(ウナカミ)海上(ウナカミ)(ウ) 匝瑳(サウサ) 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

シモベ 下部 武家の政所問注所侍所に置く卑役、駈使に用ふ、

シモンゼニ 四文錢、四當錢(シタウセニ)を見よ、

シモンハ 寺門派 天台宗の一派、園城寺の本山とす、園珍の創開する所、園城寺を本山とす、園珍、叡山の二世義眞に師事し、清和天皇仁壽三年、勅を奉じて入唐求法し、台密二宗の法門に於て大に發明する所あり、清和天皇優詔して、特に園城寺の別當に任じ、寺を以て永く派祖の法流に附し、法門を弘傳せしむ、是より起原す、圓融天皇天元四年十二月、其門下餘慶、法性寺の座主に任ぜられしかば、慈覺の門下之を拒む、是より甚しき鬱障を生じ、遂に派祖の門下三井に移居す、茲に至りて一宗永く分れ、叡山を山門、三井を寺門と稱す、其後別當職を長吏と稱し、寺門一派法務の棟梁として、累世の碩德此職に補ぜらる、中世已後、親王、皇子、或は攝家の公子、法門に入り、遂に聖護院、圓滿院、實相院等の門主ことなり、以て一派の樞機を掌る、明治元年に至りて、長吏聖護院門主雄仁法親王、復飾の際、朝廷此職名を廢し、更に嘉言親王を以て當寺の別當に補す、同年八月、別當宮薨去以來、此職廢ぜらる、五年、天台一宗に管長を置き、後ち更に寺門一派に管長を別置し、法務を掌る、十七年、内務省の認可を得て、長吏の名稱を復す(佛教各宗綱要、日本佛教史綱)

赦 朝廷又は幕府にて、吉凶の事あり、もしくは功德、道場等の爲めに罪囚の罪を宥免して無罪とするをいふ 種類 朝廷にて行はるゝ赦には、常赦、大赦、非常赦あり、常赦は、八虐、故殺、謀殺、私鑄錢、強竊二盜を除く外、死罪以下罪の輕重となく、已發覺、未發覺、已結正、未結正或く赦し、大赦は、常赦に加ふるに、八虐、故殺、謀殺、私鑄錢、強竊二盜を赦免すれども、尚常赦を得ざる者は恩典に預かるを得ず、非常赦は有罪者を悉く赦するをいふ、後には非常の赦のみにて、大赦は行はれず、及臨時赦あり、輕罪のみを赦すをいふ、曲赦あり、一地方の罪人を赦すをいふ、恩降あり、死、流二罪の者一等を減ずるをいふ、凡そ赦降に會ひて罪を免すべきは、赦降の出る日、太政官に申さずして、刑部省にて直ちに放免する制なりしが、後には檢非違使にて、詔勅の施行を待たずして釋すこゝなれり、政權武門に歸してよりも、なほ鎌倉時代までは、其例史書に見ゆれども、室町以後は幕府の行へる赦のみにて、朝廷にて行はれしことなきも、自然の結果なるべし、武家にて行へる赦は、鎌倉、室町の兩時代共取り立てゝいふべきことなし、江戸時代にては、寺社奉行、町奉行、勘定奉行、遠國奉行、火附盜賊改等まづ囚徒の名を錄し、之を赦律及び先例に照準して赦不赦を判別す、而して殺人、殺逆、放火、强盜等の重罪者は預かるを得ず、又刑に從ひて、赦を得る年限を立てたれば、其年に至らざれば、之に預かるを得ざるものとす、這般の詳しきことは、赦律に悉しくあれば、就きて見るべし、赦を行ふ場合は、特例の外は、朝幕の吉凶、即ち即位、改元、諒闇、將軍宣下、日光社參、將軍の婚禮、同子女の誕生、同薨去、年忌の御事等ある時行ふものにして、慶事に行ふを、御祝儀の大赦、また御慶事の赦、法事に行ふを、法事の赦と稱せり、法事の赦は、寛永寺、增上寺等にて、幕府の爲めに、法事を行ふに際し、現に刑網にあるもの、親戚より、この兩山に向ひて赦を乞ひ、兩山にては其名を錄して幕府に致す、これを廻赦帳、又は赦帳といふ、幕府にては、其赦すべきものを簡び、法事の場に召して放釋す、此外に赦免せずして其刑を降すものあり、王朝時代の恩降に比すべきものとす 顯宗天皇元年正月に、天下に赦したることあるを初めとす、これは御即位に付きて、行れしなるべし、孝德天皇大化二年三月、新宮を遠ちれしによりて、天下に大赦し、其詔に、宜遣二使者諸國一流人及獄中囚、一皆放捨とあり、天武天皇二年五月壬申亂後の大赦あり、持統天皇朱鳥元年御即位に因りて之を行ひ、文武天皇大寶四年五月、慶雲の祥ありて、慶雲元年と改元し、また天下に大赦せられたり、同四年七月に元明天皇即位の大赦あり、其詔に、自二慶雲四年七月十七日昧爽一以前、大辟以下、罪無二輕重一已發覺、未發覺、咸赦二除之一、其八虐之内、已殺訖、及强盜竊盜常赦不レ免者、并不レ在二赦例一云々とあり、爾來改元の詔は、皆此の例に據らる、是れより後、佛法崇信の爲め赦典漸々繁く行はれ、即位、改元、立后、立太子、及び崩御、災禍、符瑞の外に、主上の御慶(御不豫御藥)院の御懷、佛事供養、明年辛酉の御慎、猶甚しきは、人臣の爲に、赦を行はるゝに至れり、是よりして、大赦は、祈禱の時に行はるゝこと、一の故事となれり、又彼の德政の類なも赦といへり、其後武家に於ても、朝廷の例に倣ひて、往々赦を行ひしことあり、江戸時代に將軍家光の時行ひしなはじめとす、後ち赦令に關して一の條規を生じ、之を赦律と稱したり、按ずるに赦令の出づるこ

(朝廷)

とに準據せし例書は、久しき以前よりありしと見ゆれど、これを整理して、一書となせるは、實に江戸幕府の末年の事なり、其奥書に左の如く載す、右赦律の條々、嘉永四辛亥年五月、阿部伊勢守を以て被レ仰二出之一、前々被二仰出一之趣、並先例其外評議之上、追々伺レ之、今般相定之、奉行之外不レ可レ有二他見一者也、文久二壬戌年三月、松平伊豆守(勘定奉行)右の如くなり、書中は其目を三十三條に分つ、即ち左の如し、一、御赦取計方之事、一、御仕置輕重に付赦免年數の事、一、巧成儀も無レ之、强而人之害に不二相成一もの之事、一、部而諸國一流人及獄中囚、一皆放捨とあり、天武天皇二年五月壬申亂後の大赦あり、持統天皇朱鳥元年御即位に因りて之を行ひ、文武天皇大寶四年五月、慶雲の祥あり、慶雲元年と改元し、また天下に大赦せられたり、同四年七月に元明天皇即位の大赦あり、其詔に、自二慶雲四年七月十七日昧爽一以前、大辟以下、罪無二輕重一已發覺、未發覺、咸赦二除之一、其八虐之内、已殺訖、及强盜竊盜常赦不レ免者、并不レ在二赦例一云々とあり、爾來改元の詔は、皆此の例に據らる、是れより後、佛法崇信の爲め赦典漸々繁く行はれ、即位、改元、立后、立太子、及び崩御、災禍、符瑞の外に、主上の御慶(御不豫御藥)院の御懷、佛事供養、明年辛酉の御慎、猶甚しきは、人臣の爲に、赦を行はるゝに至れり、是よりして、大赦は、祈禱の時に行はるゝこと、一の故事となれり、又彼の德政の類なも赦といへり、其後武家に於ても、朝廷の例に倣ひて、往々赦を行ひしことあり、江戸時代に將軍家光の時行ひしなはじめとす、後ち赦令に關して一の條規を生じ、之を赦律と稱したり、按ずるに赦令の出づるこ

とに準據せし例書は、久しき以前よりありしと見ゆれど、これを整理して、一書となせるは、實に江戸幕府の末年の事なり、其奥書に左の如く載す、右赦律の條々、嘉永四辛亥年五月、阿部伊勢守を以て被レ仰二出之一、前々被二仰出一之趣、並先例其外評議之上、追々伺レ之、今般相定之、奉行之外不レ可レ有二他見一者也、文久二壬戌年三月、松平伊豆守(勘定奉行)右の如くなり、書中は其目を三十三條に分つ、即ち左の如し、一、御赦取計方之事、一、御仕置輕重に付赦免年數の事、一、巧成儀も無レ之、强而人之害に不二相成一もの之事、一、部而諸國一流人及獄中囚、一皆放捨とあり、天武天皇二年五月壬申亂後の大赦あり、持統天皇朱鳥元年御即位に因りて之を行ひ、文武天皇大寶四年五月、慶雲の祥あり、慶雲元年と改元し、また天下に大赦せられたり、同四年七月に元明天皇即位の大赦あり、其詔に、自二慶雲四年七月十七日昧爽一以前、大辟以下、罪無二輕重一已發覺、未發覺、咸赦二除之一、其八虐之内、已殺訖、及强盜竊盜常赦不レ免者、并不レ在二赦例一云々とあり、爾來改元の詔は、皆此の例に據らる、是れより後、佛法崇信の爲め赦典漸々繁く行はれ、即位、改元、立后、立太子、及び崩御、災禍、符瑞の外に、主上の御慶(御不豫御藥)院の御懷、佛事供養、明年辛酉の御慎、猶甚しきは、人臣の爲に、赦を行はるゝに至れり、是よりして、大赦は、祈禱の時に行はるゝこと、一の故事となれり、又彼の德政の類なも赦といへり、其後武家に於ても、朝廷の例に倣ひて、往々赦を行ひしことあり、江戸時代に將軍家光の時行ひしなはじめとす、後ち赦令に關して一の條規を生じ、之を赦律と稱したり、按ずるに赦令の出づるこ

シヤ 紗 織物の名、織目疎にして輕く薄し、或は宇須波多、又阿波豆志ともいふ、又一種志々耳岐といふものあり、織文あるを以て名づく、或はこれを知々といふ 起源沿革 仲哀天皇九年、新羅より始めて獻ず(應神天皇十四年以來、支那の織法を傳ふ、因て按するに、羅及び紗は或はこれを設綾ともいへば、概して阿夜ともいひしなるべし、然らば支那樣の羅及び紗を製するの法は、阿夜吡登の傳へしものなるべし、爾來工人外邦の製に倣ひ羅、紗、及數を織る、醍醐天皇延喜五年、制して尾張、參河、伊豆、近江、越前、丹波、但馬、播磨、紀伊、阿波、伊豫十一國は、其製する所の羅、紗を以て、定めて調貢と爲さしむ(これより先羅を以て調貢と爲すの制あり、而れども史册に傳はらざるを以て、其何の國なるを詳かにせず、而れども大率此等の國なるべし)、其羅は鼠跡羅、襠羅、薄羅、冠羅、九點羅、小許春羅、四點羅なり、各其出す所を以て之を定む、既にして諸國羅を織ること漸く尠く、遂に業を廢す、世の亂あるに依てなり、而して織部司及び京都の工人のみ羅及び紗を製す、壽永三年、後鳥羽天皇大嘗會を行はれし時、其用ふる所の衣服器財を製す、朝廷因て諸名匠を召集す、羅織工は藤井依貞といふ、依貞は當時羅を織る妙手と稱す、正平年間、大内弘世京都の織工を周防山口に召し、以て羅及び紗を織らしむ、周防に於て羅及び紗を織ること、此に始まる、元中年間、和泉、堺の織工羅及び紗を織る、當時之を製出する地は、唯京都、山口、堺

遣し立持候もの之事、一、金子横取又は取逃等致し候もの之事、一、依二父之科一御仕置相成候もの之事、一、幼年もの當人之科に而親類へ預中、出家願致し候もの之事、一、御赦取調心得の事、一、當座御赦之事(皇典講究所講演「赦令の事」、古事類苑法律部)

のみなり、應仁の亂、京都大舎町兵燹に罹り、羅及び紗を織るの業廢す、孫で山口も亦廢す、其後天正年間、支那の織工堺に來りて、明樣の紗、紋紗、金紋紗を織り、且つ其法を所在の織工に傳ふ、既にして京都の織業復起りて、羅及び紗、紋紗、金紋紗を織る(京都の竹屋町に於て織る所の者を、竹屋町金紋紗といふ)其製亦明樣に倣ふ、本邦に於て明樣のものを織ること此に始まる、元和年間、支那の織工復た堺に來り、始めて金紗を製す、金紗は金絲を以て横柳條を織り成すものなり、錦屋松屋某傳習して之れを織る、時人稱して錦屋織、松屋織と云ふ、元文三年、京都の織工上野の桐生に來りて、羅及び紗を織るの法を傳ふ、東國に於て羅及び紗を織ること此に始まる、附來京都、堺、桐生並に樂を營みて今に至る(工藝志科)

シャウ　笙　名義　樂器の一種、匏の屬にて、俗に「シャウノフエ」ともいへり　構造　古今其製一定せず、寒谷に生ずる細竹の周圍一寸二分許のものを、先づ竹節數を定め、長さ一尺五寸或は一尺二寸位に截り、錐にて中を通し、皮を去り、或は木目を作り、色を附て之を撓め直し、管と爲す、古は十九管、後ち十七管、管毎に簧を施し、簧は響銅(俗に云ふサハリ)の薄片を以て之を爲す、方綱を削て律呂の厚薄の瓣に合はして清濁を分つ、又竹を以て脚とし、通竅木を以て下を塡む、匏の圓圍七寸、長さ二寸、下漸く小、形鳥首の如し、水牛角を蓋と爲す、厚二分ばかり、孔を穿ちて管を挿み、前に吹口を設く　各調　管の第一を壬、第二を十、第三を下、第四を乙、第五を工、第六を美、第七を一、第八を八、第九を也、第十を言、第十一を七、第十二を行、第十三を上、第十四を凡、第十五を乞、第十六を毛、第十七を比といふ、笙の握る所を匏、吹口の差出たる口を咮、匏中に竹管の挿入の所を根繦(脚)、中腰を捻束する者を帶、管に息通じて聲音をなす孔を屏上、横に管頭を施すものを簧といふ　神名　千隨代に作る所といへり、我國に傳ほりしは何時頃なりしか知り難し、推古天皇の時、樂人來り聖德太子此道を擴めしかど、未だ笙のこと見えず、文武、聖武の兩朝に於ては堀川關白(昭宣公)を笙の祖とせり、其弟子に八條保忠あり、夫より其弟子少納言行見、其弟子小治田有秋、其子辰元、其子公元、其弟子東市佑和邇部時信、其弟子四市佑豐原時元等相承繼して之を傳へ、終に豐原を以て笙の主と定む、後世音樂の進歩に伴ひて、笙のごとき單調なるものは漸く廢れ、神祭もしくは葬儀の時にのみ用ひらゝことゝなれり、雅樂(ガガク)の挿圖を見よ(樂家錄、武藝品目、禮樂志、知閑社話)

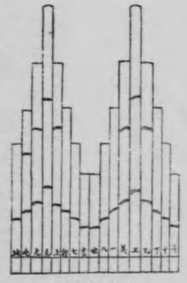

(載所錄家樂)

シャウアン　正安　名義　後伏見天皇御宇の年號、永仁七年四月廿五日代始に因て改元す、三年を經て後二條天皇乾元と改む　出典　周書に、君正安三其身」とあるに據る、菅原在嗣勘申す(國朝年號考)

シャウ井　讓位　名義　讓位の式は、清和天皇の貞觀中に至りて大に整頓し、當日紫宸殿に於て、先づ節會の儀を行ひ、次に劍璽渡御の儀あり、若し御父子にあらずして禪讓の時は、新帝上表の禮あり、然れども一二の異例なきにあらず、後冷泉天皇と後朱雀天皇とは、御父子にして此儀あり、土御門天皇と順德天皇とは、御兄弟にして此禮なかりしが如きこれも、又讓位の式を行ふ時は、兼日又は當日に、必ず警固、固關の儀あり、式終りてより敬日にして、開闕、解陣あるを常例とす　起原沿革　神武天皇以後武烈天皇に至るまで廿五代の間は讓位の事なし、後ち繼體天皇に至り、位を安閑天皇に傳へて即日崩じ給へり、これを讓位の始めとす、其後九代を隔てゝ、皇極天皇位を孝德天皇に讓り、持統天皇亦位を、文武天皇に讓り給ひしより、歷朝毎に讓位あり、而して後には殆んど恒例の如くなるに至れり、讓位の式は、又受禪の式と同じ、受禪とは、新帝が前帝の讓りを受け給ふをいふ、故に讓位と受禪とは、前帝を主とするとの差のみにして、前帝に就きて謂はゞ讓位、新帝に就きて謂はゞ受禪たるも、凡そ皇位は、皇太子たる皇子が繼承し給ふを以て例となせども、亦必ずしも然らざるもの多し、嵯峨、淳和、村上、圓融、近衛、順德、龜山の諸天皇は、皇太弟にて受禪し、文武、後陽成等の天皇は、皇孫にて受禪し、聖武、仁明、花山、崇光、後桃園等の天皇は皇甥にて受禪し、後一條天皇は從姪にて受禪したまへり、其他從兄弟にして受禪ありしは、一條、三條、伏見等

(讓受)

の天皇にして、再從兄弟にして受禪ありしは、後二條後醍醐等の天皇なり、殊に高倉天皇が叔父を以て受禪し、淳和天皇が族叔親父を以て受禪し、元正、孝謙、明正の天皇が、皇女を以て受禪したまひしが如きは、並びに異例とす、又皇太弟、皇姪、從兄弟、皇女等にして、受禪の後、更に前帝の皇子を以て皇太子とし給ひし事も、なきにあらず、然して天皇が皇位を繼承し給ふには、皇太子に立ちて、然る後受禪し給ふを例とす、殊に親王宣下と云ふこと始まりてよりは、先づ親王の宣下を蒙りたる後に皇太子となり、然る後受禪し給ふを例とす、されど異例も亦多し、卽ち堀河、崇德、二條、後光嚴、後圓融、明正等の天皇は、立太子の日受禪し、六條天皇は立親王、立太子、受禪共に同日、土御門、後陽成等の天皇は、立太子の儀なく、親王に直に受禪し給ひしが如し、降りて明治に至り、皇室典範を定めらるゝや讓位の事を止めらる(古事類苑帝王部、皇室典範)

シャウイチコクシ　聖一國師　辨圓(ベンエン)を見よ、

シャウ井ン　醬院　「ヒシホツカサ」と訓む、醬の事を掌る、大膳職の別院にて職の西に在り、大寶の制主醬二人を以て掌らしめしが、後には大膳亮等を以て醬院勾當たらしめたり、安和六年大膳亮宮道時忠を醬院勾當とせし事、類聚符宣抄に見えたり、此の後廢せられしと見え、記錄に見ゆる所稀なり(西宮記、廉中抄、官職要解、古事類苑官位部)

シャウ井ン　正院　沿革　明治政府初年の職名、太政官中の一院にして、庶務を總判する所となす、事務章程に、正院は、天皇臨御して萬機を總判し、大臣納言之を輔弼し、參議之に參與して庶務を奬督する所なり」とあり　職員　太政大臣、左右大臣、參議、大内史、權大内史、少内史、權少内史、中内史、權中内史、少外史、權少外史、大主記、權大主記、中主記、權中主記、權少主記等あり　起原沿革　明治四年七月太政官制を改定して、正院外二院を設け、六年五月更に官制を更定し、八年四月左右兩院を廢し、十年一月正院の稱を廢す、太政官(ダイジヤウクワン)參看(法令全書)

シャウウチ　尙氏　姓は清和源氏、鎭守府將軍萬中伊豆の大島より、琉球に至り、大里按司の妹を娶り、尊敦を生む、後ち妻子を留めて大島に還る、時に天孫氏二十五世總灣く政衰へ、諸按司叛く、權臣利勇其君を弑して自立し、天孫氏の統絕ゆ、文治三年肇敦、利勇を誅し、立て琉球王となる、之を舜天王と號す、嘉禎三年卒す、曆仁元年世子舜馬順熙立つ、寶治二年卒す、建長元年世子義本立つ、五年天孫子英祖を攝政とす、正元元年義本人心の英祖に歸するを覺て、位を遜れて北山に隱る、文明元年國主尙德卒す、嗣子幼冲國人服せず、遂に之を殺す、諸官卽ち相議し、義本七世の後裔伊平屋島首見村の人尙稷の子尙圓を推戴す、二年尙圓立つ、名は思德金、又金丸と號す、八年卒す、天正十七年七月尙孫尙寧使者を遣して、豐臣秀吉に京都に朝す、慶長十一年島津忠恒家康に謁し、琉球を征討せんと請ふ、初め琉球年々使を島津氏に遣はし、音問を通じ、方物を貢すること久し、後ち貢使を絕つ、藩主島津義久使を遣はして之を責む、肯ぜず、慶長九年島津氏又使を遣はして其罪を數へ、遠かに聘使なして前將軍德川家康に謁するを諫す、亦た應ぜず、此に至り家康の許を得たり、十三年島津家久先づ人を遣はし遠に入貢すべきを勸む、三司官等固く拒みて聽かず、十四年二月征討を議決し、兵三千餘人、職總百餘艘をして之を討たしむ、尙寧降を乞ふ、聽さず、兵を進め首里城を圍む、三司官等連署して降を乞ふ、卽ち藩書財貨を點檢し、尙寧及び三司官等俘にす、五月那覇を發し六月鹿兒島に來り、島津義久義弘家久に面して罪を謝す、家久等饗々饗宴を設け、以て慰撫す、十五年八月家久と共に駿河に抵り家康に謁す、同月又江戸に至り將軍秀忠に謁す、九月薩摩に復る、十六年家久條約十五箇條を送る、尙寧等各誓書三章を呈す、九月琉球に歸る、是より國王の嗣立及び將軍の襲統毎に正、副使を江戸に遣はして賀す、明治五年九月伊江王子を正使とし、宜野灣頭方を副使として東京に朝す、天皇內廷に召見し、琉球を以て藩とし、尙泰を藩主に封じ、先きに交換する米佛蘭三國の條約は政府の條約となし、外務省より管理すべしとの命あり、六年四月書を上り官吏數名を藩邸に遣はす、之を東京在勤の始めとす、後ち華族に列し侯爵を授けらる(華族諸家傳、華族譜)

○天孫氏二十五紀(紀元後一一二)

舜天王(淸西八郎源爲朝)

舜馬順熙王

義本王―英祖王―大成王―英慈王―王城王

西威王―察度王―武寧王―尙思紹王―尙巴志王

尙忠王―尙思達王―尙金福王―尙泰久王

尙德王―尙泰王―尙典

ジャウウチ　城氏　姓は桓武平氏、眞望の子鎭守府將軍繁盛より出づ、繁盛の子兼忠、兼忠の子維茂陸奥に居す、藤原師種と職を之を斬る、蝦東國に振ふ、餘五將軍と稱す、兼忠六世の孫盛遠仁科氏となる、惟茂の子繁茂秋田城介となり、子孫寛に城を以て氏とす、繁茂三世の孫永資後に居す、奥山氏と稱す、資國長成の二子を生む、資國城鬼九郎と稱す、長成加地

氏と稱す、資國資永長茂の二子を生む、長茂饒勇なり、源頼朝に仕へ、奥州を征して功あり、後ち謀叛し、源頼家の爲めに誅せらる（吾妻鏡、尊卑分脈、平氏系圖、氏族志）

○繁盛――維茂――繁成――貞成――重家――永基
永家――資國――資永――資盛
　　└長茂

ジャウウンブシ　淨雲節　淨瑠璃節の一種、寛永の頃薩摩淨雲が創めたるもの、薩摩節とも稱す

「サツマブシ」を見よ、

ジャウエ　淨衣　白き布製の裝束を云ふ、又生絹を用ふることあり、明衣とも云ふ、神事の時、天皇以下、公家、武家共に著用す、又神事外にも用ひることあり、平家物語に、兵衛佐院宣と聞き、忝じけなさに烏帽子淨衣して云云とあるは其一例なり、衣、單等を重ねること、一に狩衣の如し、袴は、地白の布、又は指貫を用ひ、袖括は、麻布二筋なり（貞丈雜記、裝束雜事抄、平家物語、裝束集成）

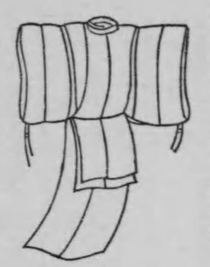

（載所抄裝類目名）

シャウエン　莊園　王朝時代以後、勢力ある寺社及び人々の私有地にして莊號ある土地を云ふ、莊は田舍の義、田間に在る家屋を云ひ、園は苑の藩な殷けあるもの、樹木等を植うる所を云ふ、卽ち別業の園地なり、莊所、莊地、產業所とも云へり、輸租地、不輸租地の二種あり、從來莊園は悉く不輸租地と云へるは誤なり、不輸租地は神社佛閣等特殊の土地に、官符宣旨綸旨院宣を以て、租稅課役を免除したるものゝみに限るなり、然るに現存する古文書等は、是等勅免の地のみ多きを以て世人が誤解したるものなるべし、保元二年三月廿五日の太政官符に、奉勅件庄牧等沒官先畢、宜爲官院（後院）領、於官物者、辨濟國庫、至地利者、徵納院家、元來不輸田島非此限、者」と見え、正應六年八月五日の條事定に、請給官使不論有輸庄園、皆悉檢注、勘決本免加納、且被停止事」と見えたるにての進歩に伴うて、人口の增殖するは自然の勢にして、費用增大し、從て從來の經濟にて生活に不足を生ずるは必然の結果なり、殊に商工業の發達せざる古代にありては、生產力は一に土地にあるを以て、人々の土地を欲し、田園を望むは自然の情なり、卽ち莊園は、この經濟增大に從ひて發生せしものとす、今直接莊園發生の重なる源因に就て述ぶべし（第一）上古國造等の遺領なり、上古皇族に關する人民を置き、國縣山海林野池田等を割きて開墾し、以て己れが財とす、是を田莊と云ふ、蓋し土地私有制度は神代より發生し、神武天皇東遷するに及びて、餘を以て皇室の御領地とし、尋で御子代御名代屯倉田部起り、田莊起るに至りしなり、餘は大化以後の官田、御子代御名代は勅旨田、田莊は莊園に當るなり、而して勢あるもの數萬代の園池を領有し、權あるもの數百頃の田莊を兼併し、互に爭戰し、中央集權を固くせんとし、大化改新の詔勅は降されたり、扨に於て諸國の所領悉く公田となる、大化二年正月甲子朔の詔に「罷昔在天皇所立子代之民、處々屯倉、及臣連伴造國造村首所有部曲之民、所々田庄、悉罷之、賞封云々」と見えたり、然るに舊慣の改むべからざるは古今の通弊、舊弊の容易に脫せざるは、人情の弱點なり、況んや當時人民の生命に關する財產の移動に於てをや、國造の知き、一旦國務に預るを停めしも、積膠にして事務に長けたるものは郡司とし、然らざるものも神事を掌らしめたるを以て、大化以前と異なる所なし、其他土部氏の知き、玉作氏の知き、皆舊來のまゝなりき、されば土地公有制度の知きも、實際行はれざりしものありしと見え、大化以後田莊の存するものあり、持統天皇紀に、六年八月己卯、幸飛鳥皇女田庄」と見えたるに明なり、これ僅に史籍中に見えし一好的例に過ぎざれども、是に類せし不傳の田莊多かりしや知るべきのみ、又太神宮領の神國の知き神都と改め、皇室御領の縣の知き官田と改めて、其幾分を削りしに過ざるが知きは、特別なる場合なるべしと雖も、此等の土地がやがて莊園となりしなるべし、故を以て大寶以前既に莊の顯はるゝものあり、東寺文書延久二年三月十一日の弘福寺注進に、依智伊香兩庄大寶以前本願、佐々名實天皇御施入也」と見えたり（第二）賜田なり、別勅を以て政績功勞才藝ある人に、賜はりし輸租田にて、永く私有たることを許す、推古天皇十四年五月秦作鳥に造佛の功を賞して、近江國坂田郡の地二十町を賜ひしを始めとし、田地を賜ふこと多し、是等の田地は子々孫々に傳へ、或は神社佛寺に寄せ、終に莊園となるに至れり（第三）功田なり、國家に功勳ある人に賜ふ輸租田なり、大寶令に制定して、大功は世世に、上功は三世に、下功は子に傳ふる定なり、卽ち藤原鎌足は入鹿を誅せし功によりて、大功田百町を

賜ひ、下毛野力士等四人、律令を撰定せし功を以て、小功田四十町以下六町を賜ひたり、後ち功を以て上中功田を賜はるもの多し、是等の田は皆限りありて、公に還す規定なるに、法令弛むに從ひ、或は賣買し、或は寺院に寄せ、終に莊園と化するに至れり（第四）開墾田なり、荒蕪の地を開墾したる田地にして、開墾は人民の生業、國家の强盛と相關係す、故に上古より之を奬勵し、大化改新に至りても、禁ぜざりき、卽ち官人部內の空閑地を開墾することを許し、登解の際には、公に返還するの制なりき、和銅四年十二月に至りては、親王已下豪族等に開墾することを許し、元正天皇養老六年閏四月勅して、諸國司をして開墾を務めしめ、又諸國の百姓にして、荒野閑地を開墾し、雜穀を得ること三千石以上には、勳六等を賜ひ、一千石以上には終身雜役を免じて之を奬勵したりき、同七年四月勅して、百姓多く田地狹きを以て、新に溝池を造り、開墾を營むものは、多少に限らず、三世に傳へ、舊溝池を逐はゞ一身に傳へしめたり、然れども返還の期に至れば、人民倦怠して、土地再び荒蕪に歸するを以て、聖武天皇天平十五年五月勅して、永年收公することなく、私財となさしむ、扨に於て人々爭うて開墾し、殊に權門勢家恣に公民を驅使して開墾を勸め、私營田を營むこと益々多く、その田を別業とせるを以て、漸次に莊園を增加せり（第五）勅旨田なり、別勅によりて、空閑地を開墾し、又は荒廢地を後宮皇子親王に賜ひ、開墾して私田と爲さしむる者、卽ち開墾田の一種なり、これ又輸租田なり（後ち不輸租田となる）勅旨田は、大同元年以後の記に見え、淳和天皇天長五年十一月伊勢國員辨郡空閑地一百町を勅旨田とせしを始めとし、年々勅旨田を後院親王等に賜ふこと多く史に見えたり、此等勅旨田は寺社に施入し、或は寵臣に賜ひ、終に莊園となれり、例へば承和三年九月肥前國神崎郡空閑地六百九十町を勅旨田とせしが、後ち神崎庄と稱し、後院御領となりしが如し（第六）神寺田なり、神社佛寺田は、不輸租田にして、令制によれば、朝廷より寄せられし田地の外、臣民より寄進寶興するを得ざる定めなれども、開墾の自由が一般に許容さるゝに至りしより、皇室臣民等の寄進施入多く、神社佛寺自らも盛に開拓に從事し、或は百姓の開墾田を買收する等、寺田の擴張を勉めしを以て、神寺田益々多く莊園愈々增加せり」、以上述ぶる所は、莊園興立の梗概に過ぎざれども、尤も之を助成したるものは墾田、勅旨田、神佛田とす、而して勅旨田も、神佛田も其增大を致したるは、墾田の流布とす、卽ち墾田は莊園の盛大をなせる一大根源と云ふべきなり、墾田は養老七年の勅にある知く、社會の進歩につれて、人口增殖し、人々騎奢に赴くを以て、土地需用增大せしより起る所なれば、莊園の最大源因は經濟的壓迫によりて、起りたる自然の結果と云ふべし、大化改新によりて豪族の兼併を停め、百姓を救ひ、中央集權を固めたりしと雖も、前に述べし知く、斷然たる處置に出でざりしを以て、幾干ならずして再び兼併の弊を生ぜり、卽ち大化改新を去る僅かに五十年、大寶令制定の年を去る近々五年に過ぎざる、慶雲三年三月勅して、王公諸臣多く山澤を占め、耕種を事とせず、競て貪婪を懷ひ、空く地利を妨げ、以て百姓を苦ましむ、加之賜はる地は僅に一二畝に止まらざるに、領する所は山谷に跨り、溟りに境界を成す、自今以後然ることを得ざれと云へり、以て當時の形勢を察すべし、和銅四年十二月親王以下豪族の山野を占むるを禁じ、天平神護元年三月勅して一切開墾を禁斷し、當土百姓一二町のものを許したり、是れ豪族の兼併橫暴を停め、百姓を救はんが爲めなり、然れども實際行れざりしと見え、寶龜三年十月十四日この禁を解き、再び開墾を許すに及び、莊園愈々增加せり、又天平十八年三月戊辰、勅して寺家の私田賣買を禁じたり、五月庚申又勅して、諸寺競て百姓の墾田園地を買ひ、永く寺地となすを禁ぜり、然れども猶止まざりしと見え、同十九年二月十一日、大安寺法隆寺等の資財帳を見るに、法隆寺の莊園四十六ヶ所、莊倉廿六口の多に及びたり、また開墾田も寺家勢に乘じて、百姓民人を借りて開墾すること多きを以て、天平勝寶元年七月、勅して、諸大寺及び定額寺の開墾田の數を限らしむ、然れども漸次禁を侵すもの多く、延曆二年六月の勅に、「京畿定額諸寺、其數有ㇾ限、私自營作、先既立ㇾ制、比來所司寬縱、曾不ニ糺察一、知經ニ年代一、無ㇾ地不ㇾ寺、宜ㇾ嚴加ニ禁斷一、自今以後、私立ニ道場一及將ニ田宅園地一、捨施井買易與ㇾ寺、主典已上解、知見任、自餘不ㇾ論ニ蔭贖一、決杖八十、官司知而不ㇾ禁者亦與同罪」と見えたり、以て諸寺が如何に莊園を買占し、私墾田を開發せしかを知るべきなり、かくの知く、屢々制禁を加ふと雖も、王侯諸臣社家寺家等は財產增殖に汲々たるを以て、陰に之を侵し、法網をくゞり、終には別業を司配せしむる爲め、莊長を置き、莊長又從て私佃を營むものあるに至れり、仍て延曆十四年四月二十七日、再び百姓の田宅園地を施入し、賣與することを禁じ、十六年八月三日には、百姓等の親王諸臣の莊園に寄住し、主の權力によりて調庸を免れたる者に、之を追徵せしめて、莊長の私佃を嚴禁せり、されども此の弊なほ止まず、其風習益々甚しく、宇多醍醐の兩朝には、權貴の家、勢に乘じ、威を挾み、遠近の民田

を從し、數十町を押領して、租稅を致さゞるあり、或は新に莊家を立て、苛法を施し、百姓を苦ましむるあり、且つ又諸國奸濫の百姓等、勳もすれば京都に赴き、豪家に屬し、私有の田地を以て、詐て寄進と稱し、舍宅を以て巧に賣與と號して、租稅を收めず課役を遺ろ、これが爲に田地は遂に富豪の莊園となる、國吏此の矯飾の計を知るも、權勢を恐れて、口を鉗み舌を卷て、敢て禁制せず、故に庶民產業の便を奪はれ、民烟農耕の地を失ふ、是を以て寬平八年四月二日には、諸院諸宮王臣家、百姓に代て田宅資財爭訟するを禁じ、五位已上の私營田を停止せり、延喜二年三月十三日には、元來相傳莊園の券契分明にして國務を妨げざるもの〻外は、悉く莊園を停止し、寺社百姓の地は、公驗に任せ、本主に還へし、百姓の田園を寺社に寶寄するものを禁し、且つ自今以後新に莊園を立つるの害を除かんとして、勅旨開田は皆悉く停止し、諸院諸宮及び五位以上は、百姓の田地舍宅を買占め、空閑地を占むるを禁じたりき、然れども昇平日久しきを以て、人々漸く驕奢に赴き、用途從て不足を生ずるに至れり、こゝに於て人々莊園占有の競爭となり、財產增殖を事として、新に莊園を立つる事、水の低に就くが如し、豈能く一片の官符詔勅の抑制にて止むべけんや、加ふるに佛法益々流行して、權門は封戸を佛寺に納れ、勢家は莊園を施入し、南都十大寺を初め、延曆寺東寺の如き、多きは數千町、少きも四五十ヶ處の莊園を有したりき、殊に清和天皇以後は、藤氏外戚を以て攝關となり、天下の政を左右せしを以て、諸族皆その權を借らんとし、地を寄するもの多く、長者は興福寺、榮山寺、法成寺、平等院等の所領を管し、子孫其利を占め、外に殿下渡領等の莊園ありて、長者世々是を傳領し、關白道長の時には、其富皇室に過ぎたりしと云ふ、攝關所領の廣大なる想像するに餘りありと云ふべし、しかのみならず、莊園每に兵士を徵集して、その本家に交番宿直するの勢を示すに至れり、故を以て長久元年六月三日國司に命じて、當任來往一兩代以來の新立莊園を停め、若し阿容する者は違勅の罪に論じて、見任を解却せしむ、然れども猶行はれざりしを以て、寬德二年更に勅して、前司任中以後新立莊園を停止し、若し符旨に違はずば、違犯の罪に處し、國司は見任を解却して、永く叙用せず、百姓は重科に處して、寬宥することなからしめたり、然れども勢家權門國司を凌轢して、猶違行する者少なし、後冷泉天皇天喜三年三月十三日、又勅して寬德以後の庄園を停廢し、好みて立つる輩は子細を勘錄し、其身を召進ぜしむ、此の如く嚴命を下せしにもかゝはらず、之を奉ずる者至て稀なるのみならず、莊園の民は放縱にして、官物を輸さゞる者多かりき、殊に東大寺領伊賀國員辨莊の如きは、僧徒數十人を率ゐて、名張郡に入り、檀に寺家の莊界を改む、國守使を遣して、檢察せしむるや、庄民國使を射て、且其綱馬を奪ひ之を辱しむ、花山天皇寬和中、左京屬久愛、關白頼忠の使として、備前國鹿田莊に下向す、所部を橫行し、國司の命に從はず、故を以て國司の訴によりて、見任を解かれ、庄家を燒かれし事ありき、以て莊官莊民等が、如何に寺家の權と關白の威とを借りて、橫暴なりしかを推知すべきなり、かくの如く、權門勢家、莊家を立て、田園を起すもの多く、諸國の百姓、又地利輕くして、調庸を免るゝを以て、莊家に屬するを好むも、國司等權門勢家を恐れて、只に之を制止せざるのみならず、地方官等却て貪濫を恣にし、專ら私利を營み、自ら廣く田園と、林野とを占め、多く田園を有し、政を顧みざるものあるに至れり、延曆三年十一月庚申勅して、國司公廨田の外の營田を禁じ、庶民の生業を妨ぐる事なからしむ、然れども猶止まず、廣く莊園を立て、意に任せて私田を營み、郡司百姓を聯絡し、吏民騷然たり、元慶二年には、秋田城司收斂を事とせしを以て、蝦夷叛亂し、勢猖獗なりき、朱雀天皇天慶二年には、平將門亂し、常陸介藤原維幾、武藏權守興世王等之に應じ、伊豫掾藤原純友、また遙に將門に應じて叛を謀り、後一條天皇長元元年、上總介平忠常叛して安房守を殺したりき、此の後ち諸國群盜猖獗りに蜂起して、守介の殺さるゝ者相接す、かくの如く權門勢家諸寺諸社の莊園を立つる事多く、諸國司又私營田を作る事多きを以て、公田は益減少せり、かく莊園の增加するに從て、公田減少し、公私所有を別にするに至れり、故に公は、公田に地子を輸さしめ、私は私田に地子を輸さしむ、之に因りて全國の租穎は增加して國庫の收入減少す、國庫の收入減少すれば、隨て朝廷公事用途缺乏す、用途缺乏するを以て、止むなく重任、其他の成功を奏りて、以て用途の不足を補ひ、賣官の弊起るに至る、故を以て宇多天皇寬平の末年には、調庸の納丁往々私に解文を作り、官物を折取して、賄勞料に充て、官職を得る者あり、百姓の財產ある者は、財貨を納れて國吏に任ずる者あり、醍醐天皇の時には、諸國の百姓奸民等京都に上り、財を以て六衞府の舍人に補し、郷に歸りて名を衞府の官に假りて、國司に對抗する者あるに至る、昌泰四年攝慶國解文に、此國の百姓過半は、六衞府の官人、宿官と稱して、課役に備はらずと云ひ、延喜二年但馬國解文にも、此國にて資產を有し、事に從ひ事に堪ふべき輩は、既に諸衞府の舍人を帶ぶと云へり、圓融天皇の世には百姓僅に錢三百貫文を以て、國の

掾を得る者あり、只て其賣官の多き知るべきなり、此の後宮城官舍神社佛閣等の造營ある每に、官民の出資供役を蒙り、官爵を與へ、其高下は一に出資の多寡によれり、既に財貨の多寡によりて、官爵の高下を與ふ、固より學藝は問ふ所にあらず、才能は試みる所にあらず、卑賤なる者、無能なる者を問はず、財富ある者、金錢ある者、進て事を取り、勳功ある者自ら退けらるゝに至るは、必然の結果たり、苟も國家を治めんとするに、才能を試みず、學藝を測らず、任官叙爵するに至ては、政綱の亂るゝこと免れざるなり、關白藤原基實が、我朝は偏に莊園によりて滅亡するものなりと云ひ、北畠親房が、莊園の弊を論じて、諸院諸宮に御封あり、親王大臣も亦如此、其外官田職田とてあるも、皆官符を給はりて、其の所の正稅を受る許りにて、國は皆國司の吏務なるべし、但し大功の者ぞ、今の莊園など〻傳ふる如く、國々にいろはれずして傳ける、中古となり莊園多く立られ、不輪の所出來りしより、亂國にはなれり」と云へる、最適切の言と云ふべし、莊園の弊實に恐るべきなり、此の時代の莊園は領主領家のみにして、本家はあらざりき、蓋し本家は自家の土地卽ち莊園を保全する爲めに、權門勢家に寄せしより起りしものにして、藤原時代より出でしものたるなり、以上述ぶる如く、莊園の害は國務を妨げ、百姓を苦しめ、國を亂し、朝權を衰頽せしむる起原なるを以て、歷代の聖帝深く意を之に用ひ給へり、卽ち桓武、宇多、醍醐の諸天皇の如き、屢々詔を下して莊園を停止せり、華山天皇の如きは、賢臣中納言藤原義懷、權左中辨藤原惟成を用ひ、宿弊を刻革し、宰吏法を奉じ、紀綱稍々張りしも、藤氏の爲め全く意を延ぶる能はずして出家し給へり、後朱雀天皇、後冷泉天皇共に英主にして、寬德二年、天喜三年の知きは、五畿七道に勅して、新立莊園を停め、若し違犯する者あらば重科に處せんと嚴達せしも、人々の利に付く事、水の低につくが如く、間隙を盜みて、己が慾を恣にせんとす、豈一片の官符詔勅にて制止すべけんや、故を以て莊園を欲すれば、莊園停止の詔を下すと共に、此が勵行の方法を研め、理非を斷じて、莊園の契券を糺すにあり、莊園の券契を糺すには、券契を記錄する職員官衙なかるべからず、是れ記錄莊園券契所の必要なる所以なり、後三條天皇東宮の御時より深く藤原氏の專橫を憤り、莊園の弊害を惡み、大に改革する所あらんとし給ふ、此を以て御卽位の日には、關白頼通、一條天皇以來專斷せし政柄を捨て、、關白を弟左大臣に讓り、宇治に屏居して出仕せざりき、玆に於て天皇政を親らし、藤原氏の政權を抑ゆると同時に、莊園の積弊を矯め、以て皇綱の再張を謀り給へり、故に卽位の翌年、卽ち延久元年三月二十三日勅して、寬德二年以後新設の莊園を一切罷め、二年以前と雖も、券契の不明なるもの、國務を妨ぐる者は、停廢せしめたり、白河天皇立つに及びて、藤氏の權を抑ふること、後三條天皇よりも甚しかりしが、莊園の事には留意し給ふ事なかりしを以て、後三條天皇が最も苦心し給ひたる莊園記錄券契所も停廢するに至る、殊に佛法を尊信する最も深きを以て、佛閣に封戸を附し、寺院に莊園を寄せ、數千の封戸、數百の莊園を寺領とし、其費す所の財貨實に莫大なり、加之離宮を造り、五畿七道に課し、重任成功の國司を驅使し、池を穿ち、山を築き、宏敞巨麗巧を極む、近習輩相侍臣地下雜人等に至る迄、各々家地を賜ひ、屋舍を營造せしめたり、こゝを以て、諸國新立莊園續々出で來りて、國司の知行する所、日々減少するに至れり、かくの如く佛法を尊信し、封戸莊園を數多寄せられしを以て、諸寺社の僧侶神人等は漸次勢を得て、終に橫暴を極めたりき、元來諸寺諸院は、累代天皇の尊崇と臣民の信仰とにより、年々に領田を增し、歲歲に莊園を殖し、隨て僧侶の數は歲月と共に增加したり、故を以て桓武天皇は一度之を制して、度者の制を定めたるも、かゝる姑息の手段にて止むべくもあらず、その制遂に破れて、寺領僧侶は愈々多くなりて、終に一大勢力を爲すに至れり、殊に白河天皇の妄りに佛法を尊びし結果、寺領莊園一層增加し、土地人民を多く領有し、權力隨て無限に强大となれり、故に苟も寺院に對し、不利なることあらんか、法敵と稱し、佛仇と號し、慈悲忍辱の法衣を脫し、甲冑を着け、神輿を舁き、佛法は王法によりて尊く、王法は佛法によりて安穩なりとをめき、王法の盛は佛法の盛にして、佛法の衰はやがて王法の衰と呼び、或は闕下に至りて嗷訴し、或は武士と鬪ひ、或は國司と爭ひ、或は官使を浸ぎ、或は田園を押領し、或は互に門跡を爭ひ、門徒を競ひて、相擊鬪せり、斯く寺院が土地人民を得て、富と權とを併有し、朝廷に反抗する時に當り、武人亦漸く頭角を顯はし來りて一大勢力をなせり、是より先、京都の人士が、花に浮かれ、月に囈き、榮華を貪りつゝある間に、地方にある武士は、豪族と婚を通じ、地主と結び、土地を司配し、民力を得て、家子郎等を養ひ、大に武力を磨き、以て時機の至るを待てり、その內最も著名なるものを、桓武平氏清和源氏とす、而るに京都公卿等は泰平に馴れ、內門戸を立て、黨派を立てゝ各々權力を爭ふや、競うて武人を延きて以て其權力を固め、外反亂あるに當り、亦武人をして之を征

討せしむ、並に於て武人漸く重用視せらるゝに至りぬ、しかも公卿等武人を賤しみ、武人また貴族の下に屈して、頭を上ぐるの機に途せざりき、源満仲源高明に擬りて、藤氏の權を抑へんとせしも、その成らざるを見、却て攝政頼實に屈從せしが如き、頼信が町尻殿兼家の家人となり、中國白道隆を殺さんとしたるが如き、その一般を知るに足る、白河天皇に至り、武人權を得るの機を得たり、天皇深く武人を愛し、武勇の士を擧げて、以て警衛の任となしたり、前九年後三年役を經て、武人實權を得る端を啓かしめたり、天下諸國の地主百姓等、武人によりて所領の安穩を謀らんとするもの、武門權勢の下に屬し、家人郎等となりて威を張らんとするもの、爭うて莊園を寄せ、競うて田畠を獻す、寛治五年詔して、諸國の百姓等私田を以て、源義家に附くる事を禁じたりき、然れども尚ほ莊園を立つる事止まざりしと見え、同六年五月五日再び宣旨を下して、前陸奥守義家の恣に諸國に莊園を立つる事を禁じたり、以て當時諸國衰族百姓等が、いかに武威を慕ひしかを知るに足るべし、かく諸國豪族百姓等武門の下に附き、莊園を寄するもの多きを以て、武人は益々權力を得、終に朝廷公卿等を恐れざるに至れり、以上説く如く、諸寺諸社に封戸を寄せ、莊園を獻じ、武人勢を得て新に莊園を立てしを以て、莊園は增加するのみにて、公田日々に減退し、國司の掌る所甚だ少く、國用益々缺乏せり、伊勢造營の如き、大嘗會料米の如きも、諸國諸莊園に課し、以て其用途を滿たすに至れり、然れども、院宮權門勢家往々前例を引き調免を請ふもの甚だ多し、然かのみならず、本免と云ひ、籠作と稱し、出作と唱へ、加納と號し、公田を蠶食して、莊園を廣め、王土を押領して園地を大にし、益々土地人民を增し、私兵を蓄へて威力甚だ盛なり、こゝを以て貴族僧侶武人の鬪爭となり、三方鼎立の奇觀を呈するに至れり、斯く貴族僧侶武人等莊園を濫置するのみならず、國司もまた隱密に莊園を立て、又受領八ヶ年の長に至る者あり、康和五年五月十二日新立莊園停止の宣旨を下されたり、されど朝廷實力なきを以て、その効更になかりき、かく莊園の增加するに隨ひ、公田公民を侵奪するもの多きを以て、土地在家等に關し、紛爭絶えざりき、即ち國司と本所と爭ひ、國司の訴ふるもの前後踵を接す、其訴ある毎に、朝廷にては院殿上に公卿を會して、理非を議せしむ、公卿等或は病と稱して出仕せず、或は言を左右に託して、斷然たる處分を爲さゞるもの多かりき、並に於て白河法皇止むを得ず、鳥羽天皇の天永二年九月、廷久の例に倣ひ、莊園記錄所を設けて、莊園に關する訴訟を司らしめたり、然れども、當時の記錄所は國司と本所と相論するに當りて、始めて券契を召して、決斷するに停めて、進て券契を上進せしめ、以て檢注を遂げ、券契以外に押領せしものの、理ならざるもの、由緒なきものは、斷じて停廢するが如きの、積極的處置を取らず、加ふるに上卿以下、攝政關白等の鼻息を伺ひ、惴々焉として莊園の事を處分し、寄人等又事を粗にして檢察を加へず、殊に鳥羽天皇保安四年位を崇德天皇に讓られし後は、白河法皇と共に參詣を事とし、遊宴に戯れ、即ち高野山に幸し給ふこと兩度、熊野に幸すること一度、其他近畿諸社寺に幸し給ふこと數十度の多きに及び、法皇崩御の後は萬機を親らし給ひ、佛寺を興すこと多し、或は佛聖田と號し、或は燈油料と稱し、或は供僧領田と名けて莊園を寄せ給へり、故に公田は益々減じ、新立莊園愈々多くなりぬ、崇德天皇大治二年淡路國司奏す、神社佛寺權門勢家の莊園皆齊限の地を占め、官物を致さず、國役を勤めざる故に、在々所々の調丁等之を利とし、爭ひて其地に入り、莊家蠹を逃れ、棟を比し、郡郷の戶口日々に減少し、地ありて人無しと、又同年陸奥押領使藤原清衡新に莊園七百餘町を立て、叡山日吉千僧供養料に充つ、其後彌々田數を廣む、國司新立莊園たるを以て制止を加へ、且つ之を停止せんとす、日吉社司等之に抗して國司と鬪ひ、相殺傷するに至る、天承元年伊賀國司奏す、傳法院領名張郡大野莊住民等、境界を越えて、國領を侵し亂行すと、保延中攝政忠通新に日向大隅薩摩三國に渡れる島津莊を建つ、日向國三千八百三十七町、大隅國一千五百餘町、薩摩國二千五百五十餘町の多きに及び、其大さ各々其國の二分一に居る、而してこれら諸莊園よりの所得額及び上納物につき、試みに一例を述べん、初め忠實の莊園陸奥國に在るもの五箇莊、在國司藤原基衡をして之を管せしむ、歲輸黃金三十輛、布五百餘段、馬十匹、漆一斗、鷲羽三束、其子頼長之を傳領するや、歲輸を增して、黃金百十輛、布一千九百餘段、馬十六匹等を致さしめたり、以て其莊園の富饒なりしを察すべし、近衛天皇天養元年勅して大和國の忠實に賜ふ、忠通國使を遣して國內の田を檢す、興福寺の僧徒群起して入れず、依て更に石見を給ふ、是れ蓋し興福寺の莊園に出作加納籠作等多きを以て、沒收せられんことを恐れしなり、久安五年忠通、河內國石川郡御稻田供御人名田等を莊園として家領とす、武人平忠盛は義家の死後、父正盛白河法皇の寵を受け、親らは鳥羽上皇の信愛を受け、京都に在りて、近畿の莊園を有して權を振ふ、左馬頭源義朝は義家以來相傳の遺領を受け、終に東海道十五箇國の莊園を領し、藤原清衡

は基衡以來陸奥出羽を管領し、義朝は東海に、清衡は奥羽に各其雄を張れり、是を以て公田公土日々に減少して、租を致さゞるもの多く、國司の領知する所極めて少し、神皇正統記に之を論じて、「白河鳥羽の御時より、新立の地愈々多くなりて、國司の知る所は百分の一に至る」と云へり、かく院宮豪族等莊園を立つるのみならず、加納と號し、出作と稱し、本免の外、公田を押領し、官物を致さず、終に威に任せて在廳官人郡司百姓等を以て莊官に補し、寄人とし、檢校とし、下司に定め、巧に課役を免る、是を以て乃貢擁滯す、郡縣の滅亡實に之に依れり、院宮權門勢家は各々年給によりて國務を知行し、國司は是等の家來たる人を任ぜしを以て、租稅免除の國判を與ふるは易々たりき、蓋し莊園より租を輸さゞるは、年給與りて最も力あり、莊園を研究せんとするものは、年給に最も注意すべし、又諸社は、神眷に藉り、皇威を頼みず、賄賂に耽りて、神人を多く補し、神領を廣め公田を奪ふ、所部の民皆國威を慢る、諸寺亦同じく公私物を掠め取り、或は臨時の佛事と云ひて田園を施入せしめ、或は所司大衆地利を貪らんが爲めに、競うて新立莊園を求め、やゝもすれば諸國の吏務を妨げ、郷村を橫行し、國衙を煩はすこと多し、地方豪族武士等は、家人郎徒を養ひ、漸次勢を得て、公田私地を侵すもの多きも、國守制する能はざりき、故を以て、後白河天皇保元の亂後に乘じて、改革する所あらんとし、保元元年九月十八日宣旨を下して、神社佛寺院宮諸家の新立莊園を停め、同莊園本免の外加納餘田並に莊民の濫行、諸社寺の神人惡僧の橫暴を禁じ、寺社領及び用途を注進せしめ、不用なるもの、由緒なきもの等は、悉く收公せしめたり、尋で記錄所を置き、莊園の券契を糺し、官使を遣はして諸郡を檢注し、不輸租免の官符宣旨を帶せざるものは、悉く之を收公したり、こゝを以て新立莊園等の大亂起り、再び莊園を增加せり、抑々保元の亂によりて、動功ある武士は莊園を賜ほること多きを以て、武人互に軋轢し、遂に平治元年の大亂を釀生せり、此役平清盛終に勝を制し、勢を得て、天下の權を左右し、子孫一族悉く顯要の地位に昇れり、清盛の慧眼なる、權力の消長は、所領にあるを察し、專ら土地人民を得るに務め、終に領國三十餘箇國莊園五百箇莊の多きに及び、記錄所の如き直ちに頼廢せり、此の時に當て天下民心の意向は、莊園の外に出でざりき、抑々莊園多ければ民人多く、民人多ければ貧財豐饒にして立ち、權門も之によりて威を保つ、神社佛寺も之によりて勢を得、武士豪族も之を得て意の如くなりし神社佛閣の所領を沒收し、下公卿以下諸臣の莊園を被奪し、己れに抗するもの、力を削ぎ、復再び起つ能はざらしめんことを務めたり、並に於て清盛は法皇公卿等の惡みを受けしのみならず、神人佛僧皆悉く平氏を怨むに至れり、源頼朝此機に乘じて兵を擧げ、平氏の皇室領を倒し、公卿所領を收め、神佛領を奪ふの罪を鳴らして、その心を攪り、平氏の莊園を得るに從て、皇室の御領を復し、神社佛寺及び公卿の所領を舊の如くならしめ、又諸將士に與へたるを以て、天下靡然として頼朝に歸し、數年ならずして天下を一統せり、頼朝は清盛に鑑み、表面寛にして、暗に拘束の策を取り、義經捜索の口實を以て、文治元年奏請して諸國の莊園公地を論ぜず、守護地頭を置き、兵粮米を課し併せて田地を知行したるな以て、莊園の形勢一變するに至れり、蓋し平安朝時代、莊園に於ける大勢力は本家なりき、本家は院宮以下權門勢家にて多く年給を有し、年々地方官を賜はるの制にして、莊園の徵租免稅は一に地方官の權にあるを以て、莊園の免稅を請ふもの、院宮權門以下勢家に憑りて、地方官に命令せられんことを請はざるべからず、故を以て領家以下皆地利の幾分を納めて本家領とし、以て徵納の輕減を謀りしなり、然るに頼朝武威を以て守護地頭を置き、田地を知行せしを以て、武士等押領して、本家の下知と雖も用ひざるに至る、並に於て武家役を納め、武家領として、武家の威を仰ぐに至れり、然れども頼朝は後白河法皇以下院宮の請によりて、沒官領を除く外、院宮領に地頭を置くことを免除したるを以て、鎌倉時代に於ける莊園中、院宮を本家としたる莊園は、最も旺盛を極めたりき、後院御領、八條院領の如き、宣陽門院領即ち長講堂領の如き、七條院領の如き、最も大なるものにして、朝廷に於ける一大勢力を有したりき、隨て此等所領が政治上に至大の關係を及ぼし、終に兩統迭立の大事件を引起すに至れり、七條院領八條院領は大覺寺派に、長講堂領熱田社領攝關國衙領等は持明院派に傳承したりき、此外攝政家が近衛九條に分れ、一條二條靈司に分れしも莊園の傳承により、公武の兩藏を生じたるによるなり、これと同時に、一方に於ては院北面下臈以下諸人數て新に莊園を立てしを以て、國司は益々衰へたり、故に建久二年三月廿二日勅して、國司に莊園の加納、保元以後新立の莊園等を注進せしめ、又恣に社寺領等を國免となすことを停めたり、寛喜元年出羽淡路筑後等の國より、寛德の格旨に准じて、新立莊園、加納田を廢せんことを請ふ、明年勅して新立莊園を停めたり、

此時筑後守の奏狀に、權門莊園充滿壓輸租田不ㇾ幾、或數濟物爭可ニ辨塡一乎、代々吏各任ニ申請一、雖ㇾ蒙ニ裁許一、或任終之比、如ㇾ元免除、或得替之剋、偷以與判、國之衰微、職而由ㇾ斯也」と見えたるにて、其一般を知るべし、正元二年播津國奏す、食邑の徒膏腴の地を求めて、禁制を犯し、力を權家に假り、己が莊園と稱し、郡司を捕へて凌辱を加へ、又莊園の寄人、新司の下司等、土民の田を以て、私に賣買と稱し、官物を遁るゝものあり、濟物使用に至りては、舊制に違ひ、廳宣を請はずして、國司を貴むるを停め、廳宣によりて、莊園官物を徵さんことを請へり、王應二年又言上す、本國田一萬二千五百町なるに、權門社寺の莊園逐年增加し、或は本所加納と號し、寄人名田と云ひ、虜掠甚しく免田に異ならず、殘る所の公田其數幾千ならず、就中本免百町の莊を、二三百町籠領するあり、本免十町にして數百町を籠るあり、莊司に對しては、公田と稱し、國使に遇へば莊領といひ、巧詐實に繁し、請ふ官使を賜ひ、有輸不輸莊園を論ぜず、撿注を加へて、免田を除かんと言へり、勅して之を許したり、大隅國櫛田帳によれば、田地三千十七町にして、八幡神領の莊一千二百九十六町餘、島津莊七百五十町、寄郡七百十五町にして、國領は僅に二百五十町なり、豐後國櫛田帳によれば、總田數六千七百二十八町餘にして、公田は僅に八百五十町餘にして、院宮寺社權門の莊領千三百八十餘町なりしと云へり、以て其一般を察すべし、然れども當時武家の勢最も旺盛を極め、年と共に國領、權門領を押領せしを以て、莊園に於ける勢力は全く武人の手に歸したり、後醍醐天皇建武中興によりて莊園の形勢再變せんとせしが、足利尊氏叛し、土地を取るに從て諸將に與へ、且つ鎌倉時代の末より勢を得來りし守護等、地頭の職を兼攝し、稅を催し訟を聽き、遂に國內大小の事務悉く干涉し、地頭御家人を驅使すること恰も臣僕の如く、明德中に至りては、一國以上數箇國を領有するもの多く、莊園は全く武人の ものとなれり、されば武人の特志あるもの、或は野心を抱藏するもののみ、僅かに本家役を納むるに過ぎざりき、室町時代の中葉は、皇室御領の如きも長講堂の一部分その年貢を納ゑゝのみにして、三條橋上より燈火を認るを得る迄、御衰頽あらせらるゝに至れり、從て公卿以下諸司の莊領は年貢を納むるもの殆と稀なりき、豐臣秀吉天下を取るに及びて、撿地を行ひ、諸國の莊鄕を廢して、直に郡を以て村を統べしめ、諸侯を封ずるに石數を以てしたるより、莊園全く亡びて、江戸時代には、莊家、名主と稱して、莊園に於ける職員の名を存するのみとなれり（**語源**）莊園も、大概は本家、領家、莊司等を以て組織せり、此の外、預所、雜掌、公文、寄人、總追捕使等あり、委しくは各條に就きて見るべし（莊園考、記錄所考、皇室御領考、國郡沿革考）

シャウオウ　正應　【名義】伏見天皇御宇の年號、弘安十一年四月二十八日代始に因て改元す、五年を經て永仁と改む（**出典**）毛詩註に、德正應ㇾ利とあるに據る、從三位大藏卿菅原在嗣勘申す（國朝年號譜）

シャウオウダイシ　聖應大師　瓦忍（ヮヤウニン）を見よ、

ジャウオンジクワンバク　成恩寺關白　一條經嗣（イチデウツネツグ）を見よ、

シャウカ　正嘉　【名義】後深草天皇御宇の年號、康元二年三月十四日改元す、二年を經て正元と改む（**出典**）藝文類聚に、肇元正之嘉會ニとあるに據る、文章博士菅原在章勘申す（國朝年號譜）

ジャウカ　城下　江戸時代、諸侯居城の市街を稱していふ、

シャウガク井ン　奬學院　【名義】平安朝時代の私立學校、王氏、在原氏の子弟を教育す（**沿革**）山城國京都敎業第一坊、三條坊門の北、壬生の西、方四十丈の地を占む（**起原沿革**）元慶五年、中納言在原行平、藤氏の勸學院に倣ひ、私宅を學舍とし、王室の子弟及び一門の學習所と爲し、田園を寄附し、以て其費料に充つ、在原氏衰ふるに及び、昌泰三年九月大學寮の南曹と爲す、應和三年十二月、大納言源高明の請により、勸學院に準じ年官を給せらる、長官を別當と云ふ、勅任なり、源氏公卿第一の人之に補す、多くは納言たるの時、奬學淳和兩院を兼ね、大臣に任ずる日、淳和院を次の人に讓り、奬學院は猶帶す、然るに村上源氏中院雅定、鳥羽天皇の信任を得て、右大臣たるの時、兩院別當を永く子孫に賜はりしを以て、爾來他流の公卿上首たりと雖も、別當に補する能はざるに至る、永德三年正月、足利義滿武威を以て、奬學院淳和院別當を奪ひしより、代々將軍皆兩院別當となり足利氏に歸す、慶長八年二月德川家康征夷大將軍となり、奬學淳和兩院別當を兼ねしより、德川氏に歸するに至る（本朝文粹、紀略、職原抄、薩戒記、公卿補任）

シャウギ　床机（床几）　腰をかくる器具、又床子とも云ふ、脚を左右より打互に組み、尻の當たる處には革を張り、折疊みて携帶に便ぜり、これを疊床机とも稱す、戰場、狩場又は神輿御幸等の時に用ふ、軍陣にての床机の高さは、一尺八寸なりと云ふ（武家名目抄、軍用記、安齋隨筆、神道名目類聚

抄）、安齋隨筆に、胡床と床机とは別物にして一物に非ず、貝原好古が和事始に、胡床俗に云ふ床机と記し、新井氏は軍器考に、床机と云ふ物は古の胡床なりと記したるは誤なり、胡床は今も猿樂の鼓打等が腰かくるものなり、俗に床机と稱するは誤なり」と云へり、

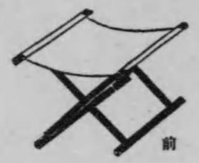

前

シャウギ　將棊（象棋）　遊戲の一種、大將棊中將棊小將棊の別あり、我國に於て最初に行はれたるは大將棊にして、中將棊これにつぐ、按ずるに大將棊の起原詳かならず、台記康治元年九月十二日の條に「參ニ新院一、於ニ御前一、與ニ師仲朝臣一、指ニ大將棊（大將棊）、余負」とあるを初見となす、支那の將棊とは、方法を異にしたれば、蓋し我國にて支那のに模倣して、創始せるものなるべし、而して其指し方は二中歷に「玉將各住ニ一方中、金將在ニ鳥、銀將在ニ金之次、次有ニ銀將、次有ニ銅將、次有ニ鐵將、次有ニ香車、銅將不ㇾ行ニ四隅、鐵將不ㇾ行ニ後三方、又橫行在ニ王之項、方行前一步、左右不ㇾ云ニ多少、又有ニ猛虎在ニ銀之項、行ニ四角一步、飛龍在ニ桂馬之上、行ニ四隅、超越、奔車在ニ香車之項、前後不ㇾ云ニ多少、注人在ニ中心步兵之項、行ニ前後、如ㇾ是一方、如ㇾ此行方准ㇾ之」とあり、大象棋絹籌に「縱橫各十五目、馬數百三十五枚、大象棋さしやう、中象棋に同じ、馬は取捨なり、およそ中象棋已上は、みな馬取捨としるべし、成馬中將棊に同じ」とあるにて其大概を知るべきなり、また中將棊は、室町時代に生じたるものに似たり、中將棋鶏鶩合職に「せうぶせめたたる中將棊の盤の上は所さびしく、駒の馬なみ〳〵だれて、鳳凰は成りて八方をやぶり、飛鷲角鷲は、威をふるうて、あたりなる居食ふ、そのはたらきにも似たり云々」と見ゆ、本書は一條兼良の作なりと傳ふれど如何にや、文明八年の奥書あり、當時既に行はれたるを見るべし、而して其製作指し方は、中將棊絹籌に「それ中象棋は、盤面二八の十六目づゝ九つに分ち、これを九宮に配し、都て一百四十四目にして局をなす、これすなはち縱橫各十二目なれば、十二支を以て合文とす、駒數は味方四十六枚、敵四十六枚、都合九十二枚なり、馬は取捨にて小象棋のごとく取馬を打事を得ざるなり、成馬の例は、敵地へ入るとき成なり、もし素馬にていれば三の手にて成なり、二の手にては成事を得ず、但し敵の馬を取ては內地にてもなるなり、步は敵地の口にて成る、素馬にて入は二の目三目にはならず、四目にてなる、是は步ばかりなり、象棋さしやうは、小馬にて大馬をおとすやうに心を用ゆべし、たとへば玉と獅子とに角などかけておとすやうに、大駒を落すときは、おのづから駒多き方勝になるなり、（中略）つきおとしの勝とは、象棋さし出しより廿手過て、走馬王手に當りたるを、敵よりこれを見つけぬゝふなり、馬のうちにて最おそるべきは、獅子、飛鷲、角鷲の類なり、獅子の喰添とは、獅子は味方の獅子と敵の獅子を一目間につきあひても、敵の獅子につなぎ駒あれば、獅子にて獅子を取ぬなり、しかれども兩獅子の間に、何にても駒あれば、それを喰添にして獅子を とるなり、これを喰添と云なり、但し步はくひぞへにならぬなり、互に獅子をうつゝふば、獅子につなぎの馬あれども、喰添にて獅子より獅子をとらるゝとき、つなぎの馬にて敵の獅子をとるゝふなり、先手獅子と云は、兩方の獅子はしり馬に當れば、先手より獅子をとる、後手は其次に獅子をとる事を得ず、一手過て取なり、これを先獅子といふ、先手の德なり、居喰は、獅子、飛鷲、角鷲にあり、中にも獅子の居ぐひ甚し、獅子の居ぐひとは、獅子の邊りに有敵馬を次の手にて取て、其座をなほらず居るゝいふ、飛鷲、角鷲のゐぐひも同前なり、獅子かげのつなぎといふ事あり、はなれたる獅子をつなぎあるかたの獅子にて落すやうに獅子を出すとき、其敵獅子へ當て、手前の獅子までつなぐやうに、角行か、竪行か、何にてもはしりを、敵獅子のあとよりあくるを、かげのつなぎとて、獅子を獅子にてとらずひらくなり」とあるにて明かなり、なほ後奈良天皇が此技を好み給ひしこと中象戲作物所載林春鶯の序に「天文年中後奈良帝甚嗜ニ中象戲一、常ニ此時一、在ニ廷臣一、則日野亞相、藤晴之、高倉亞相、藤永家、及卜部筮右、在ニ士林一、則伊勢守平貞孝、蜷川親俊等、皆弄ニ此技一、以消ニ長日一」と見ゆ、江戸時代の中葉まで盛んに行はれたれど、嬉遊笑覽に「今も行はれど、江戸にては指して少きにや云々」とあるを以て考ふれば、其末年には衰へたるに似たり、而していま專ら行はるゝは、小將棊（小將棊）と稱するものなれども、また其起原を詳かにせず、恐らくは室町時代の末期に基因せるものならんか、中象戲作物に載せたる林春鶯の序に「本朝象戲、有ニ大中小之式一、就中小象戲久行ㇾ于ㇾ世」と見えたり、江戸時代に入りては盛に行はれ、殊に平民間に勢力あり、上流社會にありては、圍碁が廣く弄れしゆゑ、將棊は下等視せられて、餘り多く其階級間には行はれざりき、なほ將棊は、大橫宗桂以來、大橫氏を以て家元と爲し、其系統のもの、世々柳營に仕へて將棊所たり、「シャウギドコロ」坐看〇將棊の駒の中最位高を、王將と爲す、此事につき星野博士の說に、朝川五鼎氏の

善慶隨筆に、將碁の王將といふ馬子は、何とも疑はしき名なり、王なれば王、將なれば將といふべし、王と將とを混稱する理あるなしと、將碁の諸書を考證するに、開祖宗桂より、四代目宗桂まで代々著述する所の將碁圖式に、雌方とも、玉將とありて、王將の名なし、因りておもふに、玉を以て大將となし、金銀を副將とするなるべし、蓋し五代目宗桂以後雙方の同じく紛はしきを厭ひ、一方は一點を省きて差別せしにやあらんと云へり、（擴要）一ト通り面白き考なれども、御湯殿上日記文祿四年五月五日の條に、大かうより、さくてい、くわんしゆ寺、中山御使にて、しやうぎのうま、わうしやうをあらためて、大しやうになほされ候へのよし申さるゝ、御心へありとあれば、王將の稱は、昔しよりありて、玉將を訛りて王將と爲しゝにあらず、但し王將の稱は不都合なるゆへ、秀吉奏聞して、大將と改められしも、猶穩かならざれば、其後又玉將と改めしことあるにや、なほ考ふべし」と見えたり、されど前に擧げたる二中歷に玉將とあれば、二中歷編纂當時大將碁にては玉將と書したること疑ひなし、また壅藻抄に「一つは王と書、一つは玉と書は、國に二王あるを忌なり、是手跡家の口傳なり」とあり、此際には、一方は王、一方は玉と書したること明なり、而して後世弄べる小將碁にありては雙方とも王將とし、金銀以下の駒あること、普れく人の知れるがごとし○此外物徂徠が考へたる廣象棋あり、また將碁を用ひて爲す遊戯に、挾み將碁（盤に雙方横に一列又は二列に駒を列べ、互に縱横に送りて敵の駒を左右に挾みて取り盡したるを勝とす）將碁倒し（駒を多く立並べおき、端の一つを輕くはじき倒せば、其全體悉く倒る）廻り將碁（兩人各駒一つを盤の端におき、又別に駒三つを采として之を振り、竪に立ちたるを十、横に立ちたるを五の數とし、其目を數へ、盤の緣を廻り、道越したるを勝とす）盜み將碁（駒を重ね樣に積み、一づゝ音のせぬ樣に拔き去り、よき駒多くとりたるを勝とす）彈き將碁（一方は歩、一方は大駒を用ひ、各盤のはじに並べ、中程の駒、いづれにても、指にて敵の駒をねらひて彈き盤より落せば之を取り、共に落つれば敵方に取られ、早く敵を亡ぼしたるを勝とす）等あり（嬉遊笑覽、和漢三才圖會、史學雜誌「史話五則」）

シャウギカヘシ　將凡返　味方敗軍する時、將凡の廻に居る人數を以て合戰をもりかへし踏留ることをいふ（鈐錄）

シャウギタイ　彰義隊　東叡山戰（トウエイザンノタタカヒ）を見よ、

シャウギドコロ　將碁所　江戸幕府の職名、將碁の事を掌る、六人あり、伊藤、大橋兩氏世襲にして、廿石十人扶持を給す、初め本因坊算砂、將棋を能くす、碁所に補するに及び、將棋を以て門人大橋宗桂に讓る、德川氏に召されて、將碁所となる、後ち伊藤宗看亦此職に補したり、碁師將碁師に麓米を給するほ、寛永十二年に始る、而して每歲首御前將碁と稱し、將軍の面前にて職はすることありき（官制沿革略史）

シャウギモン　章義門　大內裡八省院二十五門の一、與禮門外の西門、又は朝集堂西北門、ともいふ、西面の門にて、西朝集堂の西北に在り、東面含耀門と相對す、古圖には、南北の廊二十八間（北四間、南二十四間）なりしが、何時頃よりか、瓦垣と爲れり、輒業記に、保元三年（即位）今度、會昌門外東西瓦垣、任二舊跡一被二修築一、其營造之功、誠可レ謂二壯麗一」とあり（大內裡圖考證）

シャウギモン井ン　章義門院　名〔後鳥羽〕子〔後堀河〕伏見天皇第二の皇女、母は中納言公宗の一女藤原英子〔後宇多〕永仁三年八月十五日內親王と爲り、同日准三宮となり、德治二年四月廿二日院號を賜ふ、正和二年八月十三日出家、建武三年十月十日薨す（女院小傳）

シャウキヤク　掌客　王朝時代臨時の職名、外國の使節在留中の雜事を司る、延喜式にいへる掌客使なり、欽明紀に、二十二年、新羅復遣二奴氏大舍、獻二前調賦一、於二難波大郡一、次序諸蕃掌客頼田部連葛城直等使レ列二于百濟之下一而引導、大舍怒還云々」と見え、延喜式治部省式に、掌客二人（掌二在京雜事一、有二史生二人一）とあり、

シャウククウ　性空　〔平安〕京都の人、十歲にして法華を持す、三十六歲の時、叡山に登り、悲慧僧正を師として剃髮授戒し、後ち日向鵜島に往き、廬を結んで居り、苦修練行す、歲年にしてまた筑前の背振山に遷る、永延二年播磨書寫山に廬し、更に圓敎寺を經む、寛和四年花山上皇巡行して師を見たまひ、長保四年三月六日再び幸したまひ、延源闍梨に勅して其像を圖し、並に其行業を記せしむ、寛弘四年三月十三日寂す、壽八十（朝野群載、元亨釋書、本朝高僧傳）

ジャウグウタイシ　上宮太子　聖德太子（ジャウトクタイシ）を見よ、

シャウグン　將軍　〔後一條〕天皇の命を奉じて、軍兵を統領して四方の不享を討し、外夷を征服することを掌る、柳營、大樹、幕府、虎賁ともいへり

〔後醍醐〕崇神天皇十年九月、大彦命を北陸に、武渟川別を東海に、吉備津彦を西道に、丹波道主命を丹

波に發遣し、各々印綬を賜ひて將軍とし、蕩荒の人を以て王化に誓はしめ、若し其教を受けざる者は、兵を擧て之を伐たしむ、之を四道將軍と云ふ、將軍の職掌は、太古、經津主命、武甕槌命等に權輿し、神武天皇東征の時、道臣命即ち其任たりと雖も、未だ將軍の號あらず、四道將軍を創見とす、然れども、此れ追書にて後世將軍の任を、此四人に命じたる義にて、當時未だ此職名有りしにあらず、當時の人は、只イタサノキミと稱したりしならん、故に古事記には將軍と稱せずして、日本紀にのみ將軍と書せり、猶同書雄略天皇紀に、紀小弓宿禰等四卿を拜して大將軍とし、新羅を征討せしめ、欽明天皇以來は、殊に外征の大將軍副將軍を任ぜし事見えたれども、皆後世の追記なるべし、大寶の制、事ありて出征する時には、大將軍を置きて三軍を總べしめ、一軍每に、將軍、副將軍、軍監、軍曹、錄事等あり、爾後、陸奥鎭東將軍、征狄將軍、征越後蝦夷將軍、征平人持節大將軍、副將軍（又征西將軍とも稱す）持節征夷將軍、副將軍、持節鎭狄將軍、持節大將軍、副將軍、征夷持節大使、鎭狄將軍、征東大使、副使、持節征東將軍、副將軍、征東大將軍、征夷使、副使、征夷大將軍、副將軍等の稱あるは、皆東四の賊を征討するに當り、臨時に設けられたるものなり、此他檢校兵庫將軍、左將軍、右將軍、騎兵大將軍、前驅兵大將軍、後驅兵大將軍等は、軍旅の時にあらずして、平常に設けられたるものなり、後世は專ら征夷大將軍を指すことゝなれり、これ覇業を爲したるものは、此職を帶びて、且つ子孫に傳へ、從うて他の將軍自ら其跡を絕ちたるによるなり、委しくは各條を見よ（書紀、令義解、續紀、武家名目抄、官制沿革略史）

シャウグン・シツケン・シダイ　將軍執權　次第〔後一條〕一卷、群書類從四十八、經濟雜誌社本第三輯に收む〔內裏〕源頼朝將軍以後成長親王に至る將軍執權、及び六波羅探題の次第を記せるもの、治承三年ははじまり元弘三年に終る、鎌倉時代研究者には必ず見るべき書なり〔天正〕未詳（群書類從）

シャウグンセンゲ　將軍宣下　〔名〕〔後醍醐〕武（代時合體）將が、征夷大將軍に任ぜらるゝなり、〔後一條〕源頼朝、始めて宣下を受けたる時は、勅使として廳官中原景良、同康定軍の宣旨を下さるゝなり、〔後一條〕源頼朝、始めて宣下を受けたる時は、勅使として廳官中原景良、同康定鎌倉に下向す、頼朝三浦介義澄をして鶴岡八幡宮の社殿に勅使を迎へしむ、義澄、比企能員、和田宗實並に郎從十人各甲冑にて宮寺に至り、院宣を請取りて歸參す、頼朝束帶にて蹲め西廊に出で、義澄膝行して院宣を捧ぐ（平家物語に、院宣をば覺箱に入られたり、兵衛の佐殿に奉る、やゝありて覺箱をば返されられたりとあり）次の日頼朝勅使を招請して、寢殿の南面に對面し、獻盃及び引出物あり、次の日又見參あり、當時代と少く異なれり、義昭の時の儀式を見るに、勅使廣橋派秀、公家の面々と坂本に下向して、御祝儀として太刀一腰を賜はる、而して先づ大外記、大將聞書を覽筥に入れて持參す、右衛門佐藤原永相狩衣を著し、之を請取りて簾中に進め、砂金十兩を覽宮に入れて返さる、大內記四品の位記を持參す、申次前に同じ、次に大外記禁色の宣旨を持參す、また前に同じ、次に官務、將軍宣旨を持參す、攝津守元造朝臣之を取て直に進覽す、此時佐々木定頼著座、左大史登長（官務）に砂金二十兩を賜はる、告使藏人所小舍人庭上に立て御昇殿の事を申して退出す、大內記砂金一袋、大外記砂金二袋を拜領す、元造朝臣將軍宣下を

（代時戸江）簾中にて披露し、後に饗應ありき、尙ほ詳しくは類從第四百四卷光源院殿御元服記を見よ（江戸時代）に至りては、其儀禮漸く壯重を極む、今一例として八代將軍吉宗の時の儀を揭ぐべし、德川盛世錄に、公大廣間に出づ、老中先導す、上段に著座す、近臣太刀と劍とを執て後に從ふ、溜詰の諸大名縷て至り、西の椽側に列座す、時に勅使德大寺右大將、庭田前大納言出で上段に進み、將軍宣下の宣旨進ぜらるゝ旨を述べ、下て中段の左に座す、尋で上皇使、女院使各一人宛入て、中段の右に著座す、告使山科出雲守南庭に來り、公の方に面して御前御昇進と二聲呼て退く、是に於て副使青木縫殿助宣旨を入れたる覽箱を車寄の緣際に持參す、壬生官務受て南の緣側に至る時、高家中條對馬守迎へて之を取り、公に奉り、退て下段に居り、官務は其の儘緣側に座す、公宣旨を取て披見し、拜して後若年寄大久保長門守に渡す、長州之を納む、宣旨六通、是に於て公征夷大將軍に任じ、右近衛大將、右馬寮御監を兼れ、淳和非學兩院別當、源氏長者に補ぜらる、此時中條對馬守立て上段に進み、覽箱を取て奏者番松平對馬守に渡す、對州砂金一包を內に入て西の緣側に至る、壬生官務迎へ取て退去す、後再び副使結城右衛門尉宣旨を入れたる覽箱を車寄緣際に持參す、押小路權大外記受けて緣側に至る、高家大友因幡守は退て下段に居る、將軍宣旨を取て之れを披見し、拜して若年寄大久保長門守に渡す、長州之れを納む、是に於て內大臣に任じ、右近衛大將故の如く、隨身兵仗を賜ひ、手車を聽さる、以上五通、時に因幡守立て上段に進み、覽箱を取て西の緣側に至り、奏者番松平對馬守に渡す、對州取て內に砂金一包を入れ、南の緣側に持參す、權大外記來たり受けて退去す、次で勅使、上皇使、女院使等各退出す」とあ

るにて大概を知るべし、儀畢りて公廨自らの拜賀あり、尋で三家以下群臣の賀を受く、同書に「當日三家並萬石以上以下、布衣以上の面々、法印、法眼の醫師等登城、五位已上束帶、法印、法眼は直綴、布衣は其の服、拜謁以上以下無官の面々、素袍又は熨斗目麻上下を著し、殿上の間、雪衛の中奥番士六位の束帶、進物番（給仕役）大紋、同朋は大紋白袴、無官の醫師等は十德を著したり、宣下後更に大禮を行ふ、萬石以上以下、拜謁以上の面々三日に分ちて出仕す、就中元日登城の向は初日、二日登城の向は二日目、三日登城の向は、三日目とす、總べて正月年始賀儀之通、二日目迄は裃束、三日目出仕の向は、熨斗目長上下を著したり、當日出仕の大小名に在ては、皆鎗挾箱を初め鞍馬、宵籠、合羽籠に至る迄、或は新調し、或は修繕を爲して供立を美にし、平日よりもその人數を增し、四品以上は供方裝束を著し、四品以上にて打上駕を用ふる輩は轅に駕す、較脇、駕脇等の侍素袍又は布衣を著し、徒士等は麻上下、長刀持は小裝袍、傘持宵持等は退紅又は白丁を著し、較舁或は十德或は白丁又は絹德を著す、其の他挾箱持、日附等の小者は皆白丁を著し、跡驅馬の士も亦裝束を著したり、當日に限り家々の格式古例に依りて種々の供連あり、數匹の馬を奉かしむる者は、其の内一匹又は數匹をして徒の先に奉かしむ、之を鼻馬と稱す、鞍覆其他皆善美を盡せり、四品以下の面々及び萬石未滿の向は、四品以上たりとも供方裝束を著せず、徒士以上廐上下、舁丁その他の小者等は常の式日に於ける如し（四位にして侍從に任ぜずして、諸大夫たりし者を四品と云々）、と見えたり○將軍宣下の後參向の公卿を請じて、能樂を興行し、賀宴を開きて之を饗す、また其歸京に付告別として登城の時、公卿以下諸官及び宮門跡方其他諸家の使者に物を賜ふこと差あり、みな古例による、尋で叙任の謝として、京都へ將軍の名代を立てらる、諸代又は連枝の内二十萬石前後の大名に命じ、高家之に添ふ、此時主上仙洞女院等に進獻物ありき

起原沿革 源頼朝、建久三年七月廿五日征夷大將軍に拜任せられ、勅使を鶴岡八幡の社殿に迎へたるを初例となす、頼家よりしては勅使下向せず、六波羅在任の者宣旨を賜はり、それより鎌倉に下せしが如し、久明親王の時、將軍宣下の案文を仙洞より六波羅の留守に下し、正文をば官使權少允して關東に下さるべきなり、留守より使を下してその案文を參らす、是れ京都にて將軍宣下の初例なり【室町時代】に至りては、足利尊氏義詮義滿の三代は、南北朝爭亂の時なるを以て、たゞ宣下のみにて、その儀備はらず、義持將軍宣下の時、その儀始めて備はり、室町家將軍宣下の儀を行ひし初例なり、義量義教の二代詳かならず、義勝の時、義持の例を用ひ、義政また義持義勝の例を用ふ、義尙より以後天下大に亂れしかば、その儀行はれず【江戸時代】に至り、德川家康慶長八年二月將軍に拜せられ、その儀を伏見城に行はる、慶安四年八月家綱將軍宣下を江戸に於て受けしより、爾後例となりて近世に至る（吾妻鏡、光源院殿御元服記、將軍宣下記、千代之例、德川實紀、德川十五代史）

シャウグンヅカ　將軍塚　山城國愛宕郡長樂寺峰に在り、相傳ふ桓武天皇都を平安城に遷されし時、八尺の土偶人を造り、甲冑を著し太刀を帶かしめ、帝都に向て斯の山上に納め、永く王城の鎭護と爲すと、故に後世に至て天下若し變あらんとする時、卽ちこの山必ず鳴動して豫め前兆を告ぐと信ぜらる、平家物語に、治承三年七月七日、將軍塚鳴動する事一時が内に三度なり」とあり（山城名勝志）

シャウケイ　見よ、

シャウクワウ　聖光　辨長（ベンチヤウ）を見よ、

シャウクワウミヤウジ　淨光明寺　所在 相模國鎌倉郡扇ヶ谷村泉谷○泉谷山と號す　宗旨 眞言、天台、禪律の四宗兼學○本尊阿彌陀、世に寶冠の陀彌と稱す　起原沿革 建長三年武藏守北條長時の創立、眞聖國師眞阿を開山とす　名僧 文永三年長時の爲めに佛事を行ふ、後醍醐天皇元弘三年十月綸旨を下して、上總國山邊郡の内及び相模國波多野庄を寄す、十二月勅願寺となす、足利尊氏同基氏當寺を崇び寺領を寄す、爾來足利氏の尊崇厚く、應安七年十一月義滿伊豆國三津庄を寄せ、尋で當寺領内の課役を免す、應永六年十月滿兼、基氏、氏滿の遺骨を當時に納む、古河成氏同じく本寺を信仰し、諸公事課役を免除す、天正十九年十一月德川家康寺領四貫八百文の地を賜ふ○佛殿の後の山に冷泉爲相の墓あり、爲相和歌所の事により、母阿佛と共に鎌倉に下り、此地に終れりと云ふ（鎌倉攬詩考、相模國風土記稿）

ジャウグワン　政官（上官）　辨、少納言、外記、史生等を云ふ、太政官の被官なる故に名づく（河海抄）四宮記四月鄙司召仰の條に、上官等著南廳」と見えたり、

シャウゲ　靡牙　白米の異名、白くつきしらげたる米、靡の牙に似たる故に名づく、吾妻鏡に、給靡牙一入別一斗云々」とあり（貞丈雜記）

シャウケイ　正慶　名僧 光厳天皇御宇の年號、元弘二年四月廿八日、代始に因て改元す、二年を經て、後醍醐天皇重祚建武と改む　出典 周易註に、以ニ中正有慶之德一有ル牧ル休者、何逆而不ル利哉」とあるに據る、式部大輔菅原長良勘申す（國朝年號譜）

ジャウケイ　上卿　公事を奉行せる人の上首

ないふ、大臣奉行の公事は、大臣を上卿、大中納言奉行の公事は、大中納言を上卿といふ、史記本紀に、王以ニ上卿禮ニ管仲一云々」と見えたり（江次第抄、多々羅問答）

シャウケイ井ンニフダウ　正桂院入道　德大寺公信（トクダイジキンノブ）をいふ、

ジャウケウジ　淨敎寺　所在 京都市下京區寺町通四條下ル○多聞山と號す、世に燈籠堂と稱す　宗旨 淨土宗、知恩院末に屬す　起原沿革 初め平重盛一堂を東山小松谷に造り、彌陀像四十八軀を安置して淨敎寺と號し、毎夜數百法燈を點す、世之を燈籠堂と號す、後に其本尊を、鹿ヶ谷法然院に移す、佛壇内外の繪畫は碁心僧都の筆なりと傳へ、堂上に掲ぐる淨敎寺の額は後小松天皇の宸筆なりと云ふ、近年重盛の碑を堂前に建つ（平安通志、京都名勝記）

シャウゲン　正元　名僧 後深草天皇御宇の年號、正嘉三年三月二十六日改元す、一年を經て龜山天皇文應と改む　出典 詩緯に、一如ル正ル元、萬載相傳、注云、言本正則末治」とあるに據る、式部權大輔公良勘申す（國朝年號譜）

ジャウゲン　淨嚴　名僧 字は覺玄、俗姓は上田氏　出身 河内錦部郡鬼住村の人、慶安元年、十歲にして、高野山に登り、悉地院雲雪に從ひて得度す、歲干もなく雪逝き、釋迦文院朝遍に師事す、灌頂を長快に受け、安祥寺流の祕鑑を良意に受く、俱舍、唯識、雜華、法華、兼學精研す、又仁和寺の顯證、孝源二師に謁して、四院法流及び諸儀規を悉受す、又鐵眼禪師に見え、玄機投合し、道交特に厚し、延寶四年受明灌頂東密一派を再興す、同八年法華祕略十二卷を著はす、貞享元年江戸に遊化す、學徒雲集す、元祿四年秋八月、幕府の命を蒙り、湯島靈雲寺を開創す、十五年夏六月廿七日寂す、世壽六十四、剃度の弟子四百三十六人、著す所頗る多し（續日本高僧傳）

ジャウケン井ン　常憲院　德川綱吉（トクガハツナヨシ）を見よ、

シャウゲンクラマリウ　將監鞍馬流　大野將監の創めたる鉦術の流派○將監は天正年間の人なり、刀術の妙旨を悟り、鞍馬流と號す、後ち將監鞍馬流といふ（武藝小傳、武術流祖錄）

シャウコ　鉦鼓　名僧 樂器の一種、樂家錄に據れば、鉦及び鏡なる者あれど鉦鼓なし、本邦の制にて漢器に事を託せしかといひ、又いふ、鉦と鼓と別にて、鉦は軍器、漢土にて凱旋の外之を用ひず、唯秦王破陣樂に之を加ふ、本邦また此例に倣ふかと、又いふ、本邦音樂金聲なし、故に此器を用ひ、方響等を改めて金聲に備ふと　材質 青銅を以て之を作る、圓徑五寸餘、高さ八分五厘、金の厚さ一分五厘、端の厚さ一分二厘許、前面隆起し、背後漸く凹む、正中に紋を爲す、周に紐三重あり、裏は漸く箍くして角をなさず、中は平正なり、是を撃つ所となす、左右の外邊に耳あり、條を施し之を架に繫ぐ、架は木を以て輪に作り、内徑九寸、上に鈎を施し鉦を懸く、左右に環を施し、兩耳の條に結び、前面又鈎を施し桴を懸く、外邊の上に金を以て火形を作り、左部に雲龍、右部に鳳凰を雕り、輪下に柱を施す、柱に接するに跗を以てす、柱の上下及び傍に雲形を刻む、總高さ二尺三寸半、桴二ツ、長さ一尺四寸、頭に徑八分、長七分許の圓き水牛角を施し、鉦を撃つ處となす、柄の上下に逆輪あり、下逆輪長さ二寸許、中に穴あり、緒を施す、緒の長さ二尺許、兩桴を貫き兩端を結びて輪外の釘に繫ぐ、上逆輪は少短く、上の桴先を受ける處を花形と爲し、桴先重ければ則ち可ならざるが故に、薄金を用ふ、蓋は、趾より輪上に至るまで通じて二尺三寸五分許、輪の裏の徑九寸許、木の太さ一寸二分許、四隅唐戸の面を爲す、輪の裏の上邊に鈎釘を設け、左右や、上に倚りて環を施す、左右相去ること三分、輪は周りて隔一、以て鉦を揭ぐる處と爲す、前面の上邊に又鈎釘を設けて桴を懸る處と爲す、柱の長さ一尺五分許、接趾を加へて總高輪の内邊に至る迄一尺五寸、已上黑漆なり（樂家錄、樂器考）雅樂（ガガク）の搏圖參看、

シャウゴ井ン　聖護院　所在 京都市上京區聖護院町　起原沿革 天台宗、寺門派の大本寺、門跡の一○本尊不動明王　起原沿革 僧智證を開基とす、往昔愛宕郡長谷村に在り、常光院と號し、白河天皇の第十皇子靜慕法親王入室あり、之を本院門跡の鼻祖とす、以後法親王相承し、三井の長吏、熊野三山別當たり、慶長十八年五月、江戸幕府修驗道本山法頭と定む、爾來山伏を直管せり、中世京都上立賣烏丸に移り、延寶三年十一月火災に罹り、堂宇烏有に歸し、同四年聖護院村現在の地に轉じ、八年本堂及び表門玄關書院庭殿等を造營し、享保十八年庫裡を建立す、現在の建物是なり、天明八年皇居炎上の時、光格天皇の假宮となり、嘉永七年の炎上に孝明天皇の假宮となる、明治十八年山階宮の假館となり、住持退て別院に移りしが、二十七年親王丸太町の別業に遷徙の後、寺門舊に復せり○今左に歷代を示す（山城名勝志、山州名跡志、平安通志、門葉傳）

○四珍—增命—勢祐—覺修（イ無）—最圓—靜覺

增譽—增知—覺忠—靜慕—圓忠—靜忠

尊圓—深忠—覺惠—覺助—忠助—順助

尊珍—惠助—覺譽—仁譽—聖助—靜尊

「覺增—道意—滿意—道興—道應—道增」
「道澄—忠尊(義觀)—興意—道晃—道寛—道祐」
「道尊—道承—忠譽—增賞—盈仁—萬壽宮」
「護仁」

シャウコクジ　相國寺　所在 京都五辻の北、烏丸の東、今は上京區今出川通相國寺門前町に屬す○萬年山と號す　起源 臨濟宗、相國寺派の本山、五山の第三に位す　永德三年七月、足利義滿之を造り、明德二年十二月佛殿成りて供養す、萬年山相國承天禪寺と號し、釋迦三尊を安置す、足利氏代々禪宗を崇ひ、義滿に至りて益々盛なり、義滿鹿苑院に僧錄司を置き、又鹿苑寺、寶幢寺を建て、又本寺を造り、將士に命じて役を助けしむ、その安置當時無比なりしと云ふ、妙葩(普明國師)をして住持たらしむ、妙葩謙讓して、その師疎石(夢窓國師)を推して寺祖とし、自ら第二世となる、京都名勝記に後小松天皇普明國師の高峻なるを欽し、禪苑を創めんと欲し、義滿に詢る、義滿勅を奉じて之を建立すとなせど、其據る所を知らず、應永元年堂塔伽藍悉く燒亡し、翌年義滿之を再建し、四年七層の大寶塔を造る、六年九月成る、高さ三百六十尺、法勝寺の塔に勝れ、天下の壯觀を極めしが、同十年雷火に罹りて後再興せず、寺域は室町幕府の東に在り、周垣二十餘町、塔頭子院四十餘箇所に及びしが、應仁の亂東西兩軍必爭の地となりしを以て、兵燹にかゝり、堂塔子院悉く亡び、永く荒廢す、後ち數十年を經て、漸次回復し、文祿中豐臣秀吉寺領千三百二十餘石を付し、豐臣秀頼法堂を建て、德川家康山門を興立し、幕府より寺領一千八百石を寄せ舊觀に復せり、天明八年の大火に、伽藍多くは燒燼し、唯だ法堂を殘すのみ、爾來年を追ふて再興せしが、明治に至り、大に改革し、塔頭支院の廢合多なし、現在塔頭十五宇にして、派下の末寺百餘箇所あり、寺城は南御苑、北上御靈社に接し、繞らすに竹林を以てし、其中に本坊あり、老松古樹清閑なり、昔は封境廣大なりしが、德川氏南北六町、東西四町とし、現今減じて二萬三千餘坪となる○總門、南向今出川通に在り、門前の流れは龍淵水と云ふ、御幸門、同所の西に在り、四脚門にて平時は開かず、功德池、御幸門の北に在り、石梁中央に架す、天界橋と云ふ、三門の舊址、池の北に在り、三門址の北の松林は御殿の故址なり○寶塔、佛殿址の西に在り、二層樓にして東面す、承應二年後水尾院の建立にして、御齒髮等を納め給ふ、天明の火災に逢ひて他に遷す、萬延元年再興す、上層に同天皇の御念持舍利塔を安す、下層に同御位牌を安す○本堂、南面二重瓦屋にして、秀頼の再興せし法堂是なり、東西十四間半、南北十一間、中央に釋迦如來、左右に阿難、伽葉を安置す、西壇に達磨、臨濟、百丈、疎石等の像、東壇に足利義滿の像を安す○祖堂、本堂の東に在り、南面す、應仁の兵火に遭ひしが、寛文年間、後水尾院、皇子稙仁親王追福の爲めに再建し給ふ、現今の堂は、天明大火後、恭禮門院の寄殿を賜はり、文化四年再興す、内龕に疎石の像あり、前面の額間明は、後水尾院の震翰なり、前堂東壇に後小松、後水尾天皇の宸牌及び舍利塔を安す、其後に桂宮御歷代の靈牌を納む、堂内の襖の繪は應擧なりと云ふ○方丈、本堂の北に在り、東西十四間、南北九間、遂佛場、祖師堂の東北に在り、卽ち僧堂なり、一に大智堂と稱す、足利義榮の牌所なるを以て、其法號による、方今の法堂、文政中の建立にて、妙葩の廟所とす○塔頭の重なるものを示せば、豐光寺は豐臣秀吉の記室承兌の開基、林光院は昔時は二條、貫之の舊宅址に在り、貫之の靈宿梅を植繼ぎ、應仁中之に移す、今に存す、藤原慢高の墓當院墓地に在り、養源院、應永中僧靈中を開祖とす、今のは嘉永年間の再建、本尊阿彌陀如來、傍に毘沙門天あり、諸人常に多し、慈照院、もと大德と號せしを、義政を院内に葬るを以て、その法號に依り改む、方今の堂舍は寛文年間尼張侯の再建する所、天明の火災を免れ、寶物の多き事寺中第一たり、蔭凉軒日錄の原本は本寺の所藏にして、國寶となる、今大學の所藏に歸す、義政の墓は、院の西北隅墓地に在り、寶篋塔の面に慈照院殿喜山大禪定門の文字あり、明治三十八年八月延壽堂墓地に改葬す、普廣院、應永年間義滿の建立にして、もと乾德院なりしが、義教の牌所となりしより、法號により改む、院内竹林中に藤原定家の墓あり、明治三十八年八月延壽堂墓地に改葬す○什寶頗る多し、そのうち十六羅漢圖は絹本密齋院信の筆にして國寶となる○今歷代を左に示す(山城名勝志、平安通志、京華要誌、歷史地理)

○疎石(夢窓)—妙葩(春屋)—明應(空谷)—宗泗(大清)—「支山(雲溪)—中津(絕海)—周格(物先)—中淵(萬宗)」
「中諦(觀中)—周崇(大慈)—中嵩(中山)—周伸(無永)」
「中淹(在中)—周繁(少林)—梵晃(東啓)—梵相(圓鑑)」
「周奮(大周)—福謀(益宗)—惠夢(鄂隱)—志敬(簡翁)」
「梵超(梟先)—周凞(嚴中)—俊承(西胤)—梵意(柏堂)」
「周賀(慶仲)—景演(無悅)—周鋒(古轍)—周頌(元容)」
「惠琰(元璞)—承朝(海門)—中歇(誠中)—周悅(雲菴)」

「乾治(用剛)—俊列(星岩)—中壁(月溪)—周藤(春林)」
「恕中—乾珍(寶山)—等鬱(德中)—等蓮(竺雲)」
「周珠(柏心)—周鳳(無求)—周嶧(東岡)—周沆(芷陽)」
「澄泰(東岳)—全因(子鑒)—景繕(性天)—承顯(溫仲)」
「等柏(雪心)—周巖(東沼)—慈辨(仲默)—等輝(東旭)」
「慧淳(古邦)—周芸(靜甫)—洪寶(春溪)—中佐(德翁)」
「洪省(察堂)—等銳(以鈍)—中材(用堂)—全悟(竹香)」
「永舒(文溪)—等勤(順溪)—淺安(仙岩)—梵詳(徐岡)」
「周壽(柏岩)—俊賢(以仁)—光謹(修山)—周賢(天英)」
「周蔗(仁芳)—澄期(以遠)—澄鄂(雪山)—梵圭(維馨)」
「景恣(同文)—等奭(棠陰)—等漢(壁溪)—守陸(松堂)」
「本霞(仲言)—梵琇(玉麓)—景三(樓川)—瑞仙(桃源)」
「梵霖(全溪)」

シャウコクジハ　相國寺派　臨濟宗の一派、疎石を祖とす、「ソセキ」、「シャウコクジ」、「リンザイシユウ」を見よ、

シャウコネンベウ　尙古年表　考證 寫本七卷 内閣文庫 古器、古僕、古文書、墓碑、鐘銘等を年代順に謄寫集錄したる年表にして、雄略天皇卽位元年にはじまり、嘉永二年に終る、栗原信充、藤井貞幹等の考證をも附したれば、考古學研究者は必ず參考すべきものなり　著者 山本隆倫(尙古年表)

ジャウザ　上座　三綱の一、寺中の僧を統轄し、庶務を辨理する僧職を云ふ、年臘高才の人を以て之に補す、上座の次に權上座あり、梵語悉誓那と云ふ、この上に更に人なきを以て上座と名づく、五分律に、齊幾名上座、佛言上更無人名上座云々」、釋氏要覽には、生年の上座、佛言上更無人名上座云々」、釋三上座ある事見えたり、三綱(サンカウ)參看すべし、

シャウザイ　掌財　副寺に同じ、「フクス」を見よ、

シャウザイモン　上西門　名義 大内裡外郭門の一、西土ノ門ともいふ、或書に、西會廂門上西門の本名なりともいへり、外郭十二門の別に在る接門なり　所在 宮城の西面、殿宮門の北に在りて、北端の第一門となす、東の上東門と相對す○右衛門府是を衛護す(大内裡圖考證)

ジャウサイモン井ン　上西門院　考證 二條天皇の統子、本名恂子、法名眞如理　來歷 鳥羽天皇の第二皇女、母は大納言公實の女待賢門院　考證 二條天皇の准母、大治元年八月十七日内親王と爲り、同二年四月六日准三宮、同日賀茂齋院と爲り、天承二年六月廿九日退下、保元二年八月十四日入内、同三年二月三日皇后と爲り、同四年二月十三日院號、永暦元年二月十七日尼と爲り、文治五年七月廿日薨す、年六十四(女院小傳)

シャウサウ　將曹　近衛府の主典ないふ、「ロノエフ」を見よ、

シャウザウ井ン　正倉院(正藏院)　倉庫の立列びたる一郭を云ふ、正倉とは諸倉の重なるものにて、貴重品を納め、院とは一區劃を爲せる家屋にて、卽ち、正倉のある一區域の汎稱なり、正倉院は、大藏省を始め、官衙、諸國、諸寺に在り、三代實錄に、貞觀八年八月三日、大島巢三大藏省正倉院納樂倉」東大寺要錄に、長元四年正倉院勅用御藏仆、天平十八年四大寺資財帳に、正倉院内に甲倉板倉等諸倉總て云ふ、この上に更に人なきを以て上座と名づく、五分律に、齊幾名上座、佛言上更無人名上座云々」、釋氏要覽には、生年の上座、世俗の上座、法性の上座の三上座ある事見えたり、三綱(サンカウ)參看すべし、

シャウザイモン井ン　上西門院　考證 大内裡外郭門の一、西土ノ門ともいふ、或書に、西會廂門上西門の本名なりともいへり、外郭十二門の別に在る接門なり　所在 宮城の西面、殿宮門の北に在りて、北端の第一門となす、東の上東門と相對す○右衛門府是を衛護す(大内裡圖考證)

ジャウサイモン井ン　上西門院　考證 二條天皇の統子、本名恂子、法名眞如理　來歷 鳥羽天皇の第二皇女、母は大納言公實の女待賢門院　考證 二條天皇の准母、大治元年八月十七日内親王と爲り、同二年四月六日准三宮、同日賀茂齋院と爲り、天承二年六月廿九日退下、保元二年八月十四日入内、同三年二月三日皇后と爲り、同四年二月十三日院號、永暦元年二月十七日尼と爲り、文治五年七月廿日薨す、年六十四(女院小傳)

シャウザウ井ン　正倉院(正藏院)　倉庫の立列びたる一郭を云ふ、正倉とは諸倉の重なるものにて、貴重品を納め、院とは一區劃を爲せる家屋にて、卽ち、正倉のある一區域の汎稱なり、正倉院は、大藏省を始め、官衙、諸國、諸寺に在り、三代實錄に、貞觀八年八月三日、大島巢三大藏省正倉院納樂倉」東大寺要錄に、長元四年正倉院勅用御藏仆、天平十八年四大寺資財帳に、正倉院内に甲倉板倉等諸倉總て二十二ありしこと見えた、古今目錄抄に「自今寶光院至三子東門北脇、廿九藏在之、顚倒之跡、故名、寶光院正倉院、總昔卅三藏也、古今殘三綱封藏許在之、延曆十四年九月十七日官符に、應改行建正倉院事、右被右大臣宣偈奉勅去閏七月十五日、每郷更建正倉院之狀、下諸國、畢云々と見えたるにて知るべし、今大藏省、諸國の正倉院、現存せる東大寺の正倉院につきて概略を述ふべし、(一)大藏省正倉院は、宮城の北方に在り、南は土御門、東は壬生、分て八區とし、巽の一區を率分藏、その西一區を長殿となす、率分藏方四十丈、長殿東西四十九丈、南北四十丈、其他は皆大藏にて、長殿の西に二區あり、東西四十九丈、南北四十丈、其西方四十丈、北西區東の一、東西四十丈、其西四十九丈、其西又同じ、其西四十丈、南北は四區各三十五丈なり、この内に納藥倉、出舉倉、神祭倉、班幣所、御書所、下殿、別倉等あり、大藏省の管理する租庸調等を納む、延喜式に、凡勘納調庸物者、郡司見參之日、會錄率史生等向大藏省正倉院、與大藏錄共勘會見物、然後可納調物、狀、移大藏省、とあり○率分藏は、率分堂とも率分所とも云ふ、率は稅率なり、其率を正倉より別け納むる處の義なるによりて名づく、卽ち官物の中、十分二を分け納むるなり、長を別當と云ふ、辨官を以て之を兼ぬ、其下に勾當あり、大藏大輔、主計頭、大監物等兼帶す、皇居(クワウキヨ)の掃圖を見よ(大内裡圖考證)(二)諸國正倉は、攝磨國大目樂浪河内勅して正倉を建て、功績ありしを以て位一階を進め、物を賜ひたり、是れ書に見ゆる始めなり、嵯峨天皇弘仁四年、五畿七道諸國の官舍正倉破るゝに從て修理し、若し闕怠あらば、拘するに解由を以てせしむ、延喜の制正倉等の帳簿は、朝集使

(率分藏)

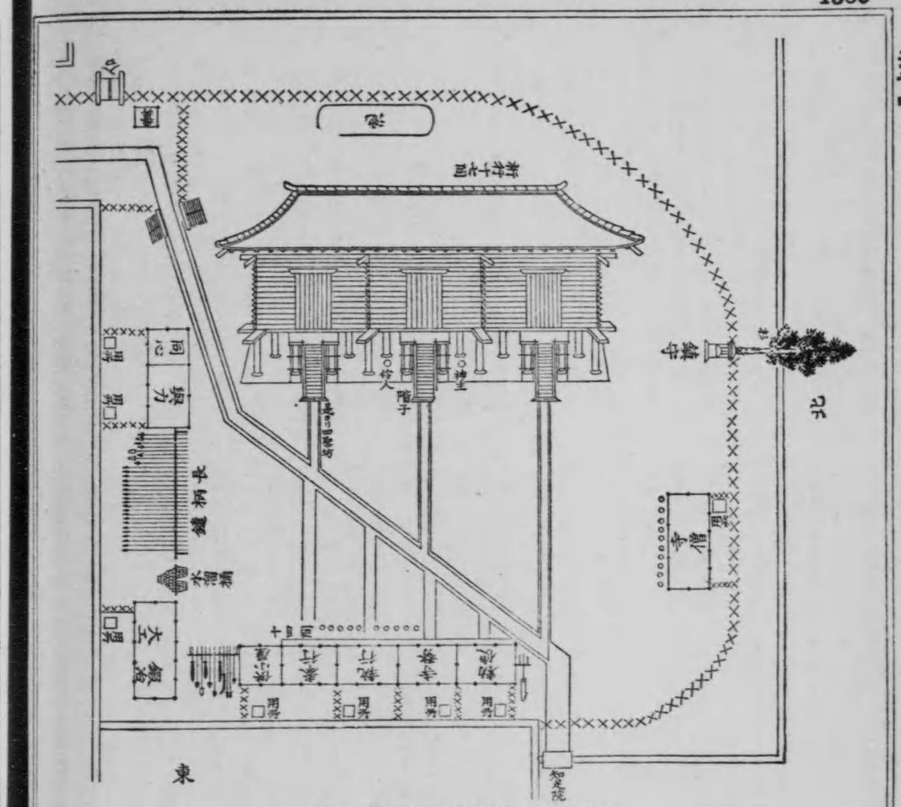

(永祿六年開封奈良正倉院(史料纂集)集)

に附せしめたりき(三)東大寺正倉院には、大和國添上郡奈良、東大寺大佛殿の北に在り、間口十八間八寸四分、奥行五間一尺二寸、高五間、一棟三口の校倉にして、三段の木材にて井桁の如く組み建て、瓦葺にて床下九尺なり、三口あるを以て三ツ倉とも云ふ、又藏院、甲倉、甲雙倉、雙甲倉等とも云ふ、起原詳かならず、墨川博士は孝謙天皇天平勝寶八年六月聖武天皇の忌辰を以て、其御遺物を虚舍那佛に獻じ、冥福を祈る、即ち之を納めんが爲めに作られたるものとし、小杉博士も亦之に從へり、大和志料に、東大寺大佛殿は、天平勝寶元年に成り、僧徒既に住し、什器亦稍々備はりしならんに、正倉院の設けなき理由なきを以て、勝寶八年以前既に造られしものにて、聖武天皇の御遺物を納むる爲めに、新築せしものにあらずして、御遺物を獻するに當り、之を正倉院に納めたりしものなるべしと云へり、從ふべきに似たり、寶後歴世の君臣亦之を獻納する所ありしが如し、かく聖武天皇御遺物を始め、貴重の物品を藏めたるを以て、朝廷厚く之を保護し、其開閉には特に勅使を遣はし、勅封を以て之を鎖し、寺家をして濫りに開閉することなからしむ、故に之を勅封藏とも云へり、御遺物獻納以後屢々開閉し、田村麿蝦夷征伐の時には、杖槍等を賜ひたることもありき、或は浸潤を捡し、或は、御即位等の禮服を出す爲めに屢々開閉ありたること、日記記錄に見えたれども、頗はしきを以て一々掲げず、重なる事件につきて少しく述ぶべし、建久四年八月修覆の爲めに、勅使を遣はして開捡せしめ、寶物を綱封倉に移し、明年成りて勅封倉に返納し、鍋杖十杖を僧重源に賜ひたり、是の時の記事によれば、三倉の外に、別に綱封倉(三綱の封印なする倉)ありしか、中古以來綱封

倉朽損せしを以て、三倉の中、南の倉を綱封とし、中北を永く勅封としたるが如し、寛喜二年僧顯識等倉扉を燒き寶物を盜みしが、幸に之を得て返納す、延應元年十一月、九條道家奏請して御物を拜觀す、仁治三年三月後嵯峨天皇御即位の玉冠を召進ぜしむ、御式終て返納す、建長六年落雷東北端の扉を破る、八月勅使を遣して修理せしむ、正嘉二年正月、攝政兼經奏して御物を拜觀す、文應二年後嵯峨上皇寶物を叡覽し給ひ、御裝束を召す、弘長二年夢想によりて返納す、元中二年八月足利義滿、永享元年九月足利義教、寛正六年義政共に御物を拜觀す、義政關寄待を請うて一寸四方二箇を截る、天正二年三月織田信長請奏して拜觀し、同じく關寄待を截る、慶長七年六月奏請して德川家康寶庫を修繕し、寶物を點檢す、此時唐櫃三十合を寄附す、十七年盜寶庫を穿ち寶器を盜む、寛文六年及び永祿六年五月開封す、將軍綱吉之を修覆す、天保四年又修理の爲め開封す、明治五年八月宮内少丞世古延世を勅使として開封ぜしむ、文部大丞町田久成、文部六等出仕内田正雄等同行して寶物を調査す、同八年二月奈良博覽會に寶器を陳列せん爲め開封す、是の時内務省の所管となる、十年聖上奈良に行幸して、寶器を叡覽し、關寄待を截り給ふ、是より先き、宮内少丞櫻井純造を開封の勅使とし、内務大書記官町田久成等と共に寶物を點檢し、修理を加ふ、避雷針消防器具皆この時に備はる、十二年得能良介請うて寶器を拜觀す、器物古文書を印刷にせんが爲めなり、十三年伊藤内務卿請うて庫中に棚架し、寶器を排安す、十四年四月博物局を農商務省の所管となすや、寶器は農商務、圖書は内務に屬せしめ、開閉は宮内省をして掌らしむ、十五年八月外門塀墻成る、尋で農商務御用掛黑川眞頼をして寶器目錄を整理せしむ、十六年十月宮内卿、農商務卿、内務卿の請によりて倉内を曝涼す、是月巡査を附し、守衛を嚴にす、十七年四月宮内省の所轄となる、十九年三月火除地として東大寺塔中及び民地を買上げ、外門を修築す、廿年以後毎年夏期を以て曝涼し、奏任待遇以上及び美術篤志者に限り特に拜觀せしむることなれり、現存せる寶物は聖武天皇より嵯峨天皇の頃まで、歴代の御物數千點、金銀珠玉より彫繪織文、古書古文書等天下の至寶ならざるは無く、美術上歴史上關くべからざる參考品のみなり、内部は三倉とも三層にして、二階と下の板間とに十八箇宛の玻璃戸櫃を並べ御物を列べ、別に寶龜文書繪圖類等長櫃辛櫃類數十箇あり、著名なるは、關寄待、鴨毛尉風、五絃琵琶、箜篌、水晶玉、繪幡の佛像等なり、猶委しきことは、小杉博士の「寧樂の寶庫」を見るべし(黑川博士「東大寺正倉院の話」、大和志料、小杉博士「寧樂の寶庫」)

シャウザウリツブンザウ　正藏率分藏

正倉院(ハシャウザウキン)を見よ、

ジャウザンコウ　常山公　徳川光圀(トタ

ガハミツクニ)を見よ、

シャウシ　省試　貢舉(コウコ)を見よ、

シャウシ　床子　机の如き腰掛、雅亮裝束抄

身屋庇の調度たつる條に、其樣を記して「大さうじは御帳の四の間の、身屋の柱のきはに立つるなり、其のてい、上は簀子にて、長さ三尺ばかり、脚の高さ二尺ばかりなるを、ふたつさしあはせて据ゑて、上に高麗を、唯半帖のやうに打裏を付けて敷きて、其の上に菅圓座を敷きたり」とあり、增鏡秋のみやまの段に「安福殿の釣殿に床子立てゝ、東面におはします」、とありて大床子の腰掛ないへり、但し倚子と床子との差別を按ずるに、倚子は後並びに左右に勾欄あり、床子にはさるたよりなきものなり(宮殿調度圖解)

シャウシ　尚侍　内侍司(ナイシノツカサ)を見よ、

シャウジ　掌侍　内侍司(ナイシノツカサ)を見よ、

シャウジ　障子　家屋内の間を仕切る爲めに設けたる建具を云ふ、間々を隔つる故に名づく、も、とは明障子、衝立、襖、格子等の總稱なれども、後世は專ら明障子をのみ言へり、厚紙にて表裏より張て、或は繪を畫き、或は文字を書きたるを襖障子、薄紙又は生絹にて張りたるを明障子と云ふ、又唐紙にて張りたるを唐紙障子、絹等にて張りたるを帙障子と云ふ、今、掛障子(檐側に面する下窓等にある障子、折釘に垂れ掛く)雲障子(檐側雨戸の上の欄間の障子)雨障子(引窓其他外方にある障子、雨のかゝる虞あるを以て多く油を塗る、故に油障子とも云ふ)引障子(數居鴨居に依りて開閉する障子の總稱)の名あり(貞丈雜記、安齋隨筆、日本建築辭彙)嬉遊笑覽に、「いにしへの障子といへるは、多くは衾障子のことにて、今いふ障子はあかり障子なり、さて又ふすま障子といふよしは、衾をひろげたらむやうに、張りたる故なり云々といへり、古代の障子多くは絹を取りたり、衾も絹あれば(今俗かがみぶとんと云ふ)其の形似たり、職人盡歌合に唐紙師あり、庭訓往來にもその名出たり、又同書に杉障子見ゆ、秋夜長物語に書院の杉障子とあり、これ今の杉戸なり、衾障子も今はふすま、又たゞ唐紙にて通用す、ことば略に過ぎたり、今世にからかみといふもの、もとは唐紙にさやうの紋ある紙にならひて作りしなるべし、散木集物名の歌、からかみのかたきよと共に心をかけてたのめど

もそれからかみのかたきしるしか、横本にて刻板なる到来集、桐の葉は次第〳〵に落ちうせて幾秋ふるき韓紙障子(義敬)世話藍、法の道も近き生死の海越に硯の墨をつけなからかみ、寛文延寶の比よりも、かくいへり、古へも障子の骨などは、さまでかたく作れるものにはあらで、清少納言、あしうあくれば、さうじなども、たほめかし、こぼめくこそしるけれと云り、さて又白石翁云、昔の腰障子は人のつくればひて、影のみえざる程に、腰高からし、今の腰ひきて障子は、古田織部の物すきにて、近代の作なりと云へり、事跡合考に、加藤清正の居所、四方の障子最も古風に腰高き障子にて、總べてその骨木の外の方、鐵の筋がれを入れ、外の方に、一本ごとに鐵の楓を仕込たると云、これ白石翁が說にかなへり」と見えたり、

シャウジ　莊司　莊園内の雜務を分掌する職員の總稱なり、又莊官とも沙汰人とも云ふ、莊司の種類及び各種職員は、各自隨意に置きしものなれば、名稱も、時代と場所とに依て自から一定せず、天平時代には、田使、莊使、莊守、目代等の職名見えたれども、延暦十六年八月三日の官符には、莊長、寛平八年四月二日の官符には、莊預、延喜二年三月十三日の官符には、檢校、專當、預等、長和二年十月十五日東寺傳法供家大山莊司、解狀には、莊司三人の名を記して、莊預忍海氏吉、山田近信、別當若狹國山田久光と云ひ、同四年十一月十六日播磨國符には、太皇大后宮大夫家領有年の莊司に、總檢校、檢校、別當、預、專當と云へるが如し、其他承保三年十一月廿三日東寺御莊司解狀には、莊專當、下司、永保元年八月廿三日東寺文書には、莊檢校、莊長執行別當、天承元年十月廿九日同莊下司住人等解狀には、案主、下司、保延三年十月廿三日播磨國矢野莊立券文には、公文見え同五年三月河内國小松寺勸進奉加帳には、領家代、地頭代、下司代、公文代、目代下司、公文代、嘉應三年二月松尾社領池田莊立券狀には、莊官、公文、附總檢校、源等見えたり、鎌倉時代以降には、下司、公文、田所、案主及び總追捕使の五職は、多くの莊園に置かれたるが如し、而して此等諸莊官には、給田又は人給と稱して、得分田を與へたるが如し(莊園考)

ジャウシ　上巳　陰暦三月三日をいふ、江戸時代には五節句の一にして祓日たり、元巳、重三、上除ともいふ、俗に桃の節供、女の節供などいへり、按ずるに、上巳ほもと三月上の巳の日をいふ、此月辰の月たるを以て、巳を除日とし不祥を除かんが爲に、之を祓し且つ祓を行ふ、(祓は上巳に限らず、中巳にも行ふ、巳の日の祓と稱す、ミノヒノハラヒ、參看)然るに後世いつとなく變遷して、中古以來は專ら三月三日を指す事となりたり、而して此日を祓する事の史に見えたるは、顯宗天皇の元年正月上巳、後苑に幸して曲水宴ありしをはじめとす、(フボクスキノエン、參看)江戸時代には、大祓日の一として最も重ぜられ、諸大名以下、製斗目長上下を著して出仕し賀詞を述ぶ、諸藩も皆同じ、士庶人もまた之に倣ひ、部曲共に此日を祓し、婦女子のある家は、雛人形を飾り(ヒヒナマツリ、參看)內裏の樣に擬し、草筍、長持、挾箱、貝桶、御厨子、黑棚、鴛鴦、茶瓶等、凡て婦女に就きたる諸道具を列らべ、桃花、白酒、貝類、菱子、草餅、蓬餅、菱餅、膳部等を備へ、女子生れてはじめて此節に遭ひ、又は婦女嫁して此節に逢ふを、初の節句と稱し、殊に丁寧にしたり(華實年浪草、德川盛世錄)

ジャウシ　上使　將軍より諸侯へ賜ふ使を云ふ、上使には老中、又は奏者番、高家、御小性、御使番等の別あり、これを受くる諸侯の家の格式によりて、使の身分も一樣ならず、幕府御暇の節、老中一人を上使として、上意を傳ふる家は、尾州、紀州、水戸、加賀、薩摩、仙臺、宇和島、細川、黑田、淺野、毛利、池田、鍋島、藤堂、蜂須賀、越前、山內、有馬、佐竹、上杉、雲州等卽ち三家十八國主の家のみなり、右の國主大名へ御暇の上使として老中來るときは、必ず白銀卷物等を賜はる(三家は賜物なし)、次の日登城して、御暇の御禮をのぶ、此の時、御座の間に於て老中の取合せあり、上意ありて馬を拜領す(仙臺、佐竹は馬出産地ゆゑ拜領なし、歸國の後使者を以て櫛着を獻ず、その時卷物を賜はるなり、准國主の御暇、幕府は大體奏者番を上使とす(會津は幕府の時のみ老中)、國主大名へ鷹の鵠を賜はる時、又は雁、雲雀を賜はるときは、使番上使を勤む、三家、老中病氣の時は、小性を以て御尋ねあり、大名病氣の時は、奏者番にて御尋ねあり、死去の節の御使は三家のみ老中、外は奏者番なりといへり(千代田城大奧)

ジャウシキ　常色　私年號、孝德天皇三年に相當し、凡五年間(續紀)(逸年號考)

ジャウシキン　上字金　雁金(カリガネキン)を見よ、

シャウシクワイ　尙齒會　名稱　年齡の高きを尙ぶの會にして、高年者相會して、詩歌管絃を催ほし、宴を張り饌を設けて遊樂するを云ふ、其儀唐の白居易の九老會中、殊に高年者七人を本座とし、尙齒會となし、其他は垣下と稱して相伴人となせしに擬れり

起源沿革　陽成天皇元慶元年三月、大納言南淵年名設二尙齒會一と皇年代略記にあるを、書に見えたる始めと爲す、其後、冷泉天皇安和二年、藤原在衡が菜

田山莊における、崇德天皇の天承元年、藤原宗忠が白河山莊における尙齒會のごときは、みな白居易の例によりて、詩賦の遊宴なりき、然るに高倉天皇の承安二年、藤原清輔、白川の寶莊殿院に於て、はじめて和歌の尙齒會を行ひ、次で養和二年賀茂重保亦之を襲ひ、爾後詩賦と詠歌との二樣に分れて行はる、江戸時代に入りては、年賀の筵に於て、兼れて尙齒會を爲し、また連歌俳句を交へて之を行ふものありき(古事類苑禮式部)

シャウシクワン　尙志館　舊水口藩の學校

所在　近江國甲賀郡水口、舊藩邸內　起源沿革　もと儒臣の家に於ける私塾に過ぎざりき、藩の文學は藩主加藤內藏介明友、學を好み林鳳岑に從學し、朱舜水陳元贇石川丈山等と交りを結びしより始る、藩主明軌の時、安政元年六月、震災に依て破壞せし藩內各所に散在の諸藝稽古場を合し、藩主の別殿荒廢せしを修理し、同二年六月新に文武教場となし、名づけて翼輪堂と云ふ、是れ藩學の始めなり、蓋し本校建設は、儒官中村栗園の建言に據る、然れど當時非常の震災に依て幾多の藩債を增加し、體裁意の如くならざりき、明治四年十一月講武局を合し尙志館と改稱す(日本教育史資料)

シャウシクワン　尙志館　舊鳥羽藩の學校

所在　志摩國答志郡(今志摩郡)島羽城郭內二之丸地續の場所　起源沿革　文政中藩主稻垣長剛、之を創建し、學問所を尙志館と稱す、夫より明治四年に至るまで校中を文武に別ち、文は專ら漢籍を主とし、武は劍槍弓馬砲柔術等にして、士庶を問はず入學せしむ、明治三年小學を設け兒童を收容す、同四年三月武術場を廢し、更に學塾を設く、同五年廢す(日本教育史資料)

シャウジツ　上日　公事を勤仕する日をいふ、つかまつる日と訓じたり、毎月人人の上日を調査し、翌月一日に奏聞す、これを月奏といへり、官職難儀に、上日とは、上日と讀、顯白を始め奉り、大臣公卿以下堂上堂下公人ごときまで、日日奉公の日を上と云、勞をたゝすゆゑ、公廨の上日を勘ると申て、月ごとの上日を記したるを月奏と申て、關白御拜賀の日も、先外記是を覽し侍る事あり、書つかふるを上日と云、夜を上夜と云、除目の時、淸口所案などが勞帳も、是を記たる物に侍り、大內家人に龍崎と申こうさいなる者、種々の事を諸家へ問侍るに、此上日事を三條西に尋て侍れば、禁中に何候の日を上日と申、宿直し候を上夜と申由、記しあたへ侍り、今に寫して問答抄とやらん銘を書て、持たる人都鄙に少々あり、相違なく侍り、去ながら宿直するを夜と申せば、宿直とは一向夜の事計と聞え侍り、宿直とは晝夜の事也、令義解語に、宿直の事を夜仕曰ノ宿、晝仕曰ノ直とあり、勿論事也、若思誤り、記しけるや、是も龍のけつまづきにこそ、宿直は夜の事とのみ自然申覺又もや侍らんと、次を以て申也、又平家物語に、太政入道の上日のものを召つかひと侍る事、田舍人などの不審し侍る事也、是は太政入道帝外祖たるゆゑ、准三后の宣旨を下されて、院宮のごとく上日の者を召仕たると申事也、此上日は地下に所の雜色など申やうの、院宮にも召つかはる〻物を仕たると申事にや云々」とあり、

シャウジツシュウ　成實宗　名稱　佛教の一派、成實論によりて宗義を立つるがゆゑに名づく

起源沿革　成實論の所立は、我法二空論に外ならずして、之を三論宗と比較すれば、其間大小二乘の區別ありといへども、共に等しく印度に起りたるものにして、而して其教義も亦彼此同樣の論旨を以て出でたるものなり、故に古より成實を小乘の空宗と呼び、三論を大乘の空宗と稱せり、二宗の間、教義上此の如きの關係あるが故に、其支那の傳來も、又我邦の傳來も、共に二宗相提携して來れり、支那に在りては、一時三論を壓するに至りしことあれども、我邦に來りては、曾て獨立して一宗をなしたることあらず、故に古より三論宗の附宗と稱せられたるものなり、天武の頃に至りて、百濟の僧道義、成實論の疏を製して之を講演したることあり(日本佛教史綱)

シャウジノイタ　障子板　鐵の名所、ヨロヒ」を見よ、

シャウジノキフ　尙侍給　尙侍に給ふ年給を云ふ、目一人史生一人を給ず、除目抄に、一分一人となすは誤なり、又別勅により毎年二合ず、江次第に、寛平九年六月十九日宣旨云、尙侍藤原朝臣、朕爲二養母勞一、仍毎年別二給據一人、以爲二永例一云々」とあり、「ネンキフ」參看、

シャウジノキフ　掌侍給　掌侍に給ふ年給を云ふ、一分一人なり、臨時の給なし、「ネンキフ」參看、

シャウジン　精進　(一)「サウウン」、「サウ(ソウ)ビ」ともいふ、勤行を勵み、力を入る〻ことにて、心を精にして、道に進むの意、儒佛にていふ語、攝大乘論に、精進有二三、一勤勇、二加行、三難行、」後漢書に、漢承二秦秦一寖二顯儒術一、建二立五經一、爲二博士一、其後學者精進、雖レ曰二承師一、亦別二名家一」と見えたり(二)身を淨め心を愼み、潔齋すること(三)魚鳥食はざるをいふ、學山錄に、古以二無肉菜食一稱二素食一、見二漢書霍光傳一、或稱二淨膳一、見二梁書武帝紀一、自佛學盛行、皇

朝訓ニ素食者ヲ爲ニ精進ト、然精進之言、本出ニ佛經ニ、而元稱ニ身行精修者ニ、其絕ニ酒肉ニ、則精進一事也、以レ是專爲ニ菜食稱ニ者、似レ不レ當云々」、と見えたり、類聚名物考に、今案に、精進は、もと佛典に出で、精力修進の意なり、五辛酒肉を避る事にはあらねども、その精力して修進せんには、必戒法を持事なれば、酒肉五辛を絕事はもとより其中にあれば、素食は其精進のうちの一事なればなり、素食の魚鳥の肉を喰はぬを、俗語といふ、今の野菜のみをいふ、是を今俗に精進物といふも不當の事にはあらず」といへり○榮花物語に、殿(教通)は其まゝに御精進にて、御おこなひにてのみすぐさせ給ふ」、增鏡に、打たえて御精進にて朝夕つとめ行はせ給ふ」など見えたり、

ジャウジン　成尋　系譜　俗姓は藤原氏

出家の後、石藏の文慶に事へて密教を學ぶ、延久三年、商船に乘じて宋に入る、時に神宗皇帝熙寧五年なり、天台に登り、五臺に遊び、復た汴京に入る、神宗成尋の道譽を聞き、延和殿に召見し、紫衣絹帛を賜ひ、勅して太平興國寺の傳法院に館せしむ、六年天下大に旱す、帝成尋に勅して祈雨の密法を修せしむ、帝壇所に幸して燒香し、後ち就を善慧大士と賜ひ、譯場の監事に補す、此歲我邦の商船渡航せるに託して、新譯の經三百餘卷を送り來る(元亨釋書)

シャウジャ　精舍　(一)寺を云ふ、精は米を舂く名、舍は糟糠を退けて佛道を詮するの稱、釋迦譜に、息心所レ棲曰ニ精舍一」と見えたり、平家物語平家繁昌の條に、祇園精舍の鐘の聲諸行無常の響ありとあり、(二)精練修行者の居所の義、靈裕寺志に、非ニ麁暴ニ者所レ居、故云レ精と見えたり、

ジャウシャウグン　常赦　敕(シヤ)を見よ、

ジャウシャウ　上將軍　後醍醐天皇建武元年十一月、尊良親王を上將軍として、足利尊氏を追討せしむ、當時の俗稱一軍の首將は、官の高下の、稱、一時の稱なるべし、太平記主上自令レ修ニ金輪法ニ給條に、恒良親王を上將軍と記せるは、官軍の稱する所にて、尊良親王の例と異なれりと見えたり(神皇正統記、保曆間記、武家名目抄)

シャウジャウゲ井ン　清淨華院　所在　京都市上京區北之邊町　宗派　淨土宗、四箇本寺の一、

初め天台宗○本尊阿彌陀座像　起原沿革　貞觀二年清和天皇の勅願に因り、土御門通烏丸の西に創立す、慈覺を開基とす、天曆五年春火災に罹り、翌六年村上天皇再興ありて、御內道場となる、故に清和村上兩天皇の御保尊牌を安置す、承安四年後白川法皇受戒の時、當院を以て法然の宿所に賜ひ、宗旨を改む、天正中現今の地に移り、正德三年大書院を建立し、享保二十年三月十四日敬法門院の舊殿を賜ひ、以て本堂となす、其後燒失し、文化八年二月、仙洞中宮東宮より賜金ありて、本堂を再建せしに、明治廿二年正月火災に罹りて燒失し、二十六年更に大方丈を建設せり、舊寺祿は豐臣德川氏の時五十石を附す、舊境內三千八百八十七坪餘にて、現在二千六百七十三坪餘を有せり、塔頭良樹院、龍泉院、無量壽院、松林院の四寺、諸國末寺四十九箇寺あり(平安通志)

ジャウシュ　城主　江戶時代に於ける大名の一資格、國持及び準國持以外に、居城を有したる大名を云ふ、また無城の大名にして之と同一の待遇を受くる者を、城主格と稱す、慶應年間には、城主百廿八家、城主格十六家ありき、「クニモチ」「ダイミヤウ」參看(古事類苑官位部)

シャウジュウコクシ　正宗國師　白隱(ハクイン)を見よ、

ジャウジュビ　成就日　曆術家の說にて一箇年內の吉日、此日何事を爲すも成就すと云ふ、卽ち正月寅日　二月巳日　三月申日　四月亥日　五月卯日　六月午日　七月酉日　八月子日　九月辰日　十月未日　十二月酉日　十三月丑日を云ふ(和漢三才圖會)

ジャウジョウ井ン　上乘院　所在　山城國、名勝志によれば愛宕郡粟田鄕南禪寺の北に舊址あり、後ち葛野郡池裏村に遷る、と云ふ○下河原門跡とも稱す　宗派　もと眞言宗、仁和寺の門跡なりしが、後に東大寺門跡となる　起原沿革　長和親王御乳母左近衞少將源定季の母比丘尼の創建する所なり、仁和寺宮(宮の名未詳)供養し、定惠を以て院主に補せらる、薩戒記に云ふ、下河原門跡は、元來御室門跡なり、御室隱居の時下河原に移さる」と、親長記明應三年の條に、下河原殿門室、可レ有ニ入室一人體無」之、其上此在所自ニ樂邊一內々遣營、故女院御座所也云々」と見えたれば、文明以後は廢絕せしものならん、今歷代を左に示す(山城名勝志、仁和寺諸院家記)

○定惠—眞助—覺纏—實豪—公賢—守覺
　仁隆—良惠—道承—法助—頼助—益助
　益性—有助—乘朝—寬守—道朝—靜覺
　道永—道喜　(諸門跡傳)
○道乘—益助—益性—乘朝—道永—寬守
　道朝—道喜—覺智—良惠—良覺—道順
　公譽—實豪—實辨—實濟—尊實—公禪
　道尊—增惠—明辨—乘伊(諸門跡譜)

シャウジョウ井ン　霜松院　花山院定熙

(ダヒザンキンサダヒロ)がいふ、

ジャウシヨウジ　成勝寺　所在　山城國京都、三條の北一町半許白川橋の東○六勝寺の一　起原沿革　崇德天皇の御願に因て創建す、保延五年十月落成供養あり、金堂、經藏、鐘樓等ありしが、承久元年燒亡、今廢絕す(百錬抄、山城名勝志)

シャウス　莊主　禪宗の僧役、寺院の田地耕作等の事を掌る、勤修法規に、莊主說ニ田界至一、修ニ理莊舍一、提ニ督農務一、撫ニ安莊佃一、些少事故隨レ時消弭、事關ニ大體一、申レ寺定云々」とあり、また莊頭とも云ふ、莊主の次位に在りて其役を助くる者を副莊と云ふ(禪林象器箋)

ジャウス井　上水　德川家康が封を關東に轉じて、江戶城に入るや、四民頓に集り、日を逐うて繁榮に赴きしが、下町一帶の地は、地盤いまだ堅固ならず、從て良水を得る能はずして、炊料の不足を告げしかば、遂に神田上水を井ノ頭ノ池に求め、尋で玉川上水を多摩川に仰ぎ、更に千川上水を石神井ノ池より引くに至れり、之を俗に江戶の三上水と稱す、いま順を逐うて之を詳說すべし【神田上水】水源は豐多摩郡吉祥寺村井ノ頭ノ池より流出するものを本流とす、また同郡上井草村善福寺の池より流出するもの一條あり、和田村に於て本流に合し、下井草村妙正寺の池より流出する井草川あり、落合村に於て本流に合す、なほ別に玉川上水を代々木村より分流するものあり、角筈村淀橋の下に於て本流に入る、而して此上水たる高田を經て關口に至り、分れて二派となり、一は大洗堰を下りて江戶川となり、一は水門より目白臺なる白堀に入りて乃ち上水となる、水源より此に至りて(花水橋以上)凡五里廿六町十五間とす、これより小日向小石川の臺下を經て、砲兵工廠の內を通じ、はじめて代官に入り、水道橋の東より、懸樋を以て神田川を橫過し、縱橫に通流するも大川以西、北は神田川を限り、西は大手町より一橋の外に至るまで、每町流過ざるはなし、樋管の延長は、凡三萬六千四百五十二間、井の數は、凡三千六百六十三にして、水賦銀は、凡二萬五千百九十七圓餘(明治廿一年の調査)なりしに、明治廿六年改良水道の設計ぜらるゝに及び、幾干もなくして廢ぜらる、而して此上水は、天正年間大久保主水が、德川家康の命を奉じて布設する處に係る、天正日記を按ずるに同十八年七月十二日の條に「藤五郎まいる江戶上水のことうけ給はる」と見ゆ、藤五郎は卽ち主水なり、なほ大久保主水由緒書によれば、先祖藤五郎忠行入國の時に、江戶に於て水の手見立つべき旨、東照公の命を蒙り、小石川の水道を見立てしに、其賞として、名を主水と賜はり、且つ水は濁りを澄ふものなればとて、主水を清みて「モント」と唱ふべき旨命ありて、歷代みなかく稱する由見えたり、北に導く事十里三十町四十六間にして四ッ谷の四邊に達し、大水戶の左なる水門より、伏管に入り、大路を經て、麴町十二丁目に至り、二の支管を分けて、麴町區に入り、東は江戶城より大手町まで、北は番町富士見町飯田町、南は平河町永田町に及ぶ、而して其本管は四ッ谷傳馬町一丁目より南に轉じて紀伊國坂を下り、赤坂表町の北より溜池の東を過ぎ、虎の門外に至り、更に千條萬派して四の久保芝金杉築地靈巖島南新堀以西、八町堀楓川を限り以北、東は築地靈巖島南新堀以西、北は京橋川以南、西は內櫻田永樂町以南、每町

(京上田神)

(京上川玉)

(東京市)

遍流ぜざるの處なし、明治十三年、新たに鹿布水道を設け、大水戶より分派し、千駄ヶ谷青山を經て赤坂麻布に通じたり、樋管の延長、全部を總計して凡四萬九千九百五十二間、井の數三千に及ぶ(八二十一年の調査)玉川上水は實に玉川清右衞門兄弟の經營に係る、はじめ德川三代の將軍家光上水の事に就きて深く留意する處あり、町奉行神尾元勝に命じ、新上水の經營を圖らしむ、元勝卽ち其道に巧なるものを求むるに當り、會々玉川村の農民清右衞門莊右衞門兄弟ありて、頗る水利の術に長じ、玉川の流を引きて上水に充つるの策を按じ、其計畫を記して奉行所に呈したり、元勝やがて之を將軍の台覽に供し、來議を經たるの後、殆んど採用するばかりとなりて、家光の薨去に遇ひ、爲めに一時中止したりしが、家綱將軍職を繼ぐに及び、前代の遺志を奉じて、更に元勝に命ありしを以て、元勝は清右衞門兄弟を擧げ用ひて、事に當らしめ、承應二年四月四日はじめて工を起し、十一月十五日羽村より四谷大木戶に至る水道成り、尋で市內に分水するに至れり、此時に當り測量の術いまだ開けず、器械また具備せざりしがゆゑに、清右衞門兄弟が水路の高低を量るには、專ら夜間を用ひ、工夫をして、近距離の處は線香の火を把らせ、遠距離の處は挑燈を持たしめて彼方に赴かしめ、其火光の見えざるを度とし、前に量りし場所を準として尺をあて、高低傾斜を審にし、再三測量の後、漸く水路を定めたりといへり、其苦心想ふべきなり、加之これが爲め私財數百金を投じて費用を補へる等勤綠頗る稱すべきものあり、工事成るに及び、幕府は兄弟等の功を嘉みし、功米二百石分を金子にて賜はり、上水役を命ぜられ、且玉川を其姓として唱ふるを許されたり、(改良水道の事は下條を

（水上用手）見よ）【千川上水】水源は石神井村なる三寶寺の池水にして、元祿九年河村瑞賢の經畫に係り、專ら小石川御殿、湯島聖堂、上野及び淺川御殿（智樂院家なり）に引用し、其餘は本郷、湯島、下谷、淺草の町々へ流通す、工事の用途は千川太郎兵衛、千川傳兵衛の二人なり、玉川氏の例により千川を以て氏とするを許され、小石川指ヶ町にて二百十三坪の宅地を賜はる、後享保七年之を廢せられ、溶渠は諸村の用水となりしが、安永九年再興して、本郷、湯島、下谷、淺草等へ引用せりと雖も、給水十分ならざるの故を以て、天明六年に至り、また廢せらる、明治十三年、岩崎彌太郎等相議して舊廢渠を利用し、玉川上水を、埼玉縣新坐郡保谷村に於て分派し、巢鴨を經て沿道の諸村に送り、市内に入りて本郷及び下谷の一切に給水する事となり、同じく千川上水と名付く、名は同じと雖も、前者は石神井ノ池より發したる獨立の上水にして、後者は玉川上水の分派たり【改良水道】江戸に三上水ありしこと右のごとく、明治に及びてもなほ之を因襲したりしが、後更に改良水道の議起り、明治二十六年其起工式を豐多摩郡淀橋淨水工場に擧げ、三十三年より新水道を給するの運に至れり、而して新水道は舊玉川上水と同じく、玉川の水を用ひ、羽村より和田堀内村に至るの間は在來の水道により、和田堀内村より淀橋淨水工場に至るの間、新水道を用ひ、其長さ凡て二千三百間なり、而して淀橋工場より更に自然流下の法を以て、本郷元町、及び芝榮町なる二箇處の淨水工場に送る、淀橋工場は專ら高地に給水するものにして、其區域は四谷、赤坂、麻布の全部、及び芝、麹町、牛込、小石川、本郷、神田の一部に亘り、他は芝、本郷の二淨水工場に屬す（東京市の外、横濱市は明治廿年、長崎市は廿四年、大阪市は廿八年に新水道の完成を見たり）、拔に於て千川神田の二上水並に玉川上水の舊伏樋、井等凡て廢絶せり【管轄】古き時代は詳かならず、萬治の頃は上水奉行を置しが、寛文十年町年寄奈良屋喜多村兩人の支配となり、元祿六年には上水改となりて道中奉行より兼ね、元文四年には町奉行に、明和五年には普請奉行に、文久二年には作事奉行に屬する等幾多の變遷あり、維新後は一旦東京府の所管となり、二年三年に、會計官、民部省を經て、四年五月再び東京府に屬し、市制施行せらるるに及び市の管する所となる、卽ち現在の創なり【經費】高割を以て水銀を課したり、武家は百石當りを以て算し、町方は小間二間を以て百石と算す、元文四年には玉川上水のみにて凡四百七十七兩、寛文二年には玉川神田の二上水を合せて、武家の分、銀九貫四百九十七匁餘、町方の分銀二貫四百十三匁餘なりき、維新後は一時官費を以て支辨し、五年八月よりは舊町會所積立金を以て支辨したりしが、六年には水賦金の法を設けて開小間に割合課出し、八年以降は改めて、引取井の數に賦課せり、現在にありては水道稅を徵する事、普れく人の知る處のごとし（江戸會誌「上水渠鑿道の記事」、文、玉川上水の工事」、東京市水道要覽）

（費語及沿革）

（組織）

ジャウス井カタ　上水方　江戸幕府の職名、江戸の玉川神田兩水道のことを掌る、道方掛に所屬す、

ジャウゼ　常是　江戸時代、銀座ないふ、御府内備考に、慶長中堺の町人大黑屋常是銀吹を命ぜられしより銀座始まりしを以て、遂に一の名稱となるしといへり、尙ほ「ギンザ」の條參看、

シャウゼイ　正稅　【古義】王朝時代官稻の一、田租の中、官倉に納め、國用に充つるもの卽ち經常費なり、又大稅とも大租とも云ふ、「フトチカラ」又は「オホチカラ」ともいふ、正稅は出擧（スキコ）參看）の法を設け利をとりて足し用ふ、正稅を分て、動用、不動、雜米の三に分つ、動用は、米穀を出入して、諸般の用に供するを以て然かいふ、其倉をば動用倉といふ、出擧して利を取る、本は穎にて取り、利は穀にて取るなり、延曆四年七月丁巳勅して曰く、正稅は國家の資にして水旱の備なり、而るに比年國司苟も利潤を貪りて費用多く、官物減耗し倉庫實せず、自今已後嚴に禁止を加ふと、民部式に、凡正稅を用ふる者、十束以上は皆内印を請ふとあり、また同式に、京職正稅は、民部省と共に出納を掌れといへり、重大のことにのみ用ふるものなるべし、不動は、正租の穀、粟穗等の、動用すべからざるものを收めて國貯のものとなし、官穀を得るにあらざれば、容易に開用することなし、之を納むるを不動倉と云ふ、和銅元年の官符に、大稅は自今以後、別に不動の倉を定めて、以て國貯のものとなせ（朝集使備京の用度などにする國勅とは異也）といへる是なり、これは稽にて貯へ置きて、非常に備ふるなり、寛平三年八月の官符に、不動穀は遠年の儲、非常の備、尋常の時輒く用ふべからず、而るに、或は例年の雜用是らずと稱して件の穀を申し請ひ、倉を指して開用す、假令ば千斛の石を用ふべきに、猶萬斛の倉を開き、遠れる九千斛をも、皆勅用と稱して支用す、此事例となれば、年料春米、別納租穀にして、共に京都に輸すなり（不動）（雜米）

【古義】特統天皇大稅一千束を大學博士上村主百濟に賜ひて其學業を勸め、文武天皇大寶元年、三箇年大稅の利を收めずして、老人に加恤せられし事見えたれば、大化以後定められしものか、文武天皇大寶元

（大稅）（租）（大）（川勘）

年制定して、官稻を大租、粟穀、郡稻の三に分つ、同年國宰郡司大稅を貯へ置くこと法の如くせしめ、且つ七道に使を遣はして、大租を給ふの狀を宣告す、同二年、諸國大租の數文を始て辨官に送る、元明天皇和銅元年、大稅は自今別に不動の倉を定め以て國貯の物となし、國郡司等各稅文及び倉案に其人時定倉を注せしむ、聖武天皇天平二年、大稅の收納を輕減にすることを禁じ、稅帳を進むる日、倉別に主當官人の名を署せしむ、同六年、諸國の雜色官稻は、擧起稻を除く外、正稅に混ぜしむ、尋で十一年擧起稻をも混合す、桓武天皇延曆十七年、公廨を停止し、一に正稅に混じ、正稅の利を割き、國儲及び國司の俸を置きしが、明年之を復せり、是より正稅、公廨、雜稻の三に分つことゝなり、永く定制となれり、醍醐天皇の時、正稅を用ふる者、十束以上は皆内印を請ひ、畿内の官田の稻を用ふる者は、外印を請はしめ、正稅穀は、官に申請するにあらざれば、出擧することを得ざらしむ、且つ諸國出擧する正稅の數を定めたり、中世王權衰へてより以降、正稅の制衰替し、國領等國司守護の管する所僅にして、其租入の小部分を朝廷に貢するのみ、後醍醐天皇建武元年、地頭等に令して曰く、諸國莊園郷保地頭職以下本領新恩を論ずず、管領せる田地の分正實之を注進すべし、正稅以下種々の雜物等出す所、二十分の一を御倉に進濟すべしと、然れども、幾干もなくして、武人爭亂の世となり、租入は愈々減少せり、後陽成天皇天正十六年、關白豐臣秀吉永く洛中の地子を以て、禁中の正稅に充つ（大日本租稅志、日本財政史）

シャウゼイシ　正稅使　四度使（ヨドノツカヒ）を見よ、

シャウゼイチャウ　正稅帳　稅帳（セイチヤウ）を見よ、

ジャウセウジ　誠照寺　【所在】越前國今立郡鯖江町寺町○上野山と號す、俗に鯖江御堂と云ふ【沿革】眞宗、もと越前三門徒の一本山、今は誠照寺派本山○本尊圓浮檀金手引彌陀如來【起原沿革】寺傳に云、往昔當國上野庄の領主秦有京蓮景之、元久二年四月七日の夜靈夢を感じ、上洛して親鸞上人の御弟子となり、空然と號す、然るに上人歸後左遷の時、空然入道策杖新殿を營み置て上人を請す、上人爰に數日滯留して教化あらせられ、夫より歸後へ下向なし給ひぬ、空然房、此新殿は上人の輿車を止し所なれば、車の道場と號して是を守るに、法流大に繁茂して國郡に充てり、上人歸洛の後、上人の息五男有房を招請して是を道性上人と稱し、空然房の女を嫁して車の道場に住持せしむ、其子を如覺と號せり、如覺上人嘉元三年參内ありて、後二條院より淨土眞宗叢門徒と勅號を賜り、其後、水尾院勅願所と成し給ひ、上野山誠照寺と勅書を賜ふ、住持を大僧正に任ぜられ、上洛毎に參内すと云々、然れど其實は、親鸞の高弟眞佛の法系を繼げる知導當國に入りて道俗を教化し、本願寺の第三世覺如の來るに及びて知導及び其弟子道性等覺如に歸して大に宗風を興し、如導は淨誠寺を開き、道性は誠照寺を開きたるものなるべし、中古朝倉氏寺領を寄附し、江戸時代に至り、寺領廿四石餘の朱印地を受け、元祿十四年五月、權僧正任官の口宣を賜はる、且つ輪王寺宮公辨法親王より紫衣を免許せられ、同門跡の院家となる、明治十一年二月、獨立して眞宗誠照寺派と號す（廿四輩順拜圖會、越前名蹟考、各宗綱要、日本佛教史）

ジャウセウジンハ　誠照寺派　眞宗の一派、上野山誠照寺を本山とす、「ジャウセウジ」を見よ、尙ほ眞宗（シンシュウ）參看、

シャウゼニ　省錢　錢九十六文を以て百文とする事、九六錢ともいふ、「クロクセニ」を見よ、

シャウセン　性潛　【名號】宇は龍溪、俗姓は奥村氏【事蹟】性潛天資明敏、氣宇超邁、年甫十六にして攝津普門寺に剃度す、留後研修すること殆ど十有五年間、省發する所あり、雪實語錄を讀むに及びて、始めて從前得たる所のもの、皆古人の糟粕なるを識り、極力參究すること六年、大に悟度す、慶安四年妙心寺に住し、經論語錄を講ず、承應三年、隱元禪師の渡來するや、就て暮叩朝參し、深く關奥に入る、明暦三年後水尾上皇、召して法を問はる、奏對旨にかなひ、上皇大に悅び給へり、寛文三年黃檗成るや、隱元、性潛を擢て四堂と爲す、四年近江正明寺の請に應じて往く、尋で備堂を構へ、衆と共に座禪す、又屢々官を奉じて掖庭に入る、上皇禪要を咨詢して玄旨を徹す、因て性潛に大宗正統禪師の號を賜ふ、十年八月大阪の請に赴き、九島庵に寓す、一日衆に示すに、涅槃眞正の道を講轉し、歸程水調歌を唱へて行くの句あり、同月二十三日暴雨驟に至り、巨浪天に漲り住屋を浸す、性潛死數の定まれるを知り、衆弟の勸を聽かず、獨水中に趺坐し、端然として寂す、年六十九、法臘五十三年、上皇之を聞きて曉惜し給ひ、御講を減ずること數日、特に内殿に於て祭り給ふ【著書】語錄三卷、讖賞錄、辨正錄、宗統錄等あり、特に宗統錄には、上皇御製の序ありと云ふ（續日本高僧傳）

ジャウゼン井ン　上善院　今出川公彦（イマデガハキンヒコ）を見よ、

シャウゼンモン　章善門　大内裏八省院二十五門の一、西面の外門ともいふ、西面の中門にし

て、大さ五間、戸三間、左右に敬法、顯親の二門あり、宣政門と相對し、距ること五十二丈四尺といふ、結構宣政門に同じ、センセイモン、參看(大内裡圖考證)

シャウゼンモン井 章善門院 名義 永子、法名眞性寂 系統 後深草天皇の第四皇女、母は内大臣公親の女藤原房子 事蹟 正應四年十二月十五日内親王、永仁五年十二月廿八日准三宮となり、延慶二年二月三日院號を賜ふ、正和五年八月廿七日尼となり、建武五年三月薨す(女院小傳)

シャウリウ 聖聰 名義 宇は西譽 系統 千葉眞嵐の第四子 事蹟 增上寺の開基、眞治五年生る、幼にして出家し、初め密教を學び、後ち常福寺の聖問に遇ひて淨業を學ぶ、聖問二藏義並に略頌を述して之を授く、聖聰晉て武藏に增上寺を創し其教を安む、四部疏集す、應永二十四年七月十八日寂す 出典 阿彌陀經の註記、大彌陀經註記、曼陀羅鈔等若干卷(東國高僧傳、本朝高僧傳)

シャウリウ・ジシャ 聖僧侍者 禪宗にて僧堂の聖僧に侍仕する役僧、此聖僧と云ふは、禪堂の中央に安置したる觀世音菩薩のことなり、齋粥の時に椎を鳴らし、中夜燈を剔く等の事を爲す、略して聖侍とも云ふ(敕修清規)

シヨウリク 消息 書札の事を云ふ、人の安否を尋ねて、心中の物思を消し息むる意、又「セウソコ」とも云ふ(武家名目抄)

シャウゾク 裝束 物を飾る事を云ふ、又「サウゾク」とも云ふ、俗に冠服の事なのみ裝束と云ふは其義の轉訛したるなり、冠服は身を裝束するなり、朝廷にて公事儀式を行ふ日に、御簾ゐかけ、屏風を立て、天皇の御座、諸臣の座を設け、庭上に旗鉾を立て列ね、標を立て、版位、床子、兀子、胡床、案等を置くは、御殿並に庭上を裝束するなり、又太刀鞍具等を誇るをも裝束と云へり(安齋隨筆)

シャウゾクシ 裝束司(裝束使) 臨時の官、天皇の行幸、大嘗御禊、齋王行禊等の時に置く、定員なし、然れども大概、行幸には長官、次官、判官、主典各四人あり、或は長官副官各一人、或は前後に長官副官各一人あり、大嘗御禊には、長官、次官、判官、主典、各二人、齋王行禊には長官、判官、主典あり、又行幸に、前後騎兵大將軍、副將軍各一人、軍監、軍曹各三人あり、聖武天皇の時此名初めて見えたり、後に稱德天皇の時廢せしが、幾干もなくして舊に復し、鎌倉時代まで行はれたり(續紀、文德實錄、三代實錄、紀略、職官志)

シャウゾクシフセイ 裝束集成 名義 十三卷、故實叢書第一輯に收めて七册とす 内容 男女裝束及び法體裝束に關する一切のものを輯錄し、冠、束帶、袍等五十餘項に分類し、其沿革制作等の參考となるべき部分を抄錄編纂し、卷も編者の意見註釋を加へず、裝束の事を研究せんとする者は參考すべき書なり 出典 詳かならず、或は云ふ壺井義知、或は其門人等の輯錄に係るものならんと(裝束集成)

シャウゾクヅシキ 裝束圖式 名義 二卷 刊本二册或は一册のものあり、又續群書類從第三百十六にも收む 内容 各種の裝束を圖に描きて之に簡單なる說明を加へたるもの、裝束の大要を知るに最便なり、元龜二年辛未の奥書あり、元祿五年刊行す(裝束圖式、國史學の栞)

シャウタイ 昌泰 醍醐天皇御宇の年號、寛平十年四月十六日卽位改元、三年を經て延喜と改元す、

ジャウダイ 城代 城主の代りに、城を守護する者をいふ、織田、豐臣氏の時、出征の際、城を預からしめて城代と稱せしむ、江戸時代には、大阪、駿府の城に之を置き、政務を執らしむ、詳しくは大阪城代(オホサカジヤウダイ)、駿府城代(スンプジヤウダイ)の條參看すべし、

シャウタン 性瑫 名義 木菴と號す 系統 俗姓吳氏 事蹟 明の泉州晉江の人、黃檗山第二世、天姿英敏にして、氣觀雄偉なり、上膳に兩牙あり、鄉人逢潤子と稱す、年甫五歲、父母前後して死亡す、祖母蘇氏に依て養はる、年十九にして開元寺印明和尙に就きて出家し、廿五歲にして禪宗に歸し、諸老宿を歷訪し、隱元禪師の門に在りて盛譽あり、隱元我國に來りたる翌年、卽ち明暦元年、召されて長崎に著し、尋で攝津に到る、寛文の初隱元を助けて、宇治黃檗山の開創に力を致し、同四年九月、年五十四にて法席を嗣ぐ、延寶二年十二月、三壇大戒を開く、編素之を受くるもの群げて計ふべからず、貞享元年正月二十日寂す、閱世七十四、法臘五十六、法を嗣ぐ者五十餘人、信濃の桑山、美作の千年、伊豆の高時、參河の永福の諸寺、皆崇敬して開祖となす、時人木菴を評して黃檗の白眉と爲す 出典 廣錄三十卷、續錄七卷、年譜、續日本高僧傳)

ジャウタンノマ 上段間 居間の名、家屋雜考に「大抵、殿造の母屋は、一段高くして長押あり、其の外は廣廂にて畳、其の外は簀子にて、また一段畳し、書院造の家は、母屋と廣錄との間、まづは高低なし、故に上段中段下段など云ふを設けて、畳を分けらるゝことゝなれり、平清盛の時、妓王、妓女寵衰へて、長押の外の一段下りたる所にのみ侍らしめ給ふなど云ふこと見えたり、また落間とて、一段も畳く造る所あり、こは便利につき、また

は主人々々の好みによることにて、あながち尊卑を分けらるべき爲にはあらず、」と見え、また眞丈雜記にも上段といふ事の始め詳かならず、關白冬經公天和三年十二月廿六日の記に出、上段始候節不二分明一候、月輪關白(兼實、文治の頃の人)の亭上檀有レ之地下は可レ有レ憚候云々」と見えたり、

シャウヂ 正治 名義 土御門天皇御宇の年號、建久十年四月二十七日代始に因て改元す、二年を經て建仁と改む 出典 莊子に、天子諸侯大夫庶人、此四者、自正治之美也」とあるに據る、文章博士在茂勘申す(國朝年號譜)

ジャウチジ 淨智寺 名義 臨濟宗、鎌倉五山の一にして第四位たり 起原沿革 始め詳かならず、寺傳に、開山は普寧、請待開山は正念、準開山は宏海にして、開基は武藏守北條宗政、相模守師時なりと云ふ、新編鎌倉志に、正念を開山とし、師時を開基とす、寧の宋國に歸りしは、文永二年にして、宗政十三歲、師時未生前なれば、共に誤なること著し、蓋し宗政の死後、その室、若しくは一族等當寺を建立し、宏海を導師に請ひしに、宏海其任にあらずとして、正念を請じて供養し、亡師寧を開山の祖とし、其身は二世と稱せしなるべし 沿革 應永廿四年上杉禪秀兵亂の時、管領持氏當寺に入る、文安四年足利成氏座所とす、天文中小田原北條氏歷々寺領を寄す、天正十九年十一月德川家康寺領六貫百四十文の朱印を給ふ、境内に地藏堂あり、地藏を安置す、運慶の作と傳ふ、今國寶となる(新編鎌倉志、鎌倉攬勝考、新編相模國風土記稿)

シャウチャウ 正長 名義 稱光天皇御宇の年號、應永三十五年四月二十七日改元す、一年を經て、後花園天皇永享と改む 出典 禮記正義に、在レ位之君子、威儀不レ有二差忒一可二以正長一是四方之國」とあるに據る、式部大輔菅原在直勘申す(國朝年號譜)

シャウチャウ 聖聽 私年號、舒明天皇元年に相當し、凡三年間繼續す(古代年號、逸年號考)

シャウチャウコバン 正長小判 古金貨の一種、形狀細長き楕圓形にて、縱二寸三分、横一寸一分、重四匁五分、面の上に、正長の字、中央に花形、下に花押の極印あり、此金、正長中に鑄たるか、正長といふ人の鑄たるが故に名づけたるか詳かならず(大日本貨幣史)

シャウチユウ 正中 名義 後醍醐天皇御宇の年號、元亨四年十二月九日風水難に因て改元す、二年を經て嘉曆と改む 出典 周易に、見龍在レ田、利見二大人一何謂也、子曰、龍德而正中者也、文云、需有孚、光亨貞吉、位二天位一以正中一也」とあるに據る、文章博士有正勘申す(國朝年號譜)

ジャウチユウ井 常住院 名義 山城國愛宕郡に舊址あり 沿革 天台宗、園城寺門跡の一 起原沿革 證空を開祖とす、天元中師智興阿闍梨病を得て危篤なり、證空不動明王に祈りて病を治す、其後常住院を創め第一世となる、爾後三井寺三門跡の一となれり、應永中道意大僧正門主となり以後廢絕す(諸門跡傳、山城名勝志)

○證空——良尊——道慶——行昭——慈昭——道昭

「良慶——良瑜——尊經——快豪——道意」

ジャウチユウシン井 常住心院 鷹司基輝(メカツカサモトアル)をいふ、

シャウチヨウ 正澄 名義 清拙と號す、大鑑禪師と謚す 系統 元の福州連江邑劉氏の子 事蹟 年十五にして落髮し、遊方して編く諸老に參謁し契悟す、嘉曆二年正月我が國の招請を受けて來朝す、北條高時迎請して建長寺に住ぜしむ、元德二年淨智寺に、元弘元年圓覺寺に住す、三年後醍醐天皇勅して建仁寺に住ぜしむ、又勅して南禪寺を主らしむ、足利尊氏、直義之に師事す、信濃の大守小笠原貞宗、開善寺を本州の伊賀良に賜めて、開山第一世となす、曆應二年正月十七日寂す、年六十六、僧臘五十三、南禪寺中聽松院に葬る、法を嗣ぐ者甚だ多し、又山城の興聖、相模の成願、能登の安國の諸寺の開山たり 出典 禪居錄、大鑑廣清規、同略清規、語錄(本朝高僧傳、大日本史料)

京都聽松院所藏(史料編纂掛蒐集)

シャウヅキ 將附 味方敗軍して士卒悉く敗亡する時、大將の落行くに付添ふ者をいふ、三騎まで を祭(ホマレ)とし、七騎に及ぶを覺(オボエ)と稱せり(鈴錄)

シャウテングリウ 正天狗流 池原正重の創めたる劍術の流派○正重は、五左衛門と稱し、水戸威公義公に仕ふ、刀術を日置利部左衛門に學び精

妙を得、剣官流と稱す、後世正天狗流といふ(武術流祖錄)

シャウデンジ　正傳寺 所在 山城國愛宕郡大宮村大字四賀茂○吉祥山正傳護國禪寺と號す 宗旨 臨濟宗 起原沿革 文永五年の建立にして、宋人兀菴(ゴツアン)普寧禪師)の開山とす、初め一條今出川に在りしを聖護院の執事靜成法印兀菴に師事し、禪苑を建つ、佛殿瑞雲堂、庫院、鐘樓等精妙を極め、善美を盡す、弘安五年、法嗣東巖宏覺禪師今の地に移す、依て東巖を以て開基とす、後醍醐天皇元亨三年勅願所となり、代々崇敬淺からず、豐臣秀吉、德川家康亦崇尊して寺領を寄す、寛永中伏見御成殿及び唐門、中門を移す、現今の建造物是なり、特別保護に屬す○本堂、東向にして本尊釋迦、左普賢、右文殊を安す、襖子の畫は悉く狩野山樂の筆にして、山水樓閣を描く、七間の檜側に血天井あり、掌足の血痕斑々たり○寶物に東巖和尚の祈願文あり、文永中蒙古降伏を祈りしもの、國を思ひ、君を懷ふの熱情紙上に溢れ、最も珍とするに足る、其他文書畫像等あり(山城名跡志、京華要誌、國寶目錄)

シャウデン・ジマス　正傳寺桝 正傳寺の寺料を納むるに用ひたる桝の名、古今要覽稿に、「正傳寺は、何の國といふことをしらず、その寺の寺料の文書に、桝の寸方をのせたり、それに付てはかれば、方四寸、深二寸の桝なり、この分積三萬二千分あり、今桝に比するに、四合九勺五撮七抄有奇にあたる、伊勢安東郡の八合桝といふものと、甚だ近し」と見えたり、

シャウデンブシ　正傳節 淨瑠璃節の一種、寛延寶暦の頃、宮古路豐後の弟子春宮士正傳之を語り創めたるが故にかく名づく○正傳は京都の人、醤油商にて傳兵衛と稱す、世人醤傳とよびしかば、文字を改て正傳と名づく、寛延寶暦の頃江戸に下り、吉原に住して此節を弘め、一時流行したりといふ(聲曲類纂)

シャウテンロク　賞典祿 明治維新、國家に功勞ありし者を褒賞して給へる祿制、明治二年正月晦日、高百萬石の中二十萬石を以て大政復古の功臣へ、八十萬石を武功の臣へ、賞典に充行ほるべき議定に付、軍務官に命じて、勳功の優劣を取調べしむ、同年六月二日詔して、去年伏見鳥羽より奥羽に至るまで、諸所征討の功を賞し、兵部卿嘉彰親王已下三百三十九人、及び諸兵隊、各藩船艦等に祿を賜ふ、同年九月十四日、蝦夷征討の功を賞し、舊箱館藩知事兼青森口總督清水谷公考以下百三人、及び陸海軍、舊箱館府兵、各藩船艦、諸艦長、士官以下に賞典を賜ふ詔あり、同年九月二十六日、從一位三條實美以下二十九人の復古の功臣に賞典祿を賜ふ詔あり、同四月士卒へ賞典祿分割給與の儀あり、六年十二月華士族並に卒賞典祿百石未滿の者に限り奉還を許し、耐して、產業資本として永世祿は六箇年分、終身祿は四箇年分一時に下賜、且つ賞金被下方規則を定め、八年七月、賞典祿奉還許可の儀を止め、同年九月、華士族平民賞典祿本年より米額の稱呼を廢し、每歩方貫納石代相場明治五年より七年迄三箇年の平均を以て金祿に改定支給し、同年十二月、其處分方を定め、家祿同樣に課稅し、九年八月、其制限を改め一時に下賜し、金祿公債證書發行條例を定め、十年より施行せり、並に於て賞典祿は總て金祿公債證書を以て下賜せらるゝに至れり(法令全書、明治政覽)

シャウトウ　莊頭 莊主(シャウス)を見よ、

ジャウトウ　淨頭 「ウンヂカ」を見よ、

ジャウトウモン　上東門 大內裡外郭門の一、土ノ門ともいふ、或書に、東會昌門は、上東門の本名なりともいへど詳かならず、外郭十二門の他に在る脇門なり、宮城の東面、陽明門の北に在りて、北端の第一門となす、左衞門府之を衞護す(大內裡圖考證)

ジャウトウモン井　上東門院 名號 藤原彰子、法名淨淨覺 系統 法成寺關白道長の一女、母は左大臣雅信の女倫子 事蹟 一條天皇の皇后、後一條天皇、後朱雀天皇の御母、長保元年十一月女御、二年二月十五日中宮、寛弘九年二月十四日皇太后、寛仁二年十月十六日太皇大后と爲る、萬壽三年正月十九日尼と爲り、同日院號を賜ふ、年三十九、承保元年十月三日薨す、年八十七(或は云ふ八十五、又云ふ八十六と)(爲房記、女院小傳)

シャウトク　正德 年號 中御門天皇御宇の年號、寳永八年四月廿五日改元す、五年を經て享保と改む 出典 編年書大禹謨に、惟修正德、利用厚生惟和、とあるに據る(光憲一覽)

シャウトク　聖德 私年號、舒明天皇元年に相當し、凡六年間繼續す(逸年號考)

ジャウトク井　常德院 足利義尙(アシカガヨシヒサ)を見よ、

シャウトクキン　正德金 江戸時代に行はれたる金貨の名、正德の年に鑄造したる小判及び一分金を稱していふ、一に武藏小判、武藏一分金といふ、ムサシコバン、ムサシイチブキン、を見よ○又同時代に鑄造したる、丁銀及び豆板銀を稱して、正德銀といふ、一に享保丁銀、享保豆板銀ともいふ、「キヤウホチヤウギン」、「キヤウホマメイタギン」を見よ、

シャウトククワン　尙德館 舊鳥取藩の學校 所在 因幡國邑美郡鳥取江崎門內、今東町に在り 起原沿革 寶暦六年、藩主相模守重寛之を創建す、冥浦文藏を擧げ、藩主文學師範役兼學館奉行とし、事務を擔任せしむ、偶々江戸本邸に災あり、遽に其規模を約め、假に之を建築すと云ふ、明年二月始めて開鑑の式を行ふ、又衣笠八郎兵衞、河田八助を學館奉行とし、文藏と共に教育に從事せしめ、又皆藩主の侍讀を兼ね、明和以後學事漸く進歩し、又山田仙藏、伊藤千里等を拔て儒臣とするに及びて儒家其員を增し、侍講侍讀も皆儒臣及近臣等を以て之に充つ、享和文化の際、文教漸く盛ならんとするに當り、忽ち火災に罹る、尋で假に讀書所を設け、文政の末構造始めて舊に復す、嘉永五年慶德大に之を修理し、文教始めて振興す、是より入館聞義の制を立て、又演武場を設け、藩の子弟をして悉く館中に在て文武を兼修せしむ、又安政萬延の改正を歷、文久に至り遂に大成し、以て維新の後に及ぶまで盛なりしも、明治三年八月に閉づ(日本教育史資料)

シャウトククワン　正德館 舊與板藩の學校 所在 越後國三島郡與板城內 起原沿革 舊學舍の創立詳かならず、舊時學問所と稱す、萬延年間更に學校を演武場內に新築し正德館と稱す、明治二年舊城趾に建築す、規模頗る宏壯なり、明治四年廢藩の時廢毀す(日本教育史資料)

シャウトクサジゼニ　正德佐字錢 錢貨の一種、色紅褐、徑八分、重さ九分、背文佐字穿上に在り、正德四年より五年に至る間、佐渡相川にて鑄造す(新寛永錢譜)

シャウトクタイシ　聖德太子 名號 御名は厩戸皇子、また豐聰耳(トヨトミミ)皇子、上宮皇子といふ、世に上宮法王、法主王と稱し、後人更に其德行を尊びて私に聖德太子と號す 系統 用明天皇の第一皇子、母は穴穗部間人皇后 事蹟 はじめ皇后懷妊の時、偶々出でゝ宮省を巡視し、馬官厩戸に至り、勞せずして太子を產す、因りて厩戸と名付く、稍々長ずるに及び、好みて書を讀む、性最も聰敏にして一時能く十人の訴を聽き、略々違錯なし、用明天皇之を愛し、宮南上殿に居らしむ、因りてまた上宮厩戸豐聰耳皇子とも號す、既にして天皇疾を患ふ、太子晝夜側に侍し、三寶に祈誓し、口譽を絕たず、天皇因りて佛に歸せ

(東京帝室博物館御所藏)

んとするの意ありしが、是より先天皇にしていまだ佛を禮したる者なきを以て、群臣を召して其可否を議す、大連物部守屋、中臣勝海等極めて其不可なるを陳ぜりと雖も、蘇我馬子は、唯詔のまゝに從はんと稱し、乃ち豐國法師を宮中に延く、太子馬子の手を握り、涕泣して曰く、三寶の妙理たる、人之を知らず、して妄に異議を生ぜり、いま大臣心を禪田に歸す、何の喜か之に加へんと、馬子叩頭して曰く、殿下の聖德によりて佛法を興隆するを得たるのみと、守屋等は涙して大に怒る、太子左右に謂つて曰く、大連因果の理に迷ふ、禍將に至らんとす、但いまだ覺らざるのみと、人あり以て守屋に告ぐ、守屋兵を備へて自ら衞る、勝海また衆を以て守屋を助く、太子人を遣はして密かに勝海を殺さしむ、既にして天皇崩じ、磐嗣いまだ定らず、守屋穴穗部皇子を立てんとするの意あり、馬子探知し、兵を派して皇子を殺し、遂に太子と議して守屋を殺さん事を圖る、時に用明天皇の喪殯にあり、太子髮を額に束ね、身ら軍後に從ふ、守屋等殊死して戰ひ、兵威頗る強し、太子卽ち白膠木を以て四天王の像を作り、頂髮の中に置き、祈願して曰く、もしよく敵に勝つ事を得ば、護世四王の爲めに寺塔を創建すべしと、守屋等敗死するに及び、寺を建て、四天王の像を安んじ、守屋の奴婢資財田宅を敕して悉く施捨す、幾干もなくして崇峻天皇卽位するや、常に馬子の驕奢を惡み、密に太子に宣はく、馬子內私慾を恣にし、外佛教を矯飾す、而して實に忠義の情無し、汝以て如何と爲す、太子對へて曰く、馬子は誠に驕臣なり、帳陛下よろしく忍び給ふべきなりと、天皇剛腸にして惡を疾み、時々忿言あり、馬子聞いて懼れ密に不軌を圖る、太子其間に居て、兩つながら其計を知れりと雖も、匡濟の道を講ずる能はず、隱忍日を累ねるに際し、天皇遂に弑逆に遇うて崩ず、太子聞いて哭して曰く、過去の報なりと、後ち馬子弑を行へるもの東漢駒を捕へて之を殺す、太子亦曰く、假令此誅あるも、君を弑する者の名は千載雪ぐ能はざるなりと、然れども復讐して之に專附し敢て忤ふ事なし、群臣卽ち敏達天皇の皇后を迎へて立つ、卽ち推古天皇と爲す、天皇の元年太子を以て皇太子と爲し、萬機の政を攝せしむ、三年高麗の僧慧慈來る、太子之に師事し、從うて五戒を受け、浮屠

の號に倣ひて自ら勝鬘といふ、十一年太子はじめて冠位十二階（ヰカイ）を參看）を制し、明年また憲法十七條を定む（ケンパフ）を參看）十三年移りて斑鳩宮に居る、十四年詔して播磨水田百町を賜ひ、二十五年夏に湯沐邑を益し、東宮の俸常式に二倍す、太子後に賜ふ處を以て、悉く其創むる所の寺に施入せり、二十八年馬子と共に、天皇記國記及び臣連伴造百八十部公民の本記を撰す、明年病で斑鳩宮に薨ず、年四十九、磯長陵に葬る、太子深く佛法を信じ、また寺院を建立する事、四天王、法隆、中宮、橘樹、蜂岡、池後、葛城、元興、日向、定林、法興等十餘寺に及ぶ、佛教の吾國に興隆せる、實に太子に負ふ所甚だ多しとす

参照 勝鬘維摩法華經疏（上宮疏ともいふ）及び天皇記、國記等（大日本史）

シャウトクモン 章德門　大内裡八省院二十五門の一、左廂門ともいふ、會昌門の東、十一間を隔てゝ位す、貞觀儀式元日朝賀の條に、「門部三人、入三章德興禮兩門二居二會昌門內、左右廂胡床」とあり（大內裡圖考證）

シャウトクモン井 章德門院　名所 後伏見天皇の皇女、母は入道大納言實明の女 **参照** 延元元年四月一日內親王、同二日准三宮となり、同日院號を賜ふ（女院小傳）

ジャウドジ 淨土寺　名所 山城國愛宕郡 淨土寺村慈興寺（銀閣寺）は卽ち其舊地なり **参照** 天台宗、延曆寺門跡の一、山上の本坊を金剛壽院と號す **起原沿革** 後一條天皇の御代、天台座主明救僧正の作る所なり、明救は宇多天皇の皇孫、兵部卿有明親王の子、延昌僧正の弟子となり、寛仁三年十月座主に任じ、僧正に至る、世に淨土寺僧正と云ふ、後ちに、後白河天皇の寵姫丹後局、亡夫平業房の爲に淨土寺內に堂を建て冥福を祈る、安元元年八月建禮門院此の堂に行啓し、壽永元年堂供養を行ふ、後ち屢々法皇の御幸及び近親の諸等ありて本寺盛なりき、文明十一年足利義政、此寺を廢して別閣を營み、北山の金閣に對して銀閣と云ふ、山城名跡志によれば、江戸時代には村內に草堂一宇あり、彌陀を安置せりと云ふ、歷代を左に示す（山城名跡志、諸門跡傳）

○明救――行覺――覺尋――尋仁――相豪――仁操

「行圓――辨雅――圓基――慈鼻――慈靜――慈基」

「尊基――慈玄――尊基――鼻基――慈鼻――慈靜――慈忠」

「慈傳――慈辨――持辨――義尊――政玄――政辨」

「政鼻（此時以後義政の別閣となる）」

ジャウドジ 淨土寺　所在 備後國御調郡 尾道の東○轉法輪山大乘院と號す **起原沿革** 傳に云、推古天皇寺淚、もと高野山の末寺 **起原沿革** 傳に云、弘安正應廿四年聖德太子の創建と、未だ詳かならず、弘安正應の頃、一時頽破せしが、嘉元年間僧定澄之を修造し、金堂本堂等大に備はる、正中二年火災に罹る、嘉曆貞和の頃大に之を營造す、元弘の年綸旨を賜ひ祈禱を命ず、建武三年足利尊氏西國に走りし時、此に宿して兵を聚む、應安七年義滿亦此寺に至れり、尊氏直義寺田を施入し、堂塔を修む、中國風指の名刹とす（備前通志、福山志料）

ジャウドジクワンバク 九條師教（クデウモロノリ）を見よ、

ジャウドジドノ 淨土寺殿　三條實親（サンデウキンフサ）を見よ、

ジャウドジノダジャウダイジン 淨土寺太政大臣　三條公房（サンデウキンフサ）を見よ、

ジャウドシンシユウ 淨土眞宗　眞宗（シンシユウ）を見よ、

ジャウドシユウ 淨土宗　名所 佛教の一派、彌陀因位の願行に報ひ、顯現したる淨妙の境界、之を極樂淨土と名づく、卽ち報身報土なり、此宗の意專ら彼の淨土に往生せんことを期す、故に所期の處に從ひ名を立てゝ淨土宗といふ **起原沿革** 源空上人の開創する處なり、源空夙に諸宗の碩德に就きて顯密二教を研究し、學解行法並びに其蘊奧を盡し、精通妙諦、一も玄底に達せざるはなし、唯其行業時機に應ぜず、出離得脫に難きを以て、更に閑藏求法、五千の經卷を繙くこと五回、特に善導大師の觀經疏を熟讀すること三回、遂に一心專念彌陀名號、行住坐臥不問時、節久近、念々不捨者、是名正定之業、順被佛願之文讀むに至り、一旦豁然として悟る所あり、妙に和尙の素意を領し、優に釋迦の敎旨、彌陀の願意に通ず、茲に於て顯密の行業を拋擲し、專修念佛の一行に歸入す、時に年四十三、承安五年春三月なり、之を本宗開創の始めとす **沿革** 源空の門下高僧甚だ多く、辨長、證空、源智、隆寛、重源、聖覺等其上首たり、辨長は元久元年筑紫に歸りて大に宗風を宣揚す、筑後國山本郷善導寺は其舊跡なり、證空、重源は近畿に、隆寛は關東に弘通す、源智は特に遺蹟の附囑を受け、知恩院、知恩寺、金戒光明寺共に自ら第二世に居りて、知恩報德の經營をなせり、辨長の法嗣眞忠、嘉禎三年出でゝ諸國に弘通す、後嵯峨上皇、後深草上皇、眞忠を延て宗義を問ひ、一乘圓戒を受け給へり、其門下高僧甚だ多し、寂慧、尊觀、性眞、禮阿、慈心、了慈等あり、尊觀の孫に眞榮、眞就あり、大に常野奥羽諸州に傳播せり、禮阿の徒に向阿あり、道俗高僧特に調

濃に當めり、其後に等照、隆堯等の名德あり、寂慧の徒に定慧あり、定慧の徒聖問、永和中常總の間に起り、大に宗風を宣揚せり、其徒聖聰は增上寺の開基なり、慶長年間、存歷あり、同時に知慈院に尊照あり、共に德川家康に信敬せられ、東西相歷して宗法を興隆せり、存歷の門下碩德甚だ多く、廓山了的、呑龍等あり、爾來寢寢、陽證、忍徵、義山、了也、祐天、無能等の高德相繼で輩出し、大に宗門の面目を擴む、然るに昇平日久しく漸く弊習を馴致す、偶々維新の機運に遭遇し、舊制を改むるの議起り、終に明治十三年、三河以西を西部となし、遠江以東を東部となし、各管長を別置するに至れり、後東西の區分を廢し、二十年三月、宗制を設立し、一宗統治の法を確定す、而して本宗より出でゝ別に一派をなすもの、西山派、鎭西派、長樂寺流、九品寺流、一念義等あり、各條下につきて見るべし（佛教各宗綱要、日本佛教史綱）

ジャウドスゴロク 淨土雙六　繪雙六の一種、南無分身諸佛の六字を四角或は六角の木に書て目標となし、南閻浮洲より振出し、惡しき目を振れば地獄へ落ち、善き目を振れば天上に登り、劫地より十地等覺妙覺等を經て佛に止る上りとなす、一の遊戲法なり、萬治寛文の頃より流行す、後世の道中雙六或は其他の繪雙六は是に倣ひたるものなるべし（スゴロク）を參看（還魂紙料）

シャウナイ 莊內　鶴ケ岡城（ツルガヲカジヤウ）を見よ、

ジャウナンジ 城南寺　所在 山城國紀伊郡鳥羽に舊址あり **起原沿革** 始め詳かならず、永曆元年九月二十日城南寺祭を行ひ、後白河上皇臨幸して、神馬、田樂、王女、舞人、垂獅子等ありて、競馬七番ありしこと、由槐記に見えたれば、此の時以前より

ありし事明かなり、後鳥羽上皇御靈位の後ち、城南寺にて屢々歌合を行ひ、又流鏑馬以下の射藝を行ひたまへり、承久元年五月、上皇城南寺流鏑馬と稱し、關東追討の兵を徵し給ひしは、最も著名なる事蹟とす ○城南神社あり、寺の鎭守なり、此の神祭のこと、詳しく中右記に見えたり（山城名跡志）

シャウニン 上人　僧侶の名、法橋上人位の略稱（ソウキ）を見よ、

シャウニン 上人　智德を具して、己の樂を捨て、一切衆生の爲に佛道を修する人、卽ち德行の勝れたる僧を云ふ、釋氏要覽に、摩訶般若經云、何名二上人一、佛言若菩薩一心行二阿耨菩提一、心不二散亂一、是名二上人一、古師云、內有二智德一、外有二勝行一、在二人之上一、名二上人一、又有レ過能自改、名二上人一、と見えたり、我國にて上人の始めは、空也上人を始めとす、諸門跡譜に、常康親王男、仁明帝孫六波羅密寺之開基空也（法諱光勝）任レ之、日域上人是始也、とあり、又淨阿上人緣記に、他阿彌は綸旨によりて上人を賜はりしと云へど、信じ難し、蓋し上人は多く天台系統に屬する念佛、淨土、眞言、日蓮等の各宗のみに用ひられたり、聖人參看すべし、古く聖人と通じて用ひられたり、聖人參看すべし、

シャウニン 聖人　高僧を云ふ、梵語阿離耶（アリヤ）を見よ、

シャウハウ 聖寶　**参照** 讃岐の人、醍醐寺の開祖、年十六、眞雅法師に投じて得度す、三論天台唯識華嚴等學ばざるなし、又金剛峯寺眞然に從て密教を受け、又源仁に從て奥旨を極む、貞觀の末醍醐寺を開いて、顯密二教を演じ、又東南院を奈良に建

一殿、後宮にして皇后中宮女御等の居所なり、后町とも稱す、兵範記に正寢殿、左丞抄に北大殿、榮花物語に五節殿、玉葉に五節所に作る、又「ツウネイデン」ともよめり **所在** 大內裡の北方に位し、承香殿の北、貞觀殿の南 **沿革** 廣さ九間四面（有職抄及雲圖抄七間四面に作る）、母屋東西七間、南北二間、中央に馬道あり、其東方を身舍に、西方を檢校と爲す、南は廂にて、馬道の東方は四間にて各格子、東面は妻戸、又馬道の西は三間にて南面格子、北及び東の面は妻戸なり、南廂の中央に三級の石階あり、之より簀を經て、南承香殿に達すべし、其間を后町廊と稱し、長さ五間（後世の制土間と爲る）、其廊の南第一間の東面に、后町井と稱する井戸あり、北は廂にて、馬道の東方は北面四間の格子、東面に戸あり、馬道の西は北面三間の格子にて、南面中間に戸を設け、左右の間壁とし、東西に戸あり、江次第（帳臺試）に據れば、北廂塗籠の內を大師宿所と爲せり、北廂の中央より渡殿を經て貞觀殿に通ず、東は廂にて東面格子とす、東側に階あり、南庭に出づ、南庭には立蔀を周らす、西は廂にて東面の中央に二間戸あり、南面格子にて北面戸なり、夫より渡殿ありて、貞觀殿の南廂の西第一間に通ず、廂の西方に二間の孫廂あり、其北面及び西面北第一間に蔀あり、其南間遣戸にて、其南面は蔀、南第一間は遣戸、南面二間並に格子と爲す、西孫廂西北隅の壇より、渡廊を以て弘徽殿の北に通ずるを得（雲圖抄、大內裡圖考證）

シャウハウ 聖寶　**参照** 讃岐の人、醍醐寺の開祖、年十六、眞雅法師に投じて得度す、三論天台唯識華嚴等學ばざるなし、又金剛峯寺眞然に從て密教を受け、又源仁に從て奥旨を極む、貞觀の末醍醐寺を開いて、顯密二教を演じ、又東南院を奈良に建

て、三論を講ず、又悲濟を勤め、衛役を金剛山に置き、渡舟を吉野川に設く、行人之に賴る、仁和三年傳法阿闍梨の位を賜ふ、寛平二年眞觀寺座主となり、延喜二年僧正となる、九年七月寂す、年七十八、南北二京に周遊し、其營繕する所、東西二寺醍醐東大興福寺等なり、又丈六の大像二十餘尊を造る(元亨釋書)

ジヤウハウ　上方　禪宗にて住持を云ふ、本と山上の佛寺を云ひしが、住持の居所最高處に在るが故に、轉じて住持を言ふに至る(禪林象器箋)

シヤウバンシユウ　相伴衆　室町時代、將軍の相手として命ぜられしものをいふ　起源沿革　應永廿八年正月、將軍義滿伊勢眞經の第に宴す、畠山滿家に相伴を命ず、此稱始めて此に見ゆ、爾來斯波、細川、畠山の三氏、未だ管領に補ぜざる者、及び舊勳ある者の中、材武拔群なるを擇びて相伴衆とし、將軍諸將の第に臨む時は陪侍せしめ、的始等の盛儀に祗候せしむ、歲首の賀正には、班管領に亞ぐ、永享中、廿五人に至り、長祿文明の頃には、五六人の少數となれり、永祿以來は、三好長慶、齋藤義龍、毛利元就、大友義鎮、北條氏康、朝倉義景、今川氏眞等の類も、此に命ぜられたり、蓋し寵するに虛名を以てし、職務を與へざるなり(花營三代記、官制沿革略史)

シヤウビ　薔薇　鬚の色目の名、表は紅にて、裏の紫なるものをいふ(藻鹽草)

シヤウフ　省符　民部省より諸國に下す公文をいふ、符(フ)を見よ、

シヤウブ　菖蒲　「アヤメ」を見よ、

シヤウブガサネ　菖蒲襲　「アヤメ」を見よ、

シヤウブガハ　菖蒲革　革の一種、地を青く、又は鶸黃地にしてあやめの花葉をいくつも並べて、白く模樣を出し染めたる革を云ふ、又花なきものも又駒形として馬の形を小く染めたるもの、又爪形として琴柱爪の形の如く染めたるもの、又杉立として杉の立並びたる如きものあり、又小櫻革品革などもしやうぶ革の類なり、又菖蒲革の模樣を、竪にならべて染めたるを竪菖蒲、横にならべて染めたるを横菖蒲と云ふ、數皮のへりなどに竪横のつかひやう有り、又一說には軍陣聞書に云く、(永正八年小八木若狹守忠勝記)よこ菖蒲と云ふは、駒の紋にまじりたるを云ふなり、(中略)たて菖蒲と云ふは、しやうぶ計あるを云ふと云へり(貞丈雜記)其模樣の染め方に因りて名稱異なれり、以上述べたる外に蜻蛉菖蒲、水菖蒲、釘菖蒲、野鞦見菖蒲、麟形菖蒲、比花菖蒲、水菖蒲、角爪形菖蒲、馬形菖蒲、家形菖蒲、蘆雁菖蒲、楓鹿菖蒲、薄等の名あり、今皮(カハ)の挿圖に二を示したれば、參看すべし○工藝志料に、正平の頃山城八幡の神人、神後鳥羽天皇より「扶桑最初禪窟」の勅額を賜ほりしと爲す、共に信ずるに足らざる說なり、その後ち荒廢し、三十三代の住持正平中再興せしが、室町時代の職亂を經て復荒廢せしが、豐臣秀吉之を再興せり、筑前風土記に、往昔は此寺の境內甚廣かりしにや、其界限の內、今は民家となりたる所多し、北に四門あり、是れ當寺の西門有し所なり、今は昔にしかずといへども、寺內猶廣し、古へは諸堂諸坊所ぞく作り並べて、繁榮の寺なりしに、亂世の折節博多度々兵燹に罹り、皆焦土となりにければ、此寺も同前炎上せり、秀吉公博多再興の時、漸かたばかりに寺院を再造す、小早川隆景の當國を領し給ひし時、當寺方丈を立、今の前堂是なり、寺領三百石を寄附せらる、隆景の養子秀秋相續て當國を領し給ひし時、百石を減じたり、長政公入國の時慶長十六年二百石の寄附あり、近年に至て佛殿三門鐘樓開山堂經藏等造立あり、當時子院三十八區有、今は十四區殘れり」と見えたり(元亨釋書、筑前風土記)

ジヤウフクジ　淨福寺　所在地　山城國京都上京區篠屋町二町目　宗派　淨土宗、知恩院末に屬す、初め天台宗、廿五大寺の一○本尊三國傳來の釋迦　起源沿革　延曆年間一誓の建立、或は云饗琛の開基なりと、延喜中諸堂火災に罹り、更に小堂を建立せしが、天德四年內裏炎上に類燒せり、叡山の僧良源之を西坂本に再建せしも、二百年を經て災に遭ふ、建治二年後宇多天皇勅して、一條村雲に再建せしめられ、大永五年後柏原天皇、念佛三昧堂の勅號を賜ひ、之より淨土宗を號稱し、元龜三年に至り知恩院に屬し、軍に淨土宗となる、天正五年相國寺門前今出川の北に移り、元和元年今の地に遷る、享保四年燒亡し、十五年より十八年に至り再建落成す、卽ち今の堂宇なり(山城名勝志、平安通志)

ジヤウフクジ　常福寺　所在地　常陸國那珂郡瓜連村○草地山蓮華院と號す　宗派　淨土宗、關東

十八檀林の一　起源沿革　延文二年佐竹義篤之を創建す、盛蓮社了實成阿上人を開山と爲す、慶長七年十二月百石の朱印を賜ほり、明年武田萬千代の菩提所となる、末寺六十箇寺あり(續江戸砂子、新編常陸國誌)

シヤウフクダウ　昌福堂　大內裏八省院十二堂の一、師元記章編堂に作る、大極殿の東南、第一の堂にして、長さ七間、龍尾道の南九丈二尺に位し、東廊壇を距ること四丈二尺、南四丈に含章堂あり、朝堂の座者は、太政大臣、左右大臣にして、北端太政大臣、次左右大臣となす(大內裏圖考證)

シヤウブヅクリノカタナ　菖蒲作刀　鎬造の樋手の筋なきを云ふ、太平記に、備前長刀のしのぎさがりに菖蒲形なるを、因幡堅者金村が持たること見えたり、「しのぎさがり」とは、鎬より峯の方を普通よりは薄らめて刃の方と等しく落したることにて、其稱の菖蒲の葉に似たる故に名づく(本朝軍器考、貞丈雜記)

シヤウヘイ　正平　南朝後村上天皇御字の年號、興國七年(北朝の貞和二年)十二月八日改元す、二十四年を經て建德と改む、

シヤウヘイガハ　正平韋　染韋の一種、白韋にて地を柿色に、紋を白く出したるを云ふ、其文は獅子牡丹唐草梅鉢等の花章ありて、細長なる圍の內に正平六年六月一日の八字を染成す、正平六年征西將軍懷良親王、肥後の熊本の革工に命じて、革を染むる模板を刻せしめて、以て革を染めしむ、是を正平韋といふ、筑前筑後肥前肥後は元革工多し、年序を經て其業漸く衰へしに、元弘元年より以來干戈相踵ぐを以て、革工の業復繁し、是に至て親王更に命じて染韋を作らしめしなり、是より先、聖武天皇の御宇、天平年間鎭西の革工能く壽韋を作る、其文は不動尊の像、八幡の二字、梵文を作るあり、上古蕃韋といひしは卽ち是なり、而して並に皆細長なる圍の內に天平十三年八月の七字を染記す、爾來數百年皆之に倣ひ、私に年月の字を改めず、正平六年六月一日の六字を染記ぜしは、天平の古風に倣ひしなり、後世其舊製の者を稱して天平韋といひ、正平以後作りし所の者を稱して正平韋といふ、正平韋も亦後世に至て年月の字を改めず、革(カハ)の挿圖參看(貞丈雜記、工藝志料)

シヤウヘイサウ　常平倉　起源沿革　王朝時代常に穀價を平均せしめんが爲に、米穀を貯蓄する所を云ふ、官より相應の價を定め、豐年には其價を以て之を買ひ、凶年には復た其價を以て之を賣る、故に穀價常に平にして、復た高低過度の憂有ること無きなり、因て此の名あり　起源沿革　淳仁天皇天平寶字三年、始めて之を置くと雖も、倉は獨り運脚に備るものゝ如し、蓋し其意本と穀價を平均するに在て、從て此に及ぶのみ、光仁天皇寶龜四年三月、天下の穀價騰貴して百姓飢急し、賑恤を加ふと雖も猶未だ存濟せざるに因り、官議奏して曰く、常平の義は古の善政なり、民を養ひ急を救ふこと是に尙ふるはなし、望請ふ國の大小に准じ、正稅の穀を以て賑時の價に準じ、賃民に糶與し、得る所の價物は全く國庫に納め、秋時に至て頴稻を實成せん、國郡司及び殷有の百姓は、並に買ふことを得ず、もし違ふ者あらば、陸奧を論ぜず遠勅の罪を科せん、もし百姓の間、賑時の價に准じて私稻を出糶し、一萬束に滿たば、有位白丁を論ぜず、位一階を叙し、五千束を加ふる毎に一階を進めて叙せん、但五位已上は此限にあらずと奏す、可とし、乃ち使を七道諸國に遣し、各當國の穀頴を糶して兼ねて飢民を賑す」、淸和天皇貞觀九年四月、東西京始めて常平倉を置き、官米を出して之を糶す、米一升に、値新錢八文、是時穀價騰貴、內外飢饉、米一斛に、値新錢一千四百文なるを以て賑救す、醍醐天皇延喜九年正月、常平所の穀、寬平錢升別三文に充て活るべき由を天下に下知す、爾後屢々常平倉の穀を賑救す、尙ほ義倉(ギサウ)參看すべし(大日本租稅志)

シヤウヘイザカガクモンジヨ　昌平坂學問所　沿革概略　江戸幕府官設の學校、專ら儒學を教ふ、本來は單に學問所とのみ唱ふべきなれど、之は通稱に從へり、また私に昌平學校、昌平黌とも呼びたり　起源沿革　江戸湯島、今の女子高等師範學校の在る處　起源沿革　寬政改革の後、純然たる公立となりたれども、其教務の事はなほ舊によりて、林家をして之を統轄せしめ、其他の庶務に就きては、奉行、世話役、勤番、下番等の職を置きたり、學問所奉行は文久二年制置し、寺社奉行の次序とす、萬石以上の者を以て充てしが、僅に三年にして之を廢す、世話役は寄合の出役にして、希に中奧小性より兼ぬる事あり、勤番は林大學頭の支配に屬し、五十俵三人扶持を給す、其數二十人あり、組頭を置きて監督す、組頭は百五十俵高の職にて、外に七人扶持を給す、勤番は寬政十年、組頭は同十二年に置く所なり、下番は三十人あり、二十俵二人扶持を給す、同十年に置く所なり　起源沿革　寬永七年、將軍德川家光、江戸忍岡の地を林羅山に賜ひ、興學の地と爲せり、是れ昌平坂學問所の濫觴なり、寬文三年、德川家綱、林鵝峯に弘文院の號を賜ふ、(沿革)

(沿革)

茲に於て其書院を號して弘文館と云ふ、(「コウブンクワン」、「コウブンキン」、「コウブンクワン」參看)元祿三年七月、弘文院の地狹少なるを以て、弘文館を移して、湯島坂上六千坪の地に建つ、其地を名付て昌平坂と云ひ、孔子の廟

（聖堂）を大成殿と云ひ、總稱して聖堂と云ふ、將軍綱吉、大成殿の額を書し、林氏に賜ひ、林氏をして世々祭酒たらしむ、是より始めて幕府の學校と爲り、大名に命じて、常に消防に備へしむ、茲に於て諸侯、禮器を製し、經籍を購ひ、其祭を贊成し、且つ募徴して學校を其領地に立つる者多し、四年廟宇落成す、後ち釋奠の日に、綱吉親ら經義を此に講ぜり、是より後綱吉、聖堂に於て講義せしこと數次、又林氏に極めて賜資を厚くして、其家人、門生に及び、且つ之に宴を賜ひ、自ら起ちて樂を舞ひしことありと云ふ、廟宇落成の年、風岡、經を大成殿の外門なる仰高門の東舍に講ず、聽く者凡三百餘人、士庶皆之に預かりしかば、舍中容るゝの餘地なく、地に席して聞く者あるに至れり、經を仰高門の東舍に講ずること、茲に始まる、寛政二年、將軍家齊、老中松平定信の言を納れ、柴野栗山、岡田寒泉を聘して儒員とし、林氏に屬して、學政を佐けしむ、其他藩臣中にて學力に富める者あれば、擢でゝ幕府の儒員とすること毎なり、是時、林氏數世相繼ぎ、學政弛廢して宿弊多し、茲に於て風岡の玄孫錦峯は、栗山等と議し、規約を立てゝ之を矯正せしかば、四方の生徒稍々來學せり、初め家綱、鵝峯に命じ、史館を忍岡に開き、本朝通鑑を編輯せしめ、月禮九十五口を給し、以て史生の支費に充つ、修史既に成るの後、之を以て林氏塾生の支費と爲す、學校を昌平坂に開くに至り、更に校生の學費と爲しか、茲に至り、特に五口を加へて百口と爲し、之を生徒に支給し、其餘を以て講書の費と爲す、別に三十口を錦峯に賜ひて塾費に充つ、林氏にあらざる儒員の、學政を佐け、及び學生と林氏の家塾とに支費を給すること、此に始まる、又尾藤二洲、古賀精里を召して儒員と爲せり、茲に於て儒

（寛政の改革）

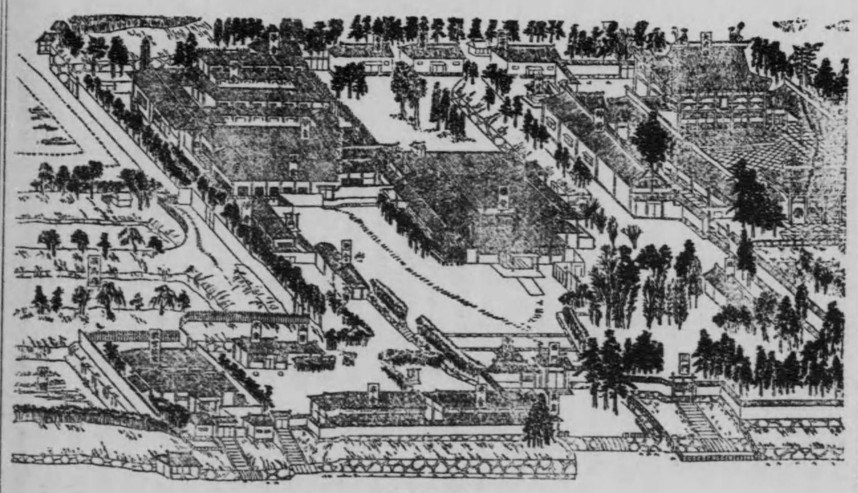

（昌平志所載）

員等暫に講義に從事し、始めて經義、史學、時務、作文の四科を以て、試驗を行ふ、所謂學問吟味これなり、寛政五年、幕府特旨を以て、岩村藩主松平能登守乘薀の男衡に命じて、錦峯の後を承けしむ、衡は遜齋と號し、頗る學を好み、林氏の中興と稱せらる、學校叢革の事に於て、大に功ありしと云ふ、此年、更に學政を評定し、學規を立てたり、凡て生徒たる者は、篤實退讓ならんことを要し、決して國政を講ずることを得ず、其業を修むるや、經史、作文を問はず、各其材に因りて成就せしめ、四書、小學を以て、必ず研究すべきの書とし、敗俗非聖の書を讀むを禁じ、新奇怪異の說を爲すを得ざらしむ、毎歲程に準じ、各其成否を試み、三年にして成らざれば、乃ち之を黜去す、而して備徒、工商の如きは、入學するを許さずと雖も、就中工商の篤學にして、其本業を棄つる者は、特に生徒の末に列するを許せり、又始めて童科を試む、卽ち素讀吟味にして、毎歲一回之を試むるを定例とす、寛政九年大に校制を改革す、抑々從來は、士庶を論ぜず教育を施したりしに、此改革に於て生徒を放つ、職員を罷め、專ら幕臣をして講肄せしむ、又弘文館を改めて學問所（學問所）と稱し、林氏の緣を加へ、其塾費を增して百三十口とす、是より先、林氏の學校を陞せて、幕府の費舍と爲すや、倘其故樣に循ひ、

稍々半私の姿を存せしに、是に至り純然たる公庫と爲るに至れり、寛政十一年、大に工役を興し、新廟を建て、學校を增築す、其規畫、一に明の制に倣ひ、裁するに時宜を以てし、工造の盛なること、近古未だ有らざる所なり、就中新廟は、德川光圀が明人朱舜水に諮問して造りたる、孔廟の木樣に依ると云ふ、又市坊を除き、街陌を轉じ、第宅を移し、寺觀を撤し、以て廟宇の地を擴む、其廣袤、舍區を合せて凡一萬一千六百餘坪、大成殿（聖堂と稱す）、聽堂（座數と稱す）、講堂（稽古所と稱す）、學舍（寮と稱す）、儒員の官宅、馬場、矢場等ありて、其制大に備れり、今近世の景況に依りて、此學校の制を按ずるに、一歲の費用は、千石、百三十人口を以て定額とす、林氏を以て總教と爲し、專ら之を總統せしむ、講義、輪講等は、儒員及び教授方出役等にて之を爲せり、儒員は四五人ありて、二百俵の世祿を賜はり、別に手當十五口を給す、其身分は旗下なり、教授方出役は、別に本務ありて、教授を兼ぬる者にて、其身分には旗下あり、家人あり、此外に奥儒者あれども、將軍の侍讀と爲り、將軍近侍の者を教授するを掌りて、學校に關係せざるなり、又文久二年に、學問所奉行を置き、大名二人を以て之に充て、林氏の上班に居り、學政を司らしむ、時に海内多事にして、學務の施行に暇あらざるを以て、僅に三年にして之を廢せり、生徒は、寄宿あり、通學あり、東修謝儀なし、幕臣の自由に任せて入學せしむ、通學に二種あり、一は旬讀生にて幕臣たる者、毎日、稽古所に至り、教授方出役等の教授を受く、其讀む所は小學、四書、五經なり、一は寄宿寮の宿樓に、房を得て通學する者にて、之を寄宿（ヨセヤドリ）並（ナミ）、南（ミナミ）二階（ニカイ）通（トヲリ）稽古人（コンと稱す、寄宿に二種の寮あり、一を寄宿寮と云ひ、一を書生寮

（學問所奉行）

（生徒）

（寄宿生）

と云ふ、寄宿寮は三寮ありて、二寮は旗下の寓する所、一寮は家人の寓する所、書生寮は、諸藩士並に處士の寓する所にして、舍長あり、五口俸、及び盆暮手當金三兩づゝ給し、寮生を監督す、助勤二人あり、各三人扶持及び盆暮手當金二兩を給し、舍長を助く、經義掛、詩文掛各二人あり、寮生の講義、會讀、詩文に關する雜事を掌りて、手當金あり、此寮は、二宇にして、生徒は、舍長以下四十四人を以て定員とす、初め學校の制を改革するや、幕臣のみを薦陶する處と爲したれど、尋で學校構内なる儒員官宅の塾生、漸く增加したるに由り、新に寮を建てゝ、之を收容す、書生寮此に始まる、此寮の生徒は、林氏の門人、若くは本校儒員の門人に限り、入寮の時に試驗を要せざるを以て、もし門人ならずして、入學せんとする者は、新に其門人と爲るなり、然れども立校の主意にあらざるを以て、之を遇すること厚からずして、皆其食料を自辨せしむ、寄宿寮の生徒は、寛政以來三十人を限りしが、天保に至り增して四十八人と爲し、之に日食炭油を給し、疾ある時は醫藥を賜ひ、待遇極めて優渥なり、但し其入學者は、旗下は四書五經の素讀を、家人は四書の講義を試驗し、入寮の後、讀書の餘暇には、武藝を學ぶことを得れども、洋書を繙くことを得ず、さて寄宿の期は、寄宿、書生二寮共に一年を限り、滿期の後は、更に許可を得て入學す、又稽古所に於て、一六の日に經書等の講釋、二七の日に輪講あり、會頭は、儒員にして、寄宿寮及び南樓、書生寮の生徒皆之に預かる、寄宿寮の南樓には、通學生の爲に、毎日、輪講會讀あり、儒員及び教授方出役等會頭と爲り、寄宿寮の生徒も、亦預かることを得るなり、寄宿寮の北樓には、四九の日經書等の講釋あり、

（試驗）

幕臣三千石以上の者之を聽く、此日又座數の講釋あり、旗下家人皆其席に列す、講師は儒員及び教授方出役等にて、寄宿寮の生徒は、其家の子弟の名を以て聽講することを得るなり、又仰高門の東舍に於て、毎日四書の講釋あり、士農工商の別なく興り聽かしめ、姓名を幕府に上らしむ、初め風岡が、此舍に於て講を開きてより後、吉宗の時に至り、林氏の門生をして講釋せしめしが、後に旗下の子弟、及び家人の教授方出役等にて之を爲せり、而して書生寮の生徒は、毎月三次儒員の官宅に向ひ、講釋會讀の席に列するを例とす、又稽古所には、一年に二回の詩會、四回の文會ありて、寄宿寮及び南樓書生寮の生徒皆出席し、茶菓飲食を賜ふ、又其試驗は三八の日に、寄宿寮生徒の小試ありて、其講義を試み、春秋に大試ありて、寄宿寮生徒及び南樓通學生の講義、辨書、和解、問目、作文を試み、甲乙二科の者に官版の書籍を賞す、此外に、素讀吟味、學問吟味と稱する者あり、凡て幕臣たる者、皆之に應ずることを得、目付之に臨場す、素讀吟味は、十七歲より十九歲までを限り、小學四書五經中、一經ごとに一處を試みし、小學は多く山崎點を用ひ、其餘は後藤點を用ふ、無點本にて試驗を受くる者は、身分に拘はらず、餘人より前に試みらる、而して甲乙科を分ち、旗下の甲には丹後縮三端、乙には二端を賞し、家人の甲に白銀三枚、乙に二枚を賞す、但し未だ十七歲に至らざる者は、十七歲と稱して試驗を受け、其落第の者は、翌年再び試驗を受くることを得、學問吟味は、三年を隔てゝ一度之を行ひ、初場より三場までは經書の辨書なり、初場は小學内外篇各一箇處、第二場は四書の内二箇處、第三場は五經各二箇處、合せて十箇處の内にて、二箇

處を試驗す、辯書は經義を筆解し、章意、字訓、解義、餘論を具する者にして、章意は一章の大意を解釋し、字訓は字義を解釋し、解義は次序を逐ひて、全章の旨意を解釋し、餘論は、更に自己の論說を陳ぶるなり、第四場は左傳國語及び史記前後漢書通鑑綱目資治通鑑等の歷史の中に就て、各書より和解一題、問目一題を出だし、和解、問目各一通を筆記せしむ、以上は皆假名文にて、唯意の通ずるを取りて、文の巧拙を問はず、第五場は、論策の漢文各一通を試む、凡そ此五場の試驗には、席上に紙筆を給し、各々をして自ら寫さしめ、諺解の如き書を挾み、及日を以て授受するを禁じ、辰刻に試に就き、暮に及びて卷を收む、而して甲乙丙の三科を分ち、旗下の尸主の甲は時服二領、乙は卷物三卷、其子弟の甲に白銀十五枚、乙に十枚、家人は尸主子弟の別なく、甲に白銀十枚、乙に七枚を賞し、並に之を幕府に召し、老中より褒詞を加へ、丙は其職の長たる者褒詞を傳達す、書生寮の生徒には、都べて試驗なく、同志切磋するを修業の目的とす、此學校は、寛政、天保を以て最も盛なりとす、慶應の比に至りては、書生寮の如きは、犯則の生徒絕えずして、退寮する者日に多く、寮內爲に寂寥たり、王政維新の際、明治政府にて引續きしが、旦これを閉鎖し、更に三年に至りて之を開き、昌平學校と稱したりしが、後ち大學校と改めたり、これ即ち今の東京帝國大學の前身なり、而して舊建築は、大抵廢頽に歸したれども、大成殿及び其附屬の一部のみ僅に古への面影を存ずる事人の知れるがごとし、なほ聖堂に關しては別に其條あり、參看すべし(日本教育史資料、教育史略、古事類苑官位部)

シャウホ　正保　名義　後光明天皇御宇の年號、寛永二十一年十二月十六日、代始に依て改元す、四年を經て慶安と改む　出典　尚書正義に、昔正保衡、佐二我烈祖、格于皇天、とあるに據る、文章博士菅原知長勘申す(元祿別錄)

ジャウホクメン　上北面　四位五位の北面を云ふ、キンノホクメンを見よ、

ジャウボダイ井ノミサザキ　成菩提院陵　白河天皇の御陵、また鳥羽塔ともいふ、山城國紀伊郡竹田村に在り○方形、高さ四尺餘、周り百八十丈許、長秋記に據れば、方四尺の石筒を置き、底に大石を安んじ、孔を穿ちて骨壺を其中に置く、蓋あり、蓋上土を置き、其上に佛經を納め、石を以て蓋と爲し、後ち其戶を密封す」といへり、大治四年七月香隆寺乾野に火化し、御骨を同寺に置く、後ち此に遷す(山城名勝志、陵墓一覽、平安通志)

シャウホフジ　正法寺　所在　山城國京都下京區清閑寺町○一名無量壽院と稱し、靈山と號す　宗派　時宗、國阿派の本寺○本尊釋迦如來　起原　延曆中僧最澄の創建に係り、天台宗延曆寺の別院にして、宇多天皇の御願所たりしと云ふ、寺記散逸して之を詳かにすること能はざれど、頗る舊寺なり、永和中衰頽に及び、僧國阿入りて寺統を繼ぎ、之を中興し、遂に時宗國阿派の祖寺となる、後小松天皇綸旨を下し、國家安寧を祈らしむ、當時子院十四坊ありて頗る盛んなりしが、後漸く衰へ、四光院、常樂院、極樂院、四念寺、檀那院、香泉菴等は、元祿中既に頹廢し、其後東光寺は本願寺の別墅となる、今の翠紅館是なり、永壽院、正智院、功德院、往生院、方廣院は維新の初めに皆廢絕し、靈山寺は眞宗興正寺の別院となり、今僅に清林院を存し、これを正法寺と稱す、明治二十六年一月失火、本堂庫裏を燒失せしが、佛堂は幸に其災を免る(平安通志)

シャウホフジ　正法寺　所在　上總國山邊郡大和村字小西○妙香山と號す　宗派　日蓮宗、中本山にて、檀林の一　起原　治平　後花園天皇の御宇長祿二年正月、鄕主肥前入道行朝と云ふ者、其居館を佛舍と爲し、僧日意を開山となす、天正十八年十一月、眞日愃幕府に謁して宗法を說き、賞として東金の假館を賜はり、以て大講堂となす、寺領三十石を有す(上總國誌、名勝地誌)

シャウホフジ　正法寺　岩間寺(イハマデラ)を見よ、

ジャウボンレンダイジ　上品蓮臺寺　所在　山城國愛宕郡野口村○初め香隆寺と稱す、俗に十二坊といふ　宗派　眞言宗、別格本山にして智積院に屬す○本尊地藏像　起原　治平　寺傳に云、聖德太子の開基と、其後寬空、寬平法皇の勅願によりて、伽藍を再興す、世々之を七寶大精舍と云ふ、村上天皇勅して上品蓮臺寺と改め、宸翰の扁額を賜ふ、蓋し其地は蓮臺野に屬し、洛北七野の一なればなり、永延中沙門奮然歸朝の時、釋尊像及び其他を此寺に安す、本寺昔時は大刹にして、子院十二、今の千本通を挾んで左右に聯列せしを以て、俗に十二坊と稱せり、維新後子院は概ね廢合せり(山城名勝志、平安通志)

ジャウマイ　城米　名義　江戶時代、譜代の諸藩、及び直隸の地の諸城に、米穀を貯藏して、一旦緩急、若くは、凶荒飢饉に遇ふ時、使用せんが爲めに、備ふるものをいふ、城に蓄ふる米穀の義なり、江戶幕府の貯穀の一法にて、年々舊穀を出して新穀を納るゝものとす　起原　治平　豐臣氏の時、既に之れあ

りしと雖も、兵事の用に備ふるのみ、德川氏政を執るに及び、諸國城米の定額ありて、高一萬石に對し、粳千俵を貯へしむ、後五十石と爲し、終に百石と爲す、享保に至り、諸城米の額を增減し、且新に、甲斐府中に米千八百石、駿河淸水に一萬石の米を貯へしむ、又同十五年令して、諸國の城米を御用米と改稱せしめ、且貯穀燒失流亡する時、之を點檢せり(大日本租稅志)

ジャウミヤウジユ井ンサキノクワンバク　淨明珠院前關白　二條晴良(ニデカハルヨシ)を見よ、

シャウムテンワウ　聖武天皇　名義　御諡は首、天璽國押開豐櫻彥尊、勝寶感神聖武皇帝と稱す、法諡は勝滿　宗派　佛　文武天皇第一皇子、母は藤原不比等の女宮子、第四十五代の天皇　在位年代　大寶元年御降誕、和銅七年六月元正天皇の太子となり、神龜元年二月四日讓を受けて卽位す、天平元年八月夫人藤原安宿媛(藤原不比等の女)を立て、皇后と爲す、我國の慣例、皇后となるものは必ず皇族に限る、今割また之を規定す、安宿媛の冊立するに及び、古制遂に壞る、天皇深く佛法を篤信し、諸國に國分僧尼寺を建て、親ら經文を書寫して、各僧尼寺に納め、又東大寺を建立して、總國分寺と爲し、丈六の盧舍那佛を鑄造す、今奈良の大佛と稱するもの是なり(ダイフツと參看)其成るや佛前に北面して自ら三寶の奴と稱し給へり、この他なほ諸寺院を建立し、土地を寄附せる事亦頗る多く、國家の財政爲めに亂る、後ち都を難波に遷す、在位廿五年にして、位を皇太子孝謙天皇に讓り、自ら太上皇と稱し、出家入道して勝滿と號す、改元するもの三、天平勝寶八年五月二日崩ず、御年五十六、大和國添上郡佐保村大字法蓮佐保山の南陵に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

ジャウメウジ　淨妙寺　所在　相模國鎌倉郡淨妙寺村○稻荷山と號す、本尊は、もと彌陀なりしが後釋迦を本尊とす　宗派　臨濟宗、五山の第五に位す　起原　開山は律師行勇、開基に就きて寺傳には、文治四年足利義兼創草して極樂寺と號す、當時密宗たりしが、義兼の男左馬頭義氏禪風に歸依し、建仁元年改めて禪刹とし、建曆二年源實朝大倉稻荷の夢想を感じ、義氏に命じて造營し、華美を極む、三年四月功成て二位尼、白檀の彌陀新造の釋迦を安す」と云ひ、高僧傳には北條泰時當寺を草創すとなす、鎌倉攬勝考に開山塔を光明院と云ひ、位牌に光明院殿本覺大姉と記し、寓に法樂寺殿繼女とあり、法樂寺は足利義氏の法號、光明院は其女なれば、此寺を極樂寺と云ふは法樂寺の誤りにて、光明院父の追福の爲め建立せしものなるべし」と云へり、或は然らん　沿革　元弘元年七月讃岐守足利貞氏卒し、茶毘して當寺に塔を建つ、元應元年尊氏大倉稻荷の神雄に報ぜんが爲め、伽藍を修飾して、山を稻荷と號し、元亨二年上奏し、亡父貞氏の法號を執て、寺を淨妙寺と改むと云ふ、同年閏五月綸旨を下して、寺領課役を免除す、此の時新願所とす、應永三十一年正月火災に罹り、後ち再興す、永享元年正月又燒失す、管領成氏當寺を尊信し、每歲二月必ず參詣す、天正十九年十一月德川家康朱印地四貫三十文を給ふ○祖塔(光明院)、塔頭直心菴祥品菴等あり(鎌倉攬勝考、新編相模國風土記稿)

ジャウメウジクワンバク　淨妙寺關白　近衛家基(コノエイヘモト)を見よ、

シャウヤ　莊屋(庄屋)　江戶時代上方地方に於ける一村の長たるもの、職名、これ古への莊司莊官などの類にて、莊園を主どりしもの、證稱なり、東國にては名主ともいへり、其職とする所名主と同じきを以て、便宜上名主の條に合叙したれば就きて見るべし○地方要集には、關東にて名主組頭、上方にて莊屋年寄といふ、四國にては莊屋を別當と云ふといへり、當代記に、清藤君の時のことを記して、宇都左衞門五郎桝役を免ずる條に、市場の莊屋と見えたれば、古くよりありしものならん、郡縣要錄に、莊屋名主を申付ること、村中入札を取、入札多きものを申付ること定法なりとあり、水戶も寬永以前は名主又肝煎ともあり、寬永元年に始めて莊屋とありと、田政考證に云へり、今は皆莊屋と稱するなり、承應の頃までは、總百姓相談にて賴み莊屋を立つることなりしが、今は郡奉行より命ずることになりたり(農政座右)

ジャウラクエ　常樂會　釋迦の涅槃會に同じといふ、拾芥抄に、二月十五日、南都興福寺常樂會、又紀事に、東金堂に圓淨壞金の釋迦像あり、その畔面に涅槃像あり、相傳ふ、金岡が畫く所なりと、今日其畔を開く、涅槃經、常樂我淨四德波羅密云々、涅槃會常樂會同」と見えたり、

ジャウラクジ　常樂寺　所在　相模國鎌倉郡大船村○栗船山と號す　宗派　臨濟宗、建長寺末　起原　治平　北條泰時の開基にて、始めは栗船御堂と云ふ、仁治三年六月泰時なこゝに葬る、寬元四年宋の蘭溪道隆朝に歸化し、鎌倉壽福寺に寓す、北條時賴延て、常樂寺に居らしめ、軍務の餘暇、屢々來りて禪を學ぶ、住すること七年、建長四年時賴建長寺を創するや、入て開山となる、後ち建長寺の末寺となり、寺領を配當す、されど當寺は開祖出身の地なるを以て、建長寺根本と稱せり、後世無住となり、建長寺

の塔頭龍華庵の兼攝となる○客殿背後の山上に北條泰時の墓あり（新編相模國風土記稿）

ジャウラフ　上蔠　蔠を積むことの長きものゝ即ち身分の貴きものを云ふ（蔠の解は下蔠ゲラフ、法蔠ホフラフ參看すべし）女房、法師、藏人等に稱したり、上蔠の女房は、二三位の典侍を云ふ、公卿の女を小上蔠と云ふ、詳しくは女房（ニョウバウ）を見るべし、江戸幕府の時、大奥の職名にあり、平素御臺所の側に侍して雜用を勤め、茶湯、挿花、香合等の時には諸人を指揮し、又凶事ある時は、御臺所の身代りに立つ重任を帶ぶ、多く公卿の女を用ひ、飛鳥井、押小路等の如く、生家の苗字を以て呼ぶを常とす（職原鈔後附、千代田城大奥）

シャウランロウ　翔鸞樓　大内裡八省院内四樓の一、西樓ともいふ、延喜儀式に、左闕樓に作る、應天門外の西南方に突出せる樓にて、栖鳳樓と相對す、方四間（神泉苑所傳圖二間、以二樓身屋一載レ之、拾芥抄、四間、以二四面土庇一敷レ之也）なり、屋制瓦葺にて、屋脊に靈く鴟尾あり、北廊二蓋廊にて應天門の西廊に接す、栖鳳樓亦之に同じ（大内裡圖考證）

シャウリウロウ　蒼龍樓　大内裡八省院内四樓の一、西宮記に、左樓、兵範記に東樓に作り、古本拾芥抄に、龍尾道東樓といへり、諸書或は青龍樓に作れり、大極殿の東南に位し、白虎樓と相對す、其結構、年中行事畫に據れば、蒼龍樓南面三間、（四間數之）上青錦、下粉壁、壇與二廊壇一連接、封以二條石石板一、廊屋上有二闕、又有二小闕四一、相二依四隅闕一、各東西榮四柱、屋脊兩端有二鴟尾一、在レ中者二層、而三闕中有二戸二扉一、左右並青錦闕板障、以二軒檻四隅一者、各三間、闕板障有二軒檻一と見えたり、延久四年四月、蒼龍、白虎の兩樓、諸門等に兼行筆の額を掲ぐ（大内裡圖考證）

シャウリンジ　正林寺　市下京區上馬町　宗門　浄土宗、知恩院所轄に屬す　起源沿革　此地は初め平重盛の殿龍堂の遺跡なりしを、九條兼實別莊となし、後ち之を倒圓光に附し、小松谷御坊と稱す、建永中までは浄土の道場なりしが、其後廢絶す、享保十八年、義山塞空の二僧相謀り同二十年上京の眞盛圓子に在りし正林寺を此に移せしより、正林寺と號す、因て塞空を中興とし、圓光の像を安す、同二十二年九條家舊殿を移して書院を造營し、以て今日に至る（平安通志）

シャウリヤウマツリ　精靈祭（聖靈）　盂蘭盆供（ウラボン）を見よ、

シャウリヤク　正暦　一條天皇御宇の年號、永祚二年十月七日、大風天變に因て改元す、五年を經て長德と改む、

ジャウルリ　浄瑠璃　名義　節付けしたる歌謡を、三味線（他の樂器を用ひず）のみに合せて謡ふ音曲、浄瑠璃節の略、もと浄瑠璃姫物語を語りたるより名付く、普通これを語り物と稱して、謡ひものと區別したり　起源沿革　平家琵琶、謡曲、說教、祭文等の諸曲節の轉化したるものにして、宗長日記に、「小座頭あるに浄るりなうたはせ、興じて一盃に及ぶ云々」とあるを初見とす、これ實に享祿四年宇津の山に於ての事に係る、されば此以前已に浄瑠璃なる樂存して、地方にまで流布し居たりしを知るべし、寺山星川氏は、文正大永の頃に盛榮せしものならんといへり、蓋し大體に於て誤らざるものゝごとし（世或は小野阿通を以て其祖師なりとなすものあれども、柳亭種彦が右の宗長日記を引きて、誤りなるを辨じてより以來、俗傳として退けらるゝに至れり、然れども阿通が此曲に非常の密接なる關係を有する事は疑なきが如く、大槻如電氏は、俗曲の由來に於て「浄るり物語を三味線に合せて歌ふといふことが起つた、それはかの才女の聞えある小野お通といふものに、琵琶法師共が相談して、昔からはやる浄るり物語は、どうしても其儘三味線に合せて語る事が出來ない、何とか仕方があるまいかといつたら、お通は、浄瑠璃物語を作り直したのである、新古の二種が、浄瑠璃物語にあるのが證據で、文章は大に違ひます」と說かれ、故田口博士もまた、やゝこれと同じ意見を述べられたる事ありき、詳しくは「チノナツウ」參看）而して當時これを語りたるは瞽者なりし事、宗長日記、言經補記其他によりても明かなり、且つ樂器の伴奏なかりしを以て、扇にて拍子を取りたり、かの奥州浄瑠璃（又仙臺浄瑠璃ともいふ）は其遺風なりとす、また語り物は、古くは浄瑠璃物語（また十二段草子ともいふ、十二章より成るを以てなり、作者詳かならず）にして、後ち多少の新作ありしも、見るに足るべきものなく、却て材を他に求めて、舞曲の大織冠、八島、高館、或は御伽草子の鉢かつぎ、文正、酒顚童子、物草太郎、梵天國等みな、此の節に合せて語りしものに似たり、かくのごとく當時の浄瑠璃は極めて幼稚なるものなりしが、慶長の後に至り、澤住掾校といへる琵琶の名手、また三味線にも練達し、琵琶に平家を合するに倣ひ、浄瑠璃の節に合せて專ら彈ずるより、遂に節をつけて三味線のみに合するものゝ如く、都て浄瑠璃節といひならはし、此音曲の名となりしなり、これより浄瑠璃は一段の進境に向ふの氣運に際會せり　沿革　澤住の門人に目貫屋長三郎といふものあり、西宮の傀儡子引田某を語らひ、浄瑠璃に合せて

人形を操ることをはじむ、これ將來偉大の勢力を有するに至るべき浄瑠璃操芝居の起源なり、尋で女流に、六字南無右衛門、左門より高等いでゝ、また浄瑠璃を語れり、慶長十八年正月監物某といふもの口宣を拜して河内と稱す、これ浄瑠璃大夫にして受領する始めなり、河内は蓋し六字南無右衛門等と同等の人なりしものゝごとし、此時に際し浄瑠璃は、なほ創始時代にありて未だ全く形を具へず、一群の瞽者榮樂檜を握りて發展の氣運河に運々たるを免れざりしが薩摩浄雲の出づるに及びて、全然刷新せられたり、而して以上述べ來れる所は、主として京都に於ける由來事なりしが、浄雲の時はじめて江戸に下り、一派を爲したるを以て、世にこれを東派と稱す、浄雲は泉州堺の人にて父を浄慶といふ、文祿四年に生る、はじめ虎屋治郎右衛門といひ、又小平太ともいへり、澤住掾校に曲節を學び、後ち薩摩大夫と改め、薙髮して浄雲と號す、寛永年間江戸に下りて盛んに世に行はる、是より先、端浄瑠璃專ら行はれて、十二段草子の長篇なるさへ、なほ僅に一部を取り出して語るに過ぎざりしが、浄雲の時、北條宮内といへるものに新作を試みしめ、全篇を數段に分ちたる段浄瑠璃を語りたりき、其門に虎屋源大夫出で、寛文の頃京都に赴きて一派を爲し、源大夫の門人井上播磨掾また大阪に出でゝ一派を爲す、此二派を東派に對して西派といへり、これより三府各々日を逐うて進歩發展し、種々の流派を生じたれども、特に大阪は其盛を極む、就中其地に發成したる義大夫の如きは、最も廣く行はれ、遂に四派に勿論、東派の諸浄瑠璃をも壓倒し、浄瑠璃といへば義大夫を指すまでの勢力を有するに至れり　沿革　いま浄瑠璃の傳說並に流派を擧ぐれば左のごとし、なほ詳しくは各流派の條に出したれば參看せよ（浄瑠璃作者）

（東派江戸）薩摩浄雲 — 薩摩次郎右衛門
（金澤藩）櫻井丹波少掾
杉山丹後掾
（江戸藩）岡島近江大掾
江戸屋前掾 — 江戸牛大夫 — 十寸見河東
（東派）宮古路豐後掾
（京都藩）常盤津文字大夫
（江戸藩）富士松薩摩掾
（藩八藩）宮古路豐八
（宮本藩）宮本雲前大夫 — 宮本雲宮大夫 — （藩元藩）清元延壽大夫
（京藩）春宮土正傳
（藩大夫藩）宮古路繁大夫
（藩内藩）鶴賀新内
（藩戸藩）鶴賀若狭掾
（西派京都）虎屋源大夫
（金沢藩）虎屋永閑
（金沢藩）山本土佐掾
（紀州藩）伊勢島宮内
（金沢藩）岡本文彌 — （一中藩）都一中
（紀州藩）宇治加賀掾
（西派大阪）井上播磨掾 — （藩藩）清水理兵衛 — （義大夫藩）竹本筑後掾
（大藩藩）大薩摩次郎右衛門
（外記藩）薩摩外記大夫 — （藩藩）廣瀬式部大夫
（十伊藩）内匠土佐少掾 — （分藩）手品市左衛門
（外大藩）十寸見河東

ジャウルリザカノカタキウチ　坂復讐　名義　武藏國江戸牛込市ヶ谷浄瑠璃坂の復讐をいふ、又市ヶ谷復讐とも稱す　起源沿革　寛文八年二月、奥平美作守卒し、遺骸を字都宮興禪寺に葬る、其法會の時、家老奥平半人、同僚奥平内藏允と互に位牌の文字につき、爭論を起し、將に刃傷に及ばんとす、衆人爲に之を止む、内藏允憤り嗔れず、法會終るの日に半人を斬る、半人亦之に應じて互に負傷す、當主大膳亮兩人を一門中に預け置く、同五月内藏允自殺し、其子に復讐の事を遺言す　沿革　其秋大膳亮、半人及び内藏允の子源八を追放す、源八の一門十數人、仕を辭して共に浪人となり、半人の動靜を窺ふ、未だ果さず、半人深く心を用ひ、江戸牛込市ヶ谷に宅地を求め、家を堅く築き、父半雲及び一族皆之に居り、以て非常に備ふ、源八初め復讐の事を幕府へ屆け置きたるを以て、寛文十二年二月二日丑刻、主從三

十人、隼人が宅の前後に茅を積みて火を放つ、隼人の家人果して騒擾す、源八等其隙に乗じて亂入し、隼人の父牛麿等を殺す、時に隼人不在なりしが、變なきゝて聽せ返り、源八等と互に戰ひしも、遂に之が爲めに殺さる○一説に、隼人火災あるを聽き、家人と共に屋上に登り火を防ぎしが、鎭火後牛麿等の殺されしを見、源八等の來りしを知り、直に其の後を追ひ戰ひしが、遂に討たれたりと云ふ 出典 源八等、井伊直澄方へ出で具に其始末を訴へ、刑に處せられんことを乞ふ、幕府議して一命を助け、放火罪として其月二十一日、源八、奥平傳藏、夏目外記等六人を大島に流す、又隼人の親緣、本多次郎右衛門、奥平源四郎等讐を報いんとせしも、源八等遠流せられしより、源八の親族菅沼次大夫等の家を襲ひて討取りたる罪に坐し隱岐に流さる、延寶六年四月源八等赦に合ひ歸國して井伊家に扶助せらる(徳川太平記)

ジャウルリジ　淨瑠璃寺　所在地 山城國相樂郡當尾村字四小〇小田原山法雲院と號す、本堂に九品の阿彌陀を安するを以て、九品寺又は九體寺とも呼べり 沿革 もとは興福寺一乘院末なりしが、今は眞言宗、四大寺末に屬す○本尊藥師如來並に十二神像 起源沿革 聖武天皇の叡旨に因り、天平の初年僧行基之を創建して藥師を安置す、年を經て壞廢せしが、永承二年七月僧義明堂宇を再建し、彌陀九像を安置し、又四十九箇院を建置し、其規模を偉大にし、顯密二教の道場となす、故に義明を中興とす、是より世人多く九體佛と呼ぶ、二條天皇寶輪祕密莊嚴院の額を賜ふ、治承二年高倉天皇勅して洛中大宮の三層塔を此に移す、四年天皇寶輪寺額を賜ひ、源實朝又領地を寄す、康永二年火災に罹り、伽藍坊舍一朝烏有に屬せしも、阿彌陀堂、護摩堂、三層塔並に佛像は其災を免る、爾後舊觀に復せずといへども、當年の堂塔今尚ほ存するものあり○本堂、南向十一間四面、三層塔、北向、三重塔婆、檜皮葺にして本堂と共に、義明の建築當時のものにして、特別保護に屬す○什寶に地藏菩薩立像、阿彌陀如來座像九體(傳定朝作)法起菩薩立像、四天王立像四體(傳運慶作)吉祥天立像(傳聖武天皇作)は優秀なるものにして、國寶たり(山城名勝志、平安通志、京都名勝志)

ジャウルリシバ井　淨瑠璃芝居　操芝居の一名、淨瑠璃節に合して人形を操るを云ふ、一に人形芝居とも云ふ、「アヤツリ」參看、

シャウレン井ン　青蓮院　所在地 山城國京都市上京區粟田口町〇世に粟田宮とも云ふ、初め十樂院と稱す 沿革 天台宗、延曆寺の別院、門跡の一〇本尊熾盛光佛 起源沿革 天養元年十二月、僧行玄開創、仁平三年十月、鳥羽天皇勅して院の御所に准じ、殿舍を造營し、第七皇子覺快法親王を入寺せしめ、青蓮院と號す、京華要誌に、初め十樂院と號す、始祖は傳教大師(一説慈道)にて、中興は行玄大僧正なりと云へども、これ普通にある宗祖を推して、開祖としたるものなるべし、建久正治年中慈鎭住持し、大に宗風を振興す、元久二年四月、後鳥羽上皇本院の地を獻じて、最勝四天王院を建立し、殿堂は吉水に移し、吉水坊と稱す、貞應元年舊に復し、嘉禎三年五月殿堂及び吉水坊を移築せり、塵仁の役遽く烏有に歸す、文明已來漸次修興す、本堂は、東山豐國社の神供所、白書院は、伏見城豐臣秀吉裝束の室、小御所は、櫻町天皇より尊祐法親王に賜ふもの、寢殿塞所は、東福門院の舊殿塞所、玄關は、後光明天皇の舊殿、四脚門は、中和門院の舊門を移築せり、又植髮堂は、親鸞植髮の像を安す、尊勝院は初め延曆寺に在り、豐臣秀吉命じて此に移す、天明八年皇居炎上の時、光格天皇暫く皇居となし給ふ、明治の初め、尊融法親王還俗して久邇宮と稱せらる、往昔寺域廣大にして白河吉水三條姉小路の四坊、又十樂大乘妙香の三院あり、寛永中知恩院建立に方り、大に地域を割さたなれり、舊境内五萬八千五十九坪、今九千百六十八坪となれり、舊領内は三十一町、寺領一千三百石あり、明治二十六年九月、寢殿本堂庫裏玄關等燒亡す、其後朝廷の賜金其他勸財を以て之が再建を爲し、二十八年四月、成功して舊觀に復せり○宸殿、本尊は阿彌陀如來、惠心僧都の作と云ふ、左右に慈鎭、親鸞の影像あり○熾盛光堂は宸殿の巽に在り、本尊熾盛光佛を安す、熾盛光法は天台四ヶ大法の一にして、皇室安體、鎭護國家の祕法とし、古來天變地妖、玉體の不例等に勤を奉じて祈禱せしと云ふ、この庭に後櫻町天皇の御茶室あり(門跡傳、山城名勝志、平安通志、京都名勝志)

○行玄——覺快——慈圓——良尋(イ無)——良快(イ無)

慈賢(イ無)　慈源——道覺——最守——尊助——慈禪(イ無)

道玄——慈實——慈助——慈玄——良助——慈深(イ無)

慈道(イ無)——尊圓——尊實——祐助(イ無)——尊道(イ無)——慈洪(イ無)

道圓——義圓——義快(イ無)——尊慶——尊傳——尊鎭

尊朝——尊純——尊證——日出宮——尊祐——尊英

尊眞——尊寶——清宮

シャウレンゲ井ンニフダウ　青蓮花院入道　正親町三條實獲(オホギマチサンデウサネマサ)を見よ、

シャウワ　正和　年號 花園天皇御宇の年號、

應長二年三月十日改元す、五年を經て文保と改む 出典 唐紀に、皇帝受ノ朝奏ニ正和ニ とあるに據る、菅原在兼之を勘申す(國朝年號譜)

シャウワ　正和　私年號、繼體天皇二十一年に相當し、凡四年間繼續す、年代記、皇代記、海東諸國記等は、二十年相當に作り、凡五年間繼續と爲す(古代年號、逸年號考)

ジャウワウ　上皇　太上天皇(ダジヤウテンワウ)を見よ、

シャカ　釋迦　佛教の教祖なり、具には釋迦牟尼と云ふ、サーキヤ族の智者の義なり、印度の迦毘羅衛城主淨飯王の長子にして、初め悉達多と云ひ、出家して一宗教を唱ふるに至り、喬答摩と呼ばる、其出世年代に關して異說頗る多しと雖も、四洋紀元前六世紀の末なりしが如し、一生八十年間の教化、五印度に普及したり、入滅の後漸く歳月を經るに從ひて、遺弟等盛々敬慕の餘り、其人格を靈化し、遂に所謂佛身論の發達として、肉身入滅するも、法身(卽ち理體)入滅することなきを云ふに至り、始めて歷史を超絕したる釋迦牟尼あり、然れば後世釋迦牟尼と云ふは、自ら二方面より說明せらる、一は歷史上の釋迦、二は教理上の釋迦なり、而して古來支那日本の佛教家の間に傳ふる釋迦牟尼は、歷史上の釋迦よりも、寧ろ教理上の釋迦なり、小乘の釋迦と云ひ、大乘の釋迦と云ふも、皆其教理上より視察したるものにして、小乘の釋迦は小乘教の教主、大乘の釋迦は大乘教の教主なり、小乘教の經論に、八相成道、卽ち降兜率、託胎、降生、逾城、降魔、成道、說法、入涅槃の八相に分ちて、其一生の經歷を說明せり、乃ち此經論の說により圖像に誕生の釋迦(裸形にて右手を擧げ左手を垂る)出山の釋迦(蝶髮跣脚)正覺の釋迦(說法印を結ぶ)涅槃の釋迦(頭北面西右脇)等あり、大乘教の教主は大乘教の諸宗派によりて各々異也、華嚴教の教主は法界に遍滿する法身、法華の教主は二八(一丈六尺のこと)の老比丘、眞言の教主は大日一體の釋迦、淨土の教主は阿彌陀一體の釋迦なりといふ、是等は各其教理上より說明したるものなり○後世三十日祕佛を定め、釋迦を月の三十日に配せり、六齋日の六佛を定め亦同じく三十日に配し、六齋日の六佛の名、舊時將軍入朝の時、此に祇候するを例とす、小御所に至る長廊の左に在り(平安通志)

ジャカウノマ　廢香間　京都皇居内の居間

シャカツ　沙喝　禪宗にて、制度して沙彌となり、喝食の服を著る者を云ふ、沙彌喝食の義、南禪寺に、開山大明國師の時百三十人ありしと云ふ(禪林象器箋)

シャキデン　射騎田　射田(シャデン)を見よ、

シャキン　沙金　所在地 山出(ヤマダシ)の生金にて、冶錬を爲さゞるものをいふ、沙金に二種あり、水沙中に自然と生ずるものあり、鑛石を碎きて粉砂と爲し、水に入れ砂をふりすて、金ばかりを揮取りたるものあり、執も、砂の知く冶錬せざるが故に此名あり○沙金ほ、目方に掛け、包みに分けて之を通用す、其値ひ一包十兩とす、十兩は代二千匹にて、錢二十貫に當れり 起源沿革 古より其名見えたれども、代物、進物等には主として島目を用ひ、稀に之を用ふ、續紀孝謙天皇天平勝寶二年三月の條に、駿河守從五位下橘原遠東人等、於三部内廳原郡奉書紙二枚重、銀先ヨリ底マデ九寸五分 兩翼一尺二寸五分

(載所錄圖銀金)

近世沙金袋

外龜甲形金紙一枚裏無地金紙一枚中黃青赤紙各一枚紅白水引ニテ結ブ、銀先ヨリ底マデ長七寸七分許

(同仙臺家沙金袋)

(載所錄圖銀金)

白紙ニテ包ミ捻ニテ結ブ

多胡浦演獲三黃金、獻之、(續金一分、沙金一分)於是東人等賜勤君姓 ことあるは、史に見えたる始めなるべし、光仁天皇寶龜七年に、入唐大使藤原河清に、沙金大一百兩を賜はりしことあり、其後屢々史に見えたれども、只に進物に使ひたるものゝ如し、降りて慶長より元和の初め、佐渡にては、之を拾ひたるまゝ紙に包み、四匁五分を一兩、四十五匁を一枚と定め、各運上に供せり、延享四年、寛延元年沙金のまゝ關東に納めたりしが、其後は、吹成して納もるに至れりといふ○近世用ふる沙金包とは、小判金十兩を木形の香合の如きものゝ中へ入れ、其上を色々の紙にて包めり、別圖の如し(金銀圖錄、貞丈雜記、佐渡志)

シャク　笏　所在地 文武官東帶の時に右手に持つ器具、元は君前に在りて事を行ふに、忽忘を恐れて之に備ふる爲なりと云ふ、朝廷にて公事を行ふ時、其儀式次第等を忘れざる爲め、紙に書きて笏の裏に貼

(紙筋)りたる紙を笏紙と云ふ、寮記類に笏紙を押とあるは是を云ふなり、笏は音コツなるが、骨に通ずるを以て、忌みてシヤクと云ふと、一說に笏は柞木にて作る故にサクを通轉してシヤクと云ふと、又一說に笏は尺にて、一笏は一尺なり、其式如左

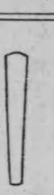

牙笏は、象牙にて作る、木笏は柞(サクイチヒ)、檉、桧、櫻、杉等にて作る、中にも飛騨より出づる柞を最上なりと云ふ、その形ち細長くして、上は廣く薄く、下は細く厚し、圖を見て知るべし、天皇のは上を一文字にして、臣下のは角をとりて圓くす、その長さ一尺二寸、上廣二寸七分、下廣二寸四分、厚二分、或は一尺四寸八分、上廣二寸五分、下廣一寸五分、厚二分なるもあり、或は二尺五六寸、或は二尺三寸、或は一尺七八寸なるもありと云ふ 儀式 大寶令の制、天皇及び親王一品以下臣下の五位以上牙笏、六位以下初位以上木笏を用ひしむ、節會拜賀等の大儀には笏紙を付す、笏の持樣、腰に差す樣各故實口傳等あり、江戸時代以後は神職のもの皆之を携ふることゝなりたり 建原出典 禮記に、笏、天子以二球玉一、諸侯以レ象、大夫以二魚須之竹一、士竹木象可也、とあるより出でしならん、我國にては、水鏡に養老二年と申しゝに、不比等律令を撰びて、御門に奉り給ひき、同二年と申し二月に、百官を召して笏をもつ事は始まり侍りしなり、とありて、元正天皇の御宇より用ひしと雖も、前にも言へる如く、文武天皇の大寶令に既に制定したれば、是より先に既に行はれしものなるべし、後世は象牙の價貴きを以て、多くは木を以て牙笏に通じ用ひたり(令義解、江次第、同抄、禮業考、裝束集成)

シヤク 尺 物の長短を度りていふ稱、邦訓「サカ」、尺字の音にて、古訓にあらず、伊呂波字類抄に、度之所レ起起二於忽一、從二一黍口一出爲レ忽、十忽爲二一絲一、十絲爲二一蠶一、十蠶爲二一秦一、十秦爲二一分一、十分爲二一寸一、十寸爲二一尺一、十尺爲二一丈一、六尺爲二一步一、三百六十步爲二一段一、と見えたり、「モノサシ」參看、

シヤク 爵 明治時代、華族に賜はる階級、公侯伯子男の五等に分つ、もと支那周の世、大小の國君に賜へる世襲の家格身分の稱にて、公、侯、伯、子、男に分ち、之を五等の爵といひ、又諸侯の臣にも、卿、大夫、士の三等の爵あり、夫より起りたるものなり、我邦にては、古へ未だあらざりしが、明治十七年七月、華族令を公布し以て之を定む、華族(クワゾク)の條參看、

シヤク井 借位 古典 (一)位階を人臣に借すを云ふ、又假位とも云ふ、高貴の人に謁し、又は外國に發遣又は外使に接するに、位階なくしては無禮なるを以て、特に此制を設けしものなるべし、後には功を賞するにも用ひたり、(二)國司が假りに管轄内の神社に位階を授くるを云ふ 建原出典 (一)天平寶字六年十一月、正六位上借緋多治比眞人小耳を以て、送高麗人使とせしを始めとす、淳和天皇天長八年二月、天皇水成野に遊獵の時、外從六位下伴刈田麻立、外正七位下他田足主二人に從五位下を借すこと類聚國史に見え、同二年七月借五位の郡領に位祿を賜ふこと政事要略に見えたり、此の外續後紀、文德實錄、三代實錄に見えたるは、多く遣唐使又は郡領等なり、假位の例は、承和八年八月相模國高座郡大領從六位下壬生里成貸民に代りて、調庸を填進し、領民に稻を給し、戶口益增するを以て、外從五位下を假し其身を褒したるを初見とす、(二)は筑後國神名帳に、借從五位下大多眞咩神、已上二前、前司守和朝臣利親在任之時、以去延喜廿三年三月□日、奉レ授二件位一、(中畧)借從四位上斯禮賀志命神、右神元慶八年四月四日奉レ授二借正六位上一云々、時吏依二其神驗顯然一、延喜十五年五月十三日、奉レ授二借從五位下一、以二同廿年十二月十一日一、奉レ授二借從四位下一、當時守吉忠宿禰公忠、又感二其神驗之明一、以二去天慶六年五月十九日一、奉レ授二借從四位上一」と見えたるを初めとす、大日本史に、初元慶延喜間國宰有レ所レ請、或私奉二位階于部内諸神一、而未レ賜二位記一、謂二之借授一、授位之制侵濫至レ此(天喜二年)實通(太宰大貳、源)蓋亦因二此例一、進二位階一也」と云へり、

ジヤククワウ井ン 寂光院 所在地 山城國愛宕郡大原村字草生 建原出典 天台宗、延暦寺末○本尊六萬體護龍の地藏像 建原出典 聖德太子を開基とす、相傳ふ太子の乳母玉照姫出家して法名善惠と號し、之に住すと、安德天皇の母建禮門院西海より歸洛の後、東山長樂寺にて薙髮し、本寺へ閑居し、高倉安德兩天皇の冥福を祈り給ふ、文治二年四月後白河法皇臨幸し給ふ、後白河安德兩帝の御影並に建禮門院の木像、及び阿波内侍張子の像あり、此の張子は、平家の一門より贈りたる書簡を以て造れりと傳ふるものにて、特に著名なり、門院の墓は本寺の後の山中に在り、今も尚ほ尼寺たり(平安通志、京華要誌)

ジヤククワウジ 寂光寺 所在地 山城國京都上京區北門前町○空中山と號す 建原出典 日蓮宗、妙蓮寺派本山の一○本尊題目釋迦多寶佛 建原出典 天正六年上京區室町近衛町に創立し、僧日淵を以て開基とす、天正十三年豐臣秀吉寺祿四百石を附す、寶永五年三月火災に罹り、今の地に移り、堂宇を再興す、舊時塔中六坊あり、今存するもの二坊あり(平安通志)

ジヤクゴノシユツシ 赤後出仕 室町時

代赤口日の後に、出仕することをいふ、赤口日は赤舌日又は赤日ともいひ、陰陽家の說に、此の日赤口神といふ神の司る日にて惡日なり、會客禮事買賣を忌み、又辯舌を用ふるに惡き日とて、物いひを謹み、出仕せざるといふ、仍て赤口日の終りたる日に出仕するなり、年中恒例記に、赤後の出仕有之時は、諸大名以下公家衆も少々御登也、赤後の出仕は、每月此の分なり」年中定例記に、赤の次の日の出仕とて出仕あり、總じて古は御供衆赤ならぬ日は、日々に出仕候ひし」、又、赤の日は御供衆出仕もなし、御公事も被露なし云々」と見えたり、「ウヤクセツニチ」參看(通書大全、眞丈雜記)

シヤクザシ 尺指 馬のたけをさす物をいふ、眞丈雜記に、「馬のたけをさす物を尺さしと云也、尺杖とはいはぬ也、弓撮記に見えたり、尺さしを馬の肩の通りに立て、しゆみの髮の所に横に木をあてて寸をとるなり」といへり、

シヤクシコバン 杓子小判 江戸時代金座にて、小判の目方に一ッ宛切をゐしたる荒切の金を火に入れてなまし、石の上にて一ッ每に、極印なき緣の方のみを打延ばし、小判の形に成し造るものをいふ(金吹方手續書)

ジヤクシツ 寂室 人名 **シヤクジヨ 錫紵** 天皇の喪服にて、二等以上の御親屬の喪の爲めに、淺黑の闕腋の御袍を著給ふを云ふ、錫は、布を治めて滑かならしむるを云ひて、吊服なるを、我邦にて、淺黑色の名とし、淺黑の絹布にて、製したる闕腋の御袍を錫紵と云へり、尋常の御衣の上に襲ひ、卽時に之を脫し給ふなり、令制に、凡天皇爲二本服一、二等以上親喪、服二錫紵一、と定めたり、喪服の條參看(令義解、羽倉考)

ジヤクゼツニチ 赤舌日 除陽家が暦日に合せて忌む日、萬事成就せざる凶日とシヤクしたり、赤口日も同じ、只だ日取を異にするのみ、靈臺內傳に、其日取見えたれば左に示す、赤舌日三二一六五四三二一、赤口日四三二一八七六五四三二一、云々、赤舌神者、爲二大歲西門番神一、願以六大鬼、令守護之二、所謂六大鬼者、一明堂神、二地荒神、三羅刹神、四大澤神、五白道神、六牢獄受神是也云々、受第三番羅刹神、極惡惡怒、令レ惱二亂闘浮提衆生一、故號二赤舌日一、專禁レ之云々」とありて、赤舌は正月三日に第一明堂神の日とし、四日は地荒、五日羅刹神と順次に數へ、二月は二日、三月は一日に初まり、赤口は正月四日に初まりて、赤舌の知く順次に數ふるなり、起源詳かならず、固より冥信より出たるものにして取るに足らざる事柄なり、徒然草に、赤舌日と云ふ事、陰陽道には沙汰なき事なり、昔の人是を忌まず、此頃何者の云ひ出て忌初めけるにか、此日ある事未とほらずと云ひて、其の日云ひ出でたりし事、したりし事かなはず、得たりしものは失ひ、企てたりし事ならずと云ふ、愚なり、吉日を撰びて成したるわざの未遂ならぬを、數へて見んも等しかるべし、其故は無常變易のさかひ有りと見る物も存せず、始め有る事は終りなし、志はとげず、望はたえず人の心不定なり、物皆幻化なり、何事かはしばらくも住するなり、此理を知らざるなり、吉日に惡をなすは必ず凶なり、惡日に善を行ふに必ず吉日なりと云へり、吉凶は人によりて日によらず」とあるにて知るべし、

シヤクチヤウ 尺丈 田地を測る尺、竿地(ケンチ)を見よ、

シヤクヂヤウ 錫杖 僧侶修驗者等の携ふる杖、行くに地に突き、震をなして惡獸毒蛇を警むと云ふ、梵語に隙婆羅と云ふ、聲杖、智杖、德杖とも譯す、杖の上部は錫、中部は木、下部は牙又は角にて作り、塔婆形とす、印度は熱帶國なるを以て、惡獸毒蛇多きを以て之を防ぐが爲めに起りしものなるべし、釋氏要覽に、梵云二隙婆羅一、此云二錫杖一、由レ振時作二鳴々聲一、故十誦云二聲杖、錫杖經云、佛告二比丘一、汝等應レ受二持錫杖一、所以者何、過去未來現在諸佛皆執故、又名二智杖一、又名二德杖一、彰二顯智行功德本一、故聖人之表幟、賢士之明記、道法之儀、迦葉白レ佛何名二錫杖一、佛言錫者輕也、倚二彼是杖一除二煩惱一、出三界一、故錫明也、得二智明一、故錫醒也、醒二悟苦空三界結使一、故錫疏也、謂持者與二五欲一、疏斷、故若二二段六環一、是迦葉佛製、若二四段十二環一、是釋迦佛製、三千威儀經曰、持錫不レ得二入衆一、日中後不レ得二復持一、不レ得レ擔二於肩上一、五百問云、持錫有二多事一、能警二惡趣毒獸一、故云々」とありて、

シヤクテン 釋奠 古典 孔子及び十哲(江戸時代には四配六從子)を祭るを云ふ、古くは「サクテン」とも訓じたり、又「セキテン」ともいへり、其儀の稽々簡なるものを釋菜といへり 古典 朝廷にては、二月八月上丁の日、大學寮にてこれを行ふ、まづ講者、大祝、廟司、勿莊令、奉禮郎、贊者、贊引、協律郎、齋郎等の享官を定め、三性等を供ふ、當日諸享官以下大學寮の學生等、影前に進みて禮す、大學頭孔子を祭る文を讀み、次に十哲を祭る文を讀む、畢て都堂院にて講論あり、孝經、禮記、毛詩、尙書、論語、周易、左傳等年によりて異なれり、次に文章博士上宣に隨うて題を獻じ、文人詩を賦す、この間明經、明法、算等の道博士、學生を率ゐて論議す、其後文人

詩を獻じ、座を改めて讀み擧り、群官退去す、而して先聖の神座は、廟室の内中樞の間に設く、先師顏子を主座とし、閔子騫以下冉有まで合せて四座、文宣王の東に設けて西を上座とす、又季路以下子夏までの五座を、文宣王の西に設けて、東を上座とす、合せて十一座、いづれも南に向ふ、尙ほ圖につきて見るべし、三牲は左の如し、かくて翌日、釋奠の昨を、藏人より獻じ、主上朝餐に聞召給ふ、而して諸國の國學に於て行へる儀は、一々朝廷に准じたり、また江戸幕府湯島聖堂にて、釋菜の儀あり、まづ先聖並に四配、六從の龕戸を開き、昨を供へ、祝者衆禮の後に跪て祝文を讀み、讀告文者四壇の前に至り告文を讀む、擧て講師、講名者、書格者、文蘗者、諸生、清道者昇りて著座し、飯編受胙の事あり、かくて先聖四配六從の饌を撤し、簾を下す、次に問義あり、五條に及ぶ、次に文蘗者四壇より詩卷を取て香案の前におけば、講師文蘗の前に至り、讀師は文蘗の右につく、講師三獻官の詩を讀み復座すれば、讀師も又しかす、次で送者送神の詞を乱み儀全く擧る、享に預るもの古くは先聖孔子、先師顏子の外、冉有、仲弓、冉伯牛、閔子騫、季路、宰我、子貢、子游、子夏の九哲なりしが、江戸時代には、顏曾、思、孟を配祀し、十哲より顏子を除きて子張を加へ、又宋の周、二程、張、邵、朱の六子を從祀し、四配十哲、六從子と稱せり、後ち寛政年間に至り、十哲の從祀を廢し、專ら先聖、四配、六從子のみを祭ることゝなれり（起原沿革）文武天皇の大寶元年に、大學寮に幸して、先聖先師を釋奠し給へり、其儀唐の開元禮を用ふ、本朝釋奠の典、これを以て嚆矢とす、されど當時は其儀未だ備らざりしを、吉備眞備唐より歸朝し、禮典を稽へて整備したるより、釋奠の儀はじめて完成せり、大學寮の廳屋顚倒せし以來は、太政官廳に移され、後一條天皇寛仁年間に至り、雨儀を行ふ事となり、爾後近衛天皇仁平の頃に、晴の儀を行はれし外は凡て雨儀を以て恒例とせり、室町時代に及び、應仁の大亂ありて、皇室衰へしより、釋奠の儀も亦廢絕し、久しく行はれざりしが、德川氏の時、寛文十年二月十三日忍岡孔子廟（後ち湯島に移す、聖堂是なり）に於て、釋菜を行ひ、林道春を以て獻官と爲す、幕府に釋菜の典ある、茲に始まる、これより又復興し、維新前に至るまで、毎年二月と八月と、聖堂に於て行ひたりき、なほ此時代諸藩の學校にて此儀を行ひしものまた尠からざりき、又墓景集に、金澤文庫にて釋菜ありし事見えたれば、文學に携はる處にては、此典ありしなるべし（江家次第、令義解、制度通、公事根源、柳葉隨筆、釋奠興廢記、德川實紀、聖堂考）

（木朝釋奠先聖先師九哲圖）

冉有　仲弓　冉伯牛　閔子騫

先師顏子　先聖文宣王

季路　宰我　子貢　子游　子夏

（圖三）

牲　大鹿　小鹿　各五　藏　茹醯料

シヤクナガ　尺永　紙の一種、奉書の類、多く越前、美濃等より產出す、其寸法の大小は產地によりて一ならず、越前尺永は竪一尺八寸三分、横二尺四寸七分、美濃尺永は竪一尺七寸五分、横二尺四寸五分、伊豫尺永は竪一尺四寸五分、横一尺八寸二分、何れも五十枚を以て一帖となすと云ふ（紙譜）

シヤクニホンギ　釋日本紀（ヨミ）二十八卷十五册、國史大系第七卷に收む（ヨミ）日本紀の全部を通じて、所々を解釋したるものなり、其解釋には往々信じ難き說あれど、書中引用する所の上宮記、私記、古風土記等の亡佚して、後世に傳はらざるものあるは、最も注意すべき點にして、古史研究には必讀の書なり、又此一部の中、大問は圓明寺入道實經の問、攝問は一條攝政家經の問なり（ヨミ）卜部懷賢、正安中卜部兼永考閱す（群書一覽、國史學の栞）

シヤクノラウ　策勞　中古文官登用試驗の時、文章得業生が、方略宣旨を蒙りて、對策して及第したるものに、官位を授くるを云ふ、又獻冊勞とも云ふ、策は簡にて、文詞を書くことを云ふなり、官は多く式部丞に任じ、位は五位に叙せらる、菅原氏は五位より四位に叙せらるゝには四年を要し、策勞によりて從四位上まで昇叙せらるゝを得しと云ふ、賈謨（コウヨ）參看（令義解、除目大成抄、公卿補任、名目抄、桂林遺芳抄）

シヤクハチ　尺八（ヨミ）樂器、笛の一種、長さ一尺八寸あるが故に此名あり、又源氏物語に「サクハチ」と訓めり、竪に之を吹く（ヨミ）竹にて造る、長さ一尺八寸、面に四孔、背に一孔あり、和名抄籌註に、古律黃鐘九寸、其音淸高、不レ與二人聲一近、故倍二黃鐘九寸一、爲二一尺八寸一、上生下生作二十二枚一也といへり、又云、今法隆寺藏二尺八一管、其長今曲尺一尺四寸五分餘、卽唐小尺一尺八寸、當二是尺八黃鐘管一也、其或然矣、又今世有二竪吹笛長今尺一尺八分者一、云二是尺八一、又呼二一節截一、後世不レ知二古尺八一者所レ作、又近日呼二尺八一者、其長恰中二今尺之度一、然遣レ律用二小尺一見二唐令一、不レ宜レ用二大尺一、造況今尺謂二長於唐大尺一、

三分許乎、皆非二古尺八一也」とあるは精しき考なり（起原沿革）此器、唐書呂才傳に據れば、呂才の造る所なり、我邦に傳はりしは何頃なるか詳かならず、推古天皇の朝既に傳ばりしと見え、法隆寺古今目錄抄に、尺八漢竹也、太子（聖德太子）此笛自二法隆寺一天皇寺へ御啓之道、推坂にして吹給之時、山神御笛を自出御後にして舞ふ」と見えたり、源氏物語に、例の御遊ならず、大ひちりき、さくはちの笛などのおほこえを吹あげて云々」とあり、式部卿眞保親王之を吹き、王昭君の樂曲を尺八の譜より橫笛に移せしといふ、また慈覺大師音聲不足に因り、尺八を以て引聲の阿彌陀經を吹くこと、東齋隨筆に見えたり、當時此器を樂に用ひしが如し、其後久く絕えしが、後白河天皇保元三年五月、清原助種の子業、古譜を以て之を吹き始むといふ、後醍醐天皇の朝に及び、獲眞親王また之を善くし給ふ、江戸時代に至り、盧無僧之を吹きて活計のなかだちと爲し、上つかたの人々賤しくの愚へりと年山紀聞に見ゆ（樂家錄、和名鈔箋註、禮樂志、樂器考）

シヤクビヤウシ　笏拍子（尺拍子）　樂器の名、拍子（ヒヤウシ）を見よ、

シヤクモンノサン・ジフロクカセン　釋門三十六歌仙　「サンジフロクカセン」を見よ、

ジヤクレイ　寂靈（ヨミ）通幻と號す（ヨミ）山城の人、幼にして比叡山に上りて披削受具す、禪宗を慕ひ、能登總持寺に往き、義山碩禪師に參し、豁然大悟す、武藏守細川賴之其道義を欽し、丹州に青原山永澤寺を創めて開祖となす、寂靈常に總持寺に往來す、應安中後圓融天皇洞宗の僧錄司となす、禪侶之に歸すること水の壑に赴くが如し、洞宗茲に於て盛なり、明德二年五月五日寂す、年七十（本朝高僧傳、洞上聯燈錄）

シヤケフギヤウ　社家奉行　室町幕府の職名、神社を管するもの、寺社奉行（ヲシヤブギヤウ）を見よ、

シヤザ　謝座　朝廷に於て宴を群臣に賜ふ時、堂上著座を謝する爲めに、群臣の行ふ拜、江家次第「天皇御二南殿一（中略）王卿以下列入立レ標、（註略）諸仗立、內辨宣侍レ座、（註略）群臣再拜、（謂二之謝座一、堂上著座を謝する拜也）」とありて、其抄に「謝座者、內辨大臣、蒙二昇殿著座之詔一、而先致二拜謝一之禮也、先後一揖者、起居之節也、再拜者拜二天子一也、知足院關白被レ命云、乾是天位也、拜レ天者、是拜二天子一之儀也」、と見え、また延喜式にも凡公宴賜二酒食一、親王以下、皆列二庭中一、再拜、（謂二之謝座一）訖行酒人、把二空盞一授二貫主人一、跪受、盞再拜（謂二之謝酒一）」と見えたるにて之を知るべし、

シヤシ　社司　神官の總稱、神道名目類聚抄に、神官の總號なり、但職に預かるべき神官は、社司と呼ぶ、職にあづからざるは社司と呼事なしと云ふ」と云へり、又「ヤシロツカサ」とも云ふ、中右記寛治四年二月十七日の條に、有二行幸平野社一云々、社司六人或加級、或叙爵云々、とあるは、社司の文字の見え し始めなり、又社司を典主と云ふ、日本靈異記近江國隨我大神の事を述べし條の典主の註に、典主者卽彼神社司也、と見えたり、

シヤジンカン　舍人監（ヨミ）「ミコノミヤノトネリノツカサ」ともよむ（ヨミ）東宮の舍人の名稱、禮儀分番の事を掌る、春宮坊の被官（ヨミ）正一人從六位上、佑一人正八位下、令史一人少初位上、史生二人、舍人六百人、隊子孫位子の儀容端正にして書算に巧みなるものを撰任す、この舍人の內武藝に長じたる者を撰拔して兵仗を帶せしめ、東宮に侍衛して非常を警備せしめしものを帶刀舍人（タチハキ）と云ふ、詳しき事は「タチハキ」を見よ、使部十人、直丁一人（起原沿革）大寶元年制定す、大同元年、隊子孫位の儀容端正なるものを撰補せしむ（令義解、撰後紀、職官志）

シヤシユ　謝酒　朝廷に於て宴を群臣に賜ふ時、群臣が飲酒を謝する爲めに、行ふ拜をいふ、江家次第元日節會の條に、「天皇御二南殿一（中略）王卿以下列入立レ標、（中略）酒正授二空盞一於貫主人一（註略）群臣再拜、再拜畢酒正來、亦跪返レ之、（酒正歸問起知レ上、謂二之謝酒一、飲酒を謝する拜也）」と見え、また延喜式にも「凡公宴賜二酒食一、親王以下、皆列二庭中一、再拜、（謂二之謝座一）訖行酒人、把二空盞一授二貫主人一、跪受、盞再拜（謂二之謝酒一）」と見えたるにて之を知るべし、

シヤジユツ　射術（ヨミ）上古は武藝中にても、特にこの術を重んじ、强弓大箭を用ひしものも多し、故に射術も早くより開け、仁德天皇の世には、盾人宿禰が、高麗より獻ずる所の鐵的を射徹し、雄略天皇の世には、伊勢の朝日姬が、二重の甲を射通したることあり、尋で孝德天武の朝に至りては射禮を以て朝廷の恒例と定められ、後また大射、騎射、賭射等の公事も起りたり、王朝時代の末、武門の興起するに及び、必要上益々發達し、源爲朝が一箭にて伊藤六の胸を貫き、餘勢伊藤五を傷けしがごとき、奈須與一が扇の要を射たるがごとき、其術に精なりし實例また乏しからず、下りて室町時代に至りては、小笠原氏世々弓馬の術を以て、幕府に仕へたり、後世遂に同氏を以て射禮の宗とするに至れり、後土御門天皇の時、日置彈正正次といふものあり、射術の妙古今に傑出し、從うて學ぶもの頗る多し、その門人吉

田近江介重賢また此技に長じ、別に一派を立つ、吉田流といふ、爾後日置吉田の二派盛んに行はれ、江戸時代に及びては、更にこれより出でゝ一派一流を創始せるものも少なからざりしが、其末年卽ち天保弘化の際より西洋砲術の開くるに及び、おのづから衰頽に歸したり（史料）歩射、騎射、流鏑馬、笠懸、小笠懸、牛追物、犬追物、大的、草鹿、圓物、賭弓等あり（参考）小笠原流、日置流、吉田流、大和流等あり、重なるもの、及び其流を開きたるものゝ姓名左のごとし、

小笠原流　小笠原信濃守貞宗
日置流　日置彈正正次
吉田流　吉田上野介重賢
出雲派　吉田出雲守重高
雲荷派　吉田六左衛門重勝
左近右衛門派　吉田左近右衛門業茂
大蔵派　吉田大蔵茂氏
印西派　吉田源八郎重氏
竹林派　石堂竹林如成
大心派　田中大心秀次
壽德派　木村壽德
道雪派　伴喜左衛門一安
山科派　片岡平右衛門家次
出雲派以下は若吉田流の一派なり

なほ詳しくは種類、流派の各條に就きて見るべし（本朝軍器考、日本教育史、武術流祖錄）

シャシヨク　社稷　勅願の社をいふ、これ支那に倣ひし名稱にて、日本固有の名にあらず、拾芥抄に社稷事、賀茂、松尾、平野、春日、吉田等社事也、凡勅願尊崇靈神總名云々」、口傳云、宗廟社稷之號分別事云々、皇帝祖神號二宗廟一、又勅願稱二社稷一、又同書に中和院（内裏）號二中院神嘉殿一、天子祭二社稷神一所、と見えたり、廟の條參看、

シャリウ　社僧（名義）神宮寺に在りて佛事を修する僧侶の總稱、一に宮僧、供僧若くは神僧ともいふ○社僧は多く神宮寺に住す、間々妻子を蓄ふるものあり、故に妻帶僧にて僧綱若くは三綱に昇り、有職所司に任ぜらるゝあり、然れども淸僧と官位同じき時は、必ず其下に居る（職原抄）社僧に別當、檢校、勾御殿司、入寺、執行、學頭、執當等あり、最も下級には承仕、宮仕、職掌人等あり、皆各條に說きたり、就て見るべし、又或宮寺に限りて特に設くるもあり、八幡春日の五師、祇園の目代の如し（起源沿革）神龜二年、宇佐八幡に彌勒寺を作り、法進聖武天皇神龜二年、宇佐八幡に彌勒寺を作り、法進和尙を別當となせしを始めとす、石淸水八幡宮寺は、貞觀五年十二月安宗を以て始めて別當とす、此より後漸次諸社にも設けられ、檢校以下の諸役なも置かるゝに至れり、圓融天皇の朝、八幡宮に行幸し、檢校別當を以て、法橋に叙せしより以後、春日、大原野、日吉、祇園、北野、熊野、新熊野等に行幸御幸行啓ある時には、必ず寺家勤賞として、三綱以上に祿物を賜ひ、位階を陞叙する例となれり、室町幕府の時、石淸水の社僧善法寺が、毎年正月十七日幕府に參賀し、翌月九日將軍又同寺に詣づる定となれり、これより以後兩部神道行はれ、盛に神佛混合の說を唱へしより、天下の諸社に社僧を置かざる者殆どこれ無きに至れり、江戸時代も室町時代と同じく社僧を置かれしが、明治維新の初め神佛混合を禁ぜしより、全く其跡を絕つに至れり（神道名目類聚抄、石淸水八幡宮寺略補任、古事類苑神祇部）

シャデン　射田（名義）王朝時代射藝を奬勵せんが爲に諸衛府に充て置く田をいふ、射騎田ともいふ（起源沿革）孝謙天皇天平勝寶六年、始めて畿內、七道の諸國に命じて射田を置かしむ、蓋し此の頃射を重んじ、射藝を以て武備の要務と爲しゝを以てなり、光仁天皇天應元年三月、太宰府射田を加へんことを請ふ、曰く、管內の諸國有る所の射田、郡毎に一町、兵士選士其數稍々多し、請ふ更に一町を加へ、總て二町を置き、一町は以て步射の上手に賜ひ、一町は以て騎射の勝者に賜はん、庶くは以て武藝を勸めんと、終に許さる、醍醐天皇延喜式の時、射田は、左右近衛府各十町、地子は、騎射步射を敎習するの用に充つ、而して左府の射田は、十四町二段百九十六步、右府は、十四町二段百七十步とす（田制篇、大日本租稅志）

ジヤノメノモン　蛇目紋　紋所の名、輪を太く描きたるもの、下野茂木の細川、攝津尼崎の櫻井、伊豫大洲の加藤、伊豫新谷の加藤、近江水口の加藤、美濃大垣の戸田、下野宇都宮の戸田、美濃新田の戸田、下野足利の戸田、伊勢龜山の石川、常陸下館の石川、丹後峯山の京極の諸氏之を家紋となす（武鑑）

ジヤバ　瓜哇（名義）南洋群島中の一島、和蘭領に屬す、歐洲人は「ジヤバ」、土人は「ジヤヲ」と稱ぜり、また爵婆々達、耶婆提、爵婆達とも書ぜり、恐るに古來支那及び本邦史家は、支那史料に見えたる爵婆國を以て、悉く瓜哇島となせども、これ馬來半島を示すものにして、瓜哇にあらざりしが、南宋期去非の著なる嶺外代答より、爵婆を瓜哇に適用せり、「ジヤバ」の名稱は、梵語 Yavadvipa 卽ち粳島の義より出でたるなりと云ふ（位置）群島は、亞細亞の東南を占據し、印度洋及び太平洋の間に跨る、ジヤバは諸島中重要の地なり、南緯六度より、八度に跨り、四

スンダ海峽によりスマトラと分離し、北ジヤバ海を隔てゝ「ボルネオ」と遙に相對す○首府をタバビアと云ふ（地理）此島の地沃饒なると、貿易交通の好地位を占むるとに因り、太古馬來及びピユジス種族移住して、大に繁殖し、印度及び亞細亞沿岸、亞弗利加等と貿易交通せり、故に、群島中最も早く進步したり、而して、西曆紀元百五十年に、トレミー氏に依て始めて歐洲に傳へられたり、爾後屢々地理家に依て、「ジヤバ」なる名稱は、傳へられたれども、主に馬來半島及びスマトラ島を指示して、眞の瓜哇と異ならしめき、然れど、マルコポロ（千二百九十八年）フリオルオドリック（千三百三十年）は、單にジヤバと稱せば現今の瓜哇島に適用し、スマトラを呼ぶに、ミノル、或はムールの文字を冠して區別せり、支那にては、晉の安帝義熙十年（西曆紀元四百十四年）瓜哇に漂著したる法顯といふ人の著佛國記に依て、始めて知られ、宋書に於て、闍婆々達の名を以て世に知られたり、宋の文帝元嘉十二年國王師黎婆達陁阿羅跋摩、使を支那に遣したる後ち、隋唐以後南宋に至るまで史書に見えず、蓋し闍婆なる名は往々史に見えたれども、上述せるが如く現今の瓜哇にあらずして、馬來半島なりき、然るに、南宋孝宗淳熙五年（西曆千二百十一年著）に成れる周去非の嶺外代答は、始めて闍婆を現今の瓜哇に適用せり、ジヤバ國は、西曆千五百十一年より千五百五十年の間に葡萄牙人來りて交易を營みしが、千五百九十五年和蘭人始めて來り、千六百二年和蘭東印度會社を設立し、盛に殖民地を開き、千七百九十八年、全島は遂に和蘭國に歸す、千八百十一年一時英領となりたることあるも、千八百十六年再び返還せられ、今日に至れり（文獻）寛永五年豐前小倉の商小右衛門細川忠利の命を受け、瓜哇に航し伽羅を購ひ來る、爾來互に貿易交通すること繁し、寛永十三年將軍德川家光耶蘇敎の禁を布くや、交通の途絕えたり（外交志稿、也學雜誌「闍婆及瓜哇異同考」、外國地理講義）

シヤミ　沙彌　始めて佛門に入りて剃髮したる人の稱、後には俗家に在りて、妻帶の僧なも云へり、梵語、室利摩（シチリマ）拏路迦（スロカ）の音訛なり、勤策男と譯す、惡を息め善法を策勵動行するの義なり、又息惡と譯す、惡を息め、惡を以て群生を濟ふの義なり、又世染の情を息め、惡を以て群生を濟ふの義なり、又室利羅末尼と云ふ、求寂と譯す、始めて剃髮したる人の稱とす、唯剃髮せしのみにて、梵儀を全くせず妻子を有つものなも云ふ、又始めて十戒を受くるなも云ふ、後ち具足戒を受けて比丘となると云ふ（元亨釋書、佛敎いろは辭典）義譯名義集に、寄歸傳云、授二十戒一、已名二室羅末尼一、譯爲二求寂一、最下七歲至二十三歲一者、皆名二塹烏沙彌一、若年十四至二十九一、名二應法沙彌一、若年二十已上皆號二名字沙彌一云々、釋氏要覽に、此始落髮後之稱謂也、梵音訛也、乃至大唐婆沙論云、室利摩拏洛迦、唐言二勤策男一、謂此人離二四性六遮罪一、勤自策勵不犯令二淸淨一、故寄歸傳云、室羅末尼羅、唐言二求寂一、夫釋氏著卽涅槃也、言此人出二煩惱家一、求二趣涅槃一故」とあり、萬葉集に筑紫觀世音寺の住僧沙彌滿誓あり、

シヤム　社務　神社の內外の事務を執り行ふ神職、社官の長なり、松尾平野住吉等の諸社に置く（上杉問答）、住吉は、四位にて世々津守氏社務を勤めしと云ふ、又下野宇都宮の社務は、壽永三年五月源賴朝宇都宮朝綱を補せし事吾妻鏡に見え、壽永元年鶴岡八幡宮に社務職を置き、圓曉を補す、是れ鶴岡八幡宮社務の始めにして、室町時代の末に及べり、猶八幡宮社務の事は吾妻鏡、鶴岡八幡宮社務職次第を見よ、

シヤム　暹羅（名義）亞細亞洲印度支那の一帝國、古は「シヤム」といひ、赤土、婆利羅刺地、南天竺とも稱す、馬來語の茶褐色といふ義より名づくと云ふ（位置）印度支那半島の中部を占め、東は安南、南は東埔寨、暹羅灣、及び馬來半島に、西は英領緬甸に、北はシアン人の獨立部落に接す、北緯四度より廿一度に跨り、東經九十八度より百六度に至る○首府を盤谷と云ふ（沿革）上古の沿革詳かならず、西曆千三百五十年第一王朝建立せられ、千六百三年第二王朝之に代り、千六百三十一年第三王朝また代りて立ち、千七百六十七年に至り、緬甸の爲めに亡ぼされたれども、遺臣鄭昭、直に兵を興して舊領を復し、推されて王となり、都を盤谷に定め、其死後、「ホレマラチヤフラダロトフア」王位に卽く、是を現朝の始祖とす、三世を經て今王「クラロンコルン」に至る（文獻）我國と交通を開きしは、遠く文祿年間に始まる、慶長九年七月今屋宗忠に暹羅太泥兩國渡海の朱印を與ふ、同年閏八月島津忠恒にも與ふ、十一年七月木屋三右衛門、有馬晴信、長崎總右衛門に、十二年大賀九郎左衛門、木屋彌三右衛門等に朱印を賜ふ、慶長中長崎の人津田又左衛門暹羅に航して商を爲す、時に國難あり、又左衛門壯士六七百人を率りて將となり、一戰暹羅の寇を破る、國王賞び、其女を配す、留ること數年長崎に歸る、同時に駿河の人山田長政、暹羅に航し、時の亂に會し（第二王朝勃興時代なり）累りに勇戰して功を立つ、暹羅王大に悅び、女を以て長政に配し、逸比留國の領主となす、元和七年七月聘使坤屹實奎密末坤備鈎掛等長崎に來る、十四年國王其臣握雅普控を遣はし鐵砲五十挺を贈り、通商を請ふ、同年八月江戸に至り方物を獻じ、自

今年々船舶の往來を請ひ、且つ我國の眞馬を求む、この來聘は長政の勸むる所なりといふ、九年夏また來聘し、隣交の信を表す、寛永二年將軍家光商船を遣り、互に交易せしむ、三年五月來聘し、先に東埔寨叛亂の爲めに通商せざりし事を謝し、自今國内寧靖なるを以て、彼我通商して修交せんと請ふ、是年天竺德兵衛渡航して彼我の貨物を交易すと云ふ、六年また來聘す、寛永十三年幕府耶蘇教の禁令を布くや、互市の途全く絶ゆ、明暦二年五月暹羅の商船長崎に來り互市を乞ふ、許さず、爾後寛政に至るまで屢々來れども遂に之を許さず、降りて明治に至り八年一月大島圭介等を遣はし、其風土民物を視察せしむ、二十年に至り、交通再び開け貿易を試む、今や條約を締結し、彼我公使を派遣して駐在せしむ(野史、外交志稿、法令全書、外國地理講義)

シヤモン　沙門　僧の泛稱、善を勤め、惡を息むる人、又桑門とも云ふ、梵語沙迦摩那の譯、勤息とも乏道とも譯す、乏道より轉じて賢道とも云ふ、翻譯名義集に、或云:桑門;或名:沙迦滿義;皆訛、正言:室摩那拏、或舍羅磨拏;此言:功勞;言:修道有:多勞也、什師云、佛法及外道凡出家者、皆名:沙門;肇云出家之都名也、秦言義:訓勤行;取:涅槃;後漢書郊祀志云、沙門漢言:息心;削:髮去:家、絶:情洗:欲、而師:於無爲:也、璫廯云、息心途:本源;故號:沙門;或云具名:沙門那;此云:乏道;以:爲:眞福田;故能斷:衆生饉乏;以:修:入正道;故能斷:一切邪道;故又云世言沙門名:乏、那者名:道、如:是道者、斷:一切乏;斷:一切邪道;以:是義:故名:入正道;爲:沙門那;從:是道中:獲:得果;故名:沙門果'とあり、

ジヤライ　射禮　毎年正月十七日、建禮門前において、親王以下五位以上、及び左右近衛、左右兵衛、左右衛門等射を試みる儀式をいふ、又大射ともいふ、射の字濁音に調すること故實たり(江次第)是より先、十五日、兵部省手結として、射手を整ふ、當日主上出御ありて御覽す、まづ射席を去る四行廿六步に第一の候を張る、親王已下五位以上、及び左右近衛、左兵衛の射る處也、其南に第二候を張る、右兵衛、左右衛門の射る處也、候ほ鹿皮を以てつくり、的を懸く、兵部卿は親王、同大輔は三位以上、同少輔は四位五位、同丞は諸衛の名を唱へて、これを召す、射手相次で參入、射位につきて射る、鵠に中れるものは賞あり、儀畢て、五位以上に饌を給ふ、主上行幸なき時は、王卿等は射を試みることなし、只諸衛のみこれを勤む、もし正月、御忌月に當れば、三月を以て行ひ、代始の時は、豐樂殿に於てこの事あり、又翌日射遣、賭財を行ふ、詳しくは、各條につきて見るべし

(起居注)　書紀孝德天皇大化三年正月朔日の條に、朝廷に於て射ると見え、又天智天皇の九年正月の條にも、士大夫等に詔して、宮城門外に於て大射すとあり、これ遽爲なるべし、尋で天武天皇の四年正月十七日、群臣初位以上西門の庭に射たることあり、爾來或は正月十六日を以てし、或は正月十八日、又は十五日等を以てしたる事あれど、後に十七日を式日と定めしは、蓋し天武天皇の時の例に本づきしものなるべし、而して此儀も朝廷の衰頽と共に漸く衰へ、後光慶院の歷安中まで僅に形式を存したりしが、幾干もなくして遂に其跡を絶てり(内裏式、江次第、建武年中行事註解、古事類苑武技部)

シヤリ　舍利　阿闍利の略稱、'アジャリ'の條參看、

シヤリ　舍利　釋迦の骨を云ふなり、舍利は梵語設利羅の訛略なり、室利羅とも設利とも實利とも書す、身骨を云へるなり、故に骨身、或は遺骨とも譯す、又鳥の名にも言へり、釋迦入滅火葬の後舍利あり、八大王國これを分配祭祀したり、爾後佛教の修行者入滅火葬の後舍利あるもの多し、釋氏要覽に、此物乃是戒定慧忍行功德熏成也、梵語設利羅、今訛略稱:舍利;華言:骨身;所:以不:譯者、恐:濫:凡夫骨身:故也、又云:馱都;名:不壞義;有:二種舍利;一全身、二碎身、碎身有:三、一骨舍利白色;二肉舍利紅色;三髮舍利黑色、惟佛舍利五色有:神變;一切物不:能:壞;と見えたり、又馱都と云ふ、同じく梵語なり、達摩馱都とも、皎闍とも云ふ、又法界と云ふ、界は體の義、卽ち法身舍利の義なり、佛舍利を如來馱都と云ふ(南海寄歸傳)我國に佛舍利の傳はりしは、詳かならず、敏達天皇十三年司馬達等佛舍利を齎食上に得て、蘇我馬子に獻ず、馬子試に鐵鎚を以て打つも、搗け壞れず、水に投ずれば、浮沈欲する處に隨ふ、茲に於て馬子大に佛を信じ、十四年二月舍利塔を大野丘に起し、舍利を塔の柱頭に納むと云ふ、是れ舍利の初見にして、舍利塔の始めなり、是の後傳來すること多く、諸勅願寺等舍利を納めて塔を築かざるなく、上下貴賤の尊崇最も甚しく、終には此の舍利が子を生し、數を增したる奇說等少からず、東寺の佛舍利は自ら數の增減ありと傳ふ、北朝曆應の頃、全國六十六基の塔婆を建立し、東寺の佛舍利を分配して安置祭祀したり、かく尊崇厚きを以て、讃て寶作の舍利を以て諸人を欺きて罰せらるゝものあるに至れり、建久中東大寺勸進上人重源の弟子空諦、寶作の舍利を以て、處罰せられしこと、玉葉、吾妻鏡等に見えたるは其一例なり、猶塔(タフ)の條參看すべし、

シヤリヤウ　社領　神領(シンリヤウ)を見よ

シヤレホン　シユ　酒落本　小說(セウセツ)を見よ、

シユ　銖　物なはかりていふ目方の名、文武天皇大寶令制定の時、唐法に據り、租乘中百乘の重を以て一銖と爲す(二十四銖は一兩に當る)、今一匁を二銖四絫として權衡を起せば、一銖は今の四分一釐六毫六絲六忽不盡にて三百乘、然れど是れ大兩にて、小兩の時は、今の一分三釐八毫八絲八忽不盡、大の三分の一なり(令義解、度量權衡攷)

ジユ　綬　(令義解)禮服の帶をいふ、糸にて組みてつくる、平結の短きもの〻如し(江次第)禮服著用の時、乳の下より結びて垂る、主上は左右二筋、臣下は一筋にて右に付く、衣服令に、親王禮服佩:綬玉佩、諸王禮服五位以上佩:綬、云々とあり、義解に、謂綬者綬也、集解に、或云綬白帶也、以:白爲:之耳、云々と見えたり、服制(フクセイ)の挿圖第一の朝服を見よ(令義解、西三條裝束抄、裝束圖式、裝束集成)

シユイン　朱印　(古事類苑)武將が政務執行の文書に捺したる朱肉の印、轉じて朱印を捺したる文書をいふ、また此印を捺したる正式の文書を朱印狀(草に朱印ともいへること右にいへるが如し)朱印狀により外國貿易を許可せられたる船舶を朱印船、朱印狀によりて所有權を確證せられたる土地を朱印地といふ(起居注)個人の朱印を政務に關する文書に用ひたる事は、今川氏親の印を最初とし、伊達稙宗武田信虎父子之に次ぎ、北條氏康及び其子孫また之に次ぐ、大小の差異、こそあれ、みな一地方のみに其功力を限られしと雖も、織田信長に至りて、やゝ廣く行はれ、朱印の勢力も從うて大となれり、信長の印は「天下布武」の四字を刻し楕圓にして平底なると、正圓なるとの二種あり、公文に用ふ、信長害に遇ひ、豐臣秀吉之に代り、始めて天下を統一するに及び、又政治的文書に朱印を捺す、圓徑一寸餘、文字詳かならず、天正十一年以後これを用ふ、蓋て遠略を圖るに及び、通交の印信をつくる、文を「豐臣」といふ、方二寸の金印なり、是より先室町時代、明に通ずる印信ありと雖も、彼の授くる所にして、我が制にあらず、而して其、これあるは實に秀吉に始まる、秀吉の嗣子秀次また朱印あり、稍々大にして豐臣秀次と いふ、因りて推案するに、德川家康は濱松在城の時より印あり、取れるものか、德川家康は濱松在城の時より印あり、縮圓一寸七分なり、また傳馬の印あり、家康の二字を記す、橢圓一寸八分なり、而して外交の章は源家康弘忠恕の六字を鐫す、方二寸九分なり、爾來歷代の將軍皆朱印あり(四代家綱は天し十五代慶喜は紛亂の際日ならずして辭職したるを以て朱印なし)大抵同樣の印形にして、名を刻せり、書體は人によりて差異あり、頗はしきを以て今者く、右に述べたる處にて、朱印其者に關しての大要を知るに足るが故に、轉じて朱印を捺したる文書、及び其他に就きて說明すべし、

(朱印狀)　(朱印狀)　(般若寺)

印章(インシヤウ)及び同樣の挿圖參看(一)朱印狀、朱印を捺したる正式の公文書、略して單に朱印ともいふ、政令に關する文書に用ふ(二)朱印船、朱印狀により、外國貿易を許可せられたる船舶、また奉書船ともいふ、文祿元年豐臣秀吉が南海渡航の船に朱印狀を賜へるを以て嚆矢と爲す、此の時には長崎より發するもの末次平藏二艘、船本彌平次一艘、荒木宗太郎一艘、糸屋隨右衛門一艘、堺より發するもの伊藤屋菜一艘、又京都より發するもの茶屋四郎次郎一艘、角倉了以一艘、伏見屋菜一艘、樋て九艘あり、孰れも呂宋、媽港、安南、東京、占城、東埔寨、六坤、太泥の諸國に往來貿易し舟桅海に望めり、爾來京都堺長崎等の商沽競うて船舶をいだし、大に利益を得しが、德川氏執權の初めに至り、益々其制を擴張し、呂宋、安南、東京、占城、暹羅、東埔寨、信州、太泥、順化、迦知安、密西耶、交趾、田彌、摩利伽、交趾、摩陸、高砂、阿媽港、西洋の諸國へ渡るもの頗る多かりしが、此時にも豐臣氏の例に倣ひて朱印を捺したる免狀を與ふ、これを船免狀とも唱へたり、當時專ら金地院、圓光寺、豐光寺の僧徒にてこれを司り、免狀一枚の筆耕料銀一枚を納めしむ、其渡航者は、大名、寺院、商沽、外國人等にして、大名にては島津陸奥守、鍋島加賀守、加藤肥後守、大村丹後守、松浦法印、羽柴越中守、五島淡路守、有馬修理大夫、龜井武藏守、山口駿河守、寺院にては金地院、豐光寺、圓光寺、商沽にては角倉了以、末次平藏、伊丹宗味、平戸傳助、大黑屋助左衛門、檜皮屋孫兵衛、浦井宗晉、皮屋助左衛門、茶屋四郎左衛門、田邊又左衛門、木屋彌二郎、舟本彌七郎、小西長左衛門、高瀨屋新藏、平戸助大夫、長升四郎左衛門、大黑屋長左衛門、長崎喜安、長崎惣右衛門、原彌次右衛門、今屋宗中、大賀九郎左衛門、伊藤新九郎、西村隼人、綱屋喜齋、村山市藏、平野彌左衛門、西野與三、平野長左衛門、窪田與四郎、外國人にては林三官、四官、五官、計泉、安當仁、カラセス、ヤヨウス、ナリジヤン、パテントマス、マノシルマンサル、ミウラアンウン、シンニヨロ等、皆德川氏の朱印を請うて商船をいだせり、かく航海の進みたるに從ひ、船の製造も堅牢にして大形なるヒラダ船に櫓をあげ鐵砲をしかけ、三拋を設け漆髮を施すに至る、其大なるものに至りては、長さ二十間幅九間にして、三百餘人を乘す、當時これを「フスタ」船といふ、これ平戸内「フスタ」浦にて創製したるによれり、大抵長崎にて南蠻、阿蘭

(歌免狀)

陀、咬嚕吧、南京、北京の調に通じたる功者のものを雇入れ、また水夫に沙馬答剌、滿剌加人を用ひ、凡銅、鋼器、漆器、傘、扇子、屏風、硫黄、樟腦、染布、麥粉の類を積み行きて、繭絲、絹帛、絨緞、氈毯、砂糖、藥物、香木、朱、水銀、硝子、羽毛、鯨皮、珊瑚珠、白檀、紫檀の類と交易するを常とす、かくて年々南洋諸國に渡航する者絶えず、呂宋、暹羅の如きは、數百戸の日本町を立て、呂宋には三千人餘、暹羅には八百人餘のもの、彼地に留りて商賣したりき、當時我居留商人の權勢ありしことは、柬埔寨國王が、原彌次右衛門を其國に駐在せしめて、日本商人を總管せしめんことを請ひ、安南國王が船本彌七郎の派遣を求めて日本商人を鎮撫せしめんと企てたるにて知るべし、また慶長元和の間に、我商沽の南洋に渡航し、武威を輝しゝもの少からず、駿河藥科の人山田仁左衛門、長崎の人津田又左衛門、同荒木宗大郎、和泉の人木谷久左衛門、近江八幡の人西村太郎衛門等あり、就中長政を以て其冠たるものとす、(「ヤマダナガマサ」參看)上述のごとく朱印船の發展見るものありしと雖も、寛永十三年に至り、耶蘇教の關係よりして、鎖國の令を布き、外國渡航を禁ぜらるゝに及び、遂に其跡を絶ちたり、而して京都清水寺の扁額に朱印船の一なる末吉船

(德川家康渡航許可朱印狀)

(「スエヨシブネ」及び船(フネ)の挿圖參看)の圖あり、又末吉孫右衛門が南洋貿易の時に撰へしといへる羊皮製の航海圖今現に大阪の末吉勘四郎氏の藏にかゝる、並に當時における朱印船の形狀、航地を知ると共に外國貿易の盛況を想像するに足る、なほ渡航許可の朱印狀の樣式上圖の如し、(三)朱印地、朱印狀によりて、其所有權を確證せられたる土地をいふ、江戸時代には十萬石以下の大名(十萬石以上は書判)旗下寺社等みな歴代毎に將軍の朱印狀を下附せられ、其所有を認證せられたるものにして、將軍の代替り毎に下附せられしものとす、其樣式は左の如し、

(朱印)

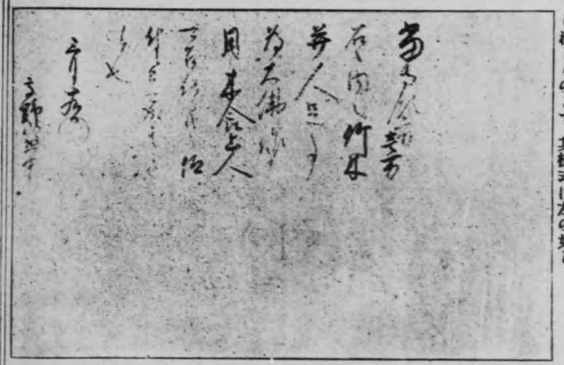

豐臣秀吉朱印狀(寶簡集所載)

越後國蒲原郡之内五萬石(目錄在二別紙一)事、任二慶長十五年十二月廿八日、寛永十一年八月四日兩先判之旨一、充二行之一訖、全可二領知一者也、依如レ件、

寛文四年四月五日　(朱印)

濃口出雲守とのへ

別にまた知行目錄を副へたり、今省略に從ふ、而して大名及び旗下の領地は普通朱印地とは唱へず、寺社のみの領地に限りて此稱を用ひ、租稅の類は一切免許せられたり、(德川實紀、寛文印知集、史學雜誌、印章の說」、日本商業史)

ジユウギシ　從儀師　法會の時、威儀師に從て威儀をたゝす事を掌る役僧、從威儀師の略なり、定員八人なり(殆芥抄、寺官抄)

シユウギハン　衆議判　歌合の時、衆議にて優劣を論定するを云ふ、吾妻鏡弘長三年八月七日の條に、於二御所一有二五十首歌合一、衆議判云々、九日の條に御歌合衆議判訖有二御連歌一云々」と見えたり、

シユウゲンセンジ　宗源宣旨　卜部家より神社に下して神位を授くる位記を云ふ、神祇破雷顯正問答に、神位を授けらるゝ事は朝廷よりの事にて、殊に大切なる深意ある事也、然に吉田卜部上を蔑し、神を輕じ、諸人を欺き、神官を偽り、宗源宣旨と云ふ物を宿紙に書きて出せり、文如レ左云々、

宗源　宣旨

石部大明神

今宣授二正一位者

右依

今上皇帝　聖勅　神宣

御表之神璽知件

延寶七己未年五月吉

神祇道管領勾當長上卜部朝臣兼連

と見えたり、猶ほ宗源宣旨の妄なる事は、增益辨卜抄俗解に論ぜり、就て見るべし、

シユウシテガタ　宗旨手形　江戸時代、寺請證文のことをいふ、(テラウケショウモン」を見よ、

シユウシニンベツアラタメ　宗旨人別改　江戸時代、切支丹宗を禁遏せんが爲めに、設けたる一の法、地方凡例錄人別帳に、旦那寺(宗門寺を云ふ)生所年月を書く、當歲の子より記す、妻娘は何村誰娘何年何月嫁たる事を記入す、奉公人男女とも何方の者召抱たる趣記し、家主の印形、寺判夫々に押し、三月頃より六月頃迄に庄屋名主判元見屆、支配役所へ差出す、尤も國所により帳面の振合は違へり、就中九州は人別改最も嚴重にて、男女拾五歲已上、家族は勿論下人下女迄銘々印形を所持し、人別改の節村々へ、御料は御代官手代、私領は其家々により領主役人又は大庄屋等へ行き、目通に一人別々出でゝ印形を差出す、又所により踏繪を爲すあり、或は他國他領の者養子娘等にいだし、其處の人別に加はる時、並に欠落者歸住の節は一度繪踏せしむる處あり、諸藩に於ては其家々の仕來によれり」、と見えたり、「キリシタンジユウ」參看、

ジユウジユツ　銃術　砲術(ハウジユツ)を見よ、

シユウセイ　終正　式正(シキシヤウ)を見よ

シユウダウ　衆道　男色をいふ、若衆道の略稱、「ナンショク」を見よ

シユウト　衆徒　諸寺の請僧をいふ、叢路斯餘に、權大僧都法印が極めなり、僧正は稀なり、平民も德によりて任するなり、東寺には多也」とあり、

シユウモンアラタメ　宗門改　宗旨人別改(シユウシニンベツアラタメ)を見よ、

シユウモンアラタメヤク　宗門改役　(職制)江戸幕府の職名、切支丹教徒の有無を檢察し、信否を審判することを掌る、卽ち宗門上に於ける警察の行政と司法との兩權を有す、大目付作事奉行の兩職より各一人之を兼ね、職高なし、各與力六騎、同心三十人之に隸す(起原沿革)寛永十八年始めて之を置き、切支丹御支配、或は切支丹奉行と稱す、寛永以後宗門改役と改む(德川幕府吉利支丹宗門改考)

ジユエ　受衣　尊僧の弟子となりて僧衣を受けて著するを云ふ、

ジユエイ　壽永　(年號)安德天皇御宇の年號、養和二年五月二十七日兵革疫癘に因て改元す、四年を經て後鳥羽天皇元曆と改む(出典)毛詩に、以介二眉壽一、永言保レ之、思皇多祜」とあるに據る、勘解由長官兼式部大輔備後權守藤原後經勘申す(國朝年號譜)

ジユエイコバン　壽永小判　古金貨の一種、縱二寸二分廣、横一寸七分五厘强、重さ二十四匁、面に○の如き極印あり、背に壽永と、花押との極印あり、金位上、或はいふ壽永中の所造と、又いふ北條泰時の所造と、其據を知らず(金銀圖錄)

ジユガク　儒學　漢學をいふ、漢學(カンガク)及び儒者(ジユシヤ)を見よ、

シユガク井ン　修學院　(寺院)初めは寺、後ち離宮となれり(沿革)山城國愛宕郡修學院村、高野川の東北、叡山の西、靈母坂の西麓に在り、地勢高阜に據り、前に松ケ崎の諸山を控へ、後は比叡山を望み、西南京都市一帶より五畿の山川を指掌するを得(起原沿革)往古播磨守佐伯公行、僧肆算に歸依し、一寺を創立し修學院と名付けしが、永延中官寺となる、其後數百年を經て荒廢に歸し、只村名にのみ殘れり、江戸時代に至り明正天皇の卽位あるや、其德川氏の出にかゝるを以て、幕府は後水尾上皇の爲めに、此地に造營し、前名を踏ぎてまた修學院と名付け、宸遊の處となす、其創立は林丘寺記に、承歷年間御造營數度御幸云々の文あれば、御讓位の後間もなく造營ありしなるべし、法皇崩御の後は修理もなく、離宮亭は法皇御在世のうち燒亡して、再造の事なし、寶元法皇の時、幕府に命じて修造せしめ、毎年數度の御幸ありて、親から其紀行を著はし給へり、法皇崩御の後は久しく荒れたりしが、光格上皇御幸の爲め、大に修理を加へ、亭榭も再造し、其面目を一新す、幣後幾多の變遷を受け、明治維新離宮と稱し、今日に及べり、而して離宮は御茶屋を稱し、上中下の三所に分る、東北に在るを上ノ御茶屋、稍々西して南に在るを中ノ御茶屋、西に在るを下ノ御茶屋とす、互に鼎立の狀を成し、地積總計八萬四千四百三十五坪あり、上ノ御茶屋最も大にして、中下はみな十分の一にも及ばず、下ノ御茶屋の西に正門あり、東裏門を出づれば道二岐あり、南は中ノ御茶屋に通じ、東は、上ノ御茶屋に通ず、當路みな白砂を敷き、青松道を挾む、兩傍田畑皆御料地にして、村民に耕作せしむ、地勢東に至り益々高く上ノ御茶屋に至る○上ノ御茶屋、最高處に在るより名づく、離宮中主要なるものなり、山を負ひ、野に臨み、中に大池を穿つ、浴龍池と名づく、南門より入り右折し、石磴百餘級を登れば隣雲亭あり、構作清雅優美、離宮中の最高所に在り、眺望絶佳、京洛の城邑、五畿の山川みな一眸に集る、亭の北に洗詩臺あり、臺北曲徑を下り、石橋を渡り、行くこと數百歩、道岐れて二となる、左に一島あり、島中に窮邃軒といへる小亭を建つ、亭名の親は後水尾法皇の宸翰なり、其西南に萬松塢島あり、千歲橋を架したり、文政中所司代内藤信敎の進

(上御茶屋)

建に係り、兩端切石を以て高く橋蹬を築き、上に屋橋を作る、東を四阿屋とし、鳳凰に擬して屋頂に金銅鳳の花を含み風に舞ふ狀を作る、左右みな欄干擬寶珠あり、南北兩側腰掛を設け、遊憩眺覽の所となす、これを過ぐれば池の中央に岩石より成れる三島あり、老松叢生して龍蟠蛟屈、翠光滴らんと欲す、小亭あり、夫より還りて窮邃軒に登り、更に北に降る、苔徑羊腸として、紅葉の踯躅肩を沒す、行くこと數百歩にして土橋あり、右に一島を望む、楓樹多し、紅葉谷と名づく、また池に傍ひ西に旋れば池畔に御舟屋あり、少しく西して左池畔に御舟附あり、南に向ひ切石もて階數級を作る、之より左折して南に進めば左は池に傍ひ、花樹を雜植す、更に進みて東へ折れ、正門内に至れば、則ち隣雲軒下にして、初めて園池を一周せるなり、大要林泉の構造は、自然の勝地に據りて人工を省く、其四方遠近の山川をとりこめて、園中の嘯眺を爲したる知さは、趣向意表に出づ、その構作精妙蓋月を經て、愈々その景趣を加へ、天下有數の名園となりしも、偶然にあらず、上ノ御茶屋より門内を出で、再びもとの道に出で南に向へば、中ノ御茶屋に出づ○中ノ御茶屋は、上ノ御茶屋と同時の創建なり、樂只軒と號す、時に皇女光子内親王深く佛法に歸依し、御落飾の意甚だ切なるより、此離宮を賜ひて佛寺となし、黎明山林丘寺と號せしが、明治十八年其一部を中茶屋とし給へり（「リンキフヅ」參看）其結構を按するに、正門は西南に向へり、まづ石階を登り、左折して行くこと百餘歩にして樂只軒に至る、卽ち承應創立の時造營ありし所にして、後水尾法皇宸輪の御額あり、正殿六疊をはじめ、次の間八疊龍田間と稱し、北數室相連接す、外縁に出で階を經て昇ること數級卽ち正殿なり、入口廊下の杉戸紙

（尾茶御上）

園會山鉢の畫は、住吉具慶筆といふ、二棟みな南面にして、正殿は十三疊、北側に床の間及び棚あり、棚の數凡て五層、長短高低みな變化ありて極めて奇なり、下層に押入あり、其上には三角形戸棚あり、小襖に友禪染製造の圖を繪く、壁張付には離宮八景の詩畫、色紙にして當時畫上人の合作なり、其他各間襖及び壁張付の畫はみな名匠の筆に成れり、南面はみな林泉にして、幽邃清楚なり、東北は佛間をはじめ數室あり、外縁折廻りの欄干は、故さらに其柱を亂杭並となし、極めて奇なり、再び原路に還り、左折して下ノ御茶屋に至る○下ノ御茶屋は、御茶屋三所の中最西部にして、且つ最も低位に在り、書院十二疊東南に面す、壽月觀と稱す、上段三疊林逆棚袋棚等あり、西南の高所に十三疊の一室なる藏六庵あり、壽月觀と共に、みな後水尾法皇宸輪の額を掲ぐ、又茶室あり、みな雅潔優美を主として成る、四南みな林泉に向ひ、蒼苔徑淨くして、澗泉石に咽び、上には雜樹柯を交へ、談笑掩映す、また一小仙寮にして、遊憩少時萬斛の塵慮を洗ふに足る（京華要誌）

（下御茶）

シユキギデン 朱器殿 大内裡の東南、春興殿の東に在り、其結構等詳かならず、紀略に、寛仁四年七月二十二日夜大風朱器殿顚倒の由見えたり（大内裡圖考證）

シユキギヤウ 執行 寺社に在る役僧、上首として諸務を執行するものを云ふ、法勝寺、金剛峯寺、清水寺、祇園等に之を置く（僧官位考）

ジユキヤウジ 壽經寺 傳運院（テンダツキンン）を見よ、

シユクエ 宿衣 衣冠直衣を云ふ、宿直等に著る褻の服なるを以て名づく、又宿裝束とも云ふ、

シユクエウシ 宿曜師 「スクエウシ」と訓す、同條を見よ、

シユククワン 宿官 外記、史、式部、民部丞、檢非違使別當、六位藏人等の既に叙爵せる者は、巡によりて受領に任ずるを以て、其順を待つ間、先づ諸國の權守權介に任ずるを云ふ、宿官すべき人々は毎年縣召除目の時、外記より勘申す、之を宿官勘文と云ふ（除目抄、羽倉考）

シユクサツ 宿札 「ヤドフダ」を見よ、

シユクシ 宿紙 紙屋紙（カミヤガミ）を見よ、

シユクシヤウゾク 宿裝束 宿衣に同じ、「シユクエ」を見よ、

シユクセンリヨウ 縮線綾 しゃらなよせて織りにる綾を云ふ、しゃらとは、糸の縮みたるをいふ、卽ち地に縮みを織れるものなり（貞丈雜記）

ジユクセンリヨウ 熟線綾 極上の糸にて織りたる綾をいふ（貞丈雜記）

シユクツギクワンショフギヤウ 宿次過書奉行 鎌倉、室町幕府の職名、路次往還及び過書（關の通り切手）の事を掌る、宿次は驛路の義、過書は過所の義、所書同音、故に俗誤て過書となす 建久六年正月、眞如院僧正眞觀歸洛の時、宿次傳馬途夫等の事、三浦介義澄、民部丞盛時等、奉行として支配す、されども初めは一定の職にあらず、臨時に其事を行ひしなり、後常に奉行人を定め置く、室町幕府の時に至り、將士に關津の過所を下す事を掌る、文正元年十月、白河修理大夫入道（名缺）の被官奥州へ下向す、諸關其煩なく、人馬勘過すべき旨の過所に、飯尾肥前守之種、清原和泉守貞秀連署すと見ゆ、これ宿次過所奉行なり、但し鎌倉時代には、執權連署共に連署せしが、室町時代には、只だ奉行のみ加署する事となる（武家名目抄、官制沿革略史）

シユクフギヤウ 宿奉行 將軍出行の時、宿割の事を掌る臨時の職、

シユクラウ 宿老 舊は宿德老成人の稱にて、職名にあらざりしが（一）鎌倉幕府の時、評定引付兩衆を置き、老成人を以て之に補ぜるより、或は泛稱して宿老といへる事あり（二）室町幕府の時、右兩衆の別稱となる（之を區別して稱する場合には評定衆を宿老、引付衆を中老といへり）故を以て老少の別なく、職に在る者皆之を稱す（三）又五箇番衆の領袖を宿老家となし（四）諸大名家、又其重臣を宿老と稱す、江戸時代にも同じく踏襲して老中を宿老とも稱したり（鎌倉年中行事、武家名目抄、德川實紀）

シユゲイシユチ井ン 綜藝種智院 名義 王朝時代に於ける私立の宗教學校 所在 京都九條坊門の南油小路の西 起原沿革 天長五年僧空海の創設する所にして、我國宗教學校の初めなり、空海死後沿革詳かならず（大内裡圖考證）

シユケイレウ 主計寮 名義 「カズヘレカ」又「カゾフルツカサ」とも訓む、唐名金部度支 所在 大内裡美福門の内、民部省の東南 職掌 調及び雜物を計納して、國用を度り、用度を勘勾する事を掌る、民部省の被官 職員 頭一人從五位上、助一人正六位下、本寮官外記は主税寮と共に要劇官なるを以て、長次官は吏務に熟練したるもの、若しくは諸道の博士を以て之に任じ、この内一人は必ず算博士の職を兼ねたり、大允一人正七位下、少允一人從七位上、大屬一人從八位上、少屬一人從八位下、算師二人（專ら計算のことを掌る）從八位下、史生六人、本寮職員は主税寮と共に、他司よりも其勞多きを以て、其俸給も從ひて優渥なり、故に後世二寮職員を稱して（職掌）温職と云ふ 起原沿革 文武天皇大寶令の制、右の職員を置く、和銅元年史生六人を加ふ、延喜式に至り十一人となる（令義解、職原抄、官職紀抄、職官志、古事類苑官位部）

シユゲンダウ 修驗道 名義 佛教の一派、山岳に起臥して修行するを目的とするもの、修實行驗法成の義なり、一說に修とは修生始覺の修行にして、驗とは本有本覺の驗得なりともいふ、不動明王を以て本尊と爲す、而して此道に入りて修行を爲すものを修驗者（略して單に修驗とも驗者ともいふ）または山伏（山臥とも書す）といへり、山伏はもと山野に起臥して苦行するものゝ總稱にして、修驗者のみに限らざりしが、いつしか兩者を混同して、山伏といへば、修驗者の事を指すことゝなりたり 起原沿革 役小角より起る、小角は大和の人、長ずるに及びて深く三寶を尊び、心を呪術に傾け、三十二歲の時、同國葛木山に入り、巖窟に居し、葛を被り松を餌し、清泉に沐みて、孔雀の呪術を修め、神通自在にして、能く鬼神を驅役したりとの傳說あり、また攝津箕面山に入り祕密灌頂を修す、これ今の深山灌頂なりといふ、後ち宇多天皇の御宇、僧聖寶あり、好んで名山靈地を跋涉し、小角の跡を踏みて大峯を開拓し、昌泰三年吉野鳥栖山鳳閣寺にて峯受灌頂の儀をはじめ、修驗道を再興す、後ち眞觀の末醍醐寺を草創し修行の道場となして留住す、卽ち眞言修驗にして、所謂三寶院の流なり、之を當山派（當山派）といふ、尋で堀河天皇の御宇に增譽あり、白河法皇熊野御幸の先達と爲り、熊野三山の檢校に補す、天台の修驗は實に增譽の開く所にして、所謂聖護院の流なり、之を本山派（本山派）といふ、之より修驗道は漸く形を爲して次第に榮え、諸國の名山大川は到る處として其徒が修行の地とならざるはなく、從うて大和の金峯山、同國の吉野、紀伊の熊野、出羽の羽黑、加賀の白山等、其者名なるもの頗る多し、而して當山派の山伏は大峯より熊野に出で、本山派の山伏は熊野より大峯に出で、修行す、前者を逆の峯入といひ、後者を順の峯入といふ、江戸時代に入りて全國の山伏を二分して三寶、聖護二院に分屬支配せしめしが、寛政文化の際に至りては漸く衰へ、明治五年十一月に至り、太政官布達を以て遂に廢止ぜらる、然るに、近來又再興し、天台修驗は大和の金峯山寺を本山とし、舊によりて修驗道と稱し、管領職を置き、眞言修驗は三寶院に所屬し、未だ獨立の體を備へず、之を勤士と稱す、修驗者卽ち山伏は、もと僧俗の間判然たる區別なかりしより、後ちには半俗半僧のごときものとなり、轉じて僧侶とは全く別のものとして取扱はるゝに至りしが現在は俗人となれり、（服裝）其頭髮は、本山派は役小角の形像に倣ひて有髮、當山派は聖寶の形像に隨ひて無髮なりき、而して其形により下山伏、擬山伏、剃山伏等の名あり、また裝束につきては古き時代は詳かならず、木葉衣に役小角の像あり、頭巾、袈裟を著け、鍋杖、錫杖を左右に持ち、高履をはきて巖上に立つ、其相貌いかにも悚然たるものなれども、其服裝は、もとより小角當時のものにあらず、また七十一番職人歌合に山伏の圖あり、頭巾に鈴懸衣、袴、はゞき草鞋を著し、右手に斧、左手に念珠を持つ、これは鎌倉末期の風俗にして、小角を去る七百餘年なりとす、江戸時代には頭巾、斑麻、鈴懸、結袈裟、法螺、殿多角念珠、錫杖、笈、肩箱、金剛杖、引數、脚半を十二道具と稱し、また之に檜扇、柴打（斧及び刄鉞をいふ）走縄、草鞋を加へて十六道具と稱し、法器具足、頗る整頓せり、今其重なるものに就きて說明を加ふべし、（一）頭巾、頭上に被るもの、裏頭（中頭）

（入峰）

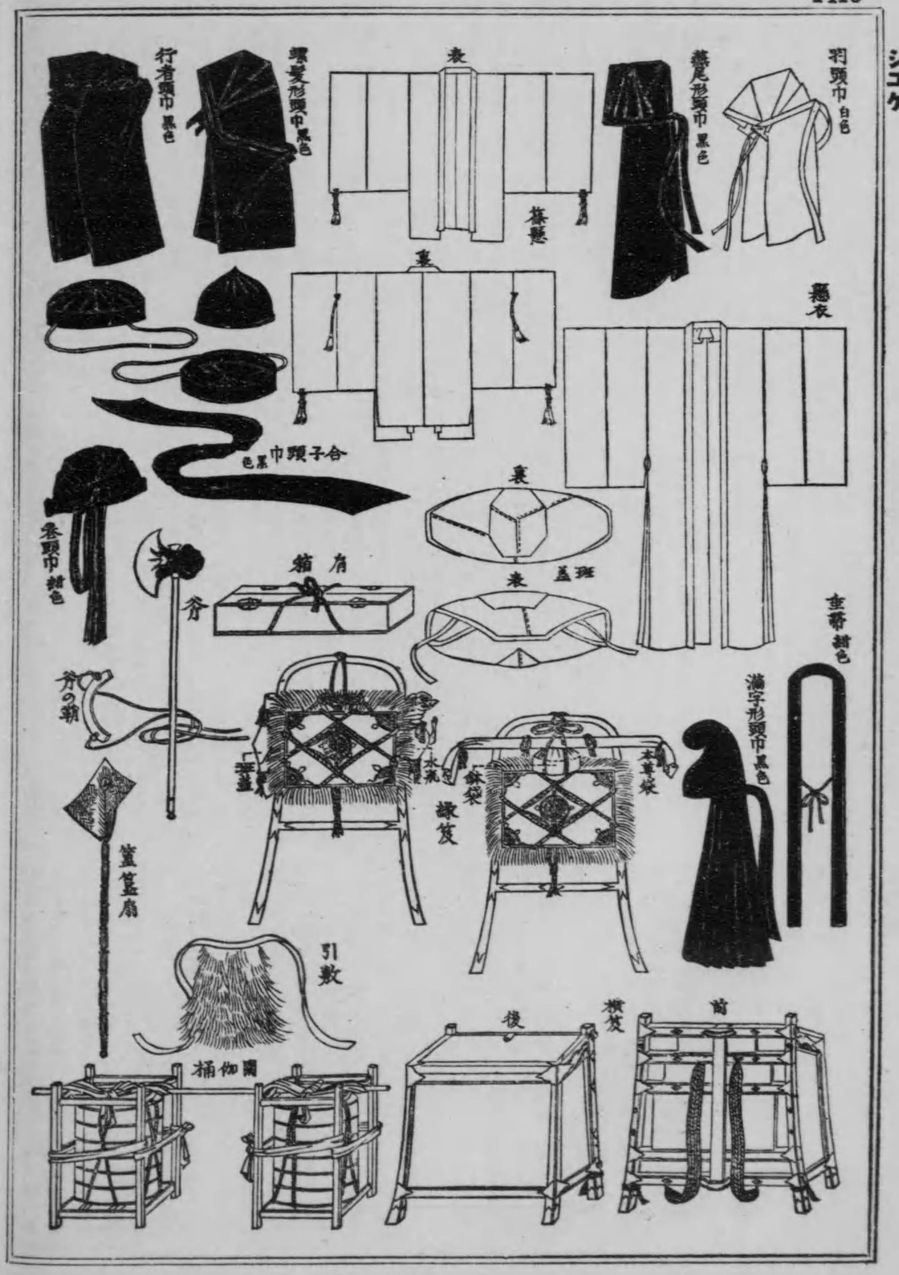

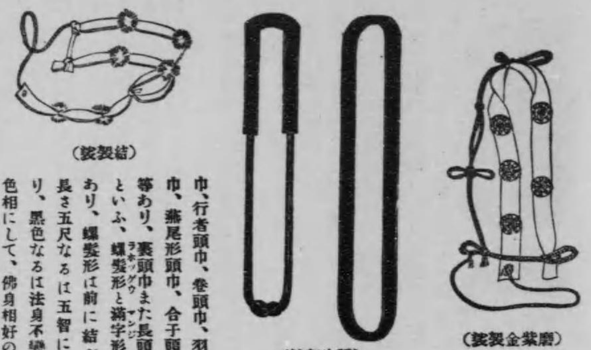

巾、行者頭巾、巻頭巾、羽頭巾、燕尾形頭巾、合子頭巾等あり、素頭巾また長頭巾といふ、螺髮形と滿字形とあり、螺髮形は前に結ぶ、長さ五尺なるは五智に象り、黒色なるは法身不變の色相にして、佛身相好の螺髮を表す、これを佛の山伏と名づけ、優婆塞形の山伏これを著す、滿字形は後ちに結ぶ、長さ八尺なるは不動頂上の八葉を象る、滿字とは八葉なり、擬山伏之を著す、行者頭巾は、役小角の形に倣へるもの、巻頭巾は頭上に巻きたるもの、羽頭巾は帽子の異製なり、また燕尾頭巾、合子頭巾の如きは、其形(圖略)によりての名とす、(二)斑蓋、頭上に冠るもの、正大先達の用具にして、佛界蔭埵の天蓋、慈悲覆護の形相なりといへり、白綾にて包み、頂上に八葉を表し

(鶴)て八角の錦を付く、(三)篠懸、素襖の如くにして二幅あり、修行衣にして、本山派は絲總、當山派は金總なりといふ、名義は、山路を分け行くに、篠の葉にかゝるをいふ意なりとも、猥褻の義なりともいひ詳かならず、一に鈴懸とも書するは借字なるべし(袋)(四)裂裝、五條七條九條等あり(「ケサ」の條參看)結裝は本山派にて用ふ、直垂の衝綴のごときものを(大鎧)つけたり、俗に馬鹿といふは形によりてなり、磨紫金裝は當山派にて用ふ、輪寶をつけたり、輪裝裝は兩派共に之を用ふ、(五)懸衣、允達度衆の著衣にして、從果向因の形儀なり、尤も衣帯を附すべし、新客等は、著甎を要し、從因至果の形儀に法る、(六)(袋)(巻)(法)乗帯、懸衣の上に結び垂る帯なり、(七)法螺、佛道にて古くより法會の節之を用ひ、其役人を螺吹の役といへり、山臥も修法の時用ふれども、各人之を携ふるにはあらず、而して別に小螺を各人腰に帯ぶ、これは修法用のみにあらず、峯中修行の時、霊霧暗夜等に、道を失はざらんが爲、互に吹きかはして、座答するの具に供したり、宿著、宿立の時等其吹き樣故(豊)實ありといへり、(八)笈、緣笈横笈の二種あり、緣笈は正先達の用具にして、中に小不動一尊、金剛袋一箇、前具一面、乳木二枝、如意一本、香爐一尊等を納め、木尊袋、鉢袋、水瓶、斑蓋等を附す、横笈は新客の用具なり、中に金剛袋、金剛供、前供一面、佛具巾一筋、覆面一筋、乳木並に小乳木、抹香、散香、切花、(斧)鑿、鈴具、壇幕一手、油單一帖を納む、なほ「オヒ」の條參看せよ、(九)肩箱、笈の層に附する小箱、長さ一尺八寸、横六寸、高さ五寸、白色の紐を蓮花合掌に結ぶ、中に峰書、座配帳、役者帳、現參帳、番帳、香傳帳、長帳、碑傳草案、三時勤行帳、研一面等を納む、(十)斧、山路を開くに必要なる用具にして、峰入の時の行

(岳)列には、第一番にあり、(十一)閼伽桶、水桶なり、峰入の宿々にて、新客等毎日三荷の閼伽水を吸む事、修行の第一としたりき、(十二)嚴多角念珠、稜角の立ちたる念珠なり、(十三)八目鞋、乳多くして一隻に八つあり、八葉の蓮華を表はすといへり、(十四)引數、鹿又は熊の皮を用ふ、山岳經過の時、何處にても、腰打かけて休息する時の用なり、(十五)笠蓋扇、蒲葵にて作りたるもの、峰入の時に腰に挿す、今修驗道衣體式により、其重なるものを圖して參考に供す、【山伏の官職並寺務】當山派は、修驗の大意(天保年間に當山派の總學頭深川寺行阿が幕府の諮問に應じて寺社奉行に呈したるもの)に「年中春夏秋三度入峯の僧侶を一僧祇と云、檀律師に任じ法樹に叙ぜらる、僧祇六度の山伏を法眼に叙し、権少僧都に任ぜしめ三僧祇九度の山臥を權大僧都に任ぜしめ、法師に叙ぜらるゝ事古法なり、當今は三綱を經る族稀にして、直に法師に至り磨紫金衣を著し、大先達と稱し、出世と號す」と見え、また「初度入峯の僧侶を新客と稱し、二度以上を度衆と云、九度を大越家と號し、三十六度を大先達とする等を職掌と名目に候事」と見え、本山派は、修驗衣體式なる寺務井衆僧職掌名目之事の條に、「院家三山奉行、院室、求菩提山竜門山兩座主、峯中出世、長床宿老、直參、參仕修學者、先達、公卿、年行事、御直末院、准年行事、役僧、觸頭、御朱印地別當、諸同行」と見えたるにて其大概を知るべし、(修驗の大意、木葉衣、山伏考、佛教各宗綱要、山伏道具、修驗道衣體式)

(閼)(足目人)(靴)(笠蓋)(斧)(大越家)(度衆)(大先達)(僧祇)

シユケンモン 崇賢門 大内裡豐榮院十七門の一、古本拾芥抄に「スダン」と訓めり、院の南面の門にて、豐榮門の西七間の所に在り、拾芥抄に「崇賢門、西方右廂門」と見えたり(大内裡圖考證)

シユケンモン井ン 崇賢門院 ◎藤

原仲子、梅町殿と號す、初めは三位局と號す【系脈】從一位贈左大臣兼綱の猶子、實は石清水八幡宮祠官法印通清の女【事蹟】建武二年生る、後光嚴天皇の典侍、後圓融天皇の御母、康曆二年正月二十八日三宮に准ぜらる、永德三年四月二十五日院號を賜ひ、應永三十四年五月十四日薨す、御年九十三、京都市上京區行衛町華開院中に葬る(尊卑分脈、女院部類、陵墓一覽、門院傳)

シユゴ　守戸　陵(ミササキ)を見よ、

シユゴ　守護　【名義】武家の職名、警備の爲めに諸國に之を置く、其土地人民を守護して奸盜を防禦するより名づく、又總追捕使ともいふ、追捕使(ツキブシ)の條參看○守護自ら其地に臨まず、人をして己に代らしめて、庶務を攝行することあり、之を守護代といふ、又守護代官、單に代官ともいふ(守護の幕府に祗候する間、及び在國の時にても代らしむることあり)、又任地に在りて、使を遣して其國の田畑を檢覈せしめ、又は租稅を催督せしむることあり、其使を守護使といふ、臨時の所役にして、守護の私に定むる所なり、また守護代に代りて所職を攝せしむるものを又代、又代官、小守護代といへり、【沿革】最初は警備を主とし、國中の雜務を沙汰し、在廳人と相並びて事を取扱ひしが、後には大番催促、謀反人、殺害人の檢斷の三箇條を務めとし、其他強盜竊盜山賊海賊等の檢斷をも兼ね行ひ、又軍役ある時は國中の地頭御家人を催し、國民を夫役に充て、之を率ゐて事に從ひ、國務に交るを禁ず【起原】文治元年十一月源頼朝、義經追捕及び奸盜に備ふるを名とし、奏請して諸國一般に設置せしを始めとす、然れども是より先、各地に私に置きしものあり、治承四年安田義定を遠江、武田信義を駿河守護とし、元暦元年梶原景時土肥實平を播磨美作等五箇國の守護とし、大內惟義を伊賀國守護とせしが如し【沿革】貞永元年北條泰時式目を定むるに及びて、前に擧げし大犯三箇條の制を定め、正元元年鎮西守護に雜務を沙汰せしめ、弘安九年七月は訴訟の裁許を取扱はしむ、鎌倉幕府の末に至りては、諸國守護人、地頭職を兼攝し、遂には大小の事務悉く關涉し、地頭家人を驅使する事臣僕の如く、且つ當時は概ね世襲の任となれり、然れど罪あれば所職を離たる、人員は大概一國に一人を置きしが如くなるも、又一人にて二箇以上數國を兼ねたり、北條時政は七箇國、佐々木經高は淡路阿波土佐三箇國、梶原景時は美濃播磨二國、島津忠久は大隅薩摩日向等の守護たりが如し、建武中興諸將の功を論じ、新田足利楠木名和の諸氏並に一國若くは數國の守護に補す、此時は國司守護を併せ領して以前の如くならず、足利尊氏京都に據るに及び、建武式目の中に、守護職は、上古の吏務なり、國中の治否、只此職に依る、最も器用者を補せられ、撫民の義に叶ふべし、頃者勳功の賞を以て守護を補するは、殊に古制に乖けり、若し功勞あらば莊園を給すべし、吏務に預る事を得されと、制定せり、又建武五年の令に、守護の職は、民を安んずるを主とす、若し治術に短ならば、理まさに職を革む可し、頃日聞く、守護勳功に誇り、諸第の職と稱し、擅に寺社、及び公卿の處領を奪ひ、これを家人に充て行ふ、甚然ろ可らず、又本主に告發せらるゝ時は、引付の奉書を叙用せず、請文に及ばず、徒に旬月を涉り、多く催促を累ぬ、愁歎の聲、勝て計ふ可らず、仍て逢菅の科條に就き、守護改定の沙汰有るべし」とあり、室町時代の初め、猶貞永の古制に據りて、守護は、大犯三箇條の外、關涉すべからずとの令あり、然れども當時の守護、率れ世職に係る、一國の諸政、擧げて之に歸し、家併樣奪至らざる所なく、新關を構へ、山川の稅を收めて、黎庶を困ましむ、蓋し式目に載る所の制令行はれず、明德中の頃に至ては、諸將の守護を領する、少き者は一國或は半國を領す、遂に一國守護、半國守護等の稱あるに至る、多きは則ち二三國にして、山名時氏は五國、氏清は十一國を領するに至る、皆城に據り兵を蓄へ、儼然たる諸侯の姿をなし、幕府亦これに依りて資用を課するに至れり、寶德二年五月、神泉苑の壇壁を築く時守護に課するに、每國絹四丈八尺を以てす、寬正四年八月、將軍義政の生母藤原氏薨ず、佛事錢を課す、三國の守護に萬匹、二國に五千匹と見えたる是なり、以て鎌倉時代の守護と事狀異なりしを知るべし、應仁大亂の後は、諸將各在國して、復幕府に從はず、國中の地頭御家人を皆己の臣とし、終に兼併割據の世となり、海內亂れ群雄互に併呑し、甲仆れ乙興り、天文の末に至り海內舊守護の存するもの、近江の六角、若狹甲斐の兩武田、駿河の今川、豐後の大友、薩摩の島津等六七家に過ぎず、織田豐臣氏起るに及び、海內の豪族を征服し、其要國を以て親族部將に與へ、島津氏を除く外悉く滅亡す○守護代は、もと私に補せし職なれど、一國の成敗を執行するが故に、大名の家人たりとも、其職に補せらるゝ時は、幕府へ伺候し、謁見をも許さる、因りて守護代を補するには、守護より幕府に申して、後に命ずる例なり、吾妻鏡正治元年十月廿四日の條に、參河國守護藤九郎盛長の代官善耀見え、承元元年六月廿二日の條に、紀伊守護代見えたるを始めとす、室町の時、守護多く留りて京都に在りしかば、部下の吏務に練達せし者をして代りて治めしむ、擧用守護に由ると雖も、必ず幕府に請ひて之を授くる事、鎌倉の時の如し(關東にては鎌倉御所に請ひしなり)、歲時の進見、率れ幕府の臣の如し、初めは人を撰びて任ぜしが、後ち遂に世襲となる、畠山氏の游佐に於ける、斯波氏の織田に於ける、赤松氏の浦上に於ける是なり、此等の守護代は、其地に土著し、威望あるを以て、室町時代の季世に至りては、守護を放逐して自ら代り、又は被管を離れて獨立したるものあり、織田豐臣兩氏の世にも、守護代の名稱ありと雖も、假に其地を守らしむる者の稱、一國の領主とせしにはあらず、慶長以來、此等の名稱悉く廢絕したれど、江戸時代にも、諸侯の重臣たる者、幕府に參して將軍に謁見を免さるゝ例あるは、全く古への守護代の餘波なるべし○又代は、守護の族人又は家人を任ず、若狹國守護職次第重時の條に、次守護御代官加賀守殿自三延應元年一拜領之、其代平左衞門入道云々」、長門國守護職次第に、武藏守殿(師時)御代官駿河三郎殿、弘安四閏七晦、下國又代官、平內左衞門尉」と見えたるを始めとす(吾妻鏡、貞永式目、守護地頭名義考、守護地頭考、武家名目抄、官制沿革略史)

シユゴ　守護　節刀に賜ふ所の餌を云ふ、又日月護身とも云ふ、桃華蘂葉に、節刀者雜餌也、其中靈餌有三二柄二柄百濟國所三貢進、日月護身餌破敵將軍餌等也、納三辛櫃一合六行幸之時相三副賢所一被レ奉レ選也、云々」、世俗淺深秘抄に、被レ置三宜陽殿一御餌數柄之中、破敵餌守護餌以二此兩柄一爲三朝寶一云々」とあり、「セツタヤ」參看、

ジユゴウ　准后　「ゾウサングウ」を見よ、

シユゴウシヨ　主工署　【名編】「ミコノミヤノタクミノツカサ」ともよむ【職掌】東宮土木の營作及び銅鐵、雜作の事を掌る、春宮坊の被官【職員】首一人從六位下、令史一人少初位下、工部六人、使部六人、直丁一人、驅使丁六十人【起原沿革】文武天皇の大寶元年に創置す(令義解、職官志)

シユゴシ　守護使　「シユゴ」を見よ、

シユゴダイ　守護代　「シユゴ」を見よ、

シユゴフギヤウ　守護奉行　【職掌】室町幕府の職名、諸國守護人の轉補得替等に關する諸事を掌る【起原沿革】武家名目抄に「鎌倉時代治久しく、武家の法制定まりて、守護轉替少きを以て、別に此職を設くる必要あらざりしが、足利氏權を執るに及びては、南北朝に分れて相攻伐し、諸家向背絕ることなきを以て、從て守護轉替多く、且つ所領を押領する等の事多かりし故に、其の沙汰繁雜なるを以て、特に此の奉行を設けしなるべし」と云へり、建武式目追加に、諸國守護人之事(建武五後七廿九御沙汰、奉諏訪大進房圓忠)とありて、條令を定めて本所領を押妨し、大犯三箇條の外、他の所務に從ふべからざることを命じ、近國は十日、中國は二十日、遠國は三十日を限り施行せしむ、これ守護奉行の濫觴なるべし、花營三代記應安四年十月十九日の條に、守護奉行右筆齋藤右衞門入道と見えたり、義滿以後南北相和し、亂亂稍々定り守護の轉替多からざるを以て之を廢した り(武家名目抄)

シユゴフニフチ　守護不入地　【名義】守護の土地を檢注し租稅を催促することを禁ぜし神社佛寺權門の領地なる云ふ【起原】後鳥羽天皇嘉永三年、源頼朝奏して神社佛寺に領地を加へて、神佛を崇敬す、其後守護地頭を置くや、守護地頭等漸く神佛領を押領し、恣に神人供僧等を驅使する故を以て、屢々令して之を禁ぜしむ、之を守護不入と云ふ、蓋し白河鳥羽の崇佛敬神の餘、多くの莊園を寄せ、國使の入部を停め、檢注租稅催促を禁じたりしに倣ひしものなり、守護使入部の文字の見えたるは、寬元二年六月三日の賀茂別當社文書に、請賀茂社領石見國久永庄永停守護所使入部並高野山流人雜事」とあるを始めとす、嘗後屢々禁じ、室町江戸幕府に至りても、又屢々之を禁じたる事、新篇追加、建武式目追加、武家嚴制錄、憲教類典等に見えたり、

ジユゴンシ　呪禁師　典藥寮(テンヤクレウ)を見よ、

シユザ　朱座　江戸時代、朱及び朱墨等の製造及び賣買の事を掌る所、總て朱の賣買は、朱座の手を經たるものにあらざれば、買受くること能はず、屢々令を發して之を制す、享保十九年八月の達書に、前より朱墨の儀、朱座より朱同樣賣出來候處、近年脇脇にて紛敷朱墨拵賣出候由相聞、不屆に候、朱墨賣買いたし候ものは、如二前々一朱座にて買請商賣可レ仕候、自今紛敷墨拵出もの有之に於ては、急度笞可二申付一、享保十九寅年八月」、又寶曆九年に、右之通享保十九寅年相觸候處、右之趣を致二忘却一候哉、脇々より紛敷朱買請、致二賣買一旨相聞不屆に候、彌前々の通、朱座より賣出候朱並朱墨賣請可レ致二商賣一候、以來脇々より買請候儀於二相顯一は、吟味之上急度笞可二申付一候、右之通可レ被二相觸一候、寶曆九卯年」とあり(寶曆集成)

シユサイ　儒祭　【名義】儒禮を以て其祖先等を祭るを云ふ、祭日は春夏秋冬四時の仲月を用ひ、或は家事の都合により春秋二季に祭るもあり、之を時祭と云ふ、又は忌日に行ふもあり【沿革】支那宋の朱熹の家禮を基として、少しく我國の風習を折衷したるものにして、一定の式なしと雖も、先づ主人は祭の前一月より別火をし、服忌の人を忌む、祭の時は吉服にて肩衣袴著用、神主を櫃より出し大茅沙、小

茅沙な、其前に置き、燒香し拜して、降神とて主人盃に酒を受て、大茅沙の上にしたみ、其後肉味の饌を供ふ、次に祝文を讀む、畢て飯汁を替へて、三獻あり、次に膳を撤して茶菓を供し、拜して飲福受ゝ胙とて神主へ備へたる酒飯菓に着を受く、終りて神主を納の祭文を燒き、神主を一拜するを例とす 起源沿革 江戸時代儒者の輩の專ら行ふ所にして、儒葬行はれし以來行はれたるものなり、水戸會津兩藩の如きは藩主自ら行ひたり 種類 主君を祭るもの、父母近親を祭るもの、師弟を祭るもの、先哲を祭るもの、朋友を祭るものあり(古事類苑禮式部)

ジユサウ　儒葬 名義 儒禮を以て行ふ葬儀、蓋し朱氏家禮に據りて建てたる葬式にて、佛葬に對して云ひたる詞なり 種類 喪主以下の人々柩を奉じて直に墓所に至り、先づ其葬地の神を祭り、次に棺前にて祝詞を讀み、香を燒き、拜禮を行ひ、死者の魂を神主に遷して家に歸り、魄を墓所に葬るを例とす、神葬(シンサウ)を參看)と大差なし 起源沿革 應安四年四月、土佐の人野中良繼、母を葬るに儒葬を以てし、明暦二年三月、林春齋亦母を葬るに儒葬を以てす、幣來諸儒之に倣ふて儒葬を行ふもの多し、鷲峯文集泣血餘滴に、昔朱文公、遭二其母祝孺人之喪一、折二衷儀禮士喪一、而制二作家禮一、後學無不由之、本朝釋教流二布國國一、爲二彼徒一、惑、無知二儒禮一者、故無二貴賤一、皆葬事無不倩二浮屠一、嗚呼痛哉、近世有ゝ志之人、雖二偶注一心於家禮一、然拘二於俗風一、而難ゝ欲ゝ爲之之憂一、而其葬悉從二儒禮一、行之云々」と以て其起りを知るべし、猶葬式(サウシキ)參看(古事類苑禮式部)

ジユサウカン　主藏監 官職 ミマノミヤ

ノクラノツカサともよむ 職掌 春宮坊に於ける金玉、寶器、錦繡、雜綵、及び衣服を裁縫し、及び鷹好の屬を掌る、春宮坊の被官 職員 正一人從六位上、佑一人正八位下、令史一人少初位上、史生二人、藏部二十人、使部六人、直丁一人、驅使丁二人 起源沿革 文武天皇の大寶元年創置、廢絶の時詳かならず(令義解)

ジユサウキヨク　修造局 禪宗にて作事を掌る所、此内に諸色作頭あり、卽ち匠人なり、作頭を監するを監作と云ふ、之を「コノコウベ」と云ふ、又直歳あり、「ジツスキ」參看(禪林象器箋)

ジユサングウ　准三宮 名義 諸親王諸王女御及び諸臣の外祖外舅を特に優遇して、三宮に准ずるをいふ、卽ち三宮の年給と等しき、年官(稼一人、目一人、內官一人)年爵(五位一人)を給與す、三宮に准じて年官年爵を賜ひ、三宮に准ずる意、單に准后とも云ふ、後世は年官年爵なく名のみにて地位となれり 起源沿革 清和天皇貞觀十三年四月、太政大臣藤原良房に勅して年官年爵を賜ひ、三宮に准ぜしを始めとす、もと准后の人にて出家後更に准三宮たりしは、藤原道長を始めとす、道長和五年六月准三宮となり、寛仁三年三月出家し、同年五月重て勅して准三宮となす、一說に正暦元年攝政兼家出家の後、准三宮の宣旨を蒙むると云へり、內親王准三宮の始めは、醍醐天皇の第十四皇女康子內親王とす、法親王には後三條天皇の第三皇子師明親王(性信)を始めとす、寛仁二年出家の後准后宣下あり、妃にては鳥羽天皇の妃高陽院藤原泰子(本名勳子)、長承三年三月准三宮宣下を始めとし、女御にては鳥羽天皇の女御美福門院藤原得子、保延七年三月准三宮たりしを始めとす、又攝關の母儀及び攝關の妻室にして天皇の外曾祖母、外祖母たる人准三宮の例あり、攝政道長の室從一位源倫子(後一條、後朱雀、後冷泉三天皇外祖母)は長和五年六月に、太政大臣平清盛の室時子(安德天皇外祖母)は治承四年六月に、知足院忠實の母儀從一位全子は、久安六年正月に准后宣下ありしが如し、僧侶は仁和寺御室法助、延應元年七月准三宮となりしを始めとす、又贈准三宮の例もあり、中御門天皇御母故從二位藤原賀子に寶永七年三月、後櫻町天皇の外祖父故從一位二條吉忠に、明和六年八月准后を贈りしの類なり(年給考)

ジユシ　酒司 名義 サケノツカサと訓む 職掌 釀酒の事を掌る、后宮十二司の一なり 職員 尙酒一人准六位、典酒二人准八位 起源沿革 文武天皇の大寶元年創置、延喜以後廢して又置かず(令義解、職官志)

ジユシ　主事 禪宗の僧職たる都監寺、維那、副寺、典座、直歳の總稱、又知事とも云ふ、委しき事は各條に就て見るべし(敕修清規、禪林象器箋)

ジユシ　咒師 大法會の時に咒願を讀誦する事を掌る僧の役名、

ジユシ　聖至 私年號、應神天皇元年に相當す(古代年號)

ジユシガクハ　朱子學派 名義 支那宋時代の大儒朱子の學說を祖述せる經學の一派をいふ、故に又宋學とも云ふ、朱子名は熹、字は元晦と云ふ、專ら性理を說く、性理とは、人々の受けたる天性を明らめ悟りて道を行ふを云ふ 起源沿革 我國に朱子學の傳來せしは詳かならざれども、鎌倉時代の初めより、宋國と往來盛にして、中葉よりは宋の僧寧一山等の歸化するもの多きを以て、此頃傳はりしものなるべし、末期に至りては程朱の學說漸く行はれ、虎關等を初め禪僧は朱書を讀むもの多し、支那法印は、後醍醐天皇花園上皇の御前に程朱の新釋を講說せり、花園院御記元應元年閏七月廿二日の條に、今夜資朝公時等、於二御堂殿上局一、談二論語一、僧等濟々交之、朕竊立聞之、支那僧都義、誠達道歟、自餘人皆談義勢、悉叶二理致一、また元亨二年七月廿七日の條に、談二尙書一、人數同二先々一、其義等不ゝ能二具記一、行親義其意涉二佛敎一、其詞似二禪家一、近日禁裏(後醍醐)之風也、卽是宋朝之義也云々」、同三年七月十九日朝臣儒敎を以て身を立つることを述べし條に「但近日風體以二理學一爲ゝ先」とあるにて、朱子學の行はれしこと、知るべし、北畠親房又朱子學を奉じ、蘊奧を極め、一條兼良も亦この說によれり、室町時代の末、南禪寺の僧桂菴渡明して、宋學を修め、歸朝の後ち始めて朱子の註に據り、訓點を四書に施せり、藤原惺窩に至り、大に此學を主張し、亦朱學の點本を出す、世に稱して我國朱學の祖となす、林道春は惺窩の門人なり、德川家康に聘ぜられ、大に信用ぜられ、後光明天皇英邁の資を以て、朱氏の新說を喜び給ひしより、朱學大に行はるゝに至れり、特に江戸幕府は林家をして天下の文敎を司らしめしかば、其勢力頗大にして、其奉じたる朱子學は自ら官學の如き姿となり、林家一派は自家の學を以て正學と稱し、他を異學と稱するに至れり、異學(イガク)參看(敎育志料、德川太平記、古事類苑文學部)

○藤原惺窩

- 林羅山
  - 林鵝峰
    - 林鳳岡
      - 林榴岡
- 流井太室
- 林逸齋
  - 安積艮齋
  - 後藤芝山
  - 柴野栗山
  - 松崎慊堂
  - 安井息軒
- 那波活所
  - 伊藤坦庵
  - 伊藤龍洲
  - 江村北海
  - 那波魯堂
  - 那波草庵
  - 菅茶山
- 石川丈山
- 菅玄同
- 松永尺五
  - 木下順庵
    - 新井白石
    - 室鳩巢
    - 南部景衡
    - 松浦露沼
    - 祇園南海
    - 雨森芳洲
    - 榊原篁洲
    - 服部寬齋
    - 三宅觀瀾
    - 向井三省
- 堀杏庵

ジユジン　主神 太宰府の職名、太宰府管內九國三島の諸祭祀を掌る、定員一人、位は正七位下、文武天皇の大寶元年始めて之を置く、延喜式に載せざるを見れば、此の時既に廢せしものならん、「ダザイフ」參看(令義解)

ジユジンシ　主神司 職掌 令外の官、內院、宮寮の被官 職員 中臣一人從七位下、忌部一人從八位下、宮主一人從八位下 起源沿革 桓武天皇の延曆十九年始めて置く、沿革詳かならず(延喜式、三代格、職官志)

ジユシンチヤウ　守辰丁 陰陽寮の職員、漏刻博士に從ひて、漏刻を候ひ、鐘鼓を擊つて時を報するを掌る、人員二十人、文武天皇大寶元年に置く(令義解、令集解、職官志)

ジユジヤ　受者 傳法灌頂を受くる人を云ふ、「クワンヂヤウ」を見よ、

ジユシヤ　儒者 漢學者を云ふ、其家を儒家、其一流を儒門と云ふ、段註說文解字に、儒柔也、註に以二叡韵一爲ゝ訓、鄭目錄云、儒行者以二其記一有二道德一所ゝ行、儒之言優也、柔也、能安ゝ人能服ゝ人、又儒者濡也、以二先王之道一能濡二其身一云々」と見えたり、天延二年十一月十一日菅原文時の奏狀に、當時儒者獻策之勞、云々、伏檢二故實一、儒者之式部大輔云々」と見えたるは、太邦史籍に見えたる初めとす、職原抄大學寮の條に、紀傳、明經、明法、算道、謂二之四道一、云々、凡四道儒者、第一等秀才、第二等明經、第三等明法、第四等算道也、見二令條一、云々」、故實拾要に、日野家、南家、式家、菅家、江家者は儒門也」と見えたり、二中歷には、菅原清公以下五十餘人の名を揭げたり、江戸時代に至りては幕府並に諸藩にて儒者を聘したり、幕府にては若年寄支配にて役高二百俵、御手當十五人扶持、諸大夫にて山吹間詰たり、而して古來より、儒者各門戸を立てゝ互に爭ひしと見え、三代實錄貞觀十二年二月十九日參議春澄善繩の奏ぜし條に、昔者爲二文章博士一之時、諸博士每各名家、更以相輕、短長在ゝ口、亦弟子異門互有二分爭一」とあり、江戸時代には辯難攻擊殺も甚しかりき(古事類苑文學部)

ジユシヤウシヨ　主殿署 職掌 東宮の護衛、漿水、及び菓子の類を掌る、春宮坊の被官 職員 首一人從六位下、令史一人少初位下、水部十人、使部六人、直丁十一人、驅使丁六人 起源沿革 文武天皇大寶元年に創置し、平城天皇の大同二年主膳監に合す(令義解、令集解、職官志)

ジユジヤク　朱雀 私年號、「スザク」を見よ

ジユジヤクオホヂ　朱雀大路 「スザクオホヂ」と訓む、同條を見よ、

ジユジヤクテンワウ　朱雀天皇 「スザクテンワウ」を見よ、

ジユシヤヒキツケ　取捨引付 鎌倉時代裁判の時、文案の可否を取捨する會議、卽ち奉行人引付沙汰落書の趣に從ひて、事書の符案を草し、更

に之を引付に披露するを云ふ(沙汰未練書)

シュ・シュウ　首衆　首座(シュソ)を見よ、

シュ・シュンス井　朱舜水　名誉　名は之瑜、字は魯嶼、舜水と號す、私諡して文恭といふ　系統　朱存之の子　事蹟　明國浙江餘姚の人、萬曆廿八年を以て生る、早く父を喪ひ、やゝ長するに及び、朱永祐、張肯堂、吳鍾巒等に就きて學び、遂に恩貢生に擢でらる、尋で朝廷より累りに徵命ありたれども、辭して就かず、即ち避けて舟山に之く、幾干ならずして始めて我が國に來り、尋で交趾に移り、後ち再び舟山に移る、此時明朝已に清軍の爲めに攻圍せられ、國勢日に蹙るの際なりしかば、舜水事の爲すべからざるを知り、將に安南に之かんとしたれども、風利便ならずして、我國に來り、久しからずしてまた舟山に移る、而して其意常に海外の援兵を得て明朝の恢復を圖るにあるがゆゑに、三たび我國に來りしが、志を得ず、去りて安南に至り、尋で故國に移らんとせしかども、時に清既に四方を混壹せるを以て、義として其粟を食はず、四たび我國に來り、終に復た還らず、是れ萬治二年なり、爾來雖も胃して顚沛落魄するもの十餘年、窮困頗る甚し、柳川の儒士安東省庵之に師事し、絲一半を贈りて米鹽の資を助く、寛文五年水戸光圀其才德文行を聞き、聘して賓師と爲す、水藩の士人多く其門に遊ぶ、性慤毅剛直、博覽強記、其學生に教授するや孜々として倦まず、且つ古今儀禮の大典より農圃梓匠の事、衣冠器用の制に至るまで大小凡百の事殆んど通曉せざるはなく、人みな其多能に服す、天和二年四月十七日卒す、年八十三、常陸國久慈郡太田郷瑞龍山の麓に葬る、舜水生前儉素自ら奉じ費す處なく、遂に三千餘金を斉ふ、蓋し恢復の用に供せんとするにありしもの〻ごとし(先哲叢談、野史)

ジュ・シ——シュセ

ジュ・ショククワンチヤウ　授職灌頂　灌頂(クワンチヤウ)を見よ、

ジュ・ショ・ショ　主書署　名稱　「ミコノミヤノフンノツカサ」とも訓む　職掌　東宮の書藥、筆硯の類を供進する事を掌る、春宮坊の被官　職員　首一人　從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人　起原沿革　文武天皇の大寶元年に創置し、平城天皇の大同二年主藏監に合す(令義解、令集解、職官志)

ジュス　繻子　絹布の一種、地厚くして滑に光澤あり、白黑緋茶色及び柳條飛紋の數品あり、天正年間、京都の職工、支那の法に倣て繻子を織る、之れ日本にて繻子を織る始めとす、天保年間、桐生の職工始めて繻子を製す(和漢三才圖會、工藝志料)

ジュス井・シ　カサ」、又「モトリノツカサ」とも訓む、唐名上林署、或は膳部署　職掌　供御の水漿、饌粥、及び水室の事を掌る、宮內省の被官　職員　正一人從六位上、祐一人正八位下、令史一人少初位上、史生二人、水部四十人、使部十人、直丁一人、驅使丁二十人、氷戸百四十四戸、延喜式に御井守二人あり　起原沿革　上代は水取造の世職なり、古事記仁德天皇の條に、水取司の驅使丁の事あり、大寶元年主水司を置きこれを管す、弘仁七年、雜色十二人を增置す、明治四年免許稅、釀造稅等の率始めて定まる、即ち免許料として、清酒は金十兩、濁酒は五兩を納め、造額の多少に拘らず、釀造稅は清酒金五兩、濁酒一兩二分と爲す、爾後屢々改補修正して現今に至る(大日本租稅志)

ジュセイ　主水司　名稱　「モヒトリノツカサ」、「モヒトリノツカサ」、「モトリノツカサ」とも訓む、唐名上林署、或は膳部署　職掌　供御の水漿、饌粥、及び水室の事を掌る、宮內省の被官　職員　正一人從六位上、祐一人正八位下、令史一人少初位上、史生二人、水部四十人、使部十人、直丁一人、驅使丁二十人、氷戸百四十四戸、延喜式に御井守二人あり　起原沿革　上代は水取造の世職なり、古事記仁德天皇の條に、水取司の驅使丁の事あり、大寶元年主水司を置きこれを管す、弘仁七年、雜色十二人を增置す、明治維新に至り、較々修正を加へ、明治四年免許稅、釀造稅等の率始めて定まる、即ち免許料として、清酒は金十兩、濁酒は五兩を納め、造額の多少に拘らず、釀造稅は清酒金五兩、濁酒一兩二分と爲す、爾後屢々改補修正して現今に至る(大日本租稅志)

ジュセイ　酒稅　名義　酒に賦課する稅をいふ　起原沿革　上世酒に賦課したることなし、三代實錄に、元慶二年河內國旱飢す、御酒米六十五斛を賑恤するに堪へずと見えたり、又正倉院文書大正稅帳に、酒若干を攝ぐ、皆田租の中を以て之を處辨し、未だ酒稅のことに與からず、然れども、式目新篇追加に、酒役は、往古より課する所なりといへるによれば、鎌倉幕府以前已に之あること知るべきなり、鎌倉幕府の時、酒は米穀を消耗するを以て屢〻沽酒を禁制すべし、又諸國の市酒全分之を停止すべしと、尋で又、沽酒の禁制を殊に沙汰し、悉く以て壺を破却すべし、而して一屋一壺は之を宥す、若し違犯の輩あらば罪科に處すべしと令す、爾後稅法漸く密なり、北朝後光嚴天皇應安四年酒屋壺別二百文を課す、後花園天皇嘉吉元年酒屋三百二所は、一所別二貫八百文とし、新加二十五所は半公事一貫四百文を課す、東山天皇元祿十年、酒價の五割を課し、譬へば、酒一石銀百目の相場なれば、百五十目に賣り、五十目を運上と爲さしむ、寶永六年三月、稅を免除す、正德五年十月、更に造石に課し、百石の稅金三分一を納めしむ、後ちまた、株金のものは、百石に十兩と爲す、孝明天皇元治元年、改めて一樽の冥加銀六匁と爲せり、明治維新に至り、較々修正を加へ、明治四年免許稅、釀造稅等の率始めて定まる、即ち免許料として、清酒は金十兩、濁酒は五兩を納め、造額の多少に拘らず、釀造稅は清酒金五兩、濁酒一兩二分と爲す、爾後屢々改補修正して現今に至る(大日本租稅志)

ジュセイモン　壽成門　大內裡八省院二十五門の一、拾芥抄に、謂ふ之北面覆道廊西第一內門、大極殿西登廊西門、南向通門と見えたり、四華門の西廊を隔つ四間の所に位し、白虎樓の北廊十五間の

所に在り(大內裡圖考證)

ジュセイモン井　壽成門院　名稱　姬子、法名清淨圓　系統　後二條天皇の皇女、母は勾當內侍少納言平棟俊の女　事蹟　元應二年八月廿二日內親王、廿三日准三宮、同日院號を賜ひ、同廿五日尼となる、後二條天皇崩御の後十三年、御追善願主其人に當らる〻爲に此の沙汰有り(女院小傳)

シュゼイレウ　主稅寮　名稱　「チカラノツカサ」、又「チカラレウ」とも訓む、唐名倉部、又屯田　所在　大內裡美福門內、民部省の西南　職掌　倉廩の出納及び諸國の田租、春米、鹹礦の事を掌る、民部省の被官　職員　頭一人從五位上、助一人正六位下、主計寮と共に要劇官なるを以て、官外記又は諸道博士等を以て之に任ず、大允一人正七位下、少允一人從七位上、大屬一人從八位上、少屬一人從八位下、算師二人從八位下、史生四人、寮掌二人、使部二十人、直丁二人　起原沿革　文武天皇大寶元年に創置し、後世勘に權官を置く、猶主計寮(シュケイレウ)を參看すべし(令義解、官職祕抄、拾芥抄、職原抄)

ジュゼン　受禪　新帝が前帝の讓を受け給ふことをいふ、讓位(ジヤウヰ)、踐祚(センソ)を見よ、

シュゼンカン　主膳監　名稱　「スセンカンノ、ミコノミヤノカシハデノツカサ」とも訓む、唐名典膳局　職掌　東宮の膳部の事を掌る、職員令義解に、掌三進食先嘗、及諸飲膳事」と見ゆ、春宮坊の被官　職員　正一人從六位上、佑一人正八位下、令史一人少初位上、史生二人、膳部六十人、使部六人、直丁一人、驅使丁二十人　起原沿革　文武天皇大寶元年創置、尋で膳部の家卽ち高橋氏此職を世襲せしが、後世內膳司之を兼掌するに至り、何つしか廢頹せり(令義解、令集解、延喜式、職原抄)

シュセンシ　主船司　職掌　公私の舟楫の官　所在　攝津國　職員　正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下、使部六人、直丁一人、船守戸一百戸、攝津國の戸を以てす、十戸を一番役とす、品部として調雜を免す　起原沿革　上古船氏船舶の事を掌る、文武天皇の大寶元年制定して右の職員を置く、延喜式に本司を載せざれば、早く廢絕せしものなるべし(令義解、令集解、職官志)

シュセンシ　修善寺　所在　伊豆國君澤郡(ケイコク)　初め眞言宗、今は臨濟宗　起原沿革　僧空海創建の眞言道場たり、延喜式に、伊豆國禪院一千束とある官寺は卽ち是なり、高僧傳によれば、釋果隣、空海の道法高きを聞き、隨從し、後ち修善寺を建て第一代となり、國內士庶が信仰厚しと云へり、建久中源範頼は頼朝の爲めに、建仁中源頼家は北條時政の爲めに、此の地に幽ぜられ、本寺に居ぜしもの の如し、後ち二位尼頼家追福の爲めに一切經藏を建て、宋版一切經を納む、勝して指月殿と云ふ、天正十八年の亂に經卷を山中に隱し、多く腐敗す、往年命によりて東京芝增上寺へ三十卷を贈り、今に同寺に存す、建長中僧隆關溪來住して禪宗に改む、宋の理宗皇帝額を贈る、文に「大宋紡賜大東福地、宵廬山修善寺」とあり、惜かな文久三年燒失す、正安中僧寧一山來住す、延德中小田原北條氏重修す、天正十八年德川家康朱印地三十石を寄す、文久三年二月同家康朱印地三十石を寄す、文久三年二月同藤の災に罹り、明治廿年再建の功を竣る、昔時は正覺院、信功院、東陽院、日宝寺、半經寺、松竹院、梅林院、放光院等村內に在りしが、漸次衰へ、今僅に奥院正覺院のみを存せり○頼家墓、寺の南桂川を隔て南丘

シュセンシ　敎覈　に辨載の量を檢知することを掌る、兵部省の被官　所在　攝津國　職員　正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下、使部六人、直丁一人、船守戸一百戸、攝津國の戸を以てす、十戸を一番役とす、品部として調雜を免す　起原沿革　上古船氏船舶の事を掌る、文武天皇の大寶元年制定して右の職員を置く、延喜式に本司を載せざれば、早く廢絕せしものなるべし(令義解、令集解、職官志)

シュゼン・ジ　修善寺　所在　伊豆國君澤郡(ケイコク)　初め眞言宗、今は臨濟宗　起原沿革　僧空海創建の眞言道場たり、延喜式に、伊豆國禪院一千束とある官寺は卽ち是なり、高僧傳によれば、釋果隣、空海の道法高きを聞き、隨從し、後ち修善寺を建て第一代となり、國內士庶が信仰厚しと云へり、建久中源範頼は頼朝の爲めに、建仁中源頼家は北條時政の爲めに、此の地に幽ぜられ、本寺に居ぜしもの の如し、後ち二位尼頼家追福の爲めに一切經藏を建て、宋版一切經を納む、勝して指月殿と云ふ、天正十八年の亂に經卷を山中に隱し、多く腐敗す、往年命によりて東京芝增上寺へ三十卷を贈り、今に同寺に存す、建長中僧隆關溪來住して禪宗に改む、宋の理宗皇帝額を贈る、文に「大宋紡賜大東福地、宵廬山修善寺」とあり、惜かな文久三年燒失す、正安中僧寧一山來住す、延德中小田原北條氏重修す、天正十八年德川家康朱印地三十石を寄す、文久三年二月同藤の災に罹り、明治廿年再建の功を竣る、昔時は正覺院、信功院、東陽院、日宝寺、半經寺、松竹院、梅林院、放光院等村內に在りしが、漸次衰へ、今僅に奥院正覺院のみを存せり○頼家墓、寺の南桂川を隔て南丘經堂(今釋迦堂と云ふ)の左傍の高處に在り、三尺餘の滿圓石を建て、征夷大將軍左源頼家尊靈の字あり、元祿年間後人の建つる所なり、前に五輪塔あり、或は云ふ遺骸は釋迦堂の所に在りと○範頼墓、寺を去る五六町、字小山の圃中に在り、明治十二年本村の人、小岩城氏等發掘して遺骸を得たりと云ふ、然れども果して範頼の墓なるや確證なし(增訂豆州志稿、修善寺溫泉志、地名辭書)

ジュセンシ　鑄錢司　職掌　貨幣を鑄造し、又改鑄することを掌る　職員　時によりて一定せず臨時の官にて鑄錢の時毎に置く　起原沿革　持統天皇八年三月大宰廚、壱岐島、黃書木實等を鑄錢司に補せしを初見とす、和銅元年鑄錢司を補したるを見れば、この司は諸國に在りしが如し、同年八月河內國鑄錢司の官屬を寮に准ぜしむ、其後ち廢し、天平七年閏十一月更に鑄錢司を置く、九年十一月史生六人を加へ置き、前と通して十六人となす、延曆元年司を停む、九年復し、十七年十二月史生三員を加ふ、弘仁七年又廢し、九年二月長門國司を鑄錢司とし、長官次官判官各一人、主典三人、鑄錢師二人、造錢型師一人、史生五人を置く、爾後或は廢し、或は復し、村上天皇の朝に至る迄不凡そ十四度の沿革ありしと云ふ、後世本司の制廢し、只だ空名を存し、官外記又は諸道の中より兼任せしむ(書紀、續紀、三代格、職原抄)

シュセン・ジガミ　修禪寺紙　和紙の一種、伊豆國にて之を製す、薄紅又柿色にて橫に筋あり、梵舞日記、寛永九年の條に「正月五日京都へ例年之禮に璞首座、彌兵衛兩人爲名代、遣也(中略)壽命院御さこへ修禪寺紙二束(中略)遣ゆ之候」と見えたり(紙譜、下學集)

シユリ　首座　禪宗の僧役、六頭首の首に位し頗る重き役目なり、一山の座禪修行の大衆中第一位に在りて模範となる者、勤修清規に、前堂首座表率叢林、人天眼目」と、如住菴清規に、首座之稱居一衆之首也、在叢林、與長老、平分風月、在菴中、與菴主、同展化儀」といへり、僧堂前板第一位に在るを以て亦第一座とも云ひ、僧堂座位の元首なるを以て座元とも云ひ、禪頭とも首衆とも云ふ（勤修清規、禪林象器箋）

ジユタウエ　授刀衛　「ジユタウエ」を見よ、

ジユタウエ　授刀衛　官職　兵仗を帶して禁中を警衛す　官職　督一人從四位上、佐一人正五位上、大尉一人從六位上、少尉一人正七位上、大志二人從七位下、少志二人正八位下　起原沿革　文武天皇慶雲四年七月初めて授刀舍人寮を置く、又略して授刀寮とも云ふ、天皇親衛の舍人を掌る、和銅元年三月小野馬養を帶劍寮長官となす、蓋し本寮の頭を云ふなるべし、頭佐以下醫師、衛士等ありしこと、續紀に見えたり、これ授刀衛府の濫觴なり、天平勝寶八年七月、授刀舍人の考選、賜祿、名籍等悉く中衛府に屬せしめ、尙ほ授刀舍の名を存せしめ、舍人四百人を定員とす、後ち廢絶せり、天平寶字三年十二月授刀衛を改めて、近衛府となす、蓋し此の時中衛府に屬せし舍人を收めて總轄せしならん、「エフ」、「コノエフ」の條を見よ（續紀、職官志、古事類苑官位部）

ジユタウトネリレウ　授刀舍人寮　「ジユタウエ」を見よ、

ジユタウレウ　主帳　郡の職名、「アンジ」を見よ

シユチヤウ　朱中　江戸時代駿河國にて黃金を量る稱呼、一朱の二分の一に相當す、小判一兩六十目、銀として算せば、朱中は一匁八分七厘五毛に相當す、朱中とは、一朱の半といふ意なり（古事類苑泉貨部）

シユツケ　出家　佛道に入りし人を云ふ、世の塵を離けて家を出る義、佛性を見れば、生死の家を出づ、四恕の多苦、三界の无常を怖眼し、六親の愛を辭し、五欲を捨つるを、眞の出家なりと云ふ、法華經に、非二以自制髮一爲出家一、若能發二大精進一、爲除二衆生一切煩惱一、是爲出家、と見えたり、敏達天皇十三年、蘇我馬子其二女を司馬達の女善信尼の弟子となし度せしむ、一を禪藏尼と云ひ、二を惠善尼と云ふ、是れ我國出家の始めなり（書紀、法華經講義、佛經いろは辭典）

シユツケトクドテン　出家得度田　王朝時代人民が僧となりし時、其口分田及び位田、賜田等を官に收むるものをいふ、また私田と雖も之を傳受する者なきときは官に入る、輪地子田なり（延喜式、田制篇）

シユツセ　出世　（一）清僧（二）山伏（三）出家の總稱（四）堂上の息または養子の、僧となりて持佛堂を捨て、一切に佛に仕ふる故に名づく、眞丈雜記に、出世の事清僧なるをさして云ふ、又山伏などをも出世と云ひたる事も有り、總じて出家をさして出世とは云ふも、故實條々聞書に云く、門跡の出世は大略御供衆と對々たるべき歟云々、門跡にて役義相歷に清僧なるをさして出世と云ひたるなり」と見えたるに、其大概を知るべし、（四）は、蹂躙嚼餘に「出世（院號、權大僧都法印官位共に極るなり）、御持佛堂の法事を勤也、堂上の息或は養子なり」と見えたり、諸第新參

シユツトウニン　出頭人　官職　禪家の俗語より出でし辭にて、常に君邊に侍し、政務に與る者を云ふ　起原沿革　室町幕府の時、三管四職以下奉行人に至るまで、當時政務に與り、評議の席に列なるを總て出頭と云ふ、康富記嘉吉二年八月廿八日評定始の條に、可レ著二頭人出頭上一云々と見え、永享記三浦介道心の條に、當御代（持氏）に成て出頭人におぼえ劣り、內々面目を失ひ、無念に思ひける所に云々」とあり、大名諸家又是に倣ひて、老臣奉行人を總て出頭と稱し、後には尊卑の別なく、時に遇ひたる者の、老臣等と國政に與るを云ふに至る、然れども正しき職名となりしにあらざるが如し（武家名目抄）

シユツナフ　出納　僧侶の役名、物品の出入を掌る僧を云ふ、白張立烏帽子を著く（寺官抄）

シユテウ　朱鳥　天武天皇御宇の年號、白鳳十五年七月二十日、大和國より赤雉を獻じたるを以て改元す、元年にして天皇崩ず、持統天皇攝政中尙ほこの年號を用ひ、四年を經て卽位し、後ち年號を建てざること十年間（書紀、水鏡）

シユテン　主殿　一家總構の內主要なる殿舍を云ふ、寢殿造の寢殿に當る故に寢殿とも云へり、然れども寢殿と全く同じからず、室町時代以後の制なるが如し、眞丈雜記に、條々聞書に云く、公方樣御主殿は四方ながら蔀にて候、此の御殿にて正月塊飯被レ下御祝御座候つる、又云く、式の御成の時は、先公卿の間へ御成候御座を數かるべし、又云く、式三獻あり候て、式の御成の時は、主殿へ御成候、御座をしかれ候、又云く、常の御成の時は直に主殿へ御成候云々、三光院內府記に云く、主殿は七間四面、南向通法にて候、面七間の中妻戸は二ッ有之、一ッは公卿座の中な

り、（私に云く、公卿座とは公卿の間の事なり）是れは主人の妻戸也、仍平生はこれを開かず、貴人等出入の路なり、中門車寄此の所に相兼れて作る家々に有之、奧等此の戸より寄すべきなり、其の次の妻戸は、平生の客人の通路なり、其の道は廣縁を出づるなり、（透連子なり、白壁の中なり、其の次落縁に開戸あり、是れは奏者之仁、又雜人等の通路なり）其の廣縁の四面に又妻戸あり、是れは公卿の座の入口なり」と見え、家屋雜考に、「主殿は造方別にあるにあらず、土岐家聞書に、主殿のからはふと見え、三好義長亭御成之記に、主殿の破風新に申し付けらるなど見えて、寢殿の造りかたにあらず、對屋造なり、中古以來の制、主殿と稱するは、多くは寢殿造なる故、主殿といへば、寢殿のことゝ知られたるなり、舊說に、主殿一名寢殿と註したることあれば、心得誤る人多し、若し定式の寢殿造なれば、對屋、東西廂、中門、池島、釣殿などいふもの具足せざれば、舊制に叶はず、主殿といへば、其の造りに拘はらず、一家の內、むれとあるところをさしていふこと故、主殿と寢殿との差別なかるべからず、又今故實を談ずるもの、主殿は正殿にて、表座の名なるを、後世奧屋の稱とすること誤なるよしいふは委しからず、今時守殿の字を用ふるも、音に依りて誤れるなり」と見ゆ、

シユデン・シヨ　主殿署　名稱　「ミマノミヤノトノモリノツカサ」ともよむ、唐名典設局　職掌　東宮の湯沐、燈燭、洒掃、鋪設等の事を掌る、春宮坊の被官　官職　首一人從六位下、令史一人少初位下、史生二人、殿掃部二十人、使部六人、直丁一人、驅使丁十人　起原沿革　文武天皇大寶元年に創置す、後世代々諸大夫の士を以て之に補す（令義解、延喜式、職原抄、職官志）

シユテンダイ　主典代　院主典代（キンノシユテンダイ）を見よ、

シユデンレウ　主殿寮　「トノモレウ」を見よ、

シユトウ　種痘　名稱　天然の疱瘡を豫防する爲めに施す醫術、初めは輕症なる人類の疱瘡の膿を取りて人に植ゑ移したり、植痘瘡ともいふ、故に此名あり、後に之を牛に移して後ち再び人體に移すことゝなれり、是を牛痘といふ　起原沿革　何頃より始まりしか詳かならず、多紀元簡著の醫譜には、遲年有二種痘之說一、達レ於二蕪湖一、近則遍行二南北一、詳二究其源一云、自二玄女降亂之法一、金鑑云、古有二種痘之法一、起レ自二江右一、達レ於二京畿一、究二其所一云、自二宋眞宗時一、峨眉山有二神人一、出爲二丞相王旦之子一、種レ痘而癒、遂傳二於世一、才陽縣志云、黃旻曙五十五郡人、得二十全神痘法一、以二棉絮一、取二痘漿之佳者一、送二人鼻內一、及レ愈有レ驗如レ眞、往々靈驗、遠近皆聞二其風一焉」と見えたり、我邦傳來の時代、また詳ならず、安房國濱海の一村に此法行はれ、多く乾苗を用ひたる由醫譜に見えたり、安永の頃より盛にその說傳はり、同七年に清乾隆年間の勅撰せる御纂醫宗金鑑の內より種痘篇一册を抜行して世に種痘の法を傳へたれども、多く疑惑の念を懷きて用ひざりき、文化六年松前福山の中川五郎次といふ者、蝦夷人の爲めに廢にせられて彼地に留まる六年にして歸朝し、牛痘の種痘法を始めて傳ふ、其後嘉永二年痘苗また傳來し、是より牛痘の種痘術漸くに行はれ、遂に人痘種接法は廢れたり、牛痘は西洋紀元一千七百九十八年、吾邦寬政十年に「エドワード、センネル」の發明せしものなり（種痘術の創意）

シユトウクワン　種痘館　江戸幕府西洋醫術を研むる學館をいふ、「イカクジヨ」を見よ、

ジユトクハ　壽德派　木村壽德の創めたる射術の流派○壽德は近江堅田の人、姓は猪飼、射術を吉田出雲守重綱に學びて精妙を究む、末流多く、世人之を壽德派と稱す（武藝小傳、武術流祖錄）

シユビキ　朱引　朱にて、物に線を引くことなりしが、江戸時代、江戸の圖面に、府內と府外との境に之を引きて區別せしめ、遂に境界の稱となれり（御府內備考、青標帶）

ジユフクジ　壽福寺　寺院名　相模國鎌倉郡扇ヶ谷村亀谷○亀谷山金剛壽福禪寺と號す　宗派　臨濟宗、鎌倉五山の第三　起原　當寺はもと左馬頭源義朝の邸趾なり、治承四年岡崎四郎義實報恩の爲め、此地を給りて梵宇を草創す　沿革　養和元年三月源頼朝母儀の佛事を修す、正治二年頼朝の夫人政子、僧榮西に寄せ清淨結界の地とし、大伽藍を建立す、七月成りて供養を行ふ、建仁二年政子、義朝の菩濱の舊宅を榮西に寄す、後ち政子實朝屢々參詣して佛事を修す、建保三年六月五日榮西當寺に寂す、寶治元年十一月七日寺院燒失す、尋で再興せしが、應永二年再び回祿の災に逢ひ、古書古器什寶等悉く灰燼となる、天正十九年十一月德川家康寺領五貫二百文の朱印を給はる、其後ち境內九段餘の地を割て、隣寺英勝寺に寄附し、其替地として慶安二年十月三貫八十七文の地を加へ、總て八貫五百八十文餘の朱印を給はる（鎌倉志、鎌倉攬勝考、新編相模國風土記稿）

シユヘイシヨ　主兵署　名稱　「ミコノミヤノツハモノノツカサ」ともよむ　職掌　東宮の兵器儀仗の類を掌る、春宮坊の被官　官職　首一人從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人　起原沿革　文武天皇大寶元年に創置す、平城天皇大同二年主藏監に合す（令義解、令集解、職官志）

シユマ

ジユン 旬 旬初臣下に御酒を賜ひ、政をきこしめす儀式を云ふ、旬は旬宴の略にして、月初に行はるゝ宴會を云ふなり、もとは毎月朔に行はれしが、後には夏冬の二季、及び十一月一日が冬至に當れる時にのみ行ひ、又内裏遣營の後ち及び御即位の後ち、始めて政事に臨み給へる時にも行へり、夏は恒例にして、夏は孟夏旬、冬は孟冬旬と稱し、又併稱して二孟旬と云へり、十一月一日は朔旦冬至と稱す、委しくは各條に在り、就て見るべし、内裏遣營後の旬を新所旬と稱し、御即位後のは萬機旬と稱せり、書紀天武天皇十二年十二月庚午の詔に、諸文武官人、及畿内有位人等、四孟月必朝參」とあれば、旬の制の古きを知るべし、天皇出御ある時は、南殿に於て此事あり、出御なき時には、宜陽殿に於て平座を行ふなり、後世は二孟旬は多く平座なり、江次第抄に二孟旬、今案、平座是也、出御之時者、公卿著二南殿几子一、無二出御一之時者、著二宜陽殿平敷座一故也」とあるにて明なり（江次第、年中行事秘抄、公事根源、建武年中行事註解）

シユンアフテン 春鶯囀 唐樂、壹越調廿五曲中の一、一名天長寶壽樂、又梅花春鶯囀、或は天壽樂と稱す、新樂にて大曲、皇帝破陣樂、后帝闘亂旋と三曲同傳にて、四大曲の一なり○遊聲一帖笙拍子、序一帖拍子十六、瓢躍入破鳥聲急聲並に拍子十六、舞者四人、答舞退走舞の製作とも、亦合管弦が作るところとも云ひ、一説には唐高宗聲律に通じ、曾て驚聲を聞き、樂工白明達に命じて其聲を寫さしめて、此曲を造らしむるとも傳ふ、我國に傳はりしは、女武天皇の時とす、仁明天皇の時、左大臣源信此舞を能くせしかば、勅して之を成康親王に傳へしむ、帝嘗て清涼殿に御して笛を吹かせ給ひ、親王此曲を奏せしに、見るもの感賞せざるは無かりしとぞ、又國史に依れば、同御代に尾張濱主が百十五歳にして此舞を奏せし由も見えたり、今は舞絶えたり（禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖說）

ジユンエイ 准頴 物の價を頴稻に准じて換へたるものをいふ、三代實錄、三代格等に見えたり、「エイ」參看、

シユンオク 春屋 妙葩（メウハ）を見よ、

ジユンカウジヤウ 遵行狀 施行狀（シカウジヤウ）を見よ、

シユンキ 春記 板本十三冊、寫本十冊、藤原實房の日記、一名實房卿記又野房記とも稱す、板本は長曆二年より長久二年、並に永承七年の五箇年間の記事あり、但し長曆二三年は春夏秋を欠き、長久元年は春及び七、十、十二の三箇月、同二年は正、二月及び夏秋冬、永承七年は春冬を欠く、寫本は永承七年及び長久元年の八月を欠き、治安元年、永承三年、天喜二年又長久元年に於て各數箇月を增す、之を補寫せば治安元年より天喜二年に至る凡三十四年間に於て僅に九年を存し、其中に於ても許多の缺佚あるは惜しむべし（歴世記錄考）

シユンキクワウレイサイ 春季皇靈祭 皇靈祭（クワウレイサイ）を見よ、

ジユンキフ 巡給 親王に給ふ年給の名、當代に生存せる親王は、凡て男女にかゝはらず、輪轉巡を爲して二合し、據を申任するを云ふ、巡給に三説あり、（一）代毎に一巡す、例へば白河院親王、堀河院親王、鳥羽院親王と一代毎に二合す、（二）一代の親王一人づゝ一巡す、例へば白河院の第一親王第二親王第三親王と三年間給し、其後堀河院の親王同じく、第一第二第三親王と巡給し、又其後鳥羽院の親王に移るの類、（三）一代の親王長幼を分て一巡す、例へば去年白河院の第一親王、今年堀河院の第一親王、翌年鳥羽院の第一親王となり、其次年白河院の第二親王、其次年堀河院の第二親王と巡るが如しと云へり、然れども是等諸説共に誤りなり、代々を別たず、通計して巡給し二合するなり、例へば親王四人あらば三年を隔つゝ目に一巡するが如し、即ち巡年は巡給宣下の次第によるものなり、「ネンキフ」參看（年給考）

シユンキヤウデン 春興殿 「シユンコウデン」を見よ、

ジユンクニモチ 准國持 國持（クニモチ）を見よ、

シユンクワモン 春華門（春花） 大内裏外郭門の一、南面の門にて、建禮門の東端に在り、拾芥抄に、春華門、謂二之左馬陣一、或枇杷陣是也」また「曰二左馬陣一、謂二之左兩儀伏門一、建禮門東」と見えたり、此門土門兩扉にて一間、門前に東西の二伏舍あり、日本紀略に、座和元年十一月廿二日、政始、今日左大臣始乘輦車參内、去年十月二日、蒙二宣旨一、於二春華門前一下レ之、即著二左伏座一、諸卿同參有二暨饌一、また西宮記に、上卿以下爲レ先二下蔦一北行、外記史列二立春華門前一（東面北上）少納言辨入レ自二門列一立鳥曹司前一（西面北上）參議已上列二立左兵衛陣前一、上卿到相二對上蔦人一、揖入レ内（自レ北爲レ先上蔦入レ内）無二官政一、自レ官入レ内、猶用二春華門一云々」とあり、

シユンクワモン井ン 春華門院 後鳥羽天皇第一の皇女、母は九條兼實の女宜秋門院藤原任子、順德天皇の准母、建久六年十月十六日内親王、同七年四月十六日准三宮と

なり、同年十二月五日八條院に入御す、承元二年八月八日皇后宮と爲り、同三年四月廿五日院號を賜ふ、建暦元年十一月八日崩ず、御年十七（女院小傳）

シユンケイヌリ 春慶塗 漆器の一種、泉州堺の漆工春慶の發明に係るを以て此名あり、春慶は其姓を詳かにせず、後龜山天皇の御宇の人たり、其製法たるや、まづ鬱衆を素水にて練塗し、木面の疏理を塡勻したる後之を精磨し、雌雄或は鐵丹及び柿油を以て著色し、更に剛毛の刷子にて漆液を塗布す、此の液は練め荏油少量を混和せるを以て、精磨を要せず、只能く乾したるのみにて完全の瑩澤を生ずるなり、爾來堺の工人之を業とするもの多し、世に堺春慶と稱す、而して寛永年間に至り、金森宗和といふものあり、飛驒の領主金森可重の子なり、性點茶を好み、諸工を同國大野郡高山に集めて茶器を製せしめしが、此際宗和、漆工（蓋し堺より來りし工人なるべし）に命じて折敷盆等を造らしむ、其色黄赤の間色にして、鞣色を帶び、且つ木質透明にして大に雅致あり、世に飛驒春慶と稱す、また延寶天和の頃、飛驒の工人山打三九郎といへる者、出羽國山本郡能代に赴き、飛驒のそれに摸して、また春慶塗を創む、其色淡黄にして木質透明す、傳へいふ、工人の之を塗るに當り、細塵の飛び來りて之を汚さん事を恐れ、舟を海中に浮べて業に從ふ者ありと、其注意の厚き事思ふべきなり、而して其主として製出する所は、棚廣蓋、重箱、折敷等にして精巧の名あり、世に能代春慶又は能代塗と稱す、右に擧げたるもの〻外、後世傳播して春慶塗と稱して之を製造する地方は、大和の吉野、但馬の竹田、伊勢の山田、下野の日光、常陸の粟野、磐城の平等頗る多しと雖も、其最も盛大なるは能代及び飛驒と爲す、堺の知きは其起源地たるに關らず、今や微々として衰ほす、産額實賞共に右の兩地に及ばざる事遠し（工藝志料、日本工業史、大日本地誌）

シユンケイヤキ 春慶燒 瀨戸燒（セトヤキ）を見よ、

ジユンケンシ 巡檢使 鎌倉幕府臨時の職名、時ありて指定の國中を巡視し、民間の苦樂を察し、年の豐凶を檢する使を云ふ、文治元年に、典膳大夫近藤七等、幕府の使として、院宣を帶し、畿内を巡り、人民の訴訟を聽き、建久六年、新藤二後長、小中太光家等、幕府の分國を巡檢して、不然損亡を察す（官制沿革略史）

ジユンケンシ 巡見使 江戸時代、將軍の代替毎に、五畿七道に派遣して國郡の治否を驗せしむる臨時の職名、目付數人を以てこれに充つ、巡見使の職務に關しては、時々其心得を令せられ、時としては其報告によりて諸有司、並に領主等の非違を糺しめらるゝ事もありて、享保の頃までは、治否視察の功を擧げたりしが、其後は只儀式のみのものとなりたり（德川實紀）

シユンコウデン 春興殿 大内裏の一殿、武具を置く所、「シユンキヤウデン」又は「ジユンコウデン」とも訓めり、紫宸殿の東南に位し宜陽殿の南、即ち日華門内の南に在り、四安福殿と相對す、四面す、廣さ七間三面、西は土廂にて、左腋、日華の兩門に通じ、北及び東に廂あり、東廂の北端に内豎所の候所あり、尙ほ東方に又廂あり、僧空海書の額を掲ぐと云ふ○里内裏の春興殿は、有職抄に、春興殿五間二面、日華門の北に在り、内侍所此殿にましますなり」とあり（拾芥抄、大内裏圖考證）

ジユンコク・シユ 准國主 國持（クニモチ）を見よ、

ジユンサツシ 巡察使 「メグリミルツカヒ」とも訓む、臨時の官、諸國を巡察して國郡司の治否を考へ、人民の疾苦を問ふことを掌る、巡察の事項及び使者の員數は臨時に定む、上代臣連等を遣して、百姓の消息を巡察し、風俗を觀省せしめし事ありしが、巡察使の名は、持統天皇八年七月諸國に發遣せしを始めとす、文武天皇の三年三月、巡察使を畿内に、十月諸國に遣はして、非違を檢察す、大寶の時制定して、巡察せんとする時には權りに内外の官に於て、清正灼然たる者を取て充つ、即ち大寶三年正月、正六位下藤原房前以下七人を七道に遣し、政績を巡省し、寃枉を申理せしむ、道別に錄事一人あり、爾來國史に顯はれし所の巡察の狀を見るに、國司の政績を勘へ、衆民の勞逸を知り、豐儉得失を檢し、風俗を觀省し、闕刻を檢察し、老疾を賑恤し、疾苦を採訪す、天平十六年九月には、勅して巡察使の守るべき法規三十二條を頒つ、延暦十四年巡察使を遣すを停む、天長中之を復す、同三年藤原吉野を畿内巡察使となす、以後は使派遣のこと史籍に見えず（續紀、三代格、官制沿革略史）

ジユンサングウ 准三宮 「ジユサングウ」を見よ、

ジユンザウクワン 順造館 舊小濱藩の學校、若狹國遠敷郡竹原に創立年代詳かならず、寛保年間藩主酒井忠用の時、小野忠市郎を聘して講師とし、文久二年忠績の時、大澤猛五郎を招聘せしより、學事振興す、明治二年以後洋學算術等の課を設く（日本教育史資料）

シユンシ 俊士 文章生の稍々勝れたるものを云ふ、弘仁十一年五人を置き、天長四年之を停む、禮記註疏に、司徒論二選士之秀者一、而升二之學一、曰二俊

士」とあるより出づ、貫攀（コウコ）を見よ、

ジユンシ　殉死　【古語】【起源沿革】尊族が死ぜる時、其卑屬のものが之に殉するをいふ、殉とは身を以て從ふを云ふなり、俗に追腹といふ、【起源沿革】殉死の風は、蓋し靈魂の不滅を信ずるより起りたるものにして、尊族の死後も、其生前におけるが如く、冥府に從ひ行きて奉仕せんとする精神に基く、史に見えたるは、書紀垂仁天皇二十八年十二月、皇弟倭彦命を葬りしことを記したる條に「於是集二近習者一悉生而埋二立於陵域一、數日不レ死、晝夜泣吟、遂死而爛臭之、犬烏聚噉焉、天皇聞二此泣吟之聲一、心有二悲傷一、詔二群卿一曰、夫以二生所レ愛、令レ殉二亡者一、是甚傷矣、其雖二古風一之、非レ其何從、自今以後、議レ之止レ殉」とあるを始めと爲す、此文によれば、殉死の風俗が、早く行れたるを知るのみならず、卑屬自ら進んで尊族に殉するの外、第三者より强迫して殉ぜしむる弊害の生じたるを知るべし、されば二十三年に皇后日葉酢媛の崩じたる際には、野見宿禰の議によりて埴輪（ハニワ）葬看）の制を採用せられたりき、かく垂仁天皇の時一度殉死を禁ぜられしと雖も、只僅に朝廷もしくは朝廷に奉仕せる貴族間のみに之を守り、其他の豪族等は依然として舊慣の如く、殉死の風を存せり、故に孝德天皇大化二年の詔には「凡或死亡之時、若經自殉、或絞レ人殉、及强殉二亡人之馬一、或爲二亡人一、藏二寶於墓一、或爲二亡人一、斷レ髮剃レ股而誄、如レ此舊俗一皆悉斷、縱有二違レ詔犯レ所レ禁者一、必罪二其族一」と見え、嚴に禁制せられたり、然れども積年の習俗容易に改まり難かりしと見え、職員令彈正尹の條の義解に、人居其地、習以成レ性、謂二之俗一焉、假令信流國俗、夫死者、卽以レ婦爲レ殉、若有二此類一者、正レ之以二禮教一」とありて、慇くとも天長年間の際までは、地方によりてかくのごときに附けても、先我をこそ葬れ給ほめ、生きて思ふも苦しきに、主の御供仕らんと云ひも果てず、腰の刀を拔くまゝに腹掻ききつて失せにける云々、同じく死する道なれども、合戰の場に出でゝ、主君と共に討ち死し腹を切るは常の習なれども、斯かる例しは未なしとて、譽めぬ人こそなかりけれ」と見えたれども、其風は廣く習俗たるに及ばざりしがごとく、鎌倉史に載せたる事なし、但し戰場に於て主從同じ枕に死する事は盛んなりしも、狹き意味としての殉死にあらざれば省略に從ふ、更に下りて室町時代に至り、細川頼之の殁せし時、家臣三島外記の殉ぜし事明德記に見えたるほか、近代殉死のはじめなり、之より後ち、戰國紛亂の時代に入るに及び、主從君臣の關係愈々深きを加へ、從うて殉死の事實漸く武人間に行はれたり、元龜二年島津貴久の卒せし時は一人の殉死者あり、天正十二年伊達輝宗戰殁し、其葬儀の時には、四人の殉死者あり、此風次第に盛大となり、遂には其人數の多きを以て相誇り、甚しきは二十餘人に及べるものありき、されば志ある名將は皆其家臣の殉死を停めたり、德川家康、黑田如水、藤堂高虎の如きこれなり、然れども弊風依然として衰へず、德川忠吉、同秀忠、同家光、尾張義直等死去の時、若干の殉死者を出したり、扨に於て寛文元年七月には水戸頼房、同閏八月には保科正之、何れも其藩内に殉死の禁令を布きしが、四代將軍家綱の時、之を憂ひ、寛文三年五月廿三日諸大名を大廣間に召し、武家諸法度を頒ちたるの後、更に一條を別書して之を示す、其文に、殉死は古へより不義無益の事也と戒屬くと雖も、仰出され無レ之故、近年追腹の者餘多有レ之、向後左樣の存念有レ之者には、常々其主人より殉死不レ仕之樣堅可レ申含之、若以來有レ之に於ては、亡主不變風の行れたるを知るに足る、爾來殉死の風は、一は禁令の嚴なると、一は佛教の感化並に文化の發達と共に自ら其跡を絶つに至りしが、武門の興起するに及び、再び生じたり、陸奥話記に、源頼義が阿部貞任を征せし時、重圍に陷りて非常の苦戰したる事ありへる條に「是時官軍中有二散位佐伯經範者一、相模人也、將軍厚遇之、軍敗之時圍已解纔出、不レ知二將軍處一、問二軍卒一、軍卒答曰、將軍爲二賊所一レ圍、從兵不レ過二數騎一、猶レ之雖レ脫、經範曰、我事二將軍一、已經二卅年一、老僕年已及二耳順一、將軍齒亦逼二懸車一、今當二覆滅之時一、何不レ同レ命乎、地下相從是吾志、還入二賊圍中一、」と見ゆ、地下相從是吾志といへるもの、實に當年における武人が其主に對する忠節の然らしむる處にして、自己の生命を以て、主君其人に捧げ、生死を同じくせんとせるなり、而して經範の其後の事蹟詳かならざるがゆゑに、生死を知るに由なしと雖も、殉死の精神ありし事は明なるべし、只に經範のみに止らず、戰場に在りて主君の死に從ふ事は當時已に武人の常なりしが如し、其精神は遂に進みて、戰場ならざる場合にも、其死に殉するものを生じたり、保元物語に、源義朝が、乙若龍若鶴若天王等四人の弟を骨肉にて害せし時、原後藤次等が幼主の爲に殉死したる事を述べて「內記平太は直衣の紐を解きて、天王殿の身を我が膚に當て、申しけるは、此の君を手馴し奉りしより後は、一日片時も離れ進らする事なし、我身の年の積る事をば思はず、早く人と成らせ給へかしと明け暮れ思ひて育み進らせ、月日の如くに仰ぎつるに、只今斯かる目を見る事の心憂さよ云々、是より歸りて命生きたらば、千年萬年を經べきや、死出の山、三途の川なば誰かは分錯申すべき、恐しう思し召さん」に附けても、先我をこそ葬れ給ほめ、生きて思ふも苦しきに、主の御供仕らんと云ひも果てず、腰の刀を拔くまゝに腹掻ききつて失せにける云々、同じく死する道なれども、合戰の場に出でゝ、主君と共に討ち死し腹を切るは常の習なれども、斯かる例しは未なしとて、譽めぬ人こそなかりけれ」と見えたれども、其風は廣く習俗たるに及ばざりしがごとく、鎌倉史に載せたる事なし、但し戰場に於て主從同じ枕に死する事は盛んなりしも、狹き意味としての殉死にあらざれば省略に從ふ、更に下りて室町時代に至り、細川頼之の殁せし時、家臣三島外記の殉ぜし事明德記に見えたるほか、近代殉死のはじめなり、之より後ち、戰國紛亂の時代に入るに及び、主從君臣の關係愈々深きを加へ、從うて殉死の事實漸く武人間に行はれたり、元龜二年島津貴久の卒せし時は一人の殉死者あり、天正十二年伊達輝宗戰殁し、其葬儀の時には、四人の殉死者あり、此風次第に盛大となり、遂には其人數の多きを以て相誇り、甚しきは二十餘人に及べるものありき、されば志ある名將は皆其家臣の殉死を停めたり、德川家康、黑田如水、藤堂高虎の如きこれなり、然れども弊風依然として衰へず、德川忠吉、同秀忠、同家光、尾張義直等死去の時、若干の殉死者を出したり、扨に於て寛文元年七月には水戸頼房、同閏八月には保科正之、何れも其藩内に殉死の禁令を布きしが、四代將軍家綱の時、之を憂ひ、寛文三年五月廿三日諸大名を大廣間に召し、武家諸法度を頒ちたるの後、更に一條を別書して之を示す、其文に、殉死は古へより不義無益の事也と戒屬くと雖も、仰出され無レ之故、近年追腹の者餘多有レ之、向後左樣の存念有レ之者には、常々其主人より殉死不レ仕之樣堅可レ申含之、若以來有レ之に於ては、亡主不

覺悟落度たるべし、跡目の息も不レ令二抑留一、儀、不屆に可レ被二思召一候也」とあり、而して此制禁に關し、其議を起したるは保科正之なりとも、松平信綱なりともいひ、なほ又榊原忠次、井伊直孝なりとも稱し詳かならず、然るに同八年八月、宇都宮城主奥平忠昌の卒するや、家臣杉浦右衛門兵衛、令に背きて殉死せるを以て、幕府は其罪過を罰し、忠昌の子昌能の封二萬石を削りて山形に移し九萬石を賜ひ、杉浦の子二人は斬に處し、聟二人、外孫共追放の刑に處す、これが爲め諸藩にありても、各々戒心を加へ、殉死の事漸く跡を絶つに至れり、降りて明治四年鍋島閑叟侯逝去の時、藩臣古川與一殉死す、これ殉死の最終といふべきなり（殉死考、後鑑、德川實紀、德川太平記）

ジユンシン井ン　淳信院　德川家重（トクガハイ（シゲ））を見よ、

シユンジヨウ　俊芿　【古語】字は不可棄、大興正法國師と謚す【事蹟】肥後鮑田郡の人、七歲佛書を讀む、十四歲飯田の眞俊に從て顯密の教を學ぶ、十八落髮し、十九受具す、戒律を學ばんと欲して、建久十年五月、秀賀の二弟子を率ゐて宋に入る、兩浙の名刹を遊歷し、天台に登り、又雪竇の中品に到りて、禪要を杏受し、徑山に登り蒙庵聰禪師に見ゆ、明年春景福寺如庵了宏律師に依りて律部を習ふこと三年、また台州に之き、赤城寺に居り、智者塔を禮し、佛隴大慈寺に安居す、北峯宗印の道譽を聞き、其席下に到りて留まること八載、天台の教觀精修遺す所なし、又溫州に如き德廣律師に依り、七滅諍を學ぶ、建暦元年歸朝す、其傳來するもの佛書儒書雜書等凡そ二千一百三卷なりといふ、榮西禪師迎へて建仁寺に入らしめ、請侍甚だ厚し、二年冬崇福寺に遷る、貞應三年平家連が請によりて相模に入る、時に北條泰時俊芿に從ひて菩薩戒を受く、嘉祿元年京都泉涌寺に於て講堂を建てゝ講席を啓く、就則齋如たり、後鳥羽上皇其德を欽し、賀陽宮に於て菩薩戒を受く、妃嬪公卿戒を受くるもの甚だ多し、藤原道家俊芿と親み善し、俊芿佛法宗旨論、念佛三昧方法、座禪事儀等を著して之に示す、嘉祿三年閏三月七日寂す、年六十二（元亨釋書）、

シユンス井　春水　爲永春水（タメナガシユンスイ）を見よ、

ジユンセイ井ン　順正院　花山院常雅（クワザンインツネマサ）を見よ、

ジユンセツシヤウ　准摂政　「セツシヨウ」を見よ、

ジユンダイ・ジン　准大臣　大臣に昇進すべき人、大臣に闕官なき時に其人を優待し、大臣の次、大納言の上に列して、朝議に參預せしむる者を云ふ、長德二年四月內大臣藤原伊周を太宰權帥に貶し、三年勅ありて召還し、寛弘二年二月朝參の時に大臣の下大納言の上に列せしむ、十月朝議に參預すべき宣旨を下す、五年大臣に准じて封戶一千戶を賜ふ、自ら儀同三司と云ふ（「ギドウサンシ」參看）是れ准大臣の始めなり、職原抄に、知太政官事を始めと云へど、これは准太政大臣の始めとも云ふべきものにて、內大臣の始めにあらず、後ち暫く絶えしが、弘安六年堀川基具大納言を辭して從一位に叙す、七年大臣に准じて朝參すべき口宣を賜はる、爾來正應五年九月に藤原定實、永仁七年に同通頼、元弘二年に北畠親房、應永卅二年に藤原兼宣、文明九年に廣橋綱光、永永六年に廣橋守光、明和八年に賴胤等皆准大臣となれり（職原抄、官職難儀、公卿補任、職原抄、中原家傳祕記）

シユンテイラク　春庭樂　【名曲】唐樂、雙調七曲中の一、一名和風長壽樂、夏風樂、春庭子、春庭花とも稱す、新樂にて中曲、總て春の節會に行ふ、古例は東宮冊立の時これを奏したりと○舞者四人、答舞白濱【起源沿革】唐則天武后の長壽年間の製なり、我國桓武天皇の時、遣唐使舞生久禮眞茂の傳ふる所にして節會に音聲を奏へて之を用ふ、大食調なりしが中絶したり、仁明天皇の時勅して和邇部太田麻呂に樂を、犬上是成に舞を作らしめて改作せしめ、雙調に變へ、春庭樂と名づけられしと云ふ、この舞世に多く知る者なく、唯だ狛氏獨り之を傳へたりしが、堀河天皇の時、狛光季及び行高等をして、之を奏せしめしより、世人始めて此舞あることを知りしと云ふ（禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圓說）

ジユントクテンワウ　順德天皇　【名號】名は守成、世に佐渡院と稱す【系統】後鳥羽天皇の第三皇子、母は藤原範季の女修明門院、第八十四代の天皇【事蹟】建久八年九月降誕、正治二年土御門天皇の皇太弟となり、四年禪を受けて卽位す、蓋し此の時に當り、父上皇、源氏及び北條氏が覇權を掌握せるを憎み、王政の復古を企劃せんとするの意ありしが、土御門天皇之を危みて諫め奉りしより、御父子の間何となく不快となりしを以て、後鳥羽上皇は、太弟の氣性英邁にして、且關東征討の事を贊し給へるが故、共に謀議する處あらんとし、强て土御門天皇に迫りて讓位を決行せしめ給へるなり、爾來天皇は、後鳥羽上皇を輔けて、著々擧兵の策を講じ給ひしが、在位のまゝにては事の不便尠なからざるを以て、承久三年四月位を皇太子に讓り給へり、之を仲恭天皇となす、超えて五月後鳥羽上皇の院宣を以て兵を募り、征討の軍を起しゝと雖も、官軍連戰みな利あらず、東兵進んで京都に入る、時の關東執權北條義

時等、議して後鳥羽上皇を隱岐に、土御門上皇を土佐に、順德天皇を佐渡に遷し奉る、世に承久の亂と稱す(「ヨツカキツノラン」參看)仁治三年九月十二日佐渡に在りて崩ず、御齡六十四、同國眞野陵に葬りしが、寛元元年更に御骨を山城國愛宕郡大原村大原法華堂の側に奉安す、明治七年四月神靈を還遷し、攝津國水無瀨宮に合祀す、天皇在位十一年、改元する事三、資性英敏開明にして典籍を好み、最も和歌に長ず(日本史、八雲鈔、禁秘鈔(大日本史、法令全書)

ジユンナ井ン　淳和院　古蹟　淳和天皇の離宮、後ちに寺となす、又西院とも云ふ　所在　京都四條の北、西大宮の東、舊址葛野郡西院村に在り○本尊阿彌陀佛　起源沿革　淳和天皇天長中離宮を建て、淳和院と號し、後院と定め給ふ、天長十年二月淳和院に遷幸して、位を皇太子(仁明天皇)に讓り給ふ、仁明天皇承和三年二月河内の地十二町を淳和院に寄す(後ち歷代の天皇寄する所多し)、七年淳和上皇この院に於て崩ず、後ち皇太后正子内親王(淳和の皇后、嵯峨天皇の皇女、御母は橘嘉智子)四十八年間御所とし給ふ、本朝文粹及び拾芥抄の一說に、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子の別宮となせり、蓋し嘉智子は皇太后の御母なるを以て、母子を誤り傳へしものならん、承和九年七月皇太后生む所の皇太子恒貞親王廢せられて後、この院に退居す、淳和天皇貞觀二年大齋會を行ふ、十六年四月火災に罹り、宮殿經藏大概灰燼に歸す、依りて淳和院の洞戞殿に遷居す、陽成天皇元慶二年三月皇太后崩ず、崩ずるに臨み、院を捨てゝ舊名のまゝ寺となし、平生左右に侍せし尼を以て住せしめ、兼ねて京都にて自存する能はざる尼を救養せしめ、師資相承して不斷佛道を修せしむ、同年十一月勅して史生縣雄を淳和院御經書所に候せしむ、同四年九月恒貞親王の請により、五畿七道に勅して、淳和院の號を寺號とし、運用して皇太后の遺令の如くならしめ、且つ諸國に散在する多くの莊園を以て、修理粮食の費に充てしむ、同五年十一月清和上皇崩ず、依りて同五年十二月恒貞親王再び上奏して、淳和院の事一に太上天皇在世の時の如くならしめ、且つ嵯峨天皇の舊宮即ち大覺寺、及び橘嘉智子建立する所の檀林寺と、三所を知行する事一家の如くし、永く公卿の別當を置き、其事を檢校しめんと請ふ、詔して悉く之を聽す、是れ淳和院別當の始めなり、職原抄の說によれば、源氏の公卿第一の人を以て之に補すとせり、蓋し恒貞親王には子孫なく、源氏は王氏より出でしを以て、この任命ありしものならん、然るに保延六年十二月村上源氏中院雅定、鳥羽上皇の寵愛を受けて、淳和奬學兩院別當に補せしより、永くこの一族に歸す、蓋し淳和院別當は大覺寺・檀林寺、及び淳和院の三ヶ所を知行し、所領極めて多きを以て、雅定之を望みしものなるべし、雅定の子孫たる久我中院兩家が、能く其地位を保てるは、鎌倉の初め、英傑通親の出でしによると雖も、又この所領の富有預りて力ありしなるべし、淳和院領は、壓永中まで最盛として存したること、高野山文書等に見えたり、また別當を足利義滿に奪はれし事蹟は、奬學院の條に述べたり、就て見るべし○世に本院を以て源氏の學問所即ち王朝時代の私立學校とし、恒貞親王の起す所と云へるは誤なり(續後紀、三代實錄、日本紀略、扶桑略記、職原抄、拾芥抄、標注職原抄校本、後院考)

ジユンナテンワウ　淳和天皇　名　御名は大伴、又日本根子天高譯淸尊と稱し、世に西院の帝とも稱す　誕生　桓武天皇第三の皇子、御母は薩原宗子が守部法親王の准后となり、桃園天皇女御藤原富子が、源仁、公瑛、公延、道仁親王及び光敏女王の准母となり、後桃園天皇女御盛化院藤原惟子が、盛仁、公澄親王及び宗恭女王の准母となりしが如し(古事類苑帝王部)

シユンメイ井ン　浚明院　後桃園天皇の准母となりしが如し(古事類苑帝王部)　後川家治(トクガハイヘハル)を見よ、

ジユンメイクワン　惇明館　寄編　知山藩の學校　所在　丹波國天田郡福知山稻荷町　起源沿革　天明中藩主朽木綱利學館を創立し、讀書習字の二科を講習せしめ、學術に長ずる藩士を教授となす、文化五年更に禮法の科を加へ、同十四年綱條の時、書籍を購集し、又米百五十俵を館費に充つ、萬延元年綱張の時教則を改め生徒の階級を等別し、大學を素讀する者を大學生とし、遷次上進して論語生孟子生中庸生易經生詩經生書經生禮記生春秋生の九等となす、慶應二年二月寄宿寮を設立し、洋籍及び武術を講究せしむ、同九月在寮生徒中より四名を江戸に遊學せしむ、三年爲綱學館を城北丸の内に移し、讀書教場を大小學の二部に分ち、更に習學教場及び寄宿寮各一宇を作る、同年十一月更に算術科を加ふ、又平民子弟の此校に入ることを許す、明治四年五月英語學科を加へ、有志をして修學せしむ、同年十一月學館を閉鎖す(日本教育史資料)

ジユンヤウシ　巡邏　名義　江戸時代、外國人來朝、及び尊王攘夷の論行はれて、世上騷擾のため之を置きて市中を巡廻警衛せしむ、今の巡査の類なり　起源沿革　文久三年十一月始めて巡邏の儀を達し、元治元年四月より之を始めて行ふ、夫より益々盛になり、江戸四里四方の間晝夜巡行せざる所なし、明治

試三條、遷ル二爲ル第、遷ル一及今不ル遷辭量決罰」と見えたり、

ジユンバウノオビ　巡方帶　石帶(イシノオビ)を見よ、

ジユンプ　准布　古蹟　古へ物の價を布に准じて、諸般の受渡に用ひしをいふ　起源沿革　和銅五年、諸國の調庸を錢に換へ、錢五文を以て布一常(按に一丈六尺)に准ぜよと令せられしは、史に見えたる始めなるべし、吾妻鏡などにも往々見ゆ、嘉祿二年八月、准布を止む、錢の數漸く多くなれるを以てなり(誘演「錢稱疋及九六錢考」)

ジユンボ　准母　天皇及び皇親の御母代を云ふ、御母に准ずる義なり(一)天皇の准母は、概して其人に皇后又は院號を給はん爲めなり、多くは內親王を以て准母とす(二)皇親の准母は、其母賤き爲め、皇親に親王又は法親王を給はんが爲めに起りたるものにて、多くは女院中宮を准母とせり、(一)は白河天皇の皇女媞子內親王、堀河天皇准母となりしを始めとす、一代要記堀河院の條に、中宮媞子內親王白河院長女、今上母儀云々、寛治五年正月中宮依ル爲ニ母儀一也と見え、後二條關白記所載の宣命に、此內親王ヲ如ニ所生一ヲ相憑相頼云々」と見えたり、寛治七年正月に至りて郁芳門院の號を給ひたり、これ准母が皇后となり女院となりし初めなり、應保元年十二月鳥羽天皇の皇女暋子內親王(八條院)が、二條天皇の准母となりしは出家後准母たりし例なり、保延五年崇德天皇の皇后聖子が、近衛天皇の准母となりしは皇后准母の例なり、妃にして准母たりしは徽安門院藤子(花園院皇女)が光嚴院の妃として、後光嚴天皇の准母たりしを始めとす、猶女院(ニヨキン)、皇后(クワウゴウ)の表參看すべし、(二)は、多く江戸時代に行はれたるものにして、藤原宗子が守部法親王の准母となり、桃園天皇女御藤原富子が、源仁、公瑛、公延、道仁親王及び光敏女王の准母となり、後桃園天皇女御盛化院藤原惟子が、盛仁、公澄親王及び宗恭女王の准母となりしが如し(古事類苑帝王部)

シユンメイ井ン　浚明院　後川家治(トクガハイヘハル)を見よ、

ジユンメイクワン　惇明館　寄編　知山藩の學校　所在　丹波國天田郡福知山稻荷町　起源沿革　天明中藩主朽木綱利學館を創立し、讀書習字の二科を講習せしめ、學術に長ずる藩士を教授となす、文化五年更に禮法の科を加へ、同十四年綱條の時、書籍を購集し、又米百五十俵を館費に充つ、萬延元年綱張の時教則を改め生徒の階級を等別し、大學を素讀する者を大學生とし、遷次上進して論語生孟子生中庸生易經生詩經生書經生禮記生春秋生の九等となす、慶應二年二月寄宿寮を設立し、洋籍及び武術を講究せしむ、同九月在寮生徒中より四名を江戸に遊學せしむ、三年爲綱學館を城北丸の內に移し、讀書教場を大小學の二部に分ち、更に習學教場及び寄宿寮各一宇を作る、同年十一月更に算術科を加ふ、又平民子弟の此校に入ることを許す、明治四年五月英語學科を加へ、有志をして修學せしむ、同年十一月學館を閉鎖す(日本教育史資料)

ジユンヤウシ　巡邏　名義　江戸時代、外國人來朝、及び尊王攘夷の論行はれて、世上騷擾のため之を置きて市中を巡廻警衛せしむ、今の巡査の類なり　起源沿革　文久三年十一月始めて巡邏の儀を達し、元治元年四月より之を始めて行ふ、夫より益々盛になり、江戸四里四方の間晝夜巡行せざる所なし、明治に至り各藩の兵に令して之を警ぜしめ、同二年之を取締兵と稱し、三年十月、東京に取締組を置き、巡卒三千人を置く、五年八月、司法省に警保寮を置き、大警視以下權少部を置き、巡卒小頭勳以上の官を廢す、十月始めて警視・警部、巡査を置く(嘉永明治年間錄、警視廳史稿)

ジユンレイ　順禮　名義　神社佛寺を巡拜するをいひ、轉じて巡拜する人をいふ事となりたり　起源沿革　もと佛寺に詣づるより起りたる風俗にして、其基因また早く存したるに相違なし、かの淸和天皇が遜位の後、名山古寺を歷覽し給ひ、花山法皇また靈迹を巡拜し給へる事あるを以ても、之を知るべきなり、而して平安朝の末年に際しては、三塔の巡禮、百寺巡り、三十三所觀音巡禮など既に行はれ、爾來佛法の信仰と共に巡禮の途に上るもの、甚だ多く室町時代の著なる幻雲稿、淸水山新建恭願寺幹緣疏(有ル序、明應七年戊午)の中に曰く「爾來士庶緇佛者、不ニ一論一之則終身慵也、然關門之吏、山樓之賊、事ニ叢中樞一、取ニ笠底金一、雖ル有ニ素願一、不ル得ニ逢焉一、改ル服變ル名、撞ニ門關ル口一、裂ニ袈裟ル足、往來轞々、霜辛雪苦、無ニ不ニ備嘗一、國俗謂ニ之三十三所巡禮一」とあるを以ても、當時の所謂巡禮といふもの、服を改め名を變じ、且つ門戶に就きて米錢を乞ひたるの狀を知るに足る、また江戸時代に入りては、四海漸く平かにして、往來自由なるに至れるを以て、信心の輩巡禮に出づるもの尠なからず、就中西國三十三所觀音は古より傳はりて其名最高く、紀伊の那智山にはじまりて、美濃の谷汲山に終る、其外秩父坂東等幾多の靈地あり、弘法大師を念ずるものは、四國の遍路を廻り、一向門徒に二十四輩、淨土宗門に二十五箇所の靈場あり、京、江戸、大阪をはじめ、諸國の都市に

薩原百川の女旅子、第五十三代の天皇　誕生沿革　延曆五年丙寅誕生、兵部卿、中務卿等を歷任して弘仁元年九月嵯峨天皇の皇太弟となり、同十年四月卽位す、天皇詩を嗜み又書を善くす、位に在ること十年、皇太子仁明天皇に讓り西院に移る、是より先出家せらる、承和七年崩ず、御壽五十五、改元するもの一、遺詔上陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

ジユンニンテンワウ　淳仁天皇　名　御名は大炊、世に淡路廢帝と稱す　系統　天武天皇の皇子舍人親王の御子、第四十七代の天皇　事蹟沿革　天平五年降誕、寶字元年四月孝謙天皇の太子となり、同二年八月禪を受けて卽位し、都を近江保良に移す、時に孝謙上皇惠美押勝を寵し、又僧道鏡を幸す、押勝安んぜず、兵を起して敗死す、茲に於て道鏡の寵遇日に渥し、天皇卽ち之を諫む、上皇悅ばず謂て曰く、天皇押勝と謀を通じ、將に我を害せんとするなりと、因て天皇を廢して淡路公となし、淡路に流す、蓋し天皇は押勝の女婿にして其擁立する處たり、押勝已に敗るゝ及びては、その地位に安んずる能はざるは當然のみ、尋で淡路にて崩す、在位六年、改元するもの一、御壽三十三、明治三年七月淳仁天皇と諡す、淡路國三原郡加集村淡路陵に葬る、六年十月神靈を還遷し、京都白峰宮に合祀す(大日本史、陵墓一覽、法令全書)

ジユンノシ　旬試　王朝時代大學國學の學生に行ひたる試驗を云ふ、十日毎に行ふ故に名づく、帖試とも云ふ、文字を覆ひて暗讀せしむるを以てなり、今に「凡學生、先讀ニ經文一、通熟、然後講ル義、每ル旬放ニ一日休假一、假前一日博士考試、其試ニ讀者一每ニ千言內一、試ニ一帖三言一、講者每ニ二千言內一、問ニ大義一條、總

も此等の靈場を模したる佛堂また甚だ多し、而して以上の靈地を廻國して巡禮するを廻國巡禮といひ、其人なほ指して巡禮と稱することゝなれり、而して其風俗たるや、大笠を被り、笠には生國及び名を認め、笈摺を著、笈を負ひ、胸板をかけ、手には鈴など持ち家の軒に立ち、巡禮歌を唱へて奉捨を仰ぎつゝ廻國したりき、

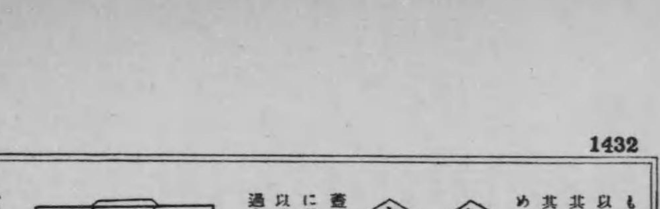

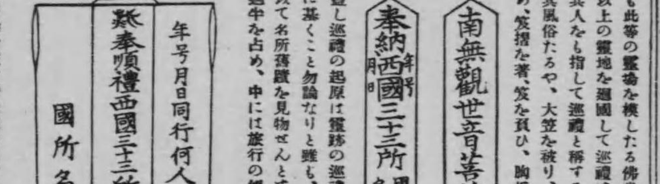

蓋し巡禮の起原は靈跡の巡禮に在りて、信仰の精神に基くこと勿論なりと雖も、後世に至りては其序を以て名所舊蹟を見物せんとする副目的を有せるもの過半なる占め、中には旅行の便宜上姿を之に假りたるものも多かりき、なほ江戸における早春の七福神詣、彼岸の六阿彌陀詣、京都における七觀音、六地藏、十二所藥師、三十所辯財天、淨土宗の四十八箇寺詣、日蓮宗の二十一箇寺詣等ありて、皆士女の巡禮せる處に係る、而して所謂巡禮といへるもの【風俗】は、笈摺といへるを著し、菅笠を被り、札所に納むべき札を用意して胸に掛けたり、笈摺とは袖のなき衣にして羽織に類す、單衣なり、多くは婦女子之を著用す、其製は圖の如く左右中の三部より成り、兩親あるものは左右の兩部を赤地、中央を白地、兩親なきものは左右の兩部を白地、中央を赤地を用ひて裁縫したり、近松の夕霧阿波鳴門に「笈摺も二親のある子ちやによつて、兩方は藍染、アノ藍染に中形云々」と見ゆ、俚諺集覽に、山伏の負ふ笈に擬したるものなり」とあり、其名の據り所、また之が爲なるべし、今文化九年の刊行に係る西國秩父坂東百番御詠歌と題せる小冊子に、載せたる笈摺番札の圖を上に掲げて參考に供す、「サンヲフサンショクワンオン」「ハチヲフハツカショダイシ」「ロクヲフロクアミ」の條を參看すべし（續遊笑覽、足薪書の記、日本風俗史）

シユメイモン　主馬署　修明門　「スメイモン」を見よ

ウマノツカサ。と訓む、唐名廐牧署。職掌東宮の乘馬、鞍具の類を供進することを掌る、東宮坊の被官【職員】首一人從六位下、令史一人少初位下、史生二人、馬部十人、使部十人、直丁一人【起源沿革】文武天皇の大寶元年に創置し、後世代々、侍の望みによりて之に補す、多く源平重代の武士之に任ず（令義解、延喜式、職原抄）

シユウシ　主油司　「アブラノツカサ」を見よ

シユヨウシ　主鷹司　「タカノツカサ」を見よ

ることを掌る、兵部省の被官【職員】正一人從六位下、史生二人（延暦十五年置く）、使部六人、直丁一人、鷹戸【起源沿革】仁德天皇の時、百濟酒君を以て鷹を養ほしむ、即ち鷹甘部を定む、主鷹の官こゝに始まる、天武天皇大寶元年主鷹司を創定す、神龜三年鷹戸十戶を定む、天平寶字八年放生司に改む、延暦中舊に復す、延暦十年鷹戸を止む、後世後院藏人所にて鷹を養ひ、本司は自然に廢たる、延喜式に本司を載せず、以て早く廢絶せしを知るべし（書紀、續紀、令義解、日本紀略、後院考）

ジユラウジン　壽老人　仙人の名、又南極老人とも云ふ、我國俗間七福神の一として尊崇す、其像白髮多く、秀目豐鬚、短身にして頭と相半し、杖を携へ圖書を持して鹿を伴ふ、一説に、福祿壽と云ふも壽老人の異名なれど、其形を異にす、壽老人は端正にして仙老鹿を愛す、福祿壽は長頭短形にして異相、龜を愛し鶴を愛し、共に一星宿の精靈なり、南極とは人壽長延の壓とする故に名づく、我國にて七福神の一として崇敬するは、長壽を預かる星宿の精靈なるが故なり、其鹿を愛し鶴龜を愛するも、又鹿鶴龜の長壽なるが故なるべしと云ふ、一説に壽老人は老人星、福祿壽は壽星の現はれたるなりと云、又一説に、壽老人は南極星、福祿壽は司命星の精なりと云へり、風俗記、老人星傳によれば、支那宋の元祐年間の人にして、長軀に三尺、身と首と相半し、秀目豐鬚、幅巾野服にして、卜を以て市に遊び、錢を得れば則ち飲み、其頭を叩て吾が身、壽を從す聖人なりと云へりと（七福神考）蓋し壽老人と云ひ、福祿壽と云ひ、共に長壽福德を得んとする人情より作りたるものなれば、必しも根據あるものにはあらざるべし、

ジユラクテイ　聚樂第　「ジユラクダイ」京都における豐臣秀吉の邸宅、其臺榭は城制にして、其宮殿は第宅なり、而して四方に諸大名の邸を構ふ【沿革】東は大宮、西は千本、南は丸太（春日）北は一條に至る、東四四町（古尺）南北七町に及ぶ、即ち古昔大內裏の舊跡なり【起源沿革】天正十二年に成り、十五年九月十三日大阪より移る、十六年奏請して後陽成天皇の行幸を仰ぐ、時に世亂れてより已に久しく、典故殘缺

せるを以て、前田玄以に命じて、諸家の記錄等を調査せしめ、後小松後花園兩天皇が、北山第及び室町第行幸の例に准據して儀禮を定め、四月十四日を以て其期と爲す、此日秀吉夙に參內して天氣を祗候し、更に諸大名を率ゐて聖駕に扈從す、儀衛國藩の盛んなる、古今稀に見る所なりといへり、天皇驛を留め給ふ事五日、連日の饗宴歡樂、然たり、十五日秀吉京中の地子銀五千五百三十餘兩、並に米地子八百石（內三百石は院御所）を御料として上り、また五百石を關白料として六ノ宮に、近江國高嶋郡八千石を諸公卿に給與し、且つ諸大名をして大に朝廷を崇奉すべきを舞ひたる起請文を朝廷に納れしめたり、十八日天皇還幸あり、世に聚樂第行幸といひ、傳へて其盛を稱す、既にして秀吉關白職を嗣子秀次に讓り、自ら征明の軍事を四海に總ぶ、秀次留守此に居り、專ら內事に當る、文祿元年秀次の罪ありて死を賜ふや、聚樂第また廢干もなく毀たる、寬永以後第址を開きて民家と爲し、近傍共に百二十町あり、俗に聚樂組といふ、今町名を稱れて其古を知るべきもの尙ほ多し、日蓮通は行幸門の大路、本丸町は本殿の跡、洲濱町は園池の跡、山里町は園囿の跡、常陸町は木村常陸守重茲の宅跡、藤五郎町は長谷川藤五郎秀一の宅跡たるに似たり（野史、園藝考、平安通志、日本地名辭書）

シユリウキウジヤウシ　修理宮城使　「シユリキウジヤウシ」を見よ、

シユリキウジヤウシ　修理右宮城使　名義　一に坊城使とも云ふ【職掌】宮城の外廓、左右の坊城を修理するを掌る、左右あり、令外の官【職員】長官を使と云ふ、左右各一人、多くは左右中辨の人これを兼任す、判官各一人、太政官の大少史兼任す、主典【起源沿革】始め詳かならず、三代格天長元年の官符に、左右坊城使の名見え、續後紀承和六年三月の條に、修理宮城使左右各二員、今者定置各一員、とある始めとす、後ち文德天皇仁壽二年本使を停め、木工寮に兼ねしむ、清和天皇貞觀十五年復これを置く（職原抄、職官志）

シユリサキウジヤウシ　修理左宮城使　「シユリキウジヤウシ」を見よ、

シユリシキ　修理職　名義　「チサメツクルツカサ」、又「シクリサムルツカサ」ともよむ、唐名匠作監【職員】右大宮の東、陽明門大路の南【職掌】宮城の造營、及び破壞の修繕を掌る、令外の官【職員】大夫一人從四位下、後世、三位のもの之を兼ぬる事あり、又權大夫一人あり、四位五位殿上人或は諸大夫之に任ず、亮一人從五位下、後世權亮一人あり、諸大夫之に任ず、或は六位任ず、諸司四分中頗る重任とす、大進一人從六位上、少進二人從六位下、大屬一人從七位下、少屬二人從八位上、史生八人、職掌二人、使部三十人、直丁三人、算師一人、此の外長上工、木工、檜皮工、瓦工、石灰工等あり【起源沿革】其始め詳かならず、神護景雲二年七月、伊勢老人を修理長官、相模伊波を次官とせしを初見とす、然れども、未だ正官にあらず、弘仁九年七月、修理職を定め置く、蓋し當時造宮職既に廢せられて後、木工寮のみにては、宮城破壞の時、繕補し難きにより、此職を置かれたるものならん、同月、修理職の官位、馬料、季祿等、廢造宮職に准ぜしめたり、天長中、本職を停めて、木工寮に屬せしむ、後ち再び復し、別當を置く、小右記長和五年二月廿七日所々の別當を定めし時、左大辨道方を以て、修理職別當とせしこと見えたり、爾來變遷なく、明治維新の時に至る（續紀、紀略、三代格、延喜式、官職補抄、職原抄、官制沿革略史、公卿補任、雲上明覽）

シユリノナイコウ　修理內候　修理職官人の候所にて、校書外侍と共に、大內裡の西南外廓隅に在り、東鳥曹司と相對し、東面南面孰も五間、四面を修理と爲し、南面を校書外候と爲し、其東端に僧坊あり、東南に二面戶、及び北面東面に脇戶あり（大內裡圖考證）

シユリベツタウ　修理別當　社僧の名、神社の修理を專務するもの、天元元年十二月官符を以て、長昭を石清水八幡宮寺修理別當とせしを始めとす、其後ち熊野本宮等の諸社にも置きたり（八幡宮寺略補任、古事類苑神祇部）

シユレイ　主鈴　中務省の職員、「ナカツカサシヤウ」を見よ、

ジヨ井　叙位　「ジヨイ」正月五日、五位以上の位階を、勅授する儀式をいふ【沿革】まづ大臣已下、左仗の座に著く、是より先、早旦、藏人頭以下申文を奏す、主上御覽の後、頭以下石灰壇にて、雜なき申文を撰びて、硯の蓋に入れて御座の前に置く、此日清涼殿の御簾を垂れ、畫の御座の端に半帖を敷き、四季の屏風を東四北に立て同らし、三尺の几帳を御座の側に立て、其前の廂に執筆の圓座を置く、關白の座北に在り、南二間末は四に折れて上達部の座を敷く、かくて藏人をして、諸卿を召す、公卿射場殿にて箭文をとりて、次第に御前の座に著く、關白並に執筆召により、圓座に進み著く、執筆十年の勞を奏し、續紙を召し、位を次第に叙す、位記の式は「キキ」の條を見よ【起源沿革】推古天皇十一年十二月始めて冠位を定めたれば、此の後叙位ありしならんも詳かならず、天智天皇の十四年正月に、諸王諸臣に爵位を賜ふこと見えたるを、其濫觴とす、古くは正月中に行はるゝのみにて日も定まらざりしを、光仁天皇

の頃より、七日白馬節會の時に叙せられし例多し、後には、六日となりしが、村上天皇天德五年より五日に改正せられたり、是より永く五日を恒例とし、七日白馬節會の日に加叙ある定めとなれり（江次第、除目抄、公事根源、建武年中行事註解）

シヨ井ン　書院　名義　（一）僧侶勤學の所を云ひ、（二）後に轉じて、武家にては表座敷を云ふ、遂には書院造といふ一種の建築樣式となれり、（三）書院床の略稱に用ふ、「ショエン」と訓むが正音なりと云ふ　出典　家屋雜考に、造りは梁間を長くし、明障子を用ひて荊格子を用ひ、數居、鴨居にして皆遣戸なり、もと學生を集めて、書を讀ましむべき爲の造方なれば、かたの如く作りまうけて、明るきを旨としたるもの故、その廣さをいはんとては、何ン十何ン極などいひしこゝ見えたり、然るに古代の寢殿造ほ、七間四面、十二間四面などいひて、梁間尚背ともに寡しく、暗くして便利ならざる事多かりしかば、室（書院造）町の末より、漸々押移りて、此の書院造と云ふ物を用ひられしなり、その書院造には、書院床、床間、棚、袋戸等の物ありて、寢殿造とは大に異なる事もあり」とあり、大概を知るべし、現今の書院造に於ては、玄關、床ノ間、杉戸、襖戸、上段ノ間等を有せり　語源　支那宋の時、應天府の民曾誠と云ふもの、舍をひろむること、百五十楹、書を築むること千餘卷、廣く學者を集めて講習せしかば、眞宗皇帝は是を嘉し、應天府書院の號を賜ふ、また開寶中、潭の守朱洞は歡處に、元和中、衡州の李寬は石鼓に書院を創立したり、後世廬山の白鹿洞を加へて、天下四書院と稱せり、蓋し學問所の意なり、我國にては、僧侶等宋に赴きて禪學を傳へしと共に、此の書院をも傳へ、佛書を講ずる所となせり、秋の夜長物語に、何某律師の人まつさまをしるし、書院の杉障子より遙に見出したるに（中略）書院の戸をほと〳〵とたゝきてなどみえて僧侶の常に勤學する所のさまなり」とあり、後ち禪學の盛なるに及びて、遂に武家に遷りしなるべし、伊勢貞丈は、鎌倉時代より武家禪學を好み、座禪などする者ありし故、寺方の如く書院を設け、其處にて客などに對面せしより、後に對客の所を書院といふに至れるなりといへり、太平記新將軍都落の條に、愛に佐渡判官入道道譽、都を落ちける時（中略）書院には、義之が草書の偽、韓愈が文集、眠藏には沈の枕、純子の宿直物をとりそへて置く」と見えたるは、武家書院の有樣を知るに足るべし、されどこれは後世の書院床にして、書院造には限らず、室町時代中葉以降書院造と稱する一種の建築樣式を生じ、稍々完全の家屋に多く之を造れり、桃山時代に至り、稍々完全なる發達を遂げ、遂に今日に至れり、建築（ケンチク）の條參看○書院床には平書院、附書院あり（一）平書院は、床ノ間脇に窓のみありて床棚なきものをいふ、（二）附書院は、床ノ間脇に窓ありて、床棚を附たるものを云ふ、其棚板は机の代用として、書籍を見、又は書寫することを得るものなり、故に又出府机、出文机とも云ふ、又書院床、明り床、明書院ともいひ、單に書院とのみいへり、世に、床脇に棚を作りたるより附書院といへるなりと云ふ、惡くは、書院なる床棚の趣に似たるより誤りしものならん、出文机といへることは、圓光大師傳に見えたれば、鎌倉時代の末より、附書院なるものありしなるべし○又江戸幕府にては黑書院、白書院あり、黑書院は荒木にて造りたるより名づけ、白書院は削りたる木にて造りたるより名づくと云へど、詳かなることは知り難し、幕府役人に黑書院白書院詰あり（家屋雜考、秋草、嬉遊笑覽、大日本美術史略）

（書院造）（ショインヅクリ）（平方）（訛方）（附書院）（書院）

シヨ井ンヅクリ　書院造　書院（シヨヰン）を見よ、

シヨ井ンバン　書院番　職名　江戸幕府の職名、職掌小性組番頭と同じ、是を「番頭」と稱す、內衛を掌る、將軍の寫行前後に供奉し、遠近に使し、又儀式に將軍の給仕を役する等は、小性組方と輪任なり、當初番頭は、必ず奏者番を兼れたり、若年寄の所管とす　語源　番頭十人、四千石高、從五位下に叙す、菊間詰となす、一人づゝ毎日營中に出頭し、格に宿直す、組頭各一人、千石高、席次菊間襖際とす、番衆各五十人、三百俵高にして、一組中半分を以て營中虎間を衛す、各組に與力十騎、同心廿人を附し、柳間、玄關前、中雀門、番所を守衛す、當職も亦旗下の護衛なるが故に、必ず旗代の士を用ふ　起源沿革　慶長十年十二月始めて番士四組を置き、番頭四人を任ず、後年十組に定む、寛永十六年より番頭一人づゝ毎年交代して駿府に在番す、慶應二年十二月廢して壯者は奥詰銃隊に編す○西丸書院番頭四人、慶安三年九月家綱西城に在し時、書院番頭水野忠重、伊澤正信、北條氏利、大久保教詩等四組を屬せしを始めとす、從五位下に叙す、組頭四人あり、高及び支配向等本丸に同じ（明良帶錄、仕官格義辨、官制沿革略史）

シヨイリヨウカタ　諸入用方　江戸幕府の職名、下勘定所の分科にて、代官所の諸入用を淸査することを掌る、御代官諸入用渡り、米金手形、口米永銀取立御勘定組、高國郡譜帳等のことを掌なり（德川氏官制）

シヨウ　升　物なはかる桝目の名、今義解に、量十合爲升（謂以桝秉中者容二千二百、爲籌、十籌爲合也）、十升爲斗、十斗爲斛とあり、唐令の十籌

を合と定めし數に據れば、小量の升の積は、小尺八十一寸、今の六合六勺二撮弱とす（大量は小量の三倍とす）（マス）參看（度量權衡考）

シヨウアン　承安　年號　高倉天皇御宇の年號、嘉應四年四月二十一日、天災に因て改元す、四年を經て安元と改む　出典　尚書に、王命ゝ我來、承安汝文德之祖、正義云、承安者承二文王之意一、安二定此民一也、とあるに據る、權中納言藤原資長勘申す（國朝年號譜）

ジヨウオウ　承應　年號　後光明天皇御宇の年號、慶安五年九月十八日改元す、三年を經て後西院天皇明暦と改む　出典　晉書律曆志に、夏商承運、周氏應期、とあるに據る、文章博士菅原知長勘申す（元祿別錄）

シヨウガク　昇樂　法會の時、導師の高座に昇らんとする時に、音聲を發する雅樂の稱なられ、降樂（コウガク）參看（體源抄）

シヨウギ　證義　大法會の論義の時、問者講師の云ふ所を批判して決明する僧を云ふ、即ち判者なり、又證誠ともいふ、官班記に、證義其役有二公廷之御願一、公請之先途偏此事也、仍南北四ヶ寺之聖、互爭ゝ錄、朝儀殊精選、可ゝ被ゝ盡二篇目一者也、御願講師參勤之度數、爲二第一功勞一、非二殊器之聖一者、强無二超越之儀一歟、但淸花之聖、地密宗勞効之仁等、以二官途一被ゝ超越一、之時、任二當坐之官次一、被ゝ仰二證義之役一常儀也、南京之聖尙申二子細一事也、其役參勤之次第、多分先參二法勝寺御八講一、然而又隨二機旋一、非二殊抽賞之器用一、最勝講重祭之例有ゝ之、又南都兩門主等、最勝講之外、更不ゝ在二他御願一、又細々御八講等證義先有ゝ被ゝ仰之聖、此條大臨此役勅許之上事也、先爲二講師之人數一、勤二證義之役一、稱ゝ之號二強講師一、極官以後一向勤二證義之役一、稱ゝ之爲二平座一云々とあり、

ジヨウキウ　承久　年號　順德天皇御宇の年號、建保七年四月十二日、天變に因て改元す、三年を經て後堀河天皇貞應と改む　出典　詩緯に、周起自二后稷一、歷世相承久、とあるに據る、大藏卿爲長勘申す（國朝年號譜）

ジヨウキウキウキ　承久記　書名　二卷　後鳥羽天皇御即位より御性行等を述べ、鎌倉幕府の起り等を略叙し、承久役の源因より、職爭の顚末等を詳細に述べ、三上皇御擯遷及び事に預かりし公卿の最後を記したるもの、承久の役を研究するには、吾妻鏡、北條九代記、承久軍物語と共に必ず參看すべき書なり　參考　未詳、其書體について考ふれば、太平記以前より遠からざる時代に成りしもの、知しといふ（群書一覽、國史學の栞）

ジヨウキウノラン　承久亂　年號　保元以來、武門頼りに勢力を得、源頼朝に至り、遂に海內を平定して、覇府を鎌倉に開く、後鳥羽天皇これを憤し、政權を帝室に收めんとするの意あり、蓋し皇權恢復は、後三條天皇以來の御遺志なり、故を以て常にその勢ひあるものを倒さんことを謀り給へり、即ち後三條天皇は藤氏の權を殺ぎ、白河鳥羽兩天皇は武人を利用して僧兵を制したり、保元平治の亂を經て、武人平淸盛、政權を專にするや、後白河天皇は、源氏及び僧兵を借りて平氏を倒さん事を謀れり、平氏亡びて源頼朝の漸く勢を得るや、弟義經に頼朝追討の宣旨を與へて、頼朝の勢を挫かんとし給へり、然れども常に事志と違ひ、却て武人の爲に利用せられ、頼朝の請によりて守護地頭設置を許したるを以て、武人の勢ひ牢固として拔くべからざるに至れり、然れども間を見、機を得て、武士の勢力を減じ、幕府を倒し、皇權を復せんことを謀れり、寵姬丹後局、中院通親等之が謀議に預れり、後白河法皇崩御の後、後鳥羽天皇御遺志を繼ぎ、早く位を土御門天皇に讓り、院に居て政を聽き、親ら武を練り、水遊武藝極めざるなく、刀劍を造りて武勇の士に賜ふに至る、通親同じく之れが參謀たり、建仁二年通親薨ずしの後は、九條良經と共に謀を廻らし、强て位を順德天皇に讓らしめ、密かに時機の至るをまつ、此の時に當りて、鎌倉は頼朝の薨後、頼家その後を繼ぎしも、將帥の器にあらざるを以て、諸將和合せず、後鳥羽上皇又君臣の離亂の策を廻らし給ひしを以て、梶原景時、城長實等の叛あり、頼家は、北條時政の爲めに伊豆に幽屏殺害せらる、尋で北條義時、僧公曉をして實朝を弑せしめ、京都より藤原頼經を迎へて征夷將軍とし、自ら其實權を握れり、時に承久元年二月なり、茲に於て機至りとなし、順德天皇をして位を仲恭天皇に傳へしめ、後鳥羽順德二上皇、其臣權大納言藤原忠信、中納言宗行、參議藤原範茂等と謀議し、事を擧げんとす、時に義時信濃の人仁科盛遠、院御所に候せし故を以て、時に領を沒收す、勅して還さしむ、又播津長江倉橋の二庄を結龜菊に賜ふ、地頭代龜菊を侮慢す、龜菊之を訴ふ、上皇因て地頭を改補せんことを命ず、義時皆命を奉ぜず、上皇大に逆鱗あらせられ、遂に叡慮を決して關東を征し給へり、即ち承久亂の遠因は、皇室の權を恢復し給はんとする御歷代の御意志にして、公武志想の一大衝突なりと言ふを得べし　年號　承久三年五月十四日、上皇鳥羽城南寺の流鏑馬と稱し、近畿の兵を徵す、兵集るもの一千七百餘、關東の武士大江親廣三浦胤義又召に應ず、明日北條義時追討の宣旨を五畿七道に下し、關東の諸將武田小笠原千葉小山

諸氏を招致す、押松宣旨を奉じ關東に赴く、又三浦胤義を遣はし、京都守護伊賀光季を誅し、且つ兄泰村に書を送りて同意を求めしむ、泰村應ぜず、書を義時に致す、幕府又押松等を捕へて宣旨及び關東武士の交名を得たり、尋で京都の變聞東に達す、茲に於て幕府諸將を會して軍事を議し、遠江駿河以東十四國の兵を徵す、義時終に大江廣元の議を用ひて、舍弟時房泰時を東海道の大將、武田信光、小笠原長清を東山道の大將、北條朝時、結城朝廣、佐々木信實を北陸道の大將とし、總軍合して十九萬餘騎、三道並び進て京都を襲はしむ、義時鎌倉に在り、大江廣元等と軍政を總監す、官軍兵を分て二とし、東海道は藤原秀康、三浦胤義、佐々木廣綱、大内惟信、山田重忠等を將として、美濃尾張の嶮要に拒がしめ、又宮崎定範、糟屋有久、仁科盛遠等をして北陸道に赴て敵を拒がしむ、時房等進て尾張に至り、大井戸大豆渡等に於て官軍を破り、守將惟信、秀康、重忠等を走らせ、長驅して京都に向ふ、尋で北陸道の官軍も砥並山、黒坂志保等に皆敗る、朝時進て四上す、京都敗報を得て、上下震駭す、上皇、中院(土御門)、新院(順德)と共に延暦寺に幸し、兵を遣り給ふ、尋で賀陽院に幸す、上皇更に議して兵を宇治勢多に集めて、來軍を防ぐ、大納言藤原忠信、前權中納言源有雅、參議藤原範茂、信能、山田重忠、藤原秀康、三浦胤義、大江親廣、佐々木廣綱、中條盛綱、河野通信、法印尊長等各部署に就く、六月十三日時房勢多に向ふ、山田重忠防戰最も務む、東軍利あらず、十四日泰時宇治川を渡りて奮戰す、守將源有雅藤原範茂潰走し、藤原朝俊、佐々木氏綱、萩野成時皆之に死し、食渡、廣瀬、淀、牧島、芋洗等の官軍皆風を望て守を捨つ、泰時進て深草に抵る、時房亦勢多の官軍を敗り、大江親廣道走し、佐々木高重之に戰死す、東軍勝に乘じて京都を陷る、中院新院は賀陽院より賀茂貴布禰に遷幸し、秀康、胤義、重忠等賀陽院に候す、上皇門を閉て容れず、重忠は蜷喊に、胤義は木島に抵り自刄す(承久三年十五日上皇大勢の挽回すべからざるを察し、勅使を時房泰時の許に遣はして　義時の官職を復し、關東追討停止を論し、今回の合戰は決して叡慮に出でたるにあらざるを辯疏し、且つ洛中に於て狼藉すべからざるを戒す、時房泰時命を拜し、六波羅に入り、泰時は北方に、時房は南方に在りて、京都を鎭す、明日戰捷を鎌倉に報す、廿四日擧兵の主謀者、有範、光親、有雅、宗行、範茂等を六波羅に禽し、幕府の指令を俟つ、既にして廿八日鎌倉の命京都に達せしを以て、時房泰時官軍の利罰を定め、藤原基朝、平有範、源廣綱、大江能範、藤原宗行、藤原光親を斬り、仲恭天皇を廢して、後堀河天皇を擁立す、尋で關東より再び命あり、更に議して後鳥羽上皇を隱岐に、土御門上皇を阿波に、順德天皇を佐渡に移し奉り、近臣前内大臣久我通光、權大納言源定通等六人の出仕を停む、尋で近畿に兵を分遣し勢神宮以下諸社に地を獻じて、戰捷を報賽し、公卿武士の所領三千餘箇所を沒收して、戰士に頒ち軍功を賞ぜり、時房泰時、留りて京都を守護すと稱するも、實は朝廷を制して變に備ふるにあり、後遂に世職となり、兩六波羅探題と稱し、京都以西の事を總覽す、是より皇威益々衰へ、武門の威權海内を壓するに至れり(承久日次記、吾妻鏡、續鏡、承久記、承久戰物語)

ジョウキャウデン　承香殿　名語　大内裡の一殿にて、内宴御遊多く此所にて行はる　所在　仁壽殿の北に在り　沿革　弘仁以後の建造なり、廣さ七間四面、中間に馬道ありて橫斷す、また四方に廂あり、南は、廂の外に簀子ありて其南に露簀あり、簀子の東西端に階級あり、また西面の簾戶に長橋を架し、中殿萩戶の前に達す、東西二面の廂各二間、孰も三間の簀子ありて欄干を設く、北は廂のみにて、渡廊及び中門を經て北常寧殿に達す、また東西片廂の廊を經て、東は内御書所に、西は瀧口陣に通ず、北廂の北に廊あり、長さ二十五間、渡廊を以て東西に別つ、其西廊を、江次第は承香殿の馬道に、續古事談は承香殿のハザマ、又弘徽殿細殿の雷に、榮花物語は承香殿馬道、又は弘徽殿のハザマに作れり、左右に壺あり(大内裡圖考證)

ショウクウ　證空　名語　字は善慧、鑑知國師と號す　系譜　村上天皇の裔、加賀守馬季朝臣の長男、久我内大臣通親の猶子　事蹟　淨土宗西山派の祖、治承元年十一月九日生る、歳十四にして吉水の源空に投じて落髮す、源空之を器として意を加へて訓導す、二十二にして菩薩大戒を受く、台教を顯蓮に聽き、又密法を政春、慈鎭、公圓の三師に稟く、建保年間、西山の三鈷寺に住して、盛に淨土を談ず、眞法の餘暇に彌陀經を誦すること九千七百餘部、五部大乘諸經及び章疏を刻すること若干卷、又覺剃を創建すること十二區、寶塔を建つること四所、太上皇帝及び文武公卿傾嚮せざるなし、後蜷峠天皇其德を敬し、請じて菩薩の大戒を受け給ふ、寛治元年十一月二十六日寂す、年七十一、腰五十八　著書　觀經疏訣集等三十餘卷(本朝高僧傳、佛教各宗綱要)

ショウグンジ　勝軍寺　所在　河内國渚川郡(今中河内郡)龍華寺村大字太子堂村○椋樹山と號す、俗に叡福寺と上太子と云ふに對して、下太子と

云ふ　沿革　眞言宗○本尊聖德太子の御影　起源　用明天皇二年聖德太子物部守屋と戰ひ、守屋の渚川の別業を攻はんとす、守屋防戰して其勢强く、太子將に危からんとす、遂に大椋の樹陰に隱れて逃るゝを得たり、故を以て戰勝の後、此地に寺院を建立し、椋樹山勝軍寺と號すと云ふ、今僅に一宇を存す、寺内に椋樹、守屋の頭塚等あり(加藤開基記、河内名勝圖會、名勝志)

ショウクワウ井ン　勝光院　足利滿兼(アシカガミツカネ)を見よ、

ジョウクワウダウ　承光堂　大内裡八省院十二堂の一、また承香堂に作る、院の東方、含章堂の南四丈に在りて北より第三の堂、長さ九間とす、朝堂の座者は中務、圖書、陰陽の諸寮司の官人にて、北を以て上と爲す(大内裡圖考證)

ショウクワウテンワウ　稱光天皇　名語　御諱は實仁、法諱大寶壽　誕生　後小松天皇第一の皇子、母は日野資國の女光範門院資子、第百一代の天皇　即位　應永八年三月降誕、十八年親王となり、二十一年十二月、後小松上皇の譲を受けて即位す、上皇政を院中に聽く、初め南北兩朝の合一するや、兩統迭立を約す、故に後小松の次には南朝の皇子を立て給ふべき順序なりしが、迭立の約の如きは、もとより南朝を誘引せる手段に過ぎざるが故に、朝廷幕府共に之を履行せず、然れども或は異議の起らんことを恐れ、天皇の立つや、實に立太子の事なくして、直ちに位に上り給へるなり、天皇佛法を好み、常齋して嗣なし、因て位を皇弟後花園天皇に讓る、在位十六年、正長元年七月廿日崩す、御年二十八、改元するもの二、山城國紀伊郡深草村深草法華堂に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

ショウクワウミヤウ井ン　勝光明院　所在地　山城國紀伊郡鳥羽に舊址あり○鳥羽御堂とも稱す　起源　鳥羽上皇の勅願寺にして、保延二年三月上皇親ら臨みて供養を行ふ、忠尋等師となり、覺猷兒願たり、續本朝文粹によれば、瓦葺二階一間四面の堂にして、金色阿彌陀如來の像を安置し、四柱に金胎兩部諸尊の像、四面の扉には極樂九品往生迎接の儀式を圖し、四面の廂に普賢文殊虛空菩薩等二百二十三體佛を圖し、善美を盡したること詳かに見えたり、蓋し鳥羽離宮は持佛堂なり○寶藏は歷代の御物多く納まりし事玉葉に見えたり、此の寶藏は後白河法皇に傳はり、建久三年崩御の時、後鳥羽天皇に御讓與あらせたまへり(玉葉、山城名勝志)

ジョウクワンダウ　承觀堂　大内裡雙樂院九堂の一、拾芥抄永觀堂に作る、雙樂殿の西北、霧景樓の南に在り、渡廊を以て接す、長さ十九間、東西に各五箇所の三級の石階あり、顯陽堂と相對す、元日節會の時、顯陽堂と同じく、不昇殿者の席とし、其他儀式等の時は、顯陽堂と同じ、内裡式(七日會)に、四位五位、座を於顯陽承觀兩堂(中略)左右馬寮引三青馬入り自三延明門一從三顯陽堂後一北上入り自三逢春門一(近仗奥、待度子乃座)經三舞臺北一度殿庭(中略)出り自三承秋門一經三承觀堂後一出り自三延秋門一とあり(大内裡圖考證)

ジョウゲン　承元　年號　建永二年十月廿五日改元、四年を經て順德天皇建曆と改む　典拠　通典に、古者祭以二酉時一、蘇三用仲月一、近代相承元日奏二祥瑞一とあるに據る、櫃中納言資實勸申す(國朝年號譜)

ショウコウジ　勝興寺　所在地　越中國射水郡伏木町大字古府　沿革　眞宗、西本願寺派

　起源　初め文明四年僧蓮如北國に來り、礪波郡蟹谷庄の土山と、新川郡勳清水邑との二所に堂宇を構へ說法せり、其時、二男蓮乘を此堂に置きて住持と爲す、明應三年四男蓮誓の時、寺を同郡安養寺村に轉す、六世顯家七世顯幸の時、亂世に遇ひ、所々に轉々す、天正十二年今の地に再興す、越中四派の總綱と爲る、子院今四百あり、豐年豐臣秀吉佐々氏を擊つや、佐隆(顯幸五世孫)衞導す、十六年國主前田利勝羇打百餘の地を寄せ、寛永中加增して二百石の地を給ふ、寶曆中國主宗辰の舍弟入院して法嗣と云ふ、明和六年還俗して本宗を嗣ぎ治脩と云ふ、蠶穀五百俵を給して舊誼に報す、爾後前田家並に本願寺より子女を入院せしめ、繁榮昔時に倍し、北陸道七箇國の總坊主法頭となれり(三州志、地名辭書)

ショウジ　承仕　僧侶の役名、堂莊嚴佛具等を沙汰す、又寺中のフレ流し法事等の雜役をなす者を云ふ、承仕法師とも云ふ、布衣狩袴を著す、海人藻芥に、承仕法師の事、仙洞執柄以下被二召仕一、至二宿老一、皆叡山法橋法眼、御堂門跡不レ詳二僧綱一、雖然觀音院等皆預二僧綱一上令二著座一云々、承仕連總叡山僧綱、源平盛衰記祇園女御の條に、是は當社の承仕法師にて侍るが、御幸ならせ給の由承り候間、社頭に御燈遲ぜんとて參るなり、又徒然草にも運照寺の承仕法師見え、禪尊入壞記、後七日法雜勘等にも見えたり、叡山の承仕は、妻帶なること蟲蝕抄餘に見えたり、

ショウジ　承仕　室町幕府の役名、制變法服を著く、僧侶の職名より出でし名なるべし、規式の時、殿中座數の疊の數樣、屏風の立樣等總て座數の取緒を爲す、長享元年九月十二日江州御陣著到次第に、御承仕釣源坊香坊常松坊云々」と見えたり(貞丈雜

記、武家名目抄)

ジョウシウモン　承秋門　大内裡豐樂院十七門の一、豐樂院四方の門にて、承觀堂の北廊を距ること六間の所に在り、雲景樓と承觀堂との渡廊の中央に在り、古本拾芥抄に、「西廊東面通路、同、逢春門」と見えたり(大内裡圖考證)

ジョウシウモン井ン　承秋門院　[名目抄]幸子女王[系譜]有栖川幸仁親王の第一王女、母は家の女房[系譜]東山天皇の中宮、中御門天皇の准母、延寶八年九月誕生、元祿十年二月二十五日入内、寶永四年五月三日三宮に准ず、同五年二月二十七日中宮となり、同七年三月二十一日院號を賜ふ、享保五年二月十日崩ず、年四十一、三月五日泉涌寺に葬る(門院傳)

ショウジホツシ　承仕法師　承仕(シヨウジ)を見よ、

ショウシンブギヤウ　昇進奉行　[職名]室町幕府の職名、將軍宣下、又は任大臣、任大將の時の事を處理す[出處]其始め詳かならず、松田貞秀、將軍義滿の產時の事を奉行し、又元服の奉行を勤めしを吉例とし、其後、將軍宣下任官等の時に皆之を勤む、子孫之を世襲す(武家名目抄)

ショウジヤウ　證誡　證義(ショウギ)を見よ、

ショウジヤウジ　證誡寺　[所在]越前國今立郡新横江村大字横越○護念院山元山と號す[宗旨]眞宗、越前三門徒の本山、今は山元派の本山○本尊、無量壽佛[起源沿革]釋道性の開基とす、廿四輩圖會に、親鸞上人左遷の時、越前の群俗山元といへる處に一字を建て、上人愛に入り勸化利生あり、其後善鸞上人來院ありて、門下を化益し、續て奥州大綱の淨如大德、此佛閣を再興し、禁廷より山元山證誡寺の勅號を賜り、夫より相次で今に法脈相承せり」といへり、相傳ふ、親鸞越後下向の時、當國大町に入道と云ふ大德あり、親鸞に謁し、聞法隨喜して弟子となり、專修念佛を弘む、其齋三箇寺に別れて越江誡照寺、中野專照寺、及び本寺となる、これを三門徒と云ふと云へり、降りて明治十一年二月獨立して、眞宗山元派の本寺となる(廿四輩順拜圖會、越前名蹟考、法令全書)

ショウジヤウラク井ン　證常樂院　近衛基前(コノエモトサキ)を見よ、

ショウズ井シヤウ　勝瑞城　[所在]阿波國板野郡住吉村大字勝瑞○下館、阿波屋形ともいふ[起源沿革]正平中細川頼之、伯父清氏を滅し、弟詮春を阿波讃岐守護となし、麿安中詮春當城を築く、京都管領の館に對して下館と稱す、既にして下館嗣絶ゆ、其族成之之を繼ぎ、子義春に傳ふ、天文二十一年三好長慶の弟義賢、義春の孫持隆を弑して當城に據る、天正五年一宮成助、持隆の遺子貞元を奉じ、長曾我部元親に依り義賢の子長治を殺す、三好の遺臣其弟十河存保を迎へて主となす、十年元親存保を逐ひ本州を奪ふ、勝瑞城此時廢せしに似たり、(阿波志、南路志)

ショウセウ　勝照　私年號、敏達天皇十四年に相當し、鏡常五年に改めたるが如し、凡四年間繼續す、古代年號凡二年間と爲すも、近江國油日大明神緣起に、太子爲ノ報二神恩一、勝照四年戊申四月到二此界一こと見えたれば、誤れるか、古本水鏡に、勝烈に作る(逸年號考)

ショウヂウ　鐘頭　禪宗の僧役、念誦の時大鐘を撞くことを掌る、校定清規の念誦に、報鐘頭候鳴二大鐘一といへり、又禪宗にて勸化して鐘を鑄造する僧を、鐘頭と謂ふこともあり、應菴華禪師錄圓鐘頭に示す法語に、待二彌鑄一鐘了、則分二付柱杖子一こと あり(禪林象器箋)

ショウヂジ　勝持寺　[所在]山城國乙訓郡大原野村○小塩山大原寺ともいふ、世に花ノ寺と稱す[宗旨]天台宗、三鈷寺に屬す○本尊藥師瑠璃光如來[起源沿革]寺傳に云、天武天皇役行者に勅して一宇を創立せしめらるゝ、延暦十年恒武天皇最澄に勅して伽藍を創立せしめ、最澄を中興の開基とす、其後最澄日吉山王の神託を蒙りて、自ら藥師の座像二體を彫刻し、之を本尊とし、寺號を小塩山大原寺と稱す、承和五年仁明天皇の勅により、四十九院を創立して子院となす、仁壽中文德天皇春日明神の託宣を蒙り、住持佛陀に勅して春日祭祀を行ふ、依て寺領若干を賜ひ、又寺號を改めて勝持寺大原院と號す、清和天皇の皇后當山へ行啓ありて、本尊藥師の行法を修せしめ、後ち皇子降誕す、是れ陽成天皇なり、帝叡感ありて多寶塔を建立せしめらる、昌泰中醍醐天皇行幸、正長五年小野道風に勅して寺號の額を書せしむ、天正十一年六月、青蓮院尊朝法親王より、四方に堂舍修繕の勸進ありて、堂宇を修繕す、延寶二年田園を開拓して本尊獻供の田となす、創建已來年代久しくして盛衰一ならず(山城名勝志、山州名跡誌、平安通志)

ショウヂヤウ井ン　勝定院　足利義持(アシカガヨシモチ)を見よ、

ショウヂチヤウジユ井ン　勝長壽院　所在相模國鎌倉郡雪ノ下村字大藏町の南に舊蹟あり、其地を大御堂谷と唱ふ○彌陀山と號す、又南御堂、或は大御堂と稱す[起源沿革]元暦元年源頼朝先考の爲めに草創する所、文治元年四月上旬十月落慶す

[沿革]文治二年五月頼朝の長女を養育して病を祈る、同年七月頼朝及び夫人參詣して、盂蘭盆を迎へ、考妣以下の菩提の爲め萬燈會を行ふ、爾來屢々佛事を修す、建久三年五月後白河天皇四十九日の佛事を修し、四年正月修正會あり、五年十二月當院奉行人を增し定む、頼家、實朝、又尊敬淺からず、時々參詣し佛事を行ひ、地を寄す、嘉祿二年相模守北條時房塔婆を建立す、康元元年十二月火災に罹り、塔堂以下悉く烏有となる、正嘉元年再び工を起し、二年六月諸堂竣門成りて供養を行ふ、尊宗親王參詣す、建武二年八月北條時行滅亡の時、諏訪三河守頼重を始め宗族四十三人當院に入て自盡す、永德二年五月足利氏滿下野の小山義政を追討して歸鎌するや、暫く當院に居住す、古河成氏當院を最も尊崇す、後ち成氏下總古河城に移り、爾上杉氏他國へ移りしより、漸く荒蕪の地となり、遂に衰廢して荊棘の地となる(新編相模國風土記稿)

ショウヂチヤウジユ井ン　勝定壽院　源義朝(ミナモトノヨシトモ)を見よ、

ジヤウデン　乘田　公田(コウデン)を見よ

ショウトウ　鐘頭　「ショウヂウ」を見よ、

ショウトウ井ン　勝幢院　足利政知(アシカガマサトモ)を見よ、

ショウトク　承德　[名目抄]堀河天皇御宇の年號、永長二年十一月二十一日、天變、地震、洪水、大風等の災に因て改元す、二年を經て康和と改む[出處]周易に、幹二父之蠱一、用譽承以德也」とあるに據る、文章博士藤基勘申す(國朝年號譜)

ショウトクテンワウ　稱德天皇　孝謙天皇重祚し給へる時の御稱號、「カウケンテンワウ」を見よ、

ショウニンブギヤウ　證人奉行　[職名]室町幕府臨時の職名、奉行人の訟を聽くや、主務省を本奉行とし、その外に他の奉行人二人、若しくは三人を參座陪審せしめ、對決の曲直を證せしむる者なり、[出處]寛正四年四月、加賀國那谷寺、福藏坊田を實得たり、時に人あり、自ら本主と稱し、其沽券僞造に係るを訴ふ、證人奉行に命じ捜問せしむ、又武田氏の被管、一色氏の被管と貨物を爭ひ、相訟へて決せず、齋藤種基、齋藤豐基を以て證人奉行とす(官制沿革略史)

ショウニンヤシキ　證人屋敷　江戸幕府の時、諸侯の妻子を證人として置きたる江戸の屋敷をいふ(御府内備考)

ショウネン井ンニフダウ　稱念院入道　鹿司家平(タカツカサカネヒラ)を見よ、

ショウハウカンジンシヤウムクワウテイ　勝寶感神聖武皇帝　聖武天皇(シヤウムテンワウ)を稱す、同條を見よ、

ショウハウ　春法　撿見法の一種、坪刈せし稻禾を、稻扱にて穗を去り穀を得、箕を以て藁稈を簸去するをいふ、「ケミ」參看(大日本租稅志)

ショウフウ　松風　[名目抄]宇は靈鷲[系譜]俗姓里見氏、上總小糸の人なり[事蹟]少にして秀異、英才あり、十三歲の時秀岩上人に投じて得度し、朝問夕參、三藏を貫徹し、安心起行して滯礙あるなし、瀧澤山に出世して、大に化門を開く、後ち江戸に寓し、東江を塡めて精舍を築く、松風檀越に約し、江堤を塡むること一實毎に十念して宗譜に付す、江堤千ならずして陸となり、時人靈巖島と稱す、精舍を靈巖寺と號す、化風天下に鳴り、靈柄五百、常に座下に在り、一日房州に遊び、民家に投宿す、農夫云ふ、是より先、家婦產に臨みて死す、既に七七日、毎夜來りて吾側に哭泣す、願くは師之を救濟せよと、松風卽ち法號を改めて念佛同向す、爾後亡靈來らず、農夫感喜して其偉德に服す、松風大巖寺を此地に建て、土俗を利益す、晚年京都華頂山に移り殿堂を營み、洪鐘を鑄る、寛永十八年九月朔日佛名を唱へ恬然として寂す、年八十(續日本高僧傳)

ショウヘイ　承平　朱雀天皇御宇の年號、延長九年四月二十六日、卽位改元す、七年を經て天慶と改元す、

ショウホ　承保　[名目抄]白河天皇御宇の年號、延久六年八月二十三日、代始に因て改元す、三年を經て承暦と改元す[出處]尙書に、承保文武民」とあるに據る、文章博士藤原正家勘申す(國朝年號譜)

ショウボダイジ　證菩提寺　[所在]相模國鎌倉郡上之村○五峯山一心院と號す○本尊阿彌陀、行基の作なりと云ふ[宗旨]古義眞言宗[起源沿革]治承四年八月石橋山に戰死せし、佐奈田與一義忠の追福の爲めに、文治五年源頼朝の建立せし所なり、開山を宗辨と云ふ、建久八年六月殺生を禁斷す、八月堂宇落成して供養す[沿革]建保三年五月將軍實朝參詣す、四年八月北條義時、將軍の命にて義忠の追福を祈る、建長二年四月再造す、當時伽藍安大、僧坊七宇ありしと云ふ、鎌倉幕府亡びし後は、堂宇漸次荒廢す、律師宏敎の時再興し、古の靈像を安置して無量寺と改む、其後亦舊號に復す、慶安六年八月江戸幕府より、寺領七石三斗を給ふ(新編相模國風土記稿)

ショウミヤウ　證明　私年號、何時代の曆號なるか詳かならず、茅窓漫錄に、兼延が名法要集に、吾唯一神道者、以二天地一爲二書籍一、以二日月一爲二證

明、此語兼倶が神代抄に皇太子の語と云り、此等より出たるものと覺ゆと云へり(逸年號考)

ショウミヤウ井ンニフダウ　稱名院入道　三條四公條(サンデウニシキンエダ)及び、正親町三條公豐(オホギマチサンデウキントヨ)を見よ、

ショウミヤウジ　稱名寺　【所在】武藏國久良岐郡金澤村ナ字寺前○金澤山瀧勅院と號す【沿革】文永六年、金澤實時の本願にして、其子顯時と力を合せて、建つる所なり、同六年十一月實時寺外數地を寄進し、同十年六浦庄世戸堤内の殺生を禁ず、開山を審海と云ふ、また妙性律師とも稱し、律德一世に高し、亀山天皇勅願寺となし給ふ、皆て金澤神に唐船著せし時、持來りし本尊一切經佛綸、佛具等皆本寺に納めしと云ふ、かくて鎌倉幕府にて威權ある金澤氏の崇敬厚きを以て、寺領を寄すること數多にして、文書に見えしものゝみにても、下總國殖生庄内山口郷、下河邊庄赤岩郷、信濃國太田庄内大藏石村の兩郷、武藏國六浦庄、富田金澤の兩郷等少からず、元亨三年三世憑答、結界の作法を行ふ時記せし圖繪あり、其圖に據れば、門を入て池あり、池中に島あり、その向に金堂建つ(文保年中造る所と云ふ)、金堂の向に講堂、右に方丈、左に鬼界堂、池の左に本堂、その右に五重塔、左に新宮、傍に別當あり、五重塔の後に願時、貞顯の石塔、その後の山間に文庫あり、講堂の左の流を帶びて僧房並び立ち、其左に善光寺殿廟、山を隔てゝ富士權現等あり、以てその盛大なりし一斑を知るべし、元弘三年後醍醐天皇綸旨を下して、寺領を安堵し新禱可レ致二新禱之誠精一、就中寺領等當知行地領掌不レ可レ有二相違一者、天氣如レ此仍執達如レ件云々とあり、建武以後足利氏の崇信を受け、新願寺として屢々寺領を寄せたり、小田原、北條氏亦之を信仰し、寺領を寄す、役帳に七十七貫文、幻庵新造知行分百三十六貫九百文とあり、天正十九年德川家康朱印地百石を給はる○本堂、六間四面南向、本尊彌勒菩薩、運慶の作と傳ふ、左に阿彌陀堂、右に經藏、鐘樓あり、古鐘は文永六年實時の寄附にして、正安三年其子顯時の改鑄せし所なり○金澤文庫、阿彌陀院の後に在り、「カナザワブンコ」を見るべし○什寶は、新編武藏國風土記稿によれば、畫軸以下頗る多し、其内最も著名にして歷史の參考となるべきは、元亨三年の古圖、古文書數十通、及び北條實時、顯時、貞顯三代の影像とす、共に現存し、殊に三代の像は國寶となれり(新編武藏國風土記稿、國寶目錄)

ショウミヤウジドノ　稱名寺殿　北條實時(ホウデウサネトキ)を見よ、

ショウメイモン　承明門　【所在】大内裡内郭門の一、又閤門と稱す、拾芥抄に謂ゆ之南面内門、とあり、内裡の南、正門にて、外郭門の諸禮門に相對し、去ること十丈、【沿革】大五間、戸三間に、檜皮屋、圓柱なり、壇は圓むに礎石の石板を以てす、石階内二級外三級なり、東西各五間に長樂、永安の二門あ　額には除綠高一尺四寸、廣一尺四寸、堀河俊房の書きしものを掲ぐ(歷和元年小野道風の書額を掲ぐる由扶桑略記に見ゆ)、三代實錄に、元慶六年正月二日乙巳(上略)御二紫宸殿一、左右近衛府開二閤門一、親王已下參議已上入立二宜陽殿西廂一、また貞觀十一年七月廿六日壬午、納二印鑰櫃一、置二於承明門内東腋一、無二故自開一、亦無二鎖子一、とあり(大内裡圖考證)

ショウメイモン井ン　承明門院　【名稱】源在子、法名眞如覺【沿革】久我内大臣通親の女、實は大五間、尸三間に、外郭門の諸禮門に相當し、壇は圓むに礎石の石板を以て、檜皮屋、圓柱なり、東西各五間に長樂、永安の二門あ　額には除綠高一尺四寸、廣一尺四寸、堀河俊房の書きしものを掲ぐ(歷和元年小野道風の書額を掲ぐる由扶桑略記に見ゆ)、三代實錄に、元慶六年正月二日乙巳(上略)御二紫宸殿一、左右近衛府開二閤門一、親王已下參議已上入立二宜陽殿西廂一、また貞觀十一年七月廿六日壬午、納二印鑰櫃一、置二於承明門内東腋一、無二故自開一、亦無二鎖子一、とあり(大内裡圖考證)

ショウミヤウジドノ　稱名寺殿　北條實時(ホウデウサネトキ)を見よ、

ショウメイモン　承明門　【所在】大内裡内郭門の一、又閤門と稱す、拾芥抄に謂ゆ之南面内門、とあり、内裡の南、正門にて、外郭門の諸禮門に相對し、去ること十丈、【沿革】大五間、戸三間に、檜皮屋、圓柱なり、壇は圓むに礎石の石板を以てす、石階内二級外三級なり、東西各五間に長樂、永安の二門あ　額には除綠高一尺四寸、廣一尺四寸、堀河俊房の書きしものを掲ぐ(歷和元年小野道風の書額を掲ぐる由扶桑略記に見ゆ)、三代實錄に、元慶六年正月二日乙巳(上略)御二紫宸殿一、左右近衛府開二閤門一、親王已下參議已上入立二宜陽殿西廂一、また貞觀十一年七月廿六日壬午、納二印鑰櫃一、置二於承明門内東腋一、無二故自開一、亦無二鎖子一、とあり(大内裡圖考證)

ショウミヤウジドノ　稱名寺殿　北條實時(ホウデウサネトキ)を見よ、

ショウメイモン　承明門　【所在】大内裡内郭門の一、又閤門と稱す、拾芥抄に謂ゆ之南面内門、とあり、内裡の南、正門にて、外郭門の諸禮門に相對し、去ること十丈、【沿革】大五間、戸三間に、檜皮屋、圓柱なり、壇は圓むに礎石の石板を以てす、石階内二級外三級なり、東西各五間に長樂、永安の二門あ　額には除綠高一尺四寸、廣一尺四寸、堀河俊房の書きしものを掲ぐ(歷和元年小野道風の書額を掲ぐる由扶桑略記に見ゆ)、三代實錄に、元慶六年正月二日乙巳(上略)御二紫宸殿一、左右近衛府開二閤門一、親王已下參議已上入立二宜陽殿西廂一、また貞觀十一年七月廿六日壬午、納二印鑰櫃一、置二於承明門内東腋一、無二故自開一、亦無二鎖子一、とあり(大内裡圖考證)

ショウミヤウジドノ　稱名寺殿　北條實時(ホウデウサネトキ)を見よ、

ショウメイモン井ン　承明門院　【名稱】源在子、法名眞如覺【沿革】久我内大臣通親の女、實は

年を經て永保と改む【出典】維城典訓に、聖人者、以二懿德一、永二厚曆一、崇二高明一、天、博二厚儀一、地、とあるに據る、文章博士藤原正家勘申す(國朝年號譜)

ショウレツ　勝烈　勝照(ショウセウ)を見よ、

ショウレツハ　勝劣派　日蓮宗の一派、山州名跡志に、勝劣とは、出世の佛に迹化本化の二佛あり、經にも亦權實あり、所謂四十餘年の經は、權教、後八箇年の法華は實經、佛も亦本佛、久遠古佛也、譬前の經には、釋尊久遠實成の古佛なる事を顯はさゞるが故に、說教たゞ方便にして本實地を顯はさず、然るを今法華に至て過去の本地を顯し、開三顯一と、五十年の說經三乘の法、只今の一乘妙なりと敎ふるを以て、衆生成佛の直因と決ぜり、其久遠實成は第十六壽量品に見す、故に此品を取て一派を興し、此部の中にして勝劣を立るを以て勝劣といふなり」と見えたり、明、明治九年二月妙滿寺派、興門派、八品派、本成寺派、本隆寺派の五派に別れ、各獨立するに至れり(ニチレンシュウ)參看、

ショウワ　承和　仁明天皇御字の年號、天長十一年正月三日卽位に由り改元、十四年を經て嘉祥と改元す、

ジョウワシヤウハウ　承和昌寶　【名稱】王朝時代に行はれたる錢貨の一種、承和の年鑄造したるを以て名あり【性質】徑六分五厘强、重七分、徑六分五厘强、重六分の二種あり、尙亦徑七分半、重九分のものあり、錢文は菅原淸公の書なり【沿革】仁明天皇承和二年正月、鑄造して之を行はしめ、一を以て舊錢の十に當てしむ、同十四年にして通用を停む(大日本貨幣史)

ジョウワラク　承和樂　【名稱】本朝新製の樂、年號を以て樂名とす、壹越調甘五曲中の一、一名冬明樂、又一隆樂と稱す、新樂にて中曲なり○四人舞、答舞仁和樂【起源沿革】仁明天皇の承和中、黃菊の宴ぜさせ給ひけるとき、勅を奉して大戸清上樂を作り、三島武藏舞を作る、或は仁明天皇卽位の時、卽ち承和元年樂所の預大中臣成文、此樂を作て獻ぜりとも傳ふ、舞樂圖說に、唐書に唐興り太常少卿祖孝孫謂ふ、樂陳舊樂は奚楚の音を雜用し、周齊舊樂は多く胡戎の伎に涉ると、因て斟酌して大唐十二和の雅樂を作り、郊廟朝廷に用ひ、神人を和す、其第十二を承和樂と云ふ、この唐樂の古く傳へありしが、中絕してけるを、年號文字の偶同じきにより再興せしめられたるならんか」といへり、中世以來、東宮の御宴、又皇太子の出入には此樂を奏すること例なりといふ(續樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖說)

ショキ　書記　禪宗の僧職、文案を掌る、もとは書狀と稱す、後には内外を分ち、内を書狀侍者、外を書記と稱す、卽ち内は專ら住持の文案、外は四方の文案を掌る、朝廷の内記外記に擬せしなり(敕修清規、禪林象器箋)

ショクケンゲウ　職撿校　官人の官名、元祿五年杉山和一總撿校となりてより、京都にては、職撿校と稱するに至れり、寶永の年元の如く京都にて、若松總撿校となり、職撿校の名廢す、江戸にては、總錄と稱せしむ(總撿校略譜)

ショクゲンセウ　職原鈔　【書類】二卷、群書類從七十一、經濟雜誌社本第四輯に收む【沿革】歷代官職の沿革、及び補任の次第を述べたるものにして、蓋し我邦における法制史の嚆矢と稱すべきなり○職原の名につきては藤井貞幹は、もと題號なく、只卷首に百官の二字あるのみ、後人猥に增補して、官位鈔、明騭、職原鈔等の名を附せしものなりと云へり、櫻雲記に依れば興國二年二月下旬之を作りて吉野に獻ずといふ【評釋】本書の廣く行はれたるは其註釋の書の多きにても知るべし、藤原愚高の職原鈔首書五卷、林道春の職原鈔六卷、職原會通十三卷、白井宗因の職原鈔句解十二卷、植木悅の職原鈔大全十二卷、於雲子の職原鈔參考五卷、與志多分宣の職原鈔聞書八卷、後藤世鈞の職原鈔考證等頗る多し、されど壺井義知の職原鈔辨義私考三卷、同通考二十六卷、同假名抄七卷等出でゝ考證愈精確となり、其門人多田義俊の職原抄辨疑二十卷、及び職原鈔述解二十卷、伊勢貞丈の職原鈔寫考五卷等又見るに足るべし、安政五年の刊本、近藤芳樹の標注職原鈔校本六卷は先人未發の言多し、蓋し職原鈔註釋中の眞書なり【沿革】北畠親房、「キタバタケチカフサ」參看(國史學の栞、群書一覽、好古日錄、標註職原鈔校本)

ショクザイ　贖罪　「ゾクザイ」を見よ、

ショクサンジン　蜀山人　太田南畝(オホタナンポ)を見よ、

ショクセイ　職制　【鎌倉時代】源頼朝が鎌倉に據りて覇業を起すや、朝廷繁文の弊に懲り、簡要を主として制を立て、政所、問注所、侍所の諸司を置く、政所と侍所とは、公卿の家制を襲ぎしものなり、政所は内外の機務を總べて、敎令を施行す、執權(又後見職と云)連署(又連判、加判とも呼べり)及び別當、令、案主、知家事、執事、寄人等の職を置く、執權、連署は、外戚たる北條氏世々之を襲ぐ、又評定衆あり、會同して大事を議定す、其他公事奉行人あり、所謂恩澤奉行、安堵奉行、訴訟奉行、評定衆を補佐して、(當時會議)

ショクタ

【職制表】

（一）鎌倉室町兩幕府の職制は官制沿革略史に據り其支配を示したるものにして誤りと認めたるものは正したれども猶疑はしきものなきにあらず今暫く舊に從ふ（二）江戸幕府の職制は主として東微明良帶錄歷代の武鑑により飾ら數部の書を參考して之を編し諸役人の支配向を示したり

*印は安政以後新設の職

【一】鎌倉時代

- 執權
  - 遠署
- 政所
  - 別當
  - 公文所 案主 知家事
  - 寄人 執事
  - 恩澤奉行
  - 安堵奉行
  - 官途奉行
  - 國奉行
  - 寺社奉行
  - 御所奉行 — 格子番
  - 勘定奉行
  - 倉奉行
  - 新藏奉行
  - 評定奉行
  - 御出奉行
  - 造營奉行
  - 作事奉行
  - 中持奉行
  - 買馬奉行
  - 進物奉行
  - 贈物奉行
  - 御弓始奉行
  - 垸飯奉行
  - 旬御鞠奉行
  - 宿次過書奉行
  - 藍作手奉行
- 評定衆
  - 引付衆
  - 賦別奉行
  - 問注奉行
  - 越訴奉行
  - 京下奉行
- 將軍
  - 問注所
  - 執事
  - 寄人

【二】江戸時代

- 政事總裁*
- 大老
- 老中
  - 側衆
  - 高家
  - 留守居
  - 年寄衆
  - 鐵砲玉薬奉行
  - 單筒奉行
  - 弓矢鎗奉行
  - 具足奉行
  - 馬手番之頭
  - 天守番之頭
  - 富士見寶藏番之頭
  - 御用屋敷御番
  - 伊賀衆組頭
  - （後ち講武所奉行の支配）
- 陸軍總裁*
- 海軍總裁*
  - 田安家老
  - 一橋家老
  - 清水家老
  - （以上兩總裁後ち老中の係りとなる）
- 大番頭
  - 同組頭
- 大目附
  - 關所物奉行
- 江戸町奉行
  - 囚獄
  - 江戸町年寄
  - 同町役人
  - 養生所醫師
- 勘定奉行
  - 評定所留役
  - 勘定組頭
  - 勘定吟味役
  - 勘定吟味方改役
  - 金奉行
  - 切手奉行
  - 蔵奉行
  - 林奉行
  - 油漆奉行
  - 川船奉行
  - 諸國代官
  - 金座
  - 銀座
  - 朱座
- 勘定吟味役
- 關東郡代
- 美濃郡代
- 作事奉行
  - 作事方大工頭
  - 作事方下奉行
- 普請奉行
  - 普請方下奉行
  - 同改役
- 小普請支配
  - 同組頭
- 旗奉行
- 鉄砲奉行
  - 八王子千人同心頭
- 宗門改（大目付作事奉行より兼）
- 十里四方嚴魂改（大目付より兼）
- 本丸留守居番
- 甲府勤番支配
  - 甲府勤番
- 大阪目付
- 大阪船手
- 大阪町奉行
  - 大阪町年寄
  - 同町役人
- 大阪加番
- 大阪在番
- 伏見奉行
- 二條城番
- 仙洞附
- 奈良奉行
- 長崎奉行
- 駿城代
- 駿城加番
- 駿府定番
- 駿府町奉行
- 久能山總門番
- 伊勢山田奉行
- 堺奉行
- 神奈川奉行*
- 下田奉行*
- 浦賀奉行*
- 兵庫奉行*
- 新潟奉行*
- 佐渡奉行
- 日光奉行
- 箱館奉行（蝦夷奉行松前奉行と稱したることあり）
- 書院番頭 — 同組頭
- 小性組番頭 — 同組頭
- 道中奉行（大目付勘定奉行より兼）
- 交代寄合
- 外國奉行*
- 陸軍奉行*
- 騎兵奉行*
- 騎兵頭*
- 步兵奉行*
- 步兵頭*
- 砲兵奉行*
- 砲兵頭*
- 鐵砲奉行*
- 鐵砲頭*
- 講武所奉行*
- 海軍奉行*
- 海軍奉行並*
- 軍艦奉行*
- 軍艦奉行並*
- 軍艦頭*
- 軍艦頭並*
- 諸所頭取*（後ち洋書調所頭取又は開成所頭取と改）
- 京都町奉行 — 京都町年寄 — 同町役人
- 嵯峨奉行
- 長崎奉行
- 甲府勤番支配 — 甲府勤番
- 大目付作事奉行より兼）
- 鐵砲玉薬奉行
- 單筒奉行
- 弓矢鎗奉行
- 具足奉行
- 馬手番之頭
- 天守番之頭
- 富士見寶藏番之頭
- 御用屋敷御番
- 伊賀衆組頭
- （後ち講武所奉行の支配）
- 大工頭
- 下奉行
- 作事方下奉行
- 普請方下奉行
- 同改役
- 同組頭
- 八王子千人同心頭
- 宗門改（大目付作事奉行より兼）
- 十里四方嚴魂改（大目付より兼）
- 本丸留守居番
- 甲府勤番支配 — 甲府勤番
- 大阪目付
- 大阪船手
- 大阪町奉行
- 大阪町年寄 — 同町役人
- 大阪加番
- 大阪在番
- 伏見奉行
- 二條城番
- 仙洞附
- 奈良奉行
- 長崎奉行
- 駿城代
- 駿城加番
- 駿府定番
- 駿府町奉行
- 久能山總門番
- 伊勢山田奉行
- 堺奉行
- 神奈川奉行*
- 下田奉行*
- 浦賀奉行*
- 兵庫奉行*
- 新潟奉行*
- 佐渡奉行
- 日光奉行
- 箱館奉行（蝦夷奉行松前奉行と稱したることあり）
- 書院番頭 — 同組頭
- 小性組番頭 — 同組頭

- 侍所
  - 別當
  - 所司
  - 開闔
  - 寄人
  - 小舍人
  - 保檢斷奉行
  - 總奉行
  - 鎌倉大番
  - 廂番
  - 學問所番
  - 聞見參結番
  - 早畫番
  - 近習番
  - 走衆
  - 格勤
  - 大內夜行番
  - 大內守護
- 小侍所
  - 別當
  - 所司
  - 朝夕色雜
- 厩別當
  - 厩奉行
- 京都守護
  - 大番
  - 禁屋守護人
- 六波羅探題
  - 倉奉行
  - 六波羅奉行
  - 評定衆
  - 引付衆
  - 問注所執事
  - 奉行
  - 侍所所司
  - 檢斷
  - 九州探題 — 引付衆 — 博多警固番
  - 長門探題 — 長門警固番
- 鎮西奉行
- 奥州總奉行
- 鎌倉管領
- 守護
  - 守護代
  - 守護使
- 地頭
  - 地頭代

【二】室町時代

- 將軍
  - 管領（執事）管領代
    - 評定衆
      - 評定奉行
      - 公人奉行
      - 守護奉行
      - 諸亨賦
      - 賦別奉行
      - 恩賞奉行（恩賞方）
      - 安堵奉行
      - 官途奉行
      - 社家奉行
      - 寺家奉行
      - 神宮頭人（神宮開闔）
      - 石清水八幡宮奉行
      - 鶴岡八幡宮奉行
      - 山門奉行（延暦寺奉行）
      - 東大寺奉行
      - 興福寺奉行
      - 東寺奉行
      - 天龍寺奉行
      - 禪律方頭人（禪律長老奉行）
      - 唐船奉行
      - 宿次過書奉行
      - 申次衆
        - 披露奉行（御前奉行）
        - 御所奉行
        - 御出奉行
        - 御物長持奉行
        - 御物奉行
        - 作事奉行（作事奉行 材木奉行）
    - 出世評定衆（式評定衆）
      - 引付衆（頭人 權頭 開闔）
    - 同朋衆（茶道 承仕）
      - 末衆（末男）
  - 若年寄
    - 小普請奉行
      - 小普請方
      - 小普請方改役
      - 同吟味方
      - 小性頭取
        - 新番頭
        - 同組頭
      - 奥詰
      - 中奥小性
      - 中奥御番
      - 小納戸頭取
      - 百人之頭
      - 持弓頭
      - 持筒頭
      - 鐵砲方
      - 先手鐵砲頭
      - 先手弓頭
      - 定火消役
      - 二ノ丸留守居
      - 二ノ丸火之番
      - 目付
        - 徒目付
        - 徒押付
        - 御支配番
        - 中口番組頭
        - 火之番
        - 木丸之番
        - 表火之番
        - 裏火之番
        - 挑灯奉行
        - 掃除頭
        - 中間頭
        - 黑鍬頭
        - 十人頭
        - 小人目付
        - 傳奏屋敷留守居
      - 徒歩十人
        - 小十人組頭
        - 同組頭
      - 鳥見
        - 鷹匠支配
        - 同組頭
      - 火事場見廻
      - 使番
      - 川中番
      - 袋川手頭
      - 船手頭
      - 寄合
        - 留守居
        - 四番
        - 丸番
        - 表門番頭
        - 西番
        - 御用人
        - 御書院
        - 納戸頭
        - 同組頭
      - 數改
      - 改
      - 新地改（書院小性兩番より出役）
      - 腰物奉行
      - 進物番（書院小性兩番より出役）
      - 奥右筆組頭
      - 表右筆組頭

- 政所
  - 執事代（寄人 政所代）
    - 普請奉行（廐奉行）
    - 脇奉行
    - 納錢奉行
    - 倉奉行
    - 折紙方
    - 貫馬奉行
    - 吉書始奉行
    - 御判始奉行
    - 弓始的奉行
    - 宛飯奉行
    - 御遷總奉行
    - 御祝奉行
    - 所務奉行
    - 御代官奏
    - 朝夕
    - 小者
    - 雜色
    - 番衆（節朔衆 詰衆）
    - 御部屋衆
    - 走衆
    - 格勤
    - 祝方
    - 供御方
    - 酒方
    - 足輕
- 問注所
  - 執事代（寄人）
    - 越訴奉行
    - 證人奉行
    - 檢使奉行
    - 地方頭人
    - 地方開闔
    - 御門役奉行
    - 檢斷職
    - 目明
- 侍所
  - 所司代（寄人 開闔）
- 小侍所所司
- 九州探題
- 奥州探題
- 羽州探題
- 關東管領
  - 評定衆
    - 評定奉行
    - 引付衆頭人
    - 問注所執事
      - 越訴奉行
      - 社家奉行
      - 鶴岡總奉行
      - 箱根奉行
      - 鎌倉奉行
      - 御所奉行
      - 遣營奉行
    - 政所執事
    - 侍所執事
- 守護
  - 守護代（守護使）
    - 小守護
      - 地頭
        - 地頭代

- 奏者番
  - 紅葉山主
  - 紅葉山火之番
  - 樂人衆
  - 神道方
  - 連歌師
  - 寺社奉行
    - 古筆見役
    - 博奕役
    - 茶役
- 京都守護職*
- 京都所司代
- 大阪城代
- 儒者
- 奥儒方
- 天文方
- 醫師
- 歌學者
- 和學者
- 御勝手頭
- 御勝手所
- 奏者番
- 表奏者番
- 御小間使頭
- 表小間使頭
- 同組頭
- 同組頭
- 御馬預
- 御召御馬預
- 同朋頭
- 數寄屋坊主
- 表坊主
- 寄場奉行
- 講武調物頭取
- 軍艦所頭取
- 練武
- 小筒組之頭（後ち鐵兵頭と改）
- 持筒
- 鉄砲師
- 幸若音曲
- 能役者
- 御船奉行
- 材木石奉行
- 書物奉行（後ち講武所奉行の支配）
- 幕奉行
- 目黑鉄場御鷹圍頭
- 御鷹奉行
- 御休息庭之者支配
- 吹上畑奉行
- 濱御殿奉行
- 表御殿奉行
- 細工所頭
  - 細工所組頭
  - 塗師
  - 蒔繪師

訟事を沙汰す、問注所は衆庶の訴訟を聽決する所なり、長官を執事といふ、三善康信より後其家の世職となりて、町野太田の兩家、互に之に補す、また寄人あり、侍所は將士を指揮し、非違を檢斷し、決罰の事を掌り、軍旅の事ある時は、機務に參預するを以て、最權勢ある重職とす、別當、所司、開闔、寄人等あり、初め和田義盛別當となる、執權北條義時和田氏を排して之に代りしより後、文武の權途に北條氏に歸するに至れり、六波羅探題は、京都警衛の職なり、承久の亂以後、之を置きて時變に備へ、京畿及び關西の政務を總管せしむ、又北條一門の世職となる、此にも評定衆、引付頭、奉行人、問注所執事、寄人、侍所、檢斷所等あり、概れ幕府に准ず、又大番の職あり、諸國の武士を徵して、禁中を警護せしも、後又鎌倉に置き、東國の武士なして之を勤めしむ、地方の職には、西海に鎮西奉行、九州探題を置き、長門に中國探題(又長門探題といふ)を置き、東北には奥州總奉行あり、蝦夷代官あり、而して諸國には守護、莊園には地頭を分置す、守護は盜賊を追捕し、罪犯を決罰し、大番を督促することを掌り、地頭は軍糧を徵收することを掌る、後世守護の權漸く重くなりては、民政に干涉し、郡鄕に代官を置きて、租稅を案

(室町時代)

欲するに至れり【室町時代】には大抵鎌倉に本づき、政所、問注所、侍所を以て、文武の樞機を執る、然れども又同じからざる所あり、政所の長を管領といふ、職掌鎌倉の執權の如し、執事、寄人、評定衆、式評定衆、之に屬す、引付頭人は、采地の爭訟、租稅の抑留等を裁判す、開闔、引付衆等の屬あり、問注所の職員は、ほゞ鎌倉におなじ、侍所は所司、(又頭人といふ)開闔、寄人等あり、專ら刑法を掌り、追捕警備の事は、之を所司代に委れたり、又其分職あり、即ち段錢を諸國に課するには、段錢國分奉行あり、外國貿易には唐船奉行あり、市稅を掌るには納錢一衆あり、五山十刹の奉行には禪律方頭人あり、地方の職には、關東管領(又鎌倉管領といふ)府を鎌倉に置きて、關東の庶政を總べ、將軍の一族を補して世襲し、三執事を置く、初め源賴朝府を鎌倉に開くや、探題を兩六波羅に置て、關西を控制す、足利氏の時には、南朝尙ほ警を伺ふを以て、府を京都に開きて之を鎮し、管領を鎌倉に置きて東國を治めしむ、此時室町將軍を公方といひ、其執事を管領といひ、關東の權盛なるに及びては、亦公方と稱して、其執事亦管領と稱するに至る、其府職も亦室町に擬して、評定衆、引付頭人、引付衆、政所、問注所、侍所等あり、大權途に分れて海內事多し、其他の職には九州探題、奥州探題、羽州探題、諸國には守護、守護代、總領地頭、地頭等あり【江戸時代】には大政の出る所を用部屋といふ、本城に在り、大老、老中、若年寄等此に會同す、大老(一人)は初め家老と稱す、或は置き或は置かず、老中(五人)は初め年寄といふ、(後ち閣老といふ)禁裏、院中、宮門跡、堂上方、諸大名等の事を掌る、若年寄(五人)旗下諸卒の事を掌る、奥表右筆あり、諸老に屬して文書を掌る、而して大事を裁斷する所を評定所といふ、龍ノ口に在り、

(江戸時代)

老中、若年寄、寺社奉行、町奉行、勘定奉行等、每月式日三度、立會日三度を定めて參會し、訴訟を聽理し、大目付目付も臨みて之を監す、奉行等支配下の訴訟は各其官宅に於て聽斷す、勘定所は殿中に在り、租賦財用の事を掌る、勘定奉行は初め勘定頭と稱す、公事方辨手方の二つに分つ、公事方には評定所留役組頭あり、辨手方には御殿詰勘定組頭あり、其他屬吏尙多し、目付所は城中に在り、大目付は老中の耳目となりて大名の糺彈を掌り、兼て老中以下諸役人の非違を監察す、目付は若年寄の耳目となりて、旗下諸士の非分非禮を正す、其下に徒目付、小人目付あり、陪臣以下の非分を糺彈することを掌る、寺社奉行は寺社及神宮僧侶の事を掌る、吟味物調役等の職あり之に屬す、江戸町奉行は府內町人の事を掌る、與力同心之に屬す、寺社町勘定これを三奉行といふ、並に重職なり、この他番衛の武職には、小性番頭、書院番頭、大番頭、以下旗槍弓鉄等、各奉行あり、殿中に候して禮儀の事に與るは、奏者番、高家、中奥番等の職あり、將軍の近習に仕へて、命令を吐納するには、側用人、御用取次、側衆、小性等の職あり、後房なは大奥と稱し、廣敷用人、廣敷番頭等の職あり、凡そ奢侈、馬方、船手より、技藝雜職に至るまで、備はらざる所なし、地方の職には、京都に所司代あり、禁裏を守護して關西を控制し、二條、大阪、駿府には城代、定番、加番の職を置き、其他要衝都會の公料に屬する京、大阪、駿府、奈良、伏見等の地には、町奉行あり、長崎、佐渡、堺、山田、日光、浦賀等には奉行を置き、其他各地には代官を置きて、貢租斷訟の政を奉行せしむ、凡そ其擔置、前二代に變みて宜しきを戮ふれば、內外大小相維持して、二百六十餘年の久しきに傳はりぬ【明治時代】維新の初め、有名無實たりし二官八省の實を擧げ、續て歐洲各國の制を斟量し、內閣以下十省を置きて諸政を總べ掌る、即ち現今の制なり、なほ詳しくは、各細目の條に說明し、また官制に關しては別に其條あり、就きて見るべし(日本制度通)

ショクタクキン　屬託金　切支丹宗(キリシタンシュウ)を見よ、

ショクドウ　贖銅　「ゾクドウ」を見よ、

ショクニホンギ　續日本紀　書籍　四十卷

二十冊、國史大系第二卷に收む　六國史の一、文武天皇の元年より、桓武天皇の延曆十年に至る、九十五年間の歷史なり【註釋】村尾元融の續日本紀考證十二卷、寺村成相が渡邊嘉、生駒正直等五人の質問に答へたる續日本紀問答一卷あり　考證　從四位下行民部大輔兼左兵衛督皇太子學士菅野朝臣眞道等桓武天皇の勅を奉じて、撰集する所にして、延曆十六年丁丑二月成る、然るに本書第一卷より第二十卷迄は、每卷の首に從四位下行民部大輔兼左兵衛督皇太子學士臣菅野朝臣等奉勅撰とあり、第二十一卷より第四十卷迄は、每卷の首に右大臣從二位兼行皇太子傅中衛大將臣藤原朝臣繼繩等奉勅撰とあるに依れば、二人の手に依つて成りしを知るべし、續日本紀考證に曰く、「續日本紀、本朝書籍目錄皆云、續日本紀四十卷、菅野朝臣眞道等撰、而不屬之於繼繩公(藤原)然此書自文武天皇元年至孝謙天皇、廿卷、眞道朝臣所撰、自廢帝卽位至桓武天皇延曆十年大尾、廿卷、繼繩公所撰、其前後緯錯固不同、而非成於一手者、則撰二君上表及本書每卷首所署、而可知矣、蓋繼繩公薨時、其書首尾未備、眞道朝臣獨竣修成之功、故釋紀書目係諸一人、歟云々」と以て察するに足る(群書一覽、續日本紀考證)

ショクニホンコウキ　續日本後紀　書籍　六國史の一、淳和天皇の天長十年より、嘉祥三年三月に至る、仁明天皇御一代の實錄、其間十八箇年なり【註釋】菅木田久老の續日本紀歌解一卷、及び續日本後紀索引四帙、同類標一卷あり　考證　太政大臣從一位藤原良房、參議正四位下式部大輔春澄善繩等勅を奉じて撰する所にして、清和天皇の貞觀十一年に成る、初め文武天皇の時、良房、右大臣藤原良相、大納言伴善男、善繩、從五位下犬養貞守等に詔して撰修せしめ

ショクケイコジョ　諸稽古所　舊小田原藩の學校一名集成館といふ　所在地　相模國足柄下郡小田原城內二ノ丸內、今小田原幸町一丁目　沿革　文政五年正月藩主大久保忠眞之を設立して諸稽古所と云ふ、安政二年兵學を加へ、藩士を訓練せしも、慶應三年七月兵法を改め四洋に倣ふ、明治二年六月文武館と改稱す、翌月大改革を行ひ諸職員を廢し、文武總裁及び督學を置き諸職名を改む、且つ英學科を加ふ、又寄宿生を置く、同五年四月校を廢す(日本教育史資料)

ジョケウ　助教　大學寮の職員、「ダイガクレ」を見よ、

ショケチフセツキ　諸家知譜拙記　攝家清華大臣家をはじめ、公卿百三十七家の系譜を簡便に記したるものにして、良享年間土橋定代之を撰びて刊行す、享保十年頃後人これを增補して刊行せしを、延享二年遠水房常が更に增補訂正して出版したり、後ち慶ゑ增補訂正出版せり、朝廷に於ける各流諸家の系統を知るには、最も簡便なるものなり(知譜拙記)

ショコウ　諸侯　大名(ダイミヤウ)を見よ、

ショザン　諸山　禪宗の寺格、十刹の下に班せる名刹を云ふ、諸山の名は五山記に就て見るべし、

ショシ　書司　職員　フミノツカサともよむ　職掌　內典、經籍及び紙筆、几案、樂器等の事を掌る、后宮十二司の一、尚書一人准六位、典書二人准七位、女孺六人　沿革　尚書一人准六位、典書二人准七位、女孺六人、文武天皇の大寶元年創置、廢絕の時代詳かならず(令義解)

ショシ　所司　僧の職名、三綱卽ち上座、寺主、都維那を云ふ(二中歷)、拾芥抄、塵添壒囊抄等に、行事、勾當、公文を云へるは誤ならん○侍所の職名、「サブラヒドコロ」參看、

ショシクゲデン　諸司公廨田　衆田或は官田を割きて諸寮諸司の公廨田とするものなりふ、不輸租田なり、天平寶字元年諸生徒給の用に充てん爲に、大學寮、雅樂寮、陰陽寮に田を給し、武藝を興さん爲に中衛府、衛門府、衛士府、兵衛府に田を給せること甚だ多し、「クゲデン」參看(田制寮)

ショシダイ　所司代　官職　室町時代の職名、侍所の所司の代官を云ふ、又所司代の代官を小所司代といふ、所司代官の私に置くものなり　沿革　室町時代、所司幕府に稟請し、家人の長たる者を以て補せしに起り、貞治中所司佐々木道譽が、其部下吉田源覺をして、侍所の事を行はしめしを初見とす、されど太平記庭訓往來等に職名となりしを見れば、鎌倉の末年已にありたれど、假初に設けたる私の職なれば、其名稱の傳はらざりしにや　沿革　應永中、所司赤松義則、部下浦上美濃を以て所司代と爲す、陪臣にて所司に等しき威權有しかば、直參の有司も、自ら其下風に立てり、文明以後は、所司と共に、此職も亦衰絕す、爾後七十年を經て、將軍義輝の時、三好長慶政權を執り、更に所司代と稱せり、當時、所司を補せずして所司代ある事、古制には遠ひたれど、足利氏漸く衰弊に及びては、管領無くして、佐々木定賴、朝倉義景等を、管領代と稱せしと同例なり(官制沿革

略史)○江戸時代には京都所司代ありて、京畿の守備を掌る、略して単に所司代とも呼びたり、「キヤウトショシダイ」参看、

ショシノソウ　諸司奏　節會、七曜御暦、腹赤、水槽等を奏するをいふ、詳しくは各條につきて見るべし、

ショシハツト　諸士法度　江戸時代における族下の憲章なり、又旗下法度ともいふ、三代將軍家光の時寛永九年に始めてこれを發布し、尋で同十二年に大成したり、四代家綱寛文三年八月にも、寛永の令を取捨して之を發布せしが、大旨武家諸法度に同じきを以て、五代綱吉以後はこれを廢し、法令の式ある時は、諸大名と日を異にして登城せしめ、武家諸法度を從聽せしむることゝなれり、今左に、寛永十二年の法度を示す、詳しくは、德川禁令考に就て見るべし、「アケショハツト」参看(德川實紀、德川禁令考)

條々

一忠孝をはげまし、禮法をたゞし、常に文道武藝を心がけ、義理を專にし、風俗をみだるべからざる事、

一軍役如ㇾ定、旗弓鐵炮鎧甲胄馬皆具、諸色兵具並人數後、無ㇾ相違ㇾ可ㇾ相嗜ㇾ事、

一兵具之外、不ㇾ入道具を好み、私之奢いたすべからず、萬餘約を用べし、知行水損旱損風損蟲つき、或舟破損、或火事、此外、人も存たる大成失墜は各別、件の子細なくして進退不ㇾ成、奉公疎勤輩は、可ㇾ爲ニ曲事ㇾ事、

一屋作、小身之族にいたるまで、近年分に過、美麗に及ぶ、自ㇾ今以後、進退に應じ其例を承合、かろくいたすべき事、

一婚姻之規式、近年小身の輩にいたるまで、甚及ニ華麗ㇾ、向後、諸道具以下、分に過たる結構いたさず、可ㇾ用ニ儉約ㇾ、譬大身たりといふとも、ながえつりこし三十挺、長持五十棹に過べからず、總而應ニ分限ㇾ可ニ沙汰ㇾ事、

一振廻之膳木具並盃臺、人參客には木具不ㇾ苦、或は晴之會合、或は嫁娶之時は、金銀之土器龜足可ㇾ爲ニ其意次第ㇾ、總而振舞之儀輕くいたし、酒不ㇾ可ㇾ及ニ亂醉ㇾ事、

一音信之禮儀、太刀馬代黃金壹枚、或銀十枚、隨ニ分限ㇾ、以ニ此内ㇾ可ㇾ減ニ少之ㇾ、或銀壹枚青綱二百匹禮物百匹にいたるまで可ㇾ用ㇾ之、並小袖十、如ニ右減ㇾ少之ㇾ、雖ㇾ爲ニ大身ㇾ不ㇾ可ㇾ過ㇾ之、總而諸色此積を以可ㇾ用ニ道具ㇾ、國持大名之禮儀とりかはしの時も、此上之美麗いたすべからず、勿論酒肴等も可ㇾ爲ニ輕少ㇾ事、

一被ㇾ行ニ死罪ㇾ者有ㇾ之時、被ニ仰付ㇾ聟之外、一切其楊へ不ㇾ可ㇾ懸集ㇾ事、

一喧嘩口論堅停ニ止之ㇾ、爭、若有ㇾ之時令ニ荷擔ㇾ、其告可ㇾ重ㇾ於ニ本人ㇾ、總而喧嘩口論之刻、一切不ㇾ可ㇾ懸集ㇾ事、

一於ニ殿中ㇾ、萬一喧嘩口論有ㇾ之節は、番切に可ニ相計之ㇾ、猥に自ニ他番ㇾ不ㇾ可ㇾ寄集ㇾ、番無ㇾ之座ならば、其所へ近き輩可ㇾ計ㇾ之ㇾ、事にも成間敷を見ながら不ㇾ可ㇾ令ニ致ニ無事ㇾ事、

一火事若令ニ出來ㇾ、役人並免許之聟之外不ㇾ可ニ掛集ㇾ、但役人差圖之者は可ニ罷出ㇾ事、

一本主之障あるもの不ㇾ可ㇾ相ニ抱之ㇾ、叛逆殺害盜賊人之屆あらば、急度可ㇾ返ㇾ之、其外かろき咎之者に至ては、侍は屬次第可ㇾ道ニ拂之ㇾ、小者中間は可ㇾ返ㇾ之、於ニ雜魚ㇾ、番頭組頭令ニ相談ㇾ可ㇾ濟ㇾ之、無ニ番頭ㇾ者は、其なみの聟可ㇾ致ニ談合ㇾ、若有ニ滯所ㇾ、は、逢ニ役者ㇾ可ㇾ請ニ差圖ㇾ事、

一於ニ諸家中ㇾ有ニ大犯人ㇾ、譬親ㇾ爲ニ親類直參之聟ㇾ、取持相掏はるべからざる事、

一知行所務諸色相定、年貢所當之外、作ニ非法ㇾ領知ㇾ不ㇾ可ㇾ致ニ乞所ㇾ事、

一知行境野山水論井屋敷境、於ニ何事ㇾ も不ㇾ可ㇾ致ニ理之評論ㇾ、若申分あらば、番頭組頭可ㇾ令ニ相談ㇾ、無ニ番頭ㇾ者は、其なみの聟に及ニ相談ㇾ可ㇾ濟ㇾ之、有ニ滯儀ㇾ、ば逢ニ役者ㇾ可ㇾ受ニ其旨ㇾ事、

一組中並與力同心、他之組と申合有ㇾ之時、不ㇾ致ニ其組之荷擔ㇾ、番頭組互及ニ相談ㇾ可ㇾ濟ㇾ之、若有ニ滯儀ㇾ、ば逢ニ役者ㇾ可ㇾ受ニ差圖ㇾ事、(寛文三年削除)

一百姓公事、雙方自分之知行たるにおいては、其地頭可ㇾ計ㇾ之、相地頭之百姓と公事いたさば、其類之番頭組頭、以ニ相談ㇾ可ㇾ捌ㇾ之、無ニ番頭ㇾ者は、其なみの聟寄合可ㇾ濟ㇾ之、總而有ニ滯儀ㇾ、ば逢ニ役者ㇾ可ㇾ請ニ捌ㇾ事、

一跡目之儀、養子は存生之内可ㇾ致ニ言上ㇾ、末期におよび忘却之刻申といふとも、不ㇾ可ㇾ用ㇾ之ㇾ、勿論無ニ筋目ㇾ もの不ㇾ可ニ許容ㇾ、たとひ雖ㇾ爲ニ實子ㇾ、筋目違ひたる違言立間敷事、

一結ニ徒黨ㇾ、致ニ荷擔ㇾ、或妨をなし、或落書張文博奕不行儀之好色、其外侍に不ニ似合ㇾ事業不ㇾ可ㇾ仕事、

一大身小身共に自分用所之外買置、商賣利潤之かまへ致すべからざる事、(寛文三年削除)

一徒若黨の衣類、さあや、ちりめん、平島羽二重紬袖布木綿之外停止之事、

附、弓鐵炮之者、揖袖布木綿之外不ㇾ可ㇾ著ㇾ之、小者中間、衣類萬に布木綿可ㇾ用ㇾ之事、

一物頭諸役人、萬事に付而不ㇾ可ㇾ致ニ依怙ㇾ、並諸役者其役之品々常に致ニ吟味ㇾ、不ㇾ可ㇾ油斷ㇾ事、

一上意之趣、譬如何樣之者雖ㇾ申渡、不ㇾ可ニ違背ㇾ事、(寛文三年削除)

右可ㇾ相ニ守此旨ㇾ、若於ニ違犯之族ㇾ者、亂ニ其咎之輕重ㇾ、急度可ㇾ被ㇾ處ニ罪科ㇾ者也、

寛永十二年十二月十二日

ショジヤウ　書狀　書記(ショキ)を見よ、

ショジヤウジシヤ　書狀侍者　山門三大侍者(サンモンノサンダイヅシヤ)を見よ、

ショダイフ　諸大夫　(一)朝廷にては、初め非侍從の四位五位たるものをいひしが、後には攝政、關白、大臣等の家に祗候して、恪勤の功によりて、殿上を許され、大中納言まで昇進するを得る家柄を云ふ、是を諸大夫家と稱す、(二)武家にては、五位(凡て從五位下)の通稱に用ひたり、按ずるに、大夫とはもと一位已下五位已上の總稱なりしが、後には專ら五位のみの稱となりしなり「タイフ」参看(一)朝廷の諸大夫は、職原抄後階に、四條、勸修寺、葉室、大炊寺、日野、平親宗の子孫、式家、南家、菅原、大江儒者の家を諸大夫家とし、源頼義義家の後嵐、平正盛忠盛の餘流、官外記、醫陰兩道、及び伊勢齋主等の家は、皆諸大夫の列にして、攝關大臣家の家司職事に補せらるゝと云へり、又石原正明の年々隨筆に、「諸大夫といふ名目、もと一義ながら、さまざまに轉じたれば、其所につきて定むべき心得あり、しばらく相對する所を以て辨ぜば、まざろゝ所なくやあらん、古書ども に、侍從諸大夫と相對したる諸大夫あり(中略、侍從の說明を略す)諸大夫は非侍從なり、おまへ近くは仕うまつらぬ四位五位なり、侍從諸大夫の差別、藏人所にて堂上地下といふも同じ趣なり、諸大夫とは、大ぞうにおしこみたる四位五位といふ事、侍從ならぬをおしくるめて諸大夫とはいふなり、國史などに、賜ニ宴侍臣ㇾ、とあるは次侍從のみにて、非侍從(諸大夫なり)はあづからず、賜ニ五位以上宴ㇾ、とあるは、恩諸大夫に及びしなり、次に公達諸大夫と相對ひたる諸大夫有、公達は代々侍從の列にて、大臣納言にものぼりしほどの人の子孫の身がらをいふ、諸大夫は、非侍從なる人(攝關大臣の侍所に候し、恪勤して、へこれを肩入といふ)其力をかりてなりのぼる身がらをいふ、源氏物語の帚光眞清かもの瑞垣うちみし右近將監などの類なり、かくて代々公達諸大夫なるほどに、つひに家がらの名となりて、公達は近衛の次將兵衛佐などを經歷して、納言大臣にものぼる、されど又代を累ねるほどに、いたく微弱なるも出來て、鳥羽後白河のころは、受領にて地下なるもあり、諸大夫の英雄は、辨官をへて參議にも任ずしな、才器奉公打あひて、內府儀同にて登揚する事となれり、打つきては公達は尊く、諸大夫はいやしきやうなれど、さる英雄は諸大夫とは昔の稱にて、いみじき貴族權門なり、次に名家眞家といふ稱あり、名家は上にはいゆる才器奉公打あひて、內府儀同にも登揚せらるゝ家門、これもむかしは諸大夫といひし、其中に名あ る家といふ事、才名の家といふ說もあるにや、才名の家といはゝ、紀傳の儒菅家江家などをこそいふべきに、職原抄などに引出られたる人々、さる家門にはあらず、その家系を推してしるべし、眞家は、地下にては貴の輔などを經て、老後上階にものぼる程の家の事なり、次々は諸寮の頭などに任ずるあり、その若さほど勛にもなる、職原抄に六位諸大夫任ㇾ之ㇾ とあるは、諸大夫の家がらの人の、まだ六位なるほどなり、次に諸大夫侍と相並びたる稱呼あり、諸大夫はつぎ〳〵へる如く、執柄大臣に伺候して、其ちからにて昇進する人にて、かのかもの瑞垣うちみし右近將監などの類なり、年へて恪勤するほどに、侍に紛るゝ所あり、侍はもと執柄大臣の家人なり、家人の中にて才器あるを、貫人にして、諸司諸國の判官主典にも申なしたるが、五位にもなるがありて、諸大夫に紛安し、畢竟は諸大夫はもとよりの公人、侍ははじめは家人にて後に公人になりたる差別なり、それは延喜天曆それよりも上より有來し事にて、白河鳥羽の御代などに至りて、やう〳〵家がらの名となれり、元暦以後はその途に遂ぶ事となりて、時の浮沈はあれど、なほ某甲某乙は諸大夫、某丙某丁は侍と、家の品さだまりたり、今時親王大臣に伺候せらるゝ諸大夫は、一向家人のやうにみゆれど、もとは公人にて、しかも眞家なる多かりき」、とあり、以て其一斑を知るべし、(二)また武家の諸大夫は、江戸幕府の制にして、從五位下に叙せられたるものを謂か唱へ、且つ此時はじめて受領を許され、從五位下何ノ守と稱したりき、而して諸大夫となるものは、柳之間詰の諸大名、三家家老、奏者番諸役人(大番頭、寺社町勘定の三奉行、大目附、駿府城代等の如き)等と爲す(德川實世錄)

ショダイフノマ　諸大夫間　京都皇居內の居間の名、諸大夫の詰所なり、公卿ノ間と連なる、クギヤウノマ、を見よ、

ショダウ　書道　入木道(ニフボクダウ)を見よ、

ショダウグブギヤウ　諸道具奉行　室町幕府の末より諸家に置きたる職名、弓、鐵砲、鑓、旗の外、戰爭に要用なる諸道具をあづかり掌る(武家名目抄)

ショタフジヤウ　初答狀　鎌倉時代の法律語、訴訟の時の初めの陳狀を云ふ、又初陳とも支狀

とも云ふ(沙汰未練書)

シヨテイフベツフギヤウ　諸亭賦別奉行 【語源】鎌倉室町兩時代の職名、公事執行の時、其事務を諸廳へ分配して行ほしむる事を掌る【文獻】當時の俗、廳を呼びて亭とし、賦は分配の義、諸廳とは引付方、恩賞方、安堵方、問注所、侍所等の諸所を云ふ、卽ち庚民の訴狀を受けて、問注所に致し、年月日と奉行の姓名とを記し、各廳に分賦して、處分せしにより此稱あり【起原沿革】鎌倉幕府は、問注所の奉行人より必ず兼職す、惟康將軍建治三年より此職名見えたり、室町幕府に至り、評定衆の內より此を分掌す、應安三年八月中條兵庫入道を以て之に補す、爾後所見なければ既に廢せしならん(沙汰未練書、建武式目追加、庭訓往來、武家名目抄)

シヨハカセ　書博士 大學寮の職員、「ダイガクレウ」を見よ、

ジヨハキフ　序破急 樂の曲名、序、破、急の三曲を總ていふ稱、序は始作ないひ、破は破碎ないひ(其曲調に緊聲に至るなり)、急は流蕩ないふ、此三曲を以て樂の具と爲す、然れども、序破急を全具せずして序破、或は破急を以て一具と爲すものあれど詳かならず(禮樂志)

シヨフンチヤウ　處分帳 長櫃(ナガチヤウ)を見よ、

ジヨボク　如木 白張を云ふ、白張(白布の狩衣)は其字の如く、白布の强ばりて木の如き故に名づく、公卿(辨官にもあり)の供となりて履傘等を持つ賤役の者なり、又僧侶にもあり(寺官抄、儀訓栞、貞丈雜記)雜史に、如木諸家具之、擬清家不具、烏帽子平禮也、或裁縫如三狩衣二平絹白張裏紅、袴同上色也、衣文墨童訓に、如木、雜色(名家公卿、或辨官被具レ之)上古用二强張布一、故云二之如木一、但近世用二白絹一、不審と見えたり、

シヨムサタ　所務沙汰 鎌倉時代、所領の田畠下地相論の事を沙汰するを云ふ、沙汰未練書に、於二關東六波羅引付一有二其沙汰一、所務相論事出來者、先調二訴狀具書一、所務賦可レ上レ之、賦奉行請二取之一、賦雙紙沙汰之篇目を書付て、訴狀に加銘、逆二次第五方引付一、賦レ之、其手の開闔請二取之一、於二引付御座一以二孔子一定、奉行には治定之後、御教書を成也、以レ之爲二訴訟之初一、開闔者又執筆御奉行中、宿老引付綱々事記錄人也、又公文とも云也」とあり、

ジヨメイテンワウ　舒明天皇 【名稱】諱は田村、又息長足日廣額天皇と稱す【系統】敏達天皇の皇孫、押坂彦人大兄皇子の御子、御母は敏達天皇の皇女糠手姬、第三十四代の天皇【事蹟】推古天皇元年癸丑降誕、天皇元年己丑正月卽位し、都を大和の飛鳥岡本宮に遷す、在位十三年にして崩ず、御齡四十九、大和國坂上郡忍坂村押坂內陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

シヨメイヒロウ　疏銘披露 御斬禱の意趣を書きたる書付に、願主の姓名を書きて遣すを云ふ、貞丈雜記に、名目抄に云く、每年誕生日、維那僧持參斬禱疏、乞レ銘、仍書二姓名一遣レ之云々、疏とは、御斬禱の意趣をかきたる書付なり、銘とは其書付に其願主の姓名を書遣はすなり」と見えたり、

シヨモツブギヤウ　書物奉行 【語源】江戸幕府の職名、圖書の出納保管に關する事を掌る、二百俵高にして、役扶持七人扶持、同心二十一人之に屬す、若年寄の支配に屬し數名あり【起原沿革】寛永十年十二月廿日はじめて之をおく、此時は四名なりしが、元治の際には六名ありき(武鑑、德川實紀、古事類苑官位部)

ジヨリウ　叙留 位を昇叙して、官は原職に留るを云ふ、位は叙し、官は留するの意なるべし、例へば、五位の少將が四位に叙せられし時に、少將如レ元、中將三位に叙する時、中將如レ元と口宣あるが如きは卽ち叙留なり(有職問答、有職袖中抄)

ジヨリヨウシ　諸陵司 【名稱】「ミサザキノツカサ」とも訓む、唐名廟陵署【職掌】山陵皇親外戚の墓を管し靈を祭り、喪葬、凶禮、及び陵戶の名籍を掌る、治部省の被官【職員】正一人正六位上、佑一人從七位下、令史一人、土師十人、使部十人、直丁一人【起原沿革】上代凶禮の事は、土師氏の世職なりしが、大寶元年本司を置きて之を管す、聖武天皇の天平元年本司を陞せて、諸陵寮と改む、「ショリヨウレウ」を見よ(令義解、續紀、職官志)

ショリヨウレウ　諸陵寮 【名稱】諸陵司に同じ【職掌】諸陵司に同じ【職員】頭一人從五位上、後世賀茂氏陰陽師五位已上の人之に任ず、助一人正六位下、大允正七位下、少允從七位上、大屬從八位上、少屬從八位下、史生四人、使部十人、直丁四人、所屬に土部あり、凶禮を贊相す、「ハシベ」を見よ【起原沿革】聖武天皇の天平元年、司を陞せて寮に改め、右の職員を置く、後世助に權官を置く、降りて明治二年九月、神祇官中に諸陵寮を置く、四年八月寮を廢し、事務を取扱ふ、七年教部省中に諸陵掛を設け、御陵墓地寺院等の事を掌る、十年教部省廢止に付、內務省にて其事務を取扱ふ、十一年二月宮內省の所管となり、尋で諸陵寮と改め、皇室の御陵墓に關する事務を管理す、「ショリヨウシ」參看(職官志、法令全書)

シライシガマ　白石窯 【名稱】肥前國の製陶の窯【起原沿革】開窯の時を詳かにせず、安政年間

京都より陶工走波といふ者此地に來りて之を製す、京都の永樂の如く彩畫描金の物を作るに長ぜり、一時其業盛にして輸出品最も多し、其製紋肯磁は大河內の製に比すれば、黑色を帶ぶるに似たり、近傍及び天草の土を調和して之を作る、工人業を傳へて今に至る(古今陶寫攷、工藝志料)

シラ井ジヤウ　白井城 【所屬】【現在】上野國群馬郡長尾村大字白井【起原沿革】白井の地は、儀名抄白衣郷と稱したるものにて、伊勢神明の御厨なりしなり、建保中武家の領と爲れり、降りて康元元年上杉氏、白井の庄を得、守護代として家臣長尾景忠を置き、同十一月城を築く、永享十年上杉憲實その主足利持氏の怒を避け、鎌倉より、この地に退しことあり、長尾氏の子孫久しくこの地に居住し、世に白井の長尾と稱す(累世の墓地隣村中郷雙林寺に在り)、元龜三年武田氏の爲めに陷らる、天正元年越後長尾景虎之を復して長尾顯長に還與す、後ち小田原の北條氏に屬し、天正十八年豐臣秀吉の軍に攻め陷らる、德川家康の領するや、この地を本多廣孝に與ふ、已にして廣孝轉封し城遂に廢す(上野名跡誌)

シライトワツブ　白絲割符 【名稱】【時代】江戸時代、外國より輸入せる白絲卽ち生絲をば、其專賣權を有したる商人に割り賦るないふ、割符は割賦の義なり【起原沿革】慶長八年ポルトガルの商船、漂ひて長崎に入る、多く生絲を搭載するを以て之を賣らんとすれども、容易に購求するものなく、空しく碇泊する事二年に及びしかば、屢々長崎奉行小笠原一庵に哀訴し、部下の商人に買ひ取らしめん事を請ふ、一庵止を得ず、伏見に赴きて德川家康に謁し、其事情を具陳せり、當時戰亂の後を受けて、我國の養蠶事業衰頽せるがゆゑに、製出の生絲粗惡にして、遙に輸入のものに劣りたり、されば家康は輸入の生絲を用ひて、內國織物の工業を起さん事を欲し、特に京都堺の豪商に命じ、長崎に至り彼地の豪商と共同して、買取り、之を內國の需用に頒布するの手段を取らしめたり、然るにポルトガルの商人は、我內地に生絲の需用あるを知り、其翌年再び許多の生絲を支那地方より長崎に輸入し、內地の商人もまた其利あるを知りて之を買取れり、而して其價額は、著しく前年より也低廉なりしかば、曾て家康の命を奉じて生絲を買入れ、現に之を貯藏する長崎、京都、堺の豪商等は多大の損失を受けたるを以て、其補償の方法を幕府に嘆願せり、家康は其嘆願を理ありとして、小笠原一庵に諭令し、南蠻船にて持ち渡りたる生絲並に織物類は、悉く右の豪商等にて直段を定め、三市へ割賦したる後に、之を內國商に轉賣すべしと規定し、生絲並に織物の專賣買特權を與へられたり、卽ち白絲割符の起因なり、而して右の特權を與へられたる商人を絲割符人と稱し、中若干人を以て年寄と爲す、其割符の標準は京都百丸、堺百廿丸、長崎百丸を率と爲したり(一丸は五千斤、一斤は百六十目に當る)【沿革】割賦の制、一度起りてより、彼商人等の利益する所頗る多かりしかば、其特權を附與せられん事を希望するもの次第に多く、寛永八年に至り終に江戸の商人を加へて四所の割符となし、京百丸、堺百廿丸、江戸五十丸、長崎百丸、外に奥服所六十丸と定め、且白絲の外に黃絲、紗綾、白縮緬、白繻子等をも四所割符に屬せしめたり、然るに大阪の商人等もまた哀訴する處ありしかば其請を許し、更に大阪三十丸を加へて五所と爲し、なほ奥服所六十丸、筑前博多十二丸半、筑後五丸、肥前五丸、對馬二丸半、小倉一丸半を加ふるに至れり、後ち寛永十二年幕府唐船貿易を長崎の一港と定め、其翌年發布の新令に於て、船載白絲は價格を定めたる後五所の商人に配付すべし、其他諸品は白絲價格決定の後賣買すべしなど規定し、絲割符人の專買權を一層鞏固にしたり、寛永十八年和蘭人の貿易場を長崎に移すや、堺の割符人等、近年江戸大阪商人の增加するありて、割符高を減じたることなければ、この機に乘じ、唐船同樣に專買せんことを請願して、遂に和蘭船載の白絲をも、五所の商人に割符せしむることゝなれり、かくの如く絲割符人は幕府の殊恩を蒙りて、利益を專有せしかば、大阪の役には軍用品を運送し、島原の亂には石火矢、鐵砲、玉藥、馬草などを陣中へ送りて、軍役を助けたり、又幕府の日光廟を造營するや、建築用の石を運搬し、或は其三十三間堂に

二丸半、小倉一丸半、平戸十丸とす、元文三年絲割符宿老一人を增して三人とし、新に扶持米を給す、元祿十一年割符會所を改め、長崎會所と稱せしむ、又割符高を改め、京、堺、江戸を百丸、大阪を五十丸、長崎を百五十丸、吳服所を千丸、諸國分を廿六丸半とす、且これまでは百丸の題にて、絲さへ多く來れば、三百丸も五百丸も買取しに、こゝに至て百丸と定められたる上は、百丸の外買取る事を許さず、若し千五百丸以上積來る時は、長崎の地下配分のことゝなれり、堺は元來家康の命を受けて、最初に買取たる由緒あるを以て、特別に百廿丸の割符を受けしに、京江戸と同じく百丸に減ぜられたれば、哀訴歎願して止まず、されど幕府はこれを許さゞりき、明和安永の頃より東國養蠶の業次第に開け、從て白絲の價格下落せしかば、文化文政の頃より、輸入の白絲著しく減少せり、されども前にも云へるが如く、絲割符は長崎輸入品一切の賣買權を占むるものなれば、敢て白絲の多少には關せざりきといへり、維新の際遂に廢絕に歸す（日本商業史、長崎三百年間）

シラウメ　白梅　髮の色目の名、ひとへうめ、またゆきの下に同じ、

シラガ　白髮　小兒髮置の時、其頭に被らしむる爲めに、すが絲にて模造したる垂髮をいふ、小兒の長壽を祈るの意なりともいへり（髮置の記、貞丈雜記）千代鶴に、「しらがの長さは、其小兒の帶より少しくさがる程に可り仕、しらが少きはわろし、澤山にあるべし」と見え、また「しらがを進じ、又かぶらせ申人は、其家のおもき家臣、夫婦揃ひ、子孫繁昌して、めでたき人に其役を申付くべし、夫婦共に參りて、しらがをかぶらせ申なり、又一族の衆よりしらがを參らせ申事もあるべし」とあり、なほ其作り方は、左圖のごとく、頭に被る處を丸くし、白紅の水引にて、白髮をつまみ上げて、みづらを結び、しかと眞結にして其結び餘三寸程にして箸などに卷きて縮みをよする也、櫛元附近の處を輸入元結にてまた結び、（下を白水引にて結び、其上に入元結をかく）其下手一束おきて、紅白の水引にて二重廻し、左の方をわなにして、片わなに結び、そ

此處は額に當る所、下地を細かにあみてあみたる端を切そろへ其切口を白絹にてつゝむ

れより更に手一束おきて、男子ならば白水引、女子ならば疊みたる耳元結にて二重廻ほし眞結となす、（常に女房の髮結ふ元結より幅廣く、常の如く縮をよせたり）詳しくは圖に就きて知るべし（古事類苑禮式部）

シラカゲ　白鹿毛　馬の毛色の名、黃白色のものをいふ、顯會小補に、驪、說文黃馬發白色」、倭名抄に、驪馬、白鹿毛也」と見えたり、

シラガサネ　白重　髮の色目の名、上下共に、白きかさねにて、四月と十月との衣更の外には、夏の暑時のみに之を著用す、雅亮髮束抄に、白きうす物を半臂下襲に著るなりといへり（藻鹽草）

シラガノテンワウ　白髮天皇　清寧天皇（セイネイテンワウ）を見よ、

シラカハウチ　白川氏　華山源氏（クワザンゲンジ）を見よ、

シラカハオシノコウチドノ　白河押小路殿　山城國愛宕郡に在り、黑谷上人傳に、河東押小路山洞と見ゆ、元鳥羽院の仙居なり、後ち美福門院傳領して御所とす、兵範記に云、保元三年正月十日辛未、天皇爲二朝觀一行二幸美福門院御在所白河押小路殿一（中略）自二都芳門大路一巽行、自二押小路末一東行」、とある是なり、其子高松院傳領し、次で建春門院に讓與せらる、それより高倉院に傳へ、再び建春門院の御領と爲る、其後ち後白河院に獻じ奉る、吉記に、壽永三年四月十六日甲戌、今夜院押小路殿御移徙也」とある是なり（山城名勝志）

シラカハカキ　白川家紀　寫本十三冊　顯廣仲資業資三王の日記を、合綴せしものなり、第一冊治承二年顯廣王の記、第二冊文治五年、第三冊建久五年、第六冊元久元年、第七冊建永元年、第八冊承元元年、第九冊建暦元年、第十二冊建保元年、並に仲資王の記、第四冊正治元年、第五冊建仁三年、第十冊建暦元年、第十一冊同二年、第十三冊建保六年、並に業資王の記とす、本書全年毎日の干支旺相、

及び建除を具錄して遺す事なし、是單行本の三王日記の如く、無事の日を除けるものと異なる所なり、又其載する年月も全く異なる點少からず（歷世記錄考）

シラカハサキノナイダイジン　白川前內大臣　三條公親（サンデウキンチカ）を見よ、

シラカハジヤウ　白河城　所在　磐城國白河郡（今四白河郡）白河町　起源沿革　文治五年、源頼朝陸奥國を平定して、結城朝光に白河を與ふ、朝光下總に居て之を治む、正應二年孫新蔵の時に至り白河に移り、大沼村字溜山（白河町の東部）に城を築く、子孫此に居城す、後世之を白河古城と稱す、南北朝の時宗廣居城し、南朝に忠を盡す、義良親王、北畠親房顯家等東下四上ありし毎に、駐まらせ給ひし所なり、永祿中小峯氏その本宗（白河氏を奪ひ侵し〻時、小峯城に移りて、搦城は遂に廢城となれり、小峯は卽ち後の白河城なり）、九世の孫義親（白河結城氏の嗣絕え、支族義親白河氏を稱す）に至り、天正十八年豐臣秀吉の東征の時、禮を盡さゞるを以て封を收めらる、秀吉關一致を封す、德川氏寬永六年丹波長重を封じ、修造して再興し、奥羽の重鎭となれり、寬永二十年松平忠次、慶安二年本多忠義、延寶九年松平忠弘、元祿五年松平直矩、寬保二年松平定賢突々封ぜられ、文政六年阿部正權十萬石に封ぜられてより、子孫相繼ぎて明治に至り、棚倉に轉封せらる、戊辰の際、會津兵此に據りて官軍に抗し、攻戰數日、終に火を放ちて之を陷いる（白河古事考、同風土記稿、德川加除封錄、名勝地誌）

シラカハゼンバウ　白河禪房　金戒光明寺（コンカイクワウミヤウジ）をいふ、同條を見よ、

シラカハテンワウ　白河天皇　系譜　諱は貞仁、法諡融覺　系譜　後三條天皇の長子、母は藤原公成の女茂子、第七十二代の天皇　事蹟　天喜元年六月降誕、延久元年父天皇の太子となり、同四年十二月卽位す、天皇、後三條天皇の遺志を繼ぎて皇權の恢復に勉め給ひしを以て、攝籙の勢威漸く衰へ、大政はじめて院裏に出づるに至れり、攝籙の勢威漸く衰へ、大政を堀河天皇に讓る、然れども政なほ院中に出づ、所謂院政の起れる所以實に茲に基づく、寬治元年鳥羽宮成る、卽ち徙りて住し給ひしが、嘉保二年また閑院を造り、都芳門院と共に之に從御す、永長元年門院崩ずるに及び、東憚殊に甚しく、遂に落髮し給へり、爾來法皇と稱し奉る、大治四年七月七日三條烏丸邸に崩ず、御壽七十七、山城國紀伊郡竹田村成菩提院陵に葬る、天皇性嚴にして溫雅、頗る後三條天皇の風あり、政裏裏に出でゝ相門手を斂む、然れども愛憎意に任かせ、官を授け職を任ずるや、率れ舊典に從はず、源後明、藤原顯隆等最も親幸せられ、攝籙の臣と雖も、なほ之を憚りしといへり、而して讓位の後機務一に院中より出で、爾來崇德天皇に至る、三代五十年の間刑賞黜陟與り聞かざるはなし、凡そ院宣を以て天下に號令し、別當北面等をおくこと實に此に始まる、嘗て宣ほく、天下意のごとくならざるもの惟鴨河の水、雙六の采、山法師の三つのみと、また篤く佛法を信じ、自ら金字大藏經を書し、法華經を增餐、玄義文句止觀を眞眞に受く、前後を通じて、高野に幸する事四度、熊野に幸する事八度、慶する處の佛五千四百七十餘輪、丈六佛像百七十二軀、等身佛像三千百五十軀、三尺以下の佛像二千九百三十餘軀、七寶塔二十一基、小塔四十四萬六千六百三十餘基に及べり、且つ殿に天下の殺生を禁じ、鷹羣鵜總諸籠鳥を放ち、漁網八千八百餘張を燒き、式條載する所の諸國貢魚を停め、殿上の餐盤と雖も、唯だ六齋日のごとし、釋典また素讀を用ひ、惟神厨のみ僅かに舊式を存したり、なほ慮々營造を事とし、國司遷替等頗る舊典に乖くもの多く、萬石萬匹を上りて國司たりしものあり、父子三人同時に並び任ぜらるゝあり、童稚にしてまた任を得るあり、地方の政治紊頽し、加ふるに上下競うて華麗を尙び、奢侈の風此に至りて極まれり、天皇また射を善くし、詩歌を好み給ふ、後拾遺集、金葉集、續本朝秀句のごとき、みな勅撰に係る（大日本史、陵墓一覽）

シラカハドノ　白河殿（シラカハノキン）を見よ、

シラカハドノ　白河殿　藤原良房（フヂハラノヨシフサ）を見よ、

シラカハニフダウ　白川入道　三條實親（サンデウサネチカ）を見よ、

ジラカハノイヅミドノ　白河泉殿　白河法皇の御所、もと白河阿彌陀堂御所といふ、山城國愛宕郡聖護院の北に在り、永久三年十一月二日移徙せらる（百練抄、山城名勝志）

シラカハノ井ン　白河院　白河法皇の仙洞、白河殿とも稱す、もと藤原良房の家、山城國愛宕郡二條通の北に在り、本朝文粹に「白河院者、故左相府之山庄也、自二捿三黃閣一不二綺三綠蘋一、側柳欲二眉、二年之春空暮、水石如二咽、三邇之秋欲二鬼、左武衛藤相公、懋三尊閫之遺德一、墓二靜地之舊遊一、遂與二詹事納言尙書相公一、參二簾幃一並二筆硯一、聊暇日而遊覽云々、凡此院僥異也、三代傳而其主皆貴、四時移而其地常幽、南望則有二翹路之長一、行人征馬騁二驛於翠麓之下一、東顧亦有二林唐之妙一、紫鳶白鳥遊三遙於朱欄之前一」、本朝續文粹に、夫白河院、昔本是太相國昭宣公之幽居、今則博

陸侯右丞相之別業也、城國占レ國、足ニ以全二君臣之節一、山水遇境足ニ以示二仁智之心一云々」と見えたり、

シラカハノコホリ　白河郡　【所在】磐城國

【起原沿革】元正天皇養老二年五月、陸奥國より白河、淵磐、安積、會津、信夫の五郡を割て石背國を建てたり、是郡名の見えし始めなり、聖武天皇の神龜中、石城石背二國を廢して陸奥國に復す、同五年四月始めて白河軍團を置き、延長中、郡東を割て高野郡を建つ、倭名抄に、大村(オホムラ)丹波(ニハ)松田(マツダ)入野(ニブノヤ)鹿田、石川(イシカハ)長田(ナガタ)白川(シラカハ)小野(チノ)驛家、松戸(マツド)小田(チダ)藤田(フヂタ)屋代(ヤシロ)常世(トコヨ)高野(タカノ)依上、等の郷あり、拾芥抄白川郡に作り、又高野郡を載す、鎌倉の時、更に北境三郷を分て、石川郡を置き、正保圖有三郡を載す、寛文中、高野石川を白河に併せて白川に作り、元禄中又復して白河となし、高野を白川に作り、石川を復して故に三郡とはなれり、以後之に仍る、明治十三年五月白河を四白河、白川を東白川と稱す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

シラカハノセキ　白河關　【所在】【遺址】遺址は磐城國白河郡古關村大字旗宿に在り、早く堙沒して詳かならざりしが、寛政十二年白河樂翁公この地と定めて碑を建てたり、文に云ふ、

白河關址、堙沒不レ知二其處所一者久矣、旗宿村西有二叢祠一、地隆然而高、所レ謂白川逸二其下一而流焉、考二之關史詠歌一、又徵二地形一、老農之言一、此其爲二遺址一、較然不レ疑也、迺建レ碑以標焉爾、

寛政十二年八月八日

白河城主從四位下左近衛權少將

越中守源朝臣定信識

【起原沿革】其始め詳かならず、承和二年十二月三日の太政官符に、應レ准二長門國關一勘過白河菊多兩剗事、右得二陸奥國解一偁、按二舊記一、置レ剗以來、于レ今四百餘歲矣、至レ有二越度一、重以決罰、謹檢二格律一、無レ見二件剗一、然則雖レ有二所犯一、不レ可二輒勘一、而此國俘囚多數、出入任レ意、若不二勘過一、何用爲レ固、加以進二官雜物、觸レ色有レ數、商旅之輩、竊冒將去、望請勘過之事、一同二長門一、謹請二官裁一者、權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣冨房宣、奉勅依レ請、とあり、蓋し本文によりて考ふるに、承和二年より四百餘年前は反正天皇の代に相當せり、按するに、景行天皇以來蝦夷の勢ひ漸く盛にして、屢々之を征討せしも、盡く殲滅し得ず、仁德天皇の御代は、田道の敗死するに至れり、かくの如く蝦夷の勢ひ衰へざるを以て、之が南下を防ぐ爲めに、關を置きしものなるべし、然るに、其後ち何時頃よりか廢せられたるを、承和に至り、更に再興の必要を生じ、陸奥國より奏請し、勅許を得て置きしものなり、和漢三才圖會に、孝德天皇の朝置きしと云へど信じ難し、元慶四年の官符に「禁二斷諸人濫入關門一」、三代實錄真觀八年の條に、陸奥國務二無審例一、不レ聽二入關一」とあり、此の關は白河菊多を云へるものにて、此の時までは嚴然として存したること明なり、安倍賴時奥羽に據るや、白河關を以て警固とせしたり、吾妻鏡に「安倍賴時國郡を掠め領するの時、此所(衣川)に家屋を構ふ、西は白河關を境ひ、廿四日の行程たり云々」藤原清衡奥羽を領するや、同じく安倍氏に倣ひ、關を置めたりしが如し、同書清衡中尊寺建立の事を云へる條に「白河關より外濱に至る、其路一丁別に笠卒都婆を立て、其面に金色阿彌陀像を圖す云々」と云へり、今白河郡旗宿村に一丁佛と唱ふる碑二基ありと云ふ、文治五年源賴朝奥州泰衡を討ずるや、七月廿九日關を過ゆ、時に梶原景季馬を扣へ、「秋風に草木の露を拂はせて、君が過ぎれば關守もなし」と咏ぜり、これに依れば關守ありしも、賴朝の威風に恐れて、一戰もなくして退きしが如し、關の廢せし年代詳かならず、古事考に、廢關の年代を推すに　西行法師奥州修行の時、關屋の柱に書き付侍りける「白河の關屋を月のもるからに人の心はとまるなりけり」又建治三年一遍上人奥州白河關を通りしに、西行法師が歌を思ひ出で、關屋の柱に「行人を彌陀の誓にもらさじと、名なこそとむれ白河の關」と記せりと云ふ、然らば關の設けは廢れて、家屋毀るに任せてぞありけん、文治五年結城氏此郡を給りて後、更に築きし城を以て、奥州の咽喉を控制すれば、區々たる關門を以て國の鎖鑰とならざるべし、其時ぞ廢したるならん」と云へど、樂翁公退閑雜記に、一遍上人の繪縁起に白河關の圖あり、關を山の半につくりて、籠に道をひらきたるにやゝ關守下を望むけしきこそありけれ」とあれば、俄に以て斷定し難し、道興准后の廻國雜記に、「白河二所の關に到りければ云々、花の陰に休みて、春は唯花にもらせよ白川の關とめずとも過るものかは」しら川の關の並木の山櫻花にゆるすな風のかよひぢ」とあれど、存亡に關しては詳かならず、古事考に、二所とは白河古傳記に云ふ如く旗宿と大埃との二關を云へるにあらず、旗宿村の首尾に關門を二箇所に設け、行旅を改め、非常を戒め、一重の關にはあらで、二重に殿重にありし故に二所の關と云へるなるべし、大埃の方にも僅に六七丁を隔てゝ、上の關、下の關と唱ふる地ありて、旗宿と同姿に造られたりと云へり、關(セキ)の拂圖參看、

シラカハノセンサウ　白河戰爭　會津籠

城(アヒグラウジャウ)を見よ、

シラカハノミサザキ　白川陵　笠間山陵(カサマヤマノミサザキ)を見よ、

シラカハノミサザキ　白河陵　文德天皇の皇后藤原明子の陵、山城國愛宕郡上粟田に在り○延喜の制、陵戶三烟を置く、また四至を定めて東は勝隆寺の東谷、西は源氏の墓の北、南は十一丈、北は白河を限りとなす、遠陵たり(延喜式、陵墓一覽)

シラカハユフキウチ　白河結城氏　結城氏(ユウキウヂ)を見よ、

シラカハラクラウ　白河樂翁　松平定信(マツダヒラサダノブ)を見よ、

シラカベノテンワウ　白壁天皇　光仁天皇(クワウニンテンワウ)を見よ、

シラギ　【異名】又「シンラ」と云ふ、斯盧、新羅とも書き、徐羅伐、徐那伐と云ふ、我邦にては「シラギ」と稱す、古事記傳所收の一說に、「シラクニ」の約と云へり、本居宣長は之の說を取るに足らずと難ぜり、白鳥博士は、伐は城の義で、之を國語に譯すと徐羅城となる、韓國で徐羅伐と云ふを我國にては Sinki Sinagi と譯して、其を口癖に呼び來りしより、遂に固有名詞の如くなりて、新羅國を呼ぶに、シラギノクニと云ふと云へり、又一說に新羅の都は金城なり、韓國の現語では、鐵をも金屬をも Soi と云ふ、韓國は古來より鐵を尊びしを以て、金屬の總稱となりしものなるべし、今日の韓音で母音の後が i 音で終るものは古代は ai と發きし例あるを以て、三國時代にては Soi Sore Soni と稱せしものなるべし、若し此說に信ずべくば、新羅の本城たる金城は、Sore 城 Soni 城、或は Soni 城にて、終に國名となり、之を我國にて Sinagi と云ひしなるべしと、宮崎博士は新羅の別都を月城と云ふ、月は韓語で Tsi と云ふ、蒙古語の Sara と同語と考へらるゝを以て、韓國にて昔時は Sara とも稱せしものなるべし、若し果して然らば Sinagi の Sira は此の Sara で月の義なり、我國にて城を Ki と云ひ、韓國にても同じくキと云ひしものなるべし、故に Sira-gi の Gi は Ki にて城の義なり、卽ち Sinagi は月城の土言にて、始は單に首府に限られし名なるが、後には遂に全國の名となりしものなるべしと云へり【語源沿革】新羅は、もと辰韓の地なり、是より先、秦漢朝鮮の遺民、東海の濱の山谷間川橋山、突山高墟、觜山珍支、茂山大樹、金山加利、明活山高耶に分居す、是を辰韓の六部とす、高墟の村長蘇伐公、一人の嬰兒を養ふ、稍々長じて岐嶷なり、六部の人立て、君となす、是を朴赫居世と云ふ(雪說に赫居世初大卵より生る、其卵瓠の如し、方言に瓠を朴と云ふ、故に朴を氏とす)我崇神天皇四十一年に當れり、居四千と號し、國を徐羅伐と云ふ、赫居世六部を巡撫して、農桑を勸督し、又城郭宮室を築き、百姓安堵、門戶夜閉さず、樂浪來り侵し、其有道に服して、兵を引きて退き、卞韓國を以て來り降り、東沃沮亦良馬を獻ずるに至る、赫居世薨じ、子南解立ちて、次次雄(或慈充)と號す、長女を以て昔脫解に妻はす、南解病篤し、子儒理及び脫解に謂て曰く、吾死後、朴昔の二姓、年長を以て位を嗣げと、薨ずるに及びて、儒理脫解が德望ある を以て之を讓る、脫解辭して儒理を立て、尼師今と號す(是より後實聖に至るまで皆尼師今と號す)、儒理終に臨みて臣僚に謂て曰く、脫解身國戚に聯り、位輔臣に居り、屢功名を著す、朕が二子其才及ばず、且先君の命あり、吾死するの後、位に卽かしめよと、脫解遂に位に卽く、昔氏故に於て始めて其統を承く、儒理は、國內を巡りて、窮民を賑給し官制を定め、隣國來歸する者衆し、脫解の時に當りて、始めて百濟の來侵ありと雖も、其志を遂うする得ず、九年、國號を雞林と改む(「ケイリン」參看)、婆娑に至りて、精を勵まし、治を爲し、兵革を練り、城壘を繕め、民に農桑を勸め、老を問ひ、穀を賜ひ、專ら恭儉を務めて、殷富を致すを期す、是を以て伽耶、其德に懷き、百濟和を請ひ、悉曾(江原道三陟府)押督(慶尙道慶山縣)の諸國も、亦盡く響服せり、逸聖、婆娑の意志を繼ぎ、心を政治に用ひしかば、國益榮固なりき、八代阿逮羅薨す、國人脫解の孫伐休を立て、王とす、王聰明にして、政を能くす、助賁に至りて、甘文(慶尙道開寧縣)を討ち破り、骨伐(慶尙道永川郡に在り)の主も來を率ゐて來り降る、王皆其地を以て郡縣とす、沾解は沙梁伐(慶尙道尙州)を滅ぼし、始めて政を南堂に聽く、其薨ずるや嗣なし、國人助賁の壻金味鄒を立つ、味鄒は金閼智の裔孫なり、是より後、王統久く金氏に歸す、儒禮基臨は、皆助賁の胤を以て位を嗣ぐ、奈解の孫訖解、之に繼ぎて立ちしが、其薨するや、昔氏の統絕えたり、新羅は、脫解の時以來百濟と邊境の爭ありしが、高勾麗の廣開土王は、又師を出して日本の兵を新羅に擊ちて之を救ひたり、其後實聖還りて王となり、奈勿の己を外國に質とするを怨み、其子訥祇を殺して怨を報ぜんとせしが、反りて訥祇の爲めに弒ぜらる、訥祇自立して麻立干と號す、此時新羅は高勾麗の邊將を殺し、又百濟を救ひしより、其好を失ひ、炤智の時に至りて、高勾麗の長壽王文咨王、屢々北邊を侵しゝかば、新羅は百濟と合して之を破り、百濟亦高勾麗の寇あれば、新羅之を救ひたり、然れども眞

興王一たび百濟聖王の請に從はざりしより、兩國の交又大に破れ、眞平善德の時に至りても、戰鬪常に已まざりき、然るに新羅は力を戰鬪に費すのみに非ずして、又頗る心を內治に用ひたれば、文化の進歩は、遙に二國の上に出でたり、智大路に至りて、新羅國王と稱し、法度を制し、州郡經を定め、其薨するに及びて智證と謚す、爾後國號を定め王と稱し謚を立る、皆此の時に始る、眞平王の時、官制益備はりて、綱紀愈整ふ、王薨じて善德眞德の二女主、相繼ぎて位に卽く、是を女子王統を承くるの始めとす、武烈王の立に及びて、國運益隆盛に趨けり、蓋眞平王以來、使を隋唐に遣して其懷心を結び、頻に敎授を乞ふ、是亦隋唐の兵を二國に用ふることを誘導する所以なるべし、新羅既に唐と力を併せて百濟高勾麗を滅ぼす、唐皆其地を分ちて都督等の官を置きて治めたりしが、新羅漸く百濟の地を取りて之を有し、又高勾麗の叛衆を納る、唐屢之を責むれども服せず、遂に兵を接ふるに至る、是を以て唐怒りて王の爵を削り、劉仁軌をして來り討たしむ、王乃ち使を遣して其罪を謝す、然れども終に高勾麗の南境に至る迄を州郡とせり、蓋武烈文武の時に當りて、金庾信之を輔翼し、忠を盡し力を竭し、唐及び百濟高勾麗の間に周旋して、よく統一の業を成す、神文王より以後、稍く驕侈の念を生ぜしが、聖德王は窮民を巡撫し、其唐に事ふること尤謹むに因りて、唐浿江(大同江)以南の地を賜ふ、此時國號を王城國と改む、既にして其舊に復す、景德王は心を民事に用ひ、人言を容納し、九州を置き、郡縣を定め、又官號をも改めて、制度頗る一新せり、是を以て叛賊時に起り、稍々衰微の兆なきにあらずと雖も、綱紀尙存して、未だ亂るゝに至らざるなり、景德王の子惠恭王立つ、時に叛者更々興る、上大等金良相、伊喰金敬信と俱に兵を擧げて叛賊金志真を討じ、遂に王を弑して自立す、之を宣德王と云ふ、敬信を以て上大等とす、王薨じて嗣なし、群臣王の族子周元を立んとして果さず、敬信遂に位に卽く、元聖王是なり、憲德王の哀莊王を弑して立つに至りて、飢饉甚しく、周元の子憲昌は、又其父の立つを得ざりしを以て兵を起しが、忽にして亡びたり、興德王之に繼ぎて、窮を恤み孝を賞し、稍々稱すべき者あり、然れども其薨するや、堂弟均貞、及び堂弟憲貞の子悌隆、立つを爭ひ、金陽は均貞の子祐徵等と均貞を奉じて王と爲し、族兵を以て宿衞す、悌隆の黨金明等來り圍む、陽圍を突きて出づ、均貞遂に害に遇ふ、明等乃ち悌隆を立つ、是を僖康王とす、祐徵禍を懼れて、淸海鎭の大使張保皐に依る、金陽亦兵士を募り事を舉げんことを謀る、已にして金明王を弑して自立す、是に於て金陽祐徵を奉じて兵を淸海鎭に起し、金明を討す、張保皐亦之を助けしむ、陽等遂行して達伐丘に至り、金明の兵を破り進みて明を斬り、乃ち閔哀と謚し、祐徵を立つ、是を神武王とす、國勢是に至りて危くして復振へり、文聖、景文、憲康、諸王の時に至りて、叛者屢々起ると雖も、皆速に誅ぜられて、稍々平康なりしが、定康王位を女弟眞聖に傳ふるに及びて、女主恣に濫穢を行ひ、佞幸志を得て綱紀壞弛し、盜賊蜂起して、州郡貢賦を輸さず、新羅の衰亂是に於て極まれり、孝恭王に至りて、覆滅日に蹙りて、力竭ぐ能はざるを患ひて、諸城に命じて壁を堅くして戰ふことなからしめ、其勢益微にして振はず、景明王二年、高麗の王建、既に弓裔に代りて王と稱し、國勢盛なり、王使を遣して之を聘し、稍ど對等の禮を用ふるに至る、景哀王の時、後百濟の甄萱、弑に王都に入る、時に王出でゝ鮑石亭に遊びて酒宴樂す、忽ち兵の至るを聞て、倉卒爲す所を知らず、城南の離宮に遁避す、萱、王を索めて自盡せしめ、王の族弟金傅を立てゝ王とす、是を敬順王とす、王四方の土地盡く他の有と爲り、國稍く勢孤にして自ら安んずること能はざるを以て、終に高麗に降り、開京(京畿道開城府)に入る、高麗王妻はすに長女樂浪公主を以てし、樂浪王に封じ、新羅國を慶州とし、賜て食邑とす、始祖赫居世より是に至りて、朴氏十王、昔氏八王、金氏三十八王、合せて五十六王、凡九百九十二年にして亡ぶ、國人もと新羅の世を分ちて三代とす、始祖より眞德女主に至る迄二十八王を上代と云ひ、武烈王より惠恭王に至る迄八王を中代と云ひ、宣德王より敬順王に至る迄二十王を下代と云ふ

シラギ 新羅の日本に於けるは、建國以來、交通既に開け、彼我互に移住し、又邊郡を擾さるゝこと屢々にして、往來頗る頻繁なりしが、其後我神功皇后大に兵を擧げて之を攻む、王力敵ぜずして服屬し、未斯欣を以て質とし、且每歲調賦を貢す、後に使者朴堤上を遣して、匿きて其質を取り、堤上遂に焚殺せらる、是時百濟も亦使を遣して日本に朝貢せしむ、新羅其貢物を奪ふ、是を以て我將荒田別等、百濟の師を帥ゐて之を伐ち、比自体等の七國を平定す、是より以來、朝貢を修めしが、勤もすれば貢を闕くを以て、之を貪むること亦已まず、或は兵を用ふるに至る、熱悲王は終に我國を畏れて援を高勾麗に借る、既にして之を疑ひ、其兵を殺す、高勾麗長壽王、師を興して來り攻む、王救を任那に乞ふ、我繼體時琵鳩等之を救ふ、然れども未だ好を我に結ぶに至らず、故に雄略天皇、又紀小弓等をして之を伐たしむ、眞興王の任那を滅ぼすに及びては、大に驚蹶を開き、我將紀男麻呂等と任那に戰ふ、眞平王の時、推古天

皇又境部臣をして五城を拔かしむ、故を以て朝貢尙怠らず、眞德女主元年(我孝德天皇大化三年)、金春秋を以て質となしゝより、武烈王の初に至る迄、質子を交代せり、當時新羅は頗る强盛にして、師を唐に乞ひ、百濟を併呑せんと欲し、日本は又百濟を救ひて新羅を討ぜしが、終に和好して統一に歸す、後に屢々調物を貢し、使聘常に往來せり、景德惠恭の時に至りて、日本は調を土毛、或は信物と稱し、朝を修好と稱し、舊章にあらざることを貴めて之を拒めり、是より使節來往稍く疎し、仁明天皇承和十年太宰府の奏に依て新羅人の日本國境に入るを禁ぜり、此より後は入貢するとなく、時々日本の邊境を侵せり、猶委しき事は大日本史諸蕃新羅の條を見るべし、今新羅の世系を示せば上の如し(朝鮮古代諸國名稱考、同地名考、新羅國號に就て、朝鮮史)

シラギク 白菊 染色の名、狩衣及び衣なども此色に染め、秋季に著用す、また蘇芳菊とも稱す(桃花秦業、遺遙院裝束抄)○謚の色目の名、胡曹抄、女官飾抄には、表白、裏蘇芳なりといひ、雁衣抄には裏は青なりといへり

シラギゴト 新羅琴 名稱 樂器、琴の一種、新羅國より傳來のものなるを以て名づく 構造 其形狀、今俗の箏の如くにて小なり。長さ五尺と延喜式に見ゆ、十二絃ありたるが如し、絃名は、甲乙丙丁戊己庚辛壬癸天地といへり 起原沿革 我邦に傳はりしは、允恭天皇の御宇、新羅より種々の樂器を傳へし時にありしが如きも詳かならず、文德實錄に、興世書主、新羅人沙眞眞熊につきて新羅琴の祕道を得たることあり、延喜式にもまた見ゆ、朱雀天皇承平四年踏歌に、小野幹此琴を鼓す、爾後絕えたるか、書に見えず(樂名抄、歌舞品目、樂器考)

シラキノユミ 白木弓 的弓の名、塗らぬ弓を云ふ 三箇所に藤を卷く、的出張記に、白木の弓にぬり絃かけべからず、ぬり弓に白絃かけべからず、又馬上にはぬり弓を用ひ、步立(カチダチ)には白木を用ふ、そは白木村ごきなどは略儀なり、これらの事古の定なり云々」と見えたり、

シラサヤマキ 白鞘卷 金具等を銀にて包みたる鞘卷の刀を云ふ、平家物語祇王の條に、白さやまきたるをさいてまひければ、男まひとぞ申たりける」 源平盛衰記鹽綱渡海小島の條にも見えたり、

シラタチ 白太刀 柄鞘共に銀にて包みし太

刀を云ふ、宗五大雙紙に大かたびらの事、單の直垂に下かたびらの白きを腰より上にのりをこわくして著重れてゐもんを取るなり、中略、はき候太刀は白太刀とて、つかさやともに白し、つか銀の打さめぬのあしなかをはくべしと見ゆ、貞丈雜記に、白太刀と云ふは柄さや銀にのし付也、〈ノシ付とは金にて包む也〉柄ぎんの打敷にて柄卷かず、目貫金にて家の紋を付くる體は燒鍍金也、家の紋を付くる輔も銀にて包み、けぼり家の紋あるべし、金具皆銀にて毛ぼりなり、帶取萬滿革、たくぼくの時は、足間に當る所を白地の銀鬪にて縫ひくゝむなり、是を白太刀と云ふ」と見えたり、

シラトリノハ　白鳥羽　白鷺の羽を云ふ、白き眞鳥の羽の略（貞丈雜記）

シラトリノミサザキ　白鳥陵　日本武尊の御陵、大和國南葛城郡秋津村大字富田に在り、又河内國古市郡（今南河内郡）古市村大字軽墓に假御陵あり（陵墓一覽）○日本紀に、日本武尊化白鳥「飛至河内、留舊市村、其處作陵曰白鳥陵、然遂高翔上天（古事記曰、化八尋白鳥、矣、又仁德天皇紀に、遂白鳥陵守等、充役丁、天皇聞役所爰陵守目杵怒化白鹿、以走、於是天皇詔之曰、是陵自本空、故欲除其陵守、而甫造役丁、今視是怪者、其慢之無動陵守者、則旦授土師連等」と見ゆ、

シラナミ　白波　熊谷直家の乘用せる名馬、源平盛衰記熊谷向二進手一の條に、小二郎は白波と云ふ馬に乘たりけり、此馬は奥州姉葉と云ふ所に白波と云牧より出來たる上、尾髮あくまで白ければ白波と名付たり、植田栗毛に上下論たる逸物也」と見えたり、

シラハタジヤウ　白旗城　所在　摂津國赤穗郡赤松村大字赤松白旗山　交通　赤松系圖に、

季則の始めて築く所と見えたり、延元元年二月、赤松則村當城に據て叛逆す、新田義貞之を攻めて功なく、五月圍を解きて返る、爾來中國地方における名城として其名高く、赤松氏の子孫世々之に據る、嚴城詳ならず（太平記、赤松記）

シラハマジヤウ　白濱城　所在　安房國朝夷郡（今安房郡）白濱村字青木　交通　文安二年、里見義實始めて城を此に築く、今尚ほ館前、大庭等の地名を存す、蓋し其居館の跡ならん、明治元年本多正訥、駿河田中城より封を本國に移し、城を本村字長尾に築き長尾藩と稱す、同三年十一月安房郡北條村に移り城廢す（大日本國誌）

シラビヤウシ　白拍子　末より、鎌倉時代にかけて舞妓を業とせる婦女を云ふ、烏帽子水干を著けて舞ふ故に名づく、水干は多く白色を用ふる故なり、又男舞とも云ふ、服裝男に類するによりて名づく、倭訓栞に、興福寺延年舞の古譜中に、白拍子と云ふ曲あり、その詞の後、節をつけたる絃、今の申樂の謠本によく似たり、又春日若宮の神樂歌の中にも之眞拍子と云ふ曲あり、然れば白拍子の歌曲を專ら謠ひたるによりて、やがて舞女の稱となれるなり云々、嬉遊笑覽にも、拍子の名が歌舞の名となりしなりと云へり○舞妓は、源平盛衰記に、「初には直垂に立烏帽子、腰の刀を持して舞ひければ男舞と申しけり、後にはことがら墨しとして、烏帽子腰刀を止めて水干に袴ばかりを著て舞ふ云々」、續古事談に、妙音院相國云、白拍子と云ふ舞あり、其曲を聞ば五音の中には商の音なり、此音は亡國の音なり、舞のすがたをみれば、立廻り空をあふぎて立り、其姿物を思ふ姿なり、詠曲身體ともに不快の舞なりとぞの給ひける云々」と云へるにて大體

を知るべし、頭は、今樣朗詠又は佛神の本緣を謠ひ、樂器は、鼓笛銅拍子等を用ひたり　出典　源平盛衰記には、鳥羽天皇の代、島の千歲、若ノ前と云ふ二人の遊女舞ひ始めたりと云ひ、徒然草には、遁世入道舞の手の中に、興あるものを撰びて、機の禪師と云ふに舞はしめ、其女靜をして藝を盡がしめたるを始めとせり、治承中、祇王、祇女、佛御前あり、天下無雙の舞妓にして、容顏美麗なりしを以て、平清盛の寵を受けたり、源平盛衰記に、其比京中第一の白拍子あり、姉をば祇王、妹をば祇女と云ふ、天下無雙の舞妓と披露しければ、入道彼等を召す、劣らぬ弟子ども二三人同車して、祇王祇女參れり、五人の女侍所に並居たり、入道先景色を見れば、紅顏色鮮かにして白粉顏を造れり、容貌品こまやかにして薰馥の匂なつかし、舞給へと宣ひければ、蓬萊山には千歲經、萬歲千秋寫れり、松の枝には鶴巢食、巖の上には龜遊と同音に歌ひ澄したれば、入道興に入給へり云々」、又佛御前を云へる段に、さらば舞一番と宣へば、佛は水干に白袴著て、髮結あげ、調子取貫せて、雄是北辰、榮葉彫再吹、尊曦南面、松花色十廻と朗詠しけり、廣廂に進しかせて、尊曦の侍に鼓うたせて、佛御前の白拍子かすへて舞澄したり」、とあり、以て其一斑を知り、且つ當時皆之を餘りに賤まざりしことを察すべし、鎌倉時代の初期は、最も全盛を極め、京都鎌倉共に流行したり、就中源義經の妾靜は最も秀で、賴朝政子の請によりて鎌倉鶴岡舞殿にて舞ひし事は人口に膾炙したり、又後鳥羽天皇も之を好み、自ら歌曲を作らせ給ひ、龜菊をして舞はしめたりき、又源光行も盛に白拍子の歌曲を作りたりと云ふ、鎌倉中葉以後、謠樂、田樂行はれ、南北朝以後流行するに及びて、漸次衰へて終に廢れたり、然れども地方に

は往々此の遺風存したること、甲陽軍鑑、鹽尻等に見えたり、又白拍子を左右に分ちて、各其伎を闘はしめたることあり、これを白拍子合と云ふ、後鳥羽天皇御讓位の後ち、最もこれを好み、水無瀬鳥羽殿等に於て屢々行ひしこと明月記に見えたり（徒然草、嬉遊笑覽、白拍子考）

（白拍子）

シラビワケ　白日別　筑紫國の別名、古事記神代卷に、故筑紫國謂二白日別一とあり、按ずるに、當時筑紫の國を支配せる神の名なるべし、

シラフヂ　白藤　藤の色目の名、表濃紫、裏濃き紫なるものをいふ、春季著用す、「カサネノイロメ」の挿繪を見よ（胡曹抄、蔭涼草）

シラボシノカブト　白星兜　「ホシカブト」を見よ、

シラマユミ　白眞弓　削りたる白木の丸木弓を云ふ、古歌などにしらま弓とよみたるは此の事なり、又流鏑馬に用ふる白眞弓は、白卷弓を云ふ、しらまきを略してしらま弓と云ふ、白卷とは黑ぬりの弓に、白き藤を卷きたるなり、卽ち重藤の弓の等、寶弓兵鑑には、流鏑馬は神通のかぶらに、しらま弓を持つべしとあり、射手方聞書には、流鏑馬に、弓は重藤、矢はかぶらやと有り、古歌によめるしらま弓とは別なり（貞丈雜記）

シラミネノミサザキ　白峯陵　崇德天皇の御陵、讃岐國阿野郡（今綾歌郡）松山村大字青海に在り○高倉天皇治承元年、勅して墓を山陵と稱せしめ、周圍に隍を設け守戶を置く（續樂志、陵墓一覽）

シラミネノミヤ　白峯宮　所在　山城國京都市上京區今出川通堀河東飛鳥井町○現今官幣中社　祭神　淳仁天皇、崇德天皇　起源沿革　初め孝明天皇、崇德天皇の神靈を慰めんが爲め、京都の地に選し奉らんの叡慮あり、幕府に命じ下鴨川合社に擬し、新に宮殿を造立せしめ、未だ祀典を擧げずして崩ず、今上天皇先帝の遺志を繼ぎ、慶應四年八月、正三位行權大納言中院通富等を鎭岐國阿野郡綾松山白峰御陵に遣し、陵傍鎭證寺に齋祀する神體を奉迎し、同年九月六日新宮に鎭座し、明治六年十二月十八日、式部助從四位五辻安仲を淡路國三原郡加集中村天王森山陵に遣し、淳仁天皇の神靈を奉迎し、同月廿四日合祀し、同年官幣中社に列せらる、祭日九月廿一日（平安通志、古事類苑神祇部）

シラミボン　虱本　江戸時代、淨瑠璃繪入の正本を云ふ、其文字の細少なるを以てこの名あり、體裁は、何れも小形にして、丸龍に稻妻、或は巴沙門龜甲などの形付たる表紙に、輻廣き短冊形の外題紙を貼り、本文は細少なる平假名を以てし、半枚に凡そ十六七行、而して何れにも插畫三四葉を加へ全篇通じて十枚乃至十六枚なり、こは主に讀み見るものにして、語り本には別に寫本を用ひたりと云ふ、元祿以前最も多く出版せられたり（戲曲小說通志、用捨箱、淨瑠璃考）

シラメ　白目　物をはかりていふ目方の名、又輪目ともいふ、藥舖に於て專ら之を用ふ、其量、二百三十匁を一斤と爲す（地方新書）

シラヤマヒメノジンジヤ　白山比咩神社　所在　加賀國石川郡河内村三宮○俗に呼びて妙理權現といふ、本國の一宮、現今國幣中社、此社は、所謂白山下山七社の一なる下白山社にして、本社は白山の絕頂に在り、禪定本宮と稱す、然るに道路險阻登山困難を以て山麓に一社を設く、卽ち此社なり　祭神　菊理媛、伊非諾尊　起源沿革　創建の年代詳ならず、三州志には、欽明天皇御宇に繫くる組結を云ふ、尻懸の音便「シリガキ」となり、再轉して「シリガイ」と唱ふるなり、世に、當面と當胸と併稱して三懸といふ　第三圖　延喜の制六位以下は鞦に連著を著くるを得ず、又絲鞦を禁ず、鞦は制の限にあらず、參議以上檢非違使別當以下府生以上は、絲鞦をゆるす、世俗淺深彙抄に、公卿は連著、小總は殿上人、稱には連著を用ふ、辻總は檢非違使著く、宰町幕府の時、將軍は紫を用ひ、平人は赤きを用ひ、入道法師は淺黃、唐茶、萌黃等を用ふ、江

以來これ有るといひ、白山之記には、靈龜元年、勅命ありて四十五字の神殿佛閣を造立せらるといひ、或は養老元年ともいふ、文德天皇仁壽三年十月從三位を授け、清和天皇貞觀元年正月正三位に叙し、後冷泉天皇治曆四年神殿並に御體火に罹て燒亡す、尋で社を修め御體を造らしむ、後三條天皇延久二年六月御體又災に逢ふを以て、議を下して改造すべきや否を勘へしめき、白河天皇承曆四年六月御卜に、白山神の神事を禊す樂あるを以て、使を遣して社司に中祓を科せしむ、四條天皇延應元年八月燒亡、新に寶殿を作る、降りて慶長十五年、及び寛永十三年に建立あり、其他堂宇の經營屢々あり、何時頃より下白山に設けたるや詳ならず、寛文八年前田綱紀、下の字を除きて白山とのみ呼ばしむ、延享四年、明和二年、寛政六年、文化十三年等に於て、本社併に末社の堂宇破損に及び修理勅成の爲め、諸國勸化を許したることあり、社領二百石を有す、明治四年五月國幣小社に列し、大正三年三月中社に昇格す、末社末社に、白山、金劍、岩本、三宮（以上本宮四社と號す）、中宮、佐羅、別宮（以上中宮三社と號す）等あり（三州志、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

シリガイ　鞦（尻懸）　シリガケ　馬具の名、尾より鞍に繫くる組結を云ふ、尻懸の音便「シリガキ」となり、再轉して「シリガイ」と唱ふるなり、世に、當面と當胸と併稱して三懸（サンガイ）といふ　第三圖　延喜の制六位以下は鞦に連著を著くるを得ず、又絲鞦を禁ず、鞦は制の限にあらず、參議以上檢非違使別當以下府生以上は、絲鞦をゆるす、世俗淺深彙抄に、公卿は連著、小總は殿上人、稱には連著を用ふ、辻總は檢非違使著く、宰町幕府の時、將軍は紫を用ひ、平人は赤きを用ひ、入道法師は淺黃、唐茶、萌黃等を用ふ、江

（鞦所考馬鞦）

戸幕府にては平人も紫を用ひたり 【註解】 製法によりて名づくるものに、連著鞦、杏葉鞦、羅鞦、平鞦、楚鞦、野鞦あり、製作地によりて名づくるものに、上總鞦、遠江鞦、長井鞦あり、色によりて名づくるものに、赤革鞦、朱鞦、緋色鞦、紫鞦、紺鞦、（法體の人之を用ふ）青鞦（入道法師之を用ふ）唐茶崩黄鞦、（同上）鈍色鞦（凶事に用ふ）等あり（儀名抄、世俗淺深祕抄、軍器考、貞丈雜記）

シリクメナハ 尻久米縄 注連縄（シメナワ）を見よ、

シリザヤ 尻鞘 【名義】 太刀の鞘の上に被ふべく、毛皮を附して製へる袋を云ふ、太刀の鞘、雨露に逢へば濕氣にて太刀さびる故に、毛皮なかけて之を防ぐ爲めなりと云ふ、又「シンザヤ」とも云ふ 【類義】 主として、豹、虎、熊等の毛皮を用ふ 【説明】 延喜式によれば五位以上虎皮、參議、非參議、及び三位已上豹皮と規定したれど、後世に至り、其制廢れしと見え、世俗淺深祕抄には、四位豹、五位虎、但し行幸の時は、五位次將豹皮とあり、平安朝の末年以後、武人の主將たるべき人もこれを用ひたるが、主に虎皮、或は熊皮を用ふ 【註解】 鎗尻鞘、弘尻鞘、細尻鞘、平尻鞘、丸尻鞘等あり（裝束集成、裝束圖式、延喜式、貞丈雜記、武家名目抄）

（裝所式圖東裝）

シリツケ 尻付 「シツケ」を見よ、

シリヘノミヤ 後宮 「コウキウ」を見よ、

ジリヤウ 寺領 【名義】 堂塔伽藍の造營修理、爲めに寄附したる田地 【説明】 武家其他佛事の供料に充る爲め、寺院に寄附したる田地ないふ、古への寺田なり、不輸租田 【起源沿革】 武家執政の頃より、寺田の名廢れ、寺領と稱するに至る、爾來室町時代に至るまで、皆之を重ずること神領に同じ、而して其盛なる、大に神領に過ぐ、食貨志に云、源平以後興福延暦二寺の莊園、國郡の膏腴を盡し、諸國の末寺亦各田園を擁すと、蓋し其然る所以の者は、朝野共に佛を信じ、競て之に地を寄附し、累世の久しき、寺領甚だ廣く、終に巨族大家の所領に過ぐるを者あるに至る、織田氏の時、或は之を減し、或は之を削る、江戸時代に至り、大寺小院の緣由あるものは、其分に歷じて香花の地を付與す、其中將軍家より寄與するものを朱印地（「シュイン」參書）、證文地と云ふ、而して歷世租入の、こと略々神領と同じ、德川家康素より浮屠を信ず、海内を平定するに及びて、所在其田地を盛にし、諸役を免除す、爾來遵奉して累世聯綿たり、明治維新に至り、境内の外は皆上地せしむ、扨に於て全く廢す○今寛文中の朱印帳により諸寺院の寺印地を示せば左の如し（大日本租税志）

二千百三十七石八斗四升七合二勺 東大寺
一萬五千三十石餘 興福寺
千石 法隆寺
千七百二十石 天龍寺
千七百六十二石一斗 相國寺
六千石 寛永寺
六千石 東叡山
五千二百石 增上寺
同上諸國寺領合高
二萬五千六百五十七石二斗餘
一萬九千六百七石四斗七升餘
六百三十六石三斗
八百七十二石九斗
千四百五十七石餘
六百八十石餘
三百十七石餘
五千七十五石二斗二升
二千七百七十九石九斗餘
千三百六十一石六斗三升餘
千四百十五石一斗八升餘
八十七石六斗餘
千四百石九斗餘
四百五十七貫五百四十匁
二萬三千六百三十八石
八百五十四石四斗餘
四百三十七石二斗餘
千百十八石五斗八升
千六百七十六石四斗
一萬千九百九十五石四斗
六百五石七斗
千三百三十石
二千三百六十五石八斗
八百七十八石
二百九十石
八千三百一石九斗
三百石
四百二十四石
九百五十九石
九十石

山城 大和 和泉 河内 攝津 伊勢 尾張 三河 遠江 駿河 甲斐 伊豆 相模 武蔵 安房 上總 下總 常陸 近江 美濃 信濃 上野 下野 陸奥 出羽 若狭 越中 越後 佐渡

七十五石 丹波
三千石 伯耆
二千六百三十一石 攝津
百六十石 備前
二萬千三百石 紀伊
五百石 筑前
百五十五石 肥前

ジリヨク 事力 舍人（トネリ）を見よ、

シルシ 驗 戰の時、敵陣を追ひ崩して取る首をいふ、人並に走廻り、手を塞ぎたるしるしと云ふ意なり（鈴錄）

シルシノツルギ 標劔 節刀をいふ、伊勢風土記に見えたり、「セツタウ」參看、

シルシノハコ 標笥 神鏡の御箱をいふ、紫式部日記に見えたり、

シレン 師錬 【名義】 虎關と號す、後ち本覺國師の號を賜ふ 【説明】 俗姓は藤原氏、父は左金吾校尉 【註解】 弘安元年四月十六日京都に生る、八歲にして三聖寺の寶覺和尚に依り、十歲祝髮して比叡山の戒壇に上り、具足戒を受く、後ち四方を歷遊して、南禪寺の規菴、圓覺寺の桃溪に從學し、又無隱、一山、約翁等に參す、正和二年、京都に歸る、後伏見天皇、詔して河東の歡喜光院に館せしめ、屢々法要を問ふ、元亨二年八月、元亨釋書既に成り、十六日を以て天皇に上る、正中元年歡喜光院の寺務を辭し、四月京都圓通寺の請によりて寺に入り、嘉暦元年三聖寺に出世す、正慶元年、伊勢西明寺の衆僧、敎刹を革めて禪となし、師錬を請す、扁して神鼎寺といふ、後ちに安國寺と改む、五月再び釋書を新帝後醍醐天皇に上る、九月相公薩房聘請じて東福寺に住せしも、明年宮中に入りて法を説く、曆應二年光明天皇の詔を受けて南禪寺を領し、四年に至り、印を解きて東福寺海藏院に居る、康永元年後村上天皇國師號を賜ひ、三月光嚴天皇地を城北の柏野に賜ふ、師錬其地に就きて楞伽寺を建つ、貞和元年、將軍足利尊氏聘して建長寺を補せしめんとしたれども、老病を以て之を辭す、二年七月二十四日寂す、壽六十九、法臘六十 【説明】 元亨釋書、佛語心論、十禪支錄、禪餘或問、禪儀外文、正修論、禪戒規、榮文觀略、濟北集等（本朝高僧傳、扶桑禪林僧寶傳）

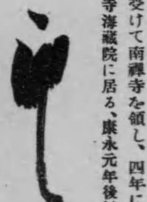

（押花錬師）

シロ 城 【名義】 敵を防がんが爲めに築きたる建築物、多くは郭垣、堀等ありて之を圍繞す、上古は、城も櫓も城櫓の二字も、共にキと云ふ、キは限の義、垣墻なカキ、闕塞なセキと云ふ類にて、内外を限る意なり、故に稻を積み置きし所を稻城（イナキ）、水を貯へ置きし所を水城（ミヅキ）と云へり、中古は音のまゝ呼びしが如し、伊呂波字類抄に、シャウと見えたり、後にシロと云ひ、シャウと共に並び用ひたり、シロの義詳かならず、或説に、苗シロ、松シロのシロと同義にて、城郭は兵士を集め置く料所なるが故に名づくと、倭訓栞に、白堊より名づくるなるべし、又は領知の意にや」と云へり、延曆十三年の詔に、此國山河襟帶、自然作ㇾ城、可ㇾ制ㇾ新號六宜改ㇾ山背國爲ㇾ山城國」とあれば、シロと云ひしも、新しき調にあらざるべし 【註解】 書紀に、神武天皇八十梟帥と戰ひ給ひし時、皇師立詰之處、是謂ㇾ菟田一作ㇾ城處、號曰ㇾ城田」と記されしは、城の字の見え始めなり、垂仁紀に、五年冬十一月云々、命ㇾ上毛野君遠祖八綱田ㇾ令ㇾ擊、狹穗彦興ㇾ師拒ㇾ之、忽積ㇾ稻作ㇾ城、其堅不可ㇾ破、此謂ㇾ稻城ㇾ論ㇾ日不ㇾ降」とあれど、眞に城と云ふべきものにあらずして、事ある時に、臨時城の用を爲すものなりき、又皇極紀に、蘇我大臣蝦夷父子、家外作ㇾ城櫓、門儲作ㇾ兵庫、更起ㇾ家於畝傍山東、穿ㇾ池爲ㇾ城、起ㇾ庫儲ㇾ箭」と見えたるが、稍々城の形を成せるが如し、而して、上代に城と云ひしもの〻制を略々窺ふに足れり、天智天皇三年に、筑紫に大堤を築き、水を貯へ、名づけて水城といふ、次で長門、壹岐及び筑紫に大野及椽の二城を築き、又大和の高安城、讃岐の屋島城、對馬の金田城等を築きて外寇に備ふ、蓋し此時新羅我國に叛きて唐國に内附し、百濟高麗を滅したるによりてなり、文武天皇の時、三野稻積二城を修理し、又城郭の爲に法度を設くるに至り、其制漸く備る、天平寶字八年筑前國に怡土城を築き、天平神護元年、怡土城及び水城を修理せしめて外寇に備へたり、其後廢絶詳かならず、又北邊蝦夷防拒の爲め、奥羽越後等に城櫓を築きたり、櫓といふものを置れしは、孝德天皇の四年、渟足（ヌタリ）柵（ノキ）を越後國新潟の沼垂（ヌタリ）磐舟の柵を置しを始めとす、天平寶字桃生城を城かしむ、是東北の城の始めなり、其後相繼きて桓武平城嵯峨三代の間に雄勝城、多賀城、覺鼇城、膽澤城等を置きたり、然れども其存廢は是亦詳かならず、その後源平の亂起るに及び、連年の戰爭に諸國に城郭を設しこと、吾妻鏡以下諸書に累見す、吾妻鏡壽永二年九月廿八日の條に、越後國城四郎永用、於ㇾ越後國小河庄赤谷ㇾ構ㇾ城郭」と見えたり、又平氏の軍一ノ谷に城郭を構へし事見えたり、又源平盛衰記衣笠城合戰の條に、さて下知しけることは、木戸を三重にこしらふべし、敵は軍の法なれば、定めて逆手搦手二手に分け寄すべし、逆手の方には道を造れ、廣さ七八尺に過ぐべからず、道廣ければ大

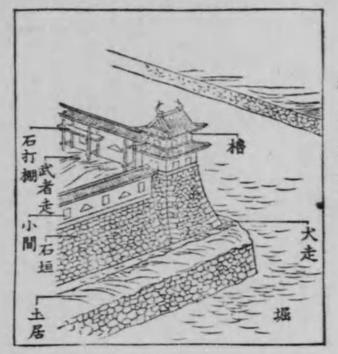

（櫓塀堀圖）

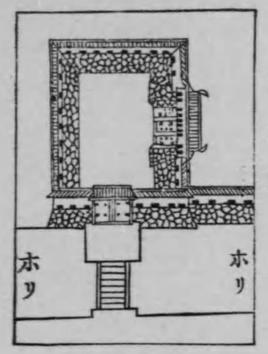

（外形圖）

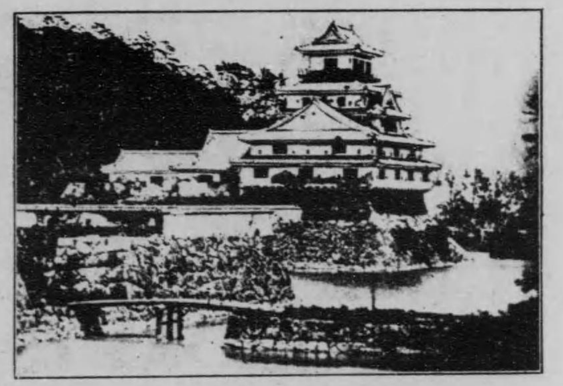

（萩城圖）

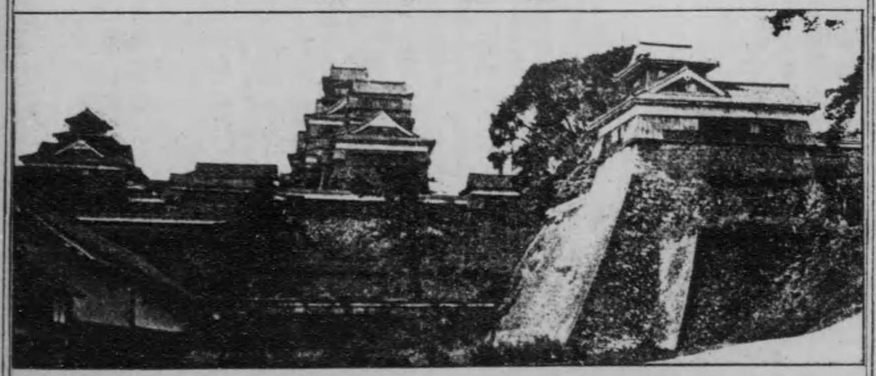

（熊本城圖）

勢勢を進べて押寄れば、城の中に隙なくして防得ず、馬二匹許通る程に造れ、道の片方は沼なれば、兎角するに及ばず、片方には大堀をほれ、道なれば三重に堀切て、一の堀には逆茂木を引き、堀毎に柵を構へ、櫓をかけ、弓よく射るもの共は、兜を著され、腹巻腹當筒丸などを著て、矢倉に上て敵の鎧の胸板を差詰て射よ云々」、文治五年源頼朝奥州征伐の時に、阿津賀志山刈田郡に城郭を構へ、水を引き堀をほりて固めとせし事見えたり、以て當時城郭の有様を推知すべし　是等は事ある時に臨み、要害の地を擇みて城を設けたるものにて、常に其内に居住するものにはあらず、太平記に見えし千鰐破、赤坂、吉野、笠置、金剛山等の城も、皆これに同じかるべし、其後百數十年を經て室町時代の中頃より、豪傑四方に興り、戰亂の世となり、互に城郭を構へて常に居住し、自ら守り、旅て敵を禦ぐべき準備をなしたり、是れより城郭の制、次第に堅牢に赴き、從前の構造とは、同じからず、其後織田氏興りて、亂亂を平げ、群雄を征服しければ、其勢を以て安土城は築かれたり、其規模の宏大壯麗なりしさまは、信長記にてほゞ知らる、殊に天守閣の制を取りしより、爾後天守閣を作る者多く城制全く一變せり、尋で豊臣氏德川氏出でゝ大阪江戸の兩城を經營するに及では、殆ど天下の人力と財力とを傾けしを以て、其壮大雄偉は、古今未だ曾て聞き及ばざる所なり、戰國時代には城郭極めて多かりしが、秀吉の時一國一城の制を定め、其外は毀却せしめたり　江戸時代に至り、其制益々整ひたり、慶長二十年七月頒布の武家法度に、諸國之居城雖レ爲二修補一必可二言上一況新儲之構曾堅令二停止一事」とありて、築城の制限を加へ　一方には濫に城郭の修築を許さゞりき、今諸國廢城考及び伊達家封内古城調に據れば、壽永三年以降元和六年に至る四百三十六年間に於て廢毀せる城數は、全國を通じて千八百二十八城とす、而して元和以降慶應三年に至る江戸幕府治世二百五十三年間の中、慶應三年の現在に係る城郭は、大名の條に表示すれば參看すべし、餓魂傳來以來は舊式を以て築きしは、德川の末年波島の亀田へ五稜郭を築きしを始めとす、明治五年廢藩置縣の後、諸國城郭殆ど廢絶す、今其形狀の一斑を示さんが爲に、江戸時代における重なる城郭一二の寫眞を掲げて參考に供す、（別圖參看）上代の制は詳かにし難きを以て、今後世のものに關して大要を擧ぐれば、城は郭を以て成れり、郭は曲輪と云ふ、曲輪に外郭内郭あり、而して曲輪一に丸と云ふ、曲輪はもと城の周圍に繞らしたる土石の圍の稱なりしが、轉じて其圍の中なる土地、並に建築物をも合せ唱ふる事となれり、漢字にては郭の字を充つ、蓋し城郭は、丸く廻り廻りて築くが故に、丸といひ曲輪ともいへる名目起りしものなり、而して城内は廣く呼びて縄曲輪と云ふ、更にこれを幾構にも區分を施し、主將の居る處を本丸といふ、即ち本城なり、普通其中央に天守閣（テンシュ、參看）を營み之を圍繞し、または之に附隨せる處を、二丸、三丸、東丸、西丸、北丸、もしくは何の曲輪など方角に從ひて稱す、即ち支城なり、此稱呼は何時にはじまるかを詳かにせずと雖も、甲陽軍鑑城取の事の條に、すみ馬出し、辻の馬出し、横曲輪、つけ城、ぢん城等の名見え、北條五代記小田原籠城の條にも、出曲輪、捨曲輪のこと見えたれば、當時よりしてこれらの稱起りしものか、尋で豊臣秀吉の大阪城を築きし時には、明かに、本丸、二丸、三丸、四丸、帶曲輪、山里曲輪等の名あり、また其後に松丸、眞田丸等の名もありたりき、然らば豊臣氏の頃には、已に周く用ひられしものなるべし、本丸はまた牙城、内郭、二丸は外城、羅城ともいふ、別に月城あり、城を離れて築きたる別壘にして、即ち出丸なり、偏城あり、大なる城郭に附隨せるは小城郭にて、即ち子城なり（「ハシロ」參看）、内郭外郭の間には必ず堀を構へて敵を拒ぐの便に供す、内堀外堀の別ありて水堀乾堀の二あり、兵學者流によりて堀幅の法一定せず、大凡十五間を法とす、堀には橋を架し以て城門に通ず、橋に土橋、引橋、廊架橋等の種類あり、郭門は普通石を樹形に築きて櫓を造り、守兵を備ふ、門番と稱す、（江戸城の諸門は多くは大名守備の任に當れり）、而して城の正門を追手（「オフテ」參看）貴門を搦手（「カラメテ」參看）と唱へ、また一般に城門のある處なれば、俗に見附といへり、城門の内には、馬出（角馬出、丸馬出、辻馬出、的山馬出、曲尺馬出等の名稱あり）、桝形（城門一二の門内を云ふ、此所にて人數を量り出すを以て名づく、又武者屯とも云ふ）鬱洞、馬溜等あり、櫓は一に矢倉とも書す、敵兵の動靜を觀察し、又射擊する爲めに設けたる高樓なり、狭間は、櫓又は屏等に設けたる小窓にして、敵兵を擊射する所となす、而して屏の内の土塞際横行の道を武者走、外屏際の横行の道を、大走といふ（續紀、吾妻鏡、源平盛衰記、太平記、東雅、儀制栄、武家名目抄、古今城制考、古事類苑兵事部）

シロ　代（頃）　上古田地の廣狹を度るにいふ稱、書紀には、頃の字を「シロ」と訓めり、代とは其用に供する義にて、御年代、苗代の代に同じく、御種すべき爲めに墾開したる土地をいふ、即ち高麗尺の方六尺を一歩とし、其五歩を以て一代とす、五代

二十五歩の地は、大寳和銅の三十六歩の地に同じく、五十代二百五十歩の地は、大寳和銅の一段即ち三百六十歩の地に同じく、五百代二千五百歩の地は、大寳和銅の一町即ち三千六百歩の地に同じ、田制篇に、代と云ふ名稱は、上古より起りて久しく見聞に熟せるが故に、町段の制を定めしより以來、近世に至るまでなほ此の稱を存し、或は音なほ以て呼べ「ゲイ」といへり、其の歩積は和銅以後の制にては、一代は七歩二分(上古の五歩)十代は七十二歩(上古の五十歩)、五十代は一段、百代は二段、五百代は一町なり、天正に田制を改め三百歩を以て一段とせし後も、なほ播磨國尖渠邊にては代の名稱を存し、土佐國高知邊にては檢地竿一間四方の地を一坪といひ、又一歩といふ、其の一歩の半を勺といひ、四分一を才といひ、一歩を六箇合せたるを一代(ダイ)といひ、一代を十箇合せたるを十代といひ、十代を五箇合せたるを一反とし、十反を一町となす云々」と云へり、

シロア井　白藍　染色の名、藍にて薄く染めたる色、「アキ」と參看、

シロアヲ　白青　髯の色目の名、表裏みな薄花田なるもの、

シロアシゲ　白葦毛　馬の毛色の名、葦毛に白みあるものを云ふ、保元物語義朝白河殿夜討の條に、白覆毛なる馬に、金覆輪の鞍置て乘たりけるが、懸出て鎬四八郎此に在と名乘給ふ云々」、此外平家物語、源平盛衰記、梅松論、太平記等にも屢々見えたり、「アシゲ」參看、

シロカゲ　白鹿毛　馬の毛色の名、鹿毛に白みあるを云ふ、吾妻鏡嘉禎元年八月十八日舞入多好氏に賜ひし馬に、白鹿毛と見えたり、「カゲ」參看、

シロカハラゲ　白河原毛　馬の毛色の名、河原毛の白ばみたるを云ふ、太平記武藏野合戰の條に、「二陣には白旗一揆二萬餘騎白葦毛白瓦毛白佐目鶴毛なる馬に乘て練貫の笠符に白旗を差たりける云云」と見えたり、「カハラゲ」參看、

シロキ　白酒　大音會或は新音會の時、神前に供ふる清酒ないふ、久佐木灰を混ぜざる酒にて、黑酒に對しての稱、貞丈雜記には、今いふ濃き「シロザケ」とは異にて、常の澄み酒なり」といへり、黑酒(クロキ)の條參看、

シロクサン　四六三　的の一種、其製詳かならず、四季草には「三三九の事に准じて おもふに、四六三といふは、四寸、六寸、三寸の三の的を三所に立て〜射るをいふなるべきか」と見え、四六三的の卷には四六三の的とは、矢四本持、一人にて三度弓に射る、矢數は七十二候に象り、又白黑三の的と書く時は、白黑交りたる筋を的に書く故に、白黑三とも謂へり、本說は然らず(中略)、的の拵へ樣、神頭にて射は木にて拵へ、革にて縫ひくるむ、的矢にて射る時は、張貫にして中に藁を入る、結留口傳」とあり、暫く揭げて參考に供ふ、頓聚流鏑馬次第には、「八的、取留、鞘引、三々九、四六三、是は何れも、馬上の作物也」と見えたり　なほ此事ははじめて吾妻鏡安貞三年十月廿二日藤原頼經が由比濱にて流鏑馬を行ひし條に見え、「三的之後、三々九、四六三以下作物各射之」とあり、爾來室町時代まで行はれし事、了俊大草子、庭訓往來等によりて之を知るべし、

シロクデメ　四六出目　江戸時代上野國群馬郡より出す年貫の名、地方落穗集に、四六出目といふ納物あり、是れは俵入の出目米なり、上州は四斗入に二升の延米を加へ四斗二升にて納め、此外に六升充の出目米を定式の納物となす也、尤も年々年貫の增減により、此出目も增減あり、是れは外々になき餘計の納物なり、此起原をいかにと尋ねるに、此村古へ私領の節、物成の内に粗納あり、此粗二斗又は三斗程にて、入札を以て拂に成に、地相場よりも直段よく、代金納に成る由、尤も粗一俵は四斗二升入の米を五合摺りの積りを以て入斗四升入なり、年々右の村々に、同に入札して買ひ落し、引分け俵數に依て金納にせしとなり、或年右の粗、領主にて直摺立の積りにて入札なく、其旨相觸れられし處、粗納の村々、摺立の儀を願ひしに、然らば摺立米を以て上納致すべき旨を申渡し、摺立奉行立合て摺立しに、粗一升を三合摺にし、粗一俵にて摺立米五斗四合出しかども、勘辨を以て此内二升四合は百姓へ給はり、跡四斗八升を一俵として年々米納致すべき旨申渡され、夫れより粗納は相止みしといふ、其後右の村々上地に成りし節、俵入の儀は料所一同四斗一升入に成り、外に六升の出目米を別段に申付られ納ること也、是を四六出目と云ふ、是等のことは知行渡しの節、役人心得を以て俵入を外並四斗二升入として引渡すべき也」と見えたり、

シロクリゲ　白栗毛(黃驃)　馬の毛色の名、栗毛に黃ばみあるものを云ふ、著聞集に、或人のもとに白栗毛なる馬を飼ける云々、太平記六波羅攻の條に、爰に六波羅勢の中より年の程五十許なる老武者の、黑絲の鎧に五枚甲の緒を縮て白栗毛の馬青總懸て乘たるが云々」と見えたり、「クリゲ」參看、

シロサクラ　白櫻　櫻(サクラ)を見よ、

シロシヤウゾク　白裝束　白張の單衣、帷に裏白の表袴を取りそろへて著用したる裝を云ふ(後照念院裝束抄、裝束集成)

シロジヨ井ン　白書院　江戸城居間の名、大

廣間の北庭圖を隔て、位し、帝鑑ノ間の西に在り、上段下段の二間あり　共に帝鑑の繪を畫く、杉戸には厵薄芙蓉の繪あり、永眞の筆なりといふ、江戸城(エドウヤウ)の挿圖を見よ(柳營祕鑑)

シロツツジ　白躑躅　髯の色目の名、表白、裏紫なるもの(胡曹抄)

シロノリサンダン　城乘三段　軍功の一、鈴鹿に、城乘三段と云て、大手の虎口(モガリ)のりを上とし、搦手の虎口のりを次とし、平のりを下とす、但し不堅固の處なのるを賞翫す、虎口際の働を又賞翫す」、といへり、

シロメゼニ　之呂女錢　江戸時代に行はれたる錢貨の一種、銅色、鉛鐵を混和せしに似たり、徑八分、重八分、二樣あり、此錢初鑄の時、千二百を以て銀六十錢に當つ、一種黃色を帶ぶる者あり、甚だ少し、元文四年江戸深川にて鑄造す(新寛永錢譜)

シロモノカヘ　代物替　江戸時代、貨物の交易ないふ、代物とは、假に代ふべき貨物ないふ、元祿八年清關二國より渡來の貨物に、賣殘りの品多かりしかば、之を拔賣になすものあり、因て江戸の商人伏見屋四郎兵衛、銀額千貫目分の殘品をば銅と交換し、其利益の幾分を長崎市中へ配當せんことを請うて、其許を得たり、これを代物替の始めとす、九年、更に五千貫目の代物替の許を得て、一萬兩の運上を納む、其後長崎町年寄高木彦右衛門、六千貫目の外に、銀額二千貫目分の殘品代物替を、俵物諸色(俵物は、煎海鼠、乾鮑、鱶鰭、諸色は昆布、樟腦、鯣、椎茸、いたち物、瀨具、雞冠草、乾海老、寒天、鰹節、人參、茯苓、五倍子等)にて、交賀すべき許可を得たり、これを追定額といふ、十年代物替會所を長崎本與善町に建て、高木彦右衛門を頭取となしてこれを管せしむ、十一年より會所利益の內、金三萬五千兩を幕府に上納し、殘額を市街に配分すること〜なし、伏見屋の代物替を停む(皇典講究所講演「長崎に於ける清蘭の貿易」)

シワウ井ン　四王院　四大寺(サイダイジ)を見よ、

スアヲ　素襖(素袍)　直垂の小變したるもの、布の襖の意なりと云ふ、下に長袴を著く、袴も同じ色なるを上下と云ひ、袴の色の異なるを素襖・袴と云ふ　裃作法　肩衣長袴全く直垂に同じ、只異なるは、地は布に限り、胸紐菊綴には革を用ひ、菊綴の處に家紋を附し、袖のつゆを省きたるのみ、長袴は多く素襖と同じ地、同じ色を用ふ、胸紐は主に黑梅小紋のつきたる俗に紀伊國革と稱するものを用ひ、又丹波目結/目結とは鹿ノ子に染めたるもの)ひきめ革(黑革に赤色を以てヲラビ手の如き紋なつけたるもの)等を用ふ、丈は膝迄を通例とし、幅は刱はヒトモンとて一文錢の廣さなりしが、後には稍々廣くなれり、菊綴も元は素襖をほころばさしとて、糸にてぬひ付けたりしが、後には飾となりて、ツクヒにて付け、紋も初めは松竹、鶴亀或は桐葉、蔦、澤瀉、尾長鳥などを用ひ、後には家紋を用ひたり、五所に紋を置く、又紋の內を色々にいろどりたるを「ヘウモン」と云ふ、地色はとり染、卷染、淺黃、褐、茶染、栗、椎等定制なし、小袖の上に著用す、紐の結び樣は眞中より二つに折りて眞字結となす、手を使ふ時などには、小袖と素襖との間に入れ、內にて帶の通りに挾みおくなり、狩服制(フクセイ)の條の挿圖を見るべし　特別品スキ素襖(越後布にて作る、六七月用ふ)アツ素襖(常陸布にて作る、八月用ふ)モザ素襖(モザ布にて作る)射手素襖(「イテスアチ」參看)打掛素襖(「ウチカケスアチ」參看)小素襖(「コスアチ」參看)等あり　地位別特別品　室町時代より起る、寛正歷仁頃の書に初て此名見えたり、古くは直垂を以て庶人の常服となしたりしが、この頃より布直垂の紋所及び腰紐、胸紐、菊綴等を變じて、素襖と名付け、直垂より下等の服に作られ、其末年より一般に行はれ、次で江戸時代に至り、遂に無位無官の士人の禮服と定まりたり(貞丈雜記、安齋隨筆、裝束集成、四季草)

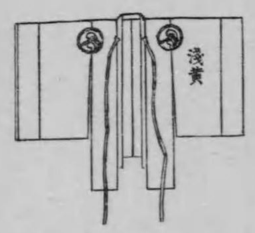

(載所解圖色服)

スアヒ　牙儈　物品賣買の中繼をなす商人を云ふ、男のには牙人、駔儈、女のには、牙婆、虔婆と書して、かく訓めり、職人盡歌合に、女の被笠きたる姿を畫き、其詞に、御用やさふらふ歌「月のきる雲の衣をうりものやさふらふと云人もかはめや」思ふこと人につたふるみちならでおようやあるといふはよしなし」とあるに據れば、室町時代、諸家の奧向などに立入りて、古衣などを賣ぎし女なりへるものならん、

ズ井　隋　支那にて楊氏の建てたる國號、祖を楊堅と云ふ、堅は弘農郡華陰の人なり、後大尉寰の後裔なり、父を楊忠と云ふ、周の大祖に從て義兵を擧げ、大功あり、上柱國大司空隋國公となる、堅生れて龍顔額上に角あり、長ずるに及びて沈深毅殺なり、十五歲の時、父の功を以て散騎常侍車騎大將軍となり、十六歲驃騎大將軍となり、漸次信任せられ、父の爵を嗣ぎて隋公となる、周の武帝立つに及び、英邁剛毅終に北方諸國を統一せり、武帝堅の長女を以て太子妃とす、太子立て宣帝となるに及びて、妃を皇后となす、宣帝在位一年ならずして位を太子闡に讓り、自ら天元皇帝と稱す、太子立つ、之を靜帝と云ふ、帝幼なり、堅、外戚の親を以て政を輔け、遂に相國となり、又爵を進めて隋王となる、尋で帝に迫りて位を讓らしめ帝位に卽く、是を隋の高祖文皇帝と云ふ、卽位の後、八年にして、陳を滅し、久しく南北に分れたりし支那境域を統一せり、帝能く心を政治に用ひて節儉を尙び旺盛を極めたりしが、太子勇は常に奢侈を好みしかば、帝之を悅ばず、獨孤皇后も亦事によりて深く勇を惡む、時に勇の弟廣晉王、自ら矯飾して父母の意をとり、太子の位を奪はんとす、后其意を知らず、帝に勸めて勇を廢し、廣を立てゝ太子となす、後ち帝の病あるに方て廣を召す、廣、帝の崩ぜんとをはかり、書を以て後事を僕射楊素に問ふ、宮人誤りて其答書を帝の所に達す、廣又帝の寵姬陳夫人を辱かしめんとす、帝其書を覽、又陳夫人の事を聞きて大に怒り、將に故の太子勇を召して後事を託せんとせり、拔に於て廣、帝を弑し、詔と稱して勇を殺し、自ら帝位に上る、是を煬皇帝と云ふ、時に帝の弟漢王諒河東河北の地を領して並州に在り、帝の位に卽くに及びて兵を擧げて反す、帝楊素をして之を破り降さしむ、(後遂に幽死す)、是より帝復憚る所なく、益々奢侈に耽り、二百萬人を役して東京を營み、西苑を造り、海內の嘉木異草珍禽奇獸を求めて苑囿に充つ、又長安より江都に至る間に、離宮四十餘所を設け、或は洛陽に往き、或は江都に往き、常に巡遊を事とす、是が爲め往來の便を謀り、多く運河を開く、彼の通濟渠、刊溝、永濟渠、江南河の如きは卽是れなり、且つ長城を西北の地に築き、或は汾陽宮及び晉陽宮を造り、或は天下の鷹師を徵し、或は海內の樂師を集め、每歲巨萬の金を費す常とせり、帝また突厥を服し、林邑を平げ、吐谷渾を破りたる威勢によりて高麗王を召す、王至らず、依て遂に高麗親征の役を起し、親ら遼東に至り、諸將をして平壤を攻めしむ、克たず大敗して還る、是より天下騷然、百姓相集りて盜をなし、豪傑の士各地に蜂起するに至れり、一年を經て再び高麗を討ちしが、城險にして拔く能はず、時に楊素の子玄感、督運となりて黎陽に在り、國政の亂れに乘じ、兵を擧げて反す、帝依て軍を還し、之を討ち、遂に其亂を平げ、復涿郡に往きて高麗を征す、高麗使を遣はして降を請ふ、帝依て兵を引きて洛陽に還り、又江都に巡遊す、是時に方て、盜賊各地に蜂起し、群雄四方に割據せる者少なからず、鄱陽の賊帥操師乞自ら元興王と稱し、鄱人林子弘を大將軍となす、既にして師乞敗死し、士弘代りて將となり、九江臨川南康宣春等の郡（皆今の江西省に在り）を取りて楚帝と稱す、章丘の人杜伏威、輔公祏と共に兵を起し、歷陽に據りて總管と稱す、江淮間の小盜皆其部下に從ふ、漳南の人竇建德、漳南（山東省東昌府）に據りて長樂王と稱し、近隣の諸郡を下す、長安の人李密、洛口倉に據りて自ら魏公と稱す、朔方の郡樊師都、其郡丞を殺して郡に據り、遂に樊帝と稱し、突厥と好を通ず、馬邑の校尉劉武周も亦其大守を殺して自ら大守と稱す、突厥武周を立てゝ定陽可汗となし、樓煩定襄等の諸郡を下す、金城の校尉薛舉其令を囚へて兵を興す（甘肅省蘭昌府）に起して、秦帝と稱す、武威の司馬李軌兵を河西（甘肅省關涼甘三州の地方）に起して河西大涼王と稱す、羅川の令竇銑兵を巴陵（湖南省岳州府）に起して梁王と稱す、而して唐公李淵も亦兵を太原（山西省太原府）に起したり、初め淵の父昞、北周に仕へて、唐公に封ぜられしが、淵も亦爵を襲ぎて唐公となり、隋に仕へて弘化（甘肅省慶陽府）の留守となれり、盜賊の蜂起するに及びて山東の慰撫大使となりて、晉陽に在り、淵の夫子世民、海內の亂れたるを見て、竊に蒼生を安ずる志を有し、晉陽の宮監裴寂、晉陽の尹劉文靜と共に、淵に兵を擧げんことを勸誘す、淵依て遠近の兵を募り、且文靜を突厥に遣はして援を借らしむ、世民兵を引て西河（山西省汾州府）を破り、淵も亦霍邑（同平陽府霍州）臨汾（同平陽府）絳郡（同絳州）等を下す、既にして文靜突厥の兵を率ゐて至り、韓城（陝西省同州府）を下す、淵遂に諸軍を併せて長安に入る、時に帝尙江都に在りしが、遙に尊て太上皇となし、別に代王侑を立つ、是を恭帝といふ、上皇江都に在りて、中原の既に亂れたるを見て、北に歸るを欲せず、日夜酒色に沈湎せり、從駕の士皆鄉土を思ふも歸るを得ず、依て反を謀り宇文化及を奉じて主となし、夜兵を引て宮中に入り、上皇を弑し、又悉く隋の宗室を殺し、唯秦王浩を立てて帝となす、化及自ら大丞相となり、衆を擁して西す、是時李淵の勢甚盛にして相國となり、遂に帝の禪を受く、是を唐の高祖皇帝と云ふ、隋凡三世三十七年にして亡ぶ（文帝開皇元年より恭帝義寧二年に至る）

疫小野妹子を隋に使して通交す、鞍作福利通事たり、書に曰く、日出處天子書を日沒處天子に致す、恙なきや否やと、明年夏隋主鴻臚寺掌客裴世清を送りて來聘せしむ、國書信物を獻ず、書に曰く、皇帝倭皇に問ふと、聖德太子答書を作る、東天皇、西皇帝に敬白すと、又小野妹子を大使となし、難波雄成を小使とし、鞍作福利また通事たり、留學生倭唐福因、奈羅譯語惠明、高向玄理等八人之に從て、世清等を送りて隋に入る、明年秋妹子歸朝し、福利等留て歸らず、同二十二年夫上御田鍬、矢田部造を隋に遣はす、明年歸朝す○歷代左の如し（支那史、大日本史、外交志稿）

○文帝（堅）—仁壽四年—煬帝（廣）—仁壽十二年—元德太子昭—恭帝侑三代

ズ井ウン井ン　瑞雲院　廣橋兼綱（ヒロハシカネツナ）の法名、

スイウンシ　水雲紙　紙屋紙に同じ、「カミヤガミ」を見よ、

スイエイ　垂纓　冠の纓を撓めて、後に垂れたるもの、臣下は纓を巾子より下に垂れ、天皇は巾子より上にあること定制なり、詳しくは「エイ」の條參看すべし、

スイエイ・ジユツ　水泳術　水練術（スイレンジユツ）を見よ、

ズイオウゲ井ン　瑞應華院　廣橋經豐（ヒロハシツネトヨ）の法名、

スイガキ　透垣　垣の一種、板又は竹にて作りたる垣、間の透きありて見通し得るものを云ふ、「スキガキ」の音便なり、「スイガイ」とも云ふ、家屋雜考に、板と板との間を少しづゝすかして作りたる屏、また板と板との間へ、竹を交へて打ち付けたるもあり、古圖などを見るに、その造り方種々ありと云へり、

スイカンタウ　垂加神道　「シンメウ」を見よ、

スイカン　水干　名義　狩衣の小變せるもの、もとは棚を用ひず、水張にして干たる絹の名なりしが後には服名となりしなり、一に水干狩衣とも云ふ、下に袴を著く　制度作法　狩衣に同じ、只胸の處及び後方左右の袖、腋四處に菊綴を附け、丸組の緒を領の上かど、及び後方の領の中央に附す、前組は長く、後組は短かし、袴は直垂に同じ、長袴にして地も色も、上と同じ、あひ引の所に菊綴の房を二ツづゝ左右に付く、地は紗、綾紬好、練平絹なり、色定まらず多く

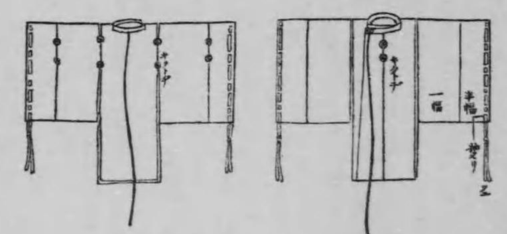

（殺所記雜丈）

は白を用ふ、袖くゝりも毛拔形となす、紋は公家に用ひず、武家のみ用ふ　着用　官服にあらずして內々の服なるを以て上下一般に用ふ、又寵子も著用す、組の結び樣は前組と後組とを取りちがへもちりて前の組は前へ下し、後の組は後方より左肩を通して、水干の腋より出し、胸の上にてモロソナに結ぶ、又クビカミ（襟）の角を內に折り入れてヨリクビに著用することあり、衣服（イブク）服制（フクセイ）の條の挿圖を參看すべし　起源沿革　枕草子に「あを色の紅のきぬすりもとろかしたるすいかんはるまでにて」とあるは絹の名なるが、新猿樂記夜の裝束の中に水干あれば、王朝の中葉以後出來しものなるべし、台記久安二年九月十八日の條には、水干冠（普通烏帽子を用ふ）の名見え、人車記には、平清盛紺水干、源義朝は赤地水干小袴、頼政は紺水干小袴を著けしこと見え、吾妻鏡、源頼朝、高倉宮令旨を受取る時に水干を著けしこと見え、正治二年建仁元年、後鳥羽上皇、鳥羽水無瀨御遊に、上皇公卿以下皆水干を著せしめしこと明月記に見えたれば、鎌倉時代には、公武上下を問はず、廣く行はれたりしこと明なり（明月記、傳訓業、貞丈雜記）古今要覽稿に、初めは賤者の服にて布葛等を用ひしが、後には直垂に同じく、軍陣に鎧の上に著し、又堂上の人々も著することゝなりて、隨て綾錦等を用ふるに至れりと云へり、

ス井カングラ　水干鞍　山形うすく、乘間狹く作りたる鞍、戎衣ならざる時之を用ふ、諸鞍日記に、常體の鞍なり、此鞍は褻の御幸、又淨衣の御幸にも、公卿殿上人の乘也といひ、古今要覽稿は水干鞍は、戎衣ならざる時に用ゆる鞍なり、其始め詳かならず、けだし今世に常用とするもの卽是なり、その故は、山形あつく、乘間弘きは、草摺のたまりを受け、または腹をふせがん爲めにして、卽戎衣の時の鞍なり、此水干鞍といふは、山形うすく、

乘間せばきがゆゑに、鞍小さく、角たゝず、今にても正しく試むるにしかり」といひ、飾馬考は、水干鞍と名付る由は、水干を著せる人の乘故なりと云

（飾馬考）

説あり、いかにも、褻の御幸には供奉の人々、小直衣或は狩衣水干等を著て、皆此鞍馬に乘りたる事の物に見えたれば、右の説に據るべきにや」といへり、其名はじめて禁祕抄に見えたれば、古くより行はれしものなるべし、「クラ」を看、

ズ井グワンジ　隨願寺　所在 播磨國飾磨郡增位山の上○增位山と號す 宗旨 天台宗○本尊藥師佛 起源沿革 聖德太子の開基にて、太子自ら其像を巖石に刻みたりと云ふ、今猶太子谷の名を存せり、天平七年僧行基、藥師の示現に因り、此地に一寺を建立す、當寺はその頃まで法相寺なりしが、行基の法弟法勢、仁明天皇の勅を奉じて天台宗に改め、且增位山隨願寺醫王院の勅號を賜ふ、寛平七年三月義算僧正に任じ、當寺長吏第一世となる、その後、後鳥羽、土御門の二天皇、崇敬頗る厚く、最勝講執行ありしが、天正中兵燹に罹りて堂宇悉く烏有に歸し、衆僧僅に本尊及び脇士十二神將、行基の像を携へて、姫路の西嵐山に遁る、同十三年に至り、豐臣秀吉舊地伽藍を再興す、後に、姫路城主榊原氏の菩提所と爲り、寺領四百八十石あり（隨願寺集記、峰相記、名勝地誌）

ズ井ケイ井ン　瑞慶院　大炊御門宗氏（オホヒカドムネウヂ）の法名、

ス井コ　出擧　名義 王朝時代、公私の財物を貸し與へて、利息を取るを云ふ、又「スコ」とも云ふ、吏學指南に、出擧謂ヲ以ヲ財得ヲ利潤ヲ者ヒと見えたり、中尾奉政曰く、出ハ國司より百姓へ出し貸す義、擧ハ百姓より國司へ擧返す義と、荷田在滿之を駁して、出擧ハ貸す義にて返す義なし、擧ハ用の意にて、出し用ふる義なり、故に出擧ハ固より利を得る爲なるも、利なき時も出擧と云ふべし」と、是又一説なり、公出擧、私出擧の二種あり、公出擧ハ官稻を出擧し、私出擧ハ私稻を出擧するを云ふ、其稻を出擧稻と云ふ、稻の外錢貨の出擧あれど、こゝには專ら出擧稻に就きて述ぶべし、其出擧官稻の出納を精細に記したる帳を出擧帳と云ふ、每年大帳に附して奉る 起源沿革 中以下の民戶の窮乏を賑卹せん爲めに貸稅せしに起り、後には正稅公廨の中を、每年出擧ありて、利稻を納め以て諸般の用途に充つるに至れり、出擧の始めて史に見えしは、孝德天皇大化二年三月の條に、「宜ヒ罷ニ官司處々屯田、及吉備島皇祖母處々貸稻ニ」とあるものにして、貸稻の行はれたりしこと、此より以前にありしこと明なり、天武天皇四年四月詔して、諸國貸稅、自今以後明ニ察百姓ニ先知ニ富貧ニ簡ニ定三等ニ、乃中戶以下應ニ與貸ニ」とあれば、貸困の百姓に貸與し、春耕秋收の時を逢へざらしむる方法にて、勸農賑卹の旨意に在るを知るべし、文武天皇大寶令に、公私稻出擧の法を定め、一年を限とし、春耕に貸與して、秋收の時返還せしめ、利稻官稻は半倍、私稻は一倍に過ぐるを得ず、又利に利を重ね、舊本と合して更に貸付ることを許さず、若し借りて返さゞるものは、其身を役せらる、即ち官稻十束にて元利十五束、私稻は二十束を返納するなり、然るに息利高くして、百姓苦むを以て、元明天皇和銅四年、私稻も半倍の利とし、養老六年には、正稅以外の出擧官稻の利を十分の三とし、同六年には私稻も十分の三に減じたり、又和銅六年には、同四年以前の公私出擧稻の未償稻は悉く免除し、養老四年には、同二年以前に出擧せる公私稻、天平八年には、公稻は八年前、私稻は七年前を限り、同十二年には、同十一年前の公私稻、天平寶字三年には、同元年以前の公私の負債を悉く免除し、寶龜十一年十一月の勅に、出擧官稻、每國有ル數、如致逃犯、乃有ニ利窟、比年國司尙乖ニ朝委、苟規ニ利潤、唐擧ニ隱裁、無知百姓爭成ニ貪食、屬ニ其徵收、無ル可ニ物贖、實ニ田浮ニ逃他鄉、民之受ル弊、莫ル甚ニ於此、自今以後隱ニ藏官稻ニ者、隨ニ其多少ニ科斷、永歸ニ里巷ニ以繁ニ醜汚ニとあるにて、出擧の弊害漸く多くして、百姓窮乏し、如何に微貸を受くとも、之を償ふ能はずして、浮宕絕貸の民を造りしを知るべし、延喜主稅式に、諸國出擧の正稅、公廨、雜稻の數見えたり、此の數は年々の擧稻なりや、又基本財產なりやは疑問に屬し、頗る研究を要すべきものなりと雖も、當時國家財用の大概を知るの便あれば、左に示す、然して延喜以後に至りては、莊園漸く多くして、地方制度亂れ、出擧の法行はれしと雖も、充分に研究すべき史料少きを以て省略に從へり（官私稻出擧法沿革、奈良朝の墾田出擧を論ず、日本財政史）

國名	正稅	公廨	雜稻
山城	一三〇,〇〇〇束	一三〇,〇〇〇束	二三四,〇八九束
大和	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二三四,八〇〇
河內	一四九,四七七	一四九,四七七	一〇三,〇〇〇
和泉	八〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	六七,三〇〇
攝津	一八五,〇〇〇	一八五,〇〇〇	一一〇,〇〇〇
伊賀	一三五,〇〇〇	一三五,〇〇〇	四七,〇〇〇
伊勢	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一三六,〇〇〇
志摩	一一〇,〇〇〇束	——	——
尾張	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	七一,〇〇〇
參河	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	七一,〇〇〇
遠江	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一三二,一八〇
駿河	一三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一六二,三三四
伊豆	六五,〇〇〇	六五,〇〇〇	四八,〇〇〇
甲斐	二四〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	一〇四,八〇〇
相模	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二六八,一一〇
武藏	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	三三,七五〇束
安房	一三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	四二,〇〇〇
上總	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一四一,〇〇〇
下總	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二二七,〇〇〇
常陸	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	八四六,〇〇〇
近江	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四七,〇五六
美濃	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇
飛驒	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	二六,〇〇〇
信濃	三四〇,〇〇〇	三四〇,〇〇〇	一九六,〇〇〇
上野	三四〇,〇〇〇	三四〇,〇〇〇	二六六,九三〇束
下野	三三〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	二三四,〇〇〇
陸奧	六〇五,〇〇〇	八〇三,七一二束	一一六,〇〇〇
出羽	二〇〇,〇〇〇束	二三〇,〇〇〇束	二六四,三六三束
若狹	七〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	六一,〇〇〇
越前	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	三二八,〇〇〇
加賀	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	八六,〇〇〇
能登	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一五六,〇〇〇
越中	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇
越後	三四〇,〇〇〇	三四〇,〇〇〇	一四五,四五八
佐渡	一〇三,〇〇〇	一〇三,〇〇〇	八〇,〇〇〇
丹波	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一八四,〇〇〇
丹後	四七,〇〇〇	四七,〇〇〇	九一,〇〇〇
但馬	一三六,〇〇〇	一三六,〇〇〇	四〇,〇〇〇
因幡	三四〇,〇〇〇	三四〇,〇〇〇	一一〇,八六
伯耆	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇
出雲	二六〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
石見	一三五,〇〇〇	一三五,〇〇〇	八一,〇〇〇
隱岐	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
播磨	四四〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	三六八,〇〇〇
美作	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三六二,一三〇
備前	三六二,一三〇	三六二,一三〇	一九四,〇三〇
備中	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一四五,〇〇〇
備後	二四〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	三六八,八〇〇
安藝	二四〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇
周防	二一〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇	一四一,〇〇〇
長門	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,八一六
紀伊	一七五,〇〇〇	一七五,〇〇〇	四六,八〇〇
淡路	三六〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	一〇六,五〇
阿波	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一八四,五〇〇
讚岐	三五〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇
伊豫	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二六,六八八
土佐	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三五,〇五三
筑前	二〇〇,〇〇〇束	二〇〇,〇〇〇束	二三三,八八〇束
肥前	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三九二,三八九
肥後	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	七七九,一一七
豐前	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇九,八二八
豐後	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三四五,八四〇束
日向	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	七五,一〇〇束
大隅	八六,〇四〇	八六,〇四〇	七一,〇〇〇
薩摩	八五,〇〇〇	八五,〇〇〇	七二,三〇〇
壹岐	一四,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二四,〇〇〇
對馬	三,九四〇	——	——
小計	正稅 一千五百六十萬千五百八十七束、		
	外に一千二百斛		
	公廨 一千六百十二萬三千百四十二束餘		
	雜稻 一千百二十五萬一千八百五十五束餘		
合計	四千二百九十七萬六千五百八十四束、		
	外に一千二百斛		

ス井コチヤウ　出擧帳　出擧（スキコ）を見よ、

ス井コテンワウ　推古天皇　名義 御名は額田部、また豐御食炊屋姫命とも稱す 系統 欽明天皇の第三皇女、敏達天皇の皇后、御母は蘇我稻目の女堅鹽媛、第三十三代の天皇 事蹟 欽明天皇十五年降誕、敏達天皇五年、廿三歲にして皇后となり、甫二歲にして天皇崩じ給へり、既に崇峻天皇の弑害に遇ひ給へるに及び、其蘇我氏の出たるの故を以て、蘇我馬子に擁立せられて位に即き、都を大和國高市郡小墾田宮に遷す、即ち皇甥豐聰耳皇子（聖德太子）を立てゝ皇太子とし政を攝せしむ、然れども馬子大臣たること元の如く、政權全く其手中にありき、而して此御字に當り聖德太子は馬子と議して冠位を定め、十七箇條の憲法を創し、國史を撰み、または

新羅を征したる等、治蹟見るべきもの尠ながらず、（「ジヤウトクタイシ」巻看）在位卅六年にして崩ず、御壽七十五、河内國南河内郡山田村大字山田磯長山田陵に葬る（大日本史、陵墓一覽）

ス井サキ　水左記　書籍　寫本四册　成立　土御門後房の日記、一名堀河左府記、後房に源姓なれば水左の二字を名とす、本書もと六册あり、内二册は同本なれば重複を除きて四册と定む、第一册康平五年より承保四年迄、第二册同年七月より同十二月迄、第三册承暦五年七月より十二月迄、第四册承保四年より應德三年迄、而して第二、三は月日具備すれども、第一、第四は月日具らず、字句省略多し、蓋し抄錄に係るものならん（歴世記錄考）

ス井シ　水司　官職　後宮十二司の一、「モヒトリノツカサ」とも訓む、職掌　漿水、雜粥を進むる事を掌る　官員　尚水一人准七位、典水二人准八位、采女六人　出處　文武天皇の大寶元年創置す（令義解）

ス井シ　隨使　王朝時代外國使臣入朝の時、記錄及び公文の事を掌る役、一人とす（延喜式）

ス井シン　隨身　左右近衛府の舍人、即ち將曹、府生、番長、近衛等の太上天皇、攝政關白、大中少將、衛府、兵衛の督佐に隨ひ警衛するものを云ふ、之を兵仗と云ふ、太上天皇の隨身は、尊びて御隨身と云ふ、委しくは「キンノミズキシンドコロ」を見るべし、又中少將衛門兵衛佐等、本府隨身の外に、召仕ふを小隨身と云ふ、本府へ候せずして、人に附屬する隨身を散所隨身と云ふ、小右記に見えたり、攝政關白は、必ずしも一定せざれども、大概隨身十人、即ち左右近衛府生各一人、近衛各四人を隨身兵仗となすを例とせり、大臣大將は、隨身八人、即ち府生一人、番長一人、近衛六人、中納言中將より少將は衛府長一人、小隨身四人、（或は二人）大納言の時衛府中一人小雜色四人なりと云ふ、院、攝關等の隨身の詰所を御隨身所（「所」は隨身）と云ふ、別當以下を補して事を行はしむ、大概其家の廊中に在りと云ふ○隨身の裝束は、時によりて多少の異ありと雖も、多くは冠（細纚老懸）、褂衣（櫻綉、左近衛は獅子丸長尾鳥、右近衛は熊丸鷲鳥）狩袴（左は蘇芳或は二藍、右は柳葉或は蒲木）を著け、弓を持し、胡錄を負ひ、太刀を帶せり、服制（フクセイ）の條挿圖を見て大概を知るべし（北山抄、官職雜儀、挾花藻葉、裝束集成）

ス井シン井ン　隨心院　所在地　山城國宇治郡山科村大字小野　宗派　眞言宗、本尊　如意輪觀音　起原沿革　寛元二年僧仁海の創立にして、曼陀羅寺と號し、眞言宗古義派に屬す、五世增俊に至り今の名に改む、六世親厳に至り、新興の功驗により門跡職を賜はる、此より攝家の連枝多く相承く、二十八世准三后增護に及び、應仁の兵火に罹り、殿舍烏有に歸す、江戸幕府院領六百十二石餘を寄せ、小野村を管領せしむ、寛永正保の間、殿堂庫院寶藏鎮守堂等を建營せしむ、明治維新の後、眞言宗長者の候補寺と定む、寺祿は德川氏より六百十二石を附し、以て明治勝志、山州名跡志、諸門跡譜、平安通志、京華要誌）

ス井シンジザイ井ン　隨心自在院　所在地　山城國京都市大炊御門冬信（オホヒミカドフユノブ）を見よ、

ス井シヤウ　隨笙　笙の一名、前漢律歴志註に、應劭曰、世本隨作笙といひ、簫音樂志には、女媧の作る所なりとも見えたり、又隨は女媧臣なりとも見えたり、是れ此名の原始ならん、「シヤウ」参看、

ス井シヤウヂノクラ　水晶地鞍　前後輪の木地をよく磨きて、水精を彫り入れたる鞍、水精は即ち水晶なり、玉葉治承二年十月廿五日の條に「自二白河殿一被レ送二水精地鞍一、加二檢知一返納、臨レ期可二申請一也」また晦日の條に「右中將長通爲二春日祭使一發向云々、引馬鞍（水精地云々）已上借二用白河殿一用レ之、代々春日使所二聽用一也」とあるを初見とす、蓋し春日祭の時に用ふるものにして尋常の事には用ひざりしものか、後世廣く行はれざりしがごとく、江戸時代には其制已に絶えたりしを、酒井雅樂頭忠毫、寛治年間の製作なりとの傳說ある古鞍を模造したる事あり、古鞍は、輪の總體を梨子地に塗りて碁石のごとくなる圓形を散して、水晶をまどかに摺りて彫り入れたるものなりしを、忠毫の好みにて、圓形を牡丹花に變へて製りたりといへり、「クラ」参看（有職故實圖譜）

ス井シヤシユウ　出車乘　貴紳が他行する場合に、其人より借り受けたる車に乘りて、之に供奉する人を云ふ、貞丈雜記に、礼河原勘解猛樂日記に云く、上樣（御臺樣の事御所樣御成以前）御輿也、出車乘（數多御發向、日野殿御女中伊勢御母御坐也）云云、出車乘とはスキシヤの乘と云ふ、スキシヤとも、ヒトタマヒとともよむなり、ひとたまひとは副車と書く、倭名抄に云く、漢書註云、副車（曾閉久流萬、俗云比度太萬比）後乘也、又花鳥餘情に云く、出車をば公方（キンリノコトナリ）より點（カシ給ハルト云ヲ意）せられて、其の人に給ふゆゑに人給となづくる也云々、人給とは、人に車を借し給はるを云ふ也、人給の車と云ふべきを、車を略して人給とばかり云ひ習ほしたるなり」と見えたり、

ス井セイテンワウ　綏靖天皇　神武　御名は、神渟名川耳尊　系統　神武天皇第四の皇子、御

母は媛蹈鞴五十鈴媛命、第二代の天皇　事績　神武天皇二十九年降誕、四十二年壬寅立て太子となる、既にして、神武天皇崩ずるに及び、庶兄手研耳命政治を預り聞きしが、遂に皇位を望み、密に綏靖天皇を害せん事を圖れるを以て、天皇は皇兄の神八井耳命と謀り、手研耳命を殺し、尋で位に即く、在位三十三年にして崩ず、御壽八十四、大和國高市郡白橿村大字四條桃花鳥田丘上陵に葬る（皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽）

ス井センウンバク　瑞泉院關白　豐臣秀次（トヨトミヒデツグ）を見よ、

ス井センジ　瑞泉寺　所在地　山城國京都市下京區石屋町　宗派　淨土宗、禪林寺末に屬す○本尊　阿彌陀如來立像、脇侍觀音勢至　起原沿革　文祿中、關白秀次暴横の聞あり、秀吉怒りて之を高野山に放ち自殺せしむ、其子以下侍女三十四人を三條河原に斬り、塚を起して惡逆塚と云ふ、俗に畜生塚といふ、僧慶順、其僧死を悼み、菩提を弔ふ、後ち、洪水の爲めに破壞せしが、慶長十六年、角倉了意の高瀨川を開くや、其荒廢を哀み、僧桂叔と相謀り、石塔を置き、誓願寺の教山に請ひ、雙卷妙典四幅要偈の文字を取り、各法號を授け、之を其石に刻み、悔に大佛殿の殘木、聚樂邸の舊材を請ひ得て、一寺を創立し、桂叔を以て開山とし、本尊阿彌陀如來を安す、角倉氏、世々之を管理せりといふ、今の堂宇は、天明災後の建築なり○寶物、秀次夫人以下の辭世の和歌數十幅あり、其表裝は、其人々の衣裳の切れなりと云ふ（平安通志、京華要誌）

ス井センジ　瑞泉寺　所在地　相模國鎌倉郡二階堂村朝夷奈切通の北○錦屏山と號す　宗派　臨濟宗、關東十刹の一　起原沿革　開山は疎石（夢窓國師）中興の開基は足利基氏とす、嘉暦元年疎石始めて此地に菴室を造り、南方菴と號し、同二年瑞泉寺を建立せしが、後ち廢頽し、管領基氏再興せり　沿革　貞治元年將軍義詮當寺にて僧通叟と贈答の詩作あり、後ち屢々詩會を行ふ、三年四月基氏を當寺に葬る、應安元年基氏の母を當寺に火葬す、後ち氏滿尊崇淺からず、屢々參詣す、應永五年十一月氏滿を當寺に葬る、後ち佛事を修し、永安寺を建て、塔頭とす、永享十年持氏の亂、永壽王遁れて小八幡に在りしを、當寺の住僧昌在抱き取て甲斐に匿る、永壽王元服して成氏と稱し、鎌倉管領となるに及びて、毎年二月必ず當寺に參詣するを例とす、天正十九年十一月、德川家康寺領三十八貫文を給ふ、慶長八年八月圓覺寺西堂雲僧を以て補する制となる○寺後に基氏の墳墓あり、五輪塔なり、本堂北方高山の頂に享跡あり、享は遍界一覽亭と號す、嘉暦三年の造立、疎石此亭にて詩を賦し、歌を詠ず、基氏又此亭にて詩會を催ほす、其他五山僧徒等の此亭にて詩文を詠ずしもの多し、後ち廢絶に歸せしが、元祿中水戸光圀一亭を建て觀音を安置す、天明中亡ぶ、今其礎石殘れり（鎌倉攬勝考、新編相模國風土記稿）

ス井センジドノ　瑞泉寺殿　足利基氏（アシカガモトウヂ）を見よ、

ス井ダウ　水道　上水（ヲヤウスヰ）を見よ、

ス井チウ　水頭　禪宗にての役職、日々大衆の使用すべき水湯を汲みて盥洗に供することを掌る（勤修清規）

ス井ナフシヨ　出納所　國衙の勘定を掌る所（松の屋雜考）

ス井ニチ　衰日　陰陽五行の說にて、生年により人の忌み慎むべき日を云ふ、後には衰日を忌て德日と云へり、古今要覽稿に、衰日は、もと五行家の說なり、皇朝にて用ひられし始め未だ詳ならず、その衰日といふ義は、たとへば子年に生れし人ならば、子を得て王し、丑にいたりて衰ふ、故に丑を衰日とす、午年に生れし人は、午を得て王し、未にいたりて衰ふ、故に未を衰日とす、（五行大義）これ即ち生年衰日なり、（拾芥抄）然るに今世生年衰日を用ひずと洞院相國記し給へば、それより前にはや行はれざりしとしらる、さて今に用ひらるゝ行年衰日（拾芥抄）といふこと、またいつの世より用ひられしや、そのはじめをしらず、されども行年をくることは、隋唐の比專ら行はれしことなれば（五行大義）その始め久しき事しられたり、行年のくりやうを考ふるに、甲子より癸酉まで十年の内に生れし男は、丙寅を一とし、丁卯を二とし、戊辰を三とし、己巳を四とし、庚午を五とし、順にその人の歳ほど數へ、そのあたる歳を以て行年とす、（五行大義）然してその行年にあたる卦を見るに、離は寅申に衰へ、坤震は卯酉に衰へ、兌は子午に衰へ、乾巽は辰戌に衰へ、坎艮は丑未に衰ふ、（拾芥抄、假名陰陽書）されば今上天皇文政九年寅算廿七におはします年は、辰戌を御德日とし、仙洞寅算五十六におはします年は、寅申を御德日とす、大宮御年四十八、女御御年十六、みな寅申を以て御德日とす、今上は寛政庚申に降誕ましまし、庚申は甲寅旬の内なれば、丙辰を以て一とし、順に數へて廿七を見れば、壬午にして乾卦にあたる、乾巽は辰戌を以て衰ふ、故に辰戌を御德日とす、仙洞は明和八年辛卯に降誕ましまし、辛卯は甲申旬の内なり、即丙戌より數へ、五十六は辛巳にして離卦にあたらせ給ふ、大宮は安永九年庚子なり、庚子は甲午旬の内な

り、女は壬寅より數ふ、四十八は己丑にして、離卦なり、女御は文政八年乙酉なり、乙酉は甲申旬の内なり、女は壬辰より數ふ、十六は丁未にして離卦なり、卽ち仙洞大宮女御三所共に離卦にあたらせ給ふが故に、寅申を以て德日となさせ給ふなり、その明年二十八にならせ給ふ年は丑未を以て德日となさせ給ふなれば、行年衰日は年々にかはりて一定せず、生年衰日は一定してその人生涯かはることなし、故に行年衰日の殿なるに及ばざるを以て、遂にとゞめられしなるべし、是を德日と稱すること、またいつよりといふことを詳にせず、けだし凶事を吉事といひ、病痾を歡樂といへる例なるべし、と見えたるにて、其一斑を知るべし、

ズ井ニンテンワウ　垂仁天皇　名稱　御名は活目尊、また活目入彦五十狹茅天皇とも稱す　在世期間　崇神天皇の第三皇子、御母は大彦命の女御間城姫命、第十一代の天皇　事蹟　崇神天皇二十七年正月降誕、生れて岐嶷、壯なるに及び倜儻大度にして、且つ率性任眞にして、矯飾する處なし、父天皇深く愛撫し給へり、天皇の崩後位に卽き、疆埸の珠城宮に都す、卽位のはじめ皇后狹穗姫の兄狹穗彦の叛あり、將軍八綱田をして之を討たしむ、狹穗彦誅に伏し、皇后また城中に入りて崩ず、廿五年皇女倭姫命をして天照大神の祠に奉仕せしめらる、茲に於て命は、大神を鎭座し奉らん處を諸方に求めしが、遂に神託によりて伊勢國に至り、はじめて祠を此地に建つ、今の內宮卽ちこれ也、また齋宮を五十鈴川の上に營む、齋宮茲にはじまる、廿七年神地神戸を定め、敬神の實を明かにす、卅二年皇后日葉酢媛崩ず、これより先二十八年倭彦命薨ずるや、近習を案めて生きながら陵域に埋めしに數日の間死せず、號泣の聲四方に聞ゆ、天皇悲惨の情に堪へず、詔して自今以後殉死を留められしが、茲に至り、野見宿禰の奏請により、出雲國の土師百人を召し埴を以て人馬以下諸種の形を造りて陵側に建てしむ、（埴輪「ハニハ」參看）卅五年九月、皇子五十瓊敷命を河內に遣りて高石池、茅渟池を作らしめらる、なほ此歲また諸國に命じ、池溝を開かしむるもの凡そ八百餘、以て農事を勸む、九十五年七月崩ず、在位九十九年、御壽百卅九、大和國生駒郡都迩村、菅原伏見東陵に葬る（書紀、皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽）

ズ井バ　水馬　名稱　江戸幕府年中行事の一、馬に水練を仕込むものにして、また馬渡ともいふ、○每年六月に之を行ふ、書院小性の兩番及び大番、鵜飼付の諸士等、眞洲崎、長命寺下、淺草駒形、兩國等の河流に臨みて此事を行ふ、同々小十人等も願ひて行ふ事あれども極めて稀なり、而して修練の士は各酒麻布を太白糸もて縫へる水牢羅の白紬淺黃等なるに、其家々の定紋を染め出せるを著、馬は麻の水腹帶にて殿しく纏ひ、其平首の右に添うて、馬を水中に曳き入れ、馬足の立ざるに垂んとする處に至れば、臂後に退き、腹帶の輪に取り添へたる手綱を操り打渡すなり、また其技の熟練せるものは、水牢羅の上に短き水袴を著、馬にも水鞍水鐙等を裝ひ、之に跨りて馬足の及ぶ處まで乘り入れ、後ち其平首に添うて下り、轡を取りて勒け進め、臂後に退き打渡し、將に前岸に達せんとして、馬足の及ぶ處に至れば、再び前のごとくするなり、特に卓絕したるものは甲冑を著することもありといへり、而して時に將軍の臨監あり、水馬上覽といふ　沿革　享保廿年七月十三日、德川吉宗大川筋に臨みて上覽ありしを以てはじめとす、此時は小性組より三人、書院番より三人、他に馬方一人、下乘一人、都合八人なりしが、後日これを召して金二枚を（下乘には銀）賜へり、爾來度々此事ありと雖も、煩しきがゆゑに倉略に從ふ、また來檢の御用船を出して警固するは、上覽の時に限りたりといへり（青標紙、幕府年中行事）

ズ井ヒヤウ　隨兵　將軍出行の時に、武具を著け騎馬にて供奉警衛するものを云ふ、兜を著けず從僕に持たしむるなり、先陣後陣共に或は左右に番ひ、或は三行に列す、左右に番へば左を上とし、三行に列すれば中を以て上とす、先陣は前を以て上とし、後陣は後を以て上とする故實なり（吾妻鏡、武家名目抄）

ズ井モン　水間　水貫（ミヅセメ）を見よ、

ズイラウ　透廊　吹貫の廻廊を云ふ、兩側には唯柱のみありて勾欄を設け簾を垂れ通路とす、スキラウの音便なり、又透渡殿とも云ふ、十訓抄に、御堂入道東三條の御所を造り給ふ時、有國奉行しける四泉の透廊南へ長く差出たる中のほと、一間こそ長押を打さりけり」明月記嘉祿二年四月十六日の條に、來召、次昇外宮殿、入二妻戸一、自二廊柱內一北行、經二對代南簀子一、著二透渡殿一（件渡殿三間、寄二西方一、南北行數二高麗帖一帖）同書寛喜二年五月廿四日條に「雛人戲云、嘉陽門院燒亡云々、未代適作二透渡殿之家一、已斷絕歟、是京中之運靈之故歟云々」と見えたり、

ズ井リウ：ジ　瑞龍寺　所在地　山城國京都市上京區堀川通竪門前町　起原沿革　日蓮宗、本國寺所轄に屬す○本尊脇目寶塔釋迦多寶佛　起原沿革　文祿五年正月、豐臣秀次の母尼と爲り、法名を日秀と號し、本寺を村雲の地に創建し、秀次の菩提を弔ふ、それ宗大川筋に臨みて上覽ありしを以てはじめとす、此時は小性組より三人、書院番より三人、他に馬方一人、下乘一人、都合八人なりしが、後日これを召して金二枚を（下乘には銀）賜へり、爾來度々此事ありと雖も、煩しきがゆゑに倉略に從ふ、また來檢の御用船を出して警固するは、上覽の時に限りたりといへり（青標紙、幕府年中行事）

より後ち尼宮の寺となり、後陽成天皇瑞龍寺の號を賜ひ、寺領千石を寄す、寛永二年德川家光上洛の時、更に五百石を增祿し、二條城の客殿二棟を寄せ、堂宇を增築せしが、天明の火災に罹る、現今の堂宇は其後の再建にかゝれり、本寺は古來同宗唯一の門跡として世に稱せらるゝ名刹なり（山城名勝志、平安通志、京華要誌）

ズ井リウ：ジ　瑞龍寺　所在地　美濃國稻葉郡岐阜山の南方○金寶山と號す　宗旨宗派　臨濟宗　起原沿革　應仁元年齋藤利藤入道妙椿、主君土岐成頼菩提の爲めに天台の巖寺を興して建立し、成頼の法名をとりて寺號とし、悟溪宗頓を開基とす（美濃記）には、長井利隆入道、悟溪に歸依して、明應六年四月、天台舊蹟に此寺を再興せし由ある せり）、後土御門天皇師の道譽を聞き當寺を隆せて官寺となし金寶山の額を賜ふ、塔頭八箇寺ありて、雲龍院、瑞徹院、開善院、鶴栖院、臥雲院、龍雲院、息耕院、瑞雲院といふ、此八院より本坊を輪番持とす、慶長五年中納言秀信、石田三成に黨せし時、三成の部將瑞龍寺山に登り砦を設けて防戰せし舊跡山上に在り、世々悟溪の法孫住持となり、悟溪派の田舍本寺と稱す（延寶傳灯錄、新撰美濃志）

ズ井レンジユツ　水練術　名稱　水中を游泳する術、今昔物語には「泳ぎを掻く」と見え、倭名抄には拍浮、註に白拍打也、俗云於布須是也とありて、於布須は箋註倭名抄に、今俗所謂水泳是也、とあり、水泳術、游泳術等とも稱す　典籍　書紀崇神天皇六十年七月の條に、「己酉兄謂弟曰、測水清冷、欲共游泳云々」とあるは、書に見えたる始めとなす、爾來諸種の必要上より、其術日を逐うて盛に、古今著聞集等によるに、幾多の水練達者の逸話を載せたり、武家時代に入りては之を戰爭に應用するに至り、或は水の淺深を測らはむるが如き、其類頗る多く、凡て戰場に臨むものは、此技を知らざるべからざるに至れり、故に彼の朝比奈三郎義秀、源頼家の命を受けて、相模國小壺の海上に浮び、往來する事數十返にして、終に海底に沒し、三隻の鮫を捕へて出でしは、篠原伊賀守の職ひ敗るゝに及び、鎧を著して海上に浮ぶ事五町許にして船に屬して逃れしが如き、最此術に熟せるものとして史上に有名なり、江戸時代に及びては之を以て武術の一科に加へ、盛に教授したりき、されば將軍吉宗は、每に江戸の城濠にて此技を演じ、また曾て隅田川に遊び、徒士の水を泳ぐを見て、其技に熟せるを知り、宿直の外は、必ず之を習ふべしと命じたり、而して江戸幕府年中行事の一たる夏日の水練は、每年六月、淺草駒形堂附近の隅田川に於て、徒士のもの之を行ひ、熱練せる者は、水中に立ちて泳ぎながら、短冊に字を認め、或は西瓜の皮を剝ぐなど、種々の技藝を試みたり、然るに寶永正德の頃には大に衰へしが、德川吉宗、將軍職を繼ぐに及び、もと紀州にありて海上に游泳せしにより、殊に此技に長じたるが故に、首として奬勵せるを以て、幾干もなくして暮士の內にも練達のもの輩出し、或は馬に駕して水を渡るあり、或は甲冑を著し刀を帶びて游ぐものあるに至れり、また流派を立てゝ水泳を教授する事も、實に此時代に起り、其重なるものに、向井流、小堀流、神傳流、水府流、笹沼流等あり、「スキバ」參看（續遊笑覽、日本教育史、幕府年中行事、古事類苑武技部）

スウクワウクワン　崇廣館　舊柏原藩の學校　所在地　丹波國氷上郡柏原北町　起原沿革　元祿八年移封の後、藩邸內に學館を創立す、然れど未だ完備せず、嘉永三年藩主織田信敬、校舍を北町に移し又新館といふ、安政四年信民、舍內廣からざるを以て他に新築し、崇廣館と稱す、是より制度大に改まる（日本教育史資料）

スウクワウダウ　崇廣堂　舊津藩の學校　所在地　伊賀國阿拜郡上野丸ノ內　起原沿革　文政四年二月、藩主藤堂高兌、伊賀國の士の爲めに創建す、初め文場といひ、尋で講堂、次で學館と稱し、後ち今の名に改む、其年代詳かならず、敎則其他概れ津の有造館に同じ、「イウザウクワン」參看（日本教育史資料）

スウクワクワン　崇化館　所在地　三河國加茂郡（今西加茂郡）　起原沿革　天明七年十月、藩主內藤學文創建す、單に學館と稱す、明治二年十月皇道寮と改む、同四年九月學制改正の爲め閉寮、十月更に寺刹を假用して鄕校を設く、尋で廢す、同五年五月、村民協議して鄕校再興を謀り、舊崇化館を以て鄕校と改む（日本教育史資料）

スウケウクワン　崇敎館　舊松本藩の學校　所在地　信濃國筑摩郡（今東筑摩郡）　松本城內字柳町　起原沿革　寛政五年藩主松平光行の時、創建す、明治三年に至り藩學と改稱す、尋で廢す（日本教育史資料）

スウケンモン　崇賢門　「シユケンモン」を見よ、

スウケンモン井ン　崇賢門院　「シユケンモンキン」を見よ、

スウシン井ン　崇親院　名稱　王朝時代藤原氏が其一門の子女の窮困者を敬容する所　所在地　山

城國京都東五條京極に在り、往年、勾當樋口の北、京極の西隅に在りしと拾芥抄に見えたり、其區域南北六町に亘り、其寺址は四條寺町より東南鴨川を限り五條に至る地 起源沿革 貞觀二年、藤原良相、私宅の一區に創建して、施藥院に寄せしめ、凡て施藥院司をして掌らしむ、而して封戸を割き是が費用を給せしむ、平治元年十一月燒亡す（三代實錄、三代格、百練抄）

スウデン　崇傳 名義 字は以心、勅諡號圓照本光國師 系統 一色秀勝の子 事蹟 南禪寺の長老にして、江戸金地院の開山なり、德川家康秀忠家光三代に近侍し、南光坊天海と共に幕府の密議に參したり、切め祿に家康の信任を得、常に陣中に扈從して筆札を司る、大阪の役、敵兵家康の陣を襲ふや、家康に侍するの士頗る少し、崇傳乃ち刀を執りて闘ひ、敵首三を得たり、家康之を賞し、黑星三つを以て金地院の徽號となさしむ、慶長十三年召されて駿府に至り、家康の命を受けて、諸寺を管し、京都所司代板倉勝重と共に諸事を行ひ、兼れて外國に對する書簡の事を掌る、同十五年駿府に金地院を建つ、同十六年墨斯古國使を遣して通交を乞ふ、家康之を許し、且つ答ふるに宗教を布くことなからしむ、其復書立案は崇傳の草する所なり、元和元年足利氏の舊制に倣ひ、諸寺の僧錄職（ソウロク）（巻看）を命ぜらる、此年公式並に寺社の諸法度の發布ありしが、其中公家法度、及び諸寺の法度は崇傳の起草に係れり、同二年家康病篤きに及び、本多正純と共に枕頭に召されて、遺言を受けたりと云ふ、同五年江戸に於て地を賜ひ、金地院を增上寺の傍に建立す、寛永三年秀忠の執奏によりて圓照本光國師の號を勅賜せらる、同十年正月廿日寂す、年六十五、崇傳、幕府創業の際に當り家康に親任せられて樞機に參し、當時の文書を多くは崇傳の筆に出でたるものと傳はらず 著書 本光國師日記四十七卷（史徵墨寶考證、寺社奉行記錄、三省錄）

スウトククワン

所在 越後國古志郡長岡町 起源沿革 文化五年藩主牧野忠精創建す、成章堂、選善閣の二種に別ち、文武の學を研めしむ（日本教育史資料）

スウニンモン　崇仁門 内裏の門、北山抄除目に軒廊戸に作る、紫宸殿の北廂の西階より明義門に出で、無名門に至る軒廊の間に在る北面の門なり、鳥羽天皇の時、御諱に觸るゝを以て門額を撤去すといふ（大内裏圖考證）

スウブンクワン　崇文館 舊一宮藩の學校

所在 上總國長柄郡（今長生郡）一宮本郷村舊陣屋外郭の廢寺を以て假設す 起源沿革 安政年間藩主加納久徵創建す、學問所と稱す、明治二年久宜校字を設け崇文館と云ふ、漢學の外和學數學の科あり、廢藩の時共に廢す（日本教育史資料）

スウヤウジドノ　嵩陽寺殿 豐臣秀頼（トヨトミヒデヨリ）を見よ、

スエツグジヤウ　末次城 別名 出雲國島根郡（今八束郡）松江市の北隅 起源沿革 富田義泰の四男崩清、龜山天皇の頃始めて末次に居り、以て氏と爲す、後ち足利氏に屬し、永正中尼子經久に從ひ、後また毛利氏の附庸となれり、然れども城を築きたるの年代は詳かならず、書に見えたるは陰德太平記を始めとなせども、思ふに其以前已に城郭を構へ居りしなるべし、なほ九州軍記に、島根城といへる名見えたり、恐らくは末次城の別稱ならんか、下りて慶長中堀尾吉晴遠江濱松より轉じて出雲國富田城に入部したりしが、末次が形肆の地たるを知り、富田城を拔に移して、規模を擴張し、改めて松江城と稱す（マツエジヤウ）巻看（伯耆志、懷橋談）

スエノコホリ　周淮郡 所在 上總國 起源 國郡制定の時、上總國の管する所、十五郡あり、後ち四郡を割て安房の國を建つるに及びて十一郡となる、蓋し此郡も亦其一なるべし 沿革 舊事記須惠に作り、延喜式周淮に作る、倭名抄に、山家（ヤマイ）山名（ヤマナ）額田（ヌカタ）勝部（カツベ）三直、丸田（マルタ）渦蚕（トエ）藤部（フジベ）勝部（カツベ）勝川（カツカハ）等の郷あり、拾芥抄周淮に作る、中世分て周東周西二郡となし、德川氏の初め又之を併す、正保國周集に作り、寛知集後記に周淮に作る、以後之に從ひ、郡名考、スヽ」と稱し、地誌提要「スヽ」と稱す、明治廿九年望陀天羽の郡と共に廢し君津郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

スエハルカタ　陶晴賢 名義 隆房、興房等の名あり、剃髮して卓錐軒全薑と號す 系統 興明の二子 事蹟 大内氏の一族にして世々其重臣たり、晴賢幼より大内義隆に仕へ、中務大輔に任じ、尾張守を兼れ、從五位上に叙す、天文十九年八月、晴賢整臣相良武任等を殺さん事を圖る、蓋し此時に當り義隆、武を棄てゝ文を弄し、專ら優侯を寵し、驕侈を事けて國事を預り聞かしむ、晴賢及び杉重政、内藤興盛等の宿臣みなこれを悅ばず、竊かに異圖を懷く、而して武任等また間にありて屢々晴賢以下の徒を讒せるを以て、義隆ば晴賢を嫌惡するに至れり、會々晴賢が叛逆を企つる由を義隆に告ぐるものあり、義隆怒り、人を遣はして之を誅せしむ、晴賢陳謝し、且つ請うて采邑富田若山城に歸り、益々異謀を逞うす、卽ち人を豐後に驅せ、大友宗麟に告げて曰く、臣義

隆の疏斥する處となり危急漸く至る、因りて廢立を圖らんとす、請ふ貴族一人を奉じて社稷を保たん、宗麟喜びて許諾す、二十年八月晴賢遂に兵を起して山口に入り、義隆を襲ふ、義隆走りて大寧寺に入りて自殺す、大内氏茲に亡ぶ、茲に於て宗麟の弟義長を迎へて大内氏の家督と爲し、晴賢自ら國政を行ふ、尋で剃髮し、全薑と稱す、天文二十三年毛利元就義軍を樣物して來り討ち、兩軍大に厳島に戰ふ（イツクシマノタタカヒ」巻看）晴賢敗走し、青苔濱に至りて自盡す、元就其首を洞雲寺に送りて驗葬し、爲めに佛事を修せりといふ（野史）

スエヒロ　末廣 編鎌（カハホリ）を見よ、

スエモリジヤウ　末森城 別名 尾張國愛知郡末森城（今田代村と稱す）〇東西百間、南北八十間の城廓と爲す 起源沿革 天文中織田信秀始めて之を築く、其子信行繼ぎて居城せしが、弘治二年五月信長に殺され城廢す（張州府志）

スエモリジヤウ　末森城（末守城）

所在 能登國羽咋郡末森村 起源沿革 其初め詳かならず、天文十九年五月、遊佐美作續光、加賀松根の洲崎兵庫を掬引し能登へ襲入の時、末森城主土肥但馬川尻に於て防ぐ、此時但馬四萬石を領す、是末森城主の見えたる始なり、天正八年柴田勝家加賀門徒攻擊の時、佐久間盛政末森を攻む、堡主本多三彌、四郷新太郎等防ぐ能はずして逃走す、同十一年但馬柳ヶ瀬に戰死後、前田利家、但馬の弟伊豫を在城せしめ、要害を修補し、本丸に奥村助右衛門、二丸に千秋主殿助等を置く、十二年九月佐々成政此城を圍む、奥村等堅く守りて陷ちず、前田氏之を急援し、兵を解きて去る（三州志）

スエヨシブネ　末吉船 名義 江戸時代の初め、末吉氏が、幕府の允許を得て、外國貿易の爲めに用ひたる船舶、卽ち朱印船の一なり、末吉氏の經營にかゝるを以て此稱あり 構造 船の製造は、下のかた底を深くし、外面を油石灰にて黐くゐり、又上の方は丹土色に塗りたるあり、或は木地に油を抹りたるもあり、舵は大なる艤の肘を數所にうちて、其射を受くる所の軸も又大なり、壺を打つて舵を駕る なり、これをミスツイス造の船と名づく、帆は皆布帆にして其船大なること長二十間、荷物二百萬斤、中なるものは長さ十七八間、荷物百五六十萬斤、小なるもの長さ十五六間、荷物百二三十萬斤を受くべし、（但二百萬斤の實目を四斗俵の米に直し凡そ二萬俵石數にして八千石積なり）〇末吉氏は坂上田村麿の後裔にして、利方及び其子孫左衛門吉康の時、盛に南洋貿易を營みたり、孫左衛門の所持せりとの傳說ある羊皮製の航海圖、今現に其末孫たる大阪の末吉勘四郎氏に藏す、以て末吉船の渡航地を伺ふべし、なほ朱印（ジュイン）の條下なる朱印船の項、並に船（フネ）の挿圖を參看すべし（江戸會誌、末吉家系概要）

スガシラヤク　酢頭役 江戸時代銀座の役名、銀座の手代之を勤む、銀役（ナマシナケ）より出來の丁銀を請取り、筋役より請取置きし小札者に、員數引合せて請取り、奥書の者へ相渡すことを掌る（金銀吹替次第）

スガダタミ　菅疊 菅にて作りたる疊、「ス

タミ」巻看、

スガチヤザン　菅茶山 名義 名は晋卿、字は禮卿、太沖と稱す、文恭公と私謚す 事蹟 備後の人、家世々農を業とす、茶山學を好み、京都に至り那波魯堂に從ひ、洛國の學を研む、業終りて鄉里に歸り、一塾を開きて子弟を教育す、西山拙齋の歿後山陽南海諸國の子弟、就きて學ぶ者多し、茶山最も詩に長ず、務めて實際を叙し、淡雅穆秀、近世の詩體一變すと云ふ、藩侯初め其名を聞かず、江戸在勤の時林述齋より茶山の名聲を聞き、之を擢用せんとす、茶山病の故を以て辭す、卽ち五人扶持を給して優禮す、享和元年侯命じて儒員に準じ、時々召對せしむ、晩年、生徒其數を增し、入塾せしめ難きを以て藩に請ひ、鄉校となし廉塾と名づく、藩年々金を給して、其費を助く、文政十年八月十三日卒す、年八十、茶山人となり骨格岸鑿、方面高顴、老いて朱顏白髮、物に接する溫和、酒を嗜みて日に醉ふこと二回、常に柴野栗山、尾藤二洲、古賀精里、頼春水等と交遊す 著書 筆のすさび、黄葉夕陽村舍詩前編、同後編、遊藝日記、福山志料、福山風俗、常遊記、文稿等（事實文編、續近世叢語）

（東京帝室博物館所藏）

スガヌマウヂ　菅沼氏 姓は美濃源氏、土岐氏の支流、新三郎定直の時、參河國設樂郡菅沼の地を領して之に住す、依て氏とす、其孫新八郎定則、同國野田城に移住す、孫定盈初め今川氏に從ふ、後ち德川家康に從ふ、故を以て今川氏寓の爲めに野田城を陷らる、永祿八年遠江の諸城を奪ひ家康に進む、家康大に喜び河合鄉等の地及び本領を賜はる、天正元年武田信玄に野田を攻められ陥にせらる、後ち家康の許に還り、信玄死して後野田城に還る、其後屢々

戰功あり、十八年上野阿布城一萬石を賜ふ、慶長五年留て西城を守る、六年二月關ヶ原の役の功を以て、一萬石を加賜せられ、封を伊勢國に移し長島城を治む、元和五年正月左近將監定芳、一萬石を加賜せられ封を近江國に移し膳所城を治む、寛永十一年十一月一萬石を加賜せられ、封を丹波國に移し亀山城を治む、前封を併せて四萬石、正保元年三月右近將監定昭嗣なきを以て封除かる、更に弟主水定貫に七千石を、主税定貫に三千石を賜はる（藩翰譜、武鑑、川加除封錄）

スガノウヂ　菅野氏　蕃別、朝臣姓、右京に貫す、百濟國王都慕十世の孫貴須王より出づ、桓武天皇の時、左中辨百濟王仁貞、同治部少輔元信、中衛少將忠信、與津連眞道等、上表して曰く、臣等の先、百濟第十六世貴須王より出づ、輕島豐明の朝詔に歷じてその宗族孫辰孫入朝し、始めて書籍を傳へ大に文風を闡き、難波高津朝辰孫の子阿郎を以て侍臣となす、其子亥陽君午定君を生む、午定の三子味沙、辰爾、麻呂、三流始めて分れ、官を以て氏となす、葛井、船、津諸氏卽ち此なり、譯語田朝高麗鳥羽の表を上る、群臣讀む者なし、辰爾奇智能く解し、具に其旨を奏す、帝深く嘉賞して殿中に侍する事、史策に載せて人々の知る所なり、臣等の家儒業を傳へ、明世に遭逢す、伏して天恩を望む、舊姓を改めて朝臣を賜はらん」と、勅して其居地に因り菅野朝臣を賜ふ、眞道文學あり、與りて續日本紀を撰す、仁明天皇の時、諸陵少允中科宿禰直門、左少史繼門等に、清和天皇の時、右京の人從五位下御船宿禰彦主、從七位上船連勛道、河内守蕃良朝臣豐持、兵部少錄葛井連居都成等に何れも皆菅野朝臣を賜はる、居都成は、本河内丹比郡の人、是より先改めて右京に貫す、陽成天皇の時、右京の人從五位下船連副使麻呂、正七位下津宿禰輔主、及び葛井連直臣並に菅野朝臣を賜はる（氏族志）

スガハウヂ　菅原氏　朝臣姓あり、宿禰姓あり、朝臣は右京に貫す、飯入根七世の孫大保度に出づ、大保度五世の祖野見宿禰、垂仁天皇の大喪事を擧る、子孫世々陵側菅原伏見邑に居る、大保度九世の孫遠江介土師宿禰古人、長子外從五位下道長等光仁天皇の朝上言して、臣等遠祖野見宿禰、垂仁皇后の崩御に當り、建議して埴輪を作り、殉埋に代ふ、其より以降世々凶を擧ると雖も、祭日の吉にも預る、今專ら凶事を職とす、祖業に違ふに似たり、請ふ土師を改めて居地に因り、菅原氏たらん」と、之を許す、桓武天皇の時道長改めて朝臣を賜ふ、嵯峨天皇の時、山城人正六位上土師宿禰百枝、姓菅原朝臣を賜ふ、仁明天皇の時、從六位上土師連豐道、族人道吉等と菅原宿禰を賜ふ、清和天皇の時、左京の人木工少屬日置臣尚成改めて菅原朝臣を賜ふ、日置造久米麻呂、姓名菅原朝臣業利を賜ふ、正六位上土師宿禰益雄等、又菅原朝臣を賜ふ、並に系は天穗日十世の孫阿陀宿禰に出づ、陽成天皇の時、紀伊の人日置首永津等に菅原朝臣を賜ふ、菅原氏は古人より後世々令德あり、曾孫道眞に至り文章と德行とを以て、宇多天皇に奉仕し、官右大臣に至る、身讒殺に終ると雖も、威靈顯赫、祀して明神と爲す、子孫世々文學の家たり、道眞、高視淳茂等を生む、並に大學頭たり、高視山城守雅規を生み、雅規、貫忠、董宜の二子を生む、貫忠右中辨となる、貫忠の孫定義、大學頭たり、定義、是綱在原を生む、是綱大學頭となる、曾孫奏議爲長、長成高長を生む、長成大學頭となる、其後裔高辻家となる、高長の孫茂長治部卿となる、其後を東坊城家となす、在原式部大輔となる、其後唐橋家となる、董宜紀伊守となる、子孫美作に居る者有「元氏」といふ、支流稍滋し、後醍醐天皇の時、有元佐弘弟佐光佐吉と勤王、京都に戰死す、所謂菅家一黨なり」、菅原氏の裔に又笠氏あり、崇德天皇の時惟光なる者あり、高祖菅原親道清原道廣の養ふ所となり、其氏を冒す、惟光美濃尾張等の守に任ず、天治中祇園祭使たり、勅して榮東笠を賜ふ、因て衣笠氏を稱す、後ち笠氏と更む、支流に榮宝氏あり、其系は、惟光六世の孫善賢に出づ、世々肥後に居る、善賢五世の孫親善、建武中興の時菊地氏と共に勤王す、後ち讒に遭ひ邑を奪はる、後亀山天皇の時、親善上奏して曰く、臣祖先より以來世々忠を王室に致し、未だ嘗て凶逆に與らず、承久の變、善賢雖に死し、元弘の亂、高義節に殉し、建武延元の間、祖吉宗父資善皆王事に勤む、文和中、臣將軍宮に屬し、永島博多等に戰ひ、弟善安死す、且つ將軍宮正平の勅を奉じて故大王に代り、軍事を攝行す、臣常に軍に從ひて勤王す、今縱へ新恩に預るを得ざるも、伏して請ふ積年の功勞を錄し、全菊邑を得む」と、乃ち勅して食邑を還し賜ふ、之を子孫に傳ふ、後ち單に宝氏と稱す（尊卑分脈、氏族志）

○宇庭―古人―清公―善主（秋篠安人）

- 高視―雅規―貫忠―孝標―定義
  - 文時
  - 董忠（有元氏祖）
- 淳茂―在躬―輔正―爲理―爲言
- 是綱―宣忠―長守―爲長―長成（高辻氏祖）
  - 高長―長經―孝長（東坊城氏祖）
    - 茂長（東坊城氏祖）

在其――清綱（中園氏祖）

スガハラデラ　菅原寺　大和國添下郡（今生駒郡）都跡村菅原○喜光寺とも云ふ○本尊阿彌陀佛　靈亀元年僧行基の創建する所に係り、機内四十九院の一ならんと云ふ、聖武天皇嘗て行幸し給ふや、阿彌陀忽ち燦然たる光芒を發したるを以て、喜光寺の號を賜ひたりと云ふ、天平二十一年行基本寺の東南院に寂す、類聚國史延暦十一年四月丙戌、在摂津國島下郡菅原寺野五町云々とあるは、當寺の所領なるべし、後ち幾多の變遷を經、江戸時代に至り、慶長中寺領三十石を給せり、今は荒廢し僅に堂宇を存す、本堂は室町時代の建築にて特別保護に屬せり（扶桑略記、伽藍開基記、大和志料）

スガハラノコレヨシ　菅原是善　幼にして父祖の業を傳へ、弘仁の末殿上に侍す、時に年十一、承和の初め文章得業生となり、從六位下に叙し、六年對策す、列、中上等あり、三階を進めらる、明年大學少允となり、また助に轉じ、尋で大内記從五位下に任叙し、文章博士に移り、東宮學士を兼ね、文德天皇卽位の初め正五位下に叙し、加賀權守を兼ね、仁壽三年大學頭となる、齊衡中從四位下左京大夫に轉じ、天安中、美作伊勢等の守を兼ね、貞觀二年從四位上に陞り、五年彈正大弼となり刑部卿に遷る、十二年式部大輔伊勢權守を兼れ、十四年大參議に拜す、明年正四位下に進む、既にして勘解由長官近江守を兼れ、元慶三年從三位に叙す、明年薨す、年六十九、是善、仁明文德清和三代の儒宗として一門の貴紳多く其門に出づ　文德實錄（他數人との編著）東宮切韻、銀牓輪律、集韻律詩、會分類集等（大日本史）

スガハラノフミトキ　菅原文時　高規の子、道眞の孫　高規の子、道眞の孫　高規の子、道眞の孫

る、而して禪讓の事、道眞の贊助に由るの故を以て、醍醐天皇特に之を重んず、尋で正三位に叙し、中宮大夫を兼れ、内覽の宣旨を蒙る、昌泰二年時平左大臣に、道眞右大臣に任じ、相並びて政を行ふ、道眞の寵眷日に隆く、禁中の内宴毎に之に預る、三年天皇朱雀院に朝し、密に宇多法皇と謀る所あり、因て道眞を召して、天下の政、宜しく之を專決して奏すべしと内諭し給へるも、固辭して、敢て受けざりき、道眞身翰林より起り、法皇に遭遇して不次登庸せられ、位將相を極め、また頗る治體に諳練し、裁決流るゝがごとし、紀綱振肅、人風采を想ふ、時平常に寵任の己れに勝れるを嫉み、且其密謀あるを聞くに及びて彌々悅ばず、時に源光、藤原定國等實望素高く、而して位道眞の下に在るを以て居常怏々たり、藤原菅根亦道眞に怨みあり、時平因りて相結び、力を協せて排陷せん事を圖る、既にして時平密かに奏して曰く、道眞異圖あり、陛下を廢して齊世親王を立てんとすと、蓋し道眞の女親王に適くを以てなり、天皇春秋に富み、位に在る事日なほ淺し、途に之に惑ひ給ふ、延喜元年正月從二位に叙す、俄にして太宰帥に左遷せらる、源善以下緣坐するもの多し、道眞愁鬱、和歌を以て法皇に哀訴す、法皇大に驚き、天皇に見えて申敎せんとて、急ぎ清涼殿に幸す、菅根等宮門を鎖して、入れ奉ちざるを以て、空しく還御あり、道眞男女廿三人あり、皆處を異にして貶黜せられ、只僅かに少男少女の隨行するを許さる、太宰府に至るの後門を閉ぢて出でず、文墨に託して自ら遣るのみ、三年二月貶所に薨ず、年五十九、筑前安樂寺に葬る、道眞文を能くし歌に巧みに、且最も詩に長じ、また博く經史に涉り、更になほ筆道に達し、空海、小野道風と共に三聖と稱せられたり、而して其薨後時平菅根相繼で殁し、加ふるに京都數々災あり、文獸太子また暴かに薨ず、世以て道眞の祟と爲す、天皇深く悔悟し、延長元年本官に追復し正二位を贈り、左遷宣旨及び外記の文書等、凡そ事道眞に關するもの皆焚失せしめらる、一條天皇正暦四年左大臣正一位を贈り、尋で太政大臣を追る、はじめ天暦中、民間祠を北野に建て、道眞の靈を祀り、稱して天滿天神といふ、爾後貴となく賤となく崇奉頗る盛んなり、朝廷また八月四日を以て祭禮を設け、二十二社の數に入る、寛弘元年始めて北野社に行幸あり、これより歷朝相承て奉幣絶えず、世に聖廟と稱す、後世更に文字の神となし、所在之を祀るもの極めて多く、天神といへば、殆ど道眞に限るがごとき狀況を呈するに至れり（大日本史）三代實錄（諸儒と共編）菅家文草、菅家詩集、類聚國史等（大日本史、大日本遺史）

スガハラフシミノニシノミサザキ　菅原伏見西陵　安康天皇の御陵、大和國生駒郡見村大字實來に在り、高三丈、環らすに池濠を以てす、兆域東西二町、南北三町、元正天皇守陵四戶を充て、延喜の制守戶三烟を定む（延喜式、山陵志、陵墓一覽）

スガハラフシミノヒガシノミサザキ　菅原伏見東陵　垂仁天皇の御陵、大和國生駒郡都迹村大字尼ヶ辻に在り、もと菅原伏見陵と稱せしが、安康天皇の陵造られしより東陵と稱へ、區別するに至る、菅家傳記に、御立野中陵に作れり、南面にして、前方後圓、環らすに池を以てす、兆域方二町、景行天皇の御宇、土師氏を以て陵戶に充てしめ、元正天皇、守陵三戶を充て、延喜の制、陵戶二烟、守戶三烟を置く（延喜式、諸陵志、陵墓一覽）

スガハラ　菅原氏歷代の什寶、藤原氏の長者たるものは、長者の印、及び台盤と共に必ず之を傳領す、水左記には、朱器を長櫃四合に收めたることを記し、兵範記に據れば、大饗の朱器、節供の朱器一分れ、其數二十有餘ありと云ふ、閑院左大臣冬嗣の物品にして、舉來代々長者初任の時に之を渡す例なり、江次第裏書には、勸學院に在りとし兵範記には、東三條殿倉町に朱器藏ありて、之に收めたることを記したり、蓋し水左記、台記、兵範記、玉葉等を考ふるに何れも長者の什寶に關するもの卽ち長者印、文書、朱器、台盤は共に同一藏に收めたるが如し、而して此の器の授受に關しては、兵範記治承三年十一月廿八日の條に詳しく見えたれば就て見るべし、

スキ　主基（次基）　大嘗祭（ダイジヤウサイ）を見よ、

スキガヘシ　瀧返（還魂紙）　紙屋紙（カミヤガミ）を見よ、

スキタゲンバク　杉田玄白　名は翼、字は子鳳、九幸と號す、玄白は其稱なり、前野良沢の生れし時、其母雜産にて絶命す、左右之を救ふに急にして、生兒を顧るに遑あらず、且雜産の子なるを以て生育せざるべしとし、布片に包み、之を厨側に置けり、既にして之を顧るに、命猶全くして、加ふるに男子なりしかば、人々再び悲胃を開き、乳哺養育して漸く生長するに至れり、年甫めて十八、江戶牛込矢來なる若州侯酒井氏の邸内に在り、一日父に告げて曰く、不肖兒此齡に至るまで、疎慢にして徒に日を消したり、願くは自今新たに眞師を求めて本業を習はんと、父欣然として之を許し、卽ち當時二本榎に住せる官醫西立哲に就きて外科の術を學び、また本郷なる龍門先生宮瀨三郎右衛門に從うて經史を研精せ

しむ、廿五歲の時藩主より部屋料五人扶持を賜ふ因りて父に請ひて外宅す、父殁後、新大橋なる藩の中屋敷に移る、茲に於て醫學創始の事あり、居る事數年、再び濱町に外宅し、これより家學を全廢せんとし、奕世傳來の和劑藥科と稱する書を檢するに、皆譯官を以て彼國人より聞書せるもののみにて取るに足るべきなし、尙漢土の外科書を涉獵するに、亦疏濶にして遽從する所を知らず、卽ち新たに日本一派の外科を創立せんと思惟し、日夜研究する所あり、瘍科大成數卷を選述す、其後和蘭原書人身内景圖を見、臟腑筋脈等漢說と大に異なるを疑ひ、明和八年三月、小塚原に於て刑死の屍を解剖

杉田玄白

（押花白玄）

東京大槪文化所氏彦藏（史料編纂掛蒐集）

し、之を其圖に徵するに、怡も符節を合するがごときに心服し、遂に憤然として、同志と共に、其圖說を翻譯せん事を謀り、前野玄澤會主となり、玄白及び桂川甫周、中川淳庵、石川玄常等數人、毎月數回相會して其文章を考定す、四年の間に稿を改むる事十一度、新譯解體新書と名づく、安永三年に至りて刻成り、之を幕府及び諸家に獻進せり（「カツラガハホシウ」參看）實に蘭書翻譯の嚆矢なり、註に於て玄白の名海内に轟き、治を請ふもの常に門前市を爲す、晚年に至り將軍に謁す、文化十四年四月十七日殁す、年八十五（日本人名辭典）解體新書亜に約圖（他數人との編著）外科備考、和蘭醫學問答、和蘭醫說、和蘭事始、養生七不可、形影夜話、天眞樓漫錄、後見草等（洋學大家略傳）

スキノコホリ　周吉郡（所在地）歷岐國島後（出典）倭名抄に賀茂（カモ）奄可（アムカ）新野（ニヒノ）等の郷見ゆ、郡名考、「シユキツ」、郡名錄「スキツ」と稱キに復す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

スギハラガミ　杉原紙（名稱）紙の一種、播磨國揖東郡（今揖保郡）杉原村より造出せし紙なる故に名づく、「スイハラ」、「スイハ」、「スイ」とも云ふ、後ち糊を入れたるを糊入と云ふ（出典）延喜式、諸國貢進物、和名抄、本朝文粹、北條九代記に、承久元年杉原紙始流行とあれば、鎌倉時代より盛に用ひられたるものなり、杉原紙の中にて愚草尤も始めなりと云ふ、好古小錄に、古代の杉原は板スキとて麤めなし、奉書も、奉書は麤めありと云へり、室町時代以後武家には一束一本と稱し、祝儀の贈遺には必ず此の紙を用ひたり、（「イツツクイツポン」を見よ）後には備後より製出するを上等とし、伊豫、加賀、出雲、備中、丹後、但馬、土佐、大和の吉野等より製出するに至れり（雜記）

大廣（縱一尺一寸、横一尺五寸）御上杉原と稱す、大物（大さ同上）大中（縱一尺八分、横一尺五寸）漉込（大同上）鬼杉原とも又十帖紙とも云ふ、色鮮明ならず、一束一本に用ふるは此紙なり、大谷（本谷、縱一尺一寸五分、横一尺七寸）中谷（小谷、縱一尺一寸、横一尺五寸）荒谷（縱一尺一寸五分横一尺七寸）八分（縱一尺八分横一尺四寸八分）久瀨（縱九寸六分、横一尺二寸六分）思享（縱一尺五分又は一寸横一尺四寸五分）以上は皆播磨國にして、此他は國によりて名づく、但馬杉原（中品）丹後佐次杉原、備後三好杉原、加賀杉原、土佐杉原（中品）大杉中杉（以上共に粗質）美濃杉原、阿波杉原、豫後杉原（質密）安藝廣島杉原（同上）同大杉（色白肌滑）下野那須杉原、因幡杉原（奉書ともいふ）越前杉原、岩山杉原、丹後杉原（中品）大和吉野杉原（下品）同小廣（小吉野、小クダとも云ふ）信濃杉原等なり（文藝類纂）

スキビタヒ　透額　冠（カンムリ）の名所を見よ、

スキヤ　數寄屋　室町時代以後、茶會の爲めに、別に小さく建てたる一棟の座敷、茶室、閑居とも云ふ、俗にいふ茶座敷なり、數寄とは、嗜好、好事の語意にて、茶事を嗜める者の居所なるを以てかく名づくといふ、嬉遊笑覽に、「茶聽問話に、昔は茶會の席とて、制に定めてはなく、其席々に見合せて爐を切て點じ、珠光の座敷などは六疊鋪なりしとぞ、但し爐の切處は疊疊じきにても三所あり、其傳にあげて切と、道具疊のむかふの地敷居へおし付て切との一ツなり、然るに武野紹鷗が四疊半の座しきを作りはじめ爐を下中に切りしより以來四疊半構といふことありて、其の後利休三疊大目構の座敷造り始めて爐を中に上て切りしより、大目構の爐といひならは

し、其の頃より昔からいひ傳へしあげて切、さげて切といふ詞は捨り果て、今の世などは、昔かゝることありしといふ事もしらぬ茶人多しといへり、四疊半鋪は紹鷗に始まるにあらず、東山殿の同朋仁齋是れなり、今に慈照寺にあり、これ其の始といへり、小座敷はもと餐居といふ、今いふ部屋などのごとし、即ち居間なり、古事談敦光朝臣愛酒して不斷餐居の棚に置、また伴別當人を相する條などにも見ゆ、源仲正が家集に「北東風にけゐの床までとほりつる小雪はみすのふるふなりけり、是れをひたひつきともいへり狹き故なり、砂石集ひたひつきしたるけゐと有り、又身ほひたひつきの内に居て前の爐にて火を焚といふこと見えたり、ここは僧家のけゐなり、按するに茶室はこれを用ひたるものなり、但し圍ひは利休が泉州堺淨土寺の緣側を三帖しき屏風にて圍ひ茶湯せしより始まるとなむ、それ故に園は新たに造るも片庇なり、數寄屋は棟を別に立るといへり、中くゞりはもとはなくて猿戸なりしを、古田織部正中くゞりといふことを始む、圍ひ作事に種々織部の仕出したること多しとぞ、宗旦物語に、そのむかしは長押に張付したる四疊半に臺子飾り、茶湯をしたり、宗易覺悟して竹椽さひ壁など樣の栖居にしつらふ、小座敷には臺子取合す、或はいふ昔は臺子にて爐はなし、但し丸き餓のだうばな板にきり入りしは球光紹鷗時代より有り、今爐の灰を隅なをけて、丸き形にするはそれ故なりといへるは非なり、地火爐は古へよりあり、四隅より灰よりあくるは唯火をもたする爲めなり、又だうこは丸きものをいふべからず」と見えたり、

スキヤバウズガシラ 數寄屋坊主頭 江戸幕府の職名、茶礼、茶器を掌り、殿中の喫茶に供す、又單に數寄屋頭ともいふ、若年寄の所管にして三員あり、高百五十俵とす、其下に數寄屋坊主組頭、數寄屋坊主あり、被官に袋師、張付師、風呂師、釜師、檜物師、表具師、唐木細工師等あり、組頭は十一員あり、和一を召して鍼を進めしめしに効驗ありしかば、白銀五十枚を賜ひて賞せらる、時に寛享二年正月八日なりき、尋で俸二十口を賜ひ、遂に進みて八百石に至り、元祿五年五月九日更に擧げられ關東總鍼檢校となり、七年五月十八日病を以て其家に歿す、年八十五、本所彌勒寺に葬る、和一鍼術に練達し、又はじめて管鍼を用ふるの法を發明す、門人三島安一に至り、更に其業を擴張し、講堂を千住、板橋、新宿、品川、其他諸國に於て四十五箇所に增設し、鍼術を業とするもの、みな殆んど其門に出づ、所謂杉山流鍼術これなり

参考 療治大概集、選鍼三要集、節要集、之を杉山流三部書と稱し、其徒の最祕する所なり(日本醫學史)

スキワタドノ 透渡殿 透廊(スイラウ)を見よ、

スクエウシ 宿曜師 廿八宿九曜の行度を以て、人の運命を考ふる者を云ふ、宿とは說苑に、宿者、日月五星之所宿也、又星宿各止其所、故名之宿、二十八宿、亦名二十八次、次宿也とあり、孟津に、宿曜師は、智證大師の持來なり、當時斷絕なりといへり、篷窓錄に、宿曜師は道家と云者也、北斗を祭り所禱など勤る者にて、非神道、非佛道、又非陰陽者也、當時此類京師にも、たまたまは有之候へども、俗人にて候、宿曜師珍賀法橋と云者に、月輪殿北斗臨院と云類を召き給りたる事、玉海に出たり云々、昔は出家なるにやといへり、釋家官班記に、諸道宿曜佛師經師、各國時有二勤賞一、と見えたれば、佛師經師の如く、昔は寺々にありしものと見えたり、玉海に、藍

を讀ましめ、墨くこれを暗記せり、即ち京都に赴き、術を入江豐明に受け、其蘊奧を窮め、名聲漸く高く治を請ふもの漸く多し、偶々五代將軍綱吉病あり、和一を召して鍼を進めしめしに効驗ありしかば、白銀五十枚を賜ひて賞せらる、時に寛享二年正月八日なりき、尋で俸二十口を賜ひ、遂に進みて八百石に至り、元祿五年五月九日更に擧げられ關東總鍼檢校となり、七年五月十八日病を以て其家に歿す、年八十五、本所彌勒寺に葬る、和一鍼術に練達し、又はじめて管鍼を用ふるの法を發明す、門人三島安一に至り、更に其業を擴張し、講堂を千住、板橋、新宿、品川、其他諸國に於て四十五箇所に增設し、鍼術を業とするもの、みな殆んど其門に出づ、所謂杉山流鍼術これなり

参考 療治大概集、選鍼三要集、節要集、之を杉山流三部書と稱し、其徒の最祕する所なり(日本醫學史)

スキワタドノ 透渡殿 透廊(スイラウ)を見よ、

スクエウシ 宿曜師 廿八宿九曜の行度を以て、人の運命を考ふる者を云ふ、宿とは說苑に、宿者、日月五星之所宿也、又星宿各止其所、故名之宿、二十八宿、亦名二十八次、次宿也とあり、孟津に、宿曜師は、智證大師の持來なり、當時斷絕なりといへり、篷窓錄に、宿曜師は道家と云者也、北斗を祭り所禱など勤る者にて、非神道、非佛道、又非陰陽者也、當時此類京師にも、たまたまは有之候へども、俗人にて候、宿曜師珍賀法橋と云者に、月輪殿北斗臨院と云類を召き給りたる事、玉海に出たり云々、昔は出家なるにやといへり、釋家官班記に、諸道宿曜佛師經師、各國時有二勤賞一、と見えたれば、佛師經師の如く、昔は寺々にありしものと見えたり、玉海に、藍

久八年四月二日、今日巳時有二北斗本拜事一、依二宿曜師慶算申一也、假令巳年生人、巳月巳日巳時、向二巳方一拜二本命星一也、十三年一度遇遇云々、其儀者、衣冠持二念誦一拜之前、數二淨鹽一、立二白木案一、花瓶一口、火鉢一口、小幣帛九本、南庭儲二座一、刻報降居、其座先拜二本命星、武曲星、十二度、次更拜二七星、各一反、次歸昇、中宮巳御年也、中將又同、仍若二此拜一、今旦先洗二頭也一、と記せり、續古事談に、登昭と云宿曜師、大殿をさなくおはしましけろ時、宿曜の勸文に、十九にて大臣になり給ふべしと勸へたりけるに、はたして其まゝ十九にて大臣になり給けり云々」、源氏桐つぼに、すくえうのかしこき道の人に考へさせ給ふに、同じさまにまうさせば云々」、吾妻鏡に、嘉祿二年四月八日、去一日、若宮蟻怪異事、動搖不安之由占申之上、宿曜師珍賀法師、可レ有二御慎遵行一之旨言上云々」、など見えたり(鶴岡放生會職人歌合註)

スクシ 宿紙 「シユクシ」に同じ、同條を見よ、

スクネ 宿禰 名義 尸(カバネ)の一種、足尼、叔尼、宿尼、足禰とも書て、書紀私記に、昔稱二皇子一爲二大兄一、又稱二近臣一爲二少兄一也、宿禰之義取二於少兄一也、とあり、古事記傳之に從へり、玄同放言は、輔佐なりといへど信じ難し、氏族考に、少兄の假字にて高麗の少兄に摸せしものならんと云へり、中田薫氏此說を贊し、邦語のアニ、アネ、エ、ネは、共に韓の ŋiri の轉なること白鳥博士の說きし處にて、少兄を韓訓にて讀めば ŋoŋ-iri にて邦語のスクナエ、スクネと同語なりと云へり 思案 もと臣等を尊み親みて云へる稱にして、姓ならざりしことは、書紀に、穗積臣大水口宿禰、的臣蜂田宿禰等あるにて知るべし、天武天皇の十三年十月に、八色の姓を改定せられし時の詔に、三曰二宿禰一、とありて、此時始めて姓の稱となれり、同年十二月、五十氏に宿禰姓を賜へりし氏々は、蓋は背蓮姓の氏のみなれば、宿禰は大古の連姓に比ずべきものなるべし、又坂上氏に限りて大宿禰といへり、坂上氏人に宿禰姓を給へることは、延曆四年六月の條に見えたれども、大宿禰と稱すべきよしは見えず、姓序考の說に、同年七月の條に、從三位坂上大宿禰苗田麿云々とあれば、六月以後七月以前に大宿禰の稱を許されしを、國史に脫せしならんといへり、從ふべし、なほ姓の條を合せ見るべし 詳解 左の如し(書紀、續紀、古事記、古事記傳、倭訓栞、姓序考、姓名錄抄、可波根考、古今要覽稿)

漢人 吳漢 井原 東部 張 長峯
常世 フヒノウミ 凡海 羽束志 大日干 小治田 栗安
淺井 イハノウチ 新家 ニツカ 磯部 伊賀 栗前
石内 長我 ナガキ 伯書 朝來 錦 清岡 神田
御野 矢俣田部 御立 大友 羽栗 長部
伊岐 能登 八戸 タヘ 志賀 榎井
十市 宮原 田使 若湯坐 各務
三宅 小長谷 豐岡 井上 逢部 清田 神 アノキ 丈部
雀部 サヽイヘ 大春道 大國 大仁 秦 高志
太秦 ヨツ 額田 長枝 蘇主 常澄 眼部 我彌
清世 金剌 美 櫻島 山城 奈癸 ナキ
商長 アキナヒ 清井 若江寺
主夷 マヒ 漆 坂合部 上匂 三池 飛鳥部
麻績 オミ 守保 河内 美麻那 勝 卜部
村主 スクリ 麻田 石城 竹田 蘇犬養
佐太 利部 生池 高尾 高田 有道 民
石作 遲波 酒波 長 宗岡 稅部 田邊 吉身
藏人 ヒトクラ 揺守 長尾 安名 ヤスナ 服 五百木部 ヤホキ
穴太 鳥井 凡部 ホヘ
吉志

海 アマ 椿部 榎本 巨智 當世 上村主 カンノスクリ
安曇 丹生 ニフ 椋橋 若狹 猪 越智
石野 イハノ 坂上 ヤカノヘ 狛 深根 渓部 大石
品治 清内 ヒツ 尾張 春日戸 國 縣
葛井 日下 クサカ 滋善 津守 船木 朝 シヲ
阿刀 金集 ハヒ 委文 シヒ
大田部 津伊編部 守部 八木 守 カミ 私 キサイチ 幡美 高市 タカ 大鹿
倉橋部 建部 直 間人 シヒヤト 珍 ヒ 中野
三津 甲可 的 忍海 吉川 訓
嶋上 武藝津 上 船 道 高安
綾部 出雲 渡津 土師 酒井 善世 丹波
桑名 カハラヒ 文山 小槻 日下部 桑原 フン
語 滋生 イカフ 櫛磨 丹比 ヒ 川合 文
大縣 伊香 イカフ 古候 ヒツコ 六人部 ムヒト 安部 途川
板持 ウハヒトリ 依智 ヒチ 美努 狩 伊水 石栗
神服 ハトリ 志賀 シカ 三野 藏垣 眞髮部 葛木
赤坂 新井 ニヰ 宇自可 池上 物部 宇治
矢田部 春米 ツイシキ 入間 氷 佐爲 中科
厩高 高丘 山田 榮井 吉井 大和
額田部 大伴 大田 太秦公 ウヅマサキ 蹴部 玉祖
谷 布留 海犬養 酒人 巫部 カムナギ 武生 ムヒ 箭集 ヤナ
畝火 檜原 平田 磐多 治比 ヒ 筑紫
新田部 依羅 ヨサミ 和爾部 淨村 清宗
清字 ウミ 猪使 ヰカヒ 三島 小子部 チイサコ 眞神 若犬養 高村
中臣 田部 祝部 丸部 阿部 下部 伊編部
委部 掃部 石村部 猪名部 長谷部 曾我部 凡河内
春日部 見池 上野 大春日 椿戸 三枝 宇編備
善 櫟田 中臣酒人 カハヒ

スクリ 村主 名義 尸の一種、名義に就きて數說あり、(一)韓語に村をすぎと訓めり、ゲ反ギな

れば同語なり(倭訓栞)、(二)天智紀二年に白村江あり、新羅の地名なるが、村をスキと訓み、又欽明紀二年皇極紀元年共に主をニリムとも訓り、然らば村主はスキニリムの合語なるを、ニキをキに約め、キをクに轉じてスクリとなれるにあらじ歟(氏族考一説)、(三)韓語にて村長の義なり、韓語スキヌリの轉約にて、スキは韓語の村、ヌリは國語のアルジのアルと同語にて、主人主長の義なり(可波根考)、(四)サツクリの約にて、得物攫の意なり、サツは能く物をみとゞめて、其美物を攫りとれる古語にて、諸國の里邑の長として、各地の美物を攫定て、貢進れるものなさしての美稱が、姓となれるなり(姓序考)、(五)俊秀の義にて、村中の主首となる俊秀人を攫て村の主とするより村主と書けるなり(氏族考)、(六)村主は總領なり、須久利は須布流なり、クとフと横音通へり、リとルと五音亦通へり、スクに村字を借りたるは、村落の意にて、スダクの中略ならん、主をリと讀むは、大物主の主の如し云々(玄同放言)、按するに第三説從ふべし、又姓序考に村首は村主とは別にして、ムラオビトとよみ、屯倉首の義なりと云へり

姓氏族考 氏族考に、成務天皇四年の詔に、國郡立レ長、鮮邑置レ首と見えし時おかれしものにて、もと諸國邑里の長として、其地を治むる職なりしが、後ち轉じて姓となれるなりと云へり、姓の正しく書に見えしは、孝德天皇大化二年正月の詔に、別、臣、連、伴造、國造、村首所有部曲之民云々」とあるをはじめとす **神祇** 左の如し(古事記傳、古史傳、姓序考、姓名錄抄、可波根考、古今要覽稿)

錦織(にしこり) 牟佐(むさ) 穴太 茶屋 古市 高安下 下 志賀穴太

スクワウテンワウ 崇光天皇 名義 御名は興仁、初め益仁、法諱勝圓心 系譜 光嚴天皇の第一皇子、御母は正親町公秀の女陽祿門院藤原秀子、北朝第三代の天皇 事績 建武元年四月降誕、暦應元年(南朝延元三年)八月、立つて光明天皇の太子となり、貞和四年(正平三年)十月讓を受けて、踐祚し、觀應元年(正平五年)位に卽く、二年(正平六年)足利直義兄弟氏と隙あり、其黨を率ゐて南朝に下る、尊氏卽ち大兵を擁して關東に赴き、子義詮を留めて、京都の留守たらしむ、義詮兵寡くして鎭護する能はざるを慮り、詳りて講和を南朝に請ふ、南朝また詳りてこれを許す、爰に於て義詮は十一月七日、天皇及び皇太子直仁親王を殿し、正平の號を用ふ、十二月廿三日劔璽寂(鴛神器)なり、三種神器「サンシュノシンキ」參看)を後村上天皇に奉る、翌日後村上天皇を尊びて太上天皇といふ、明年二月後村上天皇天王寺に幸す、伊勢國司北畠顯義兵を率ゐて來り從ふ、翌年男山に幸し、更に顯能及び楠木正儀等に命じ急に京都を襲はしむ、細川頼春防戰して利あらず、遂にこゝに死す、義詮大に懼れて近江に走る、顯能卽ち持明院殿を圍み、本院(光厳)新院(光明)の二上皇、崇光天皇、皇太子直仁を捕へて賀穴生に移し奉る、在位僅に三年なり、延文二年(正平十二年)許されて三上皇みな京都に還幸あり、崇光院は伏見殿に御し、明德三年(元中九年)十一月落飾、應永五年正月十三日崩す、御壽六十五、山城國紀伊郡堀内村、大光明寺陵に葬る(後鑑、大日本史、陵墓一覽)

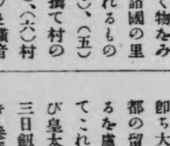

(崇光天皇御自署)

スケ 次官 四等官(シトウクワン)を見よ、

スケ 介 國司(コクシ)を見よ、

スケカウ 助郷 名義 江戸時代、街道筋の宿驛助成として、傳馬役夫を出さしむる爲めに、特に點定したる宿驛附近の村落を云ふ、蓋し街道の往來漸く繁きを加へ、宿驛のみにては其用を滿たす能はざるが故に、其補助として附近の諸村に課したるものなり、之に定助郷、大助郷の區別あり、(一)定助郷は、定置の助郷にして、平常其任務に服す、其割合は、高百石に付馬二匹、人足二人なり、其他の公役は免除せらる(二)大助郷は、臨時の用に供へたる助郷にして、諸侯參覲交替、或は番衆通行等の大通行ある時に出すものにして、其割合は、百石に付馬二匹、人足二人の割合なり、臨時の用に供する目的たるが故に、其他の公役を免除せり、後世往來の頻繁となりて、定助郷に不足を生じ、通行に差支を起しつゝあり、定及び大の名稱を合して定助郷と唱へ、人馬を增さしめたり **起源沿革** 文應元年十二月、鎌倉北條氏大番役別錄を停めて毎田五町に官駄若干を課し、以て驛傳の缺乏を補ひたることあり、これを濫觴となす、江戸時代に至り、元和五年四月、中山道の驛傳未整頓せざるを以て、各驛常備人馬を置く能はず、沿道領主代官及び郷村に課して人馬を出さしむ、其法知行每高百石に詰夫一人、每高百六十石に傳馬一匹、馬夫一人、諸郷は一年六人六匹を徵せしむ、これその起原とす、寛永元年十一月中山道太田川助郷船の爲に、高三千三百四十三石餘の郷村を付屬するに至て始めて助郷の名あり、明暦三年四月各驛に令して驛馬及び助郷馬を定備し、時々其遲傳の遲滯なからしむるに至て、助郷の制度始めて定る、萬治元年十二月、驛傳其付屬の助郷を酷使し、助郷之が爲めに付屬を賞ぜざるに至るを以て、宿驛

及び助郷に命じて賑恤を呈せしむ、元祿二年各驛助郷を取る者、皆其封境或は國郡を限るが故に、往々遞滯の患あるを以て、更に各驛近傍の諸村を擇て其所屬を定めしめ、同七年各驛所屬を一定せしむ、正德二年道中奉行助郷人馬の用法を陳じて、「其助郷人馬を使役するは、勉て驛家常備の人馬を用盡し、其足らざるを待て始めて定助郷に課し、尙足らざるに至て大助郷に課す、但東海道新根伏見の二驛は、舊來付屬助郷なく、守口驛は助人夫あつて助馬なし、故に直に此三驛を度越して、前後驛に至るを許す、又定助郷は、每高百石に馬三四匹、人夫五六人に止り、以上は皆大助郷に課す、凡助郷人馬は公私領の別なく、其石高に歷じて之を出さしむ、又東海道岡崎驛以西大阪に至る諸驛、及び中山日光兩道は、大助郷あつて定助郷なし、故に其定助郷に課すべき人馬も亦之を大助郷に課するを例とす、又奥州街道甲州道中に一定の助郷なしと雖も、行人輻湊の日は、臨時近郊の人馬を徵して以て之に充つ、蓋助郷の意なり」といへり、享保十年二月更に定助、大助の兩助郷を合して一に定助郷と稱ずしむ、延享四年四月沿道領主代官に令して助郷人馬を監督せしむ、曰く「近來助郷人馬の使用多く、頻に其怨訴を聞く、沿道領主代官宜く其下吏を出して卒然驛傳に入り、其人馬日締帳を查檢し、又其先例に照して正否を糺すべし、又助郷諸村皆總代人を撰びて、其驛家に出し、日々受領する所の人馬賃錢を以て、驛傳の日締帳に記入せしむべし、又驛傳に於て助郷人馬を召集せんと欲すれば、宜く先づ先例書の副本を以て助郷總代に示すべし、助郷諸村も亦、老人氣馬を出して纔に其數を充す等の事あるべからず」と、又同年各驛大災に罹るを名として助郷を苦役することを禁ず、天明七年正月東海道各驛助郷に命じて警戒を呈せしむ、近來其事中絶するを以てなり、慶應三年十月各驛助郷及び當分助郷の課役を解く、降りて明治元年三月、海內一同に助郷勤むべき旨を布告し、同年六月に、一般を助郷に組込み、凡東海道に七萬石、中山道に三萬五千石、脇街道に一萬石程の見込を以て附屬せしめ、京都には、傳馬所を設けて助郷十三萬石を附屬せしめ、又諸道助郷總代等の名稱を廢し、新に傳馬所取締役を置く、其後屢々組替或は改正する所ありしが、五年正月陸運會社を設置して、助郷を廢す(地方凡例錄、助郷考、驛遞志稿、法令全書)

スケノハカセ 助教 大學寮(ダイガクレウ)を見よ、

スケノミヤツコ 少領 郡司の一、「グンジ」を見よ、

スケヒトシンワウ 典仁親王 名義 自在王院と號す、後に慶光天皇と追號す **系譜** 東山天皇の孫、直仁親王(閑院宮)の王子 **事績** 享保十八年二月降誕、寛保二年三月中御門天皇の猶子となり、三年九月親王となる、延享元年九月加冠、翌年三品に叙し太宰帥に任ず、寛延元年九月加冠、翌年一品に叙し國務を代行を賜ふ、安永九年一品に進む、天明六年七月薨ず、年六十二、明治十七年三月、太上天皇の尊號を追贈し、慶光天皇と稱ぜらる、これ光格天皇の御實父たるに因てなり(野史、法令全書)

スコシ 酒胡子 名義 唐樂、壹越調廿五曲中の一、「シユコシ」とも訓む、一名醉公子、又酒飲子とも稱す、古樂にて小曲なり **起源沿革** 唐人遣飲の時之を用ふ、舞ありしが後世絶ゆ、作者傳來共に詳かならず(禮樂志)

スゴモ 簀薦 竹を御簾の如くに編みて、白生絹を裏に付け、白緣をつけたるもの、大饗などの時机の下に敷くに用ふ、延喜式に、食薦、堂薦、儀名抄に食單を「スゴモ」とよめり(類聚雜要抄、雅亮裝束抄)

スゴロク 雙六(雙陸) 並戲の一種、雙六に盤雙六と紙雙六との別あり、前者は古くより行はれ、後者は近代の製作に係り、其方法亦自ら異れり、

【盤雙六】 支那より傳來したるものなりと雖も、其時代は詳かならず、持統天皇紀三年十二月の條に「丙辰禁二斷雙六一」とあり、以て其已前既に流行したりし事を伺ふべし、なほ此文によりて考ふるに、當時にありては、專ら博奕の具に供せしなり、故に大寶の雜律、及び捕亡令にも、雙六樗蒲之類すべて博戲禁斷の文見え、續紀孝謙天皇天平勝寶六年十月乙亥の勅に「官人姓名、不レ長二憲法一、私聚二衆徒一、任意雙六、至二於濫迷一、無二順父命一、終亡二家業一、亦損二孝道一、望請遍仰二京畿七道諸國一、因令二禁斷一、其六位以下無レ論二男女一、決杖一百、不レ須二除贖一、但五位者、解二見任一、及奪二位祿位田一、四位以上、停レ給二封戶職田一、國郡司阿容不レ禁、亦解二見任一云々」とあり、延喜彈正式にも凡雙六者、無レ論二高下一、一切禁斷」とあり、是れみな賭博の害を憂ひての禁令なりしが、物を賭し、財を輸さゞるに於ては、弄ぶを許されしと見え、帝王公卿宮綾等の間にありて、盛に行はれし事、枕草子、源氏物語、大鏡、榮華物語、蜻蛉日記以下中古の書子類に數多散見せり、鎌倉時代に及び、武人間にも行われたれども、財物を賭する事は、古令に遵ひて之を禁じたり、貞永式目追加に「一以二田地領地一爲二雙六事、右博戲之科、禁制惟重、而近年非二普首一制符一、剩以二田地一爲レ賭之由、聞有二其聞一、自今以後可レ被二停止一、若猶令二違犯一者、早被二處二重科一可レ令二沒收一、其堪二矣」と見え、また吾妻鏡寛元元年十月の條に「雙

六、於二侍者可二被一許、至二下臈一永可二令二停止一」と見ゆ、下臈の輩のみ禁ぜられしは、單に遊戯としてのみならず、多くは蔫輸を爭ひ、闘擾の媒となる事あるが爲なるべし、江戸時代に至りては專ら上流婦女子の間に弄ばれ、一般には餘り行はれざりき、柳亭種彦の記に「廢れし遊びは雙六なり、予をさなき頃も、雙六をうつものは、百人に一人なり」と見えたり、而して此時代には最早博奕の性質は全然帶びずして、只遊戯としてのみ行はれし事、歴代の法令中、其禁なきにて推察すべし、かくのごとく江戸時代の中葉以後は殆ど婦女子の一部に限られしが、系統を盤雙六より引きたる紙雙六は、之と反對に大に世上に弄ばるゝに至れり、盤雙六の形狀並に方法を按ずるに、盤は縦七八寸、横一尺餘、高さ四五寸位の木盤にして、其面に圓の如く雙方に十二づゝの目を盛り、之に十二の馬(共に黒白の二種あり)を配置し、二箇の采を竹筒の中に入れ、互に振り出して、采の目の

(盤雙六圖(彦根屏風所載))

(紙雙六)

まゝに馬を進め、早く敵の線中に入りたるものを勝と爲す、維新以後、全く廢絶に歸したり(紙雙六)雙六といへど、前者とは甚だ異れり、蓋し采を振りて馬を動かすの法を應用して起りしものなるべし、佛法雙六、官位雙六などいへるは、其最も古きものにして、共に江戸時代の初めに行はれたり、其製たる、一枚の紙へ天台の名目、又は官位の次第を記したるものにて、全く兒童輩に佛法の名目、有職の品級等を心得させん爲めに作れるなりき、而して此雙六に加へ、繪雙六の起原を爲し、爾來各種の雙六は悉く之を學びたり、而して淨土雙六は、佛法雙六より一變したるものにして、まづ南閻浮州より振り出し、目の善惡により或は天道に登り、或は地獄に落つる等種々の趣向あり、萬治寛文の頃の、俳諧の發句に其名見ゆれば、古き事知るべし、また貞享の頃より、更に道中雙六あり、淨土佛法官位等の諸雙六は、みな所謂飛雙六なりしが、道中雙六は、振り出したる采の目の數ほど進むものなる事、普く人の知れるがごとし、これよりして繪雙六は日を逐うて盛んになり今日に至りてなほ衰へず、而して之を弄ぶには、元來其季節のごときに關らざりしを、いつの頃よりか獣がるた、羽子等と共に、主として新年の遊戯となりたり、なほ此種の雙六は、全く兒童の弄び物に過ぎずして、盤雙六のごとく、博奕の具に供ぜられし事あらず、從うて政府より禁ぜられし事もなかりき、(選魂紙料、柳亭筆記、嬉遊笑覽、如蘭社話、雙六沿革)

スザク　朱雀　逸年號、神皇正統記籠中抄合運圖等には、天武天皇元年相當と爲し、水鏡に、天武天皇大友皇子を亡し給ふ年八月に御門野上の宮にうつり給ひたりしに、筑紫より三足の雀の赤きな獻りしかば、年號を朱雀元年とぞ申侍りし云々」といへり、年代記皇代記二中歴等には、天武天皇十三年の年號、二年繼續と爲す(逸年號考)

スザク井ン　朱雀院　所在　京都三條の南、朱雀の西、方四町を占め、境内廣く、稻梁殿、鎮守石上明神、畢町、島町等ありしが如し○又四條後院とも云ふ、四條坊門に在る四條後院とは別なり　起源沿革　累代の後院、嵯峨天皇始めて造られ、後院とし給ひしものならん、朱雀院の史に見えたるは、繼後紀承和三年五月癸亥、以二平城京内空閑地二百卅町一奉レ充二太皇太后朱雀院一」とあるを初見とす、嵯峨崩御の後太皇太后橘嘉智子之に御座し給ふ、仁明天皇承和五年十一月三十日太后朱雀院にて五位已上に宴を給ひたり、後ち累代の天子皆之を後院とし給ふ、清和字多醍醐朱雀天皇の如き是なり、天暦四年燒失す、後ち再び造營して村上天皇の中宮藤原安子の御所とし給へり、後朱雀天皇も亦之れを後院とし給ひしものなるべし、二條天皇保元三年九月七日造營せり、治承元年正月朱雀院内の石上明神燒失す、建久三年正月後白河法皇の新院野起請に、「萬歳之後、朱雀院別當以下可レ令二參向一者也」とあるを見れば、朱雀院は、後白河法皇傳領して、殿然として此頃まで存せしこと明なり、この後ち史料少くして興廢のこと詳かならず(後院考)

スザクオホヂ　朱雀大路　平安京城宮城の南面の朱雀門より、南梅の羅城門までの大路を云ふ、廣二十八丈、其東を左京とし、西を右京とす、延喜式に、朱雀大路廣二十八丈、自二垣半一至二溝邊一各一丈八尺、(垣基三尺、犬行一丈五尺)溝廣各五尺、兩間二溝十三丈四尺とあり、尙ほ皇居(クワウキヨ)參

看、

スザクテンワウ　朱雀天皇　名號　御名は寛明、法諱佛陀壽　系譜　醍醐天皇の第十一皇子、御母は藤原基經の女穩子、第六十一代の天皇　事蹟　延長元年七月降誕、同三年十月醍醐天皇の太子となり、同八年九月禪を受けて踐祚し、十一月卽位す、此時に當り政綱既に弛みて、京都と地方との氣勢通するなく、加ふるに旱水風蝗の災害屢々臻りて詳盜横行せり、而して殊に山陰南海の地は海賊極めて多く、公私の船舶にして掠奪せらるゝもの尠なからず、また地方にありて豪族漸く興起の姿を呈して、政令四方に及ばず、遂に天慶年間に及び平將門藤原純友等の變となれり、天皇卽ち兵を遣はして之を討たしめ、幾干もなくして平ぎしと雖も、世態全く一變せんとするの兆、實に茲に崩せり(テンゲウノラン)參看)天慶九年四月位を村上天皇に讓りて朱雀院に移り、爾來屢々嵯峨、醍醐、大井河、宇治、東山等に幸し、或は芹川野、栗隈野等に遊獵を試み給へり、天暦六年三月薨襲、四月仁和寺の本院に還り、八月十五日崩ず、御齡三十、在位十六年、改元するもの二、山城國宇治郡醍醐村醍醐陵に葬る、天皇政寛仁を尙ぶ、人以て寛に過ぎたりとなせり、藤原忠平此事を以て奏上し、密に諫むる所ありしに、天皇は朕これを先帝に聞く、卿の先人嘗て云ひしに、政は琴を張るがごとし、大絃急なれば小絃絶えんと、朕もし戰急にせば下民は堪へざるべきなりと宣へり、また服御常膳を減じて下民を仁惠し給へる事も屢々なりき(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

スザクモン　朱雀門　名義　大内裡外郭十二門の一、又大門、南門、重閣門、大伴門、(伴氏作る故なり)(アマコヒノモン)雩門ともいひ、又スザカノモンとも云へり、三代實錄に、大明宮南面五門、正南曰二丹鳳門一、夫丹鳳朱雀其義是一、然則以二其在一南方一故謂二之朱雀一乎」とあり　所在　大内裡南面の正門にして、内は應天門、外は羅城門と相對し、朱雀大路より宮城に入る口に在り、東に美福、西に皇嘉の二門あり　起源沿革　桓武天皇延暦十三年、大内裡を經營せられし時、伴氏之を造る、大さ七間、戸五間、二重閣なり、左右の衛士共に之を衞る、圓檀丹楹を以て彩り、東西各一間、東面四面各二間、並粉壁す　東西各八間に腋門あり、嵯峨天皇弘仁九年、額を改め、弘法大師の筆額を掲ぐ、永祚元年八月大風のため顚倒す、保元三年之を修造し、旅行朝臣の書せし舊額を撤し、前關白忠通の書額を掲ぐ、元久元年後京極攝政また額を書し、建暦二年十月、盡に諸門顚倒の爲め新に額板を製し伊經入道の筆額を掲げたり、尙ほ皇居(クワウキヨ)參看(拾芥抄、大内裡圖考證)

スサノヲノミコト　素盞嗚尊　系譜　伊弉諾尊の皇子、御母は伊弉冊尊、天照大神の御弟　事蹟　父母の兩尊國土經營の功稍々其緒に付くに及び、所謂三貴子を得、天照大神に高天原、月夜見尊に滄海原、素盞嗚尊に天の下を統治せしめ給へり、(古事記並に紀の一書には、素盞嗚尊を滄海原の君と定めらるると見ゆ)然るに素盞嗚尊は勇悍にして天下を治めず、暴惡の所業多かりしかば、父母の二尊大に之を憂ひ、汝は無道にして此國に君たるべき資にあらずと宣ひ、遂に根の國に放逐す、根の國の所在詳ならざれども、恐らくは、出雲の地方ならんか、時に尊は一度天照大神に見えて退居せんと欲し、高天原に赴くに當り、溟渤跋蹇し、山岳鳴動ぜり、大神大に驚き、尊に異志ありて、我國を奪はんとするものなりと爲し、兵備を整へて之を俟つ、然るに尊は決して惡意のあらざるを疑疏せるを以て、大神の怒りやゝ解け、遂に此二神は互に誓約して、各々皇子女を生みて赤心を表したり、然るに幾干もなくして尊の行動は更に横暴となり、大神の御田を害し、大神の新嘗殿を碎き、大神の霜服殿を侵す等無狀の事多かりしを以て、大神大に怒り天の岩戸に隱れ給ふ、此に於て天地悉く暗く邪神並び作る、諸神卽ち相議して漸く大神の怒りを慰めて岩戸より出し奉り、遂に尊に謹ずるに贖罪を以てし、之を根の國に逐ふ(アマノイハトノヘン)參看)かくて尊は皇子五十猛の神を率ゐて新羅國曾尸茂梨の地に至り、後歸りて出雲國に赴き、簸の川上なる鳥上の峰に到り、足名稚、手名稚なる二神の爲めに高志(同國神門郡)なる八岐の大蛇の伐り平げて其女櫛名田姫の死を救ふ、時に大蛇の尾より名劍を得たり、これ私に有すべきものにあらずとて使を以て大神に獻ず、天叢雲劍また草薙劍と稱し、三種神器の一に備はれるもの此の劍なり、既にして尊は櫛名田姫と婚し、宮を須賀の地に立て、之に移る、彼の有名なる「八雲たつ出雲八重垣妻ごうに八重垣つくる其八重垣を」といへる歌は、其時の詠にかゝる、これ三十一文字の短歌にして今日に傳はるものゝ中、最古きものと爲す、後遂に根の堅洲國に就き給へり、「アマテラスオホミカミ」參看(古事記、書紀)

スヽシキダウ　修式堂　「シウシキダウ」を見よ、

スヽジンテンワウ　崇神天皇　名號　御名は御間城入彦尊、また御間城入彦五十瓊殖天皇と稱す、なほ其德化を賛し御肇國天皇と稱し奉る　事蹟　開化天皇の第二皇子、御母は大綜麻杵の女伊香色謎命、第十代の天皇　事蹟　開化天皇十年降誕、卽位の初め疾

疫行はれ、死亡するもの多し、天皇愛惧し罪な神祇に請ふ、是こり先天照大神及び大國魂神を殿内に祭られしが、此に至り其神威を憑さん事を恐れ、皇女豐鍬入姫なして、神殿霊剣を倭の笠縫村に遷し、以て天照大神を祭らしめ、別に鏡剣を摸造して殿内に奉安し、髫髮の御型と爲し給へり、十年大彦命を北陸に、武渟川別を東海に、吉備津彦を西海に、丹波道主命を丹波地方に遣はして教化を布かしめ、命を奉ぜざるものあらば、兵を擧げて之を討たしむ、之を世に四道將軍と稱す、其發するに際し、武埴安彦の叛あり、幾干もなくして誅に伏せり、按ずるに四道將軍の發遣は、只單に地方を巡回せしめしに止らず、其土地に皇族を分布するの精神なりしものゝごとし、故に記紀及び姓氏錄によれば、將軍等の後裔が、各其任國の附近に蕃衍し、皇族の威望、能く荒服の豪族を壓したるの事情を想像するに足るものあり、十二年はじめて人民を校し、更に課役を課す、これを男の弭の調、女の手末の調といへり、是に於て天下能く治り、家給し人足る、故に稱して御肇國天皇と稱し奉る、六十二年七月、諸國に詔して池溝を開きて農業に便せしめ、壽で依網池、苅坂池、反折池等を作らしめらる、在位六十八年にして、其十二月五日崩ず、御壽百十九、大和國磯城郡柳本村、山邊道勾岡上陵に葬る（皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽）

スシユンテンワウ　崇峻天皇　名號　御名は泊瀬部、また長谷部之若雀天皇とも稱す　系統　欽明天皇の第十二皇子、御母は蘇我稻目の女小姉君、第三十二代の天皇　事蹟　推古天皇十四年降誕、是より先任那、新羅の亡ぼす所となる、是に於て天皇即位の四年之を復ぜんとし、紀男麻、巨勢比良夫、物部臣、大伴噛、葛城烏奈良を以て大將軍と爲し、兵二萬餘を率ゐて筑紫に屯し、吉士磐金を新羅に、吉士木蓮子を任那に遣はし、任那府再興の事を察問せしむ、（後ち新羅遂に任那を復建せり）此の時に當り蘇我馬子大臣として威權朝野を傾け、頗る專横なり、天皇意平かならず、密かに之を除かんとし版戸皇子に謀る、皇子諫めて曰く、陛下只少しく忍び給へ、然れども天皇堪ふること能はず、五年會々山猪を獻じたるものあり、天皇これを指し、左右に語りて曰く、何れの日か、朕の讎惡する人を殺す事、此の猪を斷るが如きを得んと、馬子聞いて懼れ、東漢直駒をして試遂を行はしむ、時に十一月三日なりき、御壽七十三（或云七十二）大和國磯城郡多武峯村、倉梯岡上陵に葬る（紀、水鏡、皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽）

スズ　鈴　驛　鈴を云ふ、「ニキレイ」を見よ、

スズカ　鈴鹿　和琴の名器、建暦御記に、與三玄上同累代寶物也、但毎年御神樂後、萬人持之、と見え、後鑒秘抄に、鈴鹿者、神教之悠音也、墨橋板之時、響妙律ことあり、

スズカケ　篠懸　山伏の著用せる法服の一種、修驗道（シユゲンダウ）を見よ、

スズカノゴホリ　鈴鹿郡　所在　伊勢國　起源　天武紀元年九月丙申、車駕宿桑名、丁酉宿鈴鹿、と見ゆ、蓋し國府此郡に在れば、國郡制定の際之を置きしなるべし　沿革　延喜式鈴鹿に作り、以後又同じ、倭名抄に、英多（アガタ）高宮（タカミヤ）長世（ナガヨ）鈴鹿（スズカ）枚田（ヒラタ）神戸（カムベ）驛家、等の郷あり、郡名考、スズカと稱し、以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

スズカノセキ　鈴鹿關　所在　伊勢國鈴鹿郡關驛に在り、五鈴遺響に、關驛の中町に、關屋野と字す所あり、或地藏堂より三町許西新所の驛中に一ノ木戸二ノ木戸と云地あり、是舊址なるべしと云へり、伊勢名勝志に、木崎村字國衙に在り、今舊址を存せずと云へり、藤田明氏は、後の說に從て、今の關町の南、停車場の邊に國衙關宿の字あれば、關所は恐くは停車場の邊なるべしと云へり、一說に、九度轉移せしより、九關山の名ありと云へど信じ難し　起源沿革　始め詳かならず、五鈴遺響に、大化二年の詔に關塞防人の名あるより、此時置かれたりと云へど、鈴鹿の名なきを以て斷定し難し、大寶令に、三關の名見え、義解に鈴鹿不破愛發とあるを初めとす、大寶令の三關が果して鈴鹿關も其一なるやは、確かならざれども、續紀和銅二年九月、藤原房前を東海東山二道の關剗を檢察せしめたりし時、伊勢守を賞したれば、義解の說を確かと見るを得へし、光仁天皇寶龜十一年四月、鈴鹿關四内城の太鼓鳴り、天應元年三月四中城門太鼓鳴り、同年五月鈴鹿城門並に守屋四門鳴動したり、延暦八年七月勅して、三關を廢して、兵器糧食を他に移し、官舍を便利の地に移し建てたり、當來兵士を配置することはなかりしも、關は存在せしものなるべし、即位崩御等常に警固使を遣はして、又諸人の紀行等によりて見るも關屋のありしこと明なり、吾妻鏡元久元年四月廿一日の條に、伊勢平氏が鈴鹿關所を塞ぎしこと見え、海道記に、鈴鹿關屋に宿りしこと見えたるにて、此頃まで猶然存したること知るべし、元亨元年後醍醐天皇勅して諸國の關を停止したれば、此の時鈴鹿關も廢せしなるべし、後ち伊勢の豪族等私に關を置きたりしと見え、永祿中織田信長伊勢を平げて、諸關を停止して往來の便を謀れり（五鈴遺響、伊勢名勝志、歷史地理、陽）

スズキウチ　鈴木氏　穗積氏（ホヅミウヂ）を見よ、

スズキハムネンリウ　鈴木派無念流　鈴木重明の創めたる劍術の流派、重明は、大學と稱す、初め斧八郎と號す、尾張家に仕ふ、幼より刀術を好み諸流を學ぶ、後ち岡田十松に從ひ其宗を得、更に工夫を加へ鈴木派と稱す、天保二年六月二日死す（武術流祖錄）

スズシ　生絹　生絲機の未だ練らぬ絹布の名、清しの義にて、練りたるものに對しての稱、延喜式には、素を「スヾシ」とよめり、

スズゼニ　錫錢　錫にて作りたる錢貨をいふ、玩弄品、類聚雜要抄に、掛屋調度事、甲身小筥納十二合、（十二時形、單功百八十疋、各十五疋、以銀遣、入之淮物）五合、（湯玉丸玉卅果、同平玉卅、銀錢卅、白錫錢卅、各納之）とあり、雜要抄の編者不明なりと雖も、恐らく室町時代の初めの編に係る事は其證あり、錫錢を弄びしもの、蓋し南北朝時代の前後なるべし、

スズノコホリ　珠洲郡　所在　能登國　起源　續紀元正天皇養老二年五月乙未の條に、割二越前國之羽咋能登風至珠洲四郡一始置二能登國一、と見えたれば其始め越前の國に屬せしものとす　沿革　天平の時大伴家持此郡より船を發して大沼郡に還るの歌萬葉集に出づ、倭名抄に、日置（ヒキ）草見（クサミ）若倭（ワカヤマト）大足、餘戸等の郷あり、郡名考、スヾと稱し、以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

スズノリウ　鈴奏　行幸の時、出御の前、供奉する鈴を申請ふ奏、及び還御の時、進め奉る奏を云ふ、常に少納言之を奏す、少納言闕如の時は少將代り奏す、西宮記裏書に、若少納言遲參者、少將相代奉二仕鈴奏一、其儀闕司奏了、退歸之後、入レ自二左掖門一經二長樂門前橋一進就二版位一、揖而奏云、御共申持仕鈴奉、鈴鳴、申云々、還御時、撤二御輿後、不レ待二闕司奏一、進レ自二長樂門前橋一頭奏云、御共持奉、鈴遂申云々、と見えたり、

ススハラヒ　煤拂　名義　公武並に民間における年中行事の一、十二月中の或日を以て、屋内の塵煤を掃除するをいふ、又「ススハキ」「ススストリ」ともいへり　起源沿革　煤を拂ふの事は古來よりありしと雖も、其恒例の行事となりしは何時なりしか、詳かならず、武家にては、吾妻鏡嘉祿二年十二月六日の條に、「爲二大膳權大夫奉行一、召二陰陽師等一於二御所一、歲末年始雜事日次勘申之、御煤拂事有二祀論一、文元朝臣申云、煤を掃除するをいふ、又「ススハキ」「ススストリ」ともいへり　起源沿革　煤を拂ふの事は古來よりありしと雖も、其恒例の行事となりしは何時なりしか、詳かならず、武家にては、吾妻鏡嘉祿二年十二月六日の條に、「爲二大膳權大夫奉行一、召二陰陽師等一於二御所一、歲末年始雜事日次勘申之、御煤拂事有二祀論一、文元朝臣申云、云へり起源沿革

スズリ 硯 [古訓]文房具の一、墨を磨るの用に供す、故に古くは「スミスリ」と稱す、新撰字鏡には、「トキミガク」といへり、瓦、陶器、石、又は木を以て作る、又袖中、東海、肇の海、心の海、石使とも云ふ、又鄭瓦、陶泓、馬鈴、龍潤、陳玄、黑陳、石痾侯等の異名あり[説文解字]始め詳かならず、蓋し肇墨と同じく支那より傳來せしものならん、又吾邦にて製造せし始め詳かならず、初めは特に瓦硯陶硯を貴びしを以て、今日に傳はれるもの稀なり、延喜式に見えたる鍍漆硯、猴顔硯の知き、皆瓦硯なりと云ふ、又石硯をも用ひたり、弘法大師の所用と傳へられたる風字硯、或は北野神社所藏の松風硯、孰も石なりき、室町時代を歷て瓦硯の需用漸く減じ、江戸時代には、諸國より硯石を産出すること多きを以て、瓦硯は僅に山城にて造るものと、好事者の古瓦を鐫するに過ぎざりき[説文解字]材料によりて名づくるもの、瓦硯(中右記天承二年閏四月十三日の條に見ゆ)陶硯(長曆官符に陶猿頭硯と見ゆ)石硯(菅家文草に見ゆ)銅硯(榮花物語根合の卷に見ゆ)木硯等あり、形によりて名づくるもの猴膝硯、猴顔硯、圓硯等あり○硯の製法、硯の石材等に就ては、詳しく文藝類纂に見えたり、今其一條を知らさんが爲め前頁に圖を示せり、尙ほ調度(テカド)の挿繪參看(文藝類纂、古事類苑文學部)

スズリバコ 硯箱(硯匣) 硯を入るゝ箱を云ふ、然れども從來は筆墨、水滴、小刀、尺、厝等をも納れたり、平硯箱、重硯箱、淺硯箱等ありて、蒔繪螺鈿を施し、極めて美麗に造る、物を以て人に示すには、之を此の箱に載せ、或は蓋に載するを以て中古よりの慣例とす、日記の除目に申文を硯の蓋に載す、成柄を硯筥に入るとあるは皆是なり、又空穗物語に、中納言の君紙もがなとの給へば、きばみたる色紙一卷、白き紙一卷、すゝりの箱のふたに入れて出されたりと云々と見えたり、尙ほ調度(テカド)の挿繪を參看して其一條を知るべし(古事類苑文學部)

スズリブギヤウ 硯奉行 室町時代、將軍が大名の第に赴く時、諸家に於て臨時に置く所職、納戸構に設けらるゝ文臺の硯、並に筆墨指錐小刀水引文鎭の類硯箱に附屬したる器具を沙汰する奉行を云ふ(武家名目抄)

スリカナモノ 裾金物 菱縫の板に打つ金物を云ふ、鎧の名所の菱板を見よ、

スリゴ 裾濃 染色の名、何色にても上の方の色をうすくして、裾の方を濃く染めたるものをいふ、鎧の紅すそご、紫すそご、紺すそごなどゝ稱するも、同じ義なり(貞丈雜記)

スリゴノヲドシ 裳濃威 鎧の威毛の名、何色に限らず鎧の袖草摺等の上を色薄くして順次に色を增し裾ほど色を濃くせし威を云ふ、例へば紅のすそごなれば、最上を白其次を薄紅、次を中紅、次を本紅となすを云ふ、紫も紺も皆同じ、古書中に見えたる名は、紫裳濃、紅裳濃、耳裳濃(ハタスソゴノチドシ)を見よ)紺裳濃等なり(軍用記、鎧色一覽)、尺素往來に、裾濃平治物語頼朝擧義兵條に、秀衡こんぢの錦の直垂にくれなゐすそごの鎧、金作の太刀を副て奉る云々、長門本平家物語屋島合戰條に、錦の直垂に唐紅裾濃のきせなかに、烏黑なる馬の云々、など見えたり、威(チドシ)の挿繪參看、

スダウジンケイクワウテイ 崇道盡敬皇帝 舍人親王(トネリシンワウ)を見よ、

スダウテンワウ 崇道天皇 [名義]諱は早良(サハ)[系統]光仁天皇の皇子、御母は藤原乙繼の女高野新笠[事蹟]天應元年四月皇太子となる、桓武天皇政を太子に委ね常に避幸す、太子佐伯今毛人を參議となす、中納言藤原種繼奏して參議を奪ほしむ、太子之を怨み、種繼を殺さんと謀ふ、帝聽さず、却て太子を疎み、政を委ねず、太子愈々悔む、延曆四年八月天皇平城宮に幸す、太子其留守に乘じ、人をして種繼を射殺せしむ、天皇之を聞き車駕急還し、射者等を捜捕して誅し、太子を廢して乙訓寺に幽す、太子絕食すること餘日にして死なす、尋で淡路に流され、途にして薨す、十一年皇太子御惱みの事あり、世以て廢太子の祟となす、乃ち諸陵頭諸使王等を淡路に遣して之を謝ぜしむ、廢太子疫後人多く疫死す、天皇懼れて僧を淡路に遣はし讀經して修祓を祈らしめ、人をして其遺骸を迎へしむ、使者海に溺るゝこと再度、十七年之を迎へ大和添上郡八島に葬む、十九年七月崇道天皇と追號し、其墓を山陵と稱す、貞觀五年御靈會を神泉苑に修し、疫疾を禳ひ、崇道天皇を第一座と爲す、後世社を造りて祭る、所謂八所御靈社の一なり(皇胤紹運錄、大日本史)

スダカ 巢鷹 巢籠りたる鷹をいふ、鷹狩に用ふる鷹は、之を取りて飼養するなり、故に戰國時代に於て、既に諸大名中、猥に之を取る事を禁じ、且つ賞を懸けて發見告知を奬勵したるものもありき(淺野文書)、(按するに、猥に之を取るの禁は、なほ古き頃よりの事なり)、江戸時代に入りて、幕令を以て私養を禁じ、必ず其支配所に告げて下知を俟たしめたり、地方落穗集に、巢鷹山これある村、支配の内にこれあらば、正月初めに羽ぶり(雌、鷹巢に籠り居るときは、雄鷹餌を運びて、その巢の上を舞ふを羽ぶりと云ふ)の有無を吟味し、若し羽ぶりあらば巢鷹の所をよく〳〵見屆け、見分の上注進して下知を伺ふなり、村方よりの書付けの案文は前々の引付これあ

り、鹿居上の前又居上の時分を注進いたさば、右居上として鹿匠來るなり、これに依て此くのごとき巢鹿ある村方は、物成の内にて年々鹿扶持を殘しおくなり、其員數は、大體鹿匠逗留の日數及び人數等を勘れ合せて殘すなり」と見えたり、

スダレ　簾　名義 細莖の蘆、或は細く削りたる竹を以て、帳の如く編みたるものを云ふ、物の隔とし、日光を遮ろに用ふ、簀垂の義なり、又單に「ス」とも云ふ、竹を極めて細く精巧に削りて編みたるものに、綾、純子等を縁にしたるものを「ミス」と云ふ、御簾の義にて敬語なり、或は眞簾の義なりと云ふ、又翠簾とも書す、宮殿神前等に掲ぐ 語源 伊豫簾、伊豫國より出づる故に名づく、枕草子に紫かはして伊與すかけわたして云々とあり、蘆を以て編む、青簾、翠簾にて竹の青に青き緒を以て編みたるものなり、白簾、白き簾を云ふ、夫木抄に見えたり、萱簾、萱にて編みたるもの源氏物語に見えたり、蘆簾、蘆にて作りたるもの、金槐集に見えたり、菰簾、菰にて作りたるもの、今も地方に行はる、玉簾、又玉鉤簾とも云ふ、水晶又ェガラス等にて作りしものと云へど、恐くは麗しき簾の稱詞なるべし、拾遺集金槐集等に見えたり、寢御簾とは宮殿等にて、柱の外にかくる翠簾を云ふなり、後には繩曖簾、筵簾等あり、御簾を懸くる式の事、伊勢家禮式に見えたれど、煩はしきを以て省く（餝磨譚、傳訓栞、類聚名物考）

スチカヒモン　筋違門　江戸城郭門の一、今の萬世橋（舊橋即ち昌平橋と新萬世橋との間に在り）の處にて、神田より下谷本郷に通ずる城門とす、正保御國絵圖に筋違橋とあり、江戸志には、神田見付とも稱せし由いへり、此門の樓　古くは假初の造りなりしにや、今の體干載花子には、正徳元辛卯年七月吉日持物師推名伊豫重保と銘あり、明和九年火災後元の如く造營す、門衛に、鳥石只下五子石以上のもの三箇年宛勤番、番士三人羽織袴著用す、武器には、鐵炮五挺、弓三挺、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く（御府内備考、殿居藁）

スチノコホリ　周智郡　語源 遠江國周智郡制定の際、之を置きしならん 沿革 延喜式又依智（エチ）大田（オホタ）田橋等の郷あり、後世大に境界を變じ、古郡の地大半豐田に併せて古の山名、山香二郡を以て周知郡と稱す、正保圖之に仍り、寛知集、元祿石高帳又周智に復す、郡名考「ジュチ」、「スチ」兩樣に唱へ、天保郷帳周知となし、明治沿革帳又後周智に作り、地誌提要「スチ」と稱す、今之に從ふ（諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考）

スツバ　透波　戰國時代武門にて用ひたる細作の一、忍の者と同じ職掌なれど、賤き人之を勤むるなり、武家名目抄に、按、透波或は亂波といふ、これは常に忍を役するもの〻名稱にして一種の賊人なり、たゞ忍とのみよべる中には、庶士の内より徑せらる〻もあれど、透波とよばる〻種類は、大かた野武士強盜などの内よりよび出されて扶持せらる〻ものなり、されば間者かまりよりよびが故に、戰國のならひ大名諸家何れもこれを養設しと見ゆ、透波よみてすつばとし、亂波、これならつばと云、さて其名義は當時の諺に、動靜と〻のはず首尾符合せざるものをすつばといひ、事の騒がしく輕ならぬをならつばといひしより起れるなるべし（今俗にとつば、すつば、又らつひなどいふ調のあるは、この間諜に役せられ、又夜討強盜のふるまひをなすものは、人をあざむくが常なれば、おのづから起居正しからず、狐疑の形狀なあらはし、言辭も首尾せざる事多かる故に、かく名づけられしと見ゆ（すつば業とは、眞實ならぬといひ、すつばあきとは、猥りに刀銀などぬく事ないへるを思ふべし）透波亂波一種のものゝとなへなるは勿論なれど、わけていはゞ關東にては大かた亂波と稱し、甲斐より以西の國々は透波とよびしと見えたり、尚本文によりて辨ふべし（いにしへ檢非違使廳にて放免といふをつかはれ、平清盛國納をとりし時発を用ひ、今の世目明などいふがあるは、いづれもこの透波の類なり）と見えたり、

ステリ　捨訴　訴訟（ソショウ）を見よ、

ステツヅミ　捨鼓　中古、時を知らず鼓を打つ時、餘分に數を打ちて時の數に加へざるもの、今云ふ捨鐘に同じ、資仲卿節會抄に、古人曰、時刻鐘鼓以ゝ九相借、至三十六、暮至三十六、朝各打二捨十以上、眞擊二其餘、天智天皇御宇始ゝ之、朝參官人入二外門、其刻其時捨鼓進」と見えたり、

ステフダ　捨札　武家時代、罪人を刑に行ふ時、其罪狀を記して十字街に立て、衆に示す札をいふ、刑を行ひし後數日間、其地に掲げ置くなり、刑罰（ケイバツ）の條の圖を見よ、

ステブチ　捨扶持　江戸時代、老幼婦女癈疾者などに、惠與の目的を以て支給したる禄米をいふ、古色談に、元和七年、公儀より各代官所領主に於て、封土の民九十歳以上の者へは男女とも、年に一人捨扶持、（一日玄米四合四勺八撮宛定法）、百歳以上の者へは、同二人捨扶持（内一人は介抱人給）を惠與し、養老の道を惜らしむべからずと命ぜらる」、とある即ち是なり、

スドウウヂ　首藤氏　姓は藤原、魚名の子伊勢守藤成より出づ、其裔佐藤公清の子助清主馬首となる、因て首藤氏と稱し、源頼義に仕へ、從騎七人の一なり、子助道を生む、助道、親清、通清の二人を生む、親清の子刑部丞義通、山内氏と稱し、通清鎌田氏を稱す、助道以後世々源氏に服從す（尊卑分脈、氏族志）

○助清——助道——親清——義通——俊通——經俊
　　——通清——朝通——高通——俊綱

ストクテンワウ　崇德天皇　名號 御名は顯仁、世に讃岐院と稱す 系統 鳥羽天皇の第一皇子、近衛後白河兩天皇の兄、御母は藤原公實の女待賢門院璋子、第七十五代の天皇 事蹟 文永二年五月降誕、保安四年正月、父天皇の譲りを受けて踐祚、二月位に即く、時に年五歳、白河法皇院中に在りて政を聽き、大治四年法皇崩御の後は鳥羽上皇同じく政を院中に親給へり、保延五年上皇の寵姫美福門院、體仁親王を生む、上皇之を鍾愛し、生れて僅かに三月にして天皇の皇太弟と爲す、永治元年十二月位を太弟に讓る、近衛天皇これなり、天皇もと遺位の意なし、而して法皇（此年鳥羽上皇薨髮）早く太弟を立てんとし、美福門院また之を促す、故に天皇に强ひて讓位せしめたるなり、尋で尊號を上りて太上天皇といひ、法皇を本院と稱するに對して、また新院と稱す、これより兩院の間漸く諧はざるに至る、久壽二年近衛天皇崩す、崇德上皇皇子重仁親王を立てんとし、衆議亦親王に歸せり、然るに美福門院は、近衛天皇の崩御は、上皇の咒詛によるとなし、法皇に勸むるに、雅仁親王を立てんことを以てす、親王は法皇の第四子にして上皇の同母弟なり、而して關白藤原忠通また之に贊同せるが故に、法皇遂に其言を納れ、雅仁親王を立つ、之を後白河天皇と爲す、上皇益々不平なり、既にして保元元年法皇崩ずるに及び、左大臣藤原頼長等と謀り兵を擧げて皇位を爭ひしも（「ハウゲンノラン」を參看）戰利なくして讃岐に徙さる、即ち八月を以て同國に遷幸ありて松山に抵り、宮を直島に造りしが、後ち志摩鼓岡に移り給へり、尋で血を剃して五部大乘經を親書し、三年にして功を畢へ、覺性法親王に送りて、安樂壽院に納めん事を請ふ、親王及び藤原忠通等爲めに奏請す、後白河天皇許し給はずして之を都還す、上皇大に悲り、舌を嚙て血を出し軸毎に書して曰く、願はくは大寃王となりて天下を惱亂せん、謹て五部大乘經を以て惡道に廻向すと、これよりまた髮を剃り爪を剪ることなくして慘悴骨立、居常怨々たり、長寛二年八月廿六日志摩に崩ず、御壽四十六、上皇位に在る事十八年、改元するもの六、讃岐國綾歌郡松山村、白峯陵に葬る、明治元年九月神靈を京都飛鳥井町白峰宮に遷遷して奉祀す、現今官幣中社たり（皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽、法令全書）

スドモン　簀戸門　（一）竹製の戸を附したる門を云ふ、又略して「スド」とも云ふ、（二）陣へ竹簀を打ち目透に作りたるものを云ふ、戰國時代以後家に木戸門を簀戸門とも云へど、果して此の門なりや否や詳かならず（家屋雜考、建築辭彙）

スネアテ　脛當（臑宛）　鎧の具、脛を包むものを云ふ、鐵革を以て作る、大立擧脛當（オホタテアゲノスネアテ）を見よ）後には、篠脛當（細き金を並べて作りたるもの、その形、篠に似たる故に名づく）銀磨付脛當（銀にて飾れる脛當を云ふ、白檀磨脛當とも云ふ）毘沙門脛當（立擧の處を十王頭にせしもの、佛像の毘沙門天王の著たるに似たるより名づく）等あり、太平記四月三日合戰の條、に大立擧の脛當に膝鎧かけて、云々、保元平治物語に、御書司は云々、平野平太が脛當を射切云々、太平記關東大勢上洛條、長崎惡四郎の裝立を云へる條に、銀の磨著の脛當に、金作の太刀二振帶て云々と見えたり（軍用記、武家名目抄、類聚名物考）

（軍用記附關所記）

スノコ　簀子　始めは竹の編みたるものを云ひしが、後ちには轉じて家屋の廂の外に在りて、編き板を横に列べ、竹簀の如く、間を少しづゝ透かして打ちつけたる緣をいふ、簀子緣ともいふ、間をすかし、面をとるは、雨露などのたまらぬ爲めなりと云ふ、又竹にて張りたる床をも云ふ（家屋雜考、貞丈雜記、儀訓栞）

スハウ　蘇芳　名義 染色の名、蘇芳の木を用ひて染めたる色にて、二藍の赤ばみたるもの、汗彩、鞄、單、袖、狩衣、表等なば此色に染め、鞄は、今の時諸王五位以上、諸臣三位以上の者著用し、延喜式の頃は、親王以下參議以上、非參議、三位及び嬪妻女子孫王並に著用し、後世は五位著用す、狩衣は、若年幼少の人、祝賀の時に用ひ、單は、中宮四季著御、又女房が、青紅葉、假手紅葉張を用ふる時に之を用ひ、袖は、濃綾束の時に著用、衣に、濃蘇芳ならば四季著用し、薄蘇芳ならば、薄蘇芳の狩衣を著る時に用ひ、薄蘇芳ならば、五月五日より九月九日まで之を用ふといふ、汗彩は、嫁娶の日童女著用す 典據 延喜式に據れば、深蘇芳は、綾一匹蘇芳大一斤、薄八合、灰三斗、薪一百二十斤、帛一匹に、蘇芳大十兩、薄

七合、灰二斗、薪六十斤を用ひ、淺蘇芳は、綾一匹に蘇芳小五兩、酢一合、灰八升、薪六十斤、帛一匹に蘇芳小三兩、酢五勺、灰五升、薪四十斤を用ひたり○鬚の色目の名、表は薄赤、裏は濃赤なるもの、然るに、夏冬異なれりと見え、宸翰抄に、夏の鬚は、表白瑩、裏濃打なりと見えたり、「カサネノイロメ」の挿圖參看（雁衣抄、雜事抄、裝束色鬘）

スハウヂ　諏訪氏（信濃高島）　神武天皇の第二皇子神八井耳命より出づ、五世の孫武五百建命、崇神天皇の世科野國造となる、九世麻背、欽明天皇の世帶刀部として供奉し、金剌舍人と云ふ、其子金剌舍人乙頭、用明天皇元年三月諏訪大祝となる、是より世々其職を襲ふ、八世貞織の時、延喜中金剌宿禰を賜ふ、十世諏訪次爲織木曾義仲に從ふ、其男太郎兵衛尉盛重、大祝として、源頼朝に仕ふ、家代々藤原秀郷より弓馬の祕訣を傳へ、流鏑馬を行ふ、承久の役戰勝を新る、一説に、盛重は清和源氏經基の五男、右衛門尉滿政九代の後裔なりと云ふ、六世左馬助弘重、元弘三年五月北條高時と共に鎌倉に死す、其弟三河守頼重跡を嗣ぎ大祝となる、十二世刑部大輔頼茂、武田信玄と堺を爭ひ、天文十一年四月終に信玄に殺され、嫡流絶ゆ、一説に、盛重十五代の孫信濃守政滿、諏訪大祝高家に討れて所領を奪はる、其子安藝守頼滿、幼にして家人等に助けられ本領に安堵す、頼滿二子あり、長は刑部大輔頼慶、二子新次郎滿隣、頼隆の子即ち頼重なりと、滿隣の二子頼忠、頼茂の後を繼ぎ安藝守に任ず、武田氏亡びて後ち累代の家人を集めて高島城を復す、天正十年織田信長賦せられし後、大久保忠世の招により、德川家康に從ふ、十一年子頼水と共に家康に謁し、本領を安堵せらる、十二年小牧陣に功あり、十八年小田原の役大久保氏に從て先陣たり、この年武藏奈良利蛭川の地一萬二千石を賜ふ、文祿元年上野總社に移る、慶長六年六月關ヶ原の役の功を以て、壹萬石を加賜せられ、封を故封信濃國諏訪郡に移され、高島城に治す、元和四年十二月因幡守頼水大祝の役の功を以て、五千石を筑摩郡に加賜せらる、前封を併せて三萬石、明暦三年三月右京亮忠晴、墾田千石を次弟兵部右衛門頼隆に、同千石を壹岐守頼久に分封す、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（藩翰譜、武鑑、徳川加除封錄、華族諸家傳、華族譜）

○頼忠——頼水——忠恒——忠晴——忠虎——忠林
忠厚——忠鷹——忠恕——忠誠——忠禮——忠誠（青山忠誠）
忠元

スハウギク　蘇芳菊　白菊（シラギク）を見よ、

スハウノカウ　蘇芳香　鬚の色目の名、表蘇芳、裏蘇芳の黄ばみたるもの（頭書抄、四三條裝束抄）

スハウノクニ　周防國　東は安藝及び海、西は長門、北は長門石見、南は海に至る、東西凡二十里餘、南北凡十二里餘、山陽道に屬す、山嶽東北に聳峙して西北に亘り、西南には頗る平衍の地あり、大島群島伊豫諸島と接し、沿海港浦相連る、古へ周芳に作る、景行天皇十二年熊襲反し、天皇親征して此國に幸す、文武天皇の元年始めて周防の字見えたり、國府を佐波郡に置く（今東佐波令國衙村）、嘉永の初淳和朝の平氏を伐つや、國の豪族大内滿盛功有るを以て周防權介に任じ、子孫職を襲ぎ山口に治す、北條氏の末、六世の孫弘幸守護となり、建武中足利尊氏に屈す、正平中子弘世南朝に歸順し、終に長門を略取す、後ち叛て足利義詮に降る、子義弘の時功を積て六州（周防長門石見豐前和泉紀伊）の守護となりしが、應永中謀叛して誅ぜらる、將軍義滿其舊勳を思ひ義弘の子持世を本國及び長門豐前の守護となす、其三世の孫義興、永正中將軍義稙を輔けて京都に入り管領に補し、石見、安藝、筑前を兼領し、子義隆に至りて餘烈未だ衰へず、遂に備後を取り、七國を領す、天文二十年家臣陶晴隆義隆を弑し、大友義鎮の子義長を迎へて主となし、其故封を虞有す、弘治元年毛利元就來り討ずるに及び、晴隆等みな自殺し、其地悉く毛利氏に歸す、關ヶ原役後、孫輝元罪を受けて六州を削られ、本國及び長門を領し、後ち大子就隆を德山に分封す、文久二年毛利敬親（初慶親）徙て山口に治す、明治維新山口の附庸岩國（吉川經健）を藩屏に列す、尊で敬親封土を奉還し、山口岩國二縣となす、後岩國を山口縣に合併す（周防國）古より管郡の變遷左表の如し、詳しくは各郡の條參看すべし（地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

六國史	延喜式	拾芥抄	古圖元祿圖寛知集	郡名考	明治沿革地誌提要	新郡區編制
吉敷（ヨシキ）	同	同	同	天保郷帳	同	同
沙麼（サバ）	佐波（サハ）	同（サハ）	同	同	同	同
婆婆（ボボ）	波音馬（ハウマ）	同（ハチ）	同	同	同	同
角都（クヅノ）奴（ヌ）都（ヅ）	濃（ノ）都（ヅ）	同	同	同	同	同
熊毛（クマケ）	熊毛（クマケ）	同	同	同	同	同
玖珂（クカ）	玖珂（クカ）珂音鶏（カワ）	同	同	同	同	同
大島	同	同	同	同	同	同

スハウノニホヒ　蘇芳匂　鬚の色目の名、表薄蘇芳、裏蘇芳、又表蘇芳裏薄蘇芳の事もあり（裝束色鬘）

スハエシリガイ　楚歡　赤なめし革にて縫ひたる鞦を云ふ、世俗淺深祕抄に、馬鞦（中略）楚鞦は、或官用之故、唐鞍用之、又宿老人內々用之、京極關白參長谷寺時用之、大蒼會御祓日、非參議も猶付楚鞦於杏葉、而自中古有總鞦、付杏葉也、然而猶存古儀、聖、間々用楚鞦、有所見、と見えたり、「シリガイ」參看、

スハノコホリ　諏方郡　信濃國神代より既に其名見ゆ、元正天皇の養老五年六月、建て諏方國となし、聖武天皇の天平三年遂に廢して復信濃國に併す、蓋し此時を以て郡とせられしなるべし（神名帳）古事記洲羽、舊事紀須羽に作り、續紀、延喜式諏方に作る、倭名抄に、土武（トム）佐補（サフ）美和（ミワ）桑原（クハハラ）神戸（カムヘ）山鹿（ヤマカ）豆良等の郷あり、後ち郡界變遷して、南境佐補豆良二郷の地、伊那郡に入る、正保圖諏訪に作り、寛文中諏方に復す、寛知集之に仍る、元祿帳以後また諏訪に作り、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

スハノジンジヤ　諏訪神社（所在）上下二社あり、（一）上社は信濃國諏訪郡中洲村に在り、下社に對して上宮と稱す、又南宮大明神とも、或は法性大明神とも云ふ、蓋し中世僧徒の私稱なり、（二）下社は、同國同郡下諏訪村に在り、上社に對して下宮と云ふ○本國一宮にして現今共に官幣大社に列す（祭神）（一）建御名方富命（二）同妃八坂刀賣命（起源）天祖、建御雷神をして出雲に到り、大國主神に說て地を獻ぜしむ、神亟に其子八重言代主神等降る、獨り次子建御名方從はずして抗す、然れども勢ひ敵せず、信濃國諏訪に至り、降を乞ひ地を獻ぜり、是れ命を此の地に祭る所以なり、持統天皇五年八月使を遣して須波神を祭らしむ、平城天皇大同元年神封七戸を寄す、仁明天皇承和九年五月勳八等南方刀美神に、十月八坂刀賣神に並に從五位下を授く、嘉祥三年十月兩神を從五位上に叙し、仁壽元年十月從三位を、貞觀元年正月正三位御名方に從二位、從三位八坂刀賣に正三位を授け、翌月各一階を昇す、同九年三月御名方富命を從一位に八坂刀賣を正二位に叙す、天慶三年本神を正一位、妃神を從一位とし、永保元年妃神を正一位に叙す、是より先き貞觀七年七月諏訪郡水田三段を寄せて社田とす、一説に、延暦中田村麻呂蝦夷を征する時、祈驗によりて諏訪郡田野千町稻穀八萬四千束を祭料とすと云ふ、源義家尊崇して地を寄す、治承四年九月武田信義頼朝に纂し、平氏と戰ふや、諏訪明神の神德によりて勝ちしを以て、上社に平出宮所兩郷、下社に龍市岡仁谷兩郷を寄せたり、此の後頼朝以下武人の信仰最も深し、是より先き平氏の盛なるに當て、神領を平氏に寄託して、保持したりしと見え、社領が池大納言頼盛の領なりしと見えたり、後ち社領は悉く八條院の領となれり、江戸幕府の時、上社に千石、下社に五百石を給ひ、江戸幕殿は預め新古兩社を設け、七年毎に遷座し、十三年毎に改め造る、祭は年中七十餘度、三月酉日廻神祭、神官等神寶を捧げて郡中を巡り、禽獸魚類の饗膳を備ふ、六月晦、大祝等蘆島社に至り笛吹歌舞して田植の儀を行ひ、八月朔に至て其熟稻を神前に供す、七月二十六日御射山に神幸あり、神長以下鹿を放ちて各競狩す、之を穢屋神事と云ふ、十一月二十八日、菅祭神田の稻を備ふ、又申寅年四月申寅日御柱祭、拜殿の後なる石窟を神の座所として其四隅に大柱を建つ、毎冬兩社中間の諏訪湖に氷るて氷上に神幸の跡あり、必ず上社より下社に至る、其事最神異也、下社に春宮秋宮あり、七月朔春宮より秋宮に遷る、此日祭を行ふ正月朔春宮に遷り給ふ、其他祭祀上社に異なる事なし、凡祠官七十餘人氏人數百人、世々神氏を以て大祝とす、神氏は御建御名方命の神孫也、上社に大祝下社に武井祝を置くの外、各神長官禰宜大夫擬祝部副祝部を置く、之を五官と云ふ、古へは本社又風祝ありて、風の祈りを掌りき、而して此等神主が兵馬に從ひし事、源平盛衰記、吾妻鏡、太平記、諏訪繪詞等に見えたり（神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

スハノジンジヤ　諏訪神社（所在）肥前國長崎市西山郷（○現今國幣中社）（祭神）健御名方大神、八坂刀賣大神（起源）寛永二年に之を創建す、初め元亀天正の頃、吉利支丹の異教此地に弘まり、城內の社寺、爲に破却せらるゝもの多し、時に金重院賢清といふ者あり大に之を慨し、遂に此社を建立し、長崎の鎮守神となす、正保四年、從來の社地狹隘なるを以て、新に玉園山の地を請ひ、此に社を建て、慶安四年に成り遷宮す、承應二年拜殿建立、延寶六年拜殿舞殿同廊等の善請始まり翌年に成る、天和三年八月本社を上壇に遷し奉る、爾後屢修理造營あり、享保八年七月、神階正一位を授けらる、神職青木氏代代之を勤む、明治廿八年縣社より國幣小社に、大正四年中社に昇格す、大祭は十月一日より十三日間行ふといふ（長崎志、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

スハマ　洲濱（郷）（一）海濱洲崎の形に造れる奢を云ふ、用ふ、又島形（島）の如き形是なり、酒宴等の飾にも云ひ、後世は島奢と云へり、

（島臺）海中の島の洲崎の形の意より云へるなり、其臺の上に岩木花鳥を造り、其内に物、肴、盃等を置く、風流を主としたるより起れるなり、卽ち洲濱の臺に三の山を作り松竹鶴亀を造り置き、肴等を置くを蓬萊の島臺と云ふの類なり、紀貫之家集に、みちの國の守平のこれみつの朝臣のくだるにねさのすはまの鶴の羽にかけける云々、榮花物語に「かけ盤のおもてを海の心ちにして、山のやうにすはまのかたにつくりて、さまゝ〳〵の物どもをもりたり、云々、吾妻鏡に正元二年四月三日、入二御于入道陸奥守亭一、御息所御同事云々、御息所御方進二風流一（造二蓬萊一）云々、太平記天龍寺供養條に、御前に風流の島形を居ふられたり、大井川の景趣を表して、水紅錦を洗ひて、感興の心なぞ添へたりける云々」、と見えたるにて、其大概を知るべし、然るに江戸時代以後現今に至りては、蓬萊山（ヂノコロ島と云ふ說あり）に松竹梅鶴亀或は丈鮏（諸説二神に形ると云ふ說あり）を作り置き物を盛ることなく、專ら祝儀にのみ用ひられたるは本義を失へるなり（二）餡菓子にも云ふ、その形によりて名づくるなり、餡と麥大豆を紛にしたるものとを和し、竹籜（タケノカハ）に包み、鬆に敷條の葉を押しつけ、解きて輪切にしたるもの、その緣（リ）の形凹凸して洲濱の形を爲す、豆餡とも云ふ、又嘉祥機様等にも云へり（倭訓栞、秉燭談、真丈雜記、安齋隨筆、嬉遊笑覽）

洲濱形の圖（類聚雜要抄所載）

（島臺の圖）

スハマノモン 洲濱紋 紋所の名、洲濱形（洲ある濱邊の凹凸したる所を洲濱といふ）を上より見たる樣にかきたるもの、宍戸氏始めて家紋に用ふ、宍戸氏は六孫王經基の後裔なるが、洲濱の形、六の字に似たるより之を用ふといふ、後に信濃松代の眞田氏家紋に用ふ○「三ツ洲濱」（洲濱三ツを三角形にあがきたるもの）○紫郷山寺、志賀寺、建福寺の別號あり、延喜式十五大寺の一（地藏菩薩）天智天皇七年創立して獨勅の願を安置す、聖武天皇天平元年詔して官寺に列す、同十二年天皇之に幸し、禮佛あり、天平勝寶八年、孝謙天皇近江國朝法書一百卷を施す、康保二年火災に罹り、堂塔佛像等燒失す、天延四年震災に遇ひ、亦破損す、寶後治革詳かならず、遂に廢滅す（扶桑略記、元亨釋書、近江國輿地志略）

スハヤリ 楚割 魚肉を細く割りて之を乾し、小枝の知さものに爲したるをいふ、ズハエヤリの義にて、又ソワリと訓むは、スハヤリの約言なり、嬉遊笑覽に、庭訓往來に鰒楚割、安齋云そわりと訓はは非なり、すはやりとよむべし、魚肉を細長く割て鹽干にしたるをいふ、楚は木のすはへなり、すはえの如くほそ長き意なり、すはえわりを略してスハヤリといふ、魚を背より割ると云ふ說は妄言なり、倭名抄云、魚條云々、讀須波夜利、本朝式云、楚割云々、條もえだとよむ、楚と同意なり、東鑑文治六年十月十三日條云、於二江國菊河宿一、佐々木三郎盛綱相二添小刀一於二註折數一、以二子息小童一、送二進御宿一、早云、只今割之令食之處、氣味頗懇切、早可二聞食一、歟云々、殊御自愛、彼折數被染二御自筆一、曰、まちえたる人のなさけもすはやりのわりなく見ゆるこゝろざしかな、按ずるに、今加賀の産にすち魚といふものあり、鰤の骨を去りて鹽干にしたるものなり、是卽ちすはやり也、すぢうなとは條魚を訓ふなるべし、古へも初より細かに作りしものにはあらぬなるべし、削り物といふも此の類の物をいふなり、正しくはすはやわりなるべ、えわの反やとなればすはやりといふ、是故に彼歌もすはえわりのわりなくと續けりるなり」と見えたり、

スハリウ 取訪流 方波見備前守の創めたる劍術の流派○方波見は、北條氏康の臣なり、刀術を好み其妙旨を得、技術精妙と爲す（武藝小藩、武術流祖錄）

スフクジ 崇福寺 「ソウフクジ」を見よ、

スフクジ 地藏菩薩 所在 近江國滋賀郡見世の西○紫郷山寺、志賀寺、建福寺の別號あり、延喜式十五大寺の一（地藏菩薩）天智天皇七年創立して獨勅の願を安置す、聖武天皇天平元年詔して官寺に列す、同十二年天皇之に幸し、禮佛あり、天平勝寶八年、孝謙天皇近江國朝法書一百卷を施す、康保二年火災に罹り、堂塔佛像等燒失す、天延四年震災に遇ひ、亦破損す、寶後治革詳かならず、遂に廢滅す（扶桑略記、元亨釋書、近江國輿地志略）

スフノコホリ 周敷郡 所在 伊豫國 地藏菩薩 淨土天皇紀天平寶字八年七月の條に始めて見ゆ 名勝 延喜式又周敷に作る、倭名抄に田野（タノ）池田（イケダ）井出（キイデ）吉田（ヨシダ）石井（イシキ）神戸（カムベ）鮎戸、等の郷あり、正保圖周布に作り、寛文中周敷に復舊す、寛知集之に仍る、元祿帳以後復周布に作り、郡名考、「シウフ」郡名錄「ツフ」と稱し、地誌提要、スフに復す、明治廿九年桑名村と合併し周桑郡を置く（郡名異同一覽、國郡治革考、法令全書）

スペイン 西班牙 名義 歐羅巴洲の一國、伊斯把爾亞、是班牙、又西把尼亞とも我國にていへり、古へ葡萄牙と共に「アイベリヤン」半島の名あり 地勢 北は「ピスケイ」曲灣にて限られ、「ピレニキ

ス」山に依て佛蘭西と分たれ、西葡蘭牙及び大西洋に連なり、南「ヂブラルタル」海峽及び地中海に接し、東地中海に隣る、面積十九萬七千六百六十七方哩、北緯三十六度に起り四十三度四十七分に終り、西經九度廿分より東經三度二十分に至る○舊時本國は十四州に分たれ、現時之を四十七州に分つ、其他歐洲外に版圖を有す、首府を「ニユウカスチル」州「マドリツド」と爲す 沿革 西�(«)四百年頃羅馬帝國破裂せし時に當り、「チユウトン」種族なる「ビシゴツス」人四班牙に侵入し、其王國は二百五十年間繼續せり、紀元七百十年回教徒亞弗利加より來り、耶蘇教民を「アスチユリアス」山地に放逐し、回教の王「コルドバ」に都を定め四班牙を支配す、後年耶蘇教民「ムウル」人を壓倒し、紀元千二百三十八年殆と全四班牙を回復し、千四百九十二年「グレナダ」を陷いれたり、同年亞米利加を發見し其領土を擴め、後ち四班牙王は日耳曼帝位を踐み、歐洲中最强國と爲る、千六百年以降權力次第に衰へ、千八百七年佛の拿破崙の爲めに征服せられ、其後舊王位に復歸せしも、專制政治の爲めに國内頗亂常に絶えず、力を外に延ばすこと能はざる に至れりと云ふ 文藝 天正九年二月四班牙の商船始めて來朝し、黑奴を獻ず、織田信長之を召見したり き、爾來四人の我國に來りて或は貿易を營み、或は布教に從事するもの次第に多きを加ふ、尋で大友宗麟、大村純忠、有馬義純等の使臣、羅馬に赴きて法王に謁見するや、相前後して、みな四班牙の首府マトリツドを過ぎりしに、國王ヒリツプ二世厚く之を待遇したりといへり、此時に際し歐洲諸國にて、東洋に雄飛するものは、實に西葡の二國にして、四班牙はマニラを葡萄牙はゴアを根據地として盛んに傳道通商を營み、甚しきは邦人を誘拐して奴隷に賣るものあるに至る、而して豐臣秀吉早くより外教を喜ばざりしを以て、天正十五年令して其布教を禁じたり、されば マニラ總督は、文祿元年並に同三年使を遣して、通商傳道の事を秀吉に請はしめしに、秀吉は通商は許可するも、布教は許さゞるの旨を答へて、其請願の一部を退けたりと雖も、元來傳道と通商とは相聯關したるものなれば、一方を許して一方を禁ずるは不可能の事なりしのみならず、傳道師等は有司中に於ける外教信者たる前田玄以等と結託して布教を續けしが、會々慶長元年西班牙の商船サンヒリツプ號マニラより メキシコに渡航の途上颱風に遇うて、土佐國浦戸に漂著し其地の領主長曾我部盛親に就きて修復の許可を請ひ、且つ進獻品を備へて、使人を京都に送れり、然るに此使人は、京都滯留中、不注意にも、秀吉の近臣に、西班牙が他國を征服するには、まづ天主教を弘めたる後、機に乘じて兵を出すの方策なるを語り、また同時に秀吉の命によつて、浦戸に出張し、サンヒリツプ號を探檢せる增田長盛は、同船の航海長より右と同樣の說を聞き、二人の言符節を合するが如きものあり しかるに、秀吉は愈々禁教の必要を認め革めて更に嚴令を布き、同年十一月フランスカン派傳道師五人、ヒスキリ派傳道師三人、邦人改宗傳道師十三人、合せて二十五人を長崎に於て磔に處し、更に各地における傳道師を搜索すべきを長崎奉行に命令せしも、いまだ實施に至らずして薨じたり、既にして德川家康の志を得て覇業を爲すに及び、また秀吉の遺策により外教を禁じて、通商を許し、特に通商に關して進策により外教を禁じて、通商を許し、特に少主義に變じ、元和二年八月、幕府は西班牙並に葡國英四國の貿易を長崎と平戸とに限り、尋で西班牙の通商を禁止したり、後マニラ政廳より頻りに通商を請ひたれども、遂に之を許さゞりき（是より先伊達政宗の臣支倉常長慶長十九年羅馬に使し、途西班牙に入り、ヒリツプ三世に謁見したる事あり）降りて維新の際に至り、明治元年八月西班牙と假條約を結び、三年正月本條約を訂結し、三十一年一月更に改正條約を結びたり、現今の條約卽ち是なり（萬國地理、萬國歷史、外交史稿、法令全書、長崎三百年間志）

スマ 須磨 攝津國武庫郡須磨村、風光の明媚なるを以て著はる、古來より景勝の地として其名最高く、詩歌俳諧にして、此地を賦詠したるもの、亦頗る多し、蓋し王朝時代には、公卿貴紳等の足跡の及ぶ處、殆んど畿内に限られしがゆゑに、須磨のごときは其時代における旅行地として好個の場處なりき、延喜式を按ずるに、須磨驛の名あり、而して倭名抄には之を缺きたるを見れば、早く廢絶したるものなるべし、源氏物語須磨卷に「また申刺ばかりに、須磨の浦に著き給ひぬ、おはすべき處は、行平の中納言の、もしほたれつゝわびける家居近き邊なり、此浦は昔こそ人の住處などもありけれ、今はいと里はなれ心すごくて、海人の家だに稀なり」と見ゆ、在原行平、嘗て先孝天皇の御宇、事によりて此浦に謫居せる事あり、「わくらはに問ふ人あらはすまの浦に藻鹽たれつゝわふと答へよ」の詠は、實に其際の詠にかゝる、また關のありし事は正史に散見することなしと雖も、平家盛の「淡路島遙ふ千鳥のなく聲に幾夜ねざめぬ須磨の關守」等の詠によりて人の知る處なり、關址は西須磨の四源光寺の邊なりとの說あるも、確かならず（須磨名所記、大日本地名辭書）

スマキ 簀卷 江戸時代に行はれたる刑名、犯罪人を簀にて卷き、水中に沈むるなり、天和三年座頭、人の女房と密通し本夫を殺しゝ者の裁許に、右

之座頭意津一を岩船にて贄巻にいたし於二伽島之沖一沈レ之」と見えたり、これ蓋し臨時に設けたる刑にして、制度上の常刑にはあらずと知るべし（御仕置裁許帳）

スマデラ 須磨寺 福祥寺（フクシヤウジ）を見よ、

スマノミリギ 須磨御祓 巳の日祓（ミノハラヒ）を見よ、

スマヒノセチ 相撲節 名義 王朝時代、毎年七月、天皇宮庭に於て相撲を覧給ひ、群臣に宴を賜ふ儀式をいふ○もと式部省の所管なりしが、清和天皇貞観十年、兵部省に隷屬せしむ、是れ専に娯樂に供するのみにあらずして、其意武力を鍛練するにあればなり、醍醐天皇延喜兵部式の制に、七月相撲節に、不釣の者を懲罰すること、射礼、騎射の節に同じからしむ、上世此節を棄じ給ひしこと知るべし○節日は、始は七月七日を以てす、蓋し垂仁天皇の七年、此日を以て野見宿禰、當麻蹴速に命じて相撲せしめ給ひしに因るか、淳和天皇の天長三年、改めて十六日と爲しゝが、其後大の月は二十八九日、小の月は二十七八日に定まれり 例式 凡そ相撲節を行はんとする時は、先づ其年の二三月頃、左右近衛府より、各々相撲使を諸國に遣し、相撲人を徴して領し至らしむ、之を部領使（ブリヤウシ）と云ふ、而して左府にて領せるを左方と爲し、右方にて領せるを右方と爲す、次で七月中旬に召仰の事あり、上卿勅を奉じて、左右近衛の次將、及び裝束司の辨を召し、相撲節を行ふべき由を仰す、次で内取の事あり、内取に御前の内取と府の内取とあり、節會の數日前より、左右近衛府は、各相撲所を開始して、互に其方の相撲人なして相撲せしむ、之を府の内取と云ふ、節會の二日前に、相撲人を宮庭に召し、先づ左方をして互に相撲せしめ、次に右方をして互に相撲せしめて御覽に供す、之を御前内取と云ふ、内取とは試練の謂なり、節會の當日に至り召合あり、左右の相撲人を分ちて、互に勝負を決せしむ、若し決し難きものある時は、天

（開田耕筆所載）

判を以て之を定むるを例とす、召合ほゞ二十番なりしが、後には十七番となれり、此日女官御膳を供し、親王公卿にも酒食を賜ひ、勝方亂聲舞樂を奏するを例とす、勝負方とは、其方の人の勝負を通計して其多きを取るなり、節會の翌日、抜出及び追相撲の事あり、抜出は抜手とも書し、又抜取とも云ふ、前日の相撲人の中に跳きて、優等の者を簡抜し、或は勝負分明ならざりし者等をして更に相撲せしむるなり、追相撲は、白丁又は衛府の舎人等をして、抜出の後に相撲せしむるなり、饗膳の儀、昨日の如く、左右共に舞樂を奏し、或は親王公卿以下に祿を賜ふ、相撲節終て後、負方より物を獻する事あり、之を輸物と云ふ、又左右近衛大將の相撲節に預りし職員を其第に會して、其方の相撲人を饗する事あり、之を還饗と云ふ、抑々相撲節の儀は、弘仁の内裏式に見えて、其式前後二日に亘り、淳和天皇の天長六年以後多く然りとす、蓋し前日は召合の儀にして、後日は抜出の式ならん、而して陽成天皇の元慶六年以後は、其式三日に亘れり、蓋し第一日の相撲は、後世の所謂内取なるべし、又節代と云ふあり、略儀の稱にして、其式亦二日に亘れり、式場は時に由りて一定せず、古くは召合は神泉苑に於てし、抜出は紫宸殿前に於てし、内取は仁壽殿の東庭に於てす、紫宸殿前に出御なき時は、召合抜出共に仁壽殿の東庭にて行ひしことあり、其他朔堂院、豐樂殿、建禮門、綾綺殿、武德殿、清涼殿等を用ひられしこともあり 別項 相撲節より一月前、左右の相撲司を任じ、參議以上を左右司に分配して、諸般の事を準備せしむ、親王を以て別當と爲し、而して相撲司を置くことは、淳和天皇の天長三年に始まる、是より先き元正天皇の養老三年に抜出司を置く、蓋し亦相撲司の謂にして、後世の所謂抜出の義にはあらざるべし、相撲の當日には、左右の出居あり、近衛の將佐を以て之に充つ、式場に臨監して、勝負を審判する職なり、又左右に相撲長あり、立合あり、薄刺あり、相撲長は相撲人を監督し、

（例写）（合出）立合は左右の相撲人を立ち合はしめ、薄刺は薄なる刺して勝負の數を明かにす、何れも衣冠を著け、劍及び弓箭を帶して事に從ふ、負方は度毎に、立合薄刺を改め替ふるを例とす、又相撲人に疊手、腋等の稱あり、疊手は本手とも書す、近衛府其人を選びて之を補し、進て近衛の番長に任ぜらるゝ事あり、腋は腋手又は助手とも云ふ、最手に亞げる相撲人なり、又別に占手、垂髪、總角と云ふあり、占手は小童を以て之に充て、垂髪總角は、共に白丁を以て之に宛つ、古は相撲節の當日、左右共に先づ占手（一番）を出し、次に垂髪（二番）次に總角（三番）を出し、四番より普通の相撲人を出し、最後に腋最手を出して二十番に至る、後世は占手、垂髪、總角等の稱なく、又最手、腋等を最初に出すことあり、凡そ相撲人は、何れも犢鼻褌の上に狩衣を著け烏帽子を被り、其場に上るや、左方は葵の造花を頭に著け、右方は菰の造花を著く、共に劍衣を執て出づ、勝方の造花、及び劍衣は、官物と稱して、再び次番の相撲人に著けしむるを例とす、聖武天皇の神龜五年以後、屢々詔して諸國相撲人の入京の期を定め、若し期に違ひ、及び上らざる時は、其國司の俸祿を減奪し、其相撲人を禁獄する等の制あり、又相撲人等、事を供節に託して、動もすれば官司を侮蔑し、民人を凌辱するを以て、其制なも設けられたり○相撲節の外に、臨時相撲あり、其儀大抵相撲節に同じく、番數は五番七番より、十二番十六番を以て限とす、多くは八月に行はる、蓋し節會の相撲人の未だ歸郷せざる者を召して、相撲せしめらるゝなるべし、然れども、又必しも相撲人のみにあらずして、濫日又は職人所の衆等をして相撲せしめしことあり、臨時相撲の後、又は還饗の時等に、布引の事あり、左右の相撲人をして各々布一段を執らしめ、互に之を綱せて索と爲し、相曳を以て力を爭ふなり 記事 抑々相撲節の史に見えたるは、聖武天皇の天平六年七月、及び其十年七月に在り、桓武天皇の延暦十二年より、毎年の恒例となり、此後時に由りて延引停止等なきにあらざれども、殆ど三百年間、衰廢の事なかりしが、鳥羽天皇の保安以後、三十餘年間廢絶せり、後白河天皇の保元三年に至りて再興ありしが、其明年より復行はれず、其後十餘年を經て、高倉天皇の承安四年に一度行はれしがごとも、其明年（安元元年）より又復行はれず、遂に後世永く廢絶するに至れり（古事類苑武技部）、なほ吉田道風の家記に、後鳥羽院の文治二年相撲節會ありしも其後再び中絶し、更に下りて正親町天皇の永祿中また之を行ひ、十三代道風行司の役を勤めたりと見えたれども傍證なし、暫く後考を挾つ、「スマフ」參看、

スマヒノツカサ 相撲司 臨時官、相撲節の時相撲の事を掌らしむ、淳和天皇の天長三年始めて置く、三位二人、四位八人、五位十五人を左右に分置す、後ち陽成天皇元慶六年左右各々十二人となし、中納言以下の人を任じ、親王各一人を以て別當となす、「スマヒノセチ」參看（紀畧、三代實録）

スマフ 相撲（角力） 名義 安齋隨筆に「スマヒともスマフともいふは、サカラフ事をいふ、馬の乘りすまひ、付すまひなどゝいふにおなじ、相撲は兩人相互に投げんとし、投げられじとサカラフなり」と見え、相撲沿革史に、上世に在ては其名を力競、又は爭力と稱へ、中世以後は角力（スマヒ）、又は相撲と號し、或は角觝、角力、手搏、拍張の文字を使用すれども、其實は一物たるに過きず云々、搏力は、舍人親王が日本紀に、宿禰と蹶速の力競を記するに、始めて此文字を用ひたり、搏は競の義、力は筋幹の義なり、「スマヒ」とは互に抵競せる形容より出でたる語なり、以來此名を持續せり、相撲は、日本紀に、皇極帝の朝以來の力競に此語を用ひて記せり、此語は、法華經安樂品に、諸有肉髻相扶相撲（シヨウウムケイソウフスマフ）と云へる語あるに基きたるなり、角觝は支那の六國の時に始めて造出せる戲技の名目なり、我邦の力競とは全く異にせり、好事者の假借使用したるものなり、角力、手搏、拍張は共に角觝の換字なり云々」といへり 起源沿革 相撲の起原遠く神代に在り、古事記既に、建御名方神と建御雷神と力競したる神話を載せたり、是蓋し相撲の濫觴なるべし、次で又垂仁天皇の時に及び、野見宿禰と、當麻蹶速との相撲あり、垂仁紀七年七月乙亥の條に「則當麻蹶速、與二野見宿禰一令二搏力一、二人相對立、各擧レ足相蹶、則蹶二折當麻蹶速之脇骨一、亦蹈二折其腰一而殺レ之」と見ゆ、今日の相撲に比すれば、大に異なる處あり、聖武天皇以來、朝廷には相撲節（「スマヒノセチ」參看）なる恒例の公事起り、天下に令して相撲人を貢ぜしめ、毎年七月其技を角ぜしめて天覽あり、年中行事以外に於て、また臨時に之を儀さるゝ事も屢々なりき、これより日を遂うて盛んとなり、貴族間にありても、流行せしがごとく、紀名虎と伴善男と相撲へる事、盛衰記に見え、宇多天皇と在原業平と相撲へる事世繼物語に見ゆ、殊に一條天皇以後は、此技に巧なる相撲人相踵で輩出し、公卿中にもまた之を養ふものありき、鎌倉時代に入りては、頗る武人の間に行はれ、歴代の將軍屢々之を其邸もしくは諸大名の邸に催さしめ、且つ鶴岡八幡の祭には例として相撲を興行するに至れり、而して其相撲人は一國一城の主、又は其子弟あり、或は士にして、技倆の

拔群なるものは、時々推薦せられて面目を施せるものあり、吾妻鏡に據れば河津祐泰、俣野景久、畠山重忠、和田義秀等が力を闘はせしこと散見し、如何に武人間において盛んに行はれしかを知るに足るべし、南北朝以後、室町時代の初めには、特記すべきものなしと雖も、室町の末期、卽ち戰國時代に入りては、再び盛大となり、其事の諸書に散見せるもの尠しとせず、特に織田信長の知きは最之を好み、諸國より力士を召集せる事數百千人の多きに上れり、なほ大友家記に、雷、稻妻、辻風等の相撲取、豐後府内に於て勸進相撲を興行し、大友宗麟の家士原大隅守と力を角せんとせる事見えたり、以て當時既に專門の力士ありて、營利の爲めに、遊覽場に於て、興行したる者ありし事と、藝名の行はれし事とを伺ふべきなり、江戸時代にも、亦好んで武士間に弄ばれし事、伊達政宗の井伊直孝と江戸城の殿中に於て、相撲ひたりといへる有名なる逸事を以て伺ふに足る、而して此時代の興行相撲ほみな勸進・相撲・と唱へたり、蓋し勸進相撲は、神社佛閣の建立修復等の事ある場合、人々に淨財の喜捨を勸むるが爲めなりしが、いつしか變形して、只營業的に興行するものとなれり、また爾か稱するこゝなれり、前に擧げたる大友家記の内に、勸進相撲の名ありて、其力士は皆專門營業の者たりしを以て見れば、當時における勸進相撲は、既に其本義を失ひたるものにして、今日と相同じかりしなるべし、また江戸の勸進相撲は、寛永元年明石志賀之助が、四ツ谷鹽町に於て、晴天六日間興行せしをはじめと爲すよし、相撲大全に見ゆ、此時に當り名力士の出づるもの、前後相繼ぎしを以て、非常に世に歡迎せられ、大小の勸進相撲各地に行はれ、從て紛擾を釀す事尠なからざりしがゆゑに、慶安元年遂に禁止の法令下りしが、幾干もなくして其禁漸く緩み、之を催すもの多かりし爲め、寛文年間更に禁止令を勵行せり、斯くて勸進相撲一時衰廢せんとせしが、元祿十一年淺草なる卅三間堂火災に罹り、尋で之を深川に移すに及び、地堅勸進相撲を請願し、再び認可を得て興行し、且此時より專ら勸進方のみの力士を限り、寄り手を加ふる事なかりしを以て、紛擾自ら少く、能く繼續して、明和年間に至るまで、凡そ八十年の間、概れ此の處を以て大相撲の演行地となしたり、然れども當時は、今の同向院の如く、一年二期の中一期は、多く市内有名の神社佛閣境内を順次に選擇し行ひたるものゝごとし、既にして卅三間堂は、寶曆八年の火災に燒亡し、再建後僅かに九年にして、明和六年の大風に壞倒せるがゆゑに、更に其隣地なる富岡八幡宮を一定の演行場となし、一期は概れ此地に於てなす、後ち淺草藏前八幡宮の境内を多く演行の場となし、文政十年よりは、一年二期共に同向院を以て一定の演行地とし、今日に至るまで變更したる事なし、また京都の勸進相撲は、正保二年六月糺森における興行を、大阪にては元祿五年南堺江高木屋橋筋立花通における興行を、並に其起原と爲す、之を要するに、三府の勸進相撲は、殆ど相前後して起り、時に盛衰ありと雖も、寛政年間に至り、谷風小野川の如き、名力士併出するに至りて、相撲熱益々上騰したるのみならず、力士にして少しく技倆ある者は、悉く諸大名の抱へとなりて秩祿を貪み、其勝敗を以て、一藩の榮辱とするに至りしかば、天下の力士は、爭うて三府勸進相撲の下に集り、特に江戸は覇府の所在地たるを以て、最旺盛を極むるに至れり、而して繼新の前後は、戰亂と舊物破壞の形勢とに壓せられて、一時衰頽を極めたりしが、高砂浦五郎、雷權太夫の二人ありて、銳意其挽回を謀りしより、遂に再び今日の盛況を來したり【土俵】は古へになき處にして、木村孫六の相撲强弱理合書によれば、土俵を築く事、天正年中よりはじまり、慶長に至りて諸國一同に之を定む、其より以前に境界なし」と見ゆ、孫六は延寶年間に生れ、天正慶長を去る事、あまり遠からざれば、其說恐らくは信ずべきに似たり

(土俵)

【力士の階級】王朝時代には力士の最上位を最手（サイテ）（秀逸最上の取手といへる義）其次を最手脇（最手の補佐といへる意）といへる事、著聞集、小野宮年中行事等に見ゆ、最手は今の大關に當り、最手脇は關脇に當る、また江次第に助手（スケテ）と記したるは、最手脇の事なるべし、江戸時代以後は、初級を前取、次を本中、次を序の口、次を序の二段、次を三段、次を二段、次を十兩取關取格とし、次を幕の中と爲す、幕の中にまた前頭小結關脇大關あり、其上を横綱と爲す、小結關脇大關を併稱して、また三役と名づく、古は最手、最手脇の二役に止まれり、横綱は、日下開山と稱せられ、天下無雙の力士を擧げたるものなり、傳に、往時近江國の住人ハジカミと云へる人、住吉神社の神前に在りし注連縄を腰に卷き締めたるより始まれりといへど、確かならず、而して横綱免許は、斯道の宗家吉田追風より授與するを以て古例とす、然れども時としては、五條家より與へられしことあり、其免許の年代に就き數說あれども、現今相撲協會が吉田家の舊記に據り査定せしもの左の如し、

(横綱)

(ハジカミ)(手薬)

初代　明石志賀之助　傳說のみにて記錄なし
　　源氏山　綱五郎　年號不明
二代　丸山權太左衛門　寛延二年八月
三代　谷風梶之助　寛政元年十一月

四代　小野川喜三郎　寛政元年十一月
五代　阿武松緑之助　文政十一年二月
六代　稻妻雷五郎　同　十三年九月
七代　不知火諾右衛門　天保十一年九月
八代　秀ノ山雷五郎　弘化四年九月
九代　雲龍久吉　文久三年九月
十代　不知火光右衛門　同　三年十月
十一代　陣幕久五郎　慶應三年
十二代　鬼面山谷右衛門　明治二年正月
十三代　境川濵右衛門　同　十二年
十四代　梅ヶ谷藤太郎　同　十七年三月
十五代　西ノ海嘉次郎　同　廿三年假免許　廿五年四月本免許
十六代　小錦八十吉　同　廿九年四月
十七代　大砲萬右衛門　同　卅四年六月
十八代　常陸山谷右衛門　同　卅六年十月
同　梅ヶ谷藤太郎　同　上

(同行)

【行司】王朝時代、相撲節の時には立合せと稱するものあり、相撲人を互に立ち合せて番はしむるものにして、後世の行司に比すべし、後世は肥後の吉田家、行司の家元として、兼て相撲に關する禮式故實を司り、行司亟に力士の免許は其管する所なりき、家傳によれば、後鳥羽院文治中、吉田家といふもの、追風の名を賜ひて、朝廷相撲の司、行司の家となる、後世襲して十五代追風に至り、はじめて肥後の細川家に仕へ、なほ舊のごとく其職を世々にすとあり、鳥羽院の時云々といへるは信すべきにあらず、遙か後世の事たるべきは疑なしと雖も、他に傍證なきを以て其年代を詳かにする能はざるなり、之につきて勸進相撲行司の家元として、現今なほ子弟繼承するものゝ木村、式守の二家と爲す、共に吉田家の門流にして、木村家は寛永二年より、式守家は寛政年間より、其業に就きしこと、相撲行司家傳及び式守氏の系圖に見ゆ【四十八手】年代及び記錄によりて一樣ならず、いま隆雲解に載る處、現在行司代に傳はる所と概ね同じきがゆゑ、抄して參考に供ふ、反十二手・反十二手・反・居反、掛反、傳反、寄反、擡木反、一寸反、ギホウシ、枕腕反、鴨の入首、クゲキ反、衣カツギ、捻十二手、（合掌捻、肩スカシ、外無雙、内無雙、突落、逆捻、クゲキ、引落、出シ捻、卷落、頭捻、片手ツク）、投十二手（上手投、下手投、引投、上矢倉、下矢倉、首投、カラミ投、握投、寄投、出シ投、手拔の腹投、八拇投）掛十二手（二足掛、一本掛、内掛、外掛、手弄掛、泥障掛、呼掛、渡掛、ヌグリ掛、掛モタレ、水掛、傳掛）等なり、尙ほ新手に、大全、古事類苑武技部、相撲史傳）

(手八十四)

スマフノセチ　相撲節　「スマヒノセチ」を見よ、

スマフブギヤウ　相撲奉行　【解説】武家にて相撲の興行ある時、之に關したる一切の事を司る臨時の職、其家々にて之をおく、鎌倉時代以後桃山時代にかけて此職あり【出典】吾妻鏡に、建久三年八月十四日甲寅、於二鶴岡廊外庭一放生會、相撲内取手被二召決一云々、藤判官代爲二奉行一云々」とあるを初見とす、室町幕府の時詳かならず、織田豐臣時代には諸大名には相撲人を扶持し、角力を興行せしを以て、相撲奉行を置くに至れり（武家名目抄）

スミ　墨　【名稱】染の義にてソミの轉語なり、又「マツノケブリ」とも松烟とも云ふ、後には輪の具にて磨るべく作りたるものをも云へり、朱墨、藍墨の如し、古は常に墨柄に箱めて使用せり【製法】油烟或は松烟を膠汁に合はせ、香料などを加へて充分に溲れ、是を墨型に入れて形を造る、此の墨型に壓を置き、又は搗木にて搾り、墨形より取出して乾灰中に埋むる事一日、又再び乾灰に入れ三日を經て水にて洗ひ、始めて成ると云ふ、大抵墨型の慨に依て長短廣狹定まり、蓋と底とに挾まれて厚薄定まれるなり、油烟は上等の墨を造るに用ふ【出典】推古天皇の時、高麗の僧曇徴の紙墨を造りしこと、史に見えたるを初めとす、大寶令

興福寺二藤坊所傳墨　長二寸六分半

奈良朝廷御物新羅墨（正倉院所收數船之中揀拔三種）

（表）（裏）

江州武佐墨

蝦墨（源頼朝遺墨）

當麻寺藏墨柄

越ヶ岡八幡所藏墨柄

の制に、圖書寮に造墨手四人を置きて、製墨に從事せしめ、天皇及び諸司の需用に供し、延喜の制に、造墨手の上に長上一人を加へたり、而して圖書寮にて造る所は四百挺にして、別に丹波播磨太宰府より貢ぜしめたり、諸司に配する各定數あり、當時は松烟にて造る、この時墨の貴きことはその配付に半挺とあるを以て知るべし、藤原時代以後藤代墨(紀州)、武佐墨(近江)最も賞せられたるが、鎌倉時代には亡びたり　江戸時代、皇室及び幕府の御用を務むる墨師と稱し、その家を墨所と稱す、京都は新川彌次兵衛(四條寺町西)古梅園(寺町二條上)長田惣七(衣棚下立賣下)江戸に森若狭(日本橋三丁目)岡肥後(大傳馬町一丁目)松井和泉(古梅園、日本橋二丁目)等あり、此他各國に於て盛に製造するに至れり、就中、奈良は最も盛にして松井氏(古梅園)其名を擅にせり

【種類】品質形狀によりて其名を異にす、形を以てするは、入墨、丸墨、八角墨、品等を以てするは、好墨、中墨、凡墨、原料を以てするは、松烟墨、油烟墨、掃墨、灰墨とも云ふ)土地を以てするは薩代墨、淡路墨、武佐墨、柏原墨、唐墨、和墨、南都墨(平安墨)、筑紫墨、太平墨(泰平墨)等あり、今王朝時代に傳來せしと云ふ唐墨李家烟、新羅墨等を圖に示したれば就て見るべし(倭訓栞、文藝類纂、天朝墨談、古事類苑文學部)

スミアブラブギヤウ　炭油奉行　室町時代、蒼軍大名の第に赴く時、請家臨時に置く所職、炭油の事を掌る(武家名目抄)

スミガマヤク　炭竈役　江戸時代納稅の一種、炭を燒き出す竈に課したる役錢、竈一箇につき幾許と極めて納むるなり(地方凡例錄)

スミザ　炭座　鎌倉幕府の時、炭を賣る所をいふ、所謂鎌倉七座の一なり(庭訓抄)

スミノクラリウ　角倉流　角倉與市の創めたる入木道の流派、與市名は光昌、字は玄之、素庵、貞順等の號あり、江戸幕府に仕へて法橋に叙す、文學を藤原惺窩に學び、書を本阿彌光悅に學び、入木道を以て遂に一家をなし、光悅及び八幡昭乘と共に洛下三筆と稱せらる、寛永九年六月十二日歿す、時に年六十二(古今書畫鑒定便覽、先哲叢談)

スミノクラレウイ　角倉了以　名號　幼字與七、名は光好、後了以と改む、本姓は吉田氏

系譜　吉田宗桂の子　事蹟　天文廿三年生る、性工役を嗜む、後ち德川家康に仕ふ、慶長八年家康の命により巨船を造り、安南に通商して利あり、九年美作和計川に往き、艅船を見て思へらく、凡百の川皆船を通ずべきなりと、即ち嵯峨に歸り、大井川を浙り丹波保津に至り、其地勢水路を檢し、翌三年に手玄之を江戸に遣はして開鑿の事を請はしめ、許可を得るに及び工役を督し、川中に横る處の巨石を除き、土砂を浚へて其水を深くし、八年の秋に至りて功成る、是より先編筏僅かに通ずるのみなりしに、玆に及び丹波世喜村より嵯峨に到るの間舟楫始めて通じ、兩國の民其利を享くる事頗る多し、十二年の春、更に幕府の命により艅を富士川に通ず、駿河岩淵より舟を挽き甲府に到る、山峽の溪民いまだ嘗て舟を見ざるなり、みな驚いて曰く、魚にあらずして水を走る、惟なる哉と、而して國民爾來運漕の便宜を得て大に喜ぶ、十二年大佛殿を洛東に營むの事あり、大木巨材甚だ挽來に勞す、了以請うて河に循うて之を運ぶの許可を得、川を修理して水運に依る、故に力を勞せずして、途に材木悉く達するを得たり、十六年船を鴨河に行らん事を請うて許さる、因りて伏見河より艅を漕ぎて上流に遡り二條に達す、十九年富士川運

喰、舟行く能はず、幕府了以に命じ之を開鑿せしむ、會々病あり、即ち子玄之をして代りて役を督せしめ、三月にはじめ七月に至りて成る、同月十二日歿す、年六十一(碑銘)

スミヨシケイオン　住吉慶恩　名號　幼名聖壽寺　系譜　詳かならず、圖畫考、大和錦、扶桑畫人傳等には、住吉隆親の二子、光長の弟と爲せども證據なし　事蹟　攝津住吉の繪所にて、住吉の里に住せるを以て氏と爲したるなり、畫を以て法眼となる、而して其圖する處の名畫世に殘りて人の賞するもの尠なからず、殊に瀧項の卷、或は小柴垣草紙等に至りては、祕藏の圖にして頗る名高し、本朝畫史に「宅磨、住吉、粟田口、芝の四人は、春日の繪所なり、共に南都に住して、世業佛像を寫す」とあり、これによれば慶恩も、後ちには南都春日に移りたるものか、然れども亦其畫きたる著名の繪卷等には、後白河天皇、後京極大臣、慈鎭等が詞書を書したるの多きにより て考ふれば、多くは京都に住せしものなるべし、歿年詳かならず、「スミヨシハ」參看(扶桑畫人傳、橫井博士「日本繪畫史」)

スミヨシノコホリ　住吉郡　所在　攝津國

沿革　古へ墨江と稱す、古事記仁德天皇の條に見ゆ、蓋し難波の大郡を割て、之を置きしなるべし　名勝　萬葉集墨之江、清ノ江、又、須美乃延に作り、延喜式以後住吉に作る、倭名抄に住道(スムチ)大羅(オホヨサミ)杭全(クマタ)餘戸、榎津(イナツ)等の鄉あり、後ち住道鄉、河內國丹北郡に入る、蓋し大乘院寺社雜事記に依るに、文明十四年細川政元、畠山義就と和し、岡郡を取りて河內十七ヶ所を還したること見えたれば、此頃義就の住道鄉を河內に併せしものなるべし、郡名考及後岡郡の一部を併せて住吉郡と稱し、明治

元年十二月より二年二月に至り、此郡の諸村新大和川以南に在る者を和泉國大島郡に併せ、同七年八月遂に七道村を二國に分隸せしむるに及び、新大和川を以て攝津和泉二國の界と定む、今は郡名失せて東成郡に併せらる(郡名異同一覽、國郡沿革考)

スミヨシノジンジヤ　住吉神社　所在　攝津國住吉郡(今東成郡)住吉村○又「スミノエノヤシロ」とも云ひ、住吉大神と稱す、本國の一宮、現今官幣大社　名稱　表筒男命、中筒男命、底筒男命の三神、後に息長帶姫命を加へて四座とす　起原沿革　神功皇后征韓の時、此神に祈禱して靈驗ありしの故を以てはじめて社を造りて鎭め奉る、是を本社の起原とす、(一代要記に孝謙天皇寶字二年、始て住吉社を造るとあれど修造の事をいへるなるべし)欽明天皇の御宇使を遣して住吉神を祀らしむ、天武天皇十三年神田三十町を奉て御酒料に充て、朱鳥元年七月幣を奉り、持統天皇六年幣使を遣して新宮を造る由を告げ、文武天皇慶雲元年七月幣帛を奉り、稱德天皇天平神護元年造營あり、桓武天皇延曆三年從二位を賜ひ、八年本社に行幸あり、住吉行幸此に始まる、平城天皇大同元年遣唐使の御祈に依て從一位を授く、凡此後外國に使する者、必ず幣帛を奉りて船舶の恙なき事を祈る、是歲神封二百卅九戸を充つ、嵯峨天皇弘仁三年六月、本社正殿の外、破るに從て修理するを永例とす、仁明天皇承和六年幣帛を奉り、爾後應々奉幣のことあり、醍醐天皇延喜の制、各神大社に列なる、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣、及び祈雨の幣帛に預る、江戸幕府より二千六十石を給はる、凡神社正殿二十年毎に造らしむ、其料は神稅を用ひ、其造宮には、神祇副を使とす、中古以來和歌の神として玉津島と共に歌人より最も尊崇を受けたり○祭記は甚だ多し、二月四日祈年祭、五月廿八日植祭、六月晦大祓、神輿開口の旅所に幸す、十一月新嘗祭、神人祭衣を著け馬に騎り、大和誠火山口神社の埴を取來て天平瓮を造て神饌を供ふ、祈年祭もまた同じ、其神社に仕ふる者、神主、權神主、社務あり、板屋、狛津守、大宅、神奴、大領、高木之を神主七家といふ、岩田瓮見宿禰の裔なり、其他神人三百餘家あり(神祇志料、古事類苑神祇部)

スミヨシシハ　住吉派　繪畫の一派、住吉慶恩これを創始し、後ち一旦中絕したりしを住吉廣通更に中興したるものと云ふ、慶恩は鎌倉時代のはじめ、住吉の繪所たりしが、其家久しく中絕したりしを、住吉廣通の時、後西院天皇の叡旨によりて住吉の吉家を繼ぎて、之を再興せり、子廣澄(具慶)に至り、江戸幕府に仕へて、狩野家と相並びて其繪所となる、父子共に名手として名高かりしも、廣保、廣守、廣行、廣倫等に及びては、徒らに家名を世襲せしに留り、敢て振はざりき、只最後に引貫出て、大に有職故實を研究し、名工として知られ、門下に守住貫魚、山名貫義等を出せり、又廣守の門より、近藤直芳、板谷廣當二人出でゝ、幕府の繪師となり、各々一家を爲す、直芳は近藤五郎兵衛と稱し、元芝の赤羽根に住せし浮世繪師なりしが、名手たるによりて繪師の末に列し、改めて廣守の門人となり、召されて繪師の末に列し、改めて廣守の門人となり、土佐風の畫に巧みなりき、後ち塵永年間に著名なりし粟田口法眼隆光の氏をとりて、粟田口慶羽と改稱し、一家を爲せり、又板谷廣當も、廣守の門人として名あり、早く吉山大膳亮に召抱へられしも、後ち幕府の繪師となり、名を慶舟と改め、慶羽と共に、其畫法を子孫に傳ふ、今住吉家及び其末流の系統を擧ぐれば左のごとし、なほ住吉慶恩(スミヨシケイオン)住吉廣道(スミヨシヒロミチ)住吉廣澄(スミヨシヒロズミ)及び繪畫(ウタイグサ)の項圖等參看すべし(橫井博士「日本繪畫史」)

○住吉慶恩(中期)廣通(如慶)—廣澄(具慶)—廣保
- 廣守—廣行—廣倫—弘貫—廣賢—廣一(住吉家)
- 板谷慶舟—桂意—桂舟
  - 桂意—桂舟(板谷家)
- 粟田口慶羽—慶羽—珪羽—桂節—桂輪(粟田口家)
- 守住貫魚
- 山名貫義

スミヨシヒロズミ　住吉廣澄　名號　通稱內記、はじめ廣純といふ、薙髮して具慶と號す　系統　廣通如慶の男　事蹟　法眼に叙せられ、北村季吟と共に、江戸幕府に召されて江戸に移住す、命を受けて源氏物語の繪、東照宮緣起などを畫く、畫風父よりも活動あり、筆力盛んなりしかば、一世世人に愛せられき、かの禁中御節會御屏風、洛中洛外の圖、箱崎八幡宮緣起の如きは、名譽の遺筆といふべし、寛永二年四月四日江戸において死す、年七十五、遺命によりて京都鹿山寺先塋の側に葬る(橫井博士「日本繪畫史」)

スミヨシヒロミチ　住吉廣通　名號　通稱は內記、はじめ土佐光陳といふ、薙髮して如慶と號す　系統　土佐光吉の二男、光則の弟、實は銑子某の男　事蹟　幼より土佐家の門人として繪畫を學び、其技に堪能なりしより、屢々東福門院の御用を勤めしが、遂に江戸幕府の繪師に擧げらる、此の時始めて光則の弟分にて、土佐を名乘らせたりといへり、寛文三年六十五歲の時、後西院天皇の叡旨によりて、永く絕えたる住吉法眼慶恩の後をつぎ、住吉家を再興す(後西院天皇の叡旨により、津守國治より住吉稱號の免許狀を受く)依て薙髮して法眼に叙せられ、住吉如

廢と改稱す、其後ち後水尾上皇の叡旨をうけて、千廣澄と共に多武峰新緣起を畫き、又百人一首、三十六歌仙等を畫けり、廣通近世の名工にして、一代中名譽の遺筆甚多し、殊に太子繪傳、天若彦草子、宇治拾遺、橋姫物語、木曾物語、夢物語、廿四孝卷物など傑作と稱ぜらる、寛文十年六月二日京都において卒す、廬山村に葬る(槙井博士、日本繪畫史)

スミレ　菫　菫の色目の名、表紫、裏薄紫なるものをいふ、二三月頃に著用す(藩鑑草、桃花葉葉)

スン　寸　物の長短を度る時にいふ詞、十分を一寸と爲し、十寸を一尺と爲す、邦訓キと云ふ、「キ」とは物を限る言にて、切をキルと訓み、刻をキサムと訓むと同語なり、「モノサシ」も一寸〳〵にて限るを以てすを「キ」ともいへるなり(度量權衡攷)

スンプカバン　駿府加番　江戸幕府の職名、駿府城に在りて城代を輔く、毎年九月を以て交代す、萬石以上の者一人、寄合衆の内二人之に補す、老中の所管なり　寛永十年に始まる(官制沿革略史)

スンプキンバン　駿府勤番　江戸幕府の職名、駿府城代の下に屬して駿府の政務を掌る、「スンプヂヤウダイ」を見よ、

スンプザイバン　駿府在番　江戸時代駿府城擁護の爲め、駿府に勤番するをいふ、而して其勤番の任に當るものは、大番の番士にして、寛永九年十二月松平豐前守、大番頭より、番士を率ゐて在番したるをはじめとす、寛永十二年在番一ケ年を期とする事に定められ、十六年大番を改めて書院番の任とし、番頭一人、番士を率ゐて在番する事となりしが、寛政二年之を停廢す○在番の頭を在番頭といふ、大番の時は大番頭、書院番の時は書院番頭其任に當る(明良帶錄、駿國雜志)

スンプジヤウ　駿府城　所在駿河國安倍郡府中○もと府中城、今靜岡と稱す　始め臨屋義勝之を領し、建武二年殁後、今川範國居城、其後十二代の間相續し、永祿十一年氏眞の時、武田信玄の陷いる所となる、時に二百三十餘年間、今川氏領す、信玄山縣康景を城代と爲して守らしむ、德川家康再び之を取り、家臣岡部を守らしむ、元龜三年又武田の手に歸し、天正十一年に至る十年間之を有す、武田勝頼滅亡後家康の領となる、同十四年十二月駿府に移り、翌年本城を經營す、同十七年三月家康關東八州村氏を伯耆に移し、德川の領國と爲し府中年九月中村氏を伯耆に移し、德川の領國と爲し府中を內藤信成に賜ふ、同十一年又幕府の領とし、十二年正月より居城を經營す、同年十二月廿三日駿府城火災す、翌年三月再經營す、十四年十一月之を賴宣に賜ふ、知行高五十萬石、家康と共に居城す、元和五年賴宣紀州に移り、忠長を駿河、遠江、美濃、五十五萬石に封す、寛永九年叛逆の爲め高崎に預け、夫より駿府には城代を置く、明治維新、德川將軍政權奉還後、此に居城す(駿河國志、明治政覽)

スンプジヤウダイ　駿府城代　江戸幕府の職名、駿河國駿府に駐在し、駿府の庶政を綜理し、警衛に備へ、修理を督し、久能山の代拜、管內の巡檢等を掌る、凡此職に拜すれば、黑印下知狀を賜り、任に赴く時諸を賜ひ、時服羽織を給す、而して妻子を携へて在勤し、五六年に一度出府し、將軍に謁す、大番頭より拜任するを例とす、又書院番頭より任ずる事もあり、老中の支配にて從五位下に叙し、職祿二千石、雁間御緣に侍して同列たり、勤番三十人、(組頭一人、職祿三百俵)與力十騎、同心五十人あり　慶長十二年、德川家康伏見より、に移り、爰後番城として城代を置く、寛永二年、駿遠甲三州を以て、將軍家光の弟忠長に與へ、駿府城に居らしむ、九年、罪ありて地を除く、十年二月、更に城代を置き大久保忠成を之に充つ(官制沿革略史)

スンプチヤウバン　駿府定番　江戸幕府の職名、駿府城に在りて城の守衛を掌る、初め留守居番といふ、老中の所管にて一人なり、高千石、役料七百俵を給す、席次芙蓉間詰とす、與力十騎、同心五十人之に隸す　寛永九年始めて此職を置き、井戸直弘を以て之に補す(明良帶錄、吏徵)

スンプグブギヤウ　駿府武具奉行　江戸幕府の職名、駿府に駐在して武具の事を掌る　寛永四年三月、始めて之を置き、駿府破損奉行庄田主殿勝金左衛門を以て之に宛つ、城代之を管す、在職手當現米四十石を給す、元文五年二月藥園頭をして之を兼掌せしむ(吏徵)

スンプマチブギヤウ　駿府町奉行　江戸幕府の職名、駿府に駐在して駿府の市街を管し、訟獄を斷じ、兼て近傍地方の刑獄を處理し、また清水港及び江尻丸子の兩宿を管す、諸事城代及び定番に協議す、老中の所管なり、一人にて、千石高、職祿百俵なり、芙蓉間詰とす、與力八騎、同心六十人、永主五十人之に隸す　慶長十二年七月、始めて之を置き、井出正次、彦坂某を以て此の職に宛つ、後ち元和二年六月、此の職を廢す、寛永九年十月、再置して佐藤勘右衛門、長崎某之に補す、元祿十五年十一月、奉行一人を廢し、與力同心の數を減ず(明良帶錄、吏徵、官制沿革略史)

スンプメツケ　駿府目附　江戸幕府の職名、使番の任として、毎年一人江戸より駿府へ派出し、八月より十二月まで滯在し、夫より直に甲州へ城番の目附を爲す　此職天和中より始まり、寛永四年職制を定む(德川實紀)

スメイモン　修明門　大內裡外郭門の一、古本拾芥抄假名に「シユメイモン」と訓めり、南面の門にて、建禮門の西端に在り、拾芥抄に、南面、云右馬陣、朔之右廂餘仗門、建禮門、云右馬西の二仗舍あり(大內裡圖考證)

スメイモン井ン　修明門院　藤原重子、本は範子、法號性覺　從二位藤原範季の女、母は權中納言平教盛の女平敎子　後鳥羽天皇の寵を受け、順德天皇を生む、建久九年十二月從三位に叙し、尋で從二位に昇る、承元元年六月准三后、同月院號を給はる、承久三年七月後鳥羽上皇隱岐に流され給ひしを以て、落飜して尼となる、同年十一月院號宣に年官年爵封戶諸司例給等を拜す、文永元年八月二十九日薨ず、年八十三、七條院御領四十七ケ所を傳領し、順德天皇の皇子四辻善統親王に讓る(女院小傳、皇室御領考)

スメミマノミコト　皇御孫命　天皇の尊號、天祖天照大神の皇孫の義なり、我國上世の尊號は儀制令の義解に、自二天子一至二庶人一、皆是書紀所用至二風俗所一稱、別不レ依二文字一、假令如二皇御孫命一、及須明樂美御德之類一也、とあり、古事記傳に「皇孫命とは、此尊(邇々藝命)を始めて、後の御世御世の天皇をも申し奉つる稱なり(書紀に、皇孫とある是なり)、續紀十五に、美麻乃彌己止とあり、こみは此に依るべし、孫を麻とのみ云ふは心得がたけれど、未だ考へ得ず、又書紀に、天孫ともあるは古言にあらず、こは天神の御子を、例の漢めかして、簡にかゝれたるものなり、アマツカミノミコトよむべし、アメミマとよむは非なり、」と見えたるにて、其義を知るべし、是以至二于今一、天皇命等之御命不レ長也とあり、古事記に、故國造神賀詞にも二處あり、續紀の(一の卷、三の卷など)祝詞の中などにも見えたり、三字を、スメラミコトとよむべし、儀制令の義解に、須明樂美御德、書紀傳に「かくの如く命字を添へても書奉れる事、出雲紀竟宴歌に、敵女良美己度(又須女羅乃支美とも敵梅羅機彌ともよめるあり)などあり、須賣とも、須賣良とも申し奉れり、須賣良朕とも御みづからものたまへり、とあり、」と見え、白鳥博士は高皇產靈尊、神皇產靈尊、と語源同じくして、高、大、多等の義にて、敬稱に用ひられたるものなりと云へり(國語に於ける敬稱語の源義)

スヤリ　素槍　「ヤリ」を見よ、

スリ　掏兒　盜賊の一種、人の物を掏り取る故にかく名づく、擺徒、掏摸、棍徒とも書す、一說に梵語なりといへるは、飜譯名義集に、朱利草泰言賊と見えたるによれり、明律に、擇使取物曰レ掏、以手取レ物曰レ摸といへり　その起り詳かならず、大道寺友山(享保頃の人)の著なる落穗集に、その頃關東に名を得たるすり大將鳶澤と申者を搦取云々」とあれば、此の頃既にありしを知るべし、天保の頃は、別に犯人を捻擧せず、たゞ其罪の元結を墨色とし、殆ど默許の姿なりしが、後ち黑元結逐漸く市內に跋扈し來りしより、辻强盜又は金品を盜みし者を斬罪に處し、大に戒飾したれば、彼等は大に狼狽し、神田無宿豆鐵事鐵五郎、芝無宿の芝德、綾多の萬吉、萬引の虎、向島無宿佐渡ごさい金事勇九郎、舟問堀遠州屋、橫濱の秀奴の七人の外は皆離散するに至りたり、其後、綾多萬吉、萬引の虎の兩人が破牢を企てし時、勇九郎遠州屋の兩人之を阻止し、終に破牢を防ぎたる事あり、其功により遠州屋は斬罪を免れて追放となり、勇九郎亦入牢十七年にて出牢を赦され、橫濱の秀奴も亦出牢するに至れり、然るに秀奴は、入牢中勇九郎より掏兒の呼吸を習ひ、出牢後は、橫濱東京の間を橫行せり、明治維新となり、番屋の非人等生活の道を失ひたるより、彼等は又もや市內の盛場に出沒し、先づ煙管より始めて、次第に懷中物の拔取を覺え、一旦絕滅したる掏兒の徒再び跋扈し、今日に至れり　掏取る手段には、種々の方法あり、今之を略記せば、(一)おき師、銀行又は稅務署の窓口に立ち、他人の金錢を授與するを見て、橫合より之を引攫ふもの、(二)賣手、所有者に撞突して掏り取るものなりひ、其品を受取る者を吸取といふ、(三)ボチ(腹ひ物)風呂敷又は巻巻を以て我手を藏ひ、其下にて巧に其手を働かして掏取るなりひ、(四)チガヒ、擺れ遠ひざまに掏取る、(五)ボヽ、袂を探りて取ること、(六)ボヽバラシ、ボヽよりも低暴なる掏方のもの、(七)ゲンの前幽の岩、女の帶の間を覗ふもの、(八)袖買、先づ被害者の傍に坐し、左腕を其者の肋骨邊に押當つゝ、右腕を其懷に入れて懷中物を拔き取るもの、(九)俘車場にて切符購求の時、又は開札の時を覗つて掏り取るもの、或は旅客の大金を所持するを見る時は、其身も同列車に乘込み、傍座し機を見て取るもの、(十)中商、汽車の車室內にて掏る事にて、重にカバンの中拔、又は提出の稼ぎなり　(一)地使ひ、市內にて稼ぐもの、(二)箱使ひ、汽車內にて稼ぐものとの二派あり(俚言集覽、東京朝日新聞)

スリゴロモ　摺衣　草木花鳥等の形を

摺り染めたる衣をいふ【類衣作】板に草木花鳥等の形を彫刻し、姫のりな布に包みて、板の上を打ち、のりを浸く付し、其上に布又は絹等を當てゝ、藍の葉又は種々の草木の葉を布に包み、これを摺りて、模様をあらはすなり、後世染模様といふもの〻基源なり、信夫摺、小松摺、紫の根摺、萩の花摺、黄土摺、山藍摺、縑摺等の種類あり、皆原料に用ひたる草木、此の外にも多し【起原沿革】起原詳かならず、古くは男女貴賤に限らず、皆用ひたりしが、鳥羽天皇の時に、民間に摺衣を用ふることを禁ぜられしこと、中右記に見えたり(眞史雜記、茅窓漫錄、古事記傳)

スリツヅミ　摺鼓(摺鼓)　【名義】鼓の一種、即ち答鼙鼓にて多良羅鼓と稱す、指を以て摺摩し打つ故に此名あり、即ち左手に之を抱き、右手にて摩するなり、今亡びて傳はらず【構造】革にて作る、其形猿樂大鼓に同じ、面徑一尺二寸、胴の長六寸、口徑九寸許、朱漆に花卓を畫き、赤條を以て革を約む、革の表裏に白粉を施し、調を傳ふる六八ツ、革鼠形のものを作り、穴處を飾る、而して穴に皆金物あり、左右の穴纏て十六、素絲二筋を以て、鼠革の頭を環らす【起原沿革】鼓(ツヅミ)の條を見よ(倭名抄、雜樂志、樂家錄、樂器考)

スリナンシヂ　摺梨地　沃懸地(イカケヂ)に同じ、同條を見よ、

ズリヤウ　受領　王朝時代中葉以降、國司の赴任して吏務を掌る首席のものを云ふ、或は守或は權守或は介を稱する場合あり、羽倉考には、其國に在りて吏務を掌るものは、守介掾目皆受領と稱すと云へり、唐名刺史、宰吏、國宰、牧宰、竹符、分憂等といへり、案ずるに、光仁天皇寶龜六年公廨四分の一を以て、京官に給ひ、尋で桓武以後年給起りて、天皇以下參議以上に地方官を給ふの制を生じてより、地方制度漸く亂れ、單に公廨を受くる爲め、遙授兼任のもの多くなりしを以て、實際其國に赴きて、吏務をとる首席のものを受領と稱せしものなるべし、即ち遙授兼任に對したる調なり、江次第除目の條に、凡國司有遙授、兼任、受領等、守爲遙授、則權守必受領也、とあるにて明なり、蓋し新任の國司より名づけしものならん、一説に、其國の吏務を受領する義なりと云へり、守、權守を受領と稱することは、江次第の文にて明なれば、介を受領と稱せる例を示して、その一斑を示すべし、公補補任寛仁四年の條に藤原廣業、寛弘七年二月十六日兼伊與介(受領)止、撰、學士如元と見えたり、此の時藤守佐伯公行は中宮呪詛の罪を以て追捕せられ、源頼定、廣業と共に權守に任ぜられしも、參議にして在京したれば、廣業吏務を取りしものなるべし、猶「コクシ」參看すべし(拾芥抄、羽倉考、國學院雜誌)、介を守と云ひ、守を大介とも云ふ考)

ズリヤウノキヨ　受領擧　鮭召除目の時、公卿を推擧せしむるを云ふ、故に公卿擧とも云ふ、これ公卿は年給によりて諸國の守介掾目等を給はるを以てなり、年給(ネンキフ)參看、猶委しくは、江次第、除目抄に就て見るべし、

スルガコバン　駿河小判　【名義】金貨の一種、駿河にて作りたるを以て此名あり【材料】縱二寸五分、横一寸六分五厘、重四毫二分五厘、面に、京目一兩と、後藤及び花押との墨書あり【起原】後陽成天皇文祿四年、駿河國にて鑄造す○又今川氏小判(イマガハエイコバン)をいふ(大日本貨幣史)

スルガダイナゴン　駿河大納言　德川忠長(トクガハタダナガ)をいふ、

スルガトヒ　駿河問　江戸時代の初期に行はれたる拷問の一種、駿河の町奉行彦坂九兵衛の創めし故に名づく、其法極めて殘虐なりしといへり、慶長見聞集、大島一兵衛組の條に、爰に彦坂九兵衛と云人、たくみ出せる駿河問とて、四つの手足をうしろにまはし、一つにくゝり、背に石を重荷におき天井より繩を下げ、中へよりあげ、一ふりふれば、只車を廻すに似て、惣身の油かうべへ下り、油のたること、水な流すが如し」と見ゆ、一説に駿河問は、罪人に藥汁を飲ましめしこともありといふ、後世拷訊の法も、利法といもに改正し、遂に廢絶す(皇典講究所講演「古刑法一斑」)

スルガノクニ　駿河國　【沿革略】東は相模伊豆、西は遠江、北は甲斐信濃、南は海に至る、東西拾八里、南北拾貳里、東海道に屬す【地勢】富嶽北方に挺立し、山脈相豆に連り、西北の諸峰甲信より來り、富士川其中央を貫く、土性黑礫【起原沿革】古へ爰民雜居す、景行天皇十四年日本武尊東征の時、逆を謀りて討滅せられ、後ち吉備武彦に盧原國を賜ふ、蓋しその子孫世々國造たりしならん、國郡の制定まるに及び、安倍盧原等を併せて駿河國を置き九郡を管す、天武天皇九年二郡を割て伊豆國を置く、國府を安倍郡に置く(今の靜岡是なり)鎌倉幕府の初、武田信義に命じて本國を管せしめ、源廣綱三浦義村相繼で守護を以て國守を兼ね、建武中興鳥屋義勛を守護とす、正平六年足利尊氏今川範國を以て守護とし、府中に治す、相傳ふる八世義元に至り勢頗る强大、遠江三河を兼併す、永祿三年織田氏と戰て敗死し、子氏眞嗣ぎ國人離叛す、永祿の末、武田晴信襲ふて府城を陷れ、氏眞を遠ひ遂に本國を奪ふ、武田氏の亡ぶる後德川氏之を取り、遠江より移て府中に治す、天

正十八年關東に遷る、豐臣氏中村一氏を本國に封じ、關忠一封を襲ぐ、慶長五年德川氏之を伯耆に徙し、府中三萬石を內藤信成に賜ひ、大久保忠佐を沼津に、酒井忠利を田中に、天野康景を興國寺に封す、後ち沼津興國寺二城を廢す、十四年信成忠利を移封し、德川賴宣を全國に封し府城に鎮す、元和中之を紀伊に移し、寛永元年德川忠長を封す、元和より寛永に至るまで田中城に城代を置き國事を理せしむ、九年罪有て國除せられ城代を府中に置き、士隊及び騎步卒を置て守る、松平忠重を田中に封ず、後に本多正矩〻、元祿中松原信治に小島を賜ひ、安永の初、水野忠友を沼津に封じ、凡て三藩、明治維新三氏を安房上總に徙し、德川家達を水國に封じ、府中に治し、改めて靜岡と云ふ、既にして廢して靜岡縣を置きて管す【沿革略】古より管郡の變遷左表の如し、詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

	六國史	古國郡名考	明治沿革	新編國郡區編
風土記(フ)	延喜式	拾芥抄	同	同
總國風土記(フ)	倭名抄	元祿天保郷帳	同	同
止駄志	太	寛知集	同	同
燒津(ヤキ)麻殺(フ)	益頭(シツ)	益津(ヤヅ)	同	同
有度(ウト)	同	有渡(ヤド)	有渡(ヤド)度	同
安辨(ベ)	安倍(ベ)	同	安倍	同
廬原(ハラ)	同	廬原	同(イハラ)	同
富士(フジ)	同	同	同	同
駿河(スルガ)	駿河(スルガ)東(ヅ)	駿河(スルガ)東(ヅ)	同	同

セ　畝　田地の廣狹を量るに用ふる稱呼、三十歩を一畝となし、十畝を一段とす、農政座右に「和爾雅、田園類說並曰、三十步爲畝、制度通曰、一段をわりて一せといふ、何れの頃より始まるや知らず、類說又曰、石高に成り起れりと見えたり、何れにも、古へは無き名目なりと、按に此の說可なるに似たれども、朽木文書寛正二年の賣券に、一段二畝といふこと見た、同六年の文書には、一段とありて、註に此の內九畝十八分は、字谷口十八分、字同谷口とあり、さらば三十六歩を一畝とすること、その頃よりありしと見えたり、勸農固本錄に、「周の一畝は十步四方にして、一步の物百なり、日本の法にして一畝七分八厘餘なり、高にして一畝を一斗につもれば、一斗二升六合二勺餘なり、紫芝園漫筆曰、古者一畝當二今五十一步、六百二十五分步之五百二十五、五畝宅當二今之二百五十九步六百二十五分步之二百」とあり、これも周尺により異同あるべし」、といへり、以て其大體を知るべし、

セイ　姓　姓に尸(カバネウヂ)と氏との二意義あり、古くは主として尸の義に用ひ、後世は主として氏の意に用ひたり、詳しくは尸(カバネ)及び氏(ウヂ)の兩條に就きて見るべし、

セイ　世　父子相繼上に於ける系統の順序(即ち血統上の順序)父を一世、子を二世、孫を三世とす、若し兄弟ありて、兄先づ父の後を繼ぎ、弟更に兄の後を繼ぎたる場合は、父を一世、兄弟を共に二世とす、而して代よりいはゞ、父を一代、兄を二代、弟を三代とす、周禮の註に、父死して子立つを世といふとあり、然るに、往々代を誤れる事あり、類聚名物考に、其所謂を論じて、「この二字訓は同くして其義異なるを、今同しく相通用せり、其相混雜せし故由有る事なり、一世をも二代といひ、萬世をも萬代といひし事は古へは替て見えず、李唐の時、太宗の諱を世民といへりき、此時諱を避る事古より大第に忌て、此頃は世の字を皆悉く代に書替、民と云ふ字は皆氏字に書かへたり、本朝にても唐の制度を摸さゝ時なりければ、遣唐使の往來もしげき時にて、留學生にて唐へ行て學問習ふ事を業とする人も多かりけれ

スルガノコホリ　駿河郡　【郡名異同】桓武天皇紀延曆十年四月に見ゆ【沿革】延喜式駿河國に作る、倭名抄柏原(カシハハラ)矢集(ヤヅメ)子松(コマツ)古家(フルイヘ)玉造(タマツクリ)横走(ヨコバシリ)駿河、山崎(ヤマサキ)宍人(シシヒト)永倉(ナガクラ)宇良(ウラ)等の郷あり、後ち駿東に改む、正保圖之に仍り、寛文中舊に復す、寛知集之に仍る、元祿圖復駿東に作り、以後之に從ひ、郡名考以下「ズントウ」と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

スルガマヒ　駿河舞　東遊(アヅマアソビ)を見よ、

スルスミ　摺墨　源頼朝の所有したる名馬、宇治川合戰の時、梶原景季に之を與ふ、平家物語宇治川の條に、梶原がたまはりたりける御馬も、ふとくたくましきがまことにくろかりければ、するすみとつけられたり、いづれも劣らぬ名馬也」と見えたり、

せ

ば、それ等のともがらおのづから彼國に忌るなれば、此方にても忌て世を代とは書替しなり云々」といへり、代(ダイ)參看、神皇正統記に、「第十四代第十四世仲哀天皇は、日本武尊第二の皇子、景行の御孫なり、御母は兩道入姫、垂仁天皇の御女なり、太祖神武より第十二代景行までは、代のまゝに繼體し給ふ、日本武尊世をはやくし給ふによりて、成務これを繼給ひ、此天皇を太子として讓りましましより、代と世とかはれる初めなり、是よりは、世を本とし奉るべきなり」と見えたり、今御系譜によりて、皇室の御世代を擧ぐれば、今上天皇は六十九世百二十一代に當らせらる、

セイ　制　天子の御言をいふ、周時代に天子より出づる言に、大事件は命、小事に令と云ひしが、秦に至り命を改めて制と稱せり、漢以後多くの沿革を經て隋唐に至り、唐には初め之を詔と稱せしが、則天武后又改めて制と稱するに至れり、我國の公文書には、位記にのみ詔の替として用ひられたり、朝廷の和歌會に詠進する時に、應制とあるも、天子の御言に應ずる意なり、「キキ」參看、

セイ　請　王朝時代に於ける刑法上の特典、六議者の親父母、父母、伯叔父姑、兄弟、姉妹、妻子、姪、孫、もしくは四位五位、及び勳一等以下四等以上の人、死刑に相當する罪を犯せば、其所犯及び應請の狀を條錄し、刑名を正して、天皇に奏請し、流刑以下の罪を犯せば、特に一等を減じて處刑するをいふ、此特典を得るものを稱して應請者といふ、但し八虎を犯し、人を殺し、畿守内にして他の妻妾を姦し、盜して人を略し、財を受けて法を枉ぐる者は、並にこれに與かるを得ず、議(ギ)、減(ゲン)、贖(ゾク)參看(律疏、古事類苑法律部)

セイ　税　租稅(ツセイ)を見よ、

セイアン　西菴　井蛙流　東堂(トウダウ)を見よ、深尾角馬が創めたる

セイアリウ　鮎術の流派、角馬は因幡鳥取なる池田氏の臣なり、擊鮎叢談に「此流は態多き太刀にて、其内不識鮎と名づくる一鮎を以て、專ら勝負太刀に用ふ、是は敵の精にも拘はらず、留て勝か、打て取か、速に勝負を決することを習はすと見えたり」、とあり、

セイ井クワン　誠意館　舊庭瀨藩の學校

備前　備中國賀陽郡庭瀨　**起原沿革**　元祿十二年板倉電高、之を創立す、文政年間勝資の時、校舍を建設す、維新後は江戸邸を閉ぢ、藩士歸邑せしを以て生徒增加せり(日本教育史資料)

セイイクワンシ　制衣冠司　文武天皇の四年此司を置く、蓋し衣冠を制することを掌りし所ならん(續紀)

セイイシ　征夷使　**起原沿革**　初めは臨時官にして、陸奥の蝦夷を鎭撫することを掌りしが、後には常置の官となり、天下の權皆之に委す　**職員**　大將軍一人、副將軍一人以上三人の時あり、軍監三人以上八人に及ぶ、軍曹二人以上多きは三十二人の時あり、武家之に任ずるに及びて、副將軍以下は任ぜざりき　**起原沿革**　蝦夷を征するは、景行天皇の代、日本武尊を遣はせしを始めとす、爾來屢々使を遣はして蝦夷を征せしも、征夷の號なく、元正天皇養老四年九月、多治比縣守を持節征夷將軍とせしを始めとす、下毛野石代副將軍となり、軍監三人軍曹二人を附したり、職原抄に文屋綿丸以來となすは誤なり、葦で將軍を大將軍となす、聖武天皇神龜元年四月、藤原宇合を以て、始めて之に補す、高橋安麻之に副たり、判官八人、主典八人を置きたり、光仁天皇の代、征夷使を改めて征東使となす、桓武天皇延曆十二年二月、舊によりて征夷使となす、此の時大將軍たるものは大伴弟麿、副將軍は坂上田村麿なり、此れより征夷の任最も重し、十六年十一月田村麿は征夷大將軍となり、廿三年正月重れて之に任じ、大に蝦夷を討平す、嵯峨天皇弘仁二年四月文屋綿麿を征夷大將軍とし、大伴今人佐伯耳麿坂上麿姜等を副將軍とす、綿麿田村麿の後をつぎ、拮据經營、大に蝦夷征服に務め、終に其禍根を討滅したるを以て、鎭守府をして蝦夷を治し、征夷使は任ずることなかりしが、元暦元年正月伊豫守源義仲征夷大將軍を策れたり、然れどもこれ征蝦夷の爲めにあらずして、天下の權を得んとする義仲の意に出でしものにして、征夷將軍の意義此に至りて全く變ず、爾來兵馬の權を握るもの、皆此職に居て天下に號令せり、然るに幾干ならずして義仲は同族源頼朝の爲めに殺されて意を遂げず、頼朝天下の權を取り、幕府を鎌倉に開きし後、奏請して征夷大將軍となる、吾妻鏡建久三年七月廿日の條、除書に征夷使大將軍源頼朝と見えたり、これより征夷の任を重じ鎭守府を置かず、頼家實朝此職を襲ぎ、實朝の歿後、藤原頼經頼嗣及び宗尊惟康久明守邦四親王相繼で大將軍となれり、而して頼經以下は北條氏の立つる所にして、實權なく虛器を擁するのみ、後醍醐天皇中興の後護良成良興良之に任じ、建武五年八月、足利尊氏征夷大將軍に任ぜしより子孫之を世襲し、義昭に至る、義滿の時源氏長者、淳和奬學兩院別當、馬寮御監たりしより、將軍たるものは之を兼ねるを例とせり、此時に當り征夷の職に任じたるものは、重位を擁したる藤原氏もしくは皇族を除くの外は、頼朝以來みな源家の出にかゝるを以て、天下此職に任ずるは源家の族に限ると信ずるに至り、彼の豐太閤不世出

の英資を以てすると、之を望みて、遂に其意を果す事能はざりき、德川家康慶長八年征夷大將軍となり、同じく義滿に倣ひ、長者、兩院別當、馬寮御監を兼ね、子孫相繼ぎ十五代慶喜に至り、大政を奉還し、將軍の號遂に廢す、今將軍の表を左に示す○頼朝以來將軍を任ずるの式を生ぜしを將軍宣下と云ふ、委しくは將軍宣下(シヤウグンセンゲ)の條を見るべし(武家名目抄、古事類苑官位部)

【王朝時代】

將軍	別名號	父	母	配偶	就職の時日	去職の時日	歿年(年齡)
多治比縣守					養老四、九、		天平九、六、廿三、
大伴弟麿	嶋				延曆十、七、	同十一、十一、	大同四、(七十九)
同		古慈斐			延曆十三、正、	同十四、正、	
坂上田村麿					延曆十六、十一、	同廿、十、	弘仁二、(五十四)
同		刈田麿			延曆廿三、正、	弘仁元(?)	
文屋綿麿	駒王丸				弘仁二、四、		弘仁十四、(五十九)
木曾義仲	淨三						
旭將軍義賢					元暦元、正、	元暦元、正	元暦元、正(三十一)

【鎌倉時代】

將軍	別名號	父	母	配偶	就職の時日	去職の時日	歿年(年齡)
源頼朝	鬼武者	義朝(三子)	藤原氏(熱田大宮司季範女)	平政子(北條時政女)	建久三、七、十二、		正治元、正、十三(五十三)
源頼家	一萬、萬壽	頼朝(長子)	平政子	比企氏(能員女)	建仁二、七、廿二、	建仁三、九、七、	元久元、七、十八(二十三)
源實朝	千幡	頼朝(次子)	頼家同母	藤原氏(信清女)	建仁三、九、十、		承久元、正、廿七(二十八)
藤原頼經	三寅	道家(三子)	藤原倫子(公經女)	竹御所(源頼家女)	嘉祿二、正、廿七、	寛元二、四、廿八、	建長八、八、十一(三十九)
藤原頼嗣		頼經(長子)	二條御方(藤原親能女)	檜皮姫君(北條經時妹)	寛元二、四、廿八、	建長四、二、廿、	康元元、九、廿四(十八)
宗尊親王		後嵯峨天皇(二子)	平棟子(棟基女)	宰子(北條時頼猶子、藤原基經女)	建長四、四、	文永三、七、	文永三、七、廿九(三十三)
惟康親王		宗尊親王	藤原宰子	不詳	文永三、七、廿四、	正應二、九、	嘉暦元、十、三十(六十三)
久明親王		後深草天皇(二子)	藤原房子(公親女)	惟康親王女	正應二、十、九、	延慶元、七、	嘉暦三、十、十四(五十三)
守邦親王		久明親王(長子)	惟康親王女	不詳	延慶元、八、廿七、	元弘三、五、	元弘三、八、十六(廿二)

【室町時代】

將軍	別名號	父	母	配偶	就職の時日	去職の時日	歿年(年齢)	院號	贈官位
足利尊氏	高氏	貞氏	上杉清子(頼重女)	赤橋登子(久時女)	暦應元、八、十一		延文三、四、三、十(五十四)	等持	太政大臣 從一位
足利義詮	千壽王	尊氏(三男)	赤橋登子	渋川幸子(義季女)	延文三、十二、十八		貞治六、十二、七(三十八)	寶篋	太政大臣 從一位
足利義滿	春王	義詮(長男)	紀良子(石清水善法寺法印通清女) 藤原慶子(三寶院坊官安藝法眼女)	前妻日野業子(時光女) 後妻日野康子(資康女)	應永元、十二、廿七		應永十五、五、六(五十一)	寵苑	
足利義持		義滿(長男)		日野榮子(資康女)	應永元、十二、十七		正長元、正、十八(四十三)	勝定	太政大臣
足利義量		義持	日野榮子		應永三十、三、十八		應永三十一、二、廿七(十九)	長得	太政大臣 從一位
足利義教	義宣	義滿(四男)	義持同母	前妻日野尹子(重光女) 後妻日野重子(勝子女)	應永三十、三、十八		嘉吉元、六、廿四(四十八)	普廣	太政大臣
足利義勝		義教(長男)	日野重子		永享元、三、十五		嘉吉三、七、廿一(十)	慶雲	太政大臣 從一位
足利義政		義教(二男)	義勝同母		嘉吉二、十一、十七		延德二、正、七(五十六)	慈照	太政大臣
足利義尚	義熙	義政(長男)	日野富子		寶德元、四、二十九		延德元、三、廿六(二十五)	常德	太政大臣
足利義稙	義材、義尹	義視(義敎子)	日野氏(政光女富子妹)	細川氏(成之女)	文明五、十二、十九		永正八、八、十四(三十二)	法住	太政大臣 從一位
足利義澄	義遐、義高	政知(義政子)	日野氏(隆光女)	日野氏(永俊女)	延德二、七、五	文龜元、			
足利義晴(再任)					文明三、十一、二十七				
足利義晴	亀王丸	義澄(長男)	家女房		永正五、七、一		大永元、十二、二十五	惠林	太政大臣 從一位
足利義輝	菊童、義藤	義晴(長男)	近衛氏(尚通女)	近衛氏(種家女)	大永元、十二、二十五	天文十五、十二、廿	天文十九、五、四(四十)	萬松	左大臣 從一位
足利義榮	義親	義維(義澄子)			天文十五、十二、廿		永祿八、五、十九(三十七)	光源	左大臣 從一位
足利義昭	義秋	義晴(三男)	義輝同母		永祿十一、二、八		永祿十一、九、(未詳)	光德	
足利家康	竹千代 安國東照宮	廣忠(長男)	於大方(水野忠政女) 後妻久松俊勝(豐臣秀吉妹)	前妻築山殿(關口氏純女) 後妻朝日姫(豐臣秀吉妹)	永祿十一、十、十八	慶長八、二、十二	慶長十、四、十六	慶長四、七、十三	太政大臣 從一位
德川秀忠	竹千代 長台丸	家康(三男)	西鄕局(於愛方) 清員養女	江與姫(豐臣秀吉養女實浅井長政女)	慶長十、四、十六	元和九、七、廿七	寛永九、正、廿四(五十四)	正一位	
德川家光	竹千代 大猷院	秀忠(二男)	江與姫	孝子(中之丸殿)(鷹司信房女)	寛永十、六、廿七	慶安四、四、廿七	慶安四、四、廿(四十八)	正一位	太政大臣
德川家綱	竹千代 殿有院	家光(長男)	於樂方(青木利長女)	顯子(淺宮)(伏見宮貞清親王女)	慶安四、七、十三		延寶八、五、八(四十)	正一位	太政大臣

【江戸時代】

將軍	別名號	父	母	配偶	就職の時日	去職の時日	歿年(年齢)	院號	贈官位
德川家綱	竹千代 有院	家光(長男)	於玉方(本庄道芳妹)	信子(鷹司教平女)	延寶八、七、十八	寛永六、正、十(六十四)	寛永六、正、十(六十四)	正一位	太政大臣
德川綱吉	德壽 常憲院	家光(五男)	於玉方(本庄道芳妹)	熙子(近衛基熙女)	寛永六、四、二	正德二、十、十四(五十一)	享保元、四、晦(八)	正一位	太政大臣
德川家宣	虎松(綱豊) 文昭院	綱重(長男)	於保長方(田中時通女)	吉子(八十宮)(霊元天皇女)	正德三、三、四		寛延四、六、廿(六十八)	正一位	太政大臣
德川家繼	鍋三郎 有章院	家宣(三男)	於喜世方(勝田玄哲女)	理子(眞宮)(伏見宮貞致親王女)	享保元、七、十八	延享二、九、朔	寛曆十一、六、十、二(五十一)	正一位	太政大臣
德川吉宗	新之丞 有德院	家康曾孫紀州光貞(四男)	於由利方(巨勢利清女)	培子(比宮)(伏見宮邦永親王女)	延享二、十、七	寛曆十、五、十三	寛曆十、十、二(五十一)	正一位	太政大臣
德川家重	長福 惇信院	吉宗(長男)	於須磨方(大久保忠舊女)	倫子(五十宮)(閑院宮直仁親王女)	寛曆十、七、二				
德川家治	竹千代 淩明院	家重(長男)	於幸方(梅溪通條女)	茂子(近衛經熙養女、實島津重豪女)	天明七、三、六	天保八、四、二			
德川家齊	竹千代 文恭院	一橋治濟(長男)	於富方(岩木正利女)	爲子(樂宮)(有栖川宮職仁親王女)	天保八、八、五				
德川家慶	敏次郎 慎德院	家齊(二男)	於樂方(押田敏勝女)	顯子(從三位藤原光子、後妻從三位藤原愛子、後妻從三位藤原愛子)(近衛忠熙養女、後妻鳥津斉興女)	嘉永六、七、廿二		嘉永六、十、廿三	慶應二、十、廿二	太政大臣
德川家定	家慶(四男) 溫恭院	家慶(四男)	於美津方(跡部正賢女)	光子(松平六右衛門女)	安政五、十、廿五		安政五、十、廿五		
德川家茂	慶福 昭德院	紀州齊順(長男)	登美宮(有栖川織仁親王女)	親子(和宮)(仁孝天皇皇女)	慶應二、十、廿一		慶應三、十、廿二(二十七)		
德川慶喜	七郎麿	水戸齊昭(七男)		美賀子(一條忠香養女貞蓮亭公久女)	大正二、十一、廿二(七十七)				

セイイシャウグン 征夷將軍 將軍(シヤウグン)、征夷使(セイイシ)を見よ、

セイイダイシャウグン 征夷大將軍 將軍(シヤウグン)、征夷使(セイイシ)を見よ、

セイウン井ン 晴雲院 勸修寺晴豐(タウンジウジハルトヨ)を見よ、

セイエチゴエゾシャウグン 征越後蝦夷將軍 鎭狄將軍(チンテキシヤウグン)を見よ、

セイガイハ 青海波 源義經の乘用したる名馬、源平盛衰記義經鵯越條に、鬣毛の馬の太く逞しく尾髮足るに乘る、名なば青海波と東國第一の名馬と云々しと見えたり、

セイカイハ 青海波 名義 天竺樂、或は龍宮樂と稱す、般涉調廿二曲中の一、新樂にて中曲○詠あり、拍子十二、舞者二人、舞の形海潮の盛縹を象る、故に名づく、舞樂圖說に、青海の風俗舞ならん、青海も亦四域の地にして、今日いふ青海(チンハイ)なるべし、波は樂考に破なるべしとあり、卓見といふべし、此曲の破のみ舞ふは、上に云ひしが如し、海より石も水となり、又波の手となり、又紋樣ともなりしならん、凡そ舞樂の裝束に在て、此曲の服飾ほど秀美なる者はあらじ、其下襲の波紋、卽ち世に謂ゆる青海波なり云々」といへり、答舞數手 起源沿革 羅路婆羅門之を學び、漢帝、これを傳ふと云へり、もと平調なりしが、仁明天皇の時(或は嵯峨天皇とも云ふ)、調に依て和爾部大田麻呂樂を作り、長峯安世舞を作り、小野草詠を作り、以て般涉調に遷されぬるよし、教訓抄に見えたり、中世以降堂上公達の舞ふ例となり、樂人等は憚りて多く乙(カヲ)てず、二條行幸に艷稱されしと云ふ、近世に至りて舞ふこと絶えし委なりしが、十數年前に再興し、美麗其昔に復りぬ、此舞に、寄波男、引波女の態あり、男波に袖を上手に揚げ強く振り、女波は袖を下手に低れ靜に引くといふ、舞樂(ブガク)の挿繪を見よ(體源抄、禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖說)

セイガウ 精好 名義 絹の織物の名、經緯共に練絲を以て織り、或は經は練絲、緯は生絲を用ひ織るもあり、精好織の略なり、厚くして美し、倭訓栞に「絹に精好の名目あるは、延喜格に調庸絹紫紬墨、とある義なり、大精好小精好の別あり」と見えたり 起源沿革 始め詳かならず、延久年間の書に精好の事を記して、近世の製にかゝるとなしたり、その上古にあらざること以て見るべし、京都の織工能く之を織出し、丹後の職工も亦能くこれを製す(北條氏の時、丹後の織工殊に盛に精好を製す)、これを丹後精好といふ、應仁の亂後その業漸く廢す、既にして丹後も亦廢す、天正年間、京都の織工復精好を製す(是より先、周防の山口、和泉の堺の織工これを製せしな

るべし、然れども史に缺て所見なし)、而して近時に至る、明治初年、上野の桐生の織工、始めて精好を製す、數年にして業を廢す、京都も亦驚す、京都、桐生並に業を廢することは、服制の改定によるなり(工藝志料)

セイカウ 齊衡 名義 文德天皇御宇の年號、仁壽四年十一月三十日、醴泉出づるに因て改元す、出典 詔に、欲〻使〻曠代禎符及萬邦以共慶、隨〻時德政遂三五帝一而齊衡し とあり(文德實錄)

セイカウリウ 制剛流 水旱信正の創めたる柔術の流派()信正は長左衛門と稱す、何國の人たるを詳かにせず(按するに、信正の生年月詳かならざれども、其門人梶原直景は、尾張義直に仕へて延寶年間に死したるによりて考ふれば、蓋し元龜天正より文祿慶長の際にかけての人なるべし)、剛强にして萬夫の勇あり、一日制剛といふ僧來りて柔術を信正に授く、練習其宗を得、制剛去て再び來らず、信正遂に妙を究め一流を立つ、梶原直景其術を傳ふ(武藝小傳、武術流祖錄)

セイカクワン 栖霞館 源融の山莊、後ち淨捨して寺と爲し、栖霞寺といへり、山城國京都に在り、其地域廣袤堂宇の位置等詳かならず、花鳥餘情に「栖霞觀は左大臣源融公の山莊なり、後寺と爲り樓霞寺と云ふ、今の清涼寺に在る阿彌陀堂是なり」と云ひ、本朝文粹源順の記に、栖霞寺、本栖霞觀也、昔丞相遊息、所〻遺者泉石之聲、今大王紹隆、所〻供者香花之色と見え、三代實錄に、元慶四年八月廿三日甲辰、太上天皇(清和法皇)水尾山寺より嵯峨樓霞館に徙御のことを載せたり、昔は嵯峨院の西南に當り、頗る宏壯なりしものならん、一條薄閣筆其の時、只阿彌陀堂一宇を存せしことを記せり、今も清涼寺の阿彌陀堂を栖霞寺と稱し、當時の古佛を安ぜり(山城名勝志、平安通志)

セイカシ 栖霞寺 栖霞館(セイカクワン)を見よ、

セイカガダウ 菁莪堂 舊高槻藩の學校 所在 攝津國島上郡(今三島郡)高槻村 起原沿革 寛政年間永井直興、舊城内三ノ丸の別館を以て假學館とし、專ら經學を主とす、後ち天保年間、龜田鵬齋の門人並木晴宇を聘し、更に學校を新築し、漢學及び筆道禮式等を習はしむ、明治元年文武兩館を設置す、同四年七月廢す(日本教育史資料)

セイカンジ 清閑寺 所在 山城國愛宕郡 宗旨 真言宗、初め清水寺の南滑谷の北、歌の中山に在り、本尊千手觀音 起原沿革 桓武天皇延曆二十一年、僧紹繼の草創する所なり、往古は堂塔迦藍頗る全備大使岩倉具視、同副使大久保利通木戸孝允等歸朝し、內治の急務を說き、征韓の不可を唱ふ、挾に於て朝廷の議二派に分れ、互に痛論切議し、遂に

輪奐莊麗なりしも、後荒廢に歸し、一條天皇の御宇、再び來幾多の星霜を經て再佐伯公行之を再興せしも、今は僅かに破壞せる本堂の外に一宇の古鐘を存するのみ、源平盛衰記に「季定承り、所緣を以て小督殿をすかし云々、東山の麓なる清閑寺と云ふ所に具足し奉り、妻を替させたてまつる」とあり、附近に小督局の古墳塔あり(山州名跡志、山城名勝志、平安通志、京華要誌)

セイガンジ 青巖寺 金剛峯寺(コンガウブジ)を見よ、

セイカンジウチ 清閑寺氏、 姓は藤原、甘露寺植中納言爲輔の十二世、吉田權大納言經長の長男、吉田內大臣定房の男、參議正三位資房の後、始めて清閑寺と號す、名家の一たり、權大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる(諸家知譜拙記、華族諸家傳、華族譜)

○資房——資定——家房——家俊——幸房——家幸

共房——共綱——經房——經定——古房——今出

資房——經定——共福——豐房——盛房——經房

セイカンジトモフサ 清閑寺共房 名義 清德院と號す 事蹟 寛文元年五月內大臣に任す、同年七月辭し、同廿八日薨す、年七十三(公卿補任、大臣補任)

セイカンジノミサザキ 清閑寺陵 六條天皇の御陵、山城國京都市下京區清閑寺町に在り○南北六十丈許、東西百八十丈許、土人呼ひて法華堂と爲す(諸陵考、禮樂志、陵墓一覽)

セイカンジホツケダウ 清閑寺法華堂 後清閑寺陵(ノチノセイカンジノミサザキ)を見よ、

セイカンロン 征韓論 明治元年十一月、宗對馬守をして朝鮮に使を遣はし、舊好を修めしめ、新政府制立の事を報ず、朝鮮我國書を却けて受けず、其後屢々書を送りしも、皆却けて顧みざるのみならず、其答ふる所無禮を極めたり、挾に於てか明治三年既に征韓の議を唱ふる者あり、明治六年朝鮮東萊府使書を在釜山の我官吏駐在所に掲げて侮辱を加ふ、是より征韓論囂々たるに起る、當時副島種臣清國に在り、清國が朝鮮に關せざるを聞き、歸朝して率先征韓の議を唱ふ、西鄕隆盛またこれに贊同し、板垣退助、江藤新平、後藤象次郎等また和し、將に廟議出征に決せんとす、然るに義に歐米へ派遣せられた

征韓の議止む、西鄕副島等皆其議の容れられざるを以て職を辭す、時に十月とす、文武の官僚此議を贊する者、相繼で朝を去り、人心恟々たり、世に之を六年の征韓論と稱す(明治歷史)

セイカロウ 栖霞樓 大內裡豐樂院內二樓の一、一に東樓ともいふ、豐樂殿の東に在り、廊を以て接し、去ること十間、又東面の築墻を距る三間、其間に廂門あり、南廊は顯陽堂に接す、此樓四間となす、四靈承樓と相對す(大內裡圖考證)

セイキクワン 成器館 舊七日市藩の學校 所在 上野國甘樂郡(今北甘樂郡)七日市 起原沿革 天保十三年藩主前田利豁創立し、藩士並に子弟の文武藝術を修業なさしむ、安政年間火災に罹り、尋で新築す、明治五年廢絕す(日本教育史資料)

セイキモン 青綺門 大內裡豐樂院十七門の一、又闕の次の東北通門ともいふ、北山抄、殿東腋門に作る、豐樂殿東廊南面の中央に在り(拾芥抄、大內裡圖考證)

セイキモン井ン 青綺門院 名號 藤原舍子(ヤ) 系統 關白從一位二條吉忠の第二女 事蹟 樓町天皇の女御、桃園天皇の御養母、後櫻町天皇の御母、享保元年八月生れ、元文元年十一月十五日入內、同五年五月二十六日從三位に叙す、同月二十七日三宮に准ず、延享四年五月二十七日皇太后となり、寛延三年六月二十六日院號を賜ふ、同日落飾、寛政二年正月二十九日崩御、年七十五、同二月二十二日泉涌寺(京都市下京區今熊野町月輪陵)に葬る(女院部類、門院傳、續三宮傳、陵墓一覽)

セイクワ 清華 公家の中、其官太政大臣を先途とし、大臣大將を兼ねる家柄をいふ、又華族(クワゾク)參看、英雄家とも稱す、北史李彪傳に「以才拔〻等望二清華一」と見え、魏劉邵の人物志に、夫草之精秀爲〻英、獸之特群者爲〻雄、故人之文武蔑異取名於此一云々と見えたり、轉じ輪三條、菊亭、大炊御門、花山院、德大寺、四園寺、醍醐、久我、廣幡の九家之なり、始めは轉法輪三條、菊亭、大炊御門、花山院、德大寺、四園寺、久我の七家のみを稱し、これを七清華といへり、然して三條、菊亭、德大寺、四園寺の四家は閑院家、花山院、大炊御門の二家は花山院家の流たるを以て、以上の七家を總括して閑院、花山院、久我の三流とし、また三家ともいふ、英雄三家、清華三家等號せるもの卽ちこれなり、後に醍醐、廣幡の二家を加へて九家となれり、攝家につぐ家柄にして、官三公及び太政大臣に任じ、大將たるを得れども、攝政關白を兼ねるを得ず、右九家の內轉法輪三條、菊亭、大炊御門は格最高く、花山院、德大寺、四園寺、醍醐これにつぎ、久我、廣幡は最下の格に屬せり、而して清華たる諸家の子息を公達といふ(書言字考、節用集、和漢三才圖會、官職綜抄、職原抄、安齋隨筆、海人藻芥、公武大體略記、三內口決、光臺一覽、拔草千春曙抄、官職要解)

セイクワウ井ン 清光院 名號 藤原房子 系統 內大臣藤原(萬里小路)秀房の女 事蹟 正親町天皇の妃、陽光院太上天皇(誠仁)の御母、正親町天皇の宮に入りて典侍となり、新大典侍と稱す、天正八年十二月二十九日卒す、准三宮を贈る(皇年代略記、門院傳)

セイクワウ井ン 盛光院 九條道前(クデウミチサキ)を見よ、

セイクワダウ 西華堂 大內裡豐樂院九堂の一、不老門內清暑堂の西、鳳凰樓の正北三丈の所に在り、長さ七間、東華堂と相對す、「トウクワダウ」參看(大內裡圖考證)

セイクワノシテンワウ 惺窩四天王 藤原惺窩の門より出でたる四人の後秀をいふ、藤原惺窩(フヂワラノセイクワ)參看、

セイクワン 正官 官位に相當するものをいふ、令制には、公文に署名の時は正官を上に書し、官位相當せざるものを兼官として次に書す、

セイクワン井ンノミヤ 靜寛院宮 名號 御名は親子內親王、和宮と稱す、落飾して靜寛院宮といふ 系統 仁孝天皇の第八皇女、孝明天皇の御妹、母は橫本經子、權大納言實久の女 事蹟 弘化三年閏五月十日降誕、嘉永四年七月有栖川熾仁親王へ降嫁の事定まりしが、會々幕府にては井伊直弼大老の職に上り、大に幕威を張らんとするに及び、密に、天下の患は、尊攘黨が目前の暴舉にあらずして、遂に京都に浸潤して、公武の間を離隔せしむるにあり、故に此患を豫防せんには、公武の間を親密にして、議言離間を施すの地なからしむるに若かず、其爲めには、皇妹の降嫁を得て、主上と將軍家と姻戚の緣を結ばゞ內外の政治すべて圓滿に行はれ、從うて京都の干涉も止むに至るべきなりと思維し、內旨を奧女中姉小路に授けて四上せしめ、且つ公卿間にも遊說し、また所司代をして內請せしむる等、著々歩を進むるに當り、萬延元年三月櫻田門外に斃れ、其事一時中絕したりしが、久世久周、安藤信睦の兩閣老直弼に繼ぎて、幕政を執るに及び、更に直弼の遺策を奉じ、政略結婚によりて東西の情勢を一變せんとし、盛んに運動を試みたりしが、朝廷にては既に有栖川宮に婚嫁の內約成りたるのみならず、尊攘黨の有志等の反對するありて、頗る躊躇せられしと雖も、九條關白をはじめ、岩倉具視、千種有文等間に居で

周旋せるを以て、遂に裁可あり、此に於て宮は、文久元年四月十九日内親王の宣下を蒙り、同年十月京都を發輿し、中山道を經て十一月十五日江戸に著し、まづ清水邸に入り、十二月十一日更に本丸に遷御あり、十四代將軍德川家茂と婚姻の大禮を擧げ給へり、時に御年十五なりき、既にして慶應二年家茂の大阪城中に薨ずるに及び、落飾して靜寛院と稱ぜられしが、慶應四年十五代將軍德川慶喜、恭順の意を表して水戸に退去し、尋で朝廷江戸を收むるに際し、閏四月十一日田安邸に立退き、更に築地なる一橋邸の下邸に移り、翌年二月京都に還へられしが、明治五年再び東京に移られ、十年九月二日薨ず、年廿二、芝增上寺德川廟所に葬る、按ずるに宮は孤落にして規律に拘はらざる性質なりしかば、前將軍の夫人天璋院の方正率直なると相容れざる處ありしが、家茂とは琴瑟相和し、伉儷頗る睦ましかりき、故に大阪に於て家茂の薨去ありしの時の如きは悲歎大方ならず、幾干もなくして讓て御土産として持參あるべき筈なりし西陣の織物も、今は御形見と名を改めて上覽に供へたるに、宮は織物を抱きたるまゝ泣き沈み給ひて、「空蟬の唐織衣何かせん綾も錦も君ありてこそ」と詠じ給へりといへり（執次詰所本御系譜、續德川實紀、墓制御系圖、幕府衰亡論、千代田城大奥）

セイグワンジ　誓願寺　所在　山城國京都下京區櫻之町　宗旨　淨土宗、西山派四箇本寺の一〇　本尊阿彌陀如來座像　起原沿革　其始は南都に在り、舒明天皇の朝、僧惠隆の開基にして、天智天皇の勅願によりて本寺を開創し、誓願寺としたりと云ふ、述曆年間京都に遷り、今の元誓願寺通り小川の西に建立す、初め三論宗なり、其後、藏俊僧正、法然上人の法德に歸入し、淨土宗に改め、法然上人を開山とす、文明中火災に罹り、十數沙門と云ふ者再建す、天正十三年、關白豐臣秀吉命じて今の地に移さしむ、諸堂は秀吉の側室松丸殿京極氏の造營なりしが、數々火災に罹り舊境内六千三十二坪餘を有し、德川氏寺領十七石を寄せ、頗る盛大なる寺院なりしも、元治の兵火に燒失し、且明治維新後大に寺地を收められ、甚だ狹隘となり、現今境内千二百五十四坪に過ぎず、今本堂は近年六孫王大通寺の本堂を移せしもの、本尊も元ほ緩喜郡八幡の阿彌陀堂にありしを遷座したるなり、寺内寶樹庵、大善寺、長仙院、頂源院あり、諸國の末寺四十四ヶ寺あり○什寶、誓願寺緣起二幅あり、一幅は傳土佐光信、一幅は海花友雪の筆にして、共に國寶となる、此外雙鶴圖（傳林良）、線波屏風（傳狩野元信筆）、源平合戰圖）等少からず（山城名勝志、平安通志）

セイグワンジ　誓願寺　所在　武藏國東京淺草○田島山と號す、快樂院とも稱す　宗旨　淨土宗、江戸四箇寺の一、本尊阿彌陀如來（安阿彌の作、鍍吹如來と稱す）　起原沿革　開山を東譽上人となす、當寺往昔相模小田原に在りしを、天正十八年德川家康當國に移し、文祿元年本銀町一丁目に於て寺地を賜ふ、慶長の頃神田須田町へ移され、明暦の火災後、淺草にて替地を賜ふ、元祿中龍岳上人常紫衣を賜はる、爾後檀林の中より住職するを規定せり（江戸砂子、江戸名所圖會）

セイクワモン　西華門　大内裡八省院二十五門の一、又「セイグヮモン」とも云ふ、拾芥抄に「謂ふ北面釐道廳、西第二内門、大極殿西登廊東門南面通門」、と見え、卽ち大極殿軒廊の西門なり、南門に準じて其結構及び額等は、東福門に同じ、ストウフクモン」參看（大内裡圖考證、大内裡圖考證）

セイクワモン井　西華門院　名號　源基子、二條局と稱す、法名清淨法　系統　内大臣源具守の一女、母は從三位平親綱の女　事蹟　後宇多天皇の妃、後二條天皇の御母、德治三年八月廿六日尼と爲り、延慶元年十一月從三位に叙せられ、十二月准三宮、同日院號あり、正平十年八月二十六日薨ず（女院小傳、女院部類）

セイクワモン井　盛化門院　名號　藤原維子（ツナ）　系統　准后近衛内前の三女　事蹟　後桃園天皇の女御、光格天皇の御養母、中宮欣子内親王の御母、寶曆九年十二月生る、安永元年十一月二十八日從三位に叙し、十二月四日入内、五日女御となる、同八年六月三日三宮に准じ、天明元年三月十五日皇太后となり、同三年十月十二日院號を賜ふ、同夜崩御、年二十五、同年十一月十三日泉涌寺（京都市下京區今熊野町月輪陵）に葬る（女院部類、門院傳、陵墓一覽）

セイケイロウ　霽景樓　大内裡豐樂院内二樓の一、一に四樓ともいふ、豐樂殿の西に在り、廊を以て接し、相去ること十間、又西面の築墻を距る三間、其間に廂門あり、南廊は承觀堂に接す、此樓四間となす、東西霽樓と相對す（大内裡圖考證）

セイケンジ　清見寺　所在　駿河國廬原郡興津町大字清見寺、初め淨見寺と號し、後ち改めて巨鰲山清見興國寺と號す　宗旨　臨濟宗、妙心寺末　起原沿革　弘長元年聖一國師の法嗣關聖明元醒師（一說に關聖は關ヒジリの義にて名にあらずとゝ）が淨見と云ふ者の歸依によりて開寂し、淨見寺と號したり、聖一國師鎌倉に下る途次、此寺の落慶を營ず、俗に淨見原（天武）天皇の御代に、淨見崎（卽ち今の興津）に關を置き、其の後に傳堂を建てしを本寺の始めと云へど、取るに足らず、後足利尊氏再興し、改めて清

見興國寺と號し、歷應四年玉淵師伯推され住持となり、居中詩を贈りて其榮を賀せり、海岸に臨み風光絕好なるを以て、貴人名士の往詣する者漸く多く、此寺の名譽々著はる、永享四年六月將軍足利義敎富士遊覽の途次此寺に詣し、飛鳥井雅世等和歌を詠じ、風光を賞す、後に三條實枝、北條氏康、二條晴道、烏丸光廣及び正廣宗長等此寺に詣して、和歌文章を作りたるもの甚多し、今川氏本寺の興隆に力を盡し、高僧を請じて住持となす、太原宗孚の住持となるに方り最も隆盛を極めたり、天正中兵火に罹りて燒失したるも、慶長年中住持大嶽和尙、豐臣秀吉、德川家康の知遇を受け、殊に家康は木材等を寄附して殿堂を再建したり、地誌提要に、今川氏親僧明元なして再興すと云へど信じ難し、後ち家康數々往詣し、且旅館となしたり、寺に七境あり、濤音閣（山門）、清淨觀（客殿）、利生塔、巖隱亭、四分境亭、將軍石、九曲泉と云ふ（寺内に琉球王千尙宏の墓あり、慶長十五年江戸に入る途上卒し、此寺に葬りたりと云ふ（聖一國師年譜、富山集、駿河志料、東海道名所圖會）

セイサツ　制札

名號　武家時代、掟、條目、禁令等を公布の目的を以て板及び紙に記したるものを云ふ、衆庶を制する札の義なり、其うち市場、要路等の最も人目を引易き所に高く掲示するものを「高札」といひ、「タカフダ」「カウサツ」とも訓めり、其を揭ぐる場所を「高札場」と云ふ、主として簡單なる禁止的命令のみを載せたるものを、特に「禁制」とも、「制札」とも又「制符」とも、「懸札」とも云へり、卽ち制札には廣狹の二義あり、廣義には高札、禁制を總稱すれども、狹義には禁制のみを云へり、蓋し制札は一般公衆（特に中流以下）に法令を普及知悉せしむる目的より出でしなり、戰國時代には制札を與ふる爲め、錢を徵收したり、之を「制札錢」と云ふ、又「判錢」、「筆耕錢」とも云へり　事例　鎌倉時代には概ね禁令の要點を事書として前に揭げ、次に其趣旨を簡單に書下すに過ぎざりしが、後には一々項を分つてこれを列記する例となり、先づ禁制、若しくは制札、定等の文字を載せ、下にこれを受くべき土地、社寺、若しくは人名を出だし、次に禁令の要旨を條記して、これを禁ずる事と、違犯者を罰する事とを示し、年月日の下、制札を與ふる上官、又は下僚の官名姓、若しくは名と華押、又は印章とを押捺せり、然れども中には禁制、制札の標目なく、直にこれを受くる社寺以下の名を揭げ、又はこれを與ふる人の釐列を載せたるもあり、或は又初より禁制の要項のみを列記せるもありたり、古河公方、今川、武田北條諸氏の禁制は首の制札なる文字の上か、終の年月日の下かに其印章を捺し、部下の氏名、若しくは、氏名及び稱號の下に、奉之と書するも、華押を載せず、其他は、首の制札、若しくは宛所の上下に於て、既に華押、又は印章を押捺すれば、年月日の下には、全く氏名華押等を載せざりき、而して自ら文體に少異あり、前者は、若於二違犯之族一者、速可レ處二嚴科一者也と書し、後者は、若有二違犯之輩一者、速可レ被レ處二嚴科一之由、所被二仰下一也」とするが如し、又禁制には、必ず年號と月とを載するも、日はこれを記入せしとせざりしとあり、其記入せざりしは月の下、單に日の一字を書せしのみ、又これを受くるものにして、禁制に著はされたるには、社寺の外、寺院の門前あり、町村あり、後者は概ね一町一村なりしも、後陽成天皇慶長五年九月十六日、德川家康の禁制には十九箇村を細書せしものあり、是等は大抵國名を冠せりと雖も、京都は特にこれを省くを例とせり、其一國に向つて

出だしゝものには、天正十七年、豐臣秀吉の禁制に信濃國と書し、同二十年の禁制に、高麗國中と書するが如きあり、一個人には、同天皇永祿三年、幕府の禁制に、木願人清玉、幾利紫且國曾波阿傳逃、とせるが如きあり、禁令を列記するには三箇條を本式とす、必要の爲に其條數を增す時は、五箇條、七箇條等の奇數に限るべしとの說あり、後には其體制も自ら定まりて、日傳、禁忌の說を生ずるに至る、紙の制札は概ね鳥子を用ひ、板は其木質堅固にして、保存に堪ふるが爲め多く檜を用ひ、竪板を本制とせしかど、條數の多きは橫板とせり、禁制の文は其表面に限りて記せるものなるも、間々裏書ありしもあり、例せば後花園天皇文安三年、幕府の兵庫關に於ける制札に、表面に通過の船舶が、權門の警に寡りて、關賃卽ち關稅の納付を拒み、若しくは脫稅を圖るを禁ずるの文を載せ、裏面に大神宮の船以下、特に關賃の免除を得べき船種を揭げたりしが如し、制札は兵士以下一般文字に乏しかりしものに示すが故に、其文は當時の通用文たりし和臭の漢文か、平易なる假字交文、若しくは總假字文にして、特に國賃所賃一錢切拆いへる俗語を其儘記入せしも少からず○此禁制の、社寺町村に與へられしものは、平時にありては、社寺の境内に於て漁獵をなし、竹木を剪伐し牛馬を放飼するを禁じ、非分の課役を停めしもあり、社寺の領内には、司法、警察の獨立を保ちしを以て、「門裏請沙汰出二門外一事」、「寺家之儀俗徒繕之事」を許さゞりしもあり、德政の行はれてより、制札に寺院の祠堂金等は德政免許事との規定を載せしもあり、戰時には兵士等の亂入寄宿して狼藉を演じ、或は矢錢を課し、或は兵糧米を徵し、又火を放ち、木を伐る事等を禁ぜしもあり、戰地の民にして、難を他方に避け

しものに向ひては、一切の課役を蠲き、宿舎の徵發を免して、これが還住を圖りしもあり、當時陣中の禁賦、敵狀の偵察、與國への使節等を以て、僧徒に强ひし事ありしより、寺院に與へし禁制の中には、間々陣僧、飛脚僧の免除を規定せしもありたり、又市場は、所在の領主は、皆百方保護を商估に與へて、其殷賑ならん事を期したり、乃ち其市場に到るものには、往還の關稅を免じ、殊に所謂樂市樂座なるものには、鄽舗の敷地に對する租稅、戶數割(門並諸役と稱せしもの)、商品稅等、一切の賦課を免かれしめ、猶これに制札を與へて、市場に有勝ちなる喧嘩口論、押賣、押買、博奕、狼藉、及び撰錢に關する爭論を禁じたり、禁制の中には違犯者の處分法を明記せしもの、往々これあるも、概して「處二罪科一、可レ處二重科一、可レ處二殿科一、可レ加二成敗一」等の語を以てし、明らかに其制戒を示さゞりしもの多し、これ人をして其如何なる殿刑に處せられんかと危ぶましめ、依つて以て犯罪を未發に防止せんとせる一種の脅嚇主義に外ならず、然れども戰時に於ける制札は、極端なる脅嚇主義の制裁を規定し、輕微の罪も當つるに峻刑を以てする所謂一錢切の如きは、其最も甚しかりしものなり

地獄法度　制札は、戰國時代に於て最も廣く用ひられたれど、古くより行はれたり、本朝文粹に、源順の作に係れる村上天皇天曆五年十月の禁制を收めたり、思ふに其頃は、恰も撰和歌所を設けて、後撰和歌集を撰ばしめられし時なれば、自ら請託の行はれん事を慮り、これを其門に揭げて、闖入を禁ぜしものなるべし、當時特に寺院等に向つて、禁制を勝示せしめられしもの、格文に見ゆるは、亦後の制札に同じ、鎌倉時代には、神社寺院等に與へて、各境內領地に於ける濫獵、伐木を禁じ、又猥りに檢斷使の入るを停めしものあり、是等は或は板に書し或は紙に書して與へし事にて、板に書したるには、奉行筆者の名を其裏に記しいも見ゆ、其寺門等に懸置くより又懸札の名あり、紙に書したるもこれを受けしもの更に板に寫して揭示せしなり、而して制札の最も古くして現存せるものは、文治元年十二月北條時政の河內國關光寺に下したるものとす、木札にて、圭形をなし、上殺下張ぜり、縱六寸七分、橫上方け四寸七分、下方は四寸九分とす、今玉祖神社に藏せり、文に、

河內國關光寺者、鎌倉殿御祈禱所也、於二寺井田島山林等一、甲乙人等不レ可レ有二亂入之狀如レ件

文治元年十二月日　北條時政平(花押)

とあり、又制符とも云ひしは、吾妻鏡に治元年三月十八日の條に、「關東御家人並鎌倉祗候人々、萬事停二止過差一、可レ好二儉約一、條々事、日來有二沙汰一、今日被レ造二其制符一、自二來四月一日一、固可レ禁之云々」と見えたり、鎌倉時代の末元弘建武の亂より、南北朝に至り、各地に宮方あり、武家方あり、武家方の中、又將軍方あり、錦小路方あり、又左兵衛佐方あり、互に黨を樹て、相爭ひ、次で所謂戰國時代となりて、天下の紛亂、殆ど止む時なく、兵士の不規律なる、動もすれば剽奪を事とし、古來神聖と看做されたりし社寺の境內領地すら、屢々馬蹄の爲めに蹂躪せらるゝを免れず、一般人民にありても、或は軍資を徵發せられ、或は人馬を驅使せられて、其繁苛に堪へざりしなり、是を以て、神社、佛寺、市場、村落等、苟くも危害を蒙むるべき虞ありし所にては、軍隊の通過するに先きだち、主將の禁制を得てこれに備ふるの風をなせり、これ戰國時代に於て、最も此種の禁制に富みし所以なり、蓋し制札は、初は社寺町村の特別なる場所に對する、信仰感恤の意よりして、自ら與へしも、戰國時代の如く社會の秩序壞亂せし時に當りては、所在爭うて主將を要し、制札を求め、行軍の際、これを揭げて、其掠奪を免れんとしたりしより、これを與ふるものも、其報酬を貪りて、一種の軍資徵收法たりし奇觀を呈するに至れり、是に於て、制札の筆者、又は主將に拂ふべき報酬に向つて、筆耕錢、取次錢、判錢、制札錢、札錢、禮錢、防築錢等の名目を生じ、永祿十年、奈良の春日社が山內の制札を請ひ得し時、時の主將三好長慶、松永久秀父子は、「別段敬神の儀」を以て、札錢を受けざりしも、主將以下、下僚の餘綎せしものに、多少の樣代を贈りて、猶三貫百文を要せしといふ、又同十一年、織田信長奈良中に「防禦制札」を與へ、過分の判錢を課して、其納附を迫りし事あり、當時上等三貫二百文より、下等五十文に至る迄、十四五等の等級を作り、總額千貫餘に及び、往坊院家も免るゝ事能はず、法隆寺は、爲めに萬座仁王講の修法を期して、其雜を避けん事を斷り、遂に札錢六百貫文、其他總計千貫餘を費やしいも、寺領の安全を得たりしは、全く此立願に由れりとし、直に臨時會式を行ひて、宿禱を賽せり、其禁制の文は左の如し、

禁　制　大和法隆寺

一當手軍勢濫妨狼藉之事

一陣取寄宿放火之事

一相二懸矢錢兵糧米等一事

右條々於二違犯之族一者、速可レ處二殿科一者也、

仍執達如レ件

永祿十一年十月　日　彈正忠(朱印)

されば其部下も亦これが鑒に倣ひて、禁制の筆者の如きは、これを請ひしものより、一貫二百文の報酬を受くるを常とし、其納付を怠れば、自ら督責して已

まざりしなり、日本四教史に、當時來朝したりし耶蘇教の教師フロエーが京都の居住に對する制札を得るの難かりしを說き、言へる事あり、此くの如き免許狀(卽ち禁制)を得るは、莫大の金額を納るを要す、前に堺に於て、僅に四行の免狀を受くるに、四千「デユカート」の金貨の量名)を信長に納めたり、又或る釋徒は輕事の免狀を受くるに、金二十塊を納めたりと、但此報酬には多少の除外例もありて、制札錢なくして制札を下し、紙端に、御判錢取次錢筆耕錢等不レ可レ出レ之と細書せるもの等もありき、然るに此くの如き巨額の出金を要せしにも係らず、神社佛寺等の難を免れんとするに急なりしや、戰端の將に開けんとせる頃より、遠く便を主將の陣營に馳せて、其制札を受けんとし、甚しきに至りては、制札を受くるものは、危害を避くるを唯一の目的とせしより、敵味方雙方の主將より、共に制札を受置き、行軍の際適宜に取出して、これを揭げたり、江戶時代に至りて前代より享有せる制札は、此時代の幕府又は領主が其請によりて書替を爲し、紙又は木にて書き與へ新に與ふるは勿論、一旦中絕せる古制札を立てん事は、往々社寺に向つて、特典を附與する事となるを以て、社寺の請願あるも、容易に許可を與へざるの例なりき、又私設の制札は不都合なき限り、これを默許せる事にて、其中他領の交錯せるもの、例せば入會の社寺領の如きものにありては、彼我の領主、連署して、制札を立てしなり、櫻町天皇寬保三年、上野下野武藏相模下總の諸國に於て、郡村の境界に禁制の札を立て、穢多非人に看守せしめて、神子修驗の村內に出入するを禁ぜしめしに、幕府令を發して、是等の神子修驗の濫頭より修行札を得たりしものに限り、通行の自由を許さしめし事あり、爾來變化なく而して此等の禁制は明治初年まで行はれたり、

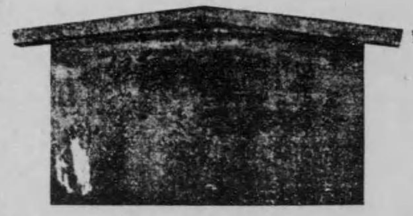

(札高)

人身賣買の禁等は、市庭に札を立てゝこれを揭示せし事あり、又室町時代にても、撰錢に關する高札を洛中の要路に立てて、濫りに錢を撰ぶべからざるを示しゝ事あり、就中此時代の特徵とも謂つべきは、德政高札なりとす、鎌倉時代より戰國時代に亘れる德政は、動產、不動產の賣買、質入に關する契約の一部、若しくは全部の破棄を、幕府より命令して、債務者の利益を圖りしものにて、室町時代に至り、屢々これを行ひしのみならず、債權者に取りて不利なる條件は、益々附加せられ、殊に德政一揆と稱せる窮民の暴動强迫に依りて、發令を餘儀なくせられしもの多かり、而して高札の字の見えたるは、建武式目追加に、

撰錢事、近年令二超過先規之條一、爲レ世爲レ人、不レ可レ不レ誡、所詮於二古今渡唐錢一者、悉以可レ取用之、次惡錢賣買儀停止事、被二定御法一、被レ打二高札一於洛中一訖、可レ令レ存之由被二仰出一也、仍執達如レ件、

永正五　八月七日　信　結

(高札)

とあるを初見とす、江戶時代には高札を立つる特別の場所に依りて、浦高札、關所高札、山札、辻札、郷中高札等の名目あり、又其揭示の期間の一時的と、永久的なりしとあり、一時的のものゝ中に、定期と臨時との二種あり、後者は、これを臨時札といへり、又正高札に對して添高札といへるものありき、今先づ其江戶に立てられしものに就きていはんに、日本橋以下六箇所の大高札場を始め、其他御高札場と稱せしものにして、町奉行所の管轄に屬し、一般人民に揭示すべき性質のもの、凡そ三十五箇所あり、此二者は、これを立つべき高札の數、これが管轄の點に於ても相違あり、卽ち前者は町奉行所の最も重とせし所、設立修理の費用も、從つて多額を要し、すべてこれを入札に付したりし後、町年寄の保管に係れる公金(町方入用金)卽ち六百兩金と稱せしもの、中より支出せしも、後者は數町聯合の負擔に係り、新設修補共に、其町費(町入用)を以て、費用を分擔せるなり、其他又作事奉行より修造せるもあり、然して何れも共に町奉行所の管轄に屬し、所在の町に保管せしむるものにして、本文の末尾には、皆奉行と署したれば、一般に敬語を加へて、御高札と呼び、朽損燒燒、其他改正の爲め書替を要せる場合に、新造の板に記入するは、

(聯高札)

必す奉行所に於てし、町奉行所の宗旨、町年寄の手代及び所在の町役人、これに立會ひて、既定の高札場に掲げ、月行事五人組名主より、出火の際には、直にこれを奉じて避難し、暴風雨等には、特に意を加へて看守し、異變あれば、速に屆出づべしとの預證書を町奉行組年寄同心等に出ださしめたり、是を以て、高札場の附近には、必す自身番屋を置き、番屋の移轉を命ぜられし時には、「場所相隔見守方不宜」と稱し特許を得て、高札場の移轉を行へり、一朝不幸にして燒亡流失する事あらば、町役人たるもの取計方不行屆として、譴責を受けざるべからざりしを以て、後等のこれを見る事、亦甚だ厚く、火災に遭ひて、自家の延燒するをも顧みず、奮然難を避けて、海中に奉護し、辛うじて安全なるを得たりしものさへあり、地方にありても、市街の地は、略ぼ前掲の如く市場要路等諸人の聚まり觀るべきところには、概ね高札場あり、村落には亦往來の衝に當れる十字街頭抔に置かれたり（札辻の名稱これより生ぜり）幕府領の地に於て、若し高札の書替を要せる場合には、代官、勘定奉行の指揮を仰ぎてこれを行へり、高札場は一般に畏敬すべき場所と看做され居りて、通過の際、脫帽敬禮するを常とせる人は、心懸能き人となし居れり、されば都鄙を問はず、其所在地は除地として僉然一區劃をなしたり、高札の用材としては、多く梅杉檜を採用せり、然れども儉約令の影響等に依りて節約を加へ、煩費を絶たしめんとせし事あり、中御門天皇正德元年將軍家宣、朝鮮禮聘使來朝に際して、江戸日本橋以下諸國の幕府領に立てられたる高札文を改め、私領と雖も幕府の高札を受けて立てたるは書替しめ、諸國にて古來よりの高札の文を寫して屆出しめ、同三年にも同じく令したり、是れ

制札の文を一定せんとせしものなるべし、然るに時の將軍家宣は、未だ充分の施設をなさずして、幾去したりしかば、吉宗の將軍となるに及び、享保元年高札御用掛をして、令を遠國奉行及び代官に傳へしめ、其管内に於ける高札中、未だ書替を行はざるものあれば、均しく幕府の立置くところにして、所在其文を異にすべきにあらざるを以て、他宜これを改めしめたり、但諸國の私領、並に堂上門跡寺社領等の高札は、各々領主の所管に係り、就中私領の知きは、其地形風俗等に依りて、領主の定むるところ、自ら一ならざるべく、幕府敢てこれに干涉すべきにあらざれども、其高札中、幕府が數十年前に制定せし舊法を改めざるものに向つては、宜しく現行の法令を以て、これに代ふべく、又寺社領に於ける高札中、德川氏以前のものを掲ぐるは、當代に於て採用の限にあらざる事を、並に御用掛より、各領主に内達せしめたり、家宣が幕府の所管に係る高札の統一を圖り、延いて諸國に及ぼさんとせる遺業は、吉宗の爲めに略ぼ成功を見るに至れるなり、其後享保五年五月、假目明（偽探偵）に關する觸書なり、町中の木戸、若しくは往來に掲示せしめ、これと同時に、「向後急度相觸候事は札に認め出し置候間其旨可三相心得」こと令して、此種の掲示の公布式たるべき事を示せり、而して此高札は一般人民に法令を公布するに最も便法なるを以て、所によりては明治十五六年までも行はれたりき（武家名目抄、史學雜誌「本邦及び支那古代法の公布と其の公布式」）

セイザン　青山　琵琶の名器、仁明天皇の御所藏に係る、櫃は紫藤なり、藤原貞敏唐の劉二郎より得たるものなりといへり（樂器考）

セイザンコウ　西山公　德川光圀をいふ、西山は常陸國久慈郡太田町の西新宿に在りて、光圀此地に隱退せるを以て名づく、「トクガハミツクニ」參看、

セイザンノシリウ　西山四流　淨土宗西山派の四學流をいふ、即ち西谷流、深草流、東山流、嵯峨流これなり、並に淨土宗の祖源空の弟子證空の門下より出でたるものにして、西谷流は淨音、深草流は圓空、東山流は證入、嵯峨流は道觀を祖とす、みな其所住說法の寺院が、西谷、深草、東山、嵯峨等に在りしを以て、其流名に負せたるなり、今其法系を示せば左のごとし（日本佛教史綱）

- 證空
  - 淨音（西谷流、宗祖の弟子）
    - 觀智——行觀……（以下略）
  - 圓空（深草流、宗祖の弟子）
    - 如圓——道光
    - 願意……（以下略）
  - 證入（東山流、宗祖の弟子）
    - 觀日——了觀
      - 覺入——見性
  - 道觀（嵯峨流、宗祖の弟子）
    - 覺道……（以下略）

セイサンハ　西山派　淨土宗の一派、證空を派祖とす（日本佛教史綱）淨土宗の開祖源空の門下敎派に分る、證空、辨長、覺明、隆寬等各々一派をなし、共に宗統を繼ぐ、其敎義自ら異同あり、此派祖證空、其師源空に常隨すること二十三年、源空より選擇本願念佛集の附屬を受け、其奧義を傳へて違ることなし、後ち山城の西山善峯寺に住て宗義を振興す、仍て其一門を西山派と稱す、其門下に四智あり、淨音、圓空、證入、道觀なり、各々法脈を傳ふ、今淨音、圓空の法脈連綿として傳ふ、「セイザンノシリウ」參看（佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱）

セイサモン　青璅門　宮城の門にて、左右

二門あり。右青璅門は、西宮記に、小板敷東端戸又は中戸に作り、清凉殿の東南に在りて、殿上間より小板敷を下り、紫宸殿及び南庭に至る土廊に在り、无名門と相列る、左青璅門は紫宸殿東北廊の東に在り、南は宣仁門、北は綾綺殿に接す（大内裡圖考證）

セイジ　青瓷　「アチヤ」を見よ、

セイジエウリヤク　政事要略　書名　もと百三十卷ありしが、後ち逸損して、今存する所は、僅に二十五卷なり、改定史籍集覽に載む　考證　存する所は年中行事九卷、交替雜事八卷、糾彈雜事七卷、年要雜事一卷等の部類に分る、交替雜事には民政に關る事を擧げ、糾彈雜事には刑法に關する事を載せ、年要雜事には學校の事を記したり、王朝時代の法制史を攻究するには、必す讀むべきの書なり、史籍集覽本は、もと桂宮藏本なり、田中勘兵衛氏の藏本（もと桂宮藏本なりしが、三條家に歸し、勢田章甫氏の所藏となり、尋で田中氏に歸せしなりしと云ふ）を底本とし、佐藤誠實氏の校本、外四本を以て校合したる眞書なり　考證　伊宗允亮、允亮は一條天皇正曆中勘解由次官となり、檢非違使に補す、長德四年惟宗朝臣を賜ひ、彈正弼事を兼ね、後ち河内守從四位下に叙す、夙に學才を以て著はれ、明法博士となる（群書一覽、國史學案、史籍集覽總目解題）

セイジキン　政字金　安政小判をいふ、政の字の墨印あるを以て此名あり、「アンセイコバン」を見よ、

セイシクワン　誠之館　藩編山藩の學校　所在地　備後國深津郡（今深安郡）福山　起原沿革　天明六年藩主阿部正倫、文學所を設立し弘道館と名づく、後年武術稽古場を西町に建て、別に名稱なし、安政元年正弘の時、福山西町字鹽町道三口に於て、從前の文學所武術諸稽古所、並に兵學、洋學、醫法、算習所等を合併して、館中に軍法講習所を設け、諸士をして就學せしめ、先聘堂と稱す、維新後兵學校と改稱す、明治三年分校を福山市中及び沼隈郡鞆津等の諸村に置き、廣く士民に文學を敎授す（日本敎育史資料）

セイジソウサイシヨク　政事總裁職　江戸幕府の職名、十四代將軍德川家茂の世に當り、七月、始めて松平慶永を政事總裁職に補し、將軍親しくこれを宣下せしむ、事叡旨に出づるを以て、將軍親しくこれを宣下せしむ、職祿一萬石を給す、嘗後諸藩述職の期を減じ、兵制を改革する等の新政あり、蓋し此職名たる、鎌倉以來嘗て無き所にして、德川氏の季世幕府の威權衰へたる時に創れり、同三年、慶永職を辭し、松平直克これに代る、元治元年六月罷む、後ち此任なし（官制沿革略史）

セイシボサツ　勢至菩薩　「ダイセイシボサツ」を見よ、

セイシン井ン　棲心院　一條内實（イチデウウチザネ）を見よ、

セイシンコウ　清愼公　藤原實賴（フヂハラノサネヨリ）を見よ、

セイシヤウクワン　成章館　藩運池藩の學校　所在地　肥前國神崎郡見島村字北名　起原沿革　安永五年七月、藩主鍋島直寬、學館を設けて子弟を敎育す、天明四年九月、直溫の時、成章館を創設し、寄宿舍を設け、文武上達者を選びて他藩に遊學せしむ、直興の時、藤津郡鹽田に校舍觀淵亭を創置す、又藩府内へ文武講習場（擅英堂と稱す）を開き、武技を試す、嘉永以來兵學を講じ練兵場を開く、明治四年廢藩に際し、此校を維持し、同七年公立小學校となる（日本敎育資料）

セイジヤウラク　聖淨樂（淸上）　書名　黃鐘調廿一曲中の一、上聖樂とも稱す、龍鳴抄に「サウサウラク」と訓めり　起原沿革　仁明天皇の御代、大戸淸上之を作り、自ら盛賞して諸曲中最も優れりとなす、天皇依て勅して曲名を附するにその名を以てせしむと、但し玄宗皇帝の朝、工部侍郎賈知章、紫清上聖道曲を製するよし唐書に見えたれば、蓋し淸上の之を改作せしにはあらざるか（禮樂志、歌舞音樂略史）

セイジヤウリン井ン　淸淨林院　奈良川原寺（タカツカサフサセロ）を見よ、

セイジユクワン　躋壽館　醫學館（イガククワン）を見よ、

ゼイシヨ　税所　「サイショ」を見よ、

セイジヨカウ　性序考　書名　一卷、改定史籍集覽第十七册に載む　考證　我が國諸姓の根元沿革等を說明したるものにして、考證極めて精緻、此種の著述中の白眉たり、姓氏の觀を知らんとするものは必す參考するを要す、文化十一年の自序　考證　細井貞雄、貞雄は字は昌陶、詞花堂と號す、本居宣長に從て國學を學び、歌を善くしたり、最も姓氏に力を盡す、此外姓氏考、神曆考、職位考、地名類聚等の著多し、文政六年九月歿す、年五十二（姓序考）

セイシヨダウ　淸暑堂　大内裡豐樂院九堂の一、豐樂殿後房とも、不老門内南堂とも云ふ、每年此所にて神樂を行ふ、時に大臣會、五節等を此處にて行ひしことあり、南北二間、東西九間、南北に各三箇所の石階ありて三級とす、南面中央を以て正殿に通ず、「ブラクデン」參看（大内裡圖考證）

セイセイシャ　菁々舎　養老館（ヤウラウクワン）を見よ、

セイセイダイシャウグン　征西大將軍　【起源】西國鎮撫を掌る臨時の職名。【起原沿革】續紀養老四年七月の條に、征西將軍と見えたれども、是は征隼人將軍を云へるなり、始めて任補せしは、天慶四年五月とす、藤原忠文を以て征西大將軍となし、藤原純友を討ず、副將軍、軍監等あり、未だ發せずして事治まる、爾來中絶したりしが、後醍醐天皇の時に及び、延元中懐良親王を征西大將軍とし、九州の賊徒を追討せしむ、太平記には、征西將軍宮と云へり、蓋でまた後村上天皇の時正平中、良成親王を之に補して、九國の北軍を討たしめ給へり、此後本職を任補したることなし（紀略、阿蘇文書、武家名目抄）

セイセウナゴン　清少納言　【名號】氏は清原、名詳かならず、後宮に入りて少納言と稱し、更に清原の頭字なる清の字を、其上に冠して清少納言と呼ばれたり【系統】元輔の女【事蹟】條天皇の時、皇后藤原定子に仕へ、才學を以て著はれ、紫式部と名を齊うす、或時雪の降りたる後、皇后宮左右を顧みて、香爐峯の雪は如何と仰せありしに、清少納言は、官下に座を起ちて、御前の簾を卷げたり、これ唐の白樂天が老後廬山の麓に草堂を結びし時の詩に「遺愛寺鐘欹枕聽、香爐峯雪撥簾看」と賦したりし故事に基きたるものにして、時人其敏捷なるを稱嘆したりといへり、また彼の百人一首にも入りて有名なる、「夜をこめて鳥のそらねはかるとも世にあふ坂の關はゆるさじ」の歌は、拾遺集雜二に出でゝ、詞書に「大納言行成物がたりなどして侍りけるに、内の物忌にこもればとていそぎ歸りて、つとめて、鳥の聲に催されてといひをこせて侍りければ、夜ふかかりけんとても多少發展の姿を呈したりしが、元祿の湯島移轉の時に及び、はじめて其面目を改めしが、寛政の重修に及び更に其規模を大にしたり、今其一斑を擧ぐれば、正殿を大成殿といふ、長さ十一間奥行四丈七尺九寸、基礎より殿極に至る四丈八尺四寸、南面す、室を殿内の北壁に構へて神座とし、正位は南面し配座は東西面す、其位置左のごとし、

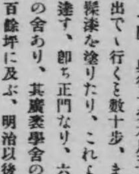

東西の二廊あり、各十五間、北は正殿に接し、南は杏壇門に屬す、門の長さ十一間、奥行一丈六尺五寸、兩端各房舍を作る、門を出でゝ行くこと數十歩、また入德門あり、六柱にして棟漆を塗りたり、これより更に南折すれば仰高門に達す、即ち正門なり、六柱にして東面す、側に門衛の舍あり、其廣袤學舍の地を合して、凡そ一萬千六百餘坪に及ぶ、明治以後衰頽に歸し、舊觀を失へること尠なからざれども、大成殿に至りては、なほ古のまゝにして存せり、なほ學舍に關しては、昌平坂學問所の條に詳說し、寛政聖堂閣また同條の挿圖として收めたり、また釋奠は別に其條あり、並に就きて見るべし（昌平志、聖堂沿革考）

セイダウ　西堂　東堂（トウダウ）を見よ、

セイダウクワン　誠道館　舊佐賀藩の學校【所在】上總國天羽郡（今君津郡）佐貫字清水【起原】寛政八年學校を建築し、藩士百井三四落合宇右衛門の二人師範役を勤む、文化より嘉永年間に至

セイセイ　清拙　正澄（シヤウチヨウ）を見よ、

セイセン　精錢　永樂錢をいふ、惡錢に對して善良なる錢をいふ調なるが、永樂錢は我國當時の錢に對して、性質善良なるよりかく名づく、昆陽漫錄に、室町殿の比より四土歷代の錢を精錢と云ふ、關東にては之を京錢と云へり」とあり、「エイラクセン」參看、

セイセンタンザク　成選短冊　「メンザタ」を見よ、

セイリウジシャ　聖僧侍者　「シヤウソウジシャ」を見よ、

セイダウ　聖堂　孔子を祀りたる堂宇、先聖堂の義、諸國往々にして之ありしも、今は只島の聖は、函谷の關のことにやといひ遣はしけるなれば逢坂の關に侍るとあればよめる」とあり、皇后宮深く其才華を嘉みし、奏して内侍と爲さんと欲したりしが、御兄なる藤原伊周が不敬の罪によりて流竄せらるゝに會し、遂にこれを果さざりき、然して其末年の狀況詳かならず、只僅に、老後零落して陋屋に住したりしに、門前を過る年少の殿上人等、其貧窶なるを見て憫笑せしを、少納言聽中よりし、駿馬の骨を買ふものあるを聞かずやと呼ばばりしかば、前に笑ひしものも慚ぢて去れりと傳ふるのみ、清少納言才學一世に卓絶せるのみならず、資性活潑にして、やゝ才に誇るの風あり、好んで故事古語を引きて、當世の學士と議論し、鬢眉男子をして靡々後に瞠若たらしめし事あり、また幾多の男子を醜弄して嘲謔を試みたる等の事あり、從うて其内行も悠らず、枕草子を檢するに、情交ありしもの蓋し二三人に留まらざりしがごとし【出典】枕草子、マクラノサウシ」參看（大日本史、百人一首一夕話、日本文學史）

セイセツ　清拙　正澄（シヤウチヨウ）を見よ、

セイセン　精錢　永樂錢をいふ、惡錢に對して善良なる錢をいふ調なるが、永樂錢は我國當時の錢に對して、性質善良なるよりかく名づく、昆陽漫錄に、室町殿の比より四土歷代の錢を精錢と云ふ、關東にては之を京錢と云へり」とあり、「エイラクセン」參看、

セイセンタンザク　成選短冊　「メンザタ」を見よ、

セイリウジシャ　聖僧侍者　「シヤウソウジシャ」を見よ、

セイダウ　聖堂　孔子を祀りたる堂宇、先聖堂の義、諸國往々にして之ありしも、今は只江戸幕府の官設に係れるものゝみを掲ぐ○按ずるに孔子以下の像を安置せる所、古くは先聖殿といひ、後ち大成殿と改む、聖堂とは之に諸門廊廡等を合せたる一廓の總稱なり【所在】江戸湯島臺、今東京女子高等師範學校の構内に在り、堂宇現存【起原】寛政九年幕府の儒役林述齋、孔子の祠を忍岡（今の上野）の宅地に建つ、尾張藩主德川義直、財を捐てゝ費を助け、聖像及び四配（顔子、曾子、子思、孟子）の像をおき、先聖殿と自書して之を扁額とし、また祭器を寄せて釋奠の用に供ふ、十年二月はじめて釋菜の式を行ひ、九月また之を行ふ、爾來以て恒例と爲す、元祿三年七月、是より先將軍德川綱吉深く儒學を尊崇ぜるがゆゑに、更に聖堂の規模を大にするの意あり、即ち之を湯島に移さんとし、御側松平輝貞を碧請奉行となし、蜂須賀隆重に其手傳を命じたり、十月尾張光友、紀伊光貞、水戸光圀、松平頼純は典務を、伊達綱村、細川綱利は祭器及び其他の物品を寄進し、十一月綱吉自ら大成殿の三字を書し、林信篤に命じ、新築堂宇の一扁額に鐫るべきの旨を命ず、十二月大成殿造營功なる竣り上棟の式あり、超えて四年二月七日聖像を遷す、十一月綱吉親臨して聖廟を拜し、祀田千石を寄す、寶永元年五月再び聖堂を經營す、蓋し前年十一月火災に罹れるを以てなり、十一月大成殿上棟の式を行ふ、天明六年また燒亡し、七年九月新廟成る、既にして寛政年間に及び將軍家齊、林述齋を用ひて大に文教を興すや、十年三月大に工役を興して廟宇を改築し、翌年九月に至りて成り、十一月聖像を移す、結構榮然として規模頗る見るべし、繼新後廢頽に歸したれども、大成殿はなほ舊態を保ちて現存ぜる事人の知れるかごとし【參考】寛永忍岡の創建の際は、極めて小規模なりしと、昌平志所載の圖を以ても知るを得べく、其改築

セイチヨウ　税帳　王朝時代、四度公文の一、國内の定穀頒出擧、並に借貸、塡納勘出、田租、穀頒、及び例用、臨時並に其年殘定穀頒正倉等の事を記す帳簿を云ふ、又正税・帳とも云ふ、毎年二月三十日以前に太政官に送る、但飛驒信濃等の八國は四月、太宰府と出羽とは五月の定めなり、太政官之を受取りて民部省に下せば、主税寮にて勘檢す、即ち諸國内の官物と去年の雜費支出との決算帳なり、この税帳に附して、支文六を上るなり、その書式は、詳しく延喜式主税式に見えたり、就て見るべし、猶「ヨドノツカヒ」參看（延喜式、四度使考）

セイチヨウジ　清澄寺　【所在】安房國長狹郡（今安房郡）清澄村字妙見山○千光山と號す、「キヨスミデラ」とも云ふ【宗旨】眞言宗【起原沿革】寺傳に寶龜二年不思議法師と云ふ者、老柏樹を伐りて虛空藏菩薩の像を刻し、小堂を營みて安置し、爾來靈場となり、承和三年天台宗の圓仁（慈覺大師）來りて不動明王の像を刻し、共に安置したりと云ふ、房總志料に、神武天皇の時、天富命を祀りし靈場なりといへり、今猶寺中に存す、寺の四方峯巒圍繞、寶珠、摩尼、如意、獨鈷、雜足等の鐵あり、脇大師の名づくる所の頃道善と云ふ、天福の頃道善、日蓮就いて師事し、建長五年四月此山上に於いて始めて南無妙法蓮華經の七字題目を高唱し、これを日蓮宗の開立となす、南北朝の時大僧正弘賢住持となり、明德三年覺鐘を鑄造したり、其後伽藍次災に罹りて荒廢したるが、慶長の初め頼勢中興して伽藍を修理し、里見忠義寺領百六十六石を寄す、證判今に存せり、後ち江戸幕府百七十石を寄附す、今は舊時の壯觀なしと雖るまで學事衰頽す、安政二年藩政一變し文武復盛興に至れり（日本教育史資料）

セイチヨウ　税帳　王朝時代、四度公文の一、國内の定穀頒出擧、並に借貸、塡納勘出、田租、穀頒、及び例用、臨時並に其年殘定穀頒正倉等の事を記す帳簿を云ふ、又正税・帳とも云ふ、毎年二月三十日以前に太政官に送る、但飛驒信濃等の八國は四月、太宰府と出羽とは五月の定めなり、太政官之を受取りて民部省に下せば、主税寮にて勘檢す、即ち諸國内の官物と去年の雜費支出との決算帳なり、この税帳に附して、支文六を上るなり、その書式は、詳しく延喜式主税式に見えたり、就て見るべし、猶「ヨドノツカヒ」參看（延喜式、四度使考）

セイチヨウジ　清澄寺　【所在】安房國長狹郡（今安房郡）清澄村字妙見山○千光山と號す、「キヨスミデラ」とも云ふ【宗旨】眞言宗【起原沿革】寺傳に寶龜二年不思議法師と云ふ者、老柏樹を伐りて虛空藏菩薩の像を刻し、小堂を營みて安置し、爾來靈場となり、承和三年天台宗の圓仁（慈覺大師）來りて不動明王の像を刻し、共に安置したりと云ふ、房總志料に、神武天皇の時、天富命を祀りし靈場なりといへり、今猶寺中に存す、寺の四方峯巒圍繞、寶珠、摩尼、如意、獨鈷、雜足等の鐵あり、脇大師の名づくる所の頃道善と云ふ、天福の頃道善、日蓮就いて師事し、建長五年四月此山上に於いて始めて南無妙法蓮華經の七字題目を高唱し、これを日蓮宗の開立となす、南北朝の時大僧正弘賢住持となり、明德三年覺鐘を鑄造したり、其後伽藍次災に罹りて荒廢したるが、慶長の初め頼勢中興して伽藍を修理し、里見忠義寺領百六十六石を寄す、證判今に存せり、後ち江戸幕府百七十石を寄附す、今は舊時の壯觀なしと雖も、尚ほ本州の大刹なり、山林幽邃にして夏時暑を避くるに適す○山前に日蓮の遺跡あり、一小堂を建て開宗發願之道場と云へる額を掲ぐ、境内に道香屋數と呼べる地あり、慶長以後の文書を藏す（緣起、鐘銘、房總志料、上總國志）

セイテツジヨフギヤウ　製鐵所奉行　【起源】江戸幕府の職名、製鐵のことを掌る、老中の所管にて、高二千石を食む、奉行並あり高千石【起原沿革】慶安二年十二月始めて置く、同三年正月調役を置く、持高の外、別に職祿金百兩を給す、同年二月改役及び調役下役を置き、並に奉行の支配とす（官制沿革略史）

セイテツゼニ　製鐵錢　【名義】江戸時代に行はれたる錢貨の一種、一の寛永錢なれど鐵質の善きを以て此名あり、徑九分、重一匁一分【起原沿革】萬延元年十二月銀座に於て之を鑄造す、一文を以て他の四文に充つ、初め眞鍮錢を造るに銅價貴く、之を鑄るに利あらざる故、鐵を代用したるなり、明治五年、八千箇を以て新貨一圓に換ふ、即ち八枚を以て新貨一厘に換ふ（大日本貨幣史）

セイトウシヤウグン　征東將軍　【起源】臨時官、征夷將軍と職掌を同くし、只だ其名を異にするのみ、或は征東大使と稱す、副將軍、判官、主典あり【起原沿革】光仁天皇寶龜十一年三月始めて置く、中納言藤原朝臣繼縄を大使、大伴宿禰益立、紀朝臣古佐美を副使となし、判官主典各四人あり、蓋し是より先き、陸奥國上治郡大領伊治公呰麻呂叛して、按察使紀廣純を殺しゝを以て、之を征伐せしめたるなり、其後將軍たるもの、小黒麿（寶龜十一年九月）大伴弟麿（延暦二年一月）大伴家持（延暦三年二月）紀古佐美（延暦七年七月）大伴弟麿（延暦十年七月）等な

り、延暦十二年二月征東使を改めて征夷使と稱す、村上天皇天慶三年正月再び置く、藤原忠文を以て征東大將軍とし千將門を討ぜしむ、後醍醐天皇建武二年八月足利尊氏を征東將軍とす、揚名にして其實なし、此以後又置かず(武家名目抄、鎮守府考)

セイドキヨク　制度局　名義　明治初年の職制、制度、名分、儀制、選叙、考課、規則等の事を掌る所　起源沿革　明治元年正月制度科を設け、二月事務局を建つ、閏四月之を廢す、同二年四月制度寮を置く、尋で五月また寮を廢して、制度取調所を置く、同八月改めて局と爲す、同四年八月太政官の左院に合併す(法令全書)

セイトク井ン　清德院　清閑寺共房(セイカンジトモフサ)を見よ、

セイトクシヨ井ン　清德書院　舊佐倉藩の學校　沿革　下總國印旛郡佐倉宮小路麻賀多神社の南　起源沿革　寛政四年堀田正順、京都所司代と爲りし時に創建す、天保四年學制を改革し學事大に擧る、同七年十月、狹小の故を以て之を再造し、子弟の十五歳になる者、必ず溫故堂に出でゝ武藝を研めしめ、また書院に入りて文學を習はしむ、天保十二年、溫故堂を書院の附屬となす(日本教育史資料)

セイドツウ　制度通　著述　十三卷　著述　我が國の制度の起原沿革を簡略に、考證論説したるものなり、改元、曆法、郡國、宮殿、官品、俸祿、戸口、田賦、錢貨、姓氏、律令、兵制、等の六十二部門を設く、説述の法は、一部門毎に、まづ支那夏殷周三代以來、漢唐宋明の制度の沿革一斑を説き、次に本邦の制度の起原及び沿革を略記せり、享保九年の著なり　著者　伊藤長胤(制度通)

セイナンノエキ　西南役　名義　明治十年西郷隆盛が鹿兒島に兵を擧げし亂をいふ、其國西南に當れるを以て此名あり、鹿兒島の亂又は十年の役ともいふ　起源　明治六年西郷隆盛征韓論(セイカンロン)を參看)の議合はざるや、官を辭して鄕里鹿兒島に歸り、其部下の士桐野利秋篠原國幹以下鹿兒島出身の將卒相率ゐて赤職を辭して之に從ふ、隆盛既に鄕に歸り私學校を設け鄕黨の子弟を教訓す、明治九年佐賀熊本等の亂起るに及び、政府其禍機を慮り、鹿兒島の彈藥製造所を大阪に移し、不虞に備へんとす、十年一月三十日私學校徒乃ち起て彈藥を掠め郵便汽船を抑留し遂に兵を擧げんとす、然れども擧兵の名なきに苦しむ、會々警視廳警部中原尚雄等歸省するあり、因て之を捕へ政府の密旨を受け西郷先生を刺殺せんとせしものなりと稱し、政府に質す所ありとして兵を擧ぐ、隆盛遂に其擁する處となり、一萬五千の健兒を率ゐ、二月十五日鹿兒島を發す　起源沿革　鹿兒島縣令大山綱良爲に書を作て諸道に通じて道を開き通行せしめんことを求め、且つ官金を出して軍費を助く、熊本、高鍋、延岡、飫肥、佐土原、諸藩中不平の徒來り集る者凡そ四萬人、朝廷之を聞き二月十九日隆盛及び利秋等の官爵を褫ひ、有栖川熾仁親王を征討總督とし、陸軍中將山縣有朋海軍中將河村純義を參軍と爲し、陸軍少將野津鎮雄同山田顯義同曾我祐準同三浦梧樓同大山巌同三好重臣大警視川路利良陸軍大佐高島鞆之助等をして兵を指揮せしめ、二十日東京を發す、是より先熊本鎮臺司令長官谷干城、變を聞き防備を嚴にし、薩兵の東上を防ぐ、是に於て兵端相開き、薩兵之を重圍す、二十六日征討軍福岡に至り、三月三日吉次越より進み篠原國幹を殪し、田原坂を攻む、是時征討參軍黑田清隆八代より上陸し、敵の背後を衝き、三月二十日遂に田原坂を拔き、植木山麓の根據を破る、黑田清隆の軍勝に乘じ北進熊本城を救はんとす、時に城兵圍を受くること既に五旬、糧餉彈藥幾んど窘き、將に陷落に迫る、四月八日宇土の方に當て砲聲を聞く、奥少佐城を出でゝ宇土に進し八代口の軍に合す、十四日山川中佐進て城に入り、高瀬口の官軍また賊を破りて城に入る、官軍の勢益振ふ、薩兵熊本に敗るゝや、一隊は日向に入りて人吉に據り、一隊は鹿兒島に歸り、轉じて大分縣下を侵す、官軍六月一日に人吉を取り、二十一日に大分縣下の重岡を取り、二十五日出水を破り、七月廿四日都城及び佐土原延岡の諸城を陷いれ、二十七日飫肥に入る、此時賊將多く斃れたりと雖も勢尚ほ衰へず、九月一日賊軍鹿兒島に入り、城山に據りて死守す、官軍長圍して兵を發せざること十數日、九月廿四日味爽大擧して進擊す、賊軍の主將西郷隆盛以下桐野利秋村田新八等終に皆戰死す、隆盛兵を擧げしより八閱月なり　起源沿革　賊勦滅に就き尋で縣令大山綱良を始めとす、熊本士池邊吉十郎友成正雄松浦新吉郎等を斬に處し、徒黨凡二千人を刑す、十月征討軍凱旋し、十一月功を論じ賞を行ふ(明治歴史)

セイネイテンワウ　清寧天皇　名號　御名は白髮尊、また日髮武廣國押稚日本根子天皇と稱す　系統沿革　雄略天皇の第三皇子、御母は葛城圓の女韓媛、第二十二代の天皇　事蹟　允恭天皇三十三年降誕、雄略天皇二十二年太子となる、天皇崩ずるに及び磐城皇子、星川稚宮皇子等皇位を覬覦す、卽ち大伴室屋等と謀して之を誅し、尋で位に卽く、大和の磐余甕栗宮に都し給へり、在位五年にして崩ず、御壽四十一、河内國南河内郡西浦村坂田門原陵に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

セイハヤトダイシヤウグン　征隼人大

將軍　大隅薩摩の隼人を征伐する將軍を云ふ、隼人を征して勳功を賜ひし事は、壇紀大資二年八月、和銅六年七月の條に見えたれども、大將軍を任補せしは、養老四年三月大伴旅人を征隼人持節大將軍となし、巨勢眞人を副將軍となしゝを始めとす(續紀)

セイビクワン　濟美館　舊野村藩の學校　所在　美濃國大野郡(今揖斐郡)野村　起源沿革　文久三年十二月藩主戸田氏長、創めて江戸外櫻田邸内に設け、藩士をして文武の道を研習せしむ、明治元年美濃大垣へ之を移し、又明治三年之を同國野村に移す(日本教育史資料)

セイフ　制符　制札(セイサツ)を見よ、

セイフ　青趺(青鳧)　錢の異名、青趺は水蟲なり、然るを錢名とする事は、此蟲を錢に塗れば、則其錢多く子を生むといへり、故に錢を祝ひて青趺といふなり、又子母錢とも云ふ、三教指歸に「一百青鳧錢、常懸二杖頭一云々」、小右記に「臨暁令修二青鳧十連一」と見えたり(下學集、塵添壒嚢抄)

セイフク　制服　名義　王朝時代、男子に於ては、無位の官人及び庶人が、朝廷の公事並に通常に、女子に於ては四孟並に通常に著用する服裝をいふ　著用　皂縵頭巾、黄袍、烏油腰帶、白襪、皮履、通常には通じてこれを著し草鞋をはくことを得、家人奴婢は、櫨黑衣なり、又女子は、宮人は深綠以下兼ねて之を服するを得、綠、緑、紺の縹も亦同じ、五位以上の女は、父の朝服を除きてより以下の色は通はして服することを得、其庶女の服は無位の宮人と同じ(令義解)いま歴世服飾考所載の表を掲げて參考に供ふ、

制服		
無位服(義解云、庶人服制亦同也、)		黄袍(義解云、裁縫體制一如二朝服一也、)
皂縵頭巾		
烏油腰帶		白襪
皮履(尋常通得レ著二草鞋一)		白袴(依二義解一補レ之、)
朝廷公事則服レ之、		
宮人	深綠以下兼得レ服レ之、紫色以下少々用者、綠、緑、紺、縹、紅、褐、四孟及尋常則服之、	
五位以上女	除二父朝服一以下色者、通得レ服之、	
庶女	同二無位官人一	
家人奴婢		
樓墨衣(フルバスミゾ)(義解云、裁縫體制一如二朝服一也、)		

セイムテンワウ　成務天皇　名號　御名は稚足彦尊(ワカタラシヒコノミコト)、景行天皇の第四皇子、御母は八坂入彦皇子の女八坂入姫命、第十三代の天皇　事蹟　景行天皇十三年に降誕、五十一年太子となり、尋で位に卽き、近江國志賀高穴穗宮に都す、此時王化漸く四方に及びしを以て國縣を增置し、新たに國造縣主を任じ、國堺を定め給へり、而して國造本紀によれば、新置の國造の數六十三國の多きに及べり、詳くは栗田博士の國造本紀考に就きて見るべし、在位六十年にして崩ず、御壽百八歳、大和國生駒郡平城村樓の一、東樓ともいふ、又樓風樓に作る、應天門外の東南に突出せる樓にて、朝覲樓と相對す、方四間、屋制瓦葺にて、屋脊に盡く鴟尾あり、北廊二基廊にて、應天門の東廊に接す(大内裏圖考證)

セイムテンワウ　成務天皇　名號　御名は稚足彦尊(ワカタラシヒコノミコト)、景行天皇の第四皇子、御母は八坂入彦皇子の女八坂入姫命、第十三代の天皇　事蹟　景行天皇十三年に降誕、五十一年太子となり、尋で位に卽き、近江國志賀高穴穗宮に都す、此時王化漸く四方に及びしを以て國造縣を增置し、新たに國造縣主を任じ、國堺を定め給へり、而して國造本紀によれば、新置の國造の數六十三國の多きに及べり、詳くは栗田博士の國造本紀考に就きて見るべし、在位六十年にして崩ず、御壽百八歳、大和國生駒郡平城村狹城盾列池後陵に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

セイメイクワン　正明館　舊丸龜藩の學校　所在　讃岐國那珂郡(今仲多度郡)丸龜藩廳内、起源沿革　寛政の頃京極高中、大に學事を奬勵し、文政の頃、その子高朗、儒臣加藤後治岩村馬左衛門中主膳に命じ、學事を擴張し規模漸く備はる(日本教育史資料)

セイメン　西面　院中警衛の武士を云ふ、院西面(キンノセイメン)を見よ、

セイモン　誓文　誓約の文書をいふ、誓詞とも云ふ、卽ち起請文なり、キシヤウモン)を見よ、

セイヤウグワ　西洋畫　名義　繪畫の一種、西洋より傳はりたる畫法なるが故に名づく、又洋畫

とも云ふ（沿革略）元亀天正の頃、基督教の本邦に傳播せらるゝと共に葡西二國の宣教師によりて洋風の繪畫紹介せられたれど、大抵宗教上の繪畫のみなり、葡西二國人中、宗教外の畫をかき、又それらの人に就いて學びし者ありしと雖も、寛永十四年天草の亂後、基督教を嚴禁したるがため、宗教畫は國禁のものとなり、灰燼に附したるが故、遂に宗教上の關係よりして、洋畫の摸本を失ふことゝなれり、かゝる勢なりしを以て、洋畫を學びしものも世を憚りて筆を染めざりしかば、世に著はれしものなし、只島原一揆の殘黨山田右衛門作といへるもの、洋畫をよくせしかば、明暦中、放火の狀及び其刑の狀をうつさしめて、品川、千住、新宿、板橋の四宿に掲げられしことあるのみ、されどこの人一代にとゞまり、他人へは傳へざりき、今日現存する所の洋畫中、最も古きは舊會津藩主松平子爵の家に傳へらるゝ、各國帝王騎馬圖（今は屏風となれり）仙臺藩主伊達伯爵の家に傳へらるゝ、支倉六右衛門常長の肖像等にして、支倉の肖像は羅馬において描きたるものなれども、各國帝王騎馬圖は、天正中本邦に駐在せし西洋人のかきしものゝごとし（沿革略）寛永十四年以來、久しく絶えたる洋畫を再興せしは、實に司馬江漢とす、江漢は元浮世繪師にて、初代鈴木春信に從ひて浮世繪を學び其名をつぎて、二代春信と稱す、後ち大に悟る所ありて、長崎に赴き蘭人に就いて洋畫を學び、名を江漢と改む、是より先未だ春信といひしころ（明和二年）、支那の色摺にならひて、四五遍の彩色摺を工夫し、印刷術の上に、大なる利益を與へしが、洋畫の研究に就いても、一方ならず苦心せしといへり、蓋し當時洋畫に用ふる布、並に彩色具を得る道なかりしかば、紙幾枚も重ねてどうさをひき、それに密陀油にてときたる繪具をもて描きたりといふ、かくのごとくにして研究したれども、世運未だ洋畫に傾かざりしが故に、廣く用ひらるゝに至らざりき、然れど當時より、他の日本畫家も暗に洋畫の法を研究して、日本畫に應用するものいでたれり、右に述べたるがごとく江漢の洋畫は當時の上流社會に容れられざりしかば、其畫風は下層社會に流れ入りて、多く工藝品に應用せらるゝことゝなれり、第一の繪具を密陀油にてとき畫をかく法は、小兒の翫弄品に供する手筥の上に硝子をはり、其硝子の裏に畫をかき、上よりすかし見する法となりしが、第二の泥繪具にてかく法は、のぞき目鏡或は劇場の遠景をかく法となれり、又第三の銅板繪の法は、最も廣く行はれたるものにて、其門より亞歐堂（永田善吉）は奥州須賀川驛の人にて、松平樂翁に愛せられ、その保護をうけて研究せしといふ、樂翁の命によりてかきし、淺草觀音堂圖の銅板繪を見て、當時の洋畫をおもひやるべし、又雷洲（中村氏、名不詳）は江戸の人にて、亞歐堂に劣らざる名工なりといへり、この人の描きし川中島合戰圖、下利根川圖、淺草歳市圖などの、銅板繪は世に傳へてもてはやさる、これらの人々によりて、江戸、大阪、京都には、銅板繪を描くものいでたれり、尋で江戸時代の末年に際し、開成所中に畫學調所を置き、出役、並出役、世話心得等の諸吏を任命して廣く生徒を募り、西洋畫を教授せしが、當時の出役は川上萬之丞にして、並出役は宮本元道なりき、此の他高橋猪之助（由一）、近藤清次郎（正純）、服部杏圃、狩野春川など、皆川上萬之丞の下に隸して、世話心得となれり、當時の洋畫は、只川上萬之丞が關書によりて、彼國の畫學書を教授せしのみにて、技術の點に至りては、司馬江漢の法により、繪具を密陀油にてときたるものを用ひしといふ、開成所の廢せらるゝ頃にあたり、英國人ワクマンといふもの、新開通信員として横濱に來り、續に本邦の風俗をふがきしかば、高橋由一、五姓田芳松の二人、これに就いて始めて洋畫のかき方を學びしといへり、維新後川上冬涯は、下谷徒町に聽香讃畫館を起し、また高橋由一は、日本橋濱町に天繪學社を起して、西洋畫を教授せしが、明治七年の秋土佐の人國澤新九郎、英京倫敦より洋畫を研究して歸朝し（明治五年洋行）、麹町の平川町に彰技堂を起して、生徒を募りしかば、洋畫志望の青年は、競ひて其門に入り、正則の畫法を學ぶことを得たり、明治九年十一月、工部大學中に、西洋の繪畫彫刻を教授する爲、美術學校をおき、伊太利よりホンタネジーを聘して、生徒を募る、聽香讃畫館より小山正太郎、松岡壽、中丸清十郎、彰技堂より浅井忠、守住勇魚、天繪學社より高橋源吉、森本貞雄、ワクマンより五姓田芳松、山本芳翠等いでゝ入學せしもの、凡六十人餘、ホンタネジーに就いて、親しく洋畫を學びしが、明治十一年の暮に至り、故ありて一同に退校を命ぜらる、其後第二期の生徒を募集し、伊太利人フレッチを教授せしめられしが、十三年一月フレッチを解雇し、更に伊太利人サンジョバンニを聘す（十六年二月解雇す）、洋畫の進歩は、實にこの美術學校を置き、ホンタネジーに就いて學ばしめたるもの、偉大の功を奏し、今日有名なる洋畫家は、大抵この時の生徒なりき、第一期の生徒中、小山正太郎は不同社を起し、高橋源吉は天繪學社（高橋源吉の父由一の設立せし畫塾）を擴張して、ともにこの畫派の普及を圖る、明治十四年の暮、懲に德川家より歐米へ洋畫修業の爲留學

せしめたる、前開成所畫學生徒川村清雄歸朝し、彼が非凡なる手腕をふるひて、洋畫を紹介せり、清雄初め明治三年三月、德川家より選ばれて、まづ米國に渡り、暫く同國に留學し、それより佛國に渡り、更に伊太利のベニスに入り、畫學修業中、印刷局の留學生となり、ベニスアカデミーの教師チイトに就いて學び、傍ら四班牙人リッコに就いて畫法を學びしが、ことにリッコが、日本にかへりては、日本人の洋畫を工夫せよといはれし一言に勵まされて、山水人物花卉鳥獸、すべて本邦にありふれたるものを寫し出し、日本一種の洋畫を工夫せり、明治二十一年小山正太郎、淺井忠、岱岡壽等明治美術會を起し、その秋第一回展覽會は、上野不忍池の馬見所にて開きしより、年々ひきつゞきてこの會を催せり、二十九年七月東京美術學校繪畫中に、洋畫の一科を置く、明治十五年十二月工部美術學校廢せられてより、ここに至りて、再び官設の洋畫教授所をみることゝなれり（横井博士「日本繪畫史」）

セイヤク 誓約 起請文に同じ、「キシヤウモン」を見よ、

セイリヤウジ 清涼寺 （所在）山城國葛野郡嵯峨村○世に釋迦堂といふ（沿革略）浄土宗、知恩院の所轄に屬す○本尊は釋迦牟尼佛白檀檀の立像丈五尺二分、天竺毘首羯磨の作を摸したるものと云ふ、脇侍十大弟子立像丈二尺五寸（略沿革）初め嵯峨天皇の離宮なりしを源融に賜ひ、其山莊となし、接霞觀と稱し、後に改めて佛刹となして棲霞寺と號せり、永延元年八月、釋奢然山城國愛宕山を支那の五臺山に擬し、一の伽藍を建立し、五臺山の寺號を取り、大清涼寺と名づけ、曾て入宋求法の時、得たる白檀檀釋迦像を安置せんことを奏請し、未だ勅許に及ばずして、長和五年に寂す、挂に於て高弟盛算、師の遺志を紹ぎ、棲霞寺内の釋迦堂を一寺となし、清涼寺と號するの勅許を得たり、一條天皇勅願所とし給ふ、其後棲霞寺は漸次衰頽し、清涼寺のみ興隆して、遂に棲霞寺の舊跡を占むるに至れり、建久以來數々火災に罹りて諸堂燒失したり、元禄享保の頃住持堯鎮再興に力を盡し、德川幕府及び前田氏は巨財を投じて殿堂を造營せしかば、やゝ舊觀を呈するに至れり、初めは眞言浄土兼學なりしも、後に專ら浄土宗となる、當寺に安置する釋迦像は、三國傳來と稱し、著名の靈佛なるを以て、俗に嵯峨釋迦堂と稱す、元禄十三年將軍綱吉此像を江戸城に迎へて衆人に拜禮せしめたるより、爾後時々出開帳をなす○二王門、當寺の表門なり、慶長二年宇喜多秀家の室正樹院壽光大姉（前田利家の女）の再建にして、後享保中及び明治十年修理を加ふ○多寶塔、二王門の内に在り、三層屋にして中央に釋迦を安置す、元禄中本尊江戸へ出開帳の際に、貴賤男女の浄財を以て構造し船載して返り此に建立したるもの○本堂、卽ち釋迦の靈像並に脇侍を安置す、奢然の將來りたるものなり、四兩壇に文殊普賢を安置す、構檀瑞像の大額を掲ぐ、黄檗の隱元の筆なり、此堂は建久九年火災に罹り止求法師再建し建保五年再び火災に罹り、明惠上人再建す、後歷仁二年の兵火には僅に免れ、寛永十四年火災に罹り、元禄十四年に再建す、卽ち今の建築なり○阿彌陀堂、本堂の東南に在り四向向なり、棲霞寺と云ふ、阿彌陀佛を安置す○經藏、阿彌陀堂の傍に在り、奢然が宋版一切經五千四十八卷を納めたりしが建久九年に燒失し今は明版一切經を藏す○鐘樓、經藏の傍に在り、梵鐘は足利義政の命により鑄造したるもの○方丈、本堂の北東に在り、寛永中一照院殿（德川家康の女）追福の爲めに建立したるもの、後正樹院重修したり○藥師寺、本堂の西に在り、當寺の別院なり、一に蟠龍山療病院と云ふ、藥師佛を安置す○什寶、釋迦如來立像（本造、傳毘首羯磨作）阿彌陀如來像、觀世音像、勢至菩薩像、毘沙門天像、釋尊繪緣起（傳元信筆）融通念佛緣起（傳土佐行秀外五名筆）は最も優秀なるもの、皆國寶となれり、此外文書畫像木像以下少からず（山城名勝志、平安通志、京華要誌）

セイリヤウデン 清涼殿 （略沿革）大内裡宮殿の一、天皇常の御在所にして、四方拜、小朝拜、叙位、除目、官奏、御遊以下の諸公事を行ふ所なり、セイラウデン」とも「セイエウデン」とも云ふ、又清冷、西涼と書き、本殿、中殿、御殿、路廊、後廊等の稱あり（略圖）仁壽殿の西、校書殿の北に在り（略圖）東面にして九間四面、身舍は南北五間東西二間、之を畫御座と爲す、其北に二間四方の一室あり、之を夜御殿と爲す、其東に南北二間、東西一間の室あり、之を二間と稱す、夜御殿の西に南北二間東西一間の一間を朝餉間といふ、御膳を上る所なり、夜御殿の北に南北二間東西一間の室相並ぶ、中なるを萩の戸と稱し、其障子に畫くに萩を以てす、其東なるを弘徽殿上御局とし、西なるを藤壺上御局と稱す、共に皇紀上直の所なり、畫御座の東に、南北三間に、一間の内廂あり、其南に南北二間に一間の一室あり、之を石灰壇と稱す、大神宮内侍所を拜ぜらるゝ所なり、畫御座の西南北三間に一間の一室あり、奉盤所と稱す、奉盤を置く所なり、其南石灰壇に對し鬼間あり、朝餉間の南方に御手水間あり、其北一間の小室なる朔殿上局となす、屋制、東西榮、檜皮葺、東廂の外に孫廂あり、南北九間、東西一間にして、其外に五尺の

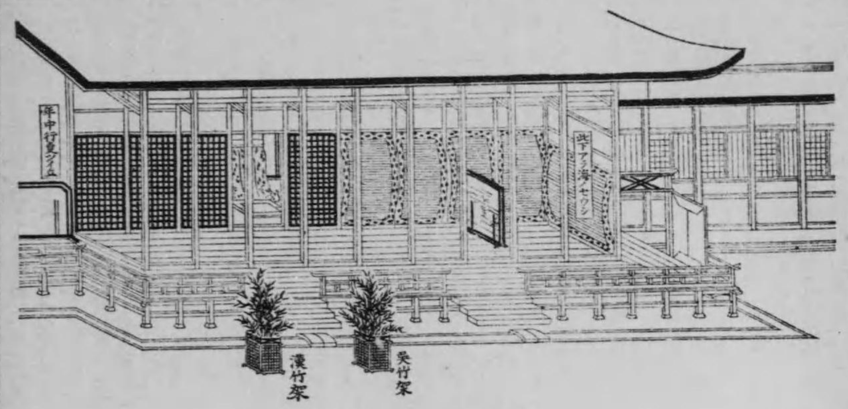

（風國見聞圖說所載）

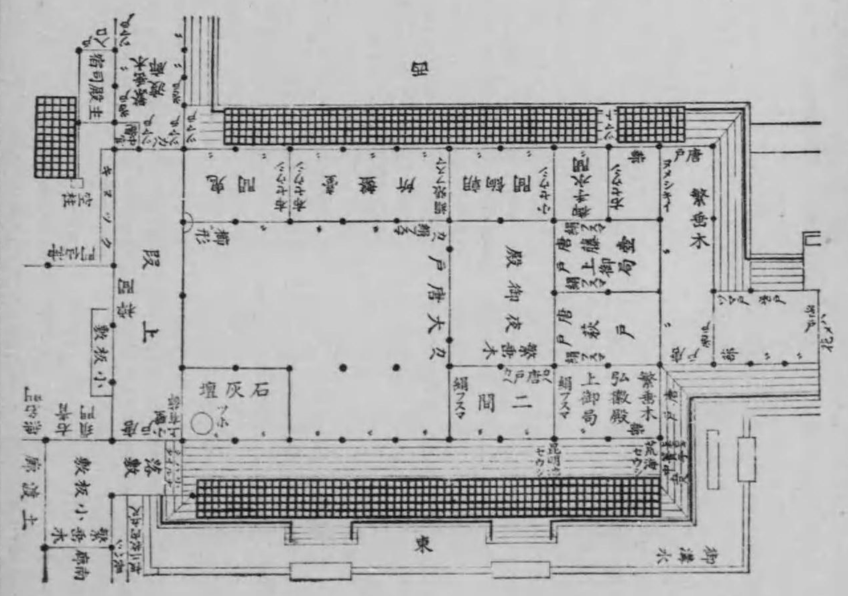

（風國見聞圖說所載）

簀子あり、南廂を殿上間とす、簾の西に、南北に五尺の簀子あり、中央に渡殿あり、後涼殿の馬道に通す、其西を齋盤所壺とし、其北を朝餉壺とす、共に南北に五尺の簀子あり、殿上の間、及び北廂より渡殿を以て後涼殿の南北廂に通ず、東の孫廂の南より東に折れ、長橋を經て紫宸殿に至り、殿上ノ間より神仙門の廊を經て校書殿に至り、北廂より墨戸細殿を經て、東は瀧口陣より承香殿に至り、北は弘徽殿に至る、其砌には御溝水流れ庭上には吳竹、漢竹の叢あり（起原沿革）桓武天皇遣唐以後既に備はりしならんも、史に見えたるは、類聚國史に「弘仁四年九月癸酉、宴二皇太弟於清涼殿一、具物用二漢法一」とあるを始めとす（沿革は皇居の條を見るべし）、現今京都御所の清涼殿は、安政の造營に係り、一に古式によりて作られ、襖繪は、身舍は緋張紬青引柳彩色、縁は歌錦書地、繪は唐繪詩句の意によりて寫す、其他僕繪にて名所を寫し、或は色紙形に和歌を題す、畫は土佐光清の筆なり、畫御座以下各條に委しく述べたれば參照すべし（大内裡圖考證、平安通志）

セイロウ　井樓　軍陣の時、人を登らしめて敵陣を窺視せしむる機を云ふ、兵家にいふ時は城樓と書けり、其制一ならず、車井樓、櫓井樓等の種類あり、和漢三才圖會に「巢車（此云二鈎井樓一）以ノ繩挽二板屋一、上二卒首一、其屋方四尺高五尺、以二生牛皮一裹之以禦二矢石一、使二人藏一屋中ニ下窺二城中事一、遠望如二鳥巢一、故名云々」とあり、以て其一斑を知るべし、築城記に「セイロウを擧ぐるは、先すそばかりに柱をふんばらせ、つよく立也、一重あぐるは、さゝゑを下にて切て、前の方を先とく上へ上べき也、一重の時も上へあげ、かさぬるやうに柱の心えをしてあぐるなり、又夜中にあぐるがよき也、敵へ近くあぐる時如此、晝は敵見すかし、矢を射、あげにくき也、而に矢ふせぐ用意をしてあぐる也、此時のたて、こしらへやう可レ在レ之」と見えたり、何時頃より行はれたるや詳かならざれども、室町時代より攻城の時に用ひたるが如し、永享記結城落城の事をいへる條に、「清方持朝千葉土岐等が陣の前には、十餘丈の井樓を二重三重に組上たり」とあり、

セイワ井ン　清和院　山城國京都市、正親町の南、京極の西、土御門の北、富小路の東に在り（今は御苑石藥師御門内の南に當れり）、清和天皇の母君染殿皇后明子、此院に住ぜらる、枕草子に、ぜか井院、續世繼物語に、勢賀院と書けり（給芥抄、山城名勝志、平安通志）

セイワ井ン　清和院　山城國京都市上京區七本松の東一觀音町（沿革）眞言宗新義派○本尊觀音地藏の二體（起原沿革）仁壽中文德天皇の勅願に因り、京極河崎の地に一宇を草創す、佛心院と號す、一說もと染殿と云ふ邸第なりしと、貞觀十八年清和天皇讓位の後、當院に入り、落飾して法名を素眞と稱せらる、これより清和院と改稱し眞言宗となる、元慶年間伊勢尾張の租を寺封となす、世々皇子親王の住院となり、内道場と定めらる、寛文元年禁裡炎上の後、後水尾天皇勅して今の地に移す、依て帝を仰ぎて中興の開祖となす、歷朝の勅願寺たるを以て、御撫物の下賜あり、今は智積院の所轄となる（山城名勝志、平安通志、京華要誌）

セイワゲンジ　清和源氏　清和天皇より出でゝ源姓を賜はりたる氏族を云ふ、貞固、貞元、貞純、貞數、貞嗣の諸親王の子孫及び、長淵、長猷等皆源氏の姓を賜ふ、然れども貞純親王の子孫のみ繁榮して他は顯はれざりき、今貞純親王の子孫につきて述ぶべし、貞純の長子經基六孫王と稱し、承平天慶の間軍功あり、鎮守府將軍となる、村上天皇天德五年姓源朝臣を賜ふ、滿仲、滿政、滿季、滿快、滿重を生む、滿仲滿政兩人に鎮守府將軍たり、滿季は武藏守、滿快は左衛門尉、滿重は出羽介となる、滿仲は頼光、頼親、頼信、頼平、源賢を生む、頼光頼信又兩人に鎮守府將軍となり、頼親は大和守となる、頼信は頼義頼清頼季頼任義政を生む、頼義は鎮守府將軍、頼清は陸奥守となり、頼義は義家義綱義光を生む、義家は鎮守府將軍、義光は刑部丞となる、累世皆武勇を以て著はる、其内頼光、頼信、頼義、義家等最も傑出す、强賊を討滅し、大功を累立し、威を天下に震ふ、源氏の興る此に基す、其子孫分れて諸國に在る者、曰く樋口源氏、曰く美濃源氏、曰く尾張源氏、曰く參河源氏、曰く信濃源氏、曰く大和源氏、曰く河内源氏皆强族となす、而して支屬蕃庶して一々記し難し、故に今其正適なのみこゝに記し、其他著名なるは別條に出す、鎌倉將軍頼朝は鎮守府將軍義家より出づ、其父頼義相模守となり、義家を擁へて赴任す、鎌倉に居り威令大に行はる、坂東の豪傑推戴して主となす、竟に君臣の分漸く成る、義家の長子義親叛を謀て誅せらる、義家其子爲義を養て家を繼がしむ、左衛門尉となる、長子左馬頭義朝嘗て下野守となり、又關東に居し頼朝を生む、爲義保元の亂に死す、義朝平治の亂に死し、源宗目に衰ふ、然るに頼義義家の餘烈尚存し、頼朝兵を擧ぐるに及び、八國の豪傑靡然として風に從ふ、數歲ならずして平氏を殲滅し、府を鎌倉に開き、征夷大將軍となり、創業始めて定まる、子頼家實朝に傳ふ、之を鎌倉三代將軍といふ、實朝殺さるゝに及び、源氏の正適竟に絶ゆ、而して新田氏足利氏遂に興る、今氏族の分派の大概を左

に示す（尊卑分脈、氏族志）

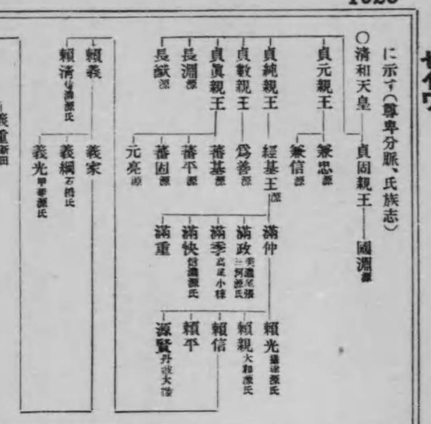

セイワテンワウ　清和天皇　名號　御名は惟仁、法諱を素眞といふ、世に水尾天皇と稱す　名號　文德天皇第四皇子、母は藤原良房の女明子、第五十六代の天皇　事蹟　嘉祥三年三月降誕、同年十一月文德天皇の太子となる、按ずるに文德天皇は紀名虎の女の生みたる惟喬親王を寵愛し、之を立てん事を欲し給ひしも、藤原氏を憚りて決行する能はず、遂に惟仁親王を以て太子とぜられし也、天安二年十一月位に卽く、時に年九歲、外祖父太政大臣藤原良房政を攝す、然れども未だ攝政の名なかりしが、貞觀七年天皇元服あり、機務を親しく爲し給ふに及び、翌年八月良房に詔して、天下の政務を攝行せしめらる、藤原氏の攝政茲にはじまり、政權全く其一族に歸す、これより先天安二年には陵制を立て、遠陵近陵の別を設け、十陵四墓を定め、貞觀三年には宣明曆を頒行せしめられき、在位十八年にして貞觀十八年十一月位を陽成天皇に讓り、元慶三年五月落飾入道し、十月大和を巡幸して名山大川を歷覽あり、十一月粟田山莊圓覺寺に運幸し、十二月四日崩ず、御壽三十一、山城國葛野郡蟻岭村水尾山陵に葬る、天皇風儀美はしく、端儀なること神のごとし、性寬明仁恕、溫和寡言、擧動禮に違ひ、好みて書傳を讀み、愚を釋教に潛め、鷹犬の娛のごとき、未だ嘗て意に留め給はず、其遜位の後にありては、常に菜蔬を御し、聲色を斷たれ、圓覺寺に入りて出家し給ひしよりは、更に酒醉鹽豉を御せず、二三日を隔てゝ一たび齋飯を進めしめられし等、六時の苦修、毀瘠削るがごとく、深く世累を厭ひ、譬を絕ち身を捨てん事を欲し、凡そ諸の苦行修せざるはなかりき、太田元貞嘗て說を爲して曰く、「清和天皇は染殿后の御子にて、忠仁公良房の外孫なり、外戚の勢にて、兄の惟喬皇子を踰えて踐祚ましませり、後に此事を深く悔い給ひしにや、御一生の行狀、苦行の僧に似たり」と、蓋し正鵠を得たるものなるべし（皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽、梧窓漫筆拾遺）

セウ　簫　「セヲノフエ」を見よ、

セウ　判官　四等官（シトウクワン）を見よ、

セウイチ井ン　照一院　今出川經季（イマデガハツネスエ）を見よ、

セウイチコクシ　聖一國師　神圓（ベンエン）を見よ、

セウイウキ　小右記　名號　寫本六十一冊　名號　後小野宮右大臣藤原實資の日記、因りて小右記といふ、又野府記、小記、小右相記、續水心記等の稱あり、野府記は小野宮右府の字によれるなり、續水心記は其祖父小野宮據政實賴の記錄を水心記（實賴の諡を清愼公といへば其字の偏を取りてかく名づく）といへるより、かく稱せるなり、本書は天元元年より長元五年に至る凡五十五年間の記錄なりし事は小右記目錄の缺本四册、史料編纂掛所藏のものに依つて知らる、されど後世缺佚して其大半を失ひたりと雖も、叙事詳確にして、藤氏全盛時代の世相を研究するに貴重の史料たり、又故實、儀制を聚むるにも裨益頗る多し（群書一覽、歷世記錄考）

セウエウ井ンノニフダウ　遣遙院入道　三條四實隆（サンデウニサネタカ）を見よ、

セウカウジシヤ　燒香侍者　山門三大侍者（サンモンノサンダイジシヤ）を見よ、

セウキ　紹喜　名號　號は快川、大通智勝國師と謚す　事蹟　美濃の人、土岐氏の族なり、仁岫壽禪師に就いて法を聞きて、妙心寺に出世し、美濃の崇福寺に住す、國守齋藤義龍の不敬を怒り、衣を拂つて甲斐に往く、國守武田晴信、迎へ請じて慧林寺に住せしめ、禮遇甚だ篤し、武田勝頼、織田信長と戰ひて敗るゝや、府內の禪僧亂を慧林寺に避く、偶々敗軍の士竄に逃れて寺に在り、紹喜之を匿して出さず、信長大に怒り、衆僧を驅りて山門に追ひ上らしめ、門下に薪を積みて四面より火を放つ、寺院燒亡し、紹喜また煙焰の內に死す、時に天正十年四月三日、其法を闡でもの、南化國師を上首となして凡そ十人あり、

天正九年正親町天皇特に國師號を賜ふ（本朝高僧傳、龍門夜話）

セウギノセチエ　小儀節會　節會（セチエ）を見よ、

セウキン　紹瑾　名號　瑩山と號す、佛慈禪師、又弘德圓明國師と謚す　名號　俗性藤原氏　事蹟　曹洞宗の太祖、總持寺の開山、文永五年十月八日生る、父は越前の豪族なり、十三歲にして永平寺孤雲奘に隨ひて得度す、非運化の後、大乘寺の徹通价に師事して參究す、十八歲にして出遊し、寶慶寺寂圓に從ひ、後京都に上りて臨濟の寶覺慧曉に依り、紀伊に遊びて由良の覺心に就く、正安元年大乘寺に歸り、乾元元年大乘寺に住して大に宗乘を唱ふ、應長元年淨住寺に住し、正和二年永光寺を、同三年光孝寺を開きて住す、定賢律師其德を欽慕し、寺を革めて禪となし、瑾を請じて開山始祖となす、號して諸嶽山總持寺といふ、元亨中後醍醐天皇十疑問を降す、紹瑾奉答詳明なり、帝特に紫衣を賜ひ、總持寺を以て日本曹洞宗出世本山となし給へりと云ふ、正中二年八月十五日寂す、年五十六、法臘四十六、嗣法の弟子五人あり、後世曹洞宗中興といふ、正平九年勅して禪師號を賜ひ、安永元年十一月再び國師號を賜ふ　名號　傳光錄、清規、坐禪用心記、三根坐禪說等あり（本朝高僧傳、日本洞上聯燈錄、佛教各宗綱要）

セウクンモン　昭訓門　大內裡八省院二十五門の一、東廊門とも東廊小門とも、「セウクモン」とも「セウキンモン」とも訓めり、大極殿の東、宣光門の南方に在りて東向の門、蒼龍樓の北廊十一間を隔てゝ位す（大內裡圖考證）

セウクンモン井ン　昭訓門院　名號　藤原璞子、法名眞性覺　名號　太政大臣藤原實兼の二女、母は內大臣通成の女顯子　事蹟　亀山法皇の妃、正安三年正月十六日法皇宮に入り、三月從三位に叙せられ、十九日准三宮同日院號あり、嘉元三年九月廿一日尼と爲り、延元元年六月廿六日薨ず、年六十四（女院部類、女院小傳）

セウクワウ井ンサキノクワンバク　光院前關白　鷹司師平（タカツカサモロヒラ）を云ふ、

セウケイモン　昭慶門　大內裡八省院二十五門の一、北面の外門とも、北殿門とも云ふ、八省院の北の正門にて、車駕臨幸の時には、此の門より入りて小安殿に御す、南は小安殿に北は宮城門に對す、東廊四間を隔てゝ嘉喜門、西處四間を隔てゝ永福門あり、貳屋瑪尾五間戶三間、南北三丈、東西九丈、東西の楹間一丈六尺、壇は條石の石板を以て圍み三階となす、額はもと兼行朝臣書きしが、保元三年前關白忠通之を書きて掲げたり（大內裡圖考證）

セウケイモン井ン　昭慶門院　名號　喜子內親王、法名淨淨軍　名號　亀山天皇の皇女、母は藤原雅平の女雅子　事蹟　永仁元年十二月十日內親王と爲り、同四年八月十一日准三宮、同日院號あり、嘉元四年九月十五日尼と爲り、正中元（元亨四）年三月十二日薨ず、年五十二、亀山院の御寵愛を受け、所領を多く讓られたり（女院小傳、增鏡、後宇多院御領目錄）

セウコンノマツリ　招魂祭　遊離の魂を招き還す祭の義、一に「タマヨバヒノマツリ」とも云ふ、神道名目類聚抄に「人死するとき魂散す、故に魂をかへしもとつくる祭なり、陰陽家亦此行事あり、招魂續魂の法と云ふ」云々○毎日行ふあり、日を限り又は事變に臨みたる時、或は重病に瀕したる時に行ひ、或は死後其人を蘇生せしめんが爲に行ふ、多くは陰陽家の行ふ所とす、毎日は、日中行事に「日毎の招魂の御祭、今は定まれる事なり、日下爲の藏人、塞祭所にて御撫物出して、衛士をして陰陽師が許に遣す云々」とあり、日を限りしは「吾妻鏡安貞二年六月二十三日、將軍家百日招魂祭御撫物、鼠食損之」云々」とあり、臨時には本朝世紀に、久安三年四月二日內膳に於て行はれ、病中には、小右記に萬壽四年十一月卅日藤原道長危急の時行ひ、死後には、小右記萬壽二年八月後朱雀院の后嬪子崩去後行ひし等を始めとす（古事類苑神祇部）

セウシヤウ　少將　近衛府（コノエフ）を見よ、

セウジヤウクワウジ　清淨光寺　時法　相模國高座郡藤澤宿大鋸町○藤澤山無量光院と號し、藤澤道場と稱す　名號　時宗、總本山　事蹟　開山は第四世遊行上人呑海、正中二年廢極樂寺に就て當寺を創立す、開基は俣野五郎景平入道明阿、一說に、當寺は宗祖一遍の創立とも云へど、一遍駐錫の地は當麻無量光寺なれば誤なり　名號　當山三世一鎭の時、延文中將軍足利尊氏堂宇を再建し、寺領六萬貫を寄附す、此頃までは淸淨光院と號せしが、此の時より寺號として院を無量光院と號す、時に後光嚴天皇勅願を賜ふ、當山六世自空の時火災に遭ふ、塵永中再造す、客殿は上杉朝宗貲財を捨て再造したりと云ふ、十二世遊行上人尊觀法親王は、亀山天皇の皇子恒明親王の第三子、後村上天皇の猶子たり、自空の讓を受けて、諸國を遊行し、後小松天皇の叡聞に達し、止宿夫馬勘過の事を將軍に命ず、大空の時塵永廿三年四月義持の命にて諸國に下知す、爾來代々將軍勘過の下知あり、同年七月勅命により國家安全の祈禱を修す、三十三年又燒失し尋で再興す、管領成氏崇敬

最も深く、毎歳必ず叡詠す、永正十年正月諸堂又火災に逢ふ、元龜二年七月武田信玄、寺領三百貫文を寄す、當山十三世普光の時山内悉く燒失す、天正十五年再建の企あり、北條氏直令して、全國内の良材を自由に伐木するの權を與ふ、慶長十九年十一月德川家康寺領百石を給ふ、慶長七年境内の殺生伐木を禁ず、同十七年當山十四世燈外の巡國の時、路次の朱印を下し給ふ、是より遊行上人の統を繼ぐもの皆巡國の朱印を受く○寺寶多し、就中後醍醐天皇藤項御影、一遍上人繪傳等最も貴重品たり、又延文元年の古鐘あり、境内に應永廿三年十月の兵亂より、同廿四年に至る戰死者を供養せし碑あり、應永廿五年十月六日建つる所なり○支院に長生院あり、永享元年照姫(俗に照天姫と云ふ)建立すと云ふ、本堂の後に小栗滿重照姫の墓あり(新編相模國風土記稿、遊行由緒書、歴代譜)

セウジヤウセンジ　清淨泉寺　【所屬】相模國鎌倉郡深澤○大巽山と號す○本尊大佛、金銅の阿彌陀佛、世に鎌倉大佛と稱す【沿革】僧淨光善く衆庶に募緣して營作を企て、暦仁元年三月大佛造營始めあり、五月大佛の妙相始めて成る、八丈の阿彌陀佛の木像なり、仁治二年三月大佛殿の棟上を行ひ、寛元元年六月落慶供養す、此の時大佛殿の外十二棲、山門、二王門等同じく落成して宏壯を極めたり、正嘉二年九月清淨泉寺建立序次之記によれば、造立の本願は源頼朝にして、夫人政子及び波多野局等同じく大願を發して建立したりと云ふ【沿革】後ち建長四年八月改めて金銅八丈の釋迦如來像を鑄造す、鑄造者は上總國矢倉澤村大野五郎兵衛なりと云ふ、即ち現今の大佛なりとは世の傳ふる所なれども、今の大佛は阿彌陀佛にして、釋迦如來の像にあらず、且つ大野五郎兵衛鑄造なりとの出所詳かならず、加ふるに鎌倉攬勝考に、「此銅像も何の頃にや亡失し、今の大佛は虛空藏佛(阿彌陀如來の誤)なり、此の佛を改め造りし由來は更に知れず」とあれば或は後世改鑄せしものか、藝術家の説に、鎌倉時代の鑄作なること疑を入れずといへば、或は吾妻鏡の作者の誤か、大に考研すべき事なり、建武二年八月北條時行が鎌倉に據りたる時、大風俄に起りしかば、軍兵等堂内に入りて遁げたるに、棟梁折れて百餘人を壓死したりと云へり、尋で應安二年九月又大風ありて堂宇轉倒し、明應四年八月も由井濱の海水激奔して佛殿を破壞す、其後は佛殿の再興なく、礎石を存するのみにして、露佛となりて今日に至れり、現在の大佛總高五丈、髮際より肤坐に至る迄四丈二尺、周圍十六間二尺、石座高四尺五寸面長八尺五寸、横一丈八尺、白毫周圍一尺五寸、眼大四尺、眉大四尺二寸、耳長六尺六寸、鼻縱三尺八寸、横二尺三寸、口徑三尺二寸強、肉髻高八尺、徑一尺四寸、螺髮各高七寸、徑一尺、其數八百廿顆、膝徑六間餘、大指周三尺餘あり、製作最も優秀にして、奈良大佛に勝るゝこと數等なりと云ふ、今は國寶となれり○古は建長寺の持なりしが、後には別當を置て高德院と云ふ、院は淨土宗光明寺末、此地もと眞言宗淨泉寺の舊址にて、其初天平年間行基の開く所と云ふ、明應中殿寺となり只大佛のみ存したりしを、正德年間增上寺主顯譽祐天、江戸の南野島新左衛門の資を得て再興し、當寺を興立し、山號を獅子吼と改め、寺號は舊により淨淨泉寺と云ひ、淨土宗となる、故に祐天を中興の祖とし野島氏を中興開基とす、阿彌陀を本尊とす(鎌倉志、鎌倉攬勝考、新編相模國風土記稿)

セウシヤク　小尺　大尺(ダイシヤク)を見よ、

セウシユンダウ　招俊堂　大内裡豐樂殿九堂の一、儀鸞門外の西に在り、故にまた儀鸞門外西堂とも稱す、大さ九間、延英堂と相對す(大内裡圖考證)

セウシヨ　詔書　【字義】公文書の一、天皇の御言を記したるものを云ふ、上古は王言總て之を、ミコト、又、「オホミコト」と稱す、隋唐の制を採用するに及びて、詔勅の制あり、六典尚書省の條に、天子より出づるものに、制、勅及册の三種ありとあるが、此の制は即ち此の詔書に當るなり、是れ唐にても詔と云へるを、則天武后諱を避けて改めたるものにて、我が公式令は、其改詔以前に彼の制度に准據したるなり、凡臨時の大事に詔と稱へ、尋常の小事に勅と云ふ、されば儀を整へ、百官を集めて、宣聞するを詔となし、然らざる者を勅となす、故に外國使に命を傳へ改元、改錢、大赦、神社、山陵の告文、立皇后、立太子、任大臣等を詔書となし、自餘を勅旨となす【作法及手續】先づ中務省の屬内記、内旨を承けて起草し、筥に納れて奏す、若し可なれば年月の下に日を宸署し給ふ、これを御畫日と云ふ、御畫日訖れば、中務卿を召して之を給ふ、卿受けて大輔に宣す、大輔奉じて少輔に付す、即ち御畫日ある者は、留めて案と爲し、別に一通を寫し太政官に送る、即ち太政官に於て太政大臣以下之を審議せる後ち、連署して其日の上申の大納言更に之を覆奏す、これを詔書覆奏と云ふ、西宮記によれば、公式令の制は破れて、藏人に附して奏聞す、即ち年月日の次に可字を宸署し給ふ、之を御畫可と稱す、大納言受けて外記に授く、外記之を留めて案となし、更に謄寫して世に布告す、中務輔若し在らざれば、大輔の姓名の下に宣と注し、少輔の姓名の下に奉行と併注す、大輔亦あらざれば少輔の下に宣奉行と注す【文體】二樣あり、(一)公式令に規定せられたるものにては、宣命體なり、これ我邦固有の御言を頭下する文體にして、支那より輸入したるものにあらず、その歴史に見えたるは、大化元年高麗の使に示したる詔是なり、公式令には又事件の大小によりて其書出しに規定あり、大事を外國使に宣するには書出に、明神御宇日本天皇詔旨と云ふ辭を冠し、中事には天皇詔旨と云ひ、小事には唯詔旨と云ふ、結語には俱に咸聞と云ふ詞を置きたり、然れどもこの宣命體は、漸次支那の漢文流行につれ、支那輸入の文體に從され、後には宣命と云ふ名稱の下に、詔書と區別せらるゝに至れり、(二)は支那輸入の文體にて、後世一般に云ふ所の詔書是なり、西宮記に宣命と詔書とにつきて規定あり、宣命は神社山陵の告文、立太子、立后、任大臣、節會、任僧綱、任座主、奏案の告文等に用ひ、漢文體の詔には、改元、改錢、大赦等に用ひたり、後には官位を贈る場合には、宣命と詔書とを賜ふ例となれり、但し初めは改元等の時には、必しも漢文體ならざりしことは六國史を見て知るべし、續日本紀時代には宣命漢文體の詔と互用したり、弘仁以後に至りては全く詔書のみとなるに至れり、【作法・式】公式令に定めしは左の如し、而して此式の内初めの日付以外の文は、詔書の作成手續を示したるものにて、漢文體に於ても、此部分には變化するものなかりき、漢文體の詔書の樣式は、先づ初めに詔と書出し、次に事實を記し、終に「布告天下、俾知」聆意、主者施行」、と記し、或はこれと同じ意味の文句を記したり、而して事實は多く併體體の文章なりきて百寮臣民に示すものなるが、在京官省には、詔書を直寫し、別に太政官の符文を副へて行下し、京外の地方官には太政官符の中に詔文をこめ、一紙に作りて行下す、之を詔符と云ふ、百姓に關する者は、行下して鄕に至る、皆里長坊長をして郡内を巡歴し、百姓に宣示して人毎に曉悉せしむ【起原沿革】支那唐の制を摸倣し、大寶令に定められたるを始めとす、文體書式は右に述べしが如く變遷を生じたり、明治維新の後は、綸言遵じて詔勅と稱す、詔勅別に異なる式なきも、廣く大事を宣命するの大令は、概ね詔を以てして勅を以てすることなし、改元詔(元年九月)改暦詔(三年十二月新律綱領、六年五月改定律例)地租改正(六年七月)賞牌制定(八年四月)等是なり、而して太政官の布告を副ふるもあり、或は副へざるもあり、概ね御畫奉勅の式なし、四十年一月三十日公式令を公布し、皇室の大事を宣詔し、及び大權の施行に關する勅旨を宣詔するは、別段の形式に依るものを除くの外、詔書を以てす、詔書には親署の後御畫を鈐し、其皇室の大事に關するものには、宮内大臣年月日を記入し、内閣總理大臣と俱に之に副署す、その大權の施行に關するものには、内閣總理大臣年月日を記入し、之に副署し、又は他の國務大臣と俱に、之に副署すと定めたり、文體は、維新後和文漢文を用ふることを定めず、時によりて、宜を制せらる、然れども國文を用ふるもの多きに居れり、十二年(内閣書記官を置かれし時)以後は漢文を用ひざることゝなれり、天下に布告するものには、案庶、有衆、若くは群臣、衆庶の文あり、猶、勅書(チヨクシヨ)、宣命(センミヤウ)、太政官符(ダジヤウクワンプ)參看(令義解、内裡式、西宮記、禁秘抄、圖書寮記錄、黑板博士說、官職)

明神御宇日本天皇詔旨云々咸聞

年月　日

中務卿位臣姓名宣

中務大輔位臣姓名奉

中務少輔位臣姓名行

太政大臣位臣姓名

左大臣位臣姓名

右大臣位臣姓名

大納言位臣姓名等言

詔書如右請奉

詔付外施行謹言

年月　日

可

(書式ノ後仮令明)

セウシヨウ　小升　大升(ダイシヨウ)を見よ、

セウセキ　紹碩　【名稱】義山と號す【姓】姓は源氏【出身】能登羽咋郡瓜生田の人、年十六、叡山に登り天台宗學を修め、二十三の時瑩山禪師に加賀大乘寺に參謁して弟子となり、曹洞の宗風を傳ふ、幾干もなく辭して諸方に遊び、恭翁禪師に參謁す、後ち鄕里に歸りて間房に修養を事とすること十餘年、正中元年能登の總持寺に住して瑩山に繼ぎ、暦應三年永光寺に住し、貞治四年十月二十日寂す、年九十一、門下に大源、通幻、無端、大徹、實峰あり、之を義山下の五哲と云ふ、曹洞の宗風は彼等に依りて諸國に傳播す、今日の曹洞宗大半は義山下の末裔なり(才朝高僧傳、日本洞上聯燈錄)

セウセツ　小說　小說といへる語は、釋日本紀所收の弘仁私記の序に、「清足姬天皇貞房之時、親王及安麻呂等、更撰二此日本書紀一、（中略）上起二天地混淪之先一、下終二品業敏成之後一、（中略）異端小說、惟力亂神、爲備二多聞一、莫不二該博一云々」とありて、其註に「一書及或說、爲二異端一、及語及諺、曰爲二小說一」とありて、街談巷語、道聽塗說の類を指して小說と爲したる事を知るべきなり、蓋し當時にありては、文運いまだ開けず、精神上の慰安としての作品のごときは、見る能はざりしは當然の事といふべし、平安朝時代に入つては、これを物語と稱し、室町時代には草紙とも唱へ、江戸時代に及びては一般に戲作と稱し、作者を戲作者と稱したりしが、明治以後に至りて、はじめて小說なる語一般に行はるゝ事となりたり、いま飜つて古今の沿革を考ふるに【上代】紀記載する所の諸神話のごときは、執れも小說の基因を爲すには相違なきも、就中、仁德紀なる夢野の鹿の物語、書紀、丹後風土記なる浦島子の物語の類は、小說の歷史に最密接なる關係を有するものといふべし、下りて【平安朝時代】に入り、奎運大に開けたるのみならず、假字文字の普及せる結果として、雖正なる意味に於ての小說の製作を見るに至れるは、特筆大書すべきなり、今日世に知られたるものゝ中、最古きは竹取物語にして、これに次ぎては住吉物語、字津保物語、濱松中納言物語、源氏物語、狹衣物語、とりかへつば物語、落窪物語等あり、特に源氏物語（ゲンジモノカタリ、參看）は只に大觀たるのみならず、思想文章共に一代に卓絕し、吾國古今を通じての大傑作たり、但し此時代に現はれたる諸物語は滅亡して傳はらざるもの多し、而して其書名は詳かに黑川春村の靈水遺稿中なる物語考に見えたり、就きて見るべし、また今日傳はれる住吉多武峯の二物語は、後人が其名を托して作りたるものなりとの說あり、此外なほ伊勢物語、大和物語等あり、前に述べたる物語類が、みな世話物的なるに反し、これは史傳の事蹟を潤色したるものに係り、後世に於ける歷史小說は、其源を此に發したり、而して這般の小說たる世態を描き人情を寫したるものなりと雖も、其行はれたる範圍は貴族間に限られ、且つ其作者は概ね紫帳紅閨の貴婦人なりしかば、寫す所の區域甚だ挾隘にして、たゞ平安城裡の四時折々の事物と、男女の關係とを題目に爲したり　のみ、而してこれを讀むものは卽ちかの花に戲るゝ狂蝶のごとき佳人才子にして、みな讀者が主人公か、主人公が讀者かと疑はるるばかりの人々なりしを以て、これを讀みて所謂物の哀れを覺じたること非常なりき【鎌倉時代】保元平治の亂後、公家の式微と共に、女學もまた衰へ、小說のごときは殆ど見るに足るものなく、唯僅に鳴戸中將物語、秋夜長物語等二三種あれども、平凡の域を脫せざるなり、而して此時代には、繪卷物は、或出來邪を繪畫を以て顯はし、多くは詞書を加へたるものにして、其詞書の方面よりして見れば、又優に小說として觀樣するの價値なきにあらず、小野小町一期盛衰記、小芝垣草子、時秋物語、地獄草子等其他なほ多し（エマキモノ、參看）これ後世の繪入小說の起原なるべし、また頼光と酒顚童子、維茂の戶隱山、渡邊綱の鬼の腕、頼政の鵺退治、仁田忠常の富士の穴入り等、朴實簡單なる奉說を綴りたるものも行はるゝに至りしが、これは室町時代に入りて、御伽草子となりたり【室町時代】物語には鴉鷺合戰物語、精進魚類合戰物語、鳥部山物語、松帆浦物語等あれども說くに足らず、繪卷の草子は前代の流行を受けて、益々廣く世に行はれ、福富草子、鉢かつぎの草子、文正草子等所謂御伽草子の類、相繼で著作せられ、幼童婦女子の間にありて、好んで讀まれたりき、また散樂の流行せる結果として諧曲文の出現を來せり、其作曲の趣向は大抵みな同一にして、執れも、或は奉誅を題とし、或は歷史上の一事件一人物を執りて、これを潤色敷衍し、其盛衰を述べ、主として世間の轉變無情を說きたるものなり、其脚色は極めて簡單にして、始に回向修業の僧あり、次に亡魂幽靈出でゝ、種々の物語を爲し、後ちに其僧、此幽靈をして解脫成佛せしむる事、概ね皆然り、蓋し一小劇を以て終る所の傳奇小說の類といふべし、なほ小說にはあらざれども、淨瑠璃十二段草子の出でたるは、淨瑠璃本、並に謠本の先驅を爲したるものにして、最注意すべきものと爲す【江戸時代】には戲曲まづ發達し、小說これに次ぎたり（戲曲は小說にあらざれども、便宜上此に合叙する事となしたり、）按ずるに當時戰國擾亂の餘を享け、上下文字を解するもの尠ふかりしかば、人みな語り物の知き、專ら醫官に訴ふるものを喜びしと雖も、其作者極めて寡々たりしを以て、據々新作を出して之が嗜好に應ずる能はず、僅かに在來の舞曲の書、また御伽草子の類に曲節を附し、一段切りの淨瑠璃節として語るのみなりしが、寬文延寶の際に至り、岡濟兵衛といへるもの、櫻井丹波掾の爲めに所謂金平本を著作せり、金平本は、一段きりのものにあらず、數段に亘りたるものを一番となしたるものにして、阪田金時の子金平といへる怪力絕倫の士が、惡魔猛獸を退治する事蹟を骨子と爲したるものにして、殺伐なりし當時の人情風俗に適合したれば、單に語るが爲めのみならず、讀むべきものとして、世

に刊行せられ、廣く行はれたりき、また之と殆ど同時に、大阪に井原西鶴あり、淨瑠璃の作を試み、尋で近松門左衛門（チカマツモンザエモン、參看）出で、其非凡の才力を遺憾なく發揮したり、而して諧曲を和らめ、一段切りを變じて五段の續きものとし、首尾貫徹せる戲曲と爲したりしは、近松の大功にして、後の所謂丸本、則ち竹田、並木等の作なる大序より大團圓までを總叙せる戲曲の門を開きたるものとす、門左衛門の著はす所、其數甚多しと雖も、日本振釋始、釋迦如來誕生會、楠權三電幟子、國性爺合戰、雪女五枚羽子板、曾我會稽山、丹波與作、曾根崎心中、天の網島、博多小女郎浪枕、夕霧阿波鳴門、冥途の飛脚等最顯はる、下りて寬保より寶曆に逃りて、竹田出雲あり、（ヂタケダイヅモ、參看）假名手本忠臣藏、菅原傳授手習鑑、義經千本櫻等を著はす、之と同時に並木宗輔出で、一谷嫩軍記の著あり、近松半二に、本朝廿四孝、阿波鳴戸、近江源氏先陣館、妹背山女庭訓、關取千兩幟、伊賀越道中雙六等あり、並に世に行はる、其他四澤一風、並木千柳、紀海音、近松德三、平賀鳴渓等作者として盛名ありき、また演戲脚本の作者としては、並木五瓶、鶴屋南北、河竹新七、瀨川如皐の徒ありしも、其作淺薄にして見るに足るもの尠し、轉りて此時代に於ける小說につきて觀察するに、其種類甚多きを以て、順を逐うて之を叙すべし、（一）物語（モノガタリ）、古昔よりの所謂物語を襲踏したるものにして、薩摩物語、薄雪物語、花の緣物語、一本菊、時雨のえん、はもちの中將、美人くらべ等の著作ありしが、皆幼稚にして、說明の慨値あるものにあらず、眞享元祿以後は全く絕えて、草雙紙（ソウシ）に變りたり、（二）浮世草子（ウキヨザウシ）、井原西鶴、八文字舍自笑のかきたるもの、卽ち八文字舍もの、西鶴もの、總稱なり、西鶴（サイカク、參看）はじめ一段の淨瑠璃なも書きたりしが、天和貞享頃より小說の著作に從ひ、男色大鑑、西鶴織留、世間胸算用、一目玉梓、日本永代藏、好色三代男、好色一代女等あれども、何れも猥雜卑陋にして、後世識者の譏を免れず、八文字舍もの（ハチモンジヤシヤモノ）は、西鶴ものに、少し後れて行はれしが、多くは自笑と江島其磧（エジマキセキ、參看）との合作に係り、西鶴の筆法を摸して少し變化したるものにして、彌々浮薄淫逸に陷りたり、傾城禁短氣等最世に行はる、かく西鶴もの八文字舍ものは共に陋猥なるものなりしが、其流弊は遂に三十餘年を經て、明和の頃に至り、西落本となりて江戸に現はれたり（三）西落本（ニシオチボン）またの名を小本、又は黃表紙本ともいふ、遊里淵房の樣を寫し、嫖客遊蕩の有樣を記したるものにして半紙二切の小册子なり、其體裁は半紙二切を二十枚許りに綴り、唐本表紙と稱する土器色の切付を以て作る、文字は總體假名を用ひ、卷首に略畫一葉を附したり、明和年中に開板せる遊子放言を嗤矢と爲す、安永の頃蓬萊山人歸橋、唐來三和等競うて著作したりしも、世に行はれざりしが、田蝶金魚の傾城買虎の卷を出すに及び、漸く世の趨向に投じ、尋で岩瀨京傳（イハセキヤウデン、參看）が寬政のはじめ、吉原楊枝、夕の口舌、辰巳の闇、息子部屋、しげしげ千話、傾城買四十八手等を著はせるより、士女喜びてこれを愛讀したり、然れども其逃ぶる處猥雜極まりなく、京傳の西落本行はれてより、勸當帳に付く息子多くなれりとまで稱せられき、尋で東里山人、梅暮里谷蛾、萬象亭以下筆を染めたる作者二百餘人に及びたりといへり、然るに寬政二年幕府は之を以て風敎に害ありとし、其出版を禁じたりしが、書肆蔦屋重三郎、竊に京傳に勸めて錦の袋、仕掛文庫なる二種の西落本を作らしめ、表裏に敎訓讀本と題して發売し

（物語）

（浮世草子）

（本朝酒）

たるより、忽ち官譴を蒙り、京傳は手錠五十日、版元重三郎は身代半減の上罰所を命ぜられたり、是が爲め此種の小說は一時は寡を絕めしが、幾干もなくして再び人情本の稱を以て現はれたり（四）人情本は西落本の變體にして、草雙紙のごとき、長篇の續きものなるべし、東里山人の櫻の花、梨情肝粒志等を以て其はじめと爲すべく、天保年間に榮えたる爲永春水（ヽメナガシユンスヰ、參看）に至りては其極に達し、梅暦、春告鳥、辰巳の闇等、世の喝采を博したりしが、天保十三年之が爲めに罪を得て手鎖を命ぜられ、尋で謹慎中に歿したり、後ち、此類の作者多く出でたれども技倆春水に及ぶものなかりき（五）御伽草子（オトギザウシ）は猿蟹合戰、桃太郎の話、花咲爺の仇討、鼠の嫁入等の類これなり、いづれも古くは繪卷物なりしを、後ちに繪版して册子となしたるものなるべし、鼠の嫁入は、中山三柳が醒醐隨筆に見えたれば、寬文以前に既に行はれしを知るべく、猿蟹合戰、舌切雀の草子は、寶永年間再版の本あれば、初版は蓋し元祿以前ならんか（六）草雙紙（ソウシ）、もとは金平本又は御伽草子の異名なりしが、後ちには此二種のもの〻變化合體せし合卷を呼ぶ名となれり、合卷（ガフクワン）とは、當時の草子は五枚を一卷とし、六卷を合せて上下二册としたるよりの名なりといへり、詳くは「クサザウシ」の條を見るべし（七）實錄物（ジツロクモノ）、實錄體の實記、仇討の物語、武者修業の話說、一代記、御家騷動記等の總稱なり、かの平家物語、源平盛衰記、太平記のごとく、早くより行はれたる演義體の歷史より一轉して、歷史中の人物事蹟の著名なるものを假りて、これを潤飾したるものにかゝり、大久保武藏鑑、大岡政談、藤國女太平記、北雪美談等世に著はる、太閤記、三河後風土記のごときも、之に近きものにして、馬琴の著はしたる青砥藤綱模稜案其外

（本朝人）

（本朝酒）

（子草注釋）

（物語）

（繪合）

（紙草）

（實錄物）

の歴史小説は、多くは實錄物の性質を帶びたり(八)

(本ヲ)讀本、實錄ものゝ戯曲の趣向とを混和したるものなり、建部綾足の西山物語、北川眞顏の月宵節物語、石川雅望の飛騨工物語、村田春海の笹志船物語等、みな讀本に近しと雖も、純然たる讀本の體裁を備へ、小說として世に見はれしは京傳に始まる、而して其作中、忠臣藏水滸傳、優曇花物語、稻妻標紙、本朝酔菩提等最著明なり、之より先寛政年間洒落本の禁あり、京傳また罪なる蒙りしより後、深く悔悟し、爾來教訓の書または讀本の外絶えて著作せざりしといふ、尋で瀧澤馬琴(タキザハバキン)參看)あり、近世小說家中の泰斗と稱せらる、里見八犬傳、椿說弓張月、朝夷巡島記、美少年錄、俠客傳等廣く世に行はれし事は、普く人の知る所なり、此外なほ高井蘭山、式亭三馬、十返舍一九、柳亭種彦にも多少の著作ありき、

(本ヲ)滑稽本、安永の頃戯川春町の著にしたる金銀先生榮華の夢、高慢齋行脚日記を以て嚆矢と爲すべし、尋で文化文政の際に至り一九、三馬、瀧亭鯉丈、梅亭金鶏の徒出づるに及びて大に流行す、一九(ジクタイツク)參看)に道中膝栗毛、三馬(ジキティサンバ)參看)に浮世風呂、浮世床、古今百馬鬼、四十八癖、人心觀機關、鯉丈に八笑人等の著あり、就中膝栗毛、浮世風呂の二書最も世に弄ばれ、殊に膝栗毛のごときは、製本間にあはざる程の有樣なりきと いへり、

(本製)(十)正本製、草雙紙と正本即ち讀本とを折衷したるものにして、最繪事に注意し、篇中の人物を當時の俳優に擬し、大小道具衣裝の類に至るまで、舞臺の樣を摸寫し、言詞、臺詞の體に作爲したり、柳亭種彦(ヤナギテイタネヒコ)參看)の創意に係り、比較的行はれしが、種彦の歿後之を作爲する者尠なく、遂に衰廢に歸す(小說史稿、日本文學史、史海、文化文政度小說家)猶細根正直氏の小說史稿所載の小說傳統表は、其大要を見るの便あるを以て左に掲げて參考に供す、

【上代】——【公家時代】——【鎌倉時代】——【足利時代】——【德川時代】

巻談

物語

演義歴史

巻談

實錄體

物

繪巻物

浄瑠璃

御伽草子

(一)語

(二)院本

(三)演劇脚本

(十)讀本

(十一)正本製

(十二)草雙紙

(七)滑稽本

(八)浮世草子

(九)小本

(十三)人情本

セウセンコウ ラノモトツネ)を見よ、

セウソコ 消息 「シヤウソク」を見よ、

セウソコアハセ 消息合 書狀を比較し て其優劣を比較するを云ふ、消息は書狀を云ふ、判者ありて勝負を定むること他の競物に同じ、此事古きものに見えず、又多く行はれざりしか、後世のものにも所見少なし、雁の行かひに「消息合しける時、千陸うしの許へ、衣菊にそへて遣りける文、羽倉蒼生子」(文は略す)とあるは、其一例なり、

セウダイジ イジ)を見よ、

セウチウシウ 招提寺 唐招提寺(タウセウダ

セウチヤウ 小頭首 禪宗の僧職、侍者を云ふ、校定清規に、侍者謂之立班小頭首、在三方丈、所以多不與位者、猶父子一家也、若外客至三方丈、爲主人、煎點、侍者亦同坐」とあり、

セウチヤウ 抄帳 領收巻に合契せし帳を いふ、今の元帳の如し、延喜主計式に、凡左馬寮秣新米、近江國百五十斛、備前國大豆八十斛、右馬寮新、播磨國米百五十斛、阿波國大豆八十斛、並以被寮請文、勘二會抄帳」と見えたり、

セウドシマノコホリ 小豆島郡 所在 讃岐國 地名沿革 小豆島の名、天保郷帳に出づ、地誌提要、「ショウドシマ」と唱へ、明治十三年二月建て郡となし小豆郡と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

セウナゴン 少納言 官職編 スナイモノマカスツカサ」とも訓む、唐名給事中、給事○少納言の詰所を少納言局と云ふ、太政官三局の一なり、外記の上首之を掌る 職掌 職員 詔勅を傳宣し、鈴、印、傳符の事を掌る、最も重職にして、必ず侍從職を兼ね、定員三人從五位上なり、員外少納言、權少納言、判少納言、少納言代(少納言病氣にて請印等の政缺意する時、臨時に辨官を以て內外印の事を掌らしむ)等あり 地名沿革 文武天皇大寶元年制定して三人を置く、平城天皇大同三年八月一人を增し、明年二月又一人を加ふ、嵯峨天皇弘仁四年令制に復す、此の御代藏人を置くの後、其職掌は藏人に讓り、少納言は唯だ鈴印等の事を掌るのみとなれり、後世殿上諸大夫、或は華族の子孫之に任じ、或は近衛中少將を

以て兼任するもあり○員外少納言は、稱德天皇神護景雲元年十二月、石川清麿を任じ、權少納言は恒武天皇延曆四年正月、藤原乙叡を任じ、判少納言は清和天皇貞觀十四年二月、藤原良延を任ぜしを初見とす、共に後世史籍に見えざれば暫時にて亡びしならん、少納言代は貞觀中に見えたり、猶ほ太政官(ダイジヤウクワン)を見よ(令義解、職原抄、古事類苑官位部)

セウニウヂ 少貳氏 姓は藤原、鎭守府將軍秀郷の玄孫修行より出づ、修行近江掾となり、近藤氏と稱す、其曾孫景賴武者所となる、其二子賴平同じく武者所に宿直す、因て武藤氏と號す、賴平實は武藤僅伏賴氏の後胤賴葉の子なり、賴葉太宰少貳となる、賴平の子資賴鎭倉幕府に仕へ、將軍賴家の時太宰少貳鎭西奉行人となる、子孫世々其職を襲ぐ、是より又少貳と稱す、子資能職を嚴ぐ、文永弘安蒙古入寇の時、子經資景時と共に鎭西の軍を督して防戰し、資能は弘安四年傷を蒙りて國難に殉し、景資は蒙古大將を百道原に射殺したり、是より一族九州に威を振ふ、貞經初め後醍醐天皇に仕へ、後ち足利尊氏に仕ふ、其子賴尙同じく尊氏に仕へ大功あり、所領敏筑所を給はる、其子賴澄、懷良親王に從ひ九州探題となる、嘉賴の時に至り、室町幕府の命に背き、嘉吉元年大內持世に敗られ對馬に走る、是より少貳氏大に衰ふ、孫政資、永正三年筑紫の麻生等と力を協はせ、少貳家を復さんと謀りしが、大內義興の大兵に破られて戰死す、其子高經資元鈍意恢復を謀り、龍造寺家兼の援を得て大內氏を破る、資元の子冬尙、天文三年大內義隆の爲めに逐れ和を結ぶ、天文十六年冬尙、龍造寺隆信の爲に逐れ筑後に走る、其後毛利大友の援を得て恢復を謀りしも成らずして遁れ、終る所を知らず、茲に於て少貳氏亡ぶ(尊卑分脈、太平記、系圖、鎭西要略)

○賴平——資賴——資能——經資——景資

○賴茂——泉賴——景泰——賴泰

○盛經——冬資

○盛氏——貞經——賴尙——賴澄——貞賴——滿貞

○資時——時經——貞資——高經——顯經

○賴嘉——教賴——政資——高經——資元——冬尙

セウニサダツネ 少貳貞經 名稱編 薩摩 世 して沙慧と號す 系譜編 盛經の子、賴尙の父 世太宰少貳たり、太宰府に住す、父歿するの後職を襲ぐ、元弘中後醍醐天皇隱岐を脫して船上山に幸するや、貞經、大友貞宗、菊池武時と謀を通じ、北條氏を討ずるの綸旨を奏請す、天皇之を聽し、且つ錦旗を賜ふ、既にして武時、筑紫探題北條英時を討たんと利あらざるを聞きて志變じ、卽ち其使を斬り、貞宗と共に英時を攻めて之を殺し以て自ら贖ふ、後ち足利尊氏の叛せる時、貞經の二子從うて鎌倉に在り、尊氏因りて書を貞經に遺りて之を誘ふ、延元元年尊氏京都を犯して大敗し、弟直義と共に西海に奔り、時に太宰府に赴かんとす、貞經馬仗を備へて其至るを挽ち、且つ子賴尙等を遣して之を迎へしむ、菊池武敏進へ擊て大破り、進んで太宰府に至る、貞經兵寡くして支ふる事能はず、內山佛寺に退きしが、遂に其敵すべからざるを知り、衆と共に腹を割て死す(大日本史)

セウニヨリヒサ 少貳賴尙 系譜編 貞經の子 職歷 太宰大貳に任じ、筑後守となり、從五位に叙す、はじめ元弘中貞經に從うて筑紫探題北條英時を攻めて之を殺す、後ち足利尊氏の叛するに及びまた之に與せり、延元元年尊氏京都の戰に大敗し西海に走るや、賴尙父の命を受けて之を迎へんとし、水木渡を過ぐるの頃、菊池武敏來り擊ち、悉く其後驅を壞にす、賴尙水に阻れて遂り救ふ能はず、奔りて尊氏に赤間關に會し、從うて蘆屋池に至り、更に進んで蓑尾濱に陣す、是より先武敏、貞經を太宰府に襲うてこれを斃し、勢威頗る揚る、茲に於て大兵を擁して博多に屯し、次で尊氏の來るを挽つ、尊氏賴尙を召して軍略を議し、遂に筑後川に於て相戰ふ、賴尙等殊死奮鬪、大に武敏を破る(「ザクゴガハノタタカヒ」參看)既にして尊氏東上の擧あるや、賴尙は兵二千に將とし、直義に從うて陸路より進み、淀川の戰に殊功あり、遂に京都に入り、九國の兵を率ゐて延曆寺を攻む、利あらず、尊でまた直義を先鋒として、官軍を阿彌陀峰に攻めて之を破り、後ち筑前に歸る、正平中菊池武光征西將軍懷良親王を奉じて來攻す、賴尙筑後川を隔てゝ陣し、武光進んで川を渡るに及び退いて大原に陣す、其夜武光の襲う所となり大に敗らる、翌日苦戰數十合に及びしも又利あらず、遂に退いて寶滿嶽を保つ、尊で大友光時と共に武光を香椎に逆擊して又敗らる、足利義詮、斯波氏經を以て筑紫探題となし之を救はしむ、賴尙卽ち氏經の子松王に從ひ、武光の軍と長者原に戰ひ又敗らる、茲に於て更に退いて岡城に據りしが、武光の來攻に會し、利なくして戰死す(大日本史)

セウノフエ　簫　名義　樂器の一種、俗に又「セウ」とも云ふ　説明　竹を編み列れて鳳翼に象り之を製す、管の長短同じからず、小なるもの十四管（一説十三管）なるものあり、之を排簫といひ、十六管なるものあり、之を洛簫といひ、大なるもの二十三管（一説二十二管）なるものあり、之を笙簫といふ、殘夜抄に、「竹を横さまに列べて中に長きを吹きて、下に手をあてたる物ぞ」とあり、以て大概を知るべし　沿革　支那舞帝の時、之を作るといふ、我邦に傳はりし年代詳ならざれども、令集解に、大同四年三月の官符を引きたる其文中に「雅師」と見えたれば、當時既に廣く行はれたるを知るべし、爾來次第に流行し、紳間にありては、好んで之を弄びたりし事、古今著聞集、今昔物語、諸記錄等を以て伺ふを得、又源義光が簫に堪能なりしとの傳説によれば、武人間にも行はれしを見るべきなり、然るに後世に至りては之を弄ぶもの漸く少く、特に江戸時代に入りては、公卿か然らざれば此技を世職とせる樂人のみに限られたり（倭名抄、文獻通考、壇弱抄、樂器考）

セウハク　肯柏　考證　字は夢庵、牡丹花と號す　説明　幼より聯歌を好む、甫て八歳の時机に倚りて習字したりしに、人あり、「ものなくはひてものならふひとと詠みかけしかば、立所に「くちなしの花のいろはやうつすらん」と付けたりしといへり、長するに及び、專ら和歌を嗜み、また組々書籍に渉り、後ち宗祇に親炙して敎を受け、連歌を以て世に重んぜられ、宗長と名を齊くす、尋で、伊勢物語註を撰しこれを後土御門天皇に獻じ、文龜二年には勅を奉じて新式今按を撰述せり永正七年禁中にて歌會あり、肯柏十五夜の月を詠じて「空にあきて見ん夜やいく夜秋の月」といへるに、後柏原天皇庭にくもらぬ玉敷の露」と脇を付け給へりといふ、また居を攝津國池田に卜し、夢庵と以て其榜と爲したり、大永七年四月常に神聖視ぜられ、新道の大家たらざれば之を授受せざりしが、肯柏は、これを宗長より受けたり、世に これを堺傳授と稱し、また肯柏より奈良の饅頭屋某に傳へたるを奈良傳授と稱す（コキンデンジュ」參看）　説明　伊勢物語註、新式今按（野史、日本文學史）

セウビクワウチン　燒尾荒鎭　王朝時代人を貴めて飲酒することを強て祝宴饗應せしむる云ふ、燒尾は支那にて酒宴の事を云ひ、荒鎭は荒びを鎭むるといふ其時代の俗語なり、終には群飲の俗を爲し、亂醉の弊多く、節を破り國亂るを以て屢々禁遏したりき、邸郷代醉編燒尾の條に「唐書言、大臣初拜官獻食天子、名曰燒尾、云々、士子登科及在官者、選除明條慰賀、皆盛置酒饌音樂、宴之、爲燒尾、擧章嗣立入三品、趙彦昭假金紫袍湿復舊官、中宗皆令興慶池燒尾、則非獻食天子也、其解燒尾之義、迂誕無據、然謂大宗嘗問朱子奢、則其來蓋已久矣、唐時拜官例許進食、昌容拜、僕射不燒尾、豈不喜耶、昌容曰、宰相主調陰陽、代天理物、今粒食踊貴、百姓不足、臣見宿衛兵至、有三日不食者、臣愚不稱職、不敢燒尾、何子容曰、燒尾之義、或謂虎化爲人、唯尾不化、須爲發除、乃得成人、或謂魚躍龍門、唯尾不化、必當火燒之、乃成爲龍、或謂新入郡爲諸羊所觸、火燒其尾、則定、封氏見聞錄載」とあるにて燒尾の意を知るべし、清和天皇貞觀八年正月、燒尾荒鎭と稱して群飲する事を禁じたること、三代實錄三代格等に見えたり、今三代實錄の文を掲げて參考に資す、「二十三日、是日勅禁斷諸司諸院諸家諸所之人燒尾荒鎭、並貴人求飲、臨時群飲、祓除貴人被物、起請鬼、去天平寶字二年二月二十日勅書關云々、而今綸綍出後、年代久遠、有司解怠、奔而不行、因之技諸司諸院諸家諸所之人、新拜官職、初就巡仕之時、一號荒鎭、一稱燒尾、自此之外、貴人求飲、臨時群飲等之類、積習爲常、醉亂無度、主人每有竭財之憂、賓客延利身之實、若期約相過、終至殘樂、儻設不具、定爲罵辱、非啻爭論之萌芽、誠作鬪亂之源源、宜請准勅勅文、嚴加禁止者云々」とあり、以て其弊害ありし一斑を知るべし、

セウミヤウ　小名　名田（ミヤウデン）大名（ダイミヤウ）を見よ、

セウミヤウ　紹明　名義　號は南浦、圓通大應國師と謚す　説明　俗姓藤原氏、駿河安部の人、十五歳にして得度す、後鎌倉に至り建長寺蘭溪に參す、正元の間、宋に入り編く諸方を歷問し、淨慈寺の虛堂に參す、虛堂徑山に遷るに方り、從ひ行きて日夕參扣す、文永四年歸朝して建長寺に入る、蘭溪乃ち提唱せしむ、七年秋筑紫興福寺に出世す、九年太宰府崇福寺に遷る、居ること三十三年、參徒日に盛なり、嘉元三年秋詔を奉じて京都に入る、伏見上皇召して法要を問ふ、奏對旨に稱ふ、勅して萬壽寺を主らしむ、上皇亦東山の故址を以て、嘉元寺を興し、紹明を延きて第一祖となす、德治二年、北條貞時の招請によりて相模に赴き正覺寺に留まる、復勅奏して建長寺を主らしむ、翌年春太上皇手詔を降して存問す、恩禮優至なり、延慶元年十二月十九日寂す、年七十四、坐夏六十、勅して京都に龍翔寺を興し、寺後に祥雲庵普光塔を構へて遺骨を收む、門下甚盛なり、宗峯妙超最聞え、妙超の門下に關山慧玄、散藝義享の二

人出で、妙心大德の二大寺に對立し、一門の宗風を唱ふ、これより我國の禪宗大に興る　説明　語錄三卷（本朝高僧傳、扶桑禪林僧寶傳、龍門夜話、大應錄）

セウヤウシヤ　昭陽舍　名義　大內裡五舍の一、梨壺ともいふ、庭中に梨を植うるを以て名づく、女官の居所たり　説明　溫明殿の北、麗景殿の東　沿革　南北に進びて二字あり、北を昭陽北舍と稱し渡廊を以て相接續し、全舍を周らすに築垣を以てす、南方の舍は、五間四面、南方に向ふ、中央五間二間を身舍とし、四方に廂と簀子とあり、南に、四一間に土の渡廊ありて、溫明殿の北土廂東第五間の所に通ず、南面庭にて立蔀を建て（一に築垣となす）、東方に小門あり、庭中梨、紅梅、藤、櫻、菊等の草木を植ゑたり、西には北第一間の所に渡廊ありて麗景殿の東廂の中央に達す、而して四面に立蔀あり　一に築垣となす）中央に小門あり、東は廂のみにて、北は廂の外に孫廂あり、東西兩端に各渡廊ありて北舍に通ず、北舍は五間二面にて、東西にのみ廂あり、簀子は四方を周らし、北に至りて四三間を闕く、北簀子の東第四間の所に渡廊あり、淑景舍の南廂の額間に通ず、西面の庭に小門あり、榮花物語によれば東宮の御在所たりし事あり、又天曆五年大中臣能宣等五人に勅して、後撰和歌集を此所に撰ばしむ、因て梨壺五歌仙と稱す、「クマウキヨ」の項補參看（大內裡圖考證）

セウラウ　小老　若年寄（ワカドシヨリ）を見よ、

セウリヤウ　小領　郡司の一、「グンウ」を見よ、

セウリヤウ　小兩　大兩（ダイリヤウ）を見よ

セカ井井ン　清和井院　清和院（セイワキンン）を見よ、

セキ　關（刻、塞）　説明　要路或は國境に設け置く門を云ふ、初めは警固を專とせしが、中世には通行稅を徵收せし事もありき、太平記關所停止の條に「それ四境七道の關所は、國の大禁を知らしめ、時の非常を誡めんが爲なり、然るに今驛斷の利に依て、商賈往來の費、年貫運送の煩び有り云々」とあるは蓋せりと云ふべし、人を防ぎ留むるの義、令義解に、「セキ依律、關者捻判之處、刻者駕權之所」とあり、「セキノト」とも云ふ、又關所ともいひ、江戸時代には俗に番所とも稱したる所あり、諏訪の番所の如き是なり、又本關に對して基關あり、箱根の關に對して、仙石原、矢倉澤、川村、谷ヶ村、根府川の諸關の如し、關を守る人を關守、家を關屋、關より取る錢を關錢又關手とも云ふ、米を取る關米と云ふ　説明　沿革　神功皇后攝政の時、忍熊王亂を爲す、依りて關を針間と吉備との界に設けて、之を禦がしむ和氣關と稱す、これ本邦にて關を置きたる事の書に見えたる初めなり、應神天皇の頃白河關を置きたり、承和二年十二月三日の太政官符に「摩」准長門國關勘」過白河菊多兩刻」事、右得陸奥國解�、按三菊記」置刻以來千四百餘歲」と見えたり、且つ官符の本文によれば、兩關が蝦夷防禦にありしこと明なり、孝德天皇大化二年、詔して關塞の法を定め、鈴契を與へたり、天武天皇元年始めて美濃國不破關を置く、蓋し壬申の亂に要路なるを知り給ひしによるなるへし、八年十一月大和龍田山（舊址平野郡西野村）大坂山（舊址葛下郡岩窟越）に關を設く、蓋し天武天皇の皇居は大和淨見原なれば、皇居護衛の爲めなるべし、大寶令にて始めて關の制を定めたり、軍防令に、「凡置關應守固者（謂、境界之上、臨時置關、應守固者是也）並置三配兵士、分番上下、其三關者（謂伊勢鈴鹿、美濃不破、越前愛發等、是也）設鼓吹軍器、國司分當守固、（謂、自以上也、言三關者、國司別當守固、其餘差配兵士）所配兵士之數、依別式」と見え、又三關國の守は、關刻、及び關契の事を掌らしめたり、而して（元明天皇和銅三年の條にも三關の名見ゆ）此の時三關の名始て見えたれども、果して何れの關を稱したるかは詳かならず、されど、令義解に明記したるを見れば、此頃も同じく鈴鹿不破愛發を指したるものなるべし、續紀に「天平十二年十月己卯、朕緣有二所意、今月之末暫往二關東」云々、壬午行幸伊勢國」と見え、「天平神護元年三月丙申、勅云々、又伊勢、美濃、越前者、是守關之國也云々」とあるを以て觀とすべし、蓋し京都を防ぐ三大重要點とせしものなり、元明天皇和銅二年、藤原房前を東海東山二道に遣して關刻を檢察せしむ、この時伊勢、近江、美濃、尾張等の國守を賞したるを見れば、此等諸國に關のありしこと明なり、養老五年十二月元明上皇崩ずるや、使を遣して三關を警固せしむ、是れ三關警固の始めにして、爾來崩御の位には、必ず警固解陣の事あり、淳仁天皇天平寶字三年十月伊勢志摩兩國の爭によりて、尾張刻を派遣して曰く、三關を設くるは、本非常に備へんが爲めなり、方今正朔の旋の所、區宇外なし、徒に關隊を設けて防禦を用ふる事なく、却て中外を隔て交通の便を失ひ、公私往來稽留の苦を致し、時務に益なし、依て三關を停廢して、所有の兵器根機は國府に運收し、館舍は便利の郡に移し建てしむ、十四年八月近江國相坂刻を廢す、相坂關は後世三關の一に加へ、越前愛發を除きたり、蓋し皇居山城に遷りしを以て、最も重要となりしなるべし、此時代に於ける關門は警

固を主としたるを以て、日出開門し、日沒閉門し、關を鎖ゆるには、皆過所によりて通過せしむ、過所は本郡本司に請うて得、若し廿日を過ぎて行かざるものは更に申請して過所を替へ、途中故障ありし時には、近國國司に申請して關に送らしむ、船筏にて水

白河關（一遍上人繪卷所載）

關を通過するものは、長門及び唐津、兵庫關を除く外過所を要せず、旅人の關津に入るものは過所の關名によりて勘過し、敢て行く所を訪はず、餘關を越んとするものは關司の隨意にするを得ず、旅人の過所を持して、驛傳馬に乘じて出入するものは關司勘過して、錄白案記して、驛鈴傳符は旅人に還付せしめ、庸調の脚夫は本國の歷名によりて送使と共に勘度せしむ、外國人の關に入る時は、一物以上所有の物を關司當座官人と共に具錄して、治部省に申さしめたり、特に三關は最も重じたりしと見え、三關國司には特

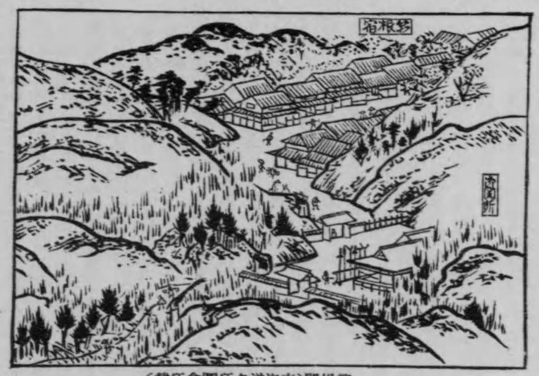

箱根關（東海道名所名所圖會所載）

に衾伏を賜ひ、又關司は最も權力ありて、上下飛驛の書は必ず開見したりしが、延曆八年四月勅して輙く開く事を得ざらしめたり、又三關の關門は、寶龜十一年四月に鈴鹿關西內城の大鼓鳴り、天應元年二月四中城門大鼓鳴り、同年五月鈴鹿城門並守屋四間鳴動

したる事續紀に見えたれば、其安大なりしを知るべし、又私かに關を度る者は之を罪し、三關は徒一年、播津長門は一等を減し、餘關は二等を減ず、關門に據らず間道より越ゆる者は越度者（オチド）（巻看）として、一等を加へて罪したり、平城天皇大同元年三月桓武天皇崩ずるや、使を伊勢美濃越前に遣して故關を固守せしめ、又嵯峨天皇弘仁元年九月、平城上皇都を平城に遷さんとして人心動搖するや、使を伊勢近江美濃三國に遣して、三關を固守せしめたるを思へば、關は既に廢ぜられたる後にありても、事あるに際しては、故關に據りて之を警固せしめたるを見るべし、

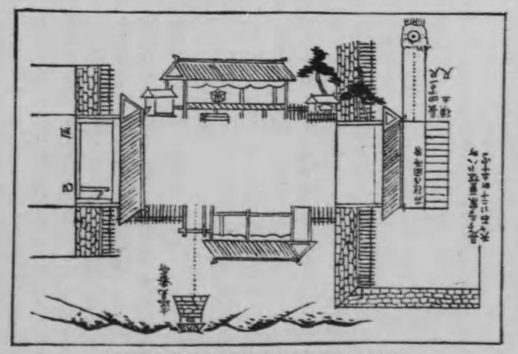
関屋
関屋
関屋

今切御關所改次第

一與力同心六人宛、五月代勤之從二先規一勤來候奉行家來之者二人、與力番所へ差加候事、

一女筒鐵砲を第一に改可レ申候、欠落候者者、先規より擬無レ之、但品により候事、

一關東西國渡船之船、今切に懸り候はゞ可レ改事、

一登り之者、脇々より船之出入、いたさせ間敷事、

一渡船之儀、一日に水主頭一人、同組頭四人、水主百廿人宛、三番に可二相勤一事、

一夜中一切不レ通レ之、但御定之面々者、格別之事、

一下り之鐵砲は、惣而御老中御證文に通し申候、登りは擬無レ之事、

一長三尺以上之下荷物計り改、長物類は登なも改レ之事、

一鐵砲置手形夜通之事兩鑑板之面之通り可レ改事、

一女は上下共に改レ之、坊主前髪有レ之者、比丘尼小女に紛候故、見明候改通候事、

一御番所長屋之内に、妻子有レ之者、兩人差置、乘物にて妻候女なば、右之女房出し見せ改申候、町人之妻女等は、御番所前に乘物之戸開レ之、同心共改見候通べく候事、

一歴々之女中者、宿改と申候町屋に改候事、

一登下之女新居舞坂逢にて出産、依レ之證文には出生之女子載不レ申候、右之産仕候宿、請人に立候はば可レ通レ之、但他所に出産證據等不分明に候はば、奉行に伺可レ申事、

一登女手形鑑に仕、二月八月御留守の衆へ可レ送事、

以上

右にて其一般を知るべきなり、猶夜中通行の事は寛永十五年に、京都又は江戸より人馬朱印を帶して來れる者、または大阪定番同兩町奉行の證文を有したる者のみ之を許したりしも、慶安四年には、箱根、今切、氣賀の三關に限り上使並に緊飛脚の外は一切通行を禁じたり、これ右の三關が東海道の要衝に當れるが爲めなりき、而して此時代には、諸大名の妻室は江戸に住せしめて質となしたるを以て、其逃亡を拒がんが爲め、江戸より地方に出づる婦女子には、特に取調べを嚴重にし、單に手形を改めたるのみならず、更に簡單なる身體檢査を行へり、其狀はまづ手形を改めたる後ち、關所に附隨せる婦人ありて、關外に出づる女の髪をほどきて之を改むなり、但婦人の身分により、改め方に多少の相違ありし事、前に擧げたる今切關の令條を見て知るべし、下りて慶應三年七月に至り、關所通行の制度を改め、(一)女子と雖も男子と改め方を同しくし、(二)刺髮、惣髮、かぶろ等の改めを廢し、(三)首、死骸、亂心、手負、囚人等は、縱令手形なくとも、差添の者より證書を呈出せば通行を許し、(四)諸役人急用の時は、夜中と雖も通行せしめ、(五)鐵砲武器は、其品に差添の者より證書呈出せばこれまた通行を許し、(六)從來印鑑引合の上通行せしめたるの制を廢する等頗る寛大の處置を執りたりしが、明治二年正月、全國の關所悉く停廢し、四民はじめて往來の自由を得たり【關所の制】大約右に述べたるごとくなるがゆゑに、江戸時代には暴力また詐僞を以て關門を通過し、或は間道よりして私に迂同すし、罪罰頗る重し、即ち(一)間道より迂同し關所を通過せざるものは其所に於て磔、但男に誘はれて山越したる女は奴、(二)同上の案内したるもの同じく其所にて磔、(三)關所を忍びて通りたるもの、重追放、但女は奴、(四)口留番所を、女を連れて忍び通りたるもの、中追放たるの規定なりき、然れども今日なほ存する當時の旅行日記等を檢するに關所を避けて間道を通過したるの實例甚だ多し、これ蓋し關所改めの緊を厭ひたるが爲なるべく、また幕府に於ても、犯罪者ならざる以上は、深く糺尋せざりしによるか【關所手形】王朝時代には過所、鎌倉室町の兩時代には過書ともいへり、(「クワシヨ」參看)江戸時代には、男子は普通手形を要せず、(手負亂心病人或は鐵砲等を携へたる者を除く)、女子は必ず之を用ひしめたり、(關所に依りては女子も手形を要せざる處あり)女子の分は女手形と稱し、略して單に手形ともいへり、而して此手形を發行し得る權能を有したるは、寛文元年八月の令によるに、(一)江戸は御留守居、(二)伊勢は桑名城主松平越中守、(三)遠江は掛川横須賀城主太田摂津守、(四)西三河東三河は岡崎城主水野右衛門大夫(五)信濃駿河は町奉行(六)丹波、近江、山城、和泉は京都所司代(七)摂津河内は大阪町奉行、(八)伏見は伏見町奉行等にして、其管轄區内に於て武士の女なれば其領主より、町人百姓ならば、單に名主五人組町年寄等の連名にて、手形發行權を有せる人に願ひ出で、其願出には發行權を有する人が各關所に宛てたる奥書を認めたる後ち本人に下附し、はじめて有功の手形となるの制なりき、下りて嘉治二年六月に至り、江戸市内の者にして、手形を申請たきものあらば、自今以後兩町奉行にて嘉判を爲し與ふること、なりたり、然るに延寶頃よりして、奥書のこと漸く煩れ、新たに手形を製して下附又は諸大名の家老等より關所に宛てたる通行許可の願書を以て、手形と同樣の効力を有せしむる事となりたり、而して其樣式は時代により、又場合により、元より一定せずと雖も、二三の例を示せば左の如し、

三河國加茂郡則定村より、女貳人、江戸迄著し申候

問、荒井御關所、無二相違一罷通り候御裏判、被レ成可レ被レ下候、此女共に付、出入御座候はゞ、私罷出申分可レ仕候、爲二後日一仍如レ件、

慶安五年壬辰四月二日　鈴木九太夫(判花押)

(裏書)

表書之女貳人、可レ被レ通候、鈴木九太夫本文に在レ之事に候、以上、

慶安五年辰四月二日　永野監物(判)

佐橋甚兵衛殿

右は此時代の初期に行はれたる裏判の例なり、

女壹人尼、從二當國一江戸ゑ相越候候、今切御關所、無二異議一御通被レ成可レ被レ下候、以上、

延寶六　四月三日　横山左衛門(拾貳守内)

本多安房

今切御關所御番衆中

右は大名の家老より發したる願書を其儘手形に代用したる例なり、

女上下五人、内髪切貳人、小女貳人、但乘物貳挺從二赤穂一江戸迄、御關所無二相違一可レ被レ通候、是者淺野内匠頭家來建部喜六妻並下女之由、内匠頭依レ斷如レ此候、以上、

元祿七戌年五月十五日　佐波(印)

今切女改中

右は、所司代より内匠頭の申請により、新たに發したる手形の例なり○いま古來より戰國時代にかけて著名なる關の名を擧ぐれば左のごとし(「日本歴史及地理要覽」に據りて增補訂正す)

關所在地	設置年代
山崎關　山城國乙訓郡山崎の西南、關戸	
大江關　同國同郡老坂	天武天皇八年(紀)
淀關　同國久世郡	天武天皇八年(紀)
龍田關　大和國生駒郡立野村	天武天皇八年(紀)
大坂關　同國北葛城郡下田村	天武天皇八年(令集解)
逢坂關　同國逢坂	
葛葉關　河内國北河内郡樟葉	
禁野關　同國	
須磨關　摂津國武庫郡須磨	
武庫川關　同國武庫郡	
兵庫關　同國同郡	
渡邊關　同國	
神崎關　同國	
鈴鹿關　伊勢國鈴鹿郡關町(?)	
亀瀬關　甲斐國東山梨郡	
清見關　駿河國庵原郡興津町の下	
蛸崎關　同國同郡薩埵山の尾、蛸崎の海岸	
横走關　同國駿東郡竹ノ下(?)	
足柄關　相模國足柄北足柄村大字矢倉澤字明神	昌泰二年(?)(三代格)
箱ヶ關　武蔵國東京麹町	
逢坂關　近江國滋賀郡大津町の南逢坂山	大化二年(?)
龍華關　同國同郡伊香立村大字龍華	天安元年(文德實錄)
大石關　同國栗太郡下田上村大字關津	天安元年(文德實錄)
不破關　美濃國不破郡關原村大字松尾ノ大木戸坂	
碓氷關(今名碓氷峠)　上野國碓氷郡碓氷峠	昌泰二年(?)(三代格)
勿來關　磐城國菊多郡	
白河關　同國東白川郡	
焼山關　同國	
衣關　陸中國西磐井郡	
磐手關　同國(尿前關同所?)	
會津關　羽前國西田川郡鼠ヶ關	
念珠關(キヅ)　陸前國柴田郡川崎村	
有耶無耶關　越前國敦賀郡愛發村大字山中	奈良朝初(?)(令義解)
愛發關(アラチ)　同國	
鶯關　越中國西礪波郡礪波山	
礪波關　出雲國八束郡美保關村	
美保關　摂津國西宮	
和氣關　摂津國境(?)	神功皇后時代
杉坂關　摂津國	
山里關(古名名所)　同國	
上ノ關(古名名所)　周防國熊毛郡上關村	
中ノ關(古名名所)　同國佐波郡中關村	
下ノ關(古名名所)　長門國下ノ關市	
白鳥關　紀伊國海草郡山口村	
水城關　筑前國	
大野關　紀伊國	後亀山天皇時代(建徳三年文書)
文字ヶ關　豐前國企救郡門司市	
佐賀關　豐後國北海部郡佐賀關町	
刈宣關　筑前國筑紫郡	

江戸時代には、前に述べたるがごとく、時代により增減あり、諸書載する所統一を闕くのみならず、其變遷の詳細を知り難しと雖も、幕府の末期にありては左のごとくなりき、

關所在地	守衛
箱根　相模國足柄下郡箱根町	小田原城主大久保加賀守

根府川　相模國足柄下郡根府川町
仙石ヶ原　同國同郡仙石ヶ原
矢倉澤　同國足柄上郡北足柄村大字矢倉澤
川村　同國同郡
谷ヶ村　同國同郡谷ヶ村
西浦賀　同國
今切　遠江國濱名郡新井町
氣賀　同國引佐郡氣賀町
本坂　同國同郡西濱名村
清内路　信濃國下伊奈郡清内路村
波合　同國同郡波合村
心川　同國同郡
帶川　同國同郡
小野川　同國同郡
福島　同國西筑摩郡福島町
贄川　同國同郡贄川村
御樽木　同國
山中　近江國高島郡饗熊村大字山中
饗熊　同國同郡饗熊村大字大谷
梁瀬　同國伊香郡柳ヶ瀬村
小佛　武藏國南多摩郡小佛
小岩　同國南葛飾郡小岩村
市川　同國東葛飾郡市川村
金町　同國南葛飾郡金町村
松戸　下總國東葛飾郡松戸町
勝川　同國同郡
中田　同國猿島郡新郷村大字中田町
關宿　同國東葛飾郡關宿町
福島　上野國佐波郡玉村大字福島
大久保加賀守（小田原城主）
同上
同上
同上
同上
一色宮內（吉田城主）
伊豆守（松平家忠）
近藤縫殿助（交代寄合）
同上
石見守（堀田備中守）
知久縄市郎（交代寄合）
同上
同上
同上
山村甚兵衛（尾藤代官）
同上
千村平右衛門（交代寄合）
朽木縫殿助（鄙山城守）
柳澤甲斐守（郡山城主）
井伊掃部頭（彦根城主）
上坂安右衛門
同上
同上
同上
伊奈半左衛門（代官）
同上
同上
久世大和守（關宿城主）
松平大和守（川越城主）

五料　上野國佐波郡名和村　松平大和守
實生　同國群馬郡　同上
大渡　同國同郡元總社村大字大渡　同上
松橋　同國同郡　松平右京亮（高崎城主）
南牧　同國同郡金島村大字南牧
碓氷　同國碓氷郡坂本村大字碓氷　板倉伊豫守（安中城主）
橫川　同國同郡臼井町大字橫川　同上
河俣　同國邑樂郡佐貫村大字河俣　松平下總守（忍城主）
猿ヶ原　同國利根郡久賀村大字猿ヶ原　酒井雅樂頭（前橋城主）
戸倉　同國同郡片品村大字戸倉
大戸　同國吾妻郡坂上村大字大戸　同上
大笹　同國同郡鑓妻村大字大笹　同上
狩宿　同國同郡越後國中頸城郡關川村　同上
關川　同國同郡鉢崎村　同上
鉢崎　同國西頸城郡市振村　同上
市振　同國同郡今井町村大字大谷　同上
田川　同國同郡上根知村大字山口　同上
山口

なほ塗考として一遍上人繪卷、東海道名所圖會、歧蘇路道中名所圖會等に載せたる關所の圖を掲ぐ、此外なほ渡船場あり、王朝時代における水驛に相當す（令義解、儀制令、類聚名物考、律疏殘篇、柳營祕鑑、德川禁令考、武鑑、日本歷史及地理要覽、歷史地理「今切渡と荒井關所」）○また江戸時代には諸國に番所と稱するものあり、各藩または代官郡代等にて、便宜上、要路の切所に、番人をおき不審の者を誰何したり、蓋し古の刻の類なるべし、

セキイツ　尺一

天皇の御書を云ふ、後漢書陳蕃傳の註に、板長尺一、以寫詔書云々」とあるより出づ（有職小說）

セキウチ　關氏（備中新見）

姓は清和源氏、攝津守頼光の孫、多田三河守頼綱の三男土佐守國直の孫齋院次官國時、壽永二年木曾の合戰に討死す、子孫美濃國山形郡に住す、五世山形大炊助國兼の男桃園兵庫頭氏頼、足利尊氏に仕へ、其男彦九郎氏昌美濃武藝郡關に住す、因て家號とす、其八世關十郎右衛門尉成重、初め伊勢北畠氏に仕へしが、後ち尾張に赴き織田信長に仕ふ、其子成政亦信長に仕へしが、父と共に國を去り美濃に至り齋藤氏に寓す、後ち又信長に從ひ一宮河野等を領す、子成次美濃を去り京都に赴く、後ち德川家康に仕ふ、成次二子あり、長を長繼、次を長政といふ、長繼は出でゝ津山侯の後を襲ぎ、弟長政成次の後を承く、子孫相襲ぎ明治に至り華族に列し子爵を授けらる（武鑑、華族諸家傳、華族譜）

○成重——成政——成次——長政——長治——長廣
政富——政辰（トキ）——長誠（ノブ）——長輝——成煥（アキラ）——長道
長克——博直

セキウヂ　關氏

姓は桓武平氏、內大臣小松重盛の二男新三位中將資盛より出づ、資盛重盛の不興により伊勢國鈴鹿郡久我に逐はる、此地にて一男盛國を生む、後ち源頼朝覇を握るや、盛國時政に擒る、二男あり、兄は左近大夫將監實忠、伊勢國鈴鹿郡關谷の地頭となる、故に關氏と稱す、鎌倉に居して北條氏に屬す、弟は長崎盛綱にて北條氏の執事たり、元弘の時高時亡びしを以て、實忠六代の孫關四郎國に歸り關谷に住す、後ち足利氏に仕ふ、延文五年仁木氏謀叛の時四郎父子功あり、勳功の賞を受く、故を以て子孫當國に繁衍す、關、神戸、濱三家に別れ、關は亀山

に、神戸は河曲郡に、濱は鈴鹿郡に居す、織田信長の爲に神戸氏先づ亡され、關盛信も信長に背きしを以て領地を奪はる、天正十年信長四國征伐の時、盛信を許し、本城亀山を賜ひ、信孝に附屬せしむ、其子右兵衛佐一政、蒲生氏に屬す、天正十八年蒲生氏會津に封ぜらるゝや、關氏從て徙り、白河城四萬八千石を領し、從五位下長門守となる、慶長三年氏鄕の男秀行、下野宇都宮に移さるゝや、關氏は信濃飯山城に封ぜらる、秀吉の薨後德川家康に仕ふ、依て美濃土岐の地を領す、五年關ヶ原の役功あり、累代の本領亀山城三萬石に封ぜらる、十五年七月伯耆國黑坂城五萬石に移封、大阪の役敵首を切る三十餘級、寛永二年十月一政卒し、嗣なきを以て所領を收公せられ、關氏亡ぶ、後ち一族兵部少輔氏盛に五千石を賜ひ、一政の祀を祭らしむ（藩翰譜）

セキガハラノタタカヒ　關ヶ原戰

場所　美濃國不破郡關ヶ原、今村名となる、而して其原野は、今須峠、松尾山を以て西南を限り、東は桃配山、野上に至り、北は小關の山脚に及ぶ、所謂昔野原の一部なり　起因　慶長三年、豐臣秀吉の薨するや、五大老五奉行等遺命によりて秀頼を輔く、五奉行も德川家康と善からず、加藤清正、福島正則、淺野幸長、黑田長政等亦石田三成等と不和なり、故に秀吉の薨後天下騷然として統一せず、然して家康密かに覇權を握るの意あり、之を以て屢々政令節度に違反し、殊更に三成等を刺擊す、三成等家康を以て、遂に豐臣氏に不利なるものと爲し、毛利輝元を以て盟主とし、上杉景勝と謀り、東西同時に兵を擧げて家康を襲擊せんことを圖る、五年景勝、領國會津に在りてまづ兵を擧ぐ、家康卽ち同月二十一日江戸城を

（關ヶ原戰史所載）

【關中符號】

イ 藤田長政　ロ 細川忠興　ハ 加藤嘉明
ニ 田中吉政　ホ 筒井定次　ヘ 松平忠吉
ト 井伊直政　チ 寺澤廣高　リ 藤堂高虎
ヌ 京極高知　ル 福島正則　ヲ 木多忠勝
ワ 織田有樂　カ 古田重勝　ヨ 金森長近
タ 生駒一正　レ 有馬則頼　ソ 山內一豐
ツ 淺野幸長　ネ 池田輝政　い 吉川廣家

1 脇坂安治　2 朽木元綱　3 小川祐忠
4 赤座直保　5 小早川秀秋　三 大谷吉繼

一 大谷吉勝　平塚爲廣
二 木下頼継　戸田重政　小西行長
六 島津豐久　七 蒲生郷舍　八 島津勝猛
九 石田三成　十 島津維新　十一 長東正家
十二 安國寺惠瓊　十三 長曾我部盛親　十四 毛利秀元

發し、諸將を率ゐて征途に上る、技に於て三成等秀頼の命と稱し、諸侯を招きて又兵を擧ぐ、小西行長、毛利輝元、島津義弘、長曾我部盛親、立花宗茂等皆之に應じ、まづ伏見城を攻めて鳥居元忠を殺す、家康時に小山に在り、變を聞きて直ちに部署を定め、子秀康を留めて景勝に當らしめ、自ら率ゐて大阪に向ふ、三成等之を關ヶ原に邀へ擊ち、九月十九日兩軍決戰す　結果　西軍は浮田秀家、島津義弘天滿山を背にし東面して陣し、小西行長は其左に、石田三成又其左に陣す、有馬、川尻等の諸將は其右に、大谷吉隆又其右に陣す、小早川秀秋は松尾山に屯し、脇坂安治等は其麓に在り、毛利秀元は南宮山に屯し、長曾我部盛親、長東正家等其麓に在り、總軍凡十二萬八千と號す、東軍は福島正則を先鋒とし、德川忠吉、井伊直政等之につぎ、黑田長政、細川忠興等を右軍とし、藤堂高虎、山內一豐等を左軍とし、且つ淺野幸長、